参考資料６－２

規制改革実施計画のフォローアップ結果について

令和８年６月29日
規制改革推進会議

１　はじめに

規制改革実施計画（令和７年６月13日閣議決定）に基づき、内閣府を始めとする関係府省庁及び規制改革推進会議は、これまで決定された累次の規制改革実施計画等に定められた事項の実施状況のフォローアップを行ったことから、当該フォローアップの結果について公表する。

（フォローアップ対象）

① 規制改革実施計画（令和７年６月13日閣議決定）・・・

２ 規制改革実施計画の措置状況

【規制改革実施計画（令和７年６月13日閣議決定）　計115件】

	措置済	未措置	検討中	未検討	―
地方創生	8		19		
賃金向上、人手不足対応	15	3	11		
投資大国	13	3	33		1
防災・減災	1	2	6		
合計	37	8	69		1

地方創生	措置済	未措置	検討中	未検討	―
（１）地域活性化・人手不足対応（土地・農業関係）			2		
（２）地域活性化・人手不足対応（交通関係）	1		4		
（３）健康・医療・介護	1		8		
（４）デジタル・ＡＩ			1		
（５）国家戦略特区	6		4		
小計	8		19		

賃金向上、人手不足対応	措置済	未措置	検討中	未検討	―
（１）健康・医療・介護			2		
（２）働き方・人への投資	7		5		
（３）スタートアップ・イノベーション促進	1	1			
（４）デジタル・ＡＩ	3	2	4		
（５）国家戦略特区	4				
小計	15	3	11		

投資大国	措置済	未措置	検討中	未検討	―
（１）健康・医療・介護			3		
（２）スタートアップ・イノベーション促進			11		1
（３）ＧＸ・サステナビリティ	10	1	13		
（４）デジタル・ＡＩ		2	1		
（５）国家戦略特区	3		5		
小計	13	3	33		1

防災・減災	措置済	未措置	検討中	未検討	―
（１）地域活性化・人手不足対応			3		
（２）健康・医療・介護			2		
（３）スタートアップ・イノベーション促進	1	1	1		
（４）国家戦略特区		1			
小計	1	2	6		

【規制改革実施計画（令和６年６月21日閣議決定）　計63件】

	措置済	未措置	検討中	未検討	―
革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大	17	1	22		3
スタートアップの更なる成長	5		11		
良質な雇用の確保、高生産性産業への労働移動	3		1		
合計	25	1	34		3

【規制改革実施計画（令和５年６月16日閣議決定）　計80件】

	措置済	未措置	検討中	未検討	―
デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し		1			
個別分野の取組＜スタートアップ・イノベーション分野＞	6		7		1
個別分野の取組＜グリーン分野＞	8	1	9		
個別分野の取組＜人への投資分野＞	2	2	7		
個別分野の取組＜医療・介護・感染症対策分野＞	10	1	6		
個別分野の取組＜地域産業活性化分野＞	4		1		2
個別分野の取組＜共通課題対策分野＞	3	3	5		1
合計	33	8	35		4

【規制改革実施計画（令和４年６月７日閣議決定）等　計46件】

	措置済	未措置	検討中	未検討	―
デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	2	5			
デジタル分野以外の横断的な取組	2				
個別分野の取組＜スタートアップ・イノベーション＞	2		4		
個別分野の取組＜グリーン分野＞	1		5		
個別分野の取組＜デジタル基盤＞			1		
個別分野の取組＜人への投資＞	2		4		
個別分野の取組＜医療・介護・感染症対策＞	4	2	4		
個別分野の取組＜地域産業活性化＞	5		3		
合計	18	7	21		

【規制改革実施計画（令和３年６月18日閣議決定）　計27件】

	措置済	未措置	検討中	未検討	―
デジタルガバメントの推進			1		
デジタル時代に向けた規制の見直し			1		
成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	8		2		2
グリーン（再生可能エネルギー等）	4	1	4		
雇用・教育等	1	1	2		
合計	13	2	10		2

【規制改革実施計画（令和２年７月17日閣議決定）　計14件】

	措置済	未措置	検討中	未検討	―
成長戦略分野			2		
雇用・人づくり分野	1				
投資等分野	2		2		
医療・介護分野			4		
農林水産分野	3				
合計	6		8		

【規制改革実施計画（令和元年６月21日閣議決定）　計４件】

	措置済	未措置	検討中	未検討	―
農林分野					1
水産分野	1				
医療・介護分野			1		
投資等分野	1				
合計	2		1		1

【規制改革実施計画（平成30年６月15日閣議決定）　計９件】

	措置済	未措置	検討中	未検討	―
農林分野	1				
水産分野	1				
保育・雇用分野	1				
投資等分野	5				
その他重要課題	1				
合計	9				

【規制改革実施計画（平成29年６月９日閣議決定）　計６件】

	措置済	未措置	検討中	未検討	―
人材分野			1		
投資等分野	3		2		
合計	3		3		

【規制改革実施計画（平成28年６月２日閣議決定）　計２件】

	措置済	未措置	検討中	未検討	―
農業分野	1				
投資促進等分野			1		
合計	1		1		

【規制改革実施計画（平成26年６月24日閣議決定）　計３件】

	措置済	未措置	検討中	未検討	―
農業分野	3				
合計	3				

【規制改革実施計画（平成25年６月14日閣議決定）　計１件】

	措置済	未措置	検討中	未検討	―
エネルギー・環境分野	1				
合計	1				

※　措置状況の分類基準は次のとおりである。

措置済 ・・・・・規制改革実施計画に定められた内容を完了したもの

未措置 ・・・・・規制改革実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの

検討中 ・・・・・規制改革実施計画に定められた内容の実現に向けて、具体的な検討を開始しているが、いまだ結論が得られていないもの

未検討 ・・・・・「今後、〇〇〇審議会において検討する予定」など、一般的な予定はあるが、当該年度に具体的な検討が予定されていないもの等

―　・・・・・規制改革実施計画において、実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

※　評価区分の判断基準は次のとおりである。

解決・・・・・・・・・・・・・運用段階以前の事項であって、規制改革実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了しているもの

運用段階に入っている事項であって、規制改革実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの

継続フォローアップ・・・・・運用段階以前の事項であって、一部制度（政省令、通達等も含む。）が未整備である等のため、引き続きフォローアップが必要なもの

要改善・・・・・・・・・・・制度整備状況又は運用状況が、規制改革実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの

フォローアップ終了・・・・・上記に分類できないもので、フォローアップの必要がないもの（社会情勢の変化によりフォローアップの必要がなくなったもの、規制改革実施計画として後年度に改めて閣議決定されたもの等）

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定分）										
1．地方創生										
（1）地域活性化・人手不足対応（土地・農業関係）										
令和7年6月13日	地域活性化・人手不足対応（土地・農業関係）	1	膨大な所有者不明土地等の有効活用（農地集約、工場建設等）	a 法務省は、長期相続登記等未了土地解消事業（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第44条に基づくもの。以下「解消事業」という。）について、その要件である「起業者その他の公共の利益となる事業」には、国・地方公共団体や独立行政法人・地方独立行政法人等が実施する事業以外であっても、法律上の根拠がある事業、すなわち法律にその事業が直接に規定されていなくても、条例、補助金交付要綱等を含む公的な根拠がある事業であり、公共性の高いものが該当することから、民間事業者からの要望をより受け入れやすくするよう、例えば、①国や地方公共団体の補助金・助成金等を受けて民間事業者が実施する一定の事業（半導体その他の国や地方公共団体等が支援を行う工場の建設・拡張、市街地の活用、道路整備、都市施設等の建設・拡張等）、②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づいて法人が実施する公益事業、③耕作放棄地を活用しようとする事業、農林水産業のための事業又は地域の農地を集約し農業の生産性を向上させようとする事業等が、条例、補助金交付要綱等を含む公的な根拠があり、公共性が認められる事業であれば、「起業者その他の公共の利益となる事業」に該当し得ることを明確化し、周知する。あわせて、解消事業に選定されるための法務局に対する所有者探索の申出に当たっては、国又は地方公共団体からの申出による方法のみではなく、①～③それぞれの実施主体から補助金交付決定その他公益性を確認できる事実を証する資料提出等とともに、直接申し出ることでも足りることとする。 b 法務省は、解消事業の対象が所有権の登記名義人（不動産登記簿上の所有者をいう。）の死亡後10年以上経過している場合に限定されていることを踏まえ、国・地方公共団体や独立行政法人・地方独立行政法人等が実施する事業及び①～③に該当するものに関し、死亡後の経過年数が10年未満の土地であっても公共の利益となる事業の実施を円滑化する方策について、限られた予算・人員を効率的・効果的に活用する観点にも留意しつつ、制度の見直しも含めて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 c 法務省は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項の士業者が顧客から依頼を受けて、職務として、不動産の所有者やその所在地の探索を行う場合において、必要な戸籍証明書等を当該地方公共団体に対して、当該地方公共団体窓口に赴くことなくオンラインでの請求を可能とすることにより、交付を迅速に受けることが可能となるため、他の行政手続における対応も参考に不正請求の防止策を含めて新たなシステム構築の支援等、具体的検討を行い、結論を得次第、市区町村及び士業者団体と連携して、速やかに所要の措置を講ずる。 d 法務省は、所有者不明土地（現所有者の氏名又は名称やそれらの所在が直ちに確認できない土地をいう。）を早期に解消する観点から、相続登記の義務化や手続の簡素化・合理化等所管する制度の効果分析・評価を行う。また、効果分析・評価の結果を踏まえ、必要に応じて、所管する制度の見直しを行う。 e 法務省は、現所有者の氏名又は名称やその所在が直ちに確認できない所有者不明建物について、建物は土地と異なり、一般的に取壊しや老朽化により滅失するものとされている一方で、構造によっては長寿命化しており、現に、国内の住宅総数に占める空き家数が上昇している、との指摘を踏まえ、解消事業やc.dの対象として、限られた予算・人員を効率的・効果的に活用する観点にも留意しつつ、耐用年数の長い建物や長期間空き家状態が続いている建物で、優先度の高い所有者不明建物についても適用することを検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	a：措置済み b：令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 c,e：令和7年度結論、結論を得次第速やかに措置 d：令和7年度以降令和9年度まで継続的に措置	法務省	a 長期相続登記等未了土地解消事業に係る民間事業者からの要望をより受け入れやすくするよう、①国や地方公共団体の補助金・助成金等を受けて民間事業者が実施する一定の事業（半導体その他の国や地方公共団体等が支援を行う工場の建設・拡張、市街地の活用、道路整備、都市施設等の建設・拡張等）、②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づいて法人が実施する公益事業、③耕作放棄地を活用しようとする事業、農林水産業のための事業又は地域の農地を集約し農業の生産性を向上させようとする事業等が、条例、補助金交付要綱等を含む公的な根拠があり、公共性が認められる事業であれば、長期相続登記等未了土地解消事業の対象となる「起業者その他の公共の利益となる事業」に該当し得ることを明確化し、法務省ホームページにおいて周知した。 また、民間事業者が公共の利益となる事業を実施するために、法務局に長期相続登記等未了土地解消事業の実施をしてほしい場合には、地方公共団体を通じる方法のほか、管轄する法務局に対して直接要望をすることができることとし、これらを法務省ホームページにおいて周知した。 b 死亡後の経過年数が10年未満の土地であっても公共の利益となる事業の実施を円滑化するため、当該土地にその所有権登記名義人が死亡している事実を記録・表示することにつき、実務を担う法務局とも協議の上、検討している。 c 戸籍謄本等の職務上請求については、デジタル庁と連携し、システムの共通化の方法や今後のスケジュールを記載した推進方針案を2026 年3月末までに策定することとした。 （令和8年1月20日国家戦略特別区域諮問会議決定） d 現在、相続登記の申請件数の推移や認知症に関する情報を収集している。 e 長期間空き家状態が続いているなどの所有者不明建物について、令和8年度における解消事業に係る要望の収集作業から、長期相続登記等未了土地解消事業を通じて地方公共団体等から要望を受けた上で、その数地の登記名義人を調査することができることとした。	a 措置済み b 令和8年度中の措置に向け、引き続き検討を行う。 c システムの共通化の方法や今後のスケジュールを記載した推進方針案を踏まえ、システムの開発業者における開発及び市区町村における導入が行われる予定。 d 今後、令和8年度末に相続登記の義務の最初の履行期限が到来し、また、令和8年4月1日から住所等変更登記が義務化されるとともに、職権による住所等変更登記の仕組みが開始されることから、これらの制度の運用状況も踏まえて、引き続き制度の効果分析・評価を行っていく予定である。 e 措置済み	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	地域活性化・人手不足対応（土地・農業関係）	2	ロボット農機の公道走行制度化（圃場間移動等を通じた地域での活用）	a 農林水産省は、その実施したロボット農機（ロボット技術を組み込んで製造され、農作業に用いることを目的に使用者が遠隔監視しながら無人で自動走行する車両系の農業機械をいう。以下同じ。）の実証事業の結果を踏まえ、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」（平成29年3月31日農林水産省生産局長通知）について、公道走行の実現を見据えた改定を行うとともに、警察庁及び国土交通省の求めに応じ、実証事業の結果の報告その他b～dのために必要となる協力を行う。 b 国土交通省は、ロボット農機の公道走行が可能となるよう、必要に応じて、関係事業者等にヒアリングを行った上で、自動運行装置を備えることができる自動車として大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加する旨の道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）の改正その他所要の措置を講ずる。 c 警察庁は、「「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」の改訂について」（令和6年9月9日警察庁交通局長通達）等により、警察署長の道路使用許可を得て公道実証実験が可能となっていることについて、関係者に周知するとともに、農業の生産性向上の要請にも最大限配慮しつつ、交通の安全と円滑を両立する公道実証実験が可能となるよう適切な道路使用許可の運用を行うことについて、都道府県警察を指導する。 d 警察庁は、ロボット農機が自動車に該当する場合には、bの措置を前提として都道府県公安委員会の特定自動運行の許可を得て、また、遠隔操作型小型車に該当する場合には都道府県公安委員会への届出を行うことにより、圃場間移動及び格納庫から圃場までの公道移動を含む公道での走行が可能であることを明確化するとともに、農業の生産性向上の要請にも最大限配慮する観点から、圃場間移動については、交通量が極めて少ないことが一般的である農道の短時間での横断等にとどまる場合があることを踏まえ、農家等が、地域においてロボット農機を最小限の負担で円滑に活用できる制度の運用を確保する。	a：令和6年度以降継続的に措置 b：措置済み c：措置済み d（前段）：令和7年度措置、（後段）：令和8年上期措置	a：農林水産省 b：国土交通省 c,d：警察庁	a bからdの措置のために必要な協力を行うため、実証事業に国土交通省・警察庁も参加する体制を整え、実証結果を共有するとともに、関係者間で意見交換を行う場を設定する等を行い、ロボット農機の公道走行の実現を見据え、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」を改訂し、公道走行に係る手続き等について規定した。（3月末改訂済み） b 業界関係者等の意見を踏まえつつ、自動運行装置を備えることができる自動車として大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加する旨の道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）の改正を実施。（令和7年2月28日改正・施行） また、関連規定の整備として、「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」（令和2年3月31日付け　自技第269号）を改正した。（令和7年3月27日改正・施行） c 自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可について、必要な手続等を警察庁ウェブサイトへ掲載したほか、事業者等への周知を実施するとともに、申請に対する適切な対応等を都道府県警察に指導した。 d（前段） 令和7年9月、警察庁ウェブサイトにおいて、 ・道路運送車両の保安基準の改正により、大型特殊自動車及び小型特殊車が「自動運行装置を備えることができる自動車」に追加されたことを受け、ロボット農機が自動車に該当する場合は、道路交通法に基づく都道府県公安委員会の特定自動運行の許可を得ること ・ロボット農機が遠隔操作型小型車に該当する場合は、都道府県公安委員会への届出を行うこと により、それぞれ圃場間移動及び格納庫から圃場までの公道移動を含む公道での走行が可能であることを明確にするための周知を行った。 d（後段） 農業の生産性向上の要請にも最大限配慮する観点から、圃場間移動については、交通量が極めて少ないことが一般的である農道の短時間での横断等にとどまる場合があることを踏まえ、農家等が、地域においてロボット農機を最小限の負担で円滑に活用できる制度の運用を確保するための留意事項を都道府県警察に指示すること及び警察庁ウェブサイトにおいて上記内容をすることを周知することについて検討中。	a 措置済み b 措置済み c 措置済み d（前段） 措置済み d（後段） 引き続き検討を行うとともに、全国警察への指示及び周知を実施する。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
（2）地域活性化・人手不足対応（交通関係）										
令和7年6月13日	地域活性化・人手不足対応（交通関係）	1	全国の移動の足不足の解消に向けたライドシェア（自家用車活用事業等）の推進	a 内閣府は、移動の足不足の状況に関してこれまで実施したアンケート調査等の各種調査との整合性を確保した上で、大都市、中小都市及び観光地など全ての地域を対象とした調査を引き続き実施し、住民及び内外の観光客の移動の足の実態を定期的かつ定量的に把握し、検証するとともに、それらの結果を踏まえ、四半期ごとを目処に、利用者目線での移動の足の実態に関する評価を行う。 b 内閣府及び国土交通省は、全国の移動の足不足の解消に向けて、自動運転やライドシェアについて、骨太方針2024[1]等を踏まえ、必要な取組を進める。特に、地方の中小都市など[2]、公共交通手段の利便性が低い地域における移動の足不足の解消に向けた適切な制度の在り方も含め議論を進める。 c 国土交通省は、特に、地方や観光地で移動の足不足の解消が求められていることを踏まえ、自家用車活用事業について、これらの地域の実情に応じた更なる活用を進める観点から、以下の措置を講ずる。 ①配車アプリが普及していない地域では、「自家用車活用事業における大都市部以外の地域における供給車両数・時間帯の拡充について」（令和6年9月17日国土交通省物流・自動車局旅客課長事務連絡）及び「自家用車活用事業の進め方」（令和6年3月29日国土交通省物流・自動車局旅客課資料）に基づき、タクシー事業者又は地方公共団体から、タクシーが不足する曜日・時間帯、時期（イベント開催期間中や季節性によるもの等）に関して具体的な申出があり、管轄の地方運輸局等が必要と認める場合には、自家用車活用事業が稼働できる曜日・時間帯を拡大することができることとされているが、タクシー事業者や地方公共団体による申出のみならず、地域の住民等のニーズに応じて、自家用車活用事業の更なる活用を可能とするため、上記制度に加えて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に基づく地方公共団体、公共交通事業者、地域公共交通の利用者等が参画する協議会において、営業区域、曜日・時間帯、時期について関係者間で協議が調った場合は、協議結果に基づく申出を踏まえ、自家用車活用事業が稼働できる営業区域、曜日・時間帯及び時期を拡大することができることとするよう、関係通達の改正等、必要な措置を講ずる。なお、この場合、地域の輸送サービスが供給過剰となるおそれがないかについて、タクシーの日車営収、実車率や配車マッチング率等の具体的なデータに基づく検証を継続的に実施し、必要な場合には、当該協議が調った営業区域、曜日・時間帯及び時期を随時調整することとする。また、当該協議会において、一部の関係者が合理的な根拠を示さないまま協議が調わないなど、地域における円滑な協議に支障が生じる場合等にあっては、それらの状況を改善するための措置を検討し、所要の措置を講ずるものとする。 ②自家用車活用事業の運賃について、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3第3項に基づき自家用車活用事業を実施するタクシー事業者、地方公共団体、地方運輸局長、住民代表者等を構成員とする協議会において協議が調った場合には、需要の繁閑に応じて一定の範囲で変動させることも含め、地域の実情に応じた運賃の設定を可能とするよう、関係通達の改正等、必要な措置を講ずる。 ③タクシー事業者以外の者であるバス・鉄道事業者によるライドシェア事業の在り方に関して、ドライバー・車両等の安全・安心の確保の観点から課題の有無を確認するためのトライアルを行う。その上で、トライアルの結果を検証し、バス・鉄道事業者による当該事業への参画に関して、タクシー事業許可取得に係る要件の緩和や明確化も含め、制度改正やガイドライン整備等の所要の措置を講ずる。 ④タクシー事業者の運行管理業務の効率化を進める観点から、現在、タクシー事業において実証が行われている事業者間遠隔点呼及び業務前自動点呼について、自家用車活用事業を含めて本格実施に円滑に移行することができるよう、運用の明確化を行う。 1 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定） 2 通院・介護、通勤・通学、買い物等の移動の足確保が困難な住民が存在する地域など。	a：令和7年度以降継続的に措置、 b：直ちに実施、 c：（①～③）令和7年度措置、（④）令和7年措置	a：内閣府 b：内閣府 国土交通省 c：国土交通省	a 内閣府において、「移動の足不足の改善状況についての検証及び令和7年9月末時点の利用者目線での検証結果の評価」及び「自家用車活用事業等のモニタリング及び検証、令和7年12月末時点の評価及び移動の足不足の改善状況についての検証、令和7年12月末時点の利用者目線での検証結果の評価」を公表した。 b ・令和8年2月26日に、内閣府及び国土交通省において、「自家用車活用事業等のモニタリング及び検証、令和7年12月末時点の評価及び移動の足不足の改善状況についての検証、令和7年12月末時点の利用者目線での検証結果の評価」を公表。 ・自動運転やライドシェアについて、必要な取組を実施。地方部における移動の足不足の解消に係る取組について、国土交通省「交通空白」解消本部等で実施中。 c ①、②、③、④について、①に関し「自家用車活用事業における曜日・時間帯及び不足車両数の設定等について」（令和8年2月26日物流・自動車局旅客課長事務連絡）、②に関し「自家用車活用事業の運用改善等について」（令和8年2月26日物流・自動車局旅客課長事務連絡）、③に関し「交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会で議論された先行トライアルの実施に当たっての法人タクシー事業の許可等に係る取扱いについて」（国自旅第214号一部改正令和8年3月31日物流・自動車局旅客課長通達）、④に関し「「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について」（国自安第46号、国自旅第64号、国自整第94号令和7年8月7日物流・自動車局安全政策課長、旅客課長、自動車整備課長通達）を発出。	a 「移動の足不足の改善状況についての検証及び令和8年3月末時点の利用者目線での検証結果の評価」公表に当たり、まずは調査結果を内閣府ウェブサイトにおいて公表予定。引き続き調査及び評価を実施する。 b ・自動運転やライドシェアについて、必要な取組を実施する。 ・内閣府及び国土交通省において、「自家用車活用事業等のモニタリング及び検証、令和8年6月末時点の評価及び移動の足不足の改善状況についての検証、令和8年6月末時点の利用者目線での検証結果の評価」を公表予定。 c 措置済み。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	地域活性化・人手不足対応（交通関係）	2	自家用有償旅客運送制度の改善	国土交通省は、道路運送法第78条第2号に基づき、過疎地域や高齢化が進む地域等で、バスやタクシーのみでは十分な移動サービスを提供することが困難な場合に、住民の生活を支えるための移動手段を確保するため、市町村や特定非営利活動法人（NPO）など国土交通大臣の登録を受けた団体が自家用車を用いて有償にて旅客を運送する制度である自家用有償旅客運送について、令和6年6月の規制改革実施計画を踏まえ、地域公共交通会議に係る関係法令や通達に定められていない独自の基準（ローカルルール）の取扱いについて、客観的な根拠に基づかないものは認められない旨が明確化され、見直しが進められているところであり、引き続き、ローカルルールが客観的な根拠に基づくものであるかを確認し、客観的な根拠に基づかないものについて見直すとともに、客観的な根拠に基づくローカルルールとされたものについても、適時適切の見直しが行われるよう地方公共団体に求める。	令和7年度措置	国土交通省	自家用有償旅客運送に関して、令和8年3月31日付で事務連絡を発出し、「引き続き、ローカルルールが客観的な根拠に基づくものであるかを確認し、客観的な根拠に基づかないものについて見直すとともに、客観的な根拠に基づくローカルルールとされたものについても、適時適切の見直しが行われるよう」地方公共団体に求めた。	措置済み	措置済	解決
令和7年6月13日	地域活性化・人手不足対応（交通関係）	3	乗合タクシー等の参入円滑化	路線バスや乗合タクシー等、個々の旅客の依頼に応じて運賃を収受し、自動車で乗合旅客を運送する事業である道路運送法第3条第1号イの規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業のうち、路線不定期運行（路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起点又は終点に係る時刻の設定が不定である運行の形態をいう。以下同じ。）又は区域運行（路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態をいう。以下同じ。）の実施に際しては、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」（平成13年8月29日国土交通省物流・自動車局長通知。以下「処理方針」という。）により、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行（路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起終点及び停留所の時刻設定が定時である運行の形態をいう。以下同じ。）によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性を取る必要がない場合を除き、地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が調っていることが求められている。一方で、多くの地域公共交通会議等が市町村単位で開催されていることから、一般乗合旅客自動車運送事業を実施する事業者が複数の地方公共団体にまたがり運行を行う場合、複数の市町村において合同で地域公共交通会議等を開催することは可能であるものの、その実現には多大な調整が必要であるため、結果として地方公共団体ごとに地域公共交通会議等を開催し関係者と協議を調えている実態があること、また、地域公共交通会議等が設置されていない地域においては同会議の設置から調整が必要となることなどの理由により、協議に膨大な時間を要し、事業開始までの見込みが立たない事例が存在するとの声がある。また、地域公共交通会議等での協議を要さない場合として、「「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について」（平成13年9月27日国土交通省物流・自動車局安全政策課長、物流・自動車局旅客課長連名通知。以下「細部取扱」という。）においては、路線定期運行では困難な需要に対応する空港アクセス型、観光需要対応型等の輸送形態が含まれる旨が示されているものの、要件が具体化されていないことから、地方運輸局ごとに協議の要否の判断が異なり、事業者の新規参入の障壁となっているという声がある。	a,b：令和7年上期措置、 c：（前段）令和7年上期措置、（中段・後段）令和8年上期措置	国土交通省	a,b,cについて、令和7年6月30日に「地域公共交通会議等の円滑な開催等について」（国土交通省物流・自動車局旅客課長通知）を発出し、対応済み。	cについて、適宜フォローアップを行い、必要な対応を行う。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	地域活性化・人手不足対応（交通関係）	3	乗合タクシー等の参入円滑化	一般乗合旅客自動車運送事業が地域住民の日常的な移動の足において重要な役割を担っていることを踏まえれば、路線不定期運行又は区域運行に係るこれらの課題に対応することを通じて、事業者の新規参入を円滑化し、利用者の利便性を向上させることが重要であり、このため、以下の措置を講ずる。 a 国土交通省は、路線不定期運行又は区域運行で行う一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業者からの申請について、処理方針及び細部取扱において地域公共交通会議等での協議を要さない場合として示されている「交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性を取る必要がない場合」の該当性を地方運輸局において判断する際、判断の客観性・統一性を担保するため、判断基準の明確化について検討を行い、結論を得次第、所要の措置を講ずる。なお、検討に際しては、例えば、路線定期運行が運行していない時間帯に限って事業が行われる場合や、運賃設定によって路線定期運行と競合する可能性が低いと考えられる場合など、当該地域における同時間帯の他の公共交通手段の有無や料金設定等を考慮することとする。 b 国土交通省は、空港アクセス型又は観光需要対応型の輸送形態により、複数の地方公共団体にまたがり実施される路線不定期運行又は区域運行の一般乗合旅客自動車運送事業であり、地域公共交通会議等における協議が必要となる場合について、協議の円滑化を図るため、以下の①及び②について検討し、結論を得次第、通知等で明確化した上で地方公共団体等に対して周知する。 ①空港アクセスに関する協議会など、道路運送法施行規則第4条の2で規定する地域公共交通会議の構成員の要件を満たし、当該運行地域において一つの協議会で協議を調えることが可能な既存の協議会が存在する場合には、当該協議会が地域公共交通会議等に代替し得ることとすること。 ②既存の協議会が存在しない場合には、複数の地域公共交通会議等を開催することなく一つの協議会で協議を調えることが可能となるよう、当該地域を管轄する地方運輸局が協議会の構成員その他協議会の設置・開催に必要な事項を各地方公共団体に対して提案すること。 c 国土交通省は、事業者から路線不定期運行又は区域運行での一般乗合旅客自動車運送事業の実施に関する申請があった場合について、以下の①及び②の標準処理期間を定め、通知等で明確化した上で地方公共団体等に対して周知する。 ①当該地域を管轄する地方運輸局は、申請のあった日から原則として1か月以内に地域公共交通会議等での協議の要否を判断すること。 ②地域公共交通会議等での協議を調える必要があると判断された場合、地方公共団体は、地方運輸局において当該判断をされた日から2か月以内に地域公共交通会議等を開催し、議論を開始した日から2か月以内に結論を得ること。 また、当該周知を踏まえ、各地方運輸局及び地方公共団体が標準処理期間に基づいて適切に処理を行っているかを調査し、調査結果を公表する。 その上で、当該調査結果を踏まえ、更なる運用改善の必要性が認められる場合には、所要の措置を講ずる。						
令和7年6月13日	地域活性化・人手不足対応（交通関係）	4	ICTを活用した運行管理業務の集約・高度化等による運行管理者不足等を踏まえた効率的な安全管理の実現	少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少、急増するインバウンド等を背景に、運輸・郵便業では、令和7年4月公表の日本銀行「全国企業短期経済観測調査」における雇用人員判断DI（雇用人員の過不足について「過剰」と回答した企業の割合から「不足」と回答した企業の割合を除いたもの）の不足超幅がコロナ禍以前を上回って過去最大にまで拡大するなど人手不足が深刻化しており、業務の効率化及び生産性の向上が喫緊の課題である。 こうした中、タクシー、バス、トラック等の自動車運送事業（旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。以下同じ。）においては、運行管理者の業務（事業用自動車の運転者の乗務割の作成、休憩・睡眠施設の保守管理、運転者の指導監督、点呼による運転者の疲労・健康状態等の把握や安全運行の指示等、事業用自動車の運行の安全を確保するための業務をいう。以下「運行管理業務」という。）について、ICTを活用した同一事業者内の運行管理業務の一元化、一定の要件を満たした機器を用いることによる遠隔点呼及び点呼支援機器に運行の業務前後の点呼時の確認、指示事項を代替させて点呼を実施する自動点呼（対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。）第2条において規定する「業務前自動点呼」及び「業務後自動点呼」をいう。以下同じ。）の実現など、ICTを活用した運行管理業務の集約・高度化等の取組が進められている。一方で、自動車運送事業者（自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。）においては、こうしたICTを活用した運行管理業務の集約・高度化等の程度にかかわらず、運行管理業務を担う運行管理者について、道路運送法第23条又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第16条の規定により、試験合格者又は一定の実務の経験及び講習を受講した者のうちから、一定の数以上の事業用自動車を有している営業所ごとに、一定の人数以上の運行管理者を選任する義務が課され、また、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成14年1月30日国土交通省自動車交通局総務課安全対策室長ほか通達。以下「旅客解釈運用通達」という。）又は「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成15年3月10日国土交通省自動車交通局総務課安全対策室長ほか通達。以下「貨物解釈運用通達」という。）の規定により、運行管理者は他の営業所の運行管理者又は運行管理業務を補助させるための者（以下「補助者」という。）を兼務することはできないとされており、こうした規制が、ICTの導入による費用対効果を限定的なものとしているとの指摘や、自動車運送事業者における柔軟な運行管理者の配置による運行管理者不足への対応、業務効率化及び生産性向上、郊外の営業所の経営維持等の障壁となっているとの指摘がある。 以上を踏まえ、輸送の安全の確保を前提とした上で、自動車運送事業者におけるICTの活用・導入を促進し、業務効率化及び生産性の向上、運行管理者不足の解消等を図るべく、運行管理の体制に係る制度を見直すことが必要であり、以下の措置を講ずる。 a 国土交通省は、自家用車活用事業を含む自動車運送事業について、ICTを活用した運行管理業務の集約・高度化等を進め、効率的な安全管理を実現する観点から、事業者ごとに異なるICTを活用した運行管理業務の集約・高度化等の程度に応じ、営業所ごとに必要な運行管理者の選任数を設定することについて、各事業者の実態等を踏まえて実証を行い、その結果を踏まえ、輸送の安全の確保を前提として実現が見込まれる場合には、追加実証、先行実施、本格運用等、各段階の措置の具体的な時期等を含め、ロードマップ等の今後の進め方を公表する。 b 国土交通省は、自家用車活用事業を含む自動車運送事業者に課されている運行管理者の営業所ごとの選任について、事業者における柔軟な運行管理者の配置による運行管理者不足への対応、業務効率化及び生産性向上を図り、効率的な安全管理を実現する観点から、ICTの徹底活用等によって運行管理業務を確実に遂行できることを前提とした上で、運行管理者が他の営業所の運行管理者又は補助者を兼務可能とすることについて、各事業者の実態等を踏まえて実証を行い、その結果を踏まえ、輸送の安全の確保を前提として実現が見込まれる場合には、追加実証、先行実施、本格運用等、各段階の措置の具体的な時期等を含め、ロードマップ等の今後の進め方を公表する。 c 国土交通省は、運行管理者が実施する点呼について、旅客解釈運用通達又は貨物解釈運用通達の規定により、運行管理者の指導及び監督の下で補助者が当該点呼の一部を実施する場合には、点呼を行うべき総回数の3分の2以下しか点呼を実施できないとされている点について、令和3年以降段階的に実証及び制度化が行われている、運行管理者の責任の下で実施される自動点呼の場合には、当該自動点呼による点呼回数に制限がなく全ての点呼を実施可能とされていることも踏まえ、運行管理者の責任の下、運転者が安全な運転をすることができないおそれ等がある場合には、運行管理者に運行の可否の判断を求めること等を前提とした上で、自動車運送事業者における柔軟な運行管理者の配置による運行管理者不足への対応、業務効率化及び生産性向上を図り、効率的な安全管理を実現する観点から、補助者が実施可能な点呼の総回数を緩和するよう見直す方向で実証を行い、その結果を踏まえ、輸送の安全の確保を前提として実現が見込まれる場合には、追加実証、先行実施、本格運用等、各段階の措置の具体的な時期等を含め、ロードマップ等の今後の進め方を公表する。 d 国土交通省は、運行管理者が運転者に対して実施する点呼について、基本的には当該運転者が属する営業所内で実施することが前提であり、異なる営業所間や事業者間の点呼を行う場合には点呼告示第4条の規定に基づく遠隔点呼が認められているが、同一敷地内や同一建物の中に異なる営業所又は事業者が存在している場合であっても、営業所間又は事業者間の点呼を行う際に対面点呼の併用が認められておらず業務上の非効率が生じているとの声があることを踏まえ、ICTの活用による情報共有等が可能な状況であることが確認されている遠隔点呼を実施する自動車運送事業者については、遠隔点呼と併用して、異なる営業所間・事業者間における対面点呼を可能とするための必要な措置を講ずる。	a～d：令和7年度措置	国土交通省	a,b 運行管理高度化に向けたロードマップの中で実証実験を行っているところ。 c 現在a及びbに関し、論点整理を行いつつ、運行管理高度化WGの承認を得て実証実験を行っているところ、運行管理高度化WGにおいて、上述の実証実験は運行管理者の選任や配置に関する実証実験は運行管理者制度そのものの在り方に関する議論とも関係するため、柔軟な運行管理者の配置を図る上においても、その検討結果を踏まえcに関する検討をしていくべき旨のコメントがあったことも踏まえ、現状は先行してa及びbの検討を進めている。 d 令和8年3月24日付で、当該運用を認める旨の通達「遠隔点呼機器の活用により、点呼を受ける運転者等の所属する営業所の運行管理者等以外の運行管理者等から対面で点呼を受ける場合の特例について（通知）」（国自安第216号）を発出済み。	a,b 実証実験の結果を踏まえ、引き続き運行管理高度化WG内で議論を進めていく予定。 c a及びbの検討状況も踏まえ、運行管理高度化WGで引き続き議論していく。 d 実施済み	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	地域活性化・人手不足対応（交通関係）	5	レベル4の自動運転タクシー等の実装加速	米国や中国では広く社会実装されつつある自動運転レベル4（特定条件下における完全自動運転）は、地域における移動の足不足や担い手不足の課題への重要な対応策であり、我が国においても社会実装が急務である。 こうした中、警察庁、経済産業省及び国土交通省において、規制改革推進に関する答申（令和6年5月）を踏まえ、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第2項に規定する自動運行装置に係る走行環境条件付与及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条の12の規定による特定自動運行の許可に係る審査内容や手続等の明確化、審査の効率化・迅速化等の取組が実施されており、これまでに計5件の審査が実施された（令和7年5月時点）。 また、自動運転車に係る社会的なルールの在り方について、交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会の下に設置された自動運転ワーキンググループ（以下「自動運転ワーキンググループ」という。）及び警察庁委託事業の下で開催された自動運転の拡大に向けた調査検討委員会において、①自動運転車に係る保安基準（道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）。以下同じ。）及びガイドライン（「自動運転車の安全確保に関するガイドライン」（令和6年6月国土交通省物流・自動車局）。以下同じ。）の具体化、②迅速かつ実効的な原因究明に向けた事故調査機関の在り方、③道路運送車両法に基づく自動運転車による道路交通法に基づく交通ルールの遵守方法の明確化について、令和7年5月までに、それぞれ見直し等の方向性に関する結論が得られたところである。 さらに、自動運転ワーキンググループでは、自動運転タクシー等の実装に向け、ビジネスモデルに対応した規制緩和等として、道路運送法第35条第1項の規定に基づく特定自動運行の管理の受委託の許可基準の骨子が取りまとめられ、特定自動運行時に必要な運行管理の在り方について、当面の間は、運行管理者の必要な選任数について事業者からの申請に応じて審査することで対応することとされた。 今後、自動運転レベル4の社会実装に向け、自動運転に関する新規参入の拡大を促し関係者の裾野を広げ、社会的受容性を高めるためには、自動運転の走行に係る審査に係る手続の更なる効率化・迅速化、自動運転車に係る社会的なルールの具体化等を進めていくことが重要であり、このため、以下の措置を講ずるべきである。 a　警察庁、経済産業省及び国土交通省は、自動運転レベル4の事業化加速に向け、道路運送車両法第41条第2項に規定する自動運行装置に係る走行環境条件付与及び道路交通法第75条の12の規定による特定自動運行の許可に係る審査について、申請者の準備・検討の円滑化及び審査の効率化・迅速化を図るため、審査内容や手続等の明確化、審査項目に係る重複の排除等、手続の透明性・公平性を確保するために必要な取組を引き続き着実に実施する。 また、警察庁及び国土交通省は、これらの手続の効率化・迅速化を図るため、過去の審査事例を活用し迅速な審査を実施可能なシステムを構築するなど、デジタル技術の活用を徹底する。 b　自動運転車に係る保安基準及びガイドラインの具体化、迅速かつ実効的な原因究明に向けた事故調査機関の在り方、自動運転車による交通ルールの遵守方法の明確化について、自動運転ワーキンググループ及び自動運転の拡大に向けた調査検討委員会で示された方向性の結論を踏まえ、以下の①～③の措置を講ずる。 ① 国土交通省は、ガイドラインの具体化を行う。 ② 国土交通省は、関係省庁と連携して、自動運転車の社会実装の状況や事故実態を踏まえ、運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築について、法制度の整備も視野に入れた検討を行う。 ③ 警察庁は、自動運転車の開発に資する交通ルールの解釈の明確化等について自動運転車の開発者等と意見交換する枠組みを設置する。	a：令和7年度措置 b：（①）令和7年上期目途措置、（②）令和7年度措置、（③）令和7年10月措置	a：警察庁 経済産業省 国土交通省 b：警察庁 国土交通省	a「自動運転移動サービス社会実装・事業化の手引き」において、申請者が手続等を分かりやすく理解できるように、走行環境条件の付与から事業化までの審査手続きについて、事業者等の意見を踏まえ、改めて整理し直したほか、申請者の準備・検討の円滑化及び審査の効率化・迅速化を図るため、自動運転の社会実装に向けた検証を適切に行うための体制構築の考え方や実証計画策定の注意点等の社会実装に向けた検証をするに当たって重要となる要素を追記した。（令和7年7月改訂）。 　また、手続の効率化・迅速化を図るため、業界関係者の意見等を踏まえつつ、デジタル技術を用いて、過去の審査事例を効率的に活用し、迅速に審査業務を行うことができるシステムを構築した（令和8年3月作成）。 b①　「自動運転車の安全性能確保策に関する検討会」における有識者からの意見等を踏まえ、シナリオベースの安全性評価手法等に関して「自動運転車の安全確保に関するガイドライン」を改訂し、具体化を図った。（令和7年9月改訂） b②　迅速かつ実効的な原因究明に向けた事故調査機関の在り方に関して、関係省庁とも連携して、社会実装の状況も踏まえつつ、運輸安全委員会を想定した事故原因究明体制の構築について、法制度の整備も視野に検討を行った。 b③　令和7年10月、警察庁では、自動運転車の開発に資する交通ルールの解釈の明確化等について自動運転車の開発事業者等と意見交換する枠組みを設置し、これを運用するとともに、警察庁ウェブサイトにおいても上記内容についての周知を行った。	a　取りまとめ文書に掲げた取組を引き続き実施するとともに、当該文書について、審査事例の増加・蓄積に伴い逐次改訂を行う。 b①　取りまとめ文書に掲げた取組を引き続き実施するとともに、当該文書について、審査事例の増加・蓄積に伴い逐次改訂を行う。 b②　関係省庁と連携して、社会実装の状況も踏まえて、引き続き検討を行う。 b③　措置済み	検討中	継続フォロー
（3）健康・医療・介護										
令和7年6月13日	健康・医療・介護	1	地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化	我が国におけるオンライン診療は、医師、患者双方にとって、対面診療（外来診療、入院診療及び在宅診療、以下同じ。）とは異なる新たな診療形態の選択肢として、医事法制の解釈運用により、機動的かつ柔軟にその実施が図られてきた。他方、例えば、人口減少、高齢化、医師不足等を背景に医療提供体制の維持に苦慮している地域や、働く人々の受診可能な時間と医療機関の開院時間のミスマッチが生じている地域、災害の発生した地域等、多種多様な現場がある中においては、現行の医事法制の解釈運用では限界があることなどを踏まえ、医事法制にオンライン診療を位置付け、その運用基準等を明確化することなどが必要である。その際、オンライン診療が現場の医師、患者双方の合意の下で医療の安全性を確保しつつ実施されることを前提として、現行の解釈運用に至った経緯や現場の運用実態を十分踏まえつつ、実際に現場のオンライン診療の取組が普及及び円滑化し、患者に恩恵がもたらされるよう、課題解決を図ることが重要である。上記を踏まえ、地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化のため、患者・利用者本位の立場から、以下の措置を講ずる。 a　厚生労働省は、例えば、オンライン診療専用車両等（オンライン診療専用ブースを含む。以下同じ。）の活用において、現行の医事法制の解釈運用では、診療の回数・場所の制限や事前届出等の手続負担があるなどの指摘を踏まえ、オンライン診療専用車両等の活用を円滑化し、適切な活用の推進を図るため、以下の事項を含め、医事法制上の位置付けの明確化並びに解釈運用の更なる明確化及び見直しについて検討し、所要の措置を講ずる。 ・「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月厚生労働省。以下「オンライン診療指針」という。）等、現行の解釈運用のうちオンライン診療の更なる普及のために必要なものを制度化すること。具体的には、医療法（昭和23年法律第205号）にオンライン診療の総体的な規定（オンライン診療の定義、オンライン診療を行う医療機関の届出義務、オンライン診療の適切な実施に関する基準（以下「オンライン診療基準」という。）、医療機関の管理者が講ずべき措置に関する実施基準、オンライン診療受診施設の定義、オンライン診療受診施設の設置者の届出義務、オンライン診療を行う医療機関の管理者のオンライン診療受診施設の設置者に対するオンライン診療基準への適合性の確認等に関する規定）を設けること。 ・現行のオンライン診療指針におけるオンライン診療の提供及び提供体制に関する事項については、既存法制との整合性を図りつつ、同内容を医療法令に規定するとともに、オンライン診療指針の在り方について整理し、明確化等を行うこと。その際、①現行のオンライン診療指針上、患者が看護師等という場合のオンライン診療（以下「D to P with N」という。）において診療の補助行為を行うことは可能とされていること、②オンライン診療専用車両を活用する際にD to P with Nの形でも行われること、③特に離島や山間地などの医療アクセスが限られた地域等の患者に必要な医療を提供する観点から、オンライン診療受診施設において、看護師等による診療の補助行為を可能とするべきとの指摘があること等を踏まえ、オンライン診療受診施設における看護師等による診療の補助行為の実施可否の検討（実施可能な診療の補助行為の内容についての検討を含む。）を行うこと。また、急変時の体制確保において事前に関係医療機関との合意を行うことについては、少なくとも現行のオンライン診療指針と同様に、離島など、急変時の対応を速やかに行うことが困難となると想定される場合とすること。 ・オンライン診療受診施設について、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）との関係について整理し、明確にすること。 ・オンライン診療受診施設の届出事項について、例えば、診療する医師名、診療時間などの過度な届出事項はオンライン診療専用車両等の機動的な活用の制約となるとの指摘があることを踏まえ、連携する医療機関名などの必要最低限のものとすること。 ・オンライン診療受診施設の届出様式及び必要書類について、不適切なローカルルールを防止し、事務手続の負担軽減を図る観点から、合理的な標準様式及び必要書類（以下「標準様式等」という。）を作成し、全国一律で当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の措置を講ずること。 ・オンライン診療受診施設においては、オンライン診療の実施の責任はオンライン診療を行う医療機関の医師が負うものであり、オンライン診療受診施設の設置者は、いわばオンライン診療を受診する場所を提供する又は管理する立場に過ぎないことから、医療機関又は医療従事者であること等の要件を設定しないこと。 ・オンライン診療受診施設の設置者については、当該施設に常駐する必要はなく、遠隔での運営・管理を可能とする必要があり、当該業務に専任する必要はなく、複数の当該施設等の運営・管理業務等の兼務を可能とする必要があるなどの指摘があることを踏まえ、当該施設の性質に鑑み、当該施設における常駐の要否、遠隔での運営・管理の可否、当該業務の専任の要否、兼務の可否等について明確にすること。 ・オンライン診療受診施設の構造基準等について、現行のオンライン診療指針も踏まえ、プライバシー保護、衛生管理、情報セキュリティを含む良好な通信環境の確保等の必要最低限の要件とすること。 ・オンライン診療受診施設の設置者に対する設置届出先の都道府県等からの指導監督の具体的な基準及び内容について、患者の安全確保やオンライン診療及びオンライン診療受診の円滑化といった趣旨を踏まえ、明確にすること。 ・オンライン診療受診施設に対する広告規制について、オンライン診療受診施設の設置者の広告は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害されるおそれが少ない場合に可能とすること。具体的には、オンライン診療受診施設である旨、当該施設の名称、当該施設の所在の場所に関する事項、当該施設でオンライン診療を患者が受けることが可能な日時に関する事項及び当該施設で提供される医療の内容（当該施設においてオンライン診療を行う医療機関が当該広告に関し必要な情報を提供し確認する場合に限る。）に関する取扱いについて検討し、明確にすること。	a：令和6年度検討開始、法令上の措置施行までに結論、結論を得次第速やかに措置 b：令和6年度検討開始、a の法令上の措置施行までに結論、結論を得次第速やかに措置 c：令和7年度検討・結論・措置 d：令和7年度開始、令和9年度まで継続的に措置	厚生労働省	a ・（指針の制度化）医療法の改正で当該項目を法規定したことにより措置済み。 ・（指針の整理）オンライン診療指針の内容について、医療法施行規則に規定したことにより措置済み。 ・（補助行為の実施可否の検討）第124回社会保障審議会医療部会（令和8年1月26日）において一部措置済み。 ・（急変時の体制確保）急変時の体制確保について、医療法施行規則に規定したことにより措置済み。 ・（療担と関係）令和8年1月14日の中央社会保険医療協議会で議論された内容を踏まえ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）を改正し、医薬分業の適切な運用を確保する観点から、保険薬局とオンライン診療受診施設の関係について、①一体的な構造・経営の禁止、②経済上の利益の提供による誘引の禁止を明記した。ただし、①については、医療計画におけるへき地に所在する保険薬局にオンライン診療受診施設が設置される場合については適用しないこととした（令和8年4月1日施行）。 ・（届出事項）医療法施行規則において措置済み。 ・（ローカルルールの防止）施行通知発出時に統一様式について示すことより措置済み。 ・（設置者非医療職）第124回社会保障審議会医療部会（令和8年1月26日）における議論を経て、通知等により措置済み。 ・（設置者の兼務）第124回社会保障審議会医療部会（令和8年1月26日）における議論を経て、通知等により措置済み。 ・（構造基準）医療法施行規則において措置済み。 ・（指導監督）第124回社会保障審議会医療部会（令和8年1月26日）における議論を経て、通知等により措置済み。 ・（広告規制）医療法施行規則等において措置済み。 b（医師非常駐の診療所）3月27日に通知「「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」の一部改正等について」を発出したことにより措置済み。 c　令和8年度診療報酬改定で対応済み。なお、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料については関係学会からの提案が無かった。 d（事例収集）へき地・中山間地域等の地域類型を念頭に、自治体が導入に関与したオンライン診療・遠隔医療の取組事例集を収集した。	a　措置済み。 （3ポツ目については、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の改正により対応済み。） b　措置済み。 c　令和8年度診療報酬改定で対応済み。 d　今後、収集した取組事例についての報告書を発出し、都道府県にも周知していく予定。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	健康・医療・介護	1	地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化	b 厚生労働省は、オンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能とする旨の医療法の運用（「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」（令和6年1月16日厚生労働省医政局総務課長通知））における診療所の開設基準及び医療法（その政省令、通知、事務連絡等を含む。）における「居宅等」の解釈について不明確な場合があるとの指摘があることを踏まえ、オンライン診療専用車両等の活用を円滑にするため、以下の事項を含め、解釈運用の更なる明確化及び見直しについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 ・オンライン診療のための医師非常駐の診療所の開設基準について、面積基準は不要であることを明らかにした上で、その開設の届出様式及び必要書類について、不適切なローカルルールを防止し、事務手続の負担軽減を図る観点から、合理的な標準様式等を示すこと。 c 厚生労働省は、オンライン診療に係る診療報酬上の評価について、以下の指摘があることを踏まえ、明確化や見直しの要否を検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。 ・現行のオンライン診療指針上、D to P with Nにおいて医師の指示による点滴、注射、血液検査、尿検査等の診療の補助行為を看護師等が行うことは可能とされているが、当該補助行為に係る診療報酬の算定方法に不明確な部分がある。 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料については、関連学会の指針においてオンライン診療での疾病管理の有効性・安全性を担保するために、診断、症状の改善及びCPAP（持続的気道陽圧）の使用状況の確認ができるまでは対面診療を実施することとされていることを踏まえ、オンライン診療を行う場合であっても、対面診療を併せて実施することを前提とした算定要件となっており、外来栄養食事指導料については対面とオンラインを組み合わせた指導計画策定が算定要件とされている。一方でこれらの算定要件は、オンライン診療の特性を十分に活かした活用が進まない一因となっている。 d 厚生労働省は、オンライン診療は、巡回診療やオンライン診療のための医師非常駐の診療所などの現行法の解釈運用に加え、オンライン診療受診施設としての運用も可能となり、地域における多種多様なニーズに応える選択肢が増える一方、いずれの運用が適しているのかが必ずしも明確ではないことから、全国で実施されている事例を収集分析した上で、各制度運用に適した活用を具体的に示すことが必要との指摘があることを踏まえ、各制度運用の活用実態を継続的に情報収集し、具体的な事例を公表するなど、オンライン診療に関する情報発信・環境整備を行う。その際、診療所、自宅、職場、介護事業所、学校、オンライン診療専用車両、公民館、郵便局、交通施設（駅構内を含む。）等、具体的な場所の類型ごとの適した活用を具体的に示すこととする。						
令和7年6月13日	健康・医療・介護	2	地域の病院機能の維持に資する医師の宿直体制の見直し	今後我が国においては、生産年齢人口を中心に更なる人口減少が進展する一方、85歳以上を中心に高齢者数は2040年頃のピークまで増加すると見込まれている。こうした中で、地域によっては、医療提供体制の維持・確保に当たり、医師の偏在や不足が課題となっており、今後は医師の確保が更に困難となるおそれがある。 医療法第16条の規定により、医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならないとされているが、医師の不足に直面する一部の病院では、宿直医師が確保できない等の理由から診療体制の縮小を余儀なくされるといった事例も認められている。こうした状況に対して、地域の慢性期医療を担う一部の病院などからは、夜間の診療需要が限定的であるため、宿直医師が常に対応を求められる状況ではないこと、看護師による患者の状態の適切な把握の下、ICT技術の活用により遠隔であっても医師は適切な指示（救急搬送指示を含む。）を行うことが可能な場合があること等の指摘があり、患者の安全性を確保することを前提として、一定の要件の下で、1名の医師が複数の病院の宿直対応を兼務で行うことを可能とするよう求める要望がある。また、医療資源が乏しい地域や減少する地域においては、地域の医療提供体制を今後も維持する観点から、医師という限られた資源をより必要な場所に重点的に配置することが求められており、病院によってその機能が異なる中、宿直の兼務も一定の条件下で病院が採り得る選択肢として検討すべきとの指摘がある。 一方で、医療法第16条及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15の2により、病院での医師の宿直義務の例外規定として、①医師が病院に隣接した場所に待機する場合、②病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして病院所在地の都道府県知事が認めている場合が定められており、「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について（施行通知）」（平成30年3月22日厚生労働省医政局長通知。以下「施行通知」という。）により、病院での医師の宿直義務の例外規定の具体的な取扱いが示されているが、オンラインによる対応を含む、電話以外の情報通信機器を用いた対応や兼務の可否は明示されていない。 こうした状況も踏まえ、地域や病院機能ごとに異なる宿直医師の実態を踏まえつつ、医療の質及び安全の確保とともに、地域の医療資源の配分の最適化及び効率化を図り、地域の実情に応じて必要な病院機能を維持する観点から、以下の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、医療法第16条及び医療法施行規則第9条の15の2の規定による病院での医師の宿直義務及びその例外規定に関して、当該例外規定の具体的な取扱いを定める施行通知において示されている「当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること」を前提とした上で、「特別の事情があって、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること」には、オンラインによる対応を含む、電話以外の情報通信機器を用いた対応も含まれることについて明確化し、周知する。 b 厚生労働省は、医療法第16条及び医療法施行規則第9条の15の2の規定による病院での医師の宿直義務及びその例外規定に関して、緊急治療に支障を来さないようにするという医師の宿直義務の規定の意義を確保しつつ、例えば、入院患者の特性等により宿直する医師が常に対応を求められる状況ではなく、近隣医療機関との協力の下、集中治療や手術等が必要となった場合の高度な救急医療を提供する施設等への搬送等を含む緊急時対応の協力体制が確保されている病院において、宿直医師を確保するために診療体制を縮小するなどの影響が出ている場合又は当該影響が出るおそれがある場合などを念頭に、地域における医療提供体制を維持する観点から、病院の管理者及び速やかに診療を行う体制が確保されていることを確認する都道府県知事の判断として、オンラインによる対応を含む、電話以外の情報通信機器を用いた対応やカルテ情報の共有等のICT技術を活用することで、複数の病院の宿直対応を遠隔かつ兼務で行うことが可能となる要件等を検討し、遅くとも令和9年度中に結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。その際、合理性に乏しい地域的差異を設けるローカルルールの発生防止に留意するものとする。	a：令和7年措置 b：令和7年度上期検討開始、遅くとも令和9年度結論・措置	厚生労働省	a：令和7年12月25日付で「医師の宿直義務の例外規定について（医政総発1225第1号）」を発出し、措置済み。 b：令和7年中に関係団体との調整開始。	a：措置済み。 b：科研に反映させるため、令和8年度以降検討開始。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	健康・医療・介護	3	在宅医療における円滑な薬物治療の提供	在宅患者に円滑に薬物治療を提供するためには、在宅患者の療養を担う医師、薬剤師、訪問看護師等が連携しつつ、チーム医療として在宅医療が提供される必要がある。こうした中、夜間・休日などを中心に、在宅患者の症状変化に対する迅速な薬物治療が提供できていない場合があるとの指摘や、令和5年6月の規制改革実施計画等を踏まえ、厚生労働省は、薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会において、在宅患者に円滑に薬剤を提供する体制の整備について検討を行い、地方公共団体や関係団体等が実施すべき対応を「これまでの議論のまとめ」（令和7年3月31日薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会。以下「議論のまとめ」という。）において取りまとめた。 議論のまとめを踏まえつつ、無薬局地域や夜間・休日など地域や日時にかかわらず、在宅患者に円滑に薬物治療を提供できる環境を実現するため、以下の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、議論のまとめにおいて指摘された対応（在宅医療における薬剤提供体制（新たな品目を事前に訪問看護ステーションに配置することを含む。以下同じ。）の実態の継続的な把握を含む。）が着実に実施されるよう、地方公共団体や関係団体等に対する要請や、個別の患者の状態や状況に応じ、在宅患者の療養を担う医師、薬剤師、訪問看護師等の協議の下、在宅患者の急な状態変化への対応のために必要な医薬品として、新たな品目（例：輸液）を事前に訪問看護ステーションに配置することを可能とするなど、以下の点を含め、所要の措置を講ずる。 ・事前に訪問看護ステーションに新たに配置することを可能とする医薬品の具体的要件の設定（一般用医薬品では対応できない効能及び効果を有する医薬品であること等）、当該医薬品の具体的な保管方法等（輸液についてはその投与に必要な留置針や点滴ルート等の入手方法を含む。）の明確化及び地方公共団体への報告方法や報告事項等の明確化。 b 厚生労働省は、aの措置後、地方公共団体や関係団体等の協力を得つつ、全国の在宅医療における薬剤提供体制の実態（在宅医療において円滑に薬物治療が提供できなかった事例の件数、内容、発生した地域等）を継続的に把握し、当該実態を踏まえ、全国の在宅医療における薬剤提供体制の構築等に向けた方策の見直しの要否を含め検討し、結論を得次第、必要に応じ、所要の措置を講ずる。	a：令和7年措置 b：令和9年までに検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	a 厚生労働省において、有識者による検討会（薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会）を開催し、地域における在宅患者への薬剤提供のあり方について議論を実施し、地方公共団体や関係団体等が実施すべき対応を令和7年3月31日付けに公表した「これまでの議論のまとめ」において取りまとめており、当該取りまとめを踏まえ、「指定訪問看護事業者における医薬品の取扱いについて」（令和7年12月25日付け医薬発1225第5号厚生労働省医薬局長通知）を発出した。 当該通知においては、 ・通知に掲げる要件を満たし、医薬品を使用する各患者の在宅療養を担う医師、薬剤師及び訪問看護を行う看護師等が協議し、検討した上での臨時的な対応として事前に容認していれば、指定訪問看護ステーションにおいて、輸液（等張性電解質輸液製剤及び低張性電解質輸液製剤（ただし、開始液及び脱水補水液に限る。））（以下「対象となる輸液」という。）を配備することは差し支えないこと ・対象となる輸液の保管方法 ・訪問看護ステーションに新たに配置することを可能とする医薬品の具体的要件として対象となる輸液とした理由 ・臨時的な対応を行う場合に訪問看護ステーションが厚労省に報告を行う旨 ・対象となる輸液投与に必要な留置針、点滴ルート等の医療機器について、現行制度においても指定訪問看護ステーションにおいてあらかじめ保管することができること 等を示したところ。 b 通知発出後の状況を踏まえ、引き続き検討を行う。	a 措置済み。 b 通知発出後の状況を踏まえ、引き続き検討を行う。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	健康・医療・介護	4	救急救命処置の範囲の拡大	高齢者人口の増加も背景に、救急出動件数、搬送人員及び病院収容所要時間（入電から医師引継ぎまでに要した時間をいう。）が増加基調（例えば、令和5年中の救急出動件数は約764万件と過去最多を記録。）にあるなど、都市部・地方部を問わず救急医療体制がひっ迫する中、救急医療の質の向上を図る観点からは、傷病者に最初に接する機会が多いと考えられる医療従事者である救急救命士（救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士をいう。）が行うことができる救急救命処置について、現行の範囲にとどまらず、その範囲の不断の見直しを検討することが必要である。このため、以下の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、救急救命処置の追加等の提案・要望の窓口に対する評価を行うことを目的として平成27年度から令和2年度までに厚生労働省委託事業の下で開催された救急救命処置検討委員会（以下「検討委員会」という。）において、救急医療に関わる団体等からの要望・提案のうち、検討委員会が安全性、必要性、難易度、必要な教育体制等の視点から評価を行った結果として厚生労働科学研究班等による研究又は厚生労働省の検討会等による検討が必要と判断された5処置（①心肺停止に対するアドレナリン投与等の包括指示化、②アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内投与、③気管切開チューブの事故抜去時のチューブの再挿入、④急性冠症候群等に対する心電計の使用による12誘導心電図の測定と伝送及び⑤心肺停止を対象にした自動式人工呼吸器による人工呼吸）について、その後厚生労働省の検討会等による具体的検討が行われているものは②のみであることから、これまでの検討等を踏まえつつ、処置ごとに検討期限を設けた上で速やかに検討を行い、結論を得た上で、速やかに必要な法令上の措置を講ずる。 また、消防庁は、上記検討について、厚生労働省の求めに応じ、必要な協力・助言を行う。 b 厚生労働省は、検討委員会の評価が「未了」（「提案内容について精査中であり、検討委員会としての判断に至っていない。」との評価。）とされている処置（①外傷による出血性ショックに対するトラネキサム酸の静脈内投与（生理食塩水の投与も含む。）、②医師等により乳酸リンゲル液以外で確保された静脈路からのアドレナリン投与、③チューブ誘導機能を有さないビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施、④幸帽児に対する卵膜の用手的な破膜、⑤低血糖発作症例に対するグルカゴン粉末製剤の点鼻投与及び⑥院外心停止に対する薬剤投与のための骨髄穿刺システムを用いた骨髄輸液路確保）について、処置ごとに検討期限を設けた上で新たな救急救命処置の候補とすることについての評価の検討を行い、結論を得る。 その上で、当該結論を踏まえ、新たな救急救命処置の候補とする処置については、処置ごとに検討期限を設けた上で速やかに検討を行い、結論を得た上で、速やかに必要な法令上の措置を講ずる。 また、消防庁は、上記検討について、厚生労働省の求めに応じ、必要な協力・助言を行う。 c 厚生労働省は、a及びbにおいて検討が要請されているものの以外の処置について、救急医療現場では、例えば、細胞外液等の電解質輸液を用いた静脈路確保及び輸液、急性冠症候群に対するニトログリセリンスプレー・アスピリンの投与、心不全による低酸素血症に対するCPAPマスクを用いた非侵襲的人工呼吸等、新たなニーズがあるとの指摘を踏まえ、救急医療に関わる団体等からの要望・提案を募集した上で、新たな処置を救急救命処置の範囲に追加することの可否を検討・判断する。 要望・提案の募集に際しては、検討委員会の評価が「差し戻し」（「必要な情報やそれを裏付ける資料が十分に示されていないその他の理由により、提案内容の評価を行うことができない。」との評価。）とされた処置が多数存在していたことを踏まえ、同様の事態を防止するため、例えば、要望・提案の提出段階で検討に十分な内容が提出可能となるよう、提案書の具体的な入力例を示すことや、審査過程で情報の不足があることが判明した場合には、要望・提案者からの追加説明を求めることなどにより、提案書の再提出を要さずに要望・提案者からの更なる情報提供の対応を可能とすること等を行う。 また、消防庁は、上記検討について、厚生労働省の求めに応じ、必要な協力・助言を行う。 d 厚生労働省は、a～cの検討において、先行的実証が必要と判断する場合には、例えば、救急出動件数や搬送人員が多い地域や、へき地であるといった地理的事情から救急搬送時間が日常的に長時間化している地域など特に当該処置を救急搬送段階で実施すべき必要があり、かつ、実証に必要な体制が確保できていると考えられる地域を優先的に選定するなど、実証の実施に適切な地域を選定した上で、実証を行う。また、消防庁は、上記実証地域の選定や先行的実証において、厚生労働省の求めに応じ、必要な協力・助言を行う。	a：（前段）令和7年度検討開始、令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置、（後段）令和7年度から前段の措置まで継続的に措置 b：（前段）令和7年度検討開始、令和8年度結論、（中段）前段の結論を得次第速やかに検討開始、結論を得次第速やかに措置、（後段）令和7年度から中段の措置まで継続的に措置 c：（前段）令和8年度検討開始、令和9年度結論、結論を得次第速やかに措置、（中段）前段の結論までに措置、（後段）令和8年度から前段の措置まで継続的に措置 d:令和7年度から、aの前段、bの中段及びcの前段の措置まで継続的に検討・措置	厚生労働省 消防庁	救急救命士による救急救命処置の範囲に係る検討の迅速化を図る観点から、これまでの救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会及び同名WGを新たな検討会に一本化した、救急救命処置の範囲の在り方に関する検討会を令和8年3月10日に開催した。 議題は、検討の迅速化を図るための「救急救命処置の在り方に係る検討手法について」、規制改革実施計画aに掲げられている処置のうち、④急性冠症候群等に対する心電計の使用による12誘導心電図の測定と伝送及び⑤心肺停止を対象にした自動式人工呼吸器による人工呼吸について議論し、検討手法に対する同意と、④急性冠症候群等に対する心電計の使用による12誘導心電図の測定と伝送及び⑤心肺停止を対象にした自動式人工呼吸器による人工呼吸について、救急救命士の実施する救急救命処置の範囲に明記することが、救急医療等の有識者からなる構成員により認められた。 ②アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内投与については、令和7年12月末に実証事業が予定どおり、医療事故に該当するような重大事故はなく終了し、厚生労働科学研究の研究班により報告を取りまとめているところと認識している。 b④幸帽児に対する卵膜の用手的な破膜については、厚生労働科学研究費補助金 地域医療基盤開発推進研究事業の『救急救命士が行う業務の質の向上に資する研究』における分担研究において「救急現場における救急救命士による幸帽児への対応に関する研究」として、来年度以降の救急救命処置の在り方に関する検討会提出にむけて、検討を進めている。 b③チューブ誘導機能を有さないビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施については、厚生労働科学研究において、チューブ誘導機能を有さないビデオ硬性喉頭鏡のニーズ等について検討が行われている。 その他に掲げられている救急救命処置については、救急救命処置検討委員会において、救急救命処置の在り方に関する検討会への提出にむけて、検討がなされ、検討内容を取りまとめている。	厚生労働科学研究費補助金　地域医療基盤開発推進研究事業の『救急救命士が行う業務の質の向上に資する研究』における分担研究の調査結果等をもって、救急救命処置の在り方に関する検討会において、有識者からなる構成員により救急救命士による救急救命処置の範囲への追加要否等を検討いただき、結論を得た後に、必要に応じて措置を行う。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	健康・医療・介護	5	利用者起点に立った一般用医薬品の適正な販売区分及び販売方法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）上、一般用医薬品の販売に当たって薬剤師又は登録販売者（以下「有資格者」という。）に求められる対応について、 ・一般用医薬品の販売区分、薬効分類及び個別の製品並びに当該薬効分類及び個別の製品を使用しようとする者（購入しようとする者を含む。以下「消費者」という。）の特性ごとに、医薬品医療機器等法上、有資格者に求められる、消費者等に対する販売又は授与、情報提供及び確認の内容、具体的判断基準等が不明確であること ・有資格者による販売又は授与、情報提供及び確認の実施状況に対する監視及び実態把握は、現行の薬事監視、医薬品販売制度実態把握調査等では困難であり、実効性に疑問があること 等の指摘がある。 また、一般用医薬品（特に第二類医薬品及び第三類医薬品）の製品によっては、製造販売後調査の後に販売区分を指定された後、販売区分の見直しの検討が行われる機会がない一方、副作用等報告件数が極めて少なく、かつ、重篤な副作用は報告されていないことから、指定されている販売区分と製品の実際の安全性リスクとに乖離があるとの指摘がある。 さらに、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において検討されている一般用医薬品の販売区分の一部統合（第二類医薬品と第三類医薬品との統合。以下同じ。）については、現行の一般用医薬品の販売区分は有資格者にとって製品の安全性リスクの程度が分かりやすい区分となっていること、販売区分の一部統合に対する消費者や販売現場からのニーズが乏しいこと等の指摘がある。 以上を踏まえ、消費者の安全確保、セルフメディケーションの推進及び医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、利用者起点に立った一般用医薬品（医薬部外品を含む。）の適正な販売区分及び販売方法を実現するため、以下の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、一般用医薬品の販売区分の一部統合の要否について、bの措置を講ずることなどを前提として、販売区分の一部統合を行わない方向で検討を進め、速やかに結論を得る。 b 厚生労働省は、一般用医薬品を販売し、又は授与する場合に有資格者に求められる以下の事項等について、一般用医薬品の販売区分、薬効分類及び個別の製品並びに消費者の特性といった観点を踏まえて検討し、結論を得次第、速やかに指針の策定等の所要の措置を講ずる。その際、一般用医薬品のうち、消費者の特性に応じ、消費者等に対する情報提供や消費者等への確認の要否が不明確なものなどについて明確化するとともに、有資格者に求められる対応には消費者等に対する情報提供及び消費者等への確認を含まないことを含め、消費者等に対する情報提供や消費者等への確認との関係を明確化することとする。 ・有資格者に求められる対応（医薬品医療機器等法上、義務・努力義務として有資格者に対応が求められるものに限る。以下同じ。） ・消費者等への確認（当該確認については、医薬品医療機器等法上、第一類医薬品を販売する場合は義務であり、第二類医薬品を販売する場合は努力義務であり、第三類医薬品を販売する場合は義務及び努力義務ではない。以下同じ。） ・消費者等に対する情報提供（当該情報提供については、医薬品医療機器等法上、第一類医薬品を販売する場合は義務であり、第二類医薬品を販売する場合は努力義務であり、第三類医薬品を販売する場合は義務及び努力義務ではない。以下同じ。） ・有資格者が販売可否の判断を行う一連の流れ ・消費者との応答事例 c 厚生労働省は、bのD検討も踏まえつつ、消費者の一般用医薬品の適正使用を促進する観点から、使用上の注意など消費者に提供すべき情報について、製品の包装等への消費者の目につきやすい記載により消費者への情報提供を可能とする方策についてその要否を含めて検討し、結論を得る。 d 厚生労働省は、bの検討結果を踏まえ、有資格者による、一般用医薬品に関する消費者等への確認及び消費者等に対する情報提供を経た一般用医薬品の販売又は授与が実効的に行われることを確保するため、薬事監視、医薬品販売制度実態把握調査等において、有資格者による販売又は授与、情報提供及び確認の実施状況・内容の監視及び把握を適切に行う体制について検討し、結論を得次第、速やかに、「薬局、医薬品販売業等監視指導ガイドライン」（令和3年8月厚生労働省医薬・生活衛生局）の改正等の所要の措置を講ずる。	a：措置済み b,d：令和6年度検討開始、令和8年度上期結論、令和8年措置 c：令和7年度検討開始、令和8年度結論 e：令和7年検討開始、令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	a 「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」（令和7年1月10日厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会）において、「一般用医薬品に関する第1類から第3類までの販売区分については、現行の区分が定着していること（購入者へのおよそのリスクの程度の分かりやすさ、説明のしやすさ）やリスクに応じた専門家の関与の度合いを考慮し、リスク分類に基づく現行の区分は維持することとする」との結論を得た。 b 令和6年度より厚生労働省科学研究「要指導医薬品及び一般用医薬品の販売における薬剤師等の資質向上のための研究」を開始し、OTC 医薬品の取扱の実態等を踏まえた課題の整理・対応策の検討及び専門家の資質向上のために必要な対応策の検討を行っているところ。 c bの結果が得られ次第、検討を開始する。 d bの結果が得られ次第、検討を開始する。 e 「第三類医薬品の製造販売業者から求めのあるもの」について、業界団体を通じて確認・検討を行っているところ。	a 措置済み b 「要指導医薬品及び一般用医薬品の販売における薬剤師等の資質向上のための研究」の成果も踏まえた上で、必要な対応に向けて検討を進めていく。 c bの結果を踏まえ、必要な対応に向けて検討を進めていく。 d bの結果を踏まえ、必要な対応に向けて検討を進めていく。 e 確認結果を踏まえ、必要な対応に向けて検討を進めていく。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	健康・医療・介護	5	利用者起点に立った一般用医薬品の適正な販売区分及び販売方法	e 厚生労働省は、現行、第二類医薬品又は第三類医薬品に指定されている製品について、 ・特に、第三類医薬品のうち、ビタミン剤、点眼薬、湿布薬、保湿クリーム、のど飴、うがい薬、整腸薬等といった人体に関する作用が緩和であると考えられるものについて、医薬部外品への移行のニーズがあること ・消費者が適正使用できるよう、包装等への消費者の目につきやすい記載により消費者へ提供される情報があること（cによるものを含む。） ・令和元年12月1日から令和5年3月31日までに製造販売業者から厚生労働省に報告（医薬品との因果関係が不明なものを含む。）のあった販売数1億箱当たりの副作用等報告数の年間平均（割合）について、第二類医薬品は41.1件（0.00004119%）、第三類医薬品は20.7件（0.00002079%）と副作用等報告件数が極めて少なく、かつ、重篤な副作用は報告されていないこと ・地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する観点から、一般用医薬品か医薬部外品かを問わず、消費者起点の相談対応（購買相談を含む。）が有資格者に期待されていること 等を踏まえ、まずは、第三類医薬品において、うがい薬、洗眼薬等といった人体に対する作用が緩和であると考えられるものについて、消費者及び小売業者の意見も踏まえ、第三類医薬品の製造販売業者から求めのあるものについて、必要な評価を行い、薬理作用等からみて人体に対する作用が緩和であると判断できないものを除き、より安全性リスクの低い区分である医薬部外品への移行を検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。						
令和7年6月13日	健康・医療・介護	6	濫用等のおそれのある一般用医薬品の販売規制等の適正化	近年、若年者を中心に、濫用等のおそれのある医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品（平成26年厚生労働省告示第252号）により指定するものをいう。以下「指定成分」という。）を始めとする医薬品の濫用が社会問題化しているが、現行の医薬品販売規制（濫用等のおそれのある医薬品の販売に当たっては、若年者の氏名・年齢の確認を行うことなど。）では十分とはいえない状況である。 濫用の背景には若年者等が抱く社会的不安等があるとの指摘や、販売規制のみでは必要十分な濫用防止策にはなり得ず、濫用の実態の把握を行い、当該実態等を踏まえた製品の表示及び仕様の変更並びに成分の見直し、濫用の実態が顕著な地域等に特化した対策、支援団体の紹介など濫用脱却のための自殺対策、孤独・孤立対策等、総合的な対策が必要であるとの指摘がある。 また、過去5年間の厚生労働省の各種調査研究報告書によると、濫用等のおそれのある医薬品の使用者の約99%は適正使用者であり、かつ、実際に濫用されていると報告がある一般用医薬品の製品数（指定成分を含有する製品に限る。）は20～30程度であるのに対し、指定成分を含有する一般用医薬品の製品数が1,350程度（令和6年11月時点）の約2%程度である。 上記を踏まえると、実際に若年者等の濫用防止や濫用脱却といった問題解決を図ることを含め、消費者の安全確保、セルフメディケーションの推進及び医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、少なくとも販売規制としては、実際の濫用者や濫用されている成分・製品を特定し、そのデータ等を踏まえた濫用リスクに応じ、濫用リスクが高い人・成分・製品等に集中徹底した実効性のある対策が必要である。あわせて、これまで、濫用リスクの高い成分や製品が変化してきた実態も踏まえ、濫用の実態や販売規制の効果を適時適切に把握しつつ、より効果的な対策に随時見直していく必要がある。 以上の考え方に基づき、以下の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、一般用医薬品の濫用実態、依存性等の調査を定期的に行った上で、薬事審議会に定期的に報告するとともに、濫用実態、薬理作用、依存性等を踏まえ、十分な根拠があると認められる場合には、薬事審議会の意見を聴いた上で、指定成分の見直しを行うことについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 b 厚生労働省は、指定成分を含む一般用医薬品について、適正使用者の医薬品へのアクセスにも配慮しつつ、以下の措置を検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 ・販売個数・容量の制限、販売時の記録の作成・保存（販売記録の保管の取扱い等が困難な場合は除く。）、販売時の記録を参照した販売可否の判断基準の明確化、購入者の手の届かない場所への陳列（当該製品の保管場所の確保等が困難な場合は除く。）など、薬事監視等において当該義務等の履行状況が確実に確認でき、頻回購入防止並びに薬剤師及び登録販売者（以下「有資格者」という。）に求められる情報提供の実効性が確保される対策について検討し、結論を得次第、速やかに法令上の措置を講ずる。その際、インターネット等を利用した特定販売（薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品等の販売又は授与）については、①医薬品アクセスが円滑でない地域の住民など、一般用医薬品へのアクセスについて誰一人取り残さないようにすることが重要であること、②政府全体としてデジタル原則に基づいて対面規制の見直しが横断的に進められていることを踏まえるものとする。また、販売個数・容量の制限については、成分、薬効群及び製品ごとに科学的知見（一回の使用期間や添付文書の使用上の注意等の記載を含む。）及び濫用実態も踏まえ、個別に検討し、制限するものとする。 c 厚生労働省は、一般用医薬品の濫用を防止しつつ、消費者の一般用医薬品の適正使用を促進する観点から、指定成分を含む一般用医薬品について、当該医薬品の外箱に注意喚起等を表示するなど消費者への情報提供を可能とする方策について検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 d 厚生労働省は、指定成分を含む一般用医薬品について、有資格者が消費者に提供すべき情報について、頻回・大量購入等のデータに基づき、濫用リスクの高い者に対する濫用防止等のための支援に関する情報提供など、有資格者に求められる濫用リスクの高い者に対する情報提供及び濫用リスクの高い者への確認の具体的内容・判断基準等（成分、製品及び濫用リスクの高い者の特性ごと）について検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。その際、濫用リスクの高い者に対する情報提供及び濫用リスクの高い者への確認について、その効果検証が可能であって、かつ、実際の濫用防止や濫用脱却に効果的なものとなるよう検討する。 e 厚生労働省は、指定成分について、①欧米では一般用医薬品（処方箋不要な医薬品）として承認されていないこと、②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正等による、濫用等のおそれのある医薬品販売の新たな制度施行後の濫用実態、実施状況等を踏まえ、以下の措置を講ずる。 ・当該製品に着目した対策、濫用の実態が顕著な地域等に特化した対策等、製造販売事業者、販売業者、行政等の関係者が連携した自主的な取組を促進する。 ・欧米における当該成分に関する制度及びその運用（販売区分の見直しを含む。）の状況、一般用医薬品等の濫用実態、依存性等の調査を行った上で、薬事審議会に報告するとともに、濫用実態、薬理作用、依存性等を踏まえ、十分な根拠があると認められる場合には、薬事審議会の意見を聴いた上で、販売区分の変更等（医療用医薬品への見直しを含む。）を行う。	a：令和7年結論、結論を得次第速やかに措置 b：令和7年結論、令和8年上期措置 c,d：令和6年度検討開始、令和7年度上期結論、令和8年上期措置 e：（前段）令和7年度開始、令和9年度まで継続的に措置、（後段）令和7年度検討開始、令和10年上期までに結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	a 令和8年1月23日に開催した医薬品等安全対策部会において、定期的に濫用実態等の調査を行うとともに、海外状況等の調査を行い、その結果を薬事審議会（医薬品等安全対策部会）に報告し、十分な根拠があると認められる場合は、指定成分等の範囲の見直し、販売区分の変更等（医療用医薬品への見直しを含む）について検討を行うことを報告した。 なお、同部会において、「濫用等のおそれのある医薬品の成分指定に係る研究」（厚生労働行政推進調査事業費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業））における調査結果等を踏まえ、デキストロメトルファン、ジフェンヒドラミン等の8成分を指定濫用防止医薬品に指定することとされ、令和8年2月13日に告示した。 b、d 令和6年4月から、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において、濫用等のおそれのある医薬品の販売方法について議論を実施し、令和7年1月10日にとりまとめを公表するとともに、同年2月12日に第217回通常国会へ「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法案等の一部を改正する法律案」を提出し、同年5月21日に当該法律案が可決・成立し、公布された。 また、令和7年11月28日に、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和7年厚生労働省令第117号）を公布し、令和8年5月1日に施行予定。 改正概要については以下のとおり。 ・販売個数・容量の制限については、18歳未満に対し、大容量製品・複数個の販売を禁止するとともに小容量製品1個の販売に際し対面もしくはオンラインでの販売を義務づける旨を規定。 ・販売時の記録の作成・保存等の販売時の手順については、販売にかかる手順書を薬局等ごとに整備し、販売方法や頻回購入対策等に関する手順を定め、当該手順書に沿った業務を行う必要がある旨を規定。 ・陳列については、①顧客の手の届かない場所への商品陳列、②情報提供設備に専門家を継続的に配置し、当該設備から半径7m以内への陳列　のいずれかとする旨を規定 なお、大容量製品・複数個に該当する数量については令和8年2月13日に告示され、告示において、5日分（風邪薬・解熱鎮痛薬・鼻炎内服薬は7日分）以下の用法・用量の成分量を含む1包装単位を小容量とし、それを超える数量を大容量として規定した。 c 令和6年4月から、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において、濫用等のおそれのある医薬品の販売方法について議論を実施し、令和7年1月10日にとりまとめを公表するとともに、同年2月12日に第217回通常国会へ「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法案等の一部を改正する法律案」を提出し、同年5月21日に当該法律案が可決・成立し、公布された。 また、令和7年11月28日に、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和7年厚生労働省令第117号）を公布し、令和8年5月1日に施行予定。 改正概要については以下のとおり。 ・当該指定濫用防止医薬品を濫用した場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあること等の情報を、当該指定濫用防止医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該指定濫用防止医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させること等を薬剤師又は登録販売者に行わせること等を規定した。 また、「要指導医薬品及び一般用医薬品の使用上の注意記載要領について」（令和7年12月26日厚生労働省医薬局長通知）を発出し、外箱に過量服用しない旨の注意喚起情報を表示することとした。 e （前段） 令和7年5月21日に成立した「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法案等の一部を改正する法律」等を踏まえ、「指定濫用防止医薬品の販売等について」（令和7年12月26日付け医薬発1226第16号厚生労働省医薬局長通知）を発出し、薬剤機法及び薬剤機則の規定にかかる解釈や取扱いにおける留意事項を自治体や関係団体に示し、また、「指定濫用防止医薬品販売等手順書に係る関係団体作成ガイドラインの周知について」（令和8年1月30日付け医薬総発0130第2号構成労働省医薬局総務課長通知）を発出し、関係団体が作成した指定濫用防止医薬品販売等手順書に係るガイドラインの周知を行った。 （後段） 令和8年1月23日に開催した医薬品等安全対策部会において、定期的に濫用実態等の調査を行うとともに、海外状況等の調査を行い、その結果を薬事審議会（医薬品等安全対策部会）に報告し、十分な根拠があると認められる場合は、指定成分等の範囲の見直し、販売区分の変更等（医療用医薬品への見直しを含む）について検討を行うことを報告した。	a 措置済み b、d 措置済み c 措置済み e （前段） 措置済み （後段） 措置済み	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	健康・医療・介護	7	要指導医薬品の販売区分、販売方法及び服薬指導方法の見直し	a 厚生労働省は、医療用医薬品についてはオンライン服薬指導が既に可能とされていること、政府全体としてデジタル原則に基づいて対面規制の見直しが分野横断的に進められていること等を踏まえ、全ての要指導医薬品について、その販売方法が対面によるかオンラインによるかを問わず、薬剤師の判断に基づき、オンライン服薬指導を可能とすることを検討し、結論を得る。 その上で、厚生労働省は、当該結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。 b 厚生労働省は、その調査研究報告及び医薬品販売制度実態把握調査結果によると要指導医薬品を取り扱わない薬局・店舗が4割程度と多い現状に鑑み、消費者の安全確保や要指導医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、要指導医薬品について、オンライン服薬指導による必要な情報提供等を行った上でのオンラインによる販売（以下「オンライン販売」という。）を原則として可能とすることを検討し、結論を得る。その際、現時点でオンライン販売を不可とする例外に該当し得ると考えられるのは、スイッチOTC化後の転売・不正使用の防止のためには我が国においてオンライン販売を不可とすることが適切であるとの指摘があり、スイッチOTC化が進まない、緊急避妊薬のみであることなどを踏まえ、当面、当該例外は薬剤師の面前で直ちに服薬する必要がある要指導医薬品（例えば、緊急避妊薬。以下同じ。）に限ることとする。 その上で、厚生労働省は、当該結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。 c 厚生労働省は、定期的な再検討が行われずにオンライン販売が継続的に不可とされることがないよう、オンライン販売を不可とする要指導医薬品について、定期的に、適切なデータを収集し、オンライン販売に当たっての課題整理を行った上で、オンライン販売の可否を改めて検討し、結論を得て、必要に応じ、オンライン販売を可能とする仕組みを設けることについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 d 厚生労働省は、薬剤師の面前で直ちに服薬する必要がある要指導医薬品のほか、厚生労働省がオンライン販売を不可とする要指導医薬品を新たに設ける場合には、その判断時に具体的な理由を明らかにし、公表するとともに、当該要指導医薬品に対する判断を他の要指導医薬品に共通して合理的に適用可能となる基準の作成についてその可否を含め検討を行い、当該最初の判断の日から2年以内に結論を得る。 e 厚生労働省は、スイッチOTC医薬品が要指導医薬品として3年間取り扱われた後、例外なく、一般用医薬品に移行しインターネット等を利用した特定販売（薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品等の販売又は授与）が可能となる現行制度について、スイッチOTC医薬品の製造販売の承認時などに、要指導医薬品として3年間を経過した後も一般用医薬品に移行せず、要指導医薬品に指定し続けることを可能とする制度を新たに設けることについて、その要否を含め検討し、結論を得る。その際、当該新制度は以下の①及び②を含むものとする方向で検討する。 ①要指導医薬品として承認する際に一般用医薬品に移行しないことを判断する場合には、当面、消費者の安全の適切な確保及び転売・不正使用の防止の観点から、薬剤師の面前で当該要指導医薬品の購入者が直ちに服薬する必要がある医薬品に限定すること。 ②医薬品の製造販売後調査を踏まえて一般用医薬品に移行しないことを可能とする場合は、薬剤師によるインターネット等を用いた情報提供等（オンライン服薬指導による情報提供等を除く。）では当該医薬品の適正な使用が確保できないとの相当の懸念が存在し、かつ、薬事審議会の意見を聴いた上で、要指導医薬品に指定し続けるべきものとして指定するものに限定すること。 その上で、厚生労働省は、当該結論を踏まえ、必要に応じ所要の措置を講ずる。 f 厚生労働省は、定期的な再検討が行われずに要指導医薬品に継続的に指定されることがないよう、要指導医薬品に指定し続ける要指導医薬品について、定期的に、適切なデータを収集し、販売区分の変更に当たっての課題整理を行った上で、指定を継続することの要否を改めて検討し、結論を得て、必要に応じ、販売区分の変更を行う仕組みを設けることについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 g 厚生労働省は、薬剤師の面前で直ちに服薬する必要がある要指導医薬品のほか、厚生労働省が要指導医薬品に指定し続ける要指導医薬品を新たに設ける場合には、その判断時に具体的な理由を明らかにし、公表するとともに、当該要指導医薬品に対する判断を他の要指導医薬品に共通して合理的に適用可能となる基準の作成についてその可否を含め検討を行い、当該判断を最初に行った日から2年以内に結論を得る。 h 厚生労働省は、消費者の安全確保及び医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、個別の一般用医薬品について、製造販売後調査その他の客観的なデータ等に基づき、随時、適切なリスク評価を行い、その結果に基づき、販売区分の変更（一般用医薬品から要指導医薬品への区分変更を含む。以下同じ。）を可能とする新たな仕組みを設けることについて、検討し、結論を得る。 その上で、厚生労働省は、当該結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。 i 厚生労働省は、第一類医薬品（第二類医薬品又は第三類医薬品から第一類医薬品に区分変更されたものを含む。）について、定期的な再検討が行われずに第一類医薬品に継続的に指定されることがないよう、第一類医薬品への区分指定時から定期的に販売区分の変更の要否を改めて検討し、結論を得て、必要に応じ、販売区分の変更を行う等の仕組みを設けることについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	a：（前段）措置済み、（後段）令和8年上期措置 b：（前段）措置済み、（後段）令和8年上期措置 c：令和8年上期までに検討・結論、結論を得次第速やかに措置 d：令和11年上期までに検討開始、最初の判断の日から2年以内に結論 e：（前段）措置済み、（後段）令和8年上期措置 f：令和7年検討開始、令和10年上期までに結論、結論を得次第速やかに措置 g：令和11年上期までに検討開始、最初の判断の日から2年以内に結論 h：（前段）措置済み、（後段）令和8年上期措置 i：令和8年上期までに検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	a、b 令和6年4月から、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において、要指導医薬品に係るオンライン服薬指導方法の追加について議論を実施し、令和7年1月10日にとりまとめを公表するとともに、同年2月12日に第217回通常国会へ「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出し、同年5月21日に当該法律案が可決・成立し、公布された。 また、令和7年11月28日に、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和7年厚生労働省令第117号）を公布し、令和8年5月1日に施行予定。 改正概要については以下のとおり。 ・要指導医薬品について、薬剤師の判断に基づき、オンライン服薬指導による必要な情報提供等のみでの販売を可能とするため、特定販売に係る規定に要指導医薬品を追加する等の旨を規定した。 ・ただし、適正使用のために必要な確認を対面で行うことが適切である品目（特定要指導医薬品）については、特定要指導医薬品として指定された理由を踏まえた対応を行うなどの方法により、薬剤師に、対面により販売等させなければならないことを規定した。 また、施行通知（令和7年12月26日医薬発1226第2号）の第1の4において、以下を記載した。 ＊＊＊ 4 特定要指導医薬品及び承認時に新薬機法第4条第6項に基づく要指導医薬品に指定される医薬品については、当面、適正使用の確保の観点から、薬剤師の面前で当該医薬品の購入者が直ちに服薬する必要がある医薬品に限定すること。 c 令和8年3月6日に開催した医薬品等安全対策部会における審議の結果、要指導医薬品に指定し続けることとされた要指導医薬品（特定要指導医薬品を含む）について、原則3年毎を目途に見直しを行うこととした。 d 薬剤師の面前で直ちに服薬する必要がある要指導医薬品である緊急避妊薬の他に、オンライン販売を不可とする要指導医薬品を指定していないため、未着手。 e 令和6年4月から、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において、要指導医薬品の販売方法について議論を実施し、令和7年1月10日にとりまとめを公表するとともに、同年2月12日に第217回通常国会へ「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法案等の一部を改正する法律案」を提出し、同年5月21日に当該法律案が可決・成立し、公布された。 また、令和7年11月28日に、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和7年厚生労働省令第117号）を公布し、令和8年5月1日に施行予定。 改正概要については以下のとおり。 ・要指導医薬品について、医薬品の特性に応じ、必要な場合には、薬事審議会の意見を聴いて、一般用医薬品に移行しないことができることを規定した。 ・適正使用のために必要な確認を対面で行うことが適切である品目（特定要指導医薬品）については、特定要指導医薬品として指定された理由を踏まえた対応を行うなどの方法により、薬剤師に、対面により販売等させなければならないことを規定した。 また、期間を定めない要指導医薬品に承認時点で指定された医薬品は、現時点で、薬剤師の面前で当該要指導医薬品の購入者が直ちに服薬する必要がある医薬品のみである。また、施行通知（令和7年12月26日医薬発1226第2号）の第1の4において、以下を記載した。 ＊＊＊ 4 特定要指導医薬品及び承認時に新薬機法第4条第6項に基づく要指導医薬品に指定される医薬品については、当面、適正使用の確保の観点から、薬剤師の面前で当該医薬品の購入者が直ちに服薬する必要がある医薬品に限定すること。 また、令和8年3月6日に開催した医薬品等安全対策部会において、特定要指導医薬品に指定された医薬品の状況を参考に、製造販売後調査の結果を踏まえて要指導医薬品に指定し続けることの要否の検討における観点を示した。 f 令和8年3月6日に開催した医薬品等安全対策部会における審議の結果、要指導医薬品に指定し続けることとされた要指導医薬品（特定要指導医薬品を含む）について、原則3年毎を目途に見直しを行うこととした。 g 薬剤師の面前で直ちに服薬する必要がある緊急避妊薬以外に、期間を定めずに要指導医薬品に指定し続ける要指導医薬品を指定していないため、未着手。 h 令和6年4月から、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において、医薬品の販売区分及び販売方法の見直しについて議論を実施し、令和7年1月10日にとりまとめを公表するとともに、同年2月12日に第217回通常国会へ「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法案等の一部を改正する法律案」を提出し、同年5月21日に当該法律案が可決・成立し、公布された。 また、令和7年11月28日に、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和7年厚生労働省令第117号）を公布し、令和8年5月1日に施行予定。 改正概要については以下のとおり。 ・一般用医薬品について、個別品目のリスク評価を踏まえ要指導医薬品への移行を可能とした。 i 令和8年3月6日に開催した医薬品等安全対策部会における審議の結果、一般用医薬品について、定期的に販売区分の変更の要否を検討し、必要に応じて販売区分の変更を行う仕組みを設けることとし、令和8年4月1日から実施することとした。	a、b 措置済み c 措置済み。 d 薬剤師の面前で直ちに服薬する必要がある要指導医薬品である緊急避妊薬の他に、オンライン販売を不可とする要指導医薬品を新たに指定した後に、検討を開始する。 e 措置済み f 措置済み。 g 薬剤師の面前で直ちに服薬する必要がある緊急避妊薬以外に、期間を定めずに要指導医薬品に指定し続ける要指導医薬品を新たに指定した後に、検討を開始する。 h 措置済み i 措置済み	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	健康・医療・介護	8	一般用検査薬への転用の促進	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく医薬品等の承認審査は、製造販売業者からの承認申請により行われるが、厚生労働省において、一般用検査薬（一般用医薬品たる体外診断用医薬品をいう。以下同じ。）については、医療用検査薬（主に医療従事者が使用することを想定した医療用医薬品たる体外診断用医薬品をいう。）と異なり、一般の生活者が正しく使用できるよう、検査項目ごとに使用上の注意、使用方法や性能等に関して承認審査のための一定の基準を示しておくことが必要であると考えられ、一般用検査薬への転用の基準として、「一般用検査薬の導入に関する一般原則について」（平成26年12月25日厚生労働省医薬食品局長通知別添1。以下「一般原則」という。）において、対象となる検査項目の範囲等が示されている。 その中で、「採取に際して侵襲のないものが検体として適当である」及び「検体の採取に採血や穿刺等を伴う行為であれば、「侵襲がある」と考える」とされており、自己穿刺による穿刺血を検体に用いた自己血糖検査薬等は、一般用検査薬への転用が認められていない。こうした中、厚生労働省は、令和2年7月の規制改革実施計画等を踏まえ、穿刺血を検体に用いた検査薬等のOTC化に向け、薬事審議会医療機器・体外診断薬部会において、一般原則の見直しについて4年にわたって議論を行い、令和7年3月、「「低侵襲性の穿刺血など血液検体を用いた検査薬」の一般用検査薬への転用等に関するとりまとめ」（令和7年3月14日薬事審議会医療機器・体外診断薬部会。以下「とりまとめ」という。）において、「対象となる使用者の範囲」、「使用者側のリテラシー向上」及び「販売者側の実態」について「残された課題」があることから、一般原則の見直しは時期尚早との結論を得た。 幾年の検討を経てもなお、穿刺血を検体に用いた生活習慣病や性感染症等の検査薬がOTC化されない中、医療機関への受診や検査等に時間を割くことが難しい現役世代が糖尿病など生活習慣病の早期発見が遅れているとの指摘や、医療資源が限られている地方ほど検査遅れによるエイズ発症者の割合が大きいとの指摘があり、早期発見、早期受診及び早期治療の足掛かりにつながるOTC化の必要性及び重要性は一層高まっている。また、セルフケア・セルフメディケーションに関する消費者のニーズを背景に、「研究用」などと称する医薬品医療機器等法の承認を受けていない穿刺血を検体に用いた性感染症等の検査キットが、薬局、ドラッグストア、インターネット通販サイトなどで販売され、消費者がその検査性能が厚生労働省により確認されたものではないことを正確に理解せずとも容易に入手できる現状にある。 以上を踏まえ、セルフケア・セルフメディケーションを推進する観点から、消費者が質の担保された一般用検査薬を使用し、生活習慣病や性感染症等の早期発見、早期受診及び早期治療を行うことができる環境を整備するため、以下の措置を講ずる。 a　厚生労働省は、穿刺血を検体に用いた検査薬のうち、まずは、自己血糖測定検査薬のOTC化に向け、とりまとめにおいて「残された課題」とされた、「対象となる使用者の範囲」、「使用者側のリテラシー向上」及び「販売者側の実態」ごとに、自己血糖測定器の購入、販売、使用の実態等について、以下の点を含め、調査を行う。 ・消費者の属性（糖尿病予備群の者、検査を受けたことがなく自ら様態を把握できていない者及び糖尿病治療を行っているが自宅でも検査を行いたい者。以下同じ。）ごとの自己血糖測定器の購入経験の有無 ・自己血糖測定器の購入経験がある消費者について、消費者の属性ごとの、商品選択、使用方法、判定結果の受け止め方及び受診を含めた行動変容に対するリテラシー ・消費者の属性ごとの、自己血糖検査薬のOTC化の賛否並びにOTC化に当たって考えられる課題及び当該課題に対する考え ・薬剤師等の属性（薬局経営者、薬局勤務者等）ごとの、自己血糖測定器の販売経験の有無、自己血糖測定器の販売経験がある場合の受診勧奨の実態、自己血糖検査薬のOTC化の賛否並びにOTC化に当たって考えられる課題及び当該課題に対する考え ・自己血糖検査薬のOTC化の賛否並びにOTC化に当たって考えられる課題及び当該課題に対する医師（かかりつけ医、糖尿病専門医等）の考え ・消費者自らが一般用検査薬を使用することによる糖尿病等の早期発見、早期受診及び早期治療の状況並びにそれらによる影響（重症化予防によるものを含む。） ・薬剤師等の受診勧奨により医療機関への受診が増加することによる影響 b　厚生労働省は、aにより明らかとなった実態等を踏まえ、「対象となる使用者の範囲」、「使用者側のリテラシー向上」及び「販売者側の実態」ごとに、以下の点を含め、穿刺血を検体に用いた検査薬のOTC化に向けた検討を行い、結論を得る。当該結論を踏まえ、穿刺血を検体に用いた生活習慣病や性感染症等の検査薬のOTC化を可能とするため、一般原則の見直し等所要の措置を講ずる。 ・自己穿刺を行ったことがない消費者を含め、消費者の適切な一般用検査薬の使用を担保するための添付文書等による情報提供の在り方 ・適正使用の説明、医療機関の紹介など薬剤師等による販売時の情報提供の在り方 ・検査後の相談先や医療機関への受診勧奨など薬剤師等による販売後の情報提供の在り方 ・現行の高度管理医療機器継続研修を参考に、薬剤師等が販売時及び販売後に適切な情報提供を行うことを担保するための研修及び研修テキストの整備 c　厚生労働省は、穿刺血を検体に用いた検査薬のOTC化の検討と併せて、「研究用」などと称する医薬品医療機器等法の承認を受けていない穿刺血を検体に用いた性感染症等の検査キットが、薬局、ドラッグストア、インターネット通販サイトなどで販売され、消費者がその検査性能が厚生労働省により確認されたものではないことを正確に理解せずとも容易に入手できる現状に対して、消費者が当該検査キットを医薬品医療機器等法の承認を受けた体外診断用医薬品と誤認すること、また、検査性能が不確かな検査キットの使用により適切な時期に受診することができず、重症化し、あるいは、当該疾病の感染が拡大することを防止するため、体外診断用医薬品の該当性の判断基準及び判断事例を明確化するガイドライン等を作成した上で、消費者庁、関係団体等の協力を得つつ、次の①及び②の措置を講ずる。 ①事業者等に対し、薬局、ドラッグストア、インターネット通販サイトなどにおいて当該ガイドライン等に基づく適切な対応（当該検査キットの販売自粛を含む。）を行うよう要請する。 ②当該ガイドライン等に抵触する不適切な検査キットについて、無承認無許可医薬品として医薬品医療機器等法に基づく取締りを行うなど消費者が質の担保された自己検査を行うことができる環境を整備する実効的な方策を実施する。	a,c：令和7年度措置 b：令和8年度検討・結論・措置	a,b：厚生労働省 c：厚生労働省 消費者庁	a 低侵襲の穿刺血など、血液検体を用いる検査薬のOTC化については、令和7年3月の薬事審議会・医療機器・体外診断薬部会におけるとりまとめを踏まえ、厚生労働科学特別研究事業の研究班（研究課題名：「低侵襲性の穿刺血などの血液検体を用いた検査薬」の一般検査薬への転用等の調査研究、研究代表者：東京大学 五十嵐中）において調査を実施した。 b 研究班等での調査を含め、今後どのようなアプローチで解決を図るべきかの検討を進める。 c 薬機法上の承認を得ず、品質が担保されていない診断用の検査キットの取締りを行う観点から、厚生労働科学研究における検討結果を踏まえ、研究用と称する検査キット等が薬機法上の体外診断用医薬品に該当する場合の標榜事項など、該当性の判断の基準を示すガイドラインを令和8年3月末に作成し、薬事監視に活用するものとして都道府県等に通知するとともに、関係業界団体等において適切な対応を行うよう周知を図った。	a 措置済み。 b aの結果を踏まえ、必要な対応に向けて検討を進めていく。 c 作成したガイドラインを踏まえ、必要な監視指導を行っていく。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	健康・医療・介護	9	認可保育所における付加的サービスの円滑化	規制改革推進に関する第2次答申（平成29年11月）を踏まえ、平成29年12月、厚生労働省の事務連絡（「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について（平成29年12月21日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡））が発出され、子ども・子育て支援制度上、保育所等が行う、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）が示す基本原則を逸脱しない範囲での付加的保育について、保護者の同意が得られれば上乗せ徴収により実施することが可能である旨が明確化された。 しかしながら、認可保育所において付加的保育を上乗せ徴収により実施する場合、市町村（特別区を含む。以下同じ。）との協議を要し、かつ、体操、体育、スポーツ、ダンス、音楽、絵画、造形、英語、文字、数等（以下「体操等」という。）のプログラムが付加的保育として認められるかや、選択制による実施が認められるかが上記事務連絡で示されておらず、保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲が不明確であること等の理由から、現状では、確認する限りにおいて、認めている市町村は少数であるとの指摘がある。また、現状では、選択制かどうかにかかわらず、付加的サービスを利用する児童の保護者と当該付加的サービスを提供する事業者との直接契約（以下「直接契約」という。）により実施する場合、当該契約内容を規制する保育関係法令上の根拠規定は無いが、確認する限りにおいて、実施を認める市町村が少数であるとの指摘がある。 こうした現状は、保育所利用率が50%を超え、かつ、長時間保育が多い中、また、保護者の仕事と育児の両立が重要な社会的課題である中、保育所に対するニーズは多様化し、保育（教育を含む。以下同じ。）の質の確保・向上が求められ、認可保育所における付加的サービス（付加的保育を含む。以下同じ。）に対するニーズが一定程度存在しているにもかかわらず、認可保育所のみが良質かつ多様な保育サービスの選択肢が限定されている状況といえる。さらに、認可保育所において、付加的サービスが平日に実施されることにより、休日に児童とその家族が共に過ごす時間をより確保できるとの指摘や、保護者の仕事と育児の両立支援につながるとの指摘がある。 こうした状況等を踏まえ、利用者起点に立ち、認可保育所における多様で良質な保育サービスの円滑化の観点から、認可保育所において、上乗せ徴収、直接契約にかかわらず、付加的サービスが真に原則実施可能となるよう、以下の措置を講ずる。 a　こども家庭庁は、市町村に対し、認可保育所における付加的サービスの実施に関して、 ・その内容が体操等かどうかにかかわらず、こどもの健全な心身の発達に資する内容であれば、それらに要する費用は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第3項に規定する「特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価」と認められるものであり、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものであれば、こども家庭庁が公表している、子ども・子育て支援新制度に関する「自治体向けFAQ（よくある質問）（第19.1版）」において例示される「公定価格上の基準を超えた教員の配置」や「平均的な水準を超えた施設整備」といった保育の環境（保育士等の人的環境及び施設等の物的環境）に関するものに限定されるものではなく、市町村との協議を経て、上乗せ徴収により認可保育所を運営する保育事業者の判断で実施可能であること ・また、実施する際には、次の①から⑤までの事項に留意する必要があること ①保護者に当該付加的サービスを利用するか否かに関する選択の自由があり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第13条第6項に定めるとおり、上乗せ徴収に当たっては、あらかじめ、当該徴収する金銭の使途及び額並びに支払を求める理由について保護者に明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得なければならないこと ②児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に定める配置基準等や保育所保育指針を遵守すること ③料金設定に当たっては、保護者の経済的負担に配慮すること ④付加的サービスに参加する児童と参加しない児童のそれぞれに適切に対応する必要があること ⑤事故発生時の責任の所在を含め、児童の安全管理を徹底すること ・直接契約による場合については、法令上禁止されておらず、付加的サービスの内容が体操等かどうかにかかわらず、保育所保育指針を踏まえたこどもの健全な心身の発達に資する内容であれば、認可保育所を運営する保育事業者の判断で実施することは可能であり、かつ、市町村との協議により承認を得ることは不要であること ・また、実施する際には、児童及びその保護者に当該付加的サービスを利用するか否かに関する選択の自由があることや、児童の安全を確保する必要があること等に留意する必要があること 等について明確化し、周知する。 b　こども家庭庁は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条第1項から第3項までの規定に基づく施設等による報告から都道府県知事による公表までを全国一律でインターネット上で実施するWEBシステムとして、独立行政法人福祉医療機構が運営する「子ども・子育て支援情報公表システム（「ここdeサーチ」）」における施設ごとの付加的サービスの実施状況に関する公表について、引き続き、保育事業者に対して当該情報も含めた入力内容の更新を行うよう市町村を通じて依頼する。 あわせて、全国の市町村において付加的サービスを円滑に実施できるよう、全国の市町村における付加的サービスの実態を把握するため、aの周知に併せて、次の①から⑫までの事項について整理・明確化することを念頭に置いた市町村に対する調査に着手し、当該結果（具体的な実施事例を含む。）を市町村及び保育事業者に対して周知するとともに、こども家庭庁ホームページで公表する。 ①実施される付加的サービスの内容（体操等、プログラムの内容を含む。） ②配置基準を満たした保育体制の確保 ③児童の安全管理（事故発生時の責任の所在を含む。） ④保育の指導計画への位置付け ⑤実施時間（コアタイム内・外） ⑥保育所職員一人当たりの負担 ⑦料金設定（保護者の経済的負担への配慮を含む。） ⑧付加的サービスを利用するか否かに関する保護者の選択の自由 ⑨保護者への説明及び同意取得（説明及び同意取得の範囲及び方法を含む。） ⑩付加的サービスに参加しない児童への対応 ⑪その他不適切な事由（一定期間において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく不利益処分（勧告、改善命令、事業停止命令又は施設認可の取消し）又は子ども・子育て支援法の規定に基づく不利益処分（勧告、命令又は確認の取消し）を受けていること等）の有無及び内容 ⑫認可保育所における付加的サービスの実施に当たっての市町村の対応（認めること、協議、行政指導等）の有無及び内容 c　こども家庭庁は、bの調査の結果も踏まえつつ、認可保育所における付加的サービスの実施の要件等の整理・明確化について、更なる検討を行い、結論を得た上で、所要の措置を講ずる。	a：措置済み b：（前段）措置済み、（後段）令和6年度着手、令和7年度措置 c：令和7年度措置	こども家庭庁	a及びb（前段）「規制改革推進に関する中間答申を踏まえた具体的な留意事項等について（通知）」（令和7年3月31日付けこども家庭庁成育局保育政策課長及び成育基盤企画課長連名通知）を発出し、所要の周知を行った。 b（後段）及びc　令和7年11月に、全国の市町村及び認可保育所に対し、①～⑫の観点から、付加的サービスに関する実態調査を実施し、その調査結果を踏まえ、認可保育所における付加的サービスの実施の要件等の整理・明確化のための通知を発出し、こども家庭庁HPに掲載した。	a及びb（前段）　措置済み b（後段）及びc　措置済み	措置済	解決

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
（4）デジタル・AI										
令和7年6月13日	デジタル・AI	1	公金収納を行うコンビニエンスストア等における紙の領収控の保管廃止	a 総務省は、地方公共団体がコンビニエンスストア等の事業者（以下「コンビニエンスストア等」という。）に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく公金収納事務を委託する場合において、収納事務が適正に行われていることを確認するために行う検査等のため、その委託契約等において当該コンビニエンスストア等に紙の領収控の保管を求めることによって、その保管に係る業務負担やコストを生じさせ、生産性向上を阻害していることを踏まえ、当該委託契約等の在り方について、①領収控の電磁的保存及び②デジタル技術を利用して公金収納事務に関する検査の適正性を従来同様に確保する手法の検討を行い、その結果が盛り込まれた標準的なコンビニエンスストア等との委託契約書（以下「標準委託契約書」という。）が地方公共団体において利用されるよう、所要の措置を講ずる。 その際、標準委託契約書の内容とは異なる地方公共団体ごとの契約内容の差異（ローカルルール）により、広域的な経済活動を行うコンビニエンスストア等の業務効率化が妨げられることなく、全国で統一的な対応を確保できるように、関係業界団体における上記①、②及び標準委託契約書に関する検討の結果について、地方公共団体等に意見聴取し、地方自治法令等の問題がないことを確認する。 b 国税庁は、国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく国税の納付に係るコンビニエンスストア等への委託について、コンビニエンスストア各社、収納代行業者の意見やaの標準委託契約書を踏まえ、aの検討・措置内容との整合性を取るよう当該委託契約の内容を見直す。	a：令和7年検討・措置 b：令和7年検討、令和7年以降aの検討結果を踏まえて速やかに措置	a：総務省 b：国税庁	a 「コンビニエンスストア等への収納事務の委託に係る収納関係書類の保管方法の見直しについて」（令和7年12月26日付け総務省自治行政局行政課長通知）において、地方公共団体に対し、 ・地方自治法第243 条の2等に基づき、公金収納事務を指定公金事務取扱者であるコンビニエンスストア等に委託している場合において、各地方公共団体とコンビニエンスストア等との間の契約により、収納関係書類を「紙」で保管することとしている場合があるが、収納関係書類の保管方法については、地方自治法上特段の規定はないことから、紙ではなく、収納情報の電磁的記録によることも可能であること ・収納情報の電磁的記録を保存することとすることは、コンビニエンスストア等における当該収納関係書類の保管・輸送コストが削減されるのみならず、地方自治法第243 条の2第8項に基づく公金事務の状況に係る会計管理者の検査等をオンラインで行うことが可能となり、地方公共団体及びコンビニエンスストア等双方の事務の効率化が見込まれるものであり、積極的に検討いただきたいこと 等を通知した。 b 国税の納付に係るコンビニエンスストア等への委託について、総務省における検討結果を踏まえつつ、コンビニエンスストア各社等と協議を重ね、コンビニエンスストアにおける領収控の電磁的保存について検討を行い、次期契約に向けて内容を見直しているところである。 運用変更時期については、総務省、コンビニエンスストア各社及び収納代行業者と調整し、地方公共団体と同時期である令和9年度を予定している。	a 標準委託契約書については、現在、コンビニエンスストア等において検討が進められているところであり、令和8年7～9月頃に作成する予定と承知している。標準委託契約書の作成された場合には、総務省から地方公共団体に対し、速やかに当該標準委託契約書を周知する予定である。 b コンビニエンスストア各社や収納代行業者の意見及びaの標準委託契約書の内容を踏まえ、令和9年度からコンビニエンスストアにおける領収控の電磁的保存が可能となるよう、次期契約に向けて委託契約書の内容の検討・締結に取り組む。	検討中	継続フォロー
（5）国家戦略特区										
令和7年6月13日	国家戦略特区	1	パーソナルモビリティの速度制限の緩和＊	スーパーシティ型国家戦略特区において、パーソナルモビリティ（移動用小型車及び身体障害者用の車）について、センサー等の技術を活用して歩行者等の安全を確保するために必要な安全対策を講じるなど、公道実証実験を通じて歩行者等の安全が確保できることが確認された道路環境や通行方法により、個別の許可なく保安要員なしで最高速度10km/hでの走行を可能とすることを目指し、スーパーシティであるつくば市において令和5年度から実施している技術検証や閉鎖環境実証の結果を踏まえ、令和7年度早期に道路使用許可を得た上で公道実証を行うとともに、その結果等を踏まえて必要な措置を検討する。	（公道実証） 令和7年度早期に措置、（必要な措置の検討）令和7年度検討	内閣府 警察庁	令和8年1月、パーソナルモビリティ（移動用小型車及び身体障害者用の車）について、センサー等の技術を活用して歩行者等の安全を確保するために必要な安全対策等について、その有効性を検証するため、茨城県つくば市において、道路使用許可を得た上で保安要員を帯同させて公道実証を行った。	スーパーシティ型国家戦略特区において、パーソナルモビリティ（移動用小型車及び身体障害者用の車）の最高速度10km/hでの走行を目指し、令和7年度の公道実証の結果等を踏まえ、必要な措置を検討する。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	国家戦略特区	2	大規模小売店舗立地法上のパーソナルモビリティ等のポート設置に係る取扱いの明確化＊	大規模小売店舗において、駐輪場又は駐車場の一部をパーソナルモビリティ（移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車）等のポートとして設置する場合、これらが駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保に資するものであれば、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）上、当該ポートについても、駐輪場又は駐車場の収容台数に含むものとすることができることを明確にするために必要な措置を令和7年中に講ずる。	令和7年措置	内閣府 経済産業省	・大規模小売店舗において、駐輪場又は駐車場の一部をパーソナルモビリティ（移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車等）等のポートとして設置する場合、これらが駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保に資するものであれば、大規模小売店舗立地法上、当該ポートについても、駐輪場又は駐車場の収容台数に含むものとすることとして差し支えない旨、令和7年6月に関係自治体に通知した。	措置済み	措置済	解決
令和7年6月13日	国家戦略特区	3	道路占用許可の対象物件としてのパーソナルモビリティのポートの位置付けの明確化＊	パーソナルモビリティ（移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車）のポートに関する道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路占用許可について、提案主体でスーパーシティ型国家戦略特区であるつくば市における当該ポートの設置が占用許可対象物件となり得ることを明確にするために必要な措置を令和7年中に講ずる。	令和7年措置	内閣府 国土交通省	パーソナルモビリティのポートについて、道路の構造からみて、道路の交通に支障が及ぼすおそれが少ない場所において、かつ、柵やチェーン等を設けることにより当該ポートが一般交通の用に供さないと認められる場合、当該ポートを設置することをあらかじめ区域計画に位置づけ、内閣総理大臣の認定を受けたものについて、道路法第32条第1項に基づく道路占用許可を受けることが可能である旨、令和7年11月に通知した。	措置済み	措置済	解決
令和7年6月13日	国家戦略特区	4	意欲と能力のある者により酒造りがはじめられる取組、伝統的な清酒産業・文化の持続的な発展・継承＊	酒蔵で修行を積んだ若者が酒蔵を引き継いで新たに酒造りを始めている例がみられるが、個別の少数の事例に留まっている。こうした中で、「伝統的酒造り」を次世代に継承していくため、令和7年度に実施する予定の調査事業の結果も踏まえ、関係団体と連携して、意欲と能力のある者により酒造りがはじめられる取組として、まずは新たに酒蔵の事業承継を支援する事業に取り組み、国税庁が進捗をフォローアップしていくことを検討する。	（調査事業） 令和7年度措置、（調査事業の結果も踏まえ、まずは事業承継支援の事業を実施し、進捗をフォロー）調査結果も踏まえ措置	内閣府 国税庁	令和6年12月5日、我が国より提案した「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録された。「伝統的酒造り」は、杜氏・蔵人等がこうじ菌を用い、日本各地の気候風土に合わせて、経験に基づき築き上げてきた、世界に誇れる酒造り技術である。 国税庁では、「伝統的酒造り」の歴史や文化の豊かさを広く知っていただき、海外への更なる展開も含め、酒類業の振興に取り組んでいるところ、酒蔵は中小企業が大宗を占めており、「伝統的酒造り」を次世代に確実に継承するためには、酒蔵の経営の安定化を図りつつ、事業承継を円滑に支援していくことが重要であり、次の2事業等を実施。 ①ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」に係る技術承継の課題に関する調査事業 実際に事業承継を行った事業者や事業承継に至らなかった事業者から、事業承継が成功した要因や成功しなかった要因などを聴取し、酒類事業に係る事業承継の諸問題を調査分析する事業。 ②「伝統的酒造り」の技術承継に係る実証分析事業 酒蔵の事業承継に係る過去の事例を踏まえ、実施事業者において、承継事業者と被承継事業者とのマッチングを行い、事業承継計画や法律問題等に係る必要な支援をしつつ、実際の事業承継において課題や解決策の分析を行った。	国税庁においては、今後、2事業の結果を取り纏めて公表するとともに、関係団体と連携して、意欲と能力のある者により酒造りがはじめられる取組として、まずは新たに酒蔵の事業承継を支援する事業を開始する。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	国家戦略特区	5	弁護士等による各種証明書の職務上請求の電子化＊	戸籍謄本等の職務上請求については、士業者の職印が押された統一請求書による請求が必要であり、申請者及び自治体の負担となっている。このため、オンラインによる職務上請求が可能となるよう、法務省において、不正な職務上請求を防止するための方策や社会的コストの削減等のためのデジタル共通基盤を活用したシステムの構築等について、デジタル庁と連携して具体的内容を検討し、令和8年末までの早期に結論を得る。また、住民票の写し等の職務上請求についても、戸籍謄本等に係るデジタル共通基盤を活用したシステムの構築等の検討結果を踏まえ、総務省において、デジタル庁と連携して具体的内容を検討し、可能な限り早期に結論を得る。	（前段）令和8年末までの早期に結論、（後段）可能な限り早期に結論	内閣府 法務省 総務省 デジタル庁	○戸籍謄本等の職務上請求については、法務省において、令和8年3月に、デジタル庁と連携し、システムの共通化の方法や今後のスケジュールを記載した推進方針案を作成した。 ○住民票の写し等の職務上請求については、総務省において、上記の戸籍謄本等に係る推進方針案の内容を踏まえ、デジタル庁と連携し、可能な限り早期に、同様の推進方針案を作成することとした。	○戸籍謄本等の職務上請求については、法務省が作成した推進方針案について、令和8年4月以降、内閣官房デジタル行財政改革会議が地方公共団体に対し意見照会を実施予定。令和8年6月に推進方針を正式決定後、システムの開発業者における開発及び市区町村における導入が行われる予定。 ○住民票の写し等の職務上請求については、総務省において、上記の戸籍謄本等に係る推進方針案の内容を踏まえ、可能な限り早期に、同様の推進方針案を作成する。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	国家戦略特区	6	デジタル版の健康手帳交付に係る取扱いの明確化＊	市区町村において、健康増進法（平成14年法律第103号）第17条に基づく健康増進事業の一環としてデジタル版の健康手帳の交付が可能であることや、健康増進法の趣旨を踏まえ判断することにより、40歳未満の者に対しても健康手帳を交付することが可能であることについて、令和7年度の可能な限り早期に明確化する。	令和7年度可能な限り早期に措置	内閣府 厚生労働省	市区町村において、健康増進法第 17 条に基づく健康増進事業の一環としてデジタル版の健康手帳の交付が可能であることや、健康増進法の趣旨を踏まえ判断することにより、40 歳未満の者に対しても健康手帳を交付することが可能であることを明確化する措置を、令和7年7月に講じた。	措置済み	措置済	解決

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	国家戦略特区	7	地域通貨による寄附＊	地域通貨を含む前払式支払手段による寄附については、為替取引に関する規制の潜脱防止や寄附スキームを悪用したマネー・ローンダリングや詐欺等のリスクにも留意しつつ、適切に寄附が行われる具体的な枠組みについて、金融庁「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告（令和7年1月22日）を踏まえ検討を行い、令和7年度中に必要な措置を講ずる。	令和7年度措置	内閣府 金融庁	金融庁において、前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の改正（令和7年11月18日施行）及び金融庁告示「前払式支払手段に関する内閣府令第二十三条の三第二項第一号ニ及びホの規定に基づき適格寄附金受領者を定める件」の制定（令和8年3月13日適用開始）を行い、前払式支払手段（いわゆる「地域通貨」を含む。）による寄附について、金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告」（令和7年1月22日）を踏まえ、受領者（国、地方公共団体、認可法人、共同募金会等）や金額の上限（1回当たり1万円まで）などの具体的な枠組みを整備した。	措置済み	措置済	解決
令和7年6月13日	国家戦略特区	8	インバウンド向けのデジタル地域通貨の取扱いの明確化について＊	インバウンド向けのデジタル地域通貨である前払式支払手段について、出国予定の確認等により、前払式支払手段に関する内閣府令（平成22年内閣府令第3号）第42条第1項第3号の「やむを得ない事情」に該当すると判断された場合は払戻しが可能であることについて、提案主体による令和7年度中のデジタル地域通貨のサービス開始に向けて、金融庁から提案主体に適切に助言等を行う。	令和7年度措置	内閣府 金融庁	インバウンド向けのデジタル地域通貨である前払式支払手段について、出国予定の確認等により、前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）第42 条第1項第3号の「やむを得ない事情」に該当すると判断された場合は払戻しが可能であることについて、金融庁から提案主体に適切に助言等を行い、提案主体において令和7年12 月にデジタル地域通貨のサービスを開始した。	措置済み	措置済	解決
令和7年6月13日	国家戦略特区	9	地方公共団体と成田国際空港株式会社との間の人事交流の推進＊	成田国際空港においては、滑走路新設など大幅な機能強化が推進されており、航空物流機能の高度化や観光の国際競争力強化など地域と連携した取組が必要となっているところ、成田国際空港株式会社の発行済株式の総数を国が保有していること等を踏まえ、成田国際空港株式会社へ、地方公務員と派遣先団体の身分を併有しての在職派遣を可能とすること等について検討を進め、令和7年度中に結論を得る。	令和7年度結論	内閣府 総務省	地方公務員と派遣先団体の身分を併有しての在職派遣を可能とすること等について、令和7年3月に国家戦略特区等ワーキンググループヒアリングを開催し、国家戦略特区等ワーキンググループの委員が、総務省及び提案者からヒアリングを実施した。その後も関係省庁が制度上の整理のために、提案自治体に限らず関連する他の自治体の成田国際空港株式会社への派遣状況に係る情報収集等を実施した。	成田国際空港の機能強化及び空港周辺のまちづくりの推進に向けて、総務省は、成田国際空港株式会社への地方公務員と派遣先団体の身分を併有しての在職派遣の可否に係る制度上の整理について、引き続き検討を進め、可能な限り早期に結論を得る。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	国家戦略特区	10	認定日本語教育機関の校地・校舎の自己所有の緩和＊	認定日本語教育機関認定基準（令和5年文部科学省令第40号）における「校地・校舎の自己所有」の在り方に関し、当該要件の緩和に向けた認定日本語教育機関の安定かつ継続した運営を担保するための具体的方策を前提とした提案の状況や、令和6年4月に施行された日本語教育機関の認定制度の運用状況等を踏まえ、より質の高い日本語教育の確保の観点から更に検討を進める。	令和7年度検討開始	内閣府 文部科学省 法務省	提案者からの提案取下げ希望を受け、今後は、事業者、提案者等の相談に乗りながら、規制改革事項の新規提案を検討していくこととしていたが、具体的な規制改革ニーズはない状況。	措置済み	措置済	フォロー終了
2．賃金向上、人手不足対応										
（1）健康・医療・介護										
令和7年6月13日	健康・医療・介護	1	地域の実情に応じた介護サービス提供体制等の見直し	我が国では、生産年齢人口の減少が見込まれる一方で、2040年頃には65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加することが見込まれている。しかし、高齢化や人口減少については、既に高齢者人口のピークを迎えて減少局面に入っている地方部、高齢者人口が今後急増する都市部など、地域によってそのスピードに大きな差があり、介護サービスの需要と供給の変化にも地域差が生じている。こうした中で、介護職員に加え介護支援専門員（ケアマネジャー）、看護職等の専門職等といった介護人材の確保ができず介護サービスの提供体制の維持が困難となる地域や、基準該当居宅サービス（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）で定められる、指定居宅サービスの事業に係る基準の一部を満たしていないが、所定の基準を踏まえ、都道府県が条例で定める基準を満たすと認められる事業を行う事業所により行われるサービスをいう。以下同じ。）を利用してもなお必要な介護人材の確保が困難である地域があるなど、一部の地域では既に介護サービス提供体制を維持することが困難となっている実態もある。こうした状況を踏まえ、「高齢者の自立を支援する」という介護保険制度の理念を尊重しつつ、介護サービスの質の確保に留意しながら、介護サービスの提供体制を維持する観点から、既存の配置基準等にとらわれない地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となる制度及び運用の見直しなどを早急に進めるため、次の措置を講ずる。 厚生労働省は、施設・居宅といったサービス種別にかかわらない複数の事業所間での専門職等の兼務など、異なる介護サービス間の連携による配置基準の柔軟化・合理化、基準該当居宅サービス及び離島等相当サービスの更なる活用に向けた地域特性等の実態を踏まえた対応、介護支援専門員の更新研修の在り方の見直し等を検討すべきとの指摘があることを踏まえ、介護サービスの一定の質の維持を前提とした持続可能な介護サービス提供体制を構築するため、既存の配置基準等にとらわれない地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となる見直し等について、介護人材不足等により既存の配置基準等への適合が困難となるなど早急な対策が必要な地方公共団体や介護現場等からの意見を踏まえつつ、ICTやAI等の技術の進展も考慮しながら検討し、令和8年度までに社会保障審議会介護保険部会等で結論を得た上で、令和9年上期までに速やかに所要の措置を講ずる。その際、以下の事項に留意しつつ検討を行うものとする。 ・「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関する中間とりまとめ」（令和7年4月10日「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会、以下「中間とりまとめ」という。）において示された、全国を「中山間・人口減少地域」、「大都市部」、「一般市等」の三つの地域に分類し、サービス需要の変化に応じた提供体制の構築の検討を進める方向性を踏まえ、社会保障審議会介護保険部会等において具体の制度の検討を行うに当たっては、一定の介護サービスの質の維持を前提に、介護サービス利用者数など需要側の状況のみならず、生産年齢人口の減少に伴う介護人材不足などの状況にも着目し、双方の状況を踏まえた上で検討を行うこと。また、中山間・人口減少地域を先行事例としつつも、今後見込まれる人口動態の変化なども踏まえつつ、対象となる地域を検討する必要があること。 ・中間とりまとめにおいて、小規模経営をしている事業者が安定的に必要な事業を継続していくため、他事業者との連携・協働化を進めていくことが有効であるとともに、サービス維持の観点では、経営の多角化も含めた大規模化の取組の推進が有効な施策の一つとして示されている。事業者が連携・協働化や経営の大規模化等を行いやすい体制を整備していくためには地方公共団体や事業者団体等と連携して実施していく必要があるが、地方公共団体によって保有するノウハウや人材等に差があり、上記体制の整備を行うことが困難な地方公共団体もあるとの指摘も踏まえ、連携・協働化や経営の大規模化等の推進に向けて、地方公共団体が果たすべき役割を明確化するとともに、地域における持続的な対応策についても検討すること。 ・介護サービス施設等の人員・設備・運営に関する基準、介護報酬制度等の見直しに当たっては、ICTやAI等の技術の活用を含め各事業者の創意工夫による柔軟かつ効果的かつ効率的なサービス提供が可能となるよう、現状は、人的配置等の構造（ストラクチャー）及びサービスの実施内容（プロセス）を中心とした評価であるところ、サービスによりもたらされた利用者のADL（Activities of Daily Living：日常生活動作）の改善、褥瘡の発生等の状態変化（アウトカム）を重視する評価を拡充していくなど、介護サービスの質を評価する仕組みの見直しを検討すること。	令和7年度検討開始、令和8年度までに結論を得次第、令和9年上期までに速やかに措置	厚生労働省	・（地域の類型や具体の制度について） 左記「中間とりまとめ」において示した「中山間・人口減少地域」、「大都市部」、「一般市等」や、介護サービスの提供体制の維持に向けた具体の制度については、社会保障審議会介護保険部会において検討し、令和7年12月25日に意見のとりまとめを行った。そのとりまとめの中で、「中山間・人口減少地域」において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを選択可能とする特例介護サービスの新たな類型の創設や、介護サービスを事業として実施する仕組みを設けることが適当であるとされた。 ・（協働化・大規模化について） 令和6年度委託事業「介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた経営の協働化・大規模化に関する調査研究事業」において収集した事例をもとに、令和8年1月に「介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた経営の協働化・大規模化の進め方ガイドライン」を発出し、自治体及び関係団体へ周知した。 ・（介護サービスの質を評価する仕組み） 2025年9月から2026年1月まで国立長寿医療研究センターの主催する「科学的介護情報システム（LIFE）のあり方」検討会を開催し、検討を行った。	・（地域の類型や具体の制度について） 今後、令和8年上期の国会に必要な法案を提出し、社会保障審議会介護給付費分科会等で引き続き具体的な議論を行っていく。 ・（協働化・大規模化について） 令和8年度当初予算（案）において、小規模事業所等における協働化等を進める人材に求められるスキル等を検討し、人材育成のためのテキストを作成した上で試行的に人材の養成を実施する事業や、経営の協働化等を地域で進める自治体への伴走支援を実施する事業にかかる経費を計上している。 ・（介護サービスの質を評価する仕組み） 令和9年度介護報酬改定に向け、介護給付費分科会において、介護サービスの質の評価についても議論していく予定。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	健康・医療・介護	2	障害福祉分野における申請・届出等に関する手続負担の軽減	a こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者（以下これらを総称して「障害福祉サービス等事業者」という。）の手続負担を軽減し、その生産性向上を図る観点から、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法（その政省令、通知、事務連絡等を含む。）の規定に基づき地方公共団体に対して行う指定申請及び報酬請求（加算届出を含む。以下同じ。）の手続について、こども家庭庁及び厚生労働省が定めた標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を用いることとするために必要な法令上の措置を講ずる。 b こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所施設及び障害児相談支援の指定並びに報酬請求に関連する申請・届出について、障害福祉サービス等事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするため、障害福祉サービス等事業者の選択により、電子的にaの標準様式等を用いて申請・届出を可能とするためのシステム（以下「電子申請・届出システム」という。）の整備について、令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、結論を得る。あわせて、電子申請・届出システムに加え、事業者台帳管理システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方が、トータルコストの最小化や地方公共団体の負担軽減につながる可能性があるとの国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会からの指摘を踏まえ、共通化することが適当かを検討するものとする。その際、特段の事情があり、当該システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。 その上で、当該結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。 また、地方公共団体ごとの当該システムの利用の有無については、こども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。 c こども家庭庁及び厚生労働省は、標準様式等に関する検討結果を踏まえ、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく障害福祉サービス等事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、結論を得る。あわせて、電子申請・届出システムに加え、事業者台帳管理システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方が、トータルコストの最小化や地方公共団体の負担軽減につながる可能性があるとの国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会からの指摘を踏まえ、共通化することが適当かを検討するものとする。その際、特段の事情があり、bのシステムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。 その上で、当該結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。 また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、こども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。	a：措置済み b,c：（前段）措置済み、（中段）令和9年度中を目途に措置	こども家庭庁 厚生労働省	a 令和7年1月30日、必要な府省令及び告示の改正等を行い、標準様式等の使用を基本原則化する旨、社会保障審議会障害者部会・こども家庭審議会障害児支援部会合同会議で了承。令和7年3月31日に改正関係府省令・告示等を公布し、令和8年4月に施行。 b、c 「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）」に係る共通化推進方針」（令和7年6月2日厚生労働省）に基づき、電子申請・届出機能に加え、事業所台帳管理機能及び業務管理体制データ管理機能を有する事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムを令和9年度第4四半期の運用開始を想定して整備することとしている。また、指定申請・業務管理体制届出について、求められる記載内容が共通している項目が多いにもかかわらず、それぞれ書類を作成し、別個に提出する必要があるとの課題が指摘され、この手続を共通化し、事業者の利便性向上につなげることとしている。 その上で、令和7年度、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続きの共通化に向けた要件定義等委託事業」において、学識経験者、自治体、関連団体等からなる検討会での検討を経て、要件定義書等を作成した。 また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、令和7年11月から令和8年1月にかけて実施した地方公共団体への意見照会の結果を踏まえ、システム移行希望時期を令和8年3月に公表した。	a 令和8年4月に施行。 b、c 令和9年度第4四半期のシステム運用開始を想定して、令和8年7月からシステム構築を開始する見込み。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、引き続き、調査・公表予定。	検討中	継続フォロー
	（2）働き方・人への投資									
令和7年6月13日	働き方・人への投資	1	スタートアップの柔軟な働き方の推進	a 厚生労働省は、スタートアップ関係団体等からの意見聴取や、スタートアップが裁量労働制の活用に当たって直面している課題、スタートアップで働く労働者の就労実態、業務内容、スタートアップで働く労働者が希望する働き方等を把握するための調査を行った上で、その結果を踏まえ、裁量労働制の適正な活用等、スタートアップにおける柔軟な働き方に資する検討を開始する。 b 厚生労働省は、スタートアップで働く役職者等の労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第2号に規定する「監督若しくは管理の地位にある者」（以下「管理監督者」という。）への該当性の判断の基本的考え方を「スタートアップ企業で働く者や新技術・新商品の研究開発に従事する労働者への労働基準法の適用に関する解釈について」（令和6年9月30日厚生労働省労働基準局長通達）において示しているが、スタートアップにおいては、分野によっては同一スタートアップ内に専門家が1名又はごく少数しかいないなど、経営や人事等に関する重要な決定権限を有する一方で部下を持たないケースが多く存在し、近年はAIの活用によって更に増加しているという実態である中、こうした場合に管理監督者に該当するか否かが不明確であり、スタートアップの現場で判断に悩む場合が多いとの声があることも踏まえ、スタートアップ関係団体等の意見を聴取すること等を通じて、スタートアップにおける役職者等の実態や課題等を把握した上で、スタートアップにおける役職者等（部下を持たない場合を含む。）の管理監督者への該当性の判断の考え方の更なる明確化について検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。	a,b：令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	a,b：調査等の在り方を含めて検討を行っている。	a,b：引き続き、調査等の在り方を含めて検討を行っていく。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	働き方・人への投資	2	副業・兼業の更なる円滑化に向けた環境整備	a 厚生労働省は、副業・兼業を行う労働者の割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方について、労働基準法第38条第1項の解釈及び運用を示した「副業・兼業の場合における労働時間管理に係る労働基準法第38条第1項の解釈等について」（令和2年9月1日厚生労働省労働基準局長通達）において、事業主を異にする場合についても労働時間を通算して割増賃金を支払うこととされているが、制度が複雑で企業側に重い負担となるために副業・兼業の許可や受入れが難しいとの指摘があり、令和6年6月の規制改革実施計画も踏まえて検討がなされた労働基準関係法制研究会の報告書（令和7年1月。以下「報告書」という。）において、労働者の健康確保のための労働時間の通算は維持しつつ、割増賃金の支払については通算を要しないよう制度改正に取り組むことが考えられるとされたことを踏まえつつ、副業・兼業における割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方について、労働政策審議会において検討し、結論を得る。当該結論を得次第、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。 b 厚生労働省は、aの検討と併せて、副業・兼業を行う労働者の健康確保については、これまで以上に万全を尽くす必要があるとの報告書の提言を踏まえつつ、副業・兼業を行う労働者に関する健康確保の在り方について、諸外国の状況も参考にしつつ、安全配慮義務、労働者から使用者への情報提供の方法等も念頭に、労働政策審議会において検討し、結論を得次第、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（平成30年1月策定、令和4年7月改定、厚生労働省）の見直しなど所要の措置を講ずる。その検討に当たっては、副業・兼業は一般に使用者の命令ではなく労働者の自発的な選択・判断により行われるものであること及び健康確保のための措置が企業や労働者にとって過度な負担とならないことに留意する。 c 厚生労働省は、副業・兼業の受入れ企業にとって、求める人材の具体的な要件を明確にすること、副業・兼業を希望する者に依頼する業務内容を具体的かつ明確に示すこと等が難しく、できていないこと等が労働者の募集の際や採用後の定着に際して課題になっているとの声を踏まえ、公共職業安定所（ハローワーク）において、実際に副業・兼業の効果的なマッチングにつながった事例（副業・兼業をする者が従事する業務内容の具体例等を含む。）を幅広く収集・整理し、厚生労働省ホームページやSNSなど多様な媒体を用いて周知する。 d 厚生労働省は、一部のハローワークでは、副業・兼業に取り組む企業に対し求人の記載方法を助言する独自のリーフレットを作成し、ホームページでの公開や企業向け説明会での配布を行うとともに、地方自治体や商工会議所と連携した取組を行う事例が見られることや、特に地方での副業・兼業のマッチングにおいてハローワークが重要な役割を担っているとの指摘を踏まえ、ハローワークにおける副業・兼業の推進に向けた優良事例を収集し、全国のハローワークに横展開を行う。さらに、厚生労働省は、内閣府プロフェッショナル人材事業におけるプロフェッショナル人材戦略拠点や中小企業団体等の副業・兼業を支援する地域の関係機関とハローワークとの連携など、副業・兼業のマッチング機能を向上させるための枠組みを検討し、必要な措置を講ずる。 e 厚生労働省は、副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方について、「副業・兼業の場合における労働時間管理に係る労働基準法第38条第1項の解釈等について」において示している簡便な労働時間管理の方法（管理モデル）について、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」及び「副業・兼業の促進に関するガイドラインのわかりやすい解説」（令和2年11月策定、厚生労働省）において、管理モデルを導入するに当たって労働者、本業先使用者、副業先使用者の三者合意を要するものとなっているとの指摘があることを踏まえ、そのような誤認が生じないよう、以下の内容について、管理モデルを導入する際の留意点を明確化し、周知する。 ・副業・兼業における労働時間管理を管理モデルによって行うことについて、労働者と本業先使用者、労働者と副業先使用者の間で、それぞれ合意すれば足りること。 ・本業先における管理モデルの利用に際し、副業先が一定条件を遵守することを条件としないこと。	a,b：令和7年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 c,d：令和7年度措置 e：措置済み	厚生労働省	a,b：令和7年1月より労働政策審議会において、副業・兼業を行う労働者の割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方も含めた労働基準関係法制について、議論を行っている。労働時間規制については、日本成長戦略会議の労働市場改革分科会の議論を踏まえて、労働政策審議会において議論を行っている。 c：公共職業安定所において、実際に副業・兼業の効果的なマッチングにつながった事例を収集・整理し、厚生労働省ホームページやSNSで周知を行った。 d：公共職業安定所における副業・兼業の推進に向けた取組事例を収集し、全国の公共職業安定所に横展開を行った。また、内閣府プロフェッショナル人材事業におけるプロフェッショナル人材戦略拠点や中小企業団体等の副業・兼業を支援する地域の関係機関と公共職業安定所との連携について、厚生労働省から各都道府県労働局に指示を行った。 e：「副業・兼業の促進に関するガイドラインのわかりやすい解説」を改定し、 ・ 副業・兼業における労働時間管理を管理モデルによって行うことについて、労働者と本業先使用者、労働者と副業先使用者の間で、それぞれ合意すれば足りることを追記するとともに、 ・ 本業先が管理モデルを利用する際の副業・兼業に関する合意書の様式例について、副業先が一定条件を遵守することを条件としない記載に修正を行った。	a,b：日本成長戦略会議の労働市場改革分科会での議論の状況も踏まえて、労働政策審議会において議論を行うこととされている。 c：引き続き、公共職業安定所において、実際に副業・兼業の効果的なマッチングにつながった事例について周知を行う。 d：引き続き、公共職業安定所において、内閣府プロフェッショナル人材事業におけるプロフェッショナル人材戦略拠点や中小企業団体等の副業・兼業を支援する地域の関係機関と連携した取組を行っていく。 e：実施済み	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	働き方・人への投資	3	時間単位の年次有給休暇制度の見直し	厚生労働省は、労働者の多様な休暇取得ニーズに応える観点から、年次有給休暇の本来の趣旨である心身の疲労回復等のためにまとまった日数の休暇を取得する機会を引き続き確保することを前提としつつ、年次有給休暇制度の在り方について、時間単位の年次有給休暇（以下「時間単位年休」という。）制度の活用実態も踏まえ、時間単位年休の上限を、例えば年次有給休暇の付与日数の50%程度に緩和することなどの見直しの要否も含め、労働政策審議会において検討し、結論を得る。その際、労働者の希望する日数及びその理由、活用の実態並びに特別休暇の活用の有無等の実態や、回答者の属性（年齢、性別、業種、階層、家族構成）ごとの傾向も踏まえて検討する。	令和7年度結論	厚生労働省	令和7年1月より労働政策審議会において、時間単位の年次有給休暇制度の在り方も含めた労働基準関係法制について、議論を行っている。労働時間規制については、日本成長戦略会議の労働市場改革分科会の議論を踏まえて、労働政策審議会において議論を行っている。	日本成長戦略会議の労働市場改革分科会での議論の状況も踏まえて、労働政策審議会において議論を行うこととされている。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	働き方・人への投資	4	職業紹介責任者の専任規制の見直し	厚生労働省は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の14及び職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）第24条の6第1項に基づき有料職業紹介事業者に対して課している、事業所ごとかつ専属の職業紹介責任者を選任する義務について、当該義務が職業紹介事業者の柔軟な人員配置や地方を含む新たな事業所の開設等の障壁となっているとの指摘を踏まえ、職業紹介サービスの質の確保を前提とした上で、デジタル技術を徹底活用すること等により、一定の要件を満たす場合には、職業紹介責任者に複数事業所を兼任させることを可能とする方向で見直しを検討し、労働政策審議会で結論を得次第、速やかに必要な措置を行う。	令和7年度検討、同年度末を目途に結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	令和7年10月から労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において議論を実施。議論を踏まえ、有料職業紹介事業者が事業所を新設する場合にあっては、一定の要件の下、他の事業所において選任されている職業紹介責任者を新設事業所の職業紹介責任者として兼任させることができることとする改正省令を令和8年3月に公布、令和8年4月1日より施行予定。	措置済み	措置済	解決
令和7年6月13日	働き方・人への投資	5	有料職業紹介事業における取扱職種等事項の明示に関する事務負担軽減	厚生労働省は、求人者・求職者への確認が確実に行われることを前提として、求人者・求職者及び有料職業紹介事業者（職業安定法第30条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の事務負担軽減の観点から、有料職業紹介事業者が、職業安定法第32条の13及び職業安定法施行規則第24条の5第2項に基づき、求人の申込み又は求職の申込みを受理した後に求人者及び求職者に対して取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項その他当該職業紹介事業の業務の内容に関する所定の事項（以下「取扱職種等事項」という。）を明示する際に、電子メール等の方法が一層活用されるよう、関連する事業者団体へのヒアリング等を行い実態を把握した上で、取扱職種等事項の明示手段に係る求人者及び求職者の希望の確認方法を明確にする観点から、例えば、オンライン（アプリの利用を含む。）で職業紹介サービスの利用の申込みをする求人者及び求職者に対しては、必ずしも申込み後の確認を要さず、申込みと併せて説明手段の希望を把握することが可能である旨等について、具体例を交えて解釈を明確化した上で、広く周知する。	令和7年度措置	厚生労働省	令和7年7月に関連する事業者団体に対しヒアリングを行い実態を把握した上で、取扱職種等事項の明示方法の確認は、必ずしも求人・求職の申込みを受理した後に行う必要はなく、申込みの受理と併せて行うことができる旨を「職業紹介事業の業務運営要領（令和7年12月改正）」において具体例を交えて明確化するとともに、令和7年12月にリーフレットを作成し、厚生労働省HPへの掲載及び各事業者団体に対する周知を行った。 【職業紹介事業の業務運営要領】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html 【リーフレット】 https://www.mhlw.go.jp/content/001620144.pdf	措置済み	措置済	解決
令和7年6月13日	働き方・人への投資	6	職業紹介事業及び労働者派遣事業の事業報告に係る事務負担の軽減等	厚生労働省は、以下①及び②の事業報告書について、関連する事業者団体等へのヒアリング等により、その提出に際して職業紹介事業者（職業安定法第30条第1項若しくは第33条第1項の許可を受けて、又は第33条の2第1項若しくは第33条の3第1項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者をいう。以下同じ。）及び派遣元事業主（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）が直面する課題等の実態を把握した上で、本社等で全事業所に関する情報の集中的な処理を行って一括提出することを可能とすることや、取扱業務が多岐にわたる職業紹介事業者であってもe—Govを利用したオンライン提出を可能とすること等、職業紹介事業者及び派遣元事業主が事業報告書を提出する際の負担軽減策を検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 ①職業紹介事業者が職業安定法第32条の16第1項（第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき厚生労働大臣に提出する事業報告書 ②派遣元事業主が労働者派遣法第23条第1項の規定に基づき厚生労働大臣に提出する事業報告書	令和7年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	①令和7年7月に関連する事業者団体へのヒアリングを行った上で、複数の事業所を有する又は取扱職種が多岐にわたる職業紹介事業者がe-Govを活用した電子申請で職業紹介事業報告書を一括で提出できるよう、その手順等を記載した操作マニュアルを作成し、令和7年12月に厚生労働省ホームページに掲載した上で、各事業者団体に対して周知を行った。 ②令和7年7月に関連する事業者団体へのヒアリングを行った上で、複数の事業所を有する派遣元事業主がe-Govを活用した電子申請で労働者派遣事業報告書を一括で提出できるよう、その手順等を記載した操作マニュアルを作成し、令和7年12月に厚生労働省ホームページに掲載した上で、各事業者団体に対して周知を行った。	①措置済み ②措置済み	措置済	解決
令和7年6月13日	働き方・人への投資	7	行政手続事務負担軽減及び生産性向上に資する外国人雇用状況の一括届出	厚生労働省は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条の規定により、外国人を雇用する事業主に義務付けられている、各事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に対する外国人雇用状況（その者の氏名、在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第1項に規定する在留資格をいう。）、在留期間（同条第3項に規定する在留期間をいう。）その他厚生労働省令で定める事項をいう。）を届け出ること（以下「外国人雇用状況届出」という。）について、事業主の行政手続に係る事務負担軽減及び生産性向上を図る観点から、事業主が本社等で各事業所に関する雇用情報の一元的な管理を行う場合において、オンラインによる一括した外国人雇用状況届出が可能となるよう、外国人雇用状況届出システムの改修等を検討し、結論を得た上で、令和9年度までに所要の措置を講ずる。	令和7年度検討・結論、令和9年度までに措置	厚生労働省	事業主が本社等で各事業所に関する雇用情報の一元的な管理を行う場合においてオンラインによる一括した外国人雇用状況届出を可能とするために、外国人雇用状況届出システムの新たな仕様と、改修が必要となる機能等を検討した。	令和8年には外国人雇用状況届出システムの改修に向けて必要な調達作業等を進め、令和9年度中までに所要のシステム改修に着手する予定としている。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	働き方・人への投資	8	1号特定技能外国人とのオンラインによる面談の活用	出入国在留管理庁は、特定の産業分野において一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるために創設された在留資格「特定技能」において、出入国管理及び難民認定法の規定に基づき、該当する外国人（以下「1号特定技能外国人」という。）と雇用契約を締結する特定技能所属機関（入管法第19条の18第1項に規定する特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関をいう。以下同じ。）に対し、職業生活上、日常生活又は社会生活上の支援を実施することが求められており、その一環として、支援内容に関する計画（以下「支援計画」という。）を作成の上、同計画に基づき当該1号特定技能外国人と定期的に対面による面談を実施する必要があるが、支援計画に基づく定期的な面談に係る特定技能所属機関及び登録支援機関の負担を軽減し、当該外国人労働者への適切かつ円滑な支援をより一層促進する観点から、同面談をオンラインにより実施することを可能とすることを検討し、その具体的な方法や留意事項等を明確化した上で、令和7年度中に運用を開始する。	措置済み	出入国在留管理庁	1号特定技能外国人との定期面談について、令和7年4月1日、「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」を改正し、オンライン会議システムやテレビ電話等を活用して実施できるよう運用を変更した。	引き続き支援の実施状況を注視しながら、必要に応じて運用の改善を検討していく。	措置済	解決
令和7年6月13日	働き方・人への投資	9	在留資格「特定技能」における在籍型出向の実現	a　法務省、厚生労働省、警察庁及び外務省は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第2条の3第1項の規定に基づき定められている基本方針で定める特定技能外国人の雇用形態について、特定産業分野（入管法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に規定する特定産業分野をいう。以下同じ。）に属する技能の向上のために親子会社間等相互に密接に関係する特定技能所属機関（入管法第19条の18第1項に規定する特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関をいう。以下同じ。）の間において一定期間在籍型出向を行うことが必要不可欠であり、かつ、特定技能外国人の雇用の安定や特定技能外国人への支援に与える影響等に係る懸念を払拭するために必要な措置を講じたと認められるときに限り、例外的に複数の特定技能所属機関との雇用に関する契約を許容することについて検討し、速やかに必要な措置を講ずる。 b　法務省、厚生労働省、警察庁及び外務省並びに特定産業分野所管行政機関は、aの措置を踏まえ、各特定産業分野において、当該措置の必要性を検討し、結論を得次第、入管法第2条の4第1項の規定に基づき定められている「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定、令和7年3月11日一部変更）の見直しなどにより令和7年度中に必要な措置を講ずる。	a：措置済み b：令和7年度検討・結論・措置	a：法務省 厚生労働省 警察庁 外務省 b：法務省 厚生労働省 警察庁 外務省 特定産業分野所管行政機関	a、b　特定技能制度における在籍型出向については、業界団体からの要望を踏まえ、関係省庁と必要な検討を行い、有識者会議において御議論いただいた上で、令和8年1月23日の閣議にて「航空分野」及び「鉄道分野」に限って運用を認めることとし、分野別運用方針を定めた。	a、b　今後は運用開始に向け、関係省庁と連携の上、必要な省令改正等を行う。	措置済	解決

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	働き方・人への投資	10	高卒就職者に対する求人情報の直接提供・公開時期の前倒し等	a 厚生労働省及び文部科学省は、厚生労働省が運営する高卒就職情報WEB提供サービス（以下「高卒WEB」という。）において高等学校卒業見込みの生徒であって、就職しようとする者（以下「高卒就職者」という。）向けの求人情報が教師及び生徒にのみ開示されている仕組みを変更し、個人情報及び求人企業情報の適切な保護を前提に、広く一般に公開することについて、高等学校就職問題検討会議において検討し、結論を得る。また、その議事概要を都道府県高等学校就職問題検討会議に共有し、同会議の検討の参考となるよう留意する。 b 文部科学省及び厚生労働省は、求職する生徒にとって高卒WEBが就職先に関する情報収集のための重要な手段となっていることを踏まえ、各学校において生徒が高卒WEBを求人情報の閲覧・検索に積極的に活用できるよう運用することが望ましい旨を各教育委員会等を通じて、各学校に周知する。 c 厚生労働省は、高等学校就職問題検討会議の結論を踏まえ、求職する生徒又は進路指導を担当する教員が求人情報を円滑に入手することを可能とする観点から、求人企業が公共職業安定所（ハローワーク）に提出する高卒就職者求人申込みについて、高卒就職者以外の求人申込みと同様に、民間の職業紹介事業者（職業安定法第30条第1項若しくは第33条第1項の許可を受けて、又は第33条の3第1項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者をいう。）が求人情報提供サービスに参画できるよう制度及び例えばAPI連携等の情報システムの構築等について検討し、結論を得た上で所要の措置を講ずる。 d 厚生労働省及び文部科学省は、現状では、毎年7月1日に求人票が公開されることによって、求職する生徒が就職先企業を十分に研究する機会がごく短期間に限定されるとともに、学期末試験等の業務による学校現場の繁忙期において教員の業務負担増ともなっている場合もあることを踏まえつつ、学業生活への影響を最小限にすることを前提に、求人票の公開時期を例えば1～2か月前倒しすることについて、高等学校就職問題検討会議において検討し、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずる。また、その議事概要を都道府県高等学校就職問題検討会議に共有し、同会議の検討の参考となるよう留意する。 e 文部科学省は、一部の高等学校において慣習として実施されている生徒の就職応募前に学校内で行う選考（以下「校内選考」という。）について、高卒就職経験者、求人企業等から、その在り方について、①校内選考により希望する企業への応募を行えず職業選択の自由が妨げられている、②学校において優秀と評価される人材は必ずしも企業が採用したい人材と一致するとは限らない、との指摘があることを踏まえ、求人企業が学校を指定せずに行う求人について校内選考は必ずしも行う必要がない旨を通知等により明確化し、各教育委員会等を通じて各学校へ周知する。	a：令和7年度検討・結論 b：令和7年度措置 c：aの結論を得次第検討開始、遅滞なく措置 d：令和7年度検討・結論、結論を得次第令和8年度以降速やかに措置 e：措置済み	a：厚生労働省 文部科学省 b：文部科学省 厚生労働省 c：厚生労働省 d：厚生労働省 文部科学省 e：文部科学省	a,c 高卒WEBにおける高卒就職者向け求人情報の公開範囲については、令和7年2月3日開催の高等学校就職問題検討会議において問題提起されるとともに、都道府県高等学校就職問題検討会議（以下「都道府県検討会議」という。）において検討することとされたことから、都道府県検討会議における議論の参考となるよう、各論点についての学校関係者や経済団体の考え方を示した議事概要を作成し、都道府県検討会議に共有した。 その後、高等学校等及び企業向けのアンケート結果や、各都道府県検討会議における検討結果を踏まえ、対応案を作成し、令和8年2月16日開催の高等学校就職問題検討会議において議論が行われた。 その結果、高卒WEBが生徒にとって企業分析を行うに当たっての重要なツールであることを踏まえ、高等学校等は、職業選択における生徒の主体性を確保する観点から、生徒にのみ高卒WEBのID及びパスワード（以下「ID等」という。）を付与することとしつつ、生徒は、高等学校等から付与されたID等により家庭等の通信機器を用いて高卒WEBから求人を選択するに当たり、保護者の助言や理解を得るため、高卒WEBを保護者と閲覧することができることとするとの結論を得た。 高卒WEBの一般公開については、民間職業紹介事業者に係る費用負担や営業目的の連絡の増加、生徒の安易な就職先の選択等について懸念する意見が見られ、一般公開を支持する都道府県検討会議はなく、上記の結論となったものであり、民間の職業紹介事業者が高卒WEBに参画できる制度及びAPI連携等の情報システム構築の措置は講じないこととした。 なお、この結論については、令和8年2月25日付けの文部科学省及び厚生労働省連名の通知により、各都道府県教育委員会教育長及び各都道府県知事、主要経済関係団体代表者等あてに伝達した。 b 高卒WEBについては、全国の高等学校等において広く活用されてきたものの、教職員及び生徒に使用が限られ、学校の判断により生徒にID等を付与しないことも許容する運用となっていたが、令和8年2月16日の高等学校就職問題検討会議において、ID等については生徒に確実に付与した上で、保護者の助言や理解を得るため、生徒は高卒WEBを保護者と閲覧することができることとされたところ。 この結論を踏まえ、令和8年2月25日付けの文部科学省及び厚生労働省連名の通知により、各都道府県教育委員会教育長及び各都道府県知事に対し、高卒WEBは生徒にとって企業分析を行うに当たっての重要なツールであることから、高等学校等は生徒にのみID等を付与した上で活用するよう、各都道府県教育委員会教育長及び各都道府県知事を通じて、各学校に周知を行った。 d 高卒求人票の公開時期の前倒しについては、令和7年2月3日開催の高等学校就職問題検討会議において問題提起されるとともに、都道府県検討会議で検討することとされたことから、都道府県検討会議における議論の参考となるよう、各論点についての学校関係者や経済団体の考え方を示した議事概要を作成し、都道府県検討会議に共有した。 その後、高等学校等及び企業向けのアンケート結果や、各都道府県検討会議における検討結果を踏まえ、対応案を作成し、令和8年2月16日開催の高等学校就職問題検討会議において議論が行われた。 その結果、求人票の公開時期の前倒しは、生徒による企業研究の時間の確保や企業の人材確保の可能性向上に寄与し、教員や企業の人事担当者の業務に余裕が生ずる効果が期待される一方、生徒の学業や学校生活への支障の発生、採用計画の早期策定が困難な中小企業への不利益、求人票の整理と学校行事等の教職員の業務の重複が懸念されるため、公開時期については現行の7月1日を維持するとの結論を得た。その上で、前倒しを必要とする考え方に配慮する必要があることから、職業意識形成支援事業を利用した1・2年次からの企業研究の取組の支援、求人企業説明会の実施による企業の人材確保の支援や求人票のデジタル化による教職員の負担軽減のための取組を実施することとされた。 なお、この結論については、令和8年2月25日付けの文部科学省及び厚生労働省連名の通知により、各都道府県教育委員会教育長及び各都道府県知事、主要経済関係団体代表者等あてに伝達した。 e 求人企業が学校を指定せずに行う求人については、令和7年2月3日開催の第34回高等学校就職問題検討会議にて議論し、令和7年2月7日付けの文部科学省及び厚生労働省連名の通知により、必ずしも校内選考を行う必要はないことに留意するよう、（各都道府県教育委員会教育長を通じて）各高等学校及び各都道府県知事、主要経済関係団体代表者等あてに伝達した。	a～e 実施済み	措置済	継続フォロー
令和7年6月13日	働き方・人への投資	11	外国語指導に従事する外国人材の更なる活躍促進	法務省は、民間事業者に雇用されるALTが現に有している在留資格「教育」に属さない語学指導等を行う際に、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「入管法施行規則」という。）第19条第5項第3号に基づく資格外活動許可が必要であることについて、手続負担が大きく、入管法施行規則第19条第5項第2号に基づき、週28時間以内かつ定められた範囲の資格外活動であれば包括的に資格外活動が許可される地方公共団体等に雇用されるALTと比べ活動機会が阻害されることのないようにすべきとの指摘を踏まえ、民間事業者に雇用されるALTが行う資格外活動に対し、地方公共団体等に雇用されるALTと同様に包括的に資格外活動の許可を与えることを含め、在留資格「教育」を有する外国人に対する資格外活動許可の在り方を見直すべく検討を行い、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。その際、法務省は、その他の在留資格を有し、語学指導を行う外国人についても、在留資格に属さない語学指導を行う際の資格外活動許可の在り方について、実態を踏まえた上で、必要に応じて検討を行う。	令和7年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	法務省	在留資格「教育」に係る資格外活動許可における包括許可の対象範囲の見直しに係る検討を行い、民間事業者と雇用契約を締結しALTとして「教育」で在留する者について、一定の条件の下、語学の指導に従事する範囲内で包括許可を認める方向で今後の調整を進めることとした。	検討を踏まえ、令和8年度中の資格外活動許可に係る入管法施行規則改正を目指す。なお、その他の在留資格については、当庁としては現時点で措置すべき具体的のニーズを把握できなかったことから、現時点における更なる対応を行う予定はない。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	働き方・人への投資	12	実践的なデジタル人材育成を実現するための教育課程等に係る特例制度の審査基準の明確化	文部科学省は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第57条の規定に基づき文部科学大臣の認定を受けた先導的な取組を行う大学が、同基準第32条第5項の規定に基づく遠隔授業の60単位上限によらない教育を行うための教育課程等を定めることを可能とする制度（以下「特例制度」という。）について、特例制度の解説資料（「大学設置基準等における教育課程等に係る特例制度の申請・審査（令和5年度）について」（令和5年4月文部科学省高等教育局大学教育・入試課））において認定に係る審査を簡易に行うことができるよう示されたモデルケースでは、特例制度を活用する場合のメディアを利用して行う遠隔授業について、同時双方向型の授業のみが示されていることで、オンデマンド型の授業（事前に収録・編集した動画教材等を活用する非同時双方向型の授業。以下同じ。）が特例制度の対象外と捉えられ、結果として特例制度の活用が進んでいないとの声を踏まえ、デジタル人材の育成・確保の観点から、教育水準の向上に資する先導的な取組であれば、オンデマンド型の授業であっても、特例制度の対象とすることが可能である旨を解説資料に明記すること等について、令和7年度中を目途に所要の措置を講ずる。	令和7年度検討・結論、同年度中目途に措置	文部科学省	教育課程等に係る特例制度の解説資料において、教育水準の向上に資する先導的な取組であれば、オンデマンド型の授業であっても、特例制度の対象とすることが可能である旨を明記するなど改訂し、令和8年3月に文部科学省ホームページに公表した。 なお、教育課程等に係る特例制度は令和8年3月27日に新たに2件認定を行った。	措置済み	措置済	解決

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
	（3）スタートアップ・イノベーション促進									
令和7年6月13日	スタートアップ・イノベーション促進	1	組織再編等における公告事項への法人番号の追加	a　内閣府は、組織再編等の公告（株式会社等の法人の合併、資本金の額の減少、解散その他の会社法（平成17年法律第86号）などの法令により法人に対して官報に公告することが義務付けられるものをいう。）について、事業者における法人照合（事業者の取引先である法人と官報公告に掲載された法人との照合をいう。以下同じ。）に要する事務負担の軽減を図る観点から、官報公告の掲載を行おうとする者（以下「掲載依頼者」という。）による法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する「法人番号」をいう。以下同じ。）の記載を促進するため、独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）と調整の上、官報公告の原稿のひな型に法人番号の記入欄を設け、また、オンラインで官報公告の掲載申込みを受け付けている取次店（国立印刷局との官報公告の取次ぎに係る契約に基づき、掲載依頼者の委託を受け、官報公告等を掲載するための手続を行う法人をいう。）において、例えば法人番号を記載して官報公告を行うための専用ページを開設し、当該ページで、官報公告に法人番号を記載可能であることを明示するとともに、官報公告の原稿のひな型を提供することなどにより、オンラインでの官報公告の掲載申込みの際にも法人番号の記載を可能とする環境整備がなされるよう、国立印刷局に協力を求める。あわせて、内閣府は、国立印刷局が作成するパンフレットに、官報公告に法人番号が記載可能であることを明記することを求める。 b　法務省は、司法府の自律的判断を尊重しつつ、令和9年度中を目途に最高裁判所により開発し導入される倒産処理手続（法人の破産手続、再生手続及び更生手続をいう。以下同じ。）の電子システムについて、個々の事件を審理した裁判所が作成する倒産処理手続の開始決定書や、倒産処理手続の開始決定に基づく官報公告の原稿等における債務者の表示に法人番号を記載することができる仕様となるよう、最高裁判所に協力を求める。 また、法務省は、司法府の自律的判断を尊重しつつ、倒産処理手続の電子システムが導入されるまでの間、倒産処理手続の公告（倒産処理手続において裁判所その他の機関に対して官報に公告することが義務付けられるものをいう。以下同じ。）への法人番号の記載を促進するため、多くの取引先を有する事業者において法人照合に要する作業が負担となっており、倒産処理手続の公告に法人番号の追記を求める声があるなどの法人照合に係る事業者の実情等を最高裁判所に情報提供し、倒産処理手続の公告に法人番号の記載を促進するための所要の措置が講じられるよう、最高裁判所に協力を求める。	a：措置済み b：令和7年度上期措置	a：内閣府 b：法務省	a（前段）　株式会社等の法人の合併、資本金の額の減少、解散その他の会社法（平成17年法律第86号）などの法令により法人に対して官報に公告することが義務付けられる事項を官報に掲載する際に、法人番号を任意で記載することができるよう、当該官報公告の原稿のひな型に法人番号の記入欄を設けるとともに、法人番号を記載して官報公告を行うための専用ページを開設するなどの取組を実施した。 また、本取組を周知するため、日本経済団体連合会に対して、令和7年11月24日に上記取組の実施について通知し、同連合会に加盟している各法人等に対する周知を依頼した。 a（後段）　印刷局が作成する会社法等に基づく公告のひな型をまとめたパンフレットに、法人番号を併記することができる旨を追記した上で、各地方法務局に設置し、国立印刷局のHPへ掲載した。 b 司法府の自律的判断を尊重しつつ、最高裁判所により開発し導入される倒産処理手続の電子システムについて、債務者の表示に法人番号を記載することができる仕様となるよう、最高裁判所に協力を求めた。また、司法府の自律的判断を尊重しつつ、法人照合に係る事業者の実情等を最高裁判所に情報提供するなどして、倒産処理手続の電子システムが導入されるまでの間、倒産処理手続の公告に法人番号の記載を促進するための所要の措置が講じられるよう、最高裁判所に協力を求めた。	a（前段・後段）　措置済み b.最高裁判所により開発し導入される倒産処理手続の電子システムの開発状況等について注視するとともに、引き続き、司法府の自律的な判断を尊重しつつも、倒産処理手続の公告に法人番号の記載を促進するための所要の措置が講じられるよう最高裁判所に協力を求める。	措置済	解決
令和7年6月13日	スタートアップ・イノベーション促進	2	水道スマートメーターの導入促進	a　経済産業省は、計量法施行令（平成5年政令第329号）により一律に8年と定められている水道メーターの検定有効期間について、近年は従来の羽根車式に加えて電磁式や超音波式も流通し、軽量化や計量精度向上などの技術改良も進んでいることを踏まえ、水道メーターの構造（羽根車式、電磁式及び超音波式）それぞれの特性に応じて検定有効期間の見直しに必要な技術的検証を行い、審議会での結論を得次第、当該結論に応じて速やかに必要な措置を講ずる。なお、技術的検証においては、海外で認められたデータやストレステスト等の手法を用いることも検討する。 b　経済産業省は、計量法（平成4年法律第51号）により全数検査が義務付けられている特定計量器（同法第2条第4項に定めるものをいう。）に係る検定及び再検定について、海外の事例も調査した上で、サンプリング検査の導入について検討し、審議会での結論を得次第、当該結論に応じて速やかに必要な措置を講ずる。 c　国土交通省は、今後、デジタル行財政改革会議において検討されるデータ利活用制度の在り方についての基本的な方針を踏まえつつ、水道スマートメーターにより取得した水道データについて、その利用目的や効果、データの仕様（取得方法、項目、更新頻度等）、データの目的外利用に係る同意取得や個人情報の取扱い、他分野におけるデータとの連携等について、水道スマートメーターの導入を実証的に実施している水道事業者や関係団体に調査し、データ利活用に関する専門家も含めた有識者会議において検討し、結論を得た上で、水道事業者や第三者がデータの利活用を簡素かつ容易に行えるよう、データの取扱いに係るガイドラインや事例集の作成を含め必要な措置を講ずる。その際、水道スマートメーターを新たに導入する者にとって参考となるデータ仕様を提示し、異なる水道事業者により収集されたデータの集約・連結を容易化することにも留意する。	a：令和7年度技術的検証に着手、令和9年度末までに順次結論、結論を得次第速やかに措置 b：令和8年度末までに結論、結論を得次第速やかに措置 c：令和7年度検討・結論・措置	a,b:経済産業省 c:国土交通省	a：令和6年度末から令和7年度にかけて、日本水道協会（水道事業体を会員とする団体）、関係省庁、関係事業者等と水道メーターの構造に応じた検定有効期間の見直しについて、技術的検証作業や海外事例調査の進め方等の検討や進捗確認を行う場を設け、関係者間で認識を一致させつつ、検討を進めた。また、令和7年度、計量行政審議会基本部会に検定有効期間等検討小委員会を設置し、有識者や関係者の意見も聴取しながら、水道事業体等の協力を得て、水道メーターの構造に応じた技術的検証作業や、海外事例調査を実施した。これらの結果を踏まえ、審議会において審議を行った結果、水道メーターの検定有効期間について、機械駆動部のある水道メーターの検定有効期間は、現行の8年のままとすることが妥当である、また、機械駆動部のない（電磁式、超音波式）水道メーターは、10年に延長することが適当であるとの結論が得られた。 b：令和7年度に、サンプリング検査の導入について検討するため、海外事例を調査した。調査の結果、ドイツ等の一部の国では、サンプリング検査を導入している事例があった。これらの海外での導入事例に係るメリット、デメリット等の考察を踏まえ、計量行政審議会（令和7年12月25日検定有効期間等検討小委員会、令和8年3月2日基本部会）にて審議を行った。 　審議においては、サンプリング検査の導入は、すべての計量器の性能を担保できない点など、日本においてはデメリットの方が大きく馴染まない、ユーザー事業者の負担軽減や技術革新を踏まえた対応の観点からはスマートメーターの導入促進や法定の有効期間そのものの延長を検討する方が建設的である等の意見が多く、特定計量器に係る有効期間満了時のサンプリング検査の導入は行わないことが適当であるとの結論が得られた。 c　国土交通省としては、水道分野のスマートメーターの導入を実証的に実施している水道事業者や関係団体へ、水道分野のスマートメーターにより取得した水道データの利用目的や効果、データの仕様（取得方法、項目、更新頻度等）、データの目的外利用に係る同意取得や個人情報の取扱い、他分野におけるデータとの連携等について調査を行った。令和7年10月にデータ利活用に関する専門家も含めた委員で構成された「水道分野のスマートメーターの導入推進に係るワーキンググループ」を設置し、水道スマートメーターを新たに導入する者にとって参考となるデータ仕様や、異なる水道事業者により収集されたデータの集約・連結を容易化できる対応等について検討を進め、「水道分野のスマートメーターのデータ利活用に関するガイドライン」及び「水道分野のスマートメーターの導入事例集」を取りまとめ、今年3月に国土交通省のホームページで公表するとともに全国の水道事業者に向けて通知した。	b：措置済み c　措置済み		
	（4）デジタル・AI									
令和7年6月13日	デジタル・AI	1	デジタル・AI技術を活用した建設機械の安全義務及び技能要件の在り方について	a　厚生労働省は、建設機械を含めデジタル・AI技術を活用した機械（以下「デジタル・AI機械」という。）の開発が進んでいることを踏まえ、労働者の安全及び健康を守りつつ、デジタル・AI機械全般の更なる技術的発展及び利用を図る観点から、関係省庁と連携しつつ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法関係法令（以下「安衛法関係法令」という。）が適用される機械で遠隔運転・自律運転（以下「無人運転」という。）を行う場合の労働災害防止対策に関する専門家検討会を設置する。当該検討会において、機械の使用が想定される具体的な作業ごとに、作業内容や周辺環境、使用される機械の運転制御方式やその技術水準の実態を把握・確認した上で、作業ごとに必要となる労働災害防止のために必要な措置（以下「安全義務」という。）及び免許・技能講習の要件（以下「技能要件」という。）、機械の技術水準など検討すべき項目を整理する。 また、厚生労働省は、関係省庁と連携しつつ、当該専門家検討会による検討・整理の結果を踏まえ、安衛法関係法令に無人運転を行う場合の安全義務や技能要件を明記するなどの具体的な措置を検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。 b　厚生労働省は、aが措置されるまでの間、現状の安衛法関係法令に基づく機械の無人運転における労働災害防止のために必要な措置に関する相談が労働基準監督署にあった際、労働基準監督署ごとに異なる判断（ローカルルール）が発生しないよう、労働基準監督署から都道府県労働局を通じ、厚生労働省本省に照会させるなど、集約し、判断の統一性を確保する。	a：（前段・専門家検討会設置）令和7年措置（前段・整理）令和8年上期措置（後段）令和8年上期以降検討開始、結論を得次第速やかに措置 b：令和7年度措置	厚生労働省	a 令和7年11月に「機械の無人運転における安全確保等に関する専門家検討会」を設置し、令和8年3月までに5回開催し、機械の使用が想定される具体的な作業ごとに、作業内容や周辺環境、使用される機械の運転制御方式やその技術水準の実態等について、関係団体等からヒアリングするとともに、作業ごとに必要となる労働災害防止のために必要な措置（以下「安全義務」という。）及び免許・技能講習の要件（以下「技能要件」という。）、機械の技術水準など検討すべき項目を整理するための議論を行っている。 b 安衛法関係法令に基づく機械の無人運転における労働災害防止のために必要な措置に関する相談が労働基準監督署にあった際、労働基準監督署から都道府県労働局を通じ、厚生労働省本省に照会することを指示する通達を令和8年3月に発出した。	a 「機械の無人運転における安全確保等に関する専門家検討会」において、令和8年6月までに、検討すべき項目について中間整理を行う。 この中間整理等を行った後、引き続き具体化に向けた検討を行い、その検討結果を踏まえ、安衛法関係法令に無人運転を行う場合の安全義務や技能要件を明記するなどの具体的な措置を検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる予定。 b 実施済み。	未措置	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	デジタル・AI	2	不動産売買仲介におけるデジタル・AI活用促進	a　総務省及び国土交通省は、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。以下同じ。）が、重要事項説明書を作成するために必要となる固定資産課税台帳の閲覧や評価証明書の取得の際に電磁的方法で締結された媒介契約書（以下「電子媒介契約書」という。）を一層活用することが可能となるよう、地方公共団体において特別なシステムや新たな体制の整備を行わずとも簡便に電子媒介契約書を確認できる具体的な方法について検討した上で、「宅地建物取引業者による固定資産課税台帳の閲覧及び評価証明書の取得について」（令和6年8月8日総務省自治税務局固定資産税課長通知）の見直し又は補足を行い、これを地方公共団体に周知する。その際、民間事業者が一般に用いる確認方法（PDF閲覧ソフトウェアによる電子署名・タイムスタンプ確認等）も参考にしつつ、宅地建物取引業者、地方公共団体双方の利便性に配慮する。 また、国土交通省は、宅地建物取引業者が重要事項説明書を作成するために必要となる水道引込配管図の取得においても、固定資産課税台帳の閲覧や評価証明書の取得と同様の問題が生じているとの声があることを踏まえ、宅地建物取引業者へのヒアリング等により、その取得に係る課題に関する実態を調査した上で、固定資産課税台帳の閲覧や評価証明書の取得と同様の対応が必要か検討し、結論を得次第、対応が必要な場合に所要の措置を講ずる。 b　国土交通省は、宅地建物取引業法第35条の規定による重要事項の説明（以下「重要事項説明」という。）に関する業務において、宅地建物取引業者がデジタルやAI等の技術による補助ツールを利用することに躊躇し、また新たな技術の開発に支障が生じることがないよう、宅地又は建物の購入者等の利益の保護が確保されることを前提とした上で、技術の発展の状況等に応じた適切な補助ツールを活用することで、宅地建物取引士（宅地建物取引業法第22条の2第1項の宅地建物取引士証の交付を受けた者をいう。）の負担軽減等が図られることが期待される旨を周知する。 また、国土交通省は、デジタルやAIに関する制度や技術の発展、重要事項説明におけるデジタルやAI技術を用いたサービスの活用に対する宅地建物取引業者又は宅地若しくは建物の購入者等のニーズや意見等を踏まえた上で、書類作成や読み上げ等、重要事項説明に必要となる各業務の場面ごとに、デジタルやAI技術を用いたサービスが活用され、又は当該サービスの活用が見込まれる具体例や活用方法、活用に当たっての前提や注意すべき留意点等について検討・整理を行い、可能なものから速やかに明確化し、公表する。	a：令和7年度措置 b：（前段）令和7年度措置 （後段）令和7年度検討開始、結論を得次第可能なものから速やかに措置	a：総務省 国土交通省 b：国土交通省	a 【総務省】 国土交通省と協議の上、「宅地建物取引業者による固定資産課税台帳の閲覧及び評価証明書の取得について」（令和6年8月8日総務省自治税務局固定資産税課長通知）の補足として、本通知で別添している令和6年8月5日国不動第43号において示している「市町村が当該電磁的記録に宅地建物取引業者の依頼者による電子署名（中略）が行われていることを確認する方法」には、「PDF等の閲覧機能を有する一般的なソフトウェアを利用して、電子媒介契約書に依頼者による電子署名が行われていること及び当該電子媒介契約書が改ざんされていないことを確認する方法」も含まれる旨、地方公共団体に対して周知を行った（令和8年3月）。 a 【国土交通省】 総務省と協議のうえ、「宅地建物取引業者による固定資産課税台帳の閲覧及び評価証明書の取得について」（令和6年8月8日総務省自治税務局固定資産税課長通知）の補足として、本通知の別添である令和6年8月5日国不動第43号において示している「市町村が当該電磁的記録に宅地建物取引業者の依頼者による電子署名（中略）が行われていることを確認する方法」には、「一般に用いられているPDF閲覧機能を有するソフトウェアを利用して、電子媒介契約書に依頼者による電子署名が行われていること及び当該電子媒介契約書が改ざんされていないことを確認する方法」も含まれる旨、宅地建物取引業の業界団体に対して周知を行った（令和8年3月）。 加えて、宅地建物取引業者が重要事項説明書を作成するために必要となる水道引込配管図の取得についても、固定資産課税台帳の閲覧や評価証明書の取得と同様の問題が生じているところ、国土交通省不動産・建設経済局及び水管理・国土保全局において、固定資産課税台帳の閲覧や評価証明書の取得の際と同様の確認方法により、宅地建物取引業者の依頼者による電子署名等の確認を受けることで、水道引込配管図の交付を受けることができる旨を確認したため、国土交通省から水道事業者に対してこの旨の周知を行った（令和8年3月）。 b（前段） 宅地建物取引業法上の重要事項説明に関する業務において、デジタル技術を活用し、業務の効率化等を実現した取組として、「クラウド技術を活用した売買及び賃貸借契約関連書類の作成と保存を含めた一元管理」などの事例が見られるところ、宅地建物取引業者においては、こうした事例も参考にしながら宅地建物取引士が適切に補助ツールを活用できる環境整備に努めることで、宅地建物取引士の負担軽減等が図られることが期待される旨、宅地建物取引業の業界団体に対して周知を行った（令和8年3月）。 b（後段） 令和7年度は、「不動産分野におけるDX推進に向けた環境整備のための調査検討業務」として、媒介業務等へのデジタル技術の活用に係る実証事業及び現状把握を実施し、DX化が浸透している業務領域と浸透が遅んでいない領域を見える化した。合わせて、不動産テックサービス提供事業者や不動産事業者へのアンケートも実施し、市場において提供されている主な不動産テックサービスを一覧化した。	a　措置済み b（前段）　措置済み b（後段）　令和8年度は、重要事項説明書等の契約関連書面の作成に係る、AIを活用した「作成の補助」や「多言語対応」に関する実証事業を行い、精度把握やサービス利用による効果を測定し、結果の共有を検討する。並行して、不動産取引実務におけるAI活用の実態（利用状況やサービスの精度等）把握を行い、AI活用拡大の余地や課題を明確化する。	未措置	継続フォロー
令和7年6月13日	デジタル・AI	3	建設工事請負契約における契約手続の簡素化及びデジタル化	a　国土交通省は、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項に定める契約書面において、契約当事者に署名又は記名押印を義務付けている点について、契約手続に係る負担を軽減し、生産性向上を図る観点から、「押印についてのQ&A」（令和2年6月19日内閣府、法務省、経済産業省）も参考にしつつ、受注者となる建設業者団体からのヒアリング等も行った上で必要な見直しを検討し、例えば、契約当事者間で対等なパートナーシップが構築されているほか、長期にわたり反復継続的な取引実績が蓄積されていること、注文書及び請書の交付に先立ち交付される基本契約書において、契約内容が相当程度明確化されていることといった要件を満たす場合については、注文書及び請書の交付に際し、署名又は記名押印を求めないこととし、その旨を関係事業者団体に周知することなどを行う。 b　国土交通省は、建設工事の請負契約手続のデジタル化を推進するため、「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン」（平成13年3月30日国土交通省）について、現在主流とされているいわゆる「立会人型」の電子署名が利用可能であることを明確化するなど、必要な措置を講ずる。	a,b：令和7年度上期措置	国土交通省	a,注文書及び請書への署名又は記名押印を必ずしも必要としない場合について「注文書及び請書による契約の締結について」（国土交通省不動産・建設経済局建設業課長、最終改正 令和7年9月30日国不建第 81 号）において明記し、当該通知を関係事業者団体等に周知した。 b,「電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン」（国土交通省不動産・建設経済局建設業、令和7年9月30 日付）を定め、同ガイドラインにおいて、電子署名の一つの方式として「事業者署名型（立会人型）」方式を明確化した。	a,b　措置済み	措置済	解決
令和7年6月13日	デジタル・AI	4	建設業における営業所技術者等の兼務について	国土交通省は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に定める営業所ごとに置くこととされている営業所技術者及び特定営業所技術者について、その必要性や業務の現状について幅広く関係者への実態調査を行うとともに、適正な施工の確保が図られることを前提として、兼務を含む人手不足対策を検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。	令和7年度検討開始、令和8年度結論、結論を得次第可能なものから順次措置	国土交通省	令和7年度は、実態調査の実施に向け、具体的な調査内容等の検討を開始。	令和8年度に実態調査を実施し、分析の上、適正な施工の確保が図られることを前提として、兼務を含む人手不足対策を検討する。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	デジタル・AI	5	地球温暖化対策報告の項目等に係る統一	環境省は、地方公共団体が区域内の事業者に対し、年間の温室効果ガス排出量やその抑制措置等を記載した報告書等の作成・提出を求めるに当たり、地方公共団体ごとに報告項目・基準、様式等が異なることにより、事業者の負担となっている現状等を踏まえ、地方公共団体が報告を求める項目等を調査する。 その上で、環境省は、大規模事業者や電気事業者等これらの報告を求められる事業者の態様に応じた標準的な報告の項目等を整理し、地方公共団体が地域の特性等に照らして必要がある場合にはその判断によって独自の項目を設けることを妨げないよう配慮しつつ、地方公共団体に対して前記の標準的な報告の項目等を参照・利用するよう協力を要請等することにより、事業者の報告の項目等に係る統一性が保たれるよう措置を講ずる。	（前段）措置済み （後段）令和7年度措置	環境省	（前段）区域内の事業者に対し、年間の温室効果ガス排出量やその抑制措置等を記載した報告書等の作成・提出を求める制度（以下「計画書制度」という。）を導入している全ての地方公共団体について、報告を求める項目、報告結果の活用状況等を調査するとともに、いくつかの地方公共団体に対して、計画書制度において独自に報告を求める項目の設定趣旨等のヒアリングを実施した。 （後段）計画書制度を導入、運用又は見直しを検討する際の地方公共団体に対する技術的助言である「地球温暖化対策計画書制度ガイドライン」を改訂し、現時点で計画書制度を導入している地方公共団体の大半が報告を求めている事項を明示した上で、地方公共団体間で取扱いが異なる必要性が小さいと考えられる事項について、統一すべきものとして一般的な内容を示した。	措置済み	措置済	解決

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	デジタル・AI	6	自動車保有関係手続のDX	a 国土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者の自動車売買等における手続負担の軽減を図るため、同省等が運営する自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「自動車OSS」という。）を利用した場合には、譲渡証明書及び使用者の住所を証するに足りる書面の運輸支局への提出に代えて、マイナンバーカードを用いた公的個人認証等を活用することにより、手続のデジタル完結を可能にする。 b 警察庁及び国土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者等の自動車売買等における利便性向上を図るため、①自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に基づく自動車の保管場所証明の交付申請及び②道路運送車両法に基づく自動車の登録等の手続について、自動車OSSでの申請時に②の申請に必要な書類全てが揃わずとも、①の申請をオンライン上で先行して行うニーズがあることを踏まえ、自動車OSSにおいて同ニーズを実現可能とする方向で検討し、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、自動車所有者の相続人の手続負担の軽減を図るため、現状では運輸支局における対面での申請に限られる相続による移転登録について、自動車OSSの対象手続に加え、手続のデジタル完結を可能とする。あわせて、軽自動車の自動車検査証の変更記録についても、申請者の手続負担軽減の観点から、軽自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象手続に加える。 d 国土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者等の負担となっているとの指摘のある自動車の封印制度について、警察庁の協力も得ながら、その費用対効果や、諸外国の状況も参考に、封印の効果を担保しつつ、デジタル技術を活用した仕組みなど封印制度を代替する措置も念頭に、見直しを行う。なお、封印制度見直しの結果を得るまでの間においても、封印の取付けの委託範囲の見直しなど、自動車所有者や自動車販売事業者等の利便性向上及び負担軽減のための所要の措置を講ずる。 e 警察庁は、自動車の保管場所証明に係る手続について、令和5年6月の規制改革実施計画の「ローカルルールの見直し」に即して、申請書の欄外記載事項及びその記載場所を統一するとともに所在図・配置図等の添付書面について標準様式を定めた上で、都道府県警察に通知するなど、都道府県警察ごとに異なる申請書類を統一する方向で検討し、必要な措置を講ずる。また、当該申請書類について、申請者等へ周知するために警察庁ウェブサイト等で公表する。 f 国土交通省は、自動車登録に係る手続について、令和5年6月の規制改革実施計画の「ローカルルールの見直し」に即して、委任状などに関して、標準様式を定めた上で、関係機関に通知するなど、運輸局ごとに異なる申請書類の様式を統一する方向で検討し、必要な措置を講ずる。また、マイナンバーカードの活用などによる押印の廃止についても併せて検討し、必要な措置を講ずる。	a：令和7年検討開始、令和9年度までに措置 b,d：令和7年検討開始、結論を得次第速やかに措置 c：（前段）令和7年検討開始、令和9年度までに措置 （後段）令和7年検討開始、令和10年度までに措置 e：令和7年措置 f：（前段）措置済み（後段）令和7年検討開始、令和9年度までに措置	a,c,f：国土交通省 b,d：警察庁 国土交通省 e：警察庁	a マイナンバーカードを用いた公的個人認証等を活用することにより「紙」の譲渡証明書等の運輸支局等への提出を不要とすべく、譲渡証明書等の電子化について検討を行った。 b 自動車OSSにおいて、自動車の登録申請に必要な書類が全て揃わずとも、自動車保管場所証明申請をオンライン上で先行して行うことを可能とすべく、関係機関と協議しつつシステムの改修内容を検討した。 c （前段）相続による自動車の移転登録について、自動車OSSの対象手続に加え、手続のデジタル完結を可能とすべく、自動車の登録手続と自動車税の納付手続に必要な添付書類の統一化を図りつつオンライン化に向け、関係機関と検討した。 （後段）軽自動車の住所変更又は名義変更等の手続きについて、軽自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象手続に加えるべく関係機関と検討中。 d 自動車所有者や自動車販売事業者等の負担となっているとの指摘のある自動車の封印制度について、警察庁の協力も得ながら、封印制度の効果について調査を開始した。また、諸外国の状況についても調査を開始した。 e.保管場所証明申請書の統一様式及び添付書面の標準様式を定めた上で令和7年12月25日に「自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度等の運用について（通達）」（令和7年12月25日付け警察庁丁規発第225号）を発出し、当該様式に従って運用するように都道府県警察に指導した。また、当該通達を警察庁ウェブサイトで公表し当該申請書類について申請者等へ周知した。 f 委任状の標準様式を定め、国土交通省ホームページに公開した。マイナンバーカードの活用により押印の廃止を可能とすべく、システムの改修内容を検討した。	a 措置済み b 自動車OSSにおいて、自動車の登録申請に必要な書類が全て揃わずとも、自動車保管場所証明申請をオンライン上で先行して行うことを可能とすべく、引き続き関係機関と協議し、システム改修内容の具体化を図り、必要な措置を講ずる。 c （前段）相続による自動車の移転登録について、自動車OSSの対象手続に加え、手続のデジタル完結を可能とすべく、引き続き関係機関と協議し、システム改修内容の具体化を図り、必要な措置を講ずる。 （後段）軽自動車の住所変更又は名義変更等の手続きについて、軽自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象手続に加えるため、関係機関との検討結果を踏まえシステム要件の具体化を図り、必要な措置を講ずる。 d 引き続き調査を行うとともに、当該調査の結果を踏まえて封印制度の見直しに係る検討を進める。 e.措置済み f マイナンバーカードの活用により押印の廃止を可能とすべく、システム改修内容の具体化を図り、必要な措置を講ずる。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	デジタル・AI	7	超高齢社会に対応した親族間での信託の活用による柔軟な財産管理の推進	a 法務省は、国民が認知症などに備えた財産管理を行うに当たり、民事信託（親族間で活用する信託をいう。以下同じ。）が有効であるものの、信託制度自体が国民に十分認知されておらず、また、認知されていても信託制度の内容の理解が十分でないため、活用が進んでいないとの指摘があることを踏まえ、金融庁と連携し、国民向けに信託制度や民事信託の活用方法を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、法務省ウェブサイトに当該パンフレットを掲載することなどを通じ、広く周知する。 その際、弁護士や司法書士などの士業が依頼者のニーズに合わせて適切に民事信託の活用を案内することも可能となるよう、民事信託の活用例（親族間の財産管理、承継への活用など）や、民事信託が法定後見制度、遺言など他の財産管理等の手段と併せて活用可能であること、民事信託の開始から終了までの流れ、民事信託を活用する上での注意点など、民事信託を活用するに当たって参考となる情報を盛り込むものとする。 b 金融庁は、金融機関において民事信託が十分に認知されておらず、また、認知されていても民事信託の活用方法の理解が十分でないため、民事信託において利用されている信託口口座の開設に金融機関が消極的であるとの指摘があるほか、信託口口座では受託者に加え、委託者及び受益者の情報も把握しておく必要があるなど他の預金口座に比べて口座管理に手間がかかることや、民事信託終了時の口座解約手続などにおける信託口口座の取扱いが不明確であるとの声があることも踏まえ、金融機関において信託口口座の開設を円滑に行うことができるよう、aの措置によるパンフレットなども活用し、金融機関に対し、民事信託が認知症などに備えた財産管理として有効な手段であることを、その制度の趣旨及び内容と併せて周知するとともに、信託口口座の開設に積極的な金融機関の実態を踏まえ、信託口口座の口座名義人の管理方法や、民事信託終了時の口座解約手続における留意点など、円滑かつ適切な信託口口座の管理に資する情報などについて周知する。 c 法務省は、民事信託において活用される公正証書について、その作成に係る一連の手続のデジタル化に当たり、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）の趣旨を踏まえ、関係する政省令の整備、システムの構築支援など、手続のデジタル完結を可能とするための環境整備を行う。 その際、デジタル化のためのシステム構築を担う日本公証人連合会に対し、次に掲げる事項を要請する。 ・利用者がオンラインで円滑に公正証書の作成に係る手続を行うことができるよう、利用者の立場に立った分かりやすい利用方法や利用手順などを広く周知すること。 ・オンライン手続全般に関する利用者からの相談に対応するための相談窓口を日本公証人連合会ウェブサイト上に整備すること。 ・公証役場においてオンライン手続のための環境整備が円滑に行われるよう、公証役場側で必要となるシステム整備の支援や業務手順の周知を行うこと。 ・オンライン手続導入後も、公証人に対し、業務手順や操作方法等に関して継続的に研修を行うこと。	a,c:令和7年度措置 bは措置後、速やかに措置	a:法務省 金融庁 b:金融庁 c:法務省	a 法務省は、金融庁と連携し、国民向けに信託制度や親族間での信託の活用方法を解説したパンフレットを法務省ウェブサイトに掲載し、周知活動を行った。 b 金融庁は、aの措置後、速やかに法務省が作成したパンフレットも活用し、金融機関に対し、民事信託が認知症などに備えた財産管理として有効な手段であることを、その制度の趣旨及び内容と併せて周知するための方法について検討を行った。 c 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和7年政令第263号）及び民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令（令和7年法務省令第40号）による関係政省令の整備、公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化の円滑な施行に向けた日本公証人連合会に対する以下の①から③までの要請（令和7年9月3日付け法務省民事局総務課長通知）、日本公証人連合会によるシステム構築等を行った上で、公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化等を内容とする改正公証人法（明治41年法律第53号）が令和7年10月1日に施行された。 また、日本公証人連合会において、以下①から③までについて、それぞれ以下のとおり対応した。 ①利用者に対する周知 →リーフレットを作成し、日本公証人連合会ホームページ（https://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/20250908-2.html）に掲載するとともに、全国の公証役場の窓口に設置している。また、手続の流れに沿った利用者向けの操作マニュアル及び法改正の概要・手続の流れ等について説明した利用者向けの動画（2種類）を作成し、日本公証人連合会ホームページ（https://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/20250922.html）・同会公式YouTubeチャンネル（https://www.youtube.com/channel/UCRuC0J5RbWHoioPAjTUV1Ng/featured）に掲載した。さらに、公証制度の主な利用者である資格者団体、金融機関等に対しては個別の説明会を実施するとともに、法律実務家が購読する主な法律雑誌への寄稿を行った（法務省においても、制度の概要に関する資料等をホームページ（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00064.html）に掲載しているほか、制度解説を法律雑誌に寄稿している。）。 ②オンライン手続に関する相談窓口の整備 →日本公証人連合会ホームページ（https://www.koshonin.gr.jp/notary/ow01）に相談窓口やQ＆Aを整備し、電話によるものも含めて、オンライン手続に関する相談に対応した。 ③公証役場・公証人に対する支援・研修 →各公証役場へのシステム導入に際して機器の状態確認、操作のデモ等を内容とする受入テストを実施するとともに、業務手順等を説明した公証人向けマニュアル・動画等の作成・配布、改正公証人法の施行前後における定期的な研修等を実施した。	a 措置済み b 法務省が作成した国民向けに信託制度や民事信託の活用方法を分かりやすく解説したパンフレットも活用し、各金融関係業界団体との意見交換会を通じて、金融機関に対し、民事信託が認知症などに備えた財産管理として有効な手段であることを、その制度の趣旨及び内容と併せて周知する。 c 措置済み（相談対応、研修等は引き続き実施）	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	デジタル・AI	8	法定後見制度の課題と見直し	a　法務省は、法定後見制度について、本人（利用者）の財産管理のみを重視する観点から、①制度を利用する本人の死亡等でしか法定後見を終了できず、一時的な利用ができない、②成年後見人が本人等のニーズを踏まえた対応を適切に行わない場合などでも成年後見人の交代ができないなど、結果的に、本制度の理念の一つである本人の自己決定の尊重が必ずしも十分に図られず、利用者にとって使いにくい制度となっているとの指摘があることを踏まえ、本人の意思に基づく法定後見の終了、本人にとって必要な範囲に限定した一時的な利用及び本人の状況の変化に応じた成年後見人の交代を可能とすることについて検討し、法制審議会での議論を経た上で、所要の措置を講ずる。なお、制度見直し後も、PDCAサイクルを意識し、現場のニーズに応じた適時の制度改善に努める。 b　法務省は、aの検討に当たり、成年後見人の交代を可能とすることとした場合においては、司法府における自律的判断を尊重しつつ、本人にとって適切な成年後見人の選任が迅速かつ的確に行われるよう、家庭裁判所が、後見制度の利用を検討している者や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割等を担うことを目的として市町村が整備・運営する「中核機関」と更なる連携を行うことにより、本人の希望を踏まえた後見人の選任を行うことができるための仕組みの構築について、成年後見制度見直し後の制度を取り巻く環境や関連する諸制度の状況等も踏まえて対応するよう最高裁判所に協力を求める。 c　法務省は、現状では、書面又は対面で行われている法定後見制度に係る家事事件手続について、司法府における自律的判断を尊重しつつ、利用者の利便性向上を図る観点から、審理の迅速化のための業務改革が図られ、申立書面に記載することが求められている事項をオンラインで入力可能とするほか、法務省と最高裁判所との間の情報連携によって、後見開始申立てなどの際に必要な戸籍謄本などの証明書提出を省略可能とするなど、ユーザーインターフェースに留意したデジタル化が図られるよう環境整備に取り組む。 d　法務省は、後見・保佐・補助開始申立ての審判手続における本人の陳述聴取の方法について、裁判所のウェブサイトでは、オンラインによることが可能であることについて明確な記載がなく、利用者の心理的負担になっているとの指摘を踏まえ、司法府における自律的判断を尊重しつつ、当該陳述聴取をオンラインによることが可能である旨を裁判所のウェブサイトに記載するよう最高裁判所に協力を求める。 e　厚生労働省は、市区町村長による後見開始の申立て等（以下「市町村長申立て」という。）について、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和3年11月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知、以下「令和3年通知」という。）及び「「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」のQ&Aについて」（令和3年11月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名事務連絡）において、市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる地方公共団体である場合の申立基準やその参考となる情報を示しているものの、例外的事例である「施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等」の基準が不明確であるため、実際の市区町村間での具体的案件の調整を円滑に行うに足りる記載となっていないとの指摘があることから、令和6年度に同省が実施した市町村長申立てに係る調査・研究の結果を踏まえ、これまでに調整を要した事例（都道府県及び厚生労働省に相談があった事例を含む。）を、令和3年通知に基づく市町村長申立ての判断基準となるよう類型化し、市区町村に周知する。 f　厚生労働省は、「中核機関」について、その名称が地域ごとに異なっており、一般に認知しづらいとの指摘があることを踏まえ、後見制度の更なる利用促進を図る観点から、令和6年6月に立ち上げた地域共生社会の在り方検討会議において、その位置付けや名称について法改正を含めて検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。 g　厚生労働省は、後見人等から後見制度の相談を受ける中核機関の職員等のために同省が設置する相談窓口「K－ねっと」について、現場の認知が不十分であり、中核機関の職員等に十分に利用されておらず、また、他の地方公共団体や中核機関等が対応した事例や知見が共有されないため、中核機関の職員等の属人的な知見に頼らざるを得ないといった声があることを踏まえ、K－ねっとの認知度や利用状況等を把握した上で、認知度及び利用頻度の向上を図るとともに、あわせて、中核機関の職員等の負担軽減及び業務効率化を図る観点から、K－ねっとの相談対応で蓄積されたノウハウを基に「FAQ」を充実した上で、見つかりやすく、また、利用されやすいウェブサイトに改善する。 h　厚生労働省は、各市区町村が成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第3条第2項を踏まえ、市民の中から成年後見人等の候補者を育成するために実施する市民後見養成講座（以下「講座」という。）について、講座を受講した市区町村と別の市区町村で市民後見人の登録を受けようとする際、後見人としての適正性の確認などのために再度講座の受講を求められることがあるとの声を踏まえ、特に過疎地域で市民後見人の養成が進むよう、市区町村間で重複するカリキュラムの受講を免除可能としている事例及び講座を再度受講せずに市民後見人の登録を受けられる事例並びに市民後見人の後見人としての適正性の確認の方法について調査を行い、市民後見人の候補者育成に向け市区町村における柔軟かつ効果的な講座の実施のための判断基準となるよう類型化した上で、好事例となるものを周知する。	a,b：令和8年度までに検討・結論、結論得次第速やかに措置 c：令和10年までに措置 d：措置済み e：令和7年度上期措置 f：令和7年度結論、結論を得次第速やかに措置 g：直ちに検討・結論後速やかに措置 h：令和7年度措置	a～d：法務省 e～h：厚生労働省	a：令和6年4月から後見制度の見直しの調査審議を行っていた法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、令和8年1月に要綱案が取りまとめられ、令和8年2月に法制審議会総会において要綱が決定され、法務大臣に対して答申がされた。要綱は、後見及び保佐の制度を廃止して補助の制度に一元化し、制度利用の必要がなくなったときに利用を終了することができるなど、必要な範囲で制度を利用することができること、新たに「本人の利益のために特に必要があるとき」に補助人を解任できること等を内容とするものである。 b：上記要綱には、家庭裁判所が補助人の選任等の審判をするに当たって、本人の生活の状況等その判断に必要な事項について、市町村長等から意見を聴取することができる旨の規律を設けることが含まれている。 c：デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、国民目線で利用しやすいものとすること等についての環境整備に取り組んでいる。 d：後見・補佐・補助開始申立ての審判手続における本人の陳述聴取の方法については、裁判所のウェブサイト上にウェブ会議を利用することができる旨の記載が追加された。 ・https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_01/index.html（同ページの7（1）②） ・https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_02/index.html（同ページの7（1）②） ・https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_03/index.html（同ページの7（1）②） ・https://www.courts.go.jp/saiban/qa/qa_kazi/index.html#qa_kazi61（同ページ第12の2中の【審問・調査・鑑定等】の欄） ・https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2025/R0703kaishimoushitate.pdf（同PDF3頁の「6　申立後の手続について」） e：「市町村長による成年後見制度に基づく後見等の開始の審判請求の適切な実施に向けた参考となる事例の提供について」（令和7年9月12日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課、老健局認知症施策・地域介護推進課連名事務連絡）を発出し、市町村長申立ての際に複数の市町村で調整を要した具体的な事例を類型化し、各自治体に周知した。 f　中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい名称について、地域共生社会の在り方検討会議において検討を進め、令和7年5月28日付けで、中核機関を「権利擁護支援推進センター」との名称で社会福祉法上の機関として位置付け、市町村は権利擁護支援推進センターを設置することができるとする規定の整備を検討すべき等とするとりまとめを行った。また、同とりまとめ等を踏まえ、社会保障審議会福祉部会において社会福祉法の見直しに向けた議論が行われ、令和7年12月18日に報告書としてとりまとめられた。 g　K-ねっとの認知度及び利用状況等を把握するため、厚生労働省が中核機関、市町村及び都道府県職員等を対象として実施している成年後見制度利用促進体制整備研修（以下「研修」という。）の受講申込時に、併せて認知度等調査を実施し、K-ねっとへの相談利用実績とあわせた整理・分析を行った。分析の結果、都道府県担当者等に比べ、市町村・中核機関の新任職員の認知度が低いという課題が判明したことから、K-ねっとを見つけやすく、利用しやすい環境を整備するため、以下の取組を行った。 ・全都道府県が参加する都道府県交流会において、K-ねっとへの相談実績を都道府県担当者等へ定期的に情報提供する機会を設け、都道府県による管内市町村の利用実態の把握を促すとともに、K-ねっと活用や人事異動時の引継ぎを推奨した。 ・また、全国の市町村がよく利用する成年後見制度利用促進ポータルサイト「成年後見はやわかり」（以下「ポータルサイト」という。）にK-ねっとのウェブサイトにつながるバナー及び特設ページを新設した。 ・当省が、毎年、全市町村・中核機関を対象に実施している成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査について、ポータルサイトを経由して回答する仕組みと回答方法を変更することで、担当者がK-ねっとを見つけやすい環境を構築した。 ・あわせて、研修の開催要項に連絡先やK-ねっとのウェブサイトへのQRコード等を明記し、全ての中核機関、市町村及び都道府県に周知を行った。 h：「市民後見人の養成に係る柔軟な取扱いの推進について」（令和8年3月30日付け厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）を発出し、市民後見人養成講座を受講した市区町村と別の市区町村で市民後見人の登録を受けようとする場合の対応等について、地域における担い手確保等の観点から、講座受講に関する柔軟かつ効果的な対応が進むよう、各自治体に周知した。	a-b：速やかな法案提出に向けて準備を進め、法案が成立した際には、周知・広報を含め、関係省庁と連携して改正法の円滑な施行に向けた準備に取り組む。 c：引き続き、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、国民目線で利用しやすいものとすること等についての環境整備に取り組む。 d：措置済み e：措置済み f　社会保障審議会福祉部会報告書の内容を踏まえ、法案提出に向けて速やかに準備を進める。 g　中核機関等の負担軽減及び業務効率化を図るとともに、相談対応の質の向上を図る観点から、蓄積された相談データを基にFAQの作成・充実作業を進め、令和8年3月下旬にポータルサイトへ掲載することで、市町村及び都道府県に対して周知予定。 　加えて、ポータルサイトにFAQを掲載したことを、K-ねっとが発行するニュースレター第41号（令和8年3月31日発行予定）において周知予定。 h：措置済み	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	デジタル・AI	9	戸籍電子証明書提供用識別符号の利用促進	a　法務省は、行政手続において戸籍謄本の添付省略のために用いられる戸籍法第120条の3第2項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号（以下「識別符号」という。）について、市区町村によっては、取得できるのは市区町村の窓口のみであるかのような案内を当該市町村のウェブサイトで行っている事例もあることから、識別符号が利用可能な行政手続に関し、①旅券の電子申請など、申請人等がマイナポータルを経由して申請等することにより、申請人等が識別符号を別途取得することなく、自動的に申請先の行政機関に通知される行政手続が大半であることや、②申請人等において識別符号の取得が必要な行政手続についても、マイナポータルを利用することで、無料かつデジタル完結で識別符号の取得が可能であることを、法務省ウェブサイトで分かりやすく説明するなど、国民に対し、マイナポータルの利用を第一に推奨した上で、書面や対面の手続を希望する利用者へも配慮し、窓口での手続も併せて周知する。 また、法務省は市区町村においても国民に対し同様の周知がなされるよう、市区町村に対し必要な情報提供を行う。あわせて、法務省は、行政手続において識別符号を活用する関係省庁に対して、利用者に対し同様の周知を行うよう要請する。 b　法務省は、識別符号の周知状況及び利用状況を踏まえ、識別符号の略称や愛称など、国民にとって分かりやすい呼称を定めて周知することを含め、国民にとって理解しやすい案内方策を検討し、措置する。	a：令和7年措置 b：令和7年検討・結論、令和8年措置	法務省	a、b　戸籍電子証明書提供用識別符号（以下「識別符号」という。）及び戸籍電子証明書の呼称を定めた上で、令和8年2月に法務省ホームページにおいて、識別符号が利用可能な行政手続やデジタル完結する旨などを周知する新規サイト（https://www.moj.go.jp/MINJI/denshikoseki/index.html）を作成し、市区町村及び関係省庁に対しても当該呼称の設定や新規サイトの作成について情報共有を行った。	a、b　措置済み	措置済	継続フォロー
（5）国家戦略特区										
令和7年6月13日	国家戦略特区	1	医師臨床研修における基礎研究医プログラムの要件の明確化 *	基礎医学に意欲のある医師を対象に、臨床研修と基礎医学を両立するための、医師臨床研修における基礎研究医プログラムにおいて、所属する基礎医学の教室に、医工連携やAI医学、データサイエンス等に関する研究機関等を含めることを明確化することについて、令和7年の早期に必要な措置を講ずる。	令和7年早期に措置	内閣府 厚生労働省	・医師臨床研修における基礎研究医プログラムについて、所属する基礎医学の教室に、AI医学や医工連携、データサイエンス等に関する医学部以外の学部や研究機関等も含まれることを、令和7年9月に示した。	措置済み	措置済	解決

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	国家戦略特区	2	航空物流における外国人材の活用＊	航空物流分野の人手不足に加え、成田空港の「更なる機能強化」により国際航空貨物取扱量の大幅な増加が見込まれるため、貨物取扱業務に従事する人材の確保が必要となっていることを踏まえ、国家戦略特区制度を活用し、特定技能「航空分野（空港グランドハンドリング）」の外国人が、空港敷地外の保税蔵置場等において、国際航空物流拠点に係る貨物取扱業務に従事することを可能とすることについて、令和7年7月までに必要な措置を講ずる。	令和7年7月までに措置	内閣府 国土交通省 法務省	特定技能「航空分野（空港グランドハンドリング）」の外国人が、空港敷地外の保税蔵置場等において、国際航空物流拠点に係る貨物取扱業務に従事することを可能とする告示について、令和7年8月に措置した。	措置済み	措置済	解決
令和7年6月13日	国家戦略特区	3	半導体関連産業における外国人材の就労円滑化＊	在留資格「研修」によって入国し職業能力開発校で訓練する外国人が、修了後に在留資格「特定技能」に変更して国内での就労を可能とすることについて、地域における民間の教育訓練機関等の関係者との合意を図る枠組みの構築、地域における半導体産業分野の人材不足に対応した総合的な取組、職業能力開発校における外国人の受入環境整備、在留資格の趣旨・目的等に留意しつつ、必要な措置について検討し、令和7年度中を目途に結論を得る。	令和7年度中を目途に結論	内閣府 法務省 文部科学省 厚生労働省	国家戦略特区等WGヒアリングを開催するなど、関係府省庁や提案自治体との検討を行った。	本件記載による措置の実現は困難であり、提案自治体と、国家戦略特区制度を活用した取組について引き続き相談、調整等を行っていく。	措置済	フォロー終了
令和7年6月13日	国家戦略特区	4	理容師制度における養成方法の検討＊	厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会により示された見直しの方向性を踏まえ、理容師養成施設における実習としての選択課目に係る校外実習の単位数・時間数の上限等の在り方の見直しについて、令和8年度から順次施行可能となるよう、所要の措置を講ずる。	令和8年度以降順次措置	内閣府 厚生労働省	・厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会により示された見直しの方向性を踏まえ、理容師養成施設における実習としての選択課目に係る校外実習の単位数・時間数の上限設定を弾力化する措置を、令和7年8月に講じた。	措置済み	措置済	解決
			3. 投資大国							
			（1）健康・医療・介護							
令和7年6月13日	健康・医療・介護	1	公的データベース等における医療等データの利活用法制等の整備	我が国において、医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに医療等データ（電子カルテ、介護記録等に含まれるデータ、死亡情報その他の個人の出生から死亡までのデータであって診療や介護等に一般的に有用と考えられるデータをいう。以下同じ。）を円滑に利活用することを通じて、国民の健康増進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力の強化などにつなげていくことが極めて重要である。 このため、令和5年6月の規制改革実施計画等に基づき、厚生労働省及び個人情報保護委員会は、医療等データに関する特別法の制定や、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の制度・運用の見直しの必要性を含め、今後とも、所要の検討を行っていくことを前提として、まずは、厚生労働省はEU等の動向を踏まえた本人の同意のみに依存しない適切なプライバシー保護を前提としつつ、一定の仮名化を行った医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに資する医療等データを研究者、企業等が二次利用（医療等データを医学研究その他の当該医療等データによって識別される特定の個人のみを対象としない目的で利用することをいう。以下同じ。）に用いること（以下「特定二次利用」という。）を、必ずしも患者等本人の同意がなくとも行うことを可能とし、大量の医療等データを対象とする円滑な特定二次利用を実現するため、以下の措置を講ずる。 a　厚生労働省（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）に関するものは、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省）は、以下に掲げる厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係のデータベース（以下「公的DB」という。）及びそれらに格納される原データ（以下「公的データ」という。）、そして、次世代医療基盤法に基づく認定作成事業者が保有するデータベース（以下「認定DB」という。）について、以下の事項を含め、仮名化情報の利用・提供並びに他の公的DBの仮名化情報及び認定DBとの連結解析を可能とするため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）を始めとする公的DB及び認定DBの根拠法の改正法案の令和7年通常国会への提出等について検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 ・公的データについて、その仮名化情報の利用・提供に当たってその必要性等に関して適切な審査を行うとともに、bにより厚生労働大臣、利用者等が遵守すべき保護措置等を定めた上で、仮名化情報の利用・提供を可能とすること。 ・bにより、公的データの仮名化情報と、その他の公的DB等の仮名化情報（後述の電子カルテ情報DB及び自治体検診DBの仮名化情報並びに認定DBの仮名加工医療情報を含む。）との連結解析を可能とすること。 ＜公的DB＞ ・高齢者医療確保法に基づく匿名医療保険等関連情報データベース（NDB） ・介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく匿名介護保険等関連情報データベース（介護DB） ・健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく匿名診療等関連情報データベース（DPCDB） ・予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種等関連情報データベース（予防接種DB） ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスデータベース（障害福祉DB） ・がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「がん登録推進法」という。）に基づく全国がん登録データベース（全国がん登録DB） ・難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく指定難病患者データベース（難病DB） ・児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病児童等データベース（小慢DB） ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく匿名感染症関連情報データベース（iDB） ・今後構築予定の電子カルテ情報共有サービスのデータベース（電子カルテ情報DB） ・今後構築予定の自治体検診情報データベース（自治体検診DB） ＜認定DB＞ ・次世代医療基盤法の認定事業者のデータベース b　厚生労働省は、以下の事項を含め、公的DBの仮名化情報の利用・提供及び連結解析を可能とする際の適切な保護措置及び各公的DBの管理・運用方法を定める。 ・仮名化情報の利用・提供を行う公的DBへのデータ格納時（顕名でデータを格納することとされているデータベースにおいては、申請に対する仮名化情報の提供時）に、それだけで本人の特定が可能となる氏名等の情報を削除するなどの措置を講じ、当該公的DBについては、個人情報保護法上、個人情報の保有主体である行政機関の長等に求められる水準と同等の安全管理、不適正利用の禁止、職員の義務等の措置を講ずること。 ・現在の匿名化情報について定めている基準と同等の「相当の公益性がある場合」（令和5年6月の規制改革実施計画を受け見直されたNDBデータの利用の要件と同様に、製薬企業等による医薬品や医療機器の創出又は改善に資する調査、研究又は開発（製薬企業を含む民間事業者等による医薬品安全性調査、市販後の有害事象のエビデンス収集等の研究を含む。）に利用する場合を含む。）に利用・提供を認めることとし、「特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行う」場合は利用・提供を行わないこととするとともに、情報の加工基準や審査基準を定めたガイドラインを整備した上で、仮名化情報の利用・提供に際しては、仮名化情報の利用目的・内容に応じて利用の必要性・リスクに関する審査を行うこと。	a～d：令和7年結論、結論を得次第速やかに措置 e：（①）措置済み、（②）令和7年結論、結論を得次第速やかに措置	a,c：内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 b,d,e：厚生労働省	a～d 公的DBについて、仮名化情報の利用・提供を可能とすること、他の仮名化情報や次世代医療基盤法の仮名加工医療情報との連結解析を可能とすること等を内容とする「医療法等の一部を改正する法律案」を令和7年の第217回国会に提出し、同年12月、第219回国会において可決・成立した。 クラウド環境の情報連携基盤の構築について、調査設計事業を実施し、調達仕様書、要件定義書の作成を行った。 e がん登録推進法第20条の規定により提供される情報（生存確認情報）につき、 ・最終生存確認日又は死亡日については、診断日等からの日数 ・死因については、「がんによる死亡」又は「がん以外の死亡」のいずれか へ加工したものについて、病院等からの第三者提供を認める運用とした（「全国がん登録　情報の利用マニュアル（第1版）」に記載し、令和7年4月1日から適用）。	a～d 関係法令の公布後3年以内の施行を見据えて、公的DBの仮名化情報の利用・提供や連携解析、その際の適切な保護措置、データの利用申請や審査等の一元化を行う体制等の整備など、各公的DBの管理・運用方法について検討を進める。 クラウド環境の情報連携基盤の構築に向けて、システムの設計・開発を行う。 e 効果ながん予防、がん医療及びがんとの共生の観点から、がん登録推進法第20条の規定により病院等へ提供される情報の第三者提供について、がんに係る研究における予後情報の有用性及び研究推進による患者のメリット並びに情報の保護のバランスに鑑み、最終生存確認日又は死亡日・死因に関する詳細な情報の提供が可能となるよう具体的な加工方法について引き続き検討を行う。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	健康・医療・介護	1	公的データベース等における医療等データの利活用法制等の整備	・クラウド環境（今後構築するクラウド型の情報連携基盤を活用したVisiting解析環境を含む。以下同じ。）での利用を基本とし、差別など本人の不利益となるような不適切利用を防止するため、ログの活用等により利用者のデータの利用状況を日常的に監視・監督を行うこと。また、仮名化情報の記憶媒体を介した提供を可能とするかどうかについては、その必要性や要件を検討し、明確化すること。匿名化情報と同様、照合禁止やデータ消去、安全管理措置、不正利用の際の罰則等を求めることに加え、匿名化情報より厳格な管理を担保するため、厚生労働大臣による利用者に対する措置要求の義務や、利用者に対する従業者の監督の義務、罰則等を上乗せで設けること。 c 厚生労働省は、公的DB等に研究者、企業等が「リモートアクセス（国が指定する特定の施設に限定せず、研究者等の自宅や研究室等からセキュリティレベルを保ったまま仮名化情報等を格納するシステムにアクセスし、分析・集計を行うことができるアクセス方式をいう。）」し、一元的で安全であるのみならず迅速かつ円滑に利用・解析を行うことができるクラウド環境の情報連携基盤を構築し、内閣府、文部科学省、経済産業省等と連携しながら、その利用を推進する。その構築の際、当該情報連携基盤に求められる機能・要件やその設計等については、医療・介護データ等解析基盤（HIC:Healthcare Intelligence Cloud）との関係性を整理しつつ、以下の事項を実現する方向で検討する。 ・情報連携基盤上で操作可能な情報の範囲に解析を補助するデータ（利用者が持ち込むものを含む。）を含むこと。 ・適切な情報セキュリティを確保しつつ、解析ソフトウェアの持込みを可能とすること。 ・円滑な利用・提供が可能となるよう、データ及び利用者の規模に応じたクラウド環境（高性能計算向け汎用ベクトル・行列演算プロセッサー（GPU：Graphics Processing Unit）、ストレージ等）の整備を行うこと。 d 厚生労働省は、審査の適正性及び利用者の利便性の観点を考慮しつつ、利用申請・審査の手順、様式、書類、基準等の統一を行うことを含め、公的DBの仮名化情報の利用申請の受付、利用目的等の審査等を一元的に行う体制等を整備する。その際、当該審査体制等の整備等については、令和5年6月の規制改革実施計画等に基づくNDBデータの利用申請・審査体制等と原則同様に、以下の事項を実現する方向で検討する。 ・公的DBの仮名化情報の利用・提供に関する審査基準を含む、ガイドラインを策定すること。その際、公的DBの根拠法令の規定の適用に当たって、公的DBごとに、当該審査並びに利用・提供する仮名化情報の内容及び程度を同等の水準とすること。加えて、研究者、企業等が公的DBの仮名化情報を利用する場合を含め研究等を行うに当たっては、探索・試行的なデータ解析を行うことが通常であることに留意すること。また、公的DBの仮名化情報の利用による研究等を基礎とする場合であっても、公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがない限り、特許を受けることが可能であることを明確化すること。 ・人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「医学系倫理指針」という。）の適用関係について必要な整理を行った上で、審査委員会の構成を、医学系倫理指針の倫理審査委員会の構成要件を満たすもの等とした上で審査を行い、各研究機関での倫理審査委員会の審査は不要とすること。 ・利用申請から利用者が実際に公的DBの仮名化情報の利用を開始し得るまでに要する期間について、研究者、企業等のニーズを踏まえた上で、その研究目的に応じ、データ連携・加工等が必要な場合は、原則数か月程度（利用者側の都合に要した期間は除く。）とすることとし、解析用に事前処理したデータセットが必要な場合は、データ連携・加工等が必要な場合よりも可能な限り短期間での提供を可能とすること。 ・一つの研究等に対する個別限定的な契約だけではなく、同一目的（例えば、ある領域の治療薬開発）上の複数の研究（その実施時期が異なるもの）に利用することが同一契約で実施できる包括的な利用契約形態を導入すること。 ・提供申出（変更申出を含む。以下同じ。）に係る手数料（基本利用料（審議や実地監査等に係る費用）、調整業務料（提供するデータの内容の調整事務に係る費用）、データ料（データベースの運用及び/データ抽出に係る費用）及びクラウド環境利用料（クラウド環境の構築及び提供に係る費用））については、提供申出ごとに積算される実費制のほか、事前に手数料の概算を把握できる制度（一定期間ごとに定額で積算される定額制等）を導入すること。 ・審査の透明性の確保の観点から、審査委員会による審査の結果は定期的に公表すること。 e 厚生労働省は、特にがん研究の分野における予後情報に関しては、患者に実施された治療効果の評価等のために患者の生存期間及び死因を把握することが重要であることを踏まえ、効果的ながん予防、がん医療及びがんとの共生に関する検討並びに政策を促進する観点から、がん登録推進法第20条の規定により提供される情報（生存確認情報）につき、その提供を受けた病院等からの第三者提供を認めるに当たって求める一定の加工について、以下の事項を実現する方向で検討する。 ①診断日等から最終生存確認日又は死亡日までの日数については、提供先においても把握可能とすること。 ②死因情報について、がんによる死亡である場合はその旨を、また、がんによる死亡以外の場合はその機微性を十分考慮した上で、その情報を、提供先においても把握可能とすること。					
令和7年6月13日	健康・医療・介護	2	医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備	我が国において、医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに医療等データ（電子カルテ、介護記録等に含まれるデータ、死亡情報その他の個人の出生から死亡までのデータであって診療や介護等に一般的に有用と考えられるデータをいう。以下同じ。）を円滑に利活用することを通じて、国民の健康増進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力の強化などにつなげていくことが極めて重要である。 令和5年6月の規制改革実施計画等に基づき、厚生労働省は、公的データ（厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係のデータベース（以下「公的DB」という。）に格納される原データをいう。以下同じ。）等については、EU等の動向を踏まえた本人の同意のみに依存しない適切なプライバシー保護を前提としつつ、一定の仮名化を行った医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに資する医療等データを研究者、企業等が二次利用（医療等データを医学研究その他の当該医療等データによって識別される特定の個人のみを対象としない目的で利用することをいう。以下同じ。）に用いること（以下「特定二次利用」という。）を、必ずしも患者等本人の同意がなくとも行うことを可能とし、大量の医療等データを対象とする円滑な特定二次利用を実現するため、令和7年通常国会へ所要の法案を提出するなど一定程度検討・取組等が進んでいる。 他方、令和5年6月の規制改革実施計画等に基づく、医療等データに関する特別法の制定や、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の制度・運用の見直しを含め、公的データのみならず民間事業者、医療機関、学会、独立行政法人等（以下「民間事業者等」という。）の様々な主体が保有するデータを含む医療等データの一次利用（医療等データを当該医療等データに関連する自然人の治療及びケア等のために利用することをいう。以下同じ。）及び二次利用に関する包括的かつ横断的な法制度及び運用の整備、情報連携基盤の構築等に向けた検討は必ずしも進んでいるとは言えない状況である。 我が国においては、令和22年（2040年）頃に向けて、85歳以上の高齢者の増加や人口減少が更に進む見通しである中、全ての地域・世代の患者等が適切に医療、介護等のサービスを受けながら自立して日常生活を営めるよう、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な医療提供体制・介護サービス提供体制等を確保することが一層重要であること、また、患者等本人からの同意取得原則という人口規制が医療等データの利活用の大きな制約になっているとの指摘があること、医療等データの利活用の議論においては、本来実現させるべき姿と制度等の設計とを整合させ、個々の医療等データの最終的な提供主体たる国民の理解を得ることにもつなげることが重要であるとの指摘があること、医療等データの利活用法制等の整備等の検討に当たっては基本理念及び制度枠組みを示すことが重要であるとの指摘があること、EUにおいては令和7年3月にEuropean Health Data Space規則（以下「EHDS」という。）が発効され、今後数年間かけて戦略的かつ計画的かつ段階的に所要の制度整備、システム整備等が進む見通しであることなども踏まえ、患者等本人からの同意取得原則という人口規制を、プライバシー等の個人の権利利益の適切な保護を前提としつつ医療等データの利用者の利活用の段階で対応するという出口規制の考え方に転換することを含め、医療等データの包括的かつ横断的な利活用に関する制度及び運用の整備、情報連携基盤の構築等の具体化に向けた検討を速やかに進めていく必要があるため、以下の措置を講ずる。	a：（前段）令和7年度上期検討着手、令和7年末目途に中間的に取りまとめ、令和8年夏結論、（中段）：前段の結論を踏まえ、必要に応じて令和9年通常国会への法案提出を目指すことを含め、速やかに法令上の措置、（後段）：令和8年夏結論、結論を得次第速やかに措置 b:引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置	a：内閣府 デジタル庁 厚生労働省 個人情報保護委員会 b：個人情報保護委員会 c：内閣府 デジタル庁 厚生労働省 d:内閣府 厚生労働省	【内閣府】【厚生労働省】【デジタル庁】 a、c、d：「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）等を踏まえ、令和7年9月から内閣府で「医療等情報の利活用の推進に関する検討会」を開催しており、医療等情報の利活用の基本理念のほか、対象となる医療等情報、収集方法、識別子、情報連携基盤や患者本人の関与の在り方等の検討を進め、令和8年1月23日に「中間まとめ」を公表した。 【個人情報保護委員会】 a 内閣府が事務局である「医療等情報の利活用の推進に関する検討会」の関係省庁として参加し、個人情報保護法の現状やいわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討状況等の説明を行うとともに、令和8年1月23日の中間まとめについて個人の権利利益の保護の観点から助言等を行った。 【個人情報保護委員会】 b 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）附則第10条の規定に基づき、個人情報を取り巻く新たな課題に対応するため、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、令和2年改正法の施行の状況等も踏まえ、必要な措置の検討を行っている。 令和7年3月5日に、検討中の論点全体について具体的な規律の方向性に関する考え方等を整理した「個人情報保護法の制度の課題に対する考え方について」を公表するとともに、令和8年1月9日に、個人情報保護法の改正案の国会への早期提出を念頭に、①個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、本人同意を不要とすること、②公衆衛生の向上等のために取り扱う場合における同意取得困難性要件を緩和すること、③学術研究に係る例外規定の対象である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示すること、④個人データ等が不適切に取り扱われた場合において事後的にこれを是正する措置を充実するとともに、将来起こり得る不適切な取扱いを抑止するための仕組みを整備すること等を内容とする「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針」（以下「制度改正方針」という。）を公表した。	【内閣府】【厚生労働省】【デジタル庁】 a、c、d：医療等情報の利活用を更に円滑化するための制度枠組み等について、「医療等情報の利活用の推進に関する検討会」において、引き続き本年夏目途の「議論の整理」に向けて検討を行い、その上で、必要とされた措置内容が法改正を要する場合には、令和9年の通常国会への法案提出を目指す。 【個人情報保護委員会】 a 引き続き、「医療等情報の利活用の推進に関する検討会」の関係省庁として参加するとともに、医療等情報の利活用の推進について、令和8年夏に結論を得て、内閣府、デジタル庁及び厚生労働省が、必要に応じて令和9年の通常国会への法案の提出等を目指すことを含め、速やかに必要な法令上の措置を講ずることができるよう、個人の権利利益の保護の観点から適切な助言等を行う。 【個人情報保護委員会】 b 引き続き、制度改正方針に基づき、個人情報保護法の改正案の国会への早期提出に向けて必要な対応を行うとともに、当該改正案の成立後には、その円滑な施行に向けて、下位法令の整備を行う中で関係者との調整を継続的に行っていくこととする。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	健康・医療・介護	2	医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備	a 内閣府は、令和5年6月の規制改革実施計画等に基づき、医療等データの利活用に関する所要の制度及び運用の整備について、関係府省庁と連携し、医療等データの利活用（一次利用及び二次利用）に関する基本理念や包括的・体系的な制度枠組み及びそれと整合的な情報連携基盤の在り方を含む全体像（グランドデザイン）を明らかにするとともに、利活用に対する適切な監督及びガバナンスの確保を前提に、本人同意を不要とするデータ及び利用主体の範囲、利用目的、医療等データを保有する民間事業者等の様々な主体に対して一定の強制力や強いインセンティブを持って当該データを収集し利活用できる仕組みの在り方等の具体的な措置内容並びに関係府省庁間の役割分担について速やかに検討に着手し、令和7年末を目途に中間的に取りまとめを行った上で、令和8年夏を目途に結論を得る。なお、検討に当たっては、デジタル庁及び厚生労働省は、情報連携基盤の在り方及び医療等関連政策との整合性を図る観点から主体的に関与するものとする。 その上で、内閣府、デジタル庁及び厚生労働省は、関係省庁と連携しつつ、当該結論を踏まえ、必要に応じて令和9年通常国会への法案の提出を目指すことを含め、速やかに必要な法令上の措置を講ずる。また、個人情報保護委員会は、上記検討について個人の権利利益の保護の観点から助言等を行う。 内閣府、デジタル庁及び厚生労働省は、これらの検討に当たっては、個人の権利利益の保護のため必要かつ適切な措置を講ずる必要があることのほか、以下の事項に留意するものとする。 ・本人同意を不要とする利活用を可能とすべきデータに関しては、EHDSの内容及び状況も参考にしつつ、例えば、①公的DBに格納されるデータ、②医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律に基づく認定作成事業者が保有するデータベースに格納されるデータ、③電子カルテデータ、④健康に影響を与える要因に関するデータ（所得、就労、介護、家族情報、公費負担医療、福祉等）、⑤人間の健康に影響を与える病原体に関するデータ、⑥疾患別等のレジストリからのデータ、⑦健康に関する研究対象の集団やその質問調査からのデータ、⑧バイオバンク及び関連データベースからのヘルスデータ、⑨臨床試験、臨床研究及び臨床調査のデータ、⑩治療に関与する医師に関するデータ（経験年数、性別、専門など）、⑪医療機器等を通じて得られた電子ヘルスデータ、⑫ウェルネスアプリケーションからのデータ、⑬介護関連データなどといった範囲が考えられるが、国民の健康増進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力の強化などといった具体的なニーズ及び重要性を踏まえ、その具体的範囲を検討する必要があること。これらデータの利用者の範囲に関しては、患者等の権利利益を適切に保護することを前提として、その利用目的に応じて、医療機関、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所（介護支援専門員等）等の医療従事者・介護従事者、行政、研究者、製薬会社、医療機器メーカーなどといった範囲が考えられるが、具体的なニーズ及び重要性を踏まえ、その具体的範囲を検討する必要があること。 ・二次利用の目的に関しては、個人情報保護法に係る今後の整備の状況を踏まえる必要があることを前提として、公益性があると判断されたデータの提供等が認められる目的の具体例として、①健康に対する国境を越えた深刻な脅威から国民を保護する活動、公衆衛生監視活動、患者安全を含むヘルスケアの高い質と安全性及び医薬品や医療機器の安全性を確保する活動など、公衆衛生や労働衛生の分野における公共の利益に資する活動、②医療・介護分野の行政機関等公的機関が行う政策立案、③統計（医療・介護分野に関連する公的統計など）、④医療・介護分野における教育又は指導、⑤患者等、医療従事者・介護従事者などのエンドユーザーに利益をもたらすことを目的として、公衆衛生や医療技術評価に貢献する、あるいは医療、医薬品、医療機器等の高い品質と安全性を評価する、医療・介護分野に関連する科学的研究、⑥製品やサービスの開発・イノベーションにつながる医療機器、AIシステム、デジタルヘルスアプリを含むアルゴリズムのトレーニング、テスト、評価などといった範囲が考えられるが、具体的なニーズ及び重要性を踏まえ検討する必要があること。 ・民間事業者等の様々な主体が保有する医療等データの提供に関しては、EHDS等を参考にしつつ、一定の強制力や強いインセンティブを持って収集し、利活用できる仕組みの在り方、そのデータを研究者や製薬会社等が円滑に利活用するための公的な情報連携基盤の在り方を検討する必要があること、また、医療等データを保有する主体に対して、適切な保存及び保有情報（メタデータ）のデータアクセス機関への登録等の義務付けも含めた実効性確保の措置を検討する必要があること。なお、民間事業者等からのデータ提供に当たっては、契約上の取決めを含む、法的、組織的、技術的安全管理措置を条件とすることや、知的財産権及び営業秘密の保護の観点で、一定の配慮が必要であること。 b 個人情報保護委員会は、個人情報保護法が、いわゆる「一般法」として、医療等データを含めた個人情報の適正な取扱いを通じ個人の権利利益の保護を図ってきたが、情報通信技術の進展、国際動向、利活用の実態等を踏まえて、同法を不断に見直す必要があることを踏まえ、以下の事項を検討し、結論を得次第、速やかに同法の改正法案を国会に提出する。 ・同法における、①統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人同意の在り方、②公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方、③病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方を含む、本人からの同意取得規制の在り方と必要なガバナンスの在り方。 ・同法の確実な遵守を担保するため、必要とされる事後的な規律を一体的に整備し、全体としてバランスの取れた法制度とすること。 c 内閣府、デジタル庁及び厚生労働省は、医療等データの情報連携基盤の構築に関し、利活用の個別システムの部分最適を図るのではなく、一次利用及び二次利用の全体最適の観点から、データガバナンス及び医療等データの情報連携基盤を一体的かつ体系的に構築する必要があるとの指摘がなされていることを踏まえ、今後、民間事業者等の様々な主体が保有するデータベースなども対象に含めることも想定しつつ、aの医療等データの包括的かつ横断的な利活用に関する所要の制度及び運用の整備に関する検討・結論と整合的な医療等データの情報連携基盤の在り方について速やかに検討に着手し、令和7年末を目途に中間的に取りまとめを行った上で、令和8年夏を目途に結論を得次第、aの検討・措置の状況を踏まえつつ、速やかに必要な措置を講ずる。その検討に当たっては、公的DBの仮名化情報の利用・提供及び連結解析を可能とする際の適切な保護措置及び各公的DBの管理・運用方法も参考にしつつ、以下の事項に留意するものとする。 ・システムの全体構成について、連結分析可能化が進む公的DB等も含めた今後の更なる利活用に向けては、民間事業者等の様々な主体が保有するデータベース（患者等本人の健康に影響を与える要因に関するデータ（例えば、所得、就労、介護、家族情報、公費負担医療、福祉等）を格納するデータベースを含む。）等との連結解析が有益であることから、具体的なニーズ及び重要性を踏まえ、正確で効率的なデータ連結を可能とする仕組みや、クラウド環境（クラウド型の情報連携基盤を活用したVisiting解析環境を含む。以下同じ。）の整備、API（Application Programming Interfaceの略称。他システムの情報や機能等を利用することで、アプリケーションの開発やデータの共有・利活用を容易にするための仕組みをいう。）の利用なども含めたシステム構築の検討が必要であること。 ・医療等データの利用・提供を行うに当たっては、それだけで本人の特定が可能となる氏名等の情報を削除するなど、情報の加工基準等を定めたガイドラインの整備を検討する必要があること。 ・クラウド環境での利用を基本とし、差別など本人の不利益となるような不適切利用を防止するため、ログの活用等により利用者のデータの利用状況の監視・監督を行うこと。また、利用する医療等データの記憶媒体を介した提供を可能とするかどうかについては、その必要性や要件を検討し、明確化すること。照合禁止やデータ消去、安全管理措置、不正利用の際の罰則等を求めることに加え、利用者に対する措置要求の義務や、利用者に対する従業者の監督の義務、罰則等を上乗せで設けることを検討する必要があること。 ・データベースに研究者、企業等がリモートアクセス（国が指定する特定の施設に限定せず、研究者等の自宅や研究室等からセキュリティレベルを保ったまま医療等データを格納するシステムにアクセスし、分析・集計を行うことができるアクセス方式をいう。）し、一元的で安全であるのみならず迅速かつ円滑に利用・解析を行うことができるクラウド環境の情報連携基盤の構築を検討する必要があること。その際、当該情報連携基盤に求められる機能・要件やその設計等については、医療・介護データ等解析基盤（HIC:Healthcare Intelligence Cloud）との関係性を整理する必要があること。また、情報連携基盤上で操作可能な情報の範囲に解析を補助するデータ（利用者が持ち込むものを含む。）を含むこと、適切な情報セキュリティを確保しつつ解析ソフトウェアの持込みを可能とすること、円滑な利用・提供が可能となるようデータ及び利用者の規模に応じたクラウド環境（高性能計算向け汎用ベクトル・行列演算プロセッサー（GPU：Graphics Processing Unit）、ストレージ等）の整備を行うこと等についても検討する必要があること。	c,d:令和7年度上期検討着手、令和7年末目途に中間的に取りまとめ、令和8年夏結論、結論を得次第速やかに措置					

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	健康・医療・介護	2	医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備	・データベース間連携の際の医療等データ間の突合手段の整備について、医療等データの分散構造を前提とすると、被保険者等記号・番号等やマイナンバーの活用をも含めたデータ連携のためのID整備を検討する必要があること。なお、この場合、二次利用を行う者において、特定の個人が識別される可能性の増大の有無を踏まえて、個人の権利利益の保護の観点から必要な措置を検討する必要があること。 ・医療等データの利活用に当たっては、現在の電子カルテ情報共有サービスの対象情報（3文書6情報（①キー画像等を含む診療情報提供書、②キー画像等を含む退院時サマリー及び③健康診断結果報告書の文書情報並びに①傷病名情報、②薬剤アレルギー等情報、③その他アレルギー等情報、④感染症情報、⑤検査情報（救急時に有用な検査、生活習慣病関連の検査）及び⑥処方情報の医療情報））よりも、より広い範囲の情報の標準化が求められていること。特にニーズのある情報は、電子カルテ内で医師がテキストで入力している情報であると指摘されているが、そのままでは利活用ができず何らかの処理を行う必要もあり、構造化等の取組が必要になること。加えて、利活用の現場ニーズと、データ整備に要する社会コストを踏まえると、例えば、①診察時のバイタルサイン、②画像診断情報、③診療録のテキストにある臨床情報、④画像・病理レポート、手術記録、⑤注射剤・外用剤の投与指示用法・用量、⑥ワクチン接種情報（任意接種を含む。）、⑦確定診断された病名、⑧妊娠・出産関連情報、⑨家族情報（既往歴等）といった項目を利用可能とすることについて、医療現場の手間・負担と、システム改修に伴う費用を勘案しつつ適切に検討を行うことが必要であること。 ・電子カルテ情報共有サービスにおいては、標準交換規格として、諸外国でも活用されるHL7 FHIR（Fast Healthcare Interoperability Resources）に準拠する動きがあるなど、国際整合性が確保された標準化が進められているところ、現在の創薬や医療機器開発についても国際連携が不可欠であることを踏まえると、国際整合性の確保や国際連携を見越した標準化を進めていく必要があること。 d 内閣府及び厚生労働省は、公的DBのほか民間事業者等の様々な主体が保有するデータベースをも包含する医療等データの利用申請に対する審査及びデータ利活用の監督体制について、その審査の適正性及び利用者の利便性の観点を考慮しつつ、EHDS等を参考に、個々のデータ提供の審査及びその提供方法の整合性を担保する効果的なガバナンスの構築に関して速やかに検討に着手し、令和7年末を目途に中間的に取りまとめを行った上で、令和8年夏を目途に結論を得次第、aの検討・措置の状況を踏まえつつ、速やかに必要な措置を講ずる。その検討に当たっては、以下に留意するものとする。 ・人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）の適用関係について必要な整理を行った上で、公的DB等の利用申請に対する、その利用目的の公益性の判断、分析手法などの利用方法・手段及び利用する医療等データの範囲の審査については、公平性を担保しつつ、利用者の利便性に配慮する必要があること。また、データ提供の審査においては倫理的な観点の審査を行うことを前提に、研究実施機関等における倫理審査を必ずしも求めないことについても検討すること。 ・医療等データの利用・提供に関する審査基準を含む、ガイドラインの整備を検討する必要があること。その際、研究者、企業等が研究等を行うに当たっては、探索・試行的なデータ解析を行うことが通常であることに留意すること。また、医療等データの利用による研究等を基礎とする場合であっても、公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがない限り、特許を受けることを可能とすることについて検討する必要があること。 ・利用申請から利用者が実際にデータの利用を開始し得るまでに要する期間について、研究者、企業等のニーズを踏まえた上で、公的DBにおけるデータ利用申請からデータ利用開始までに要する期間も踏まえつつ、可能な限り短期間での提供が可能となるよう検討する必要があること。 ・一つの研究等に対する個別限定的な契約だけではなく、同一目的（例えば、ある領域の治療薬開発）上の複数の研究（その実施時期が異なるもの）に利用することが同一契約で実施できる包括的な利用契約形態の導入を検討する必要があること。 ・提供申出（変更申出を含む。以下同じ。）に係る手数料（基本利用料（審議や実地監査等に係る費用）、調整業務料（提供するデータの内容の調整事務に係る費用）、データ料（データベースの運用及びデータ抽出に係る費用）及びクラウド環境利用料（クラウド環境の構築及び提供に係る費用））については、提供申出ごとに積算される実費制のほか、事前に手数料の概算を把握できる制度（一定期間ごとに定額で積算される定額制等）の導入を検討する必要があること。 ・審査委員会による審査の結果は定期的に公表するなど、審査の透明性を確保する必要があること。						
令和7年6月13日	健康・医療・介護	3	治験に係る広告規制の見直し	承認前の医薬品等に係る広告については、医薬品等の不適正な使用とそれによる危害の発生を防止するため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条により、一律に禁止されているが、製薬企業等が行う治験に係る情報の提供については、jRCT（Japan Registry of Clinical Trials：臨床研究等提出・公開システム）に登録・掲載されている範囲内であり、「治験に係る情報提供の取扱いについて」（令和5年11月24日厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「課長通知」という。）により、「治験に係る情報を求める者のみに対して情報提供」を行う場合には「広告」には該当しないこととされており、製薬企業等は患者等に対して治験に係る情報の提供を行い、被験者募集等を行っている。 一方で、 ・「治験に係る情報を求める者」の該当性について具体的な基準等が示されていないことから、製薬企業等は広告規制に抵触することを避けるため過度に情報発信を控えており、結果として治験に係る情報を求めるがん患者等が当該情報を得にくい状況につながっている ・患者等が治験に係る情報を得にくい環境にあることが、ドラッグ・ラグ（欧米では承認されているが日本では承認されていない医薬品が発生している事象のことをいう。）ドラッグ・ロス（欧米では承認されているが日本では承認されていない医薬品が発生している事象のうち、特に日本での開発に着手されていないものをいう。）の背景にある ・治験に係る情報提供可能な対象者を「治験に係る情報を求める者」に限定していることは、我が国独自の規制であり、国際共同治験を推進する観点からも、本規制を国際整合のとれた規制に見直す必要がある との指摘がある。 以上を踏まえ、患者等の治験に係る情報へのアクセス向上及び国際整合のとれた薬事規制を実現するため、以下の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、患者等が、jRCTにおいて掲載されているなど信頼性の高い治験の情報について、治験広告に掲載された二次元コード等から治験薬の名称等を含むウェブサイトにアクセスし治験に係る情報を得ること、動画投稿サイトにおいて治験薬の名称等を含む日本語での動画から治験に係る情報を得ることなど信頼性の高い治験に係る情報に円滑にアクセスすることを可能とする方策について、患者団体、製薬団体及び有識者の意見を踏まえて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。なお、検討に当たっては、課長通知における「治験に係る情報を求める者のみに対して情報提供」を行うとの制限について、当該制限の撤廃及び当該情報提供の該当性の明確な基準、Q＆A等を周知することを含めて検討する。 b 厚生労働省は、患者等が、jRCTにおいて、患者の疾患に即した治験に係る情報を容易に検索し、及び閲覧することを可能とするため、jRCTについて、以下の点を含め、所要のシステム改修を行う。 ・患者等の閲覧ニーズが高い情報（実施医療機関、同意説明文書、レイサマリー（治験の内容や結果を患者等が読んで理解できるように作成されたものをいう。）等）が掲載できる箇所等の新設 ・検索システムの見直しによる検索精度の向　上 ・患者等が閲覧しやすいウェブサイトとなるよう、患者等の閲覧ニーズの高い情報から順に掲載するなどユーザーインターフェースの改善 ・掲載されている治験に係る情報に関する相談窓口の明確化 c 厚生労働省は、疾病名、疾病部位など一定の患者情報に基づき、患者が被験者となり得る治験に係る情報について、プッシュ型で患者等に情報提供を可能とする方策について、患者団体、製薬企業及び有識者の意見を踏まえて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	a：令和7年度検討・結論・措置 b：令和7年度中を目途に措置 c：令和7年度上期検討開始、令和8年上期結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	a、治験に係る広告規制の見直しについて、患者団体、製薬団体及び有識者の代表者らから構成される医薬品医療機器制度部会（令和7年7月23日）において、検討の方向性などについて議論を行い、さらに、患者団体、製薬団体等へのヒアリングを通じて検討を進め、令和8年3月に、治験に係る情報提供の取扱いについて新たな通知、Q&Aを発出した。 当該通知では、治験等の参加者募集のための情報提供であれば、薬機法上の広告には該当せず、二次元コード等を通じたリンクの提供や動画投稿サイトでの配信等を含め、情報提供が可能であることを示すとともに、それ以外の治験に係る情報を提供する場合の方法や、患者団体等が治験に係る情報提供を行う場合の考え方を明確化したところ。 b.令和六年度補正予算事業「臨床研究データベース大規模改修事業」において、所要の改修に着手した。 c.令和六年度補正予算事業「臨床研究データベース大規模改修事業」において、検討を開始した。	a、今後、患者団体を含む関係団体等に、新通知の考え方や内容について、さらに周知啓発を進めていく。 b.令和七年度補正予算事業「臨床研究データベースシステム大規模改修事業」において、引き続き改修を行う。 c.令和七年度補正予算事業「臨床研究データベースシステム大規模改修事業」において、先の検討事項に基づく要件定義等の作業を継続して行う。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
	（2）スタートアップ・イノベーション促進									
令和7年6月13日	スタートアップ・イノベーション促進	1	スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方の検討	a　内閣府及び経済産業省は、我が国会計基準におけるのれんの会計処理の在り方に関し、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）において、スタートアップに係るM＆Aを促進する観点から検討が行われるようスタートアップ関係者から公益財団法人財務会計基準機構に対して提案がなされることについて、フォローする。 b　金融庁は、我が国会計基準におけるのれんの会計処理の在り方に関する提案がなされた場合には、ASBJにおける議論において、こうした提案を行っているスタートアップ関係者の問題意識が十分くみ取られ、適切な議論が行われるよう、検討プロセスも含めフォローする。	a：措置済み b：継続的に措置	a：内閣府 経済産業省 b：金融庁	a ・内閣府及び経済産業省がフォローし、令和7年5月30日、公益社団法人経済同友会ほか12団体、スタートアップ有志35社及び企業経営者有志138名から企業会計基準委員会（ASBJ）の審議テーマや優先順位等を審議する企業会計基準諮問会議を設置している財務会計基準機構（FASF）に対して、「のれんの非償却の導入およびのれん償却費計上区分の変更」に関するテーマ受付表が提出された。 b ・令和7年7月に企業会計基準諮問会議において提案された「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関して、令和7年8月から令和8年2月までの間に、企業会計基準委員会（ASBJ）において関係者に対する意見聴取が9回実施された。 ・意見聴取の実施状況は令和7年11月及び令和8年3月の企業会計基準諮問会議で報告され、これを踏まえた議論が行われており、これまで収集してきた情報の整理に不足がないか利害関係者に確認を行うこととされた 。	a　措置済み b　引き続き適切な議論が行われるよう、検討プロセスも含めてフォローする。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	スタートアップ・イノベーション促進	2	スタートアップへの資金供給手段の拡大	a　法務省及び金融庁は、融資と新株予約権の付与を組み合わせた資金調達方法である新株予約権付融資について、融資を実行する銀行等の金融機関において、スタートアップから交付される新株予約権が、上限金利を定める利息制限法（昭和29年法律第100号）及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号。以下「出資法」という。）における利息に該当するかどうかが不明確であること、また、新株予約権が利息に該当する場合において、新株予約権の標準的な価格算定方法が定まっていないことが、金融機関が新たに新株予約権付融資を行う上での障害となっているとの指摘があることを踏まえ、スタートアップに対する新株予約権付融資の法的安定性を向上させ、その活用促進を図る観点から、民間事業者団体が設置予定の新株予約権付融資の普及における課題に関する検討会に参加し、以下を含む論点の明確化に資するよう、法令解釈に係る意見、助言、情報提供その他の協力を行う。 ①利息制限法第1条及び出資法第5条第2項に定める利息の意義及び新株予約権付融資における新株予約権が利息制限法及び出資法において定める利息に該当するか否か（以下「利息該当性」という。）の判断基準。特に（ⅰ）融資が予定どおりに返済された際に貸手が新株予約権を放棄することをあらかじめ新株予約権交付契約において定めている場合（新株予約権交付契約において、新株予約権が融資に対する保全の性質を有する場合）の利息該当性、（ⅱ）新株予約権の交付時点で換価性が極めて低く、かつ、権利行使を借手の上場時やM＆A完了時などに限定している場合の利息該当性、（ⅲ）融資契約と新株予約権交付契約が別契約であり、かつ、新株予約権の交付が融資に連動しない場合の利息該当性。 ②①において新株予約権が利息に該当する場合における、新株予約権付融資全体の貸出金利が利息制限法第1条及び出資法第5条第2項に掲げる上限金利内であることの疎明方法。具体的には、金利計算時における新株予約権の価格算定の在り方。 ③借手が融資契約に定める期限に先立ち融資を弁済した場合における、貸手における金利の再計算の必要性。その必要がある場合における、実務的に実施可能な再計算の方法。当該再計算の結果、上限金利を超過した場合における、貸手利益の保護の方策。 b　金融庁は、AIも活用した新たな審査手法を用いて融資を行うフィンテック事業者等を含め、預金等を受け入れないで与信業務を営む企業（以下「ノンバンク」という。）が行うスタートアップ等への融資において、当該融資を行うノンバンクが社債による資金調達を行う場合には、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成11年法律第32号。以下「ノンバンク社債法」という。）第6条第1項第2号及び金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令（平成11年政令第156号）第4条により、資本金又は出資の額が10億円以上との要件（以下「資本金・出資額要件」という。）を満たす必要があるが、融資を行うノンバンク自身がスタートアップである場合には当該資本金・出資額要件を満たすことが困難であり、このため資金調達を十分に行うことができず、融資を求めるスタートアップへの資金供給を断念する場合があるとの指摘や、金融庁「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告（令和7年1月22日）において、貸金業法（昭和58年法律第32号）により、資金業者が行う貸付に対して、借手の属性や貸付の態様等にかかわらず、基本的に各種の規制を一律に課していることについて、「リスクに応じた適切な規制が課されるよう、貸金業法の柔構造化についても、今後中長期的に検討を深めていくことが望ましい」とされていること等を踏まえ、スタートアップを含め貸手企業と借手企業が直面する融資等に係る貸金業法、ノンバンク社債法その他関係法令に関する課題について調査を行うとともに、借手の適切な保護を前提とした上で、スタートアップへの資金供給の拡大を図る観点から、調査結果を踏まえて明らかになった課題に対する対応策を検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。その際、資本金・出資額要件の見直しの要否についても検討を行う。	a：令和7年度措置 b：令和7年調査・検討開始、結論を得次第可能なものから速やかに措置	a：法務省 金融庁 b：金融庁	a：法務省及び金融庁は全国銀行協会が2025年6月に設置した「新株予約権付融資に関する検討会」に参加し、スタートアップに対する新株予約権付融資の法的安定性を向上させ、その活用促進を図る観点から、①～③の各論点について必要な情報提供等を行った。なお、本検討会での議論を踏まえて、全国銀行協会は2026年2月に「新株予約権付融資に関する検討会報告書」をとりまとめ、同協会HPにて公表を行った。さらに、2026年3月に、全国銀行協会はその普及・活用促進に向けて会員行への説明会等を実施した。 b：金融庁は、2025年11月より金融研究センターにおいて「国内の貸金業者及び海外のノンバンクによる事業者向け貸付等に係る法制度及びビジネス実態の比較研究」プロジェクトを開始し、貸手企業と借手企業が直面する融資等に係る貸金業法、ノンバンク社債法その他関係法令に関する課題について調査を行っている。	a：実施済み b：調査結果を踏まえて明らかになった課題に対する対応策を検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	スタートアップ・イノベーション促進	3	スタートアップを生み育てるエコシステムの健全な発展に向けたハラスメント防止及び救済のための環境整備	a　経済産業省は、金融庁、法務省及び厚生労働省と連携して、起業家に対するハラスメントを防止し、また、被害にあった起業家が迅速かつ適切な救済を受けることができる環境を整えるため、起業家や投資家・ベンチャーキャピタル、顧客・取引先、メンター・アドバイザー等の様々な関係者（以下「スタートアップ関係者」という。）を対象に、ハラスメントの経験の有無やその内容を含む起業家の抱える課題やスタートアップ向け相談窓口を含む対策へのニーズなどに関する必要な調査を行う。 また、経済産業省は、金融庁、法務省及び厚生労働省と連携して、当該調査結果を踏まえ、速やかにハラスメントの防止及び救済のために必要な措置について検討し、結論を得る。 b　法務省は、起業家、スタートアップ関係者等に対し、ハラスメントなどの人権侵害に直面した場合に、「人権相談」が利用可能であることを、例えば、ホームページへの情報掲載やイベント等を通じて周知する。周知に当たっては、その内容として、①匿名での相談やハラスメントを受けた本人以外でも相談が可能であること、②必要に応じて、法務局職員又は人権擁護委員が人権侵犯事件の調査・措置を行うこと、③相談内容等を踏まえて、警察など様々な関係機関の紹介を実施していることなどを含めるものとする。 c　厚生労働省は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）第2条第2項に規定する特定受託業務従事者に該当する起業家が存在し得ることに鑑み、①当該起業家と特定業務委託事業者に該当する取引先との間の業務委託については同法の適用があり、当該取引先が業務委託におけるハラスメントについての相談対応のための体制整備義務等を負うこと、②フリーランス・トラブル110番（厚生労働省が外部委託して運営する、フリーランスや個人事業主が契約上・仕事上のトラブルについて弁護士に無料で相談できる相談窓口。和解あっせん手続も可能。）の利用が可能であること等を、特定業務委託事業者や当該起業家等に対し、例えば、厚生労働省ホームページへの情報掲載、イベント等を通じて周知する。 d　金融庁及び経済産業省は、「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」（令和6年10月17日ベンチャーキャピタルに関する有識者会議）の周知・普及に際しては、ベンチャーキャピタルに推奨されるコンプライアンス管理の体制確保には、投資先企業との関係においても、ハラスメント防止を含め、コンプライアンス管理の体制整備を行うことが含まれる旨を明確にする。	a：（前段）令和7年度措置、（後段）速やかに結論 b～d：令和7年度措置	a：経済産業省 金融庁 法務省 厚生労働省 b：法務省 c：厚生労働省 d：金融庁 経済産業省	【経済産業省】 a前段　経済産業省が協力し、東京大学等の教授による研究チームより「スタートアップ企業における経営環境と職場環境に関する調査」を実施。また、経済産業省でも令和7年度ユニコーン創出支援事業（女性アントレプレナーのための地域密着型支援事業）「GIRAFFES JAPAN」の中で、令和6年度ビジネスプラン発表会REDにおいてエントリーシートをダウンロードいただいた方を対象とする同調査を実施。 a後段　4月に公表予定の上記調査結果を踏まえ、対応を検討・措置することとしている。 【法務省】 b　起業家、スタートアップ関係者等に対し、ハラスメントなどの人権侵害に直面した場合に、「人権相談」が利用可能であることを、令和8年2月13日付けで法務省ホームページへの情報掲載を通じて周知を行った。 　周知に当たっては、その内容として、①匿名での相談やハラスメントを受けた本人以外でも相談が可能であること、②必要に応じて、法務局職員又は人権擁護委員が人権侵犯事件の調査・措置を行うこと、③相談内容等を踏まえて、警察など様々な関係機関の紹介を実施していることなどを含めるものとした。 ・掲載先のURL https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken108.html 【厚生労働省】 c：厚生労働省HPにおいて、 ①当該起業家と特定業務委託事業者に該当する取引先との間の業務委託については同法の適用があり、当該取引先が業務委託におけるハラスメントについての相談対応のための体制整備義務等を負うこと、 ②業務委託を受けてフリーランスや個人事業主として働く起業家もフリーランス・トラブル110番の利用が可能であること を掲載し、周知を行った。 掲載先URL： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html	【経済産業省】 a後段　4月に公表予定の上記調査結果を踏まえ、令和8年度夏までに措置を講ずる。 【法務省】 b：措置済み 【厚生労働省】 c：措置済み	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	スタートアップ・イノベーション促進	3	スタートアップを生み育てるエコシステムの健全な発展に向けたハラスメント防止及び救済のための環境整備				【金融庁】 d 金融庁・経済産業省・日本ベンチャーキャピタル協会共催で開催した「アセットオーナー／ゲートキーパー・ベンチャーキャピタル ミートアップ」（令和7年2月、令和8年2月）をはじめ、ベンチャーキャピタルに関連する各種外部講演において、「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」の周知・普及活動を行った。その際には、ベンチャーキャピタルに推奨されるコンプライアンス管理の体制確保には、投資先企業との関係においても、ハラスメント防止を含め、コンプライアンス管理の体制整備を行うことが含まれる旨を明確にした上で、周知・普及活動を行った。 （関連URL）「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」に対するパブリックコメントの結果（令和6年10月17日公表） https://www.fsa.go.jp/singi/vc/siryou/20241017/01.pdf ※項番7③においても考え方が明確化されている。 「【コンプライアンス管理】における『コンプライアンス管理の体制を確保すること』には、投資先企業との関係においても、ハラスメント防止を含め、VC としてコンプライアンス管理の体制整備を行うことが含まれるものと考えております。」	【金融庁】 実施計画の記載に従い措置済み		
令和7年6月13日	スタートアップ・イノベーション促進	4	株式対価M＆Aの活性化に向けた会社法の見直し	法務省は、以下の内容等の株式対価M＆Aの活性化に向けた会社法の改正を検討し、法制審議会への諮問を行う。法務省は、法制審議会（同審議会から調査審議を付託された会社法制（株式・株主総会等関係）部会を含む。）において、以下の内容等の会社法の改正を検討し、令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論を得て、結論を得次第速やかに必要な法案を国会に提出する。 ①株式交付を外国会社の買収にも利用可能とするに当たっては、外国会社を日本の株式会社に相当する会社のみとすると対象となる会社が限定され、会社法改正の意義が減殺されるとの指摘を踏まえ、外国会社の定義について、株式会社に加え、米国のLLCなどの持分会社やこれに類似する会社も含まれるものとする。あわせて、日本においても、株式の譲渡に当たり会社の承諾を必要とする株式会社であっても株式交付の対象とされており、持分の譲渡に当たり他の社員の承諾を必要とする持分会社を対象としても支障は生じないとの指摘を踏まえ、合同会社を株式交付の対象とすること。 ②株式交付が、会社法第5編に規定する合併、株式交換等（以下「組織法上の行為」という。）の一類型として一度の制度利用で買収会社が買収対象会社を子会社化する場合のみの利用に限られている点について、（ⅰ）単に親子会社関係を新たに創設する場合のみを組織法上の行為と位置付けるのではなく、組織法上の行為に位置付けられる行為が有する性質に着目してその対象となる範囲を決すべきであること、（ⅱ）株式交付が会社法上、組織法上の行為に位置付けられる理由は、株式交付における買収対象会社に関する情報を開示して、株式交付をする株式会社の株主総会決議を経ている点にあるとの指摘を踏まえ、当該決議を経る子会社株式の追加取得も株式交付の対象とすること。 ③株式交付の承認のための買収会社における株主総会決議に関して、買収対象会社の株主に交付する株式と現金の合計が買収会社の純資産額の5分の1を超えないときに株主総会を不要とする会社法の規定について、株式と現金を組み合わせた混合対価によるM＆Aの活性化のため手続の簡素化を求める意見を踏まえ、買収会社における株主総会決議の要否は、買収対象会社の株主に交付する株式のみによって判定を行うものとすること。	（前段）措置済み、（後段）令和6年度検討開始、令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論、結論を得次第速やかに措置	法務省	本件に関し、会社法制（株式・株主総会等関係）部会において調査審議を行っている。	令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論を得て、結論を得次第速やかに必要な法案を国会に提出することを目指し、引き続き会社法制（株式・株主総会等関係）部会において調査審議を行う。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	スタートアップ・イノベーション促進	5	非上場株式の発行・流通の活性化	金融庁は、投資家保護の要請を踏まえつつ、スタートアップへの資金供給の拡大の観点から、令和6年6月の規制改革実施計画に基づく、非上場株式の発行市場及び流通市場の活性化に係る以下の事項について検討の加速化を行い、令和7年度中に結論を得る。当該結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 ①事業者において株式による資金調達を行う際に過大な手続コストがかかるという指摘を踏まえ、令和7年度中に実施する当該資金調達時にかかる手続コストなど事業者負担に関する実態調査の結果も踏まえた上で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）第4条第1項第5号に基づく有価証券届出書の届出免除基準について、当該基準の引上げを含めた制度の在り方及び同法第5条第2項に基づく少額募集における段階的かつ合理的な開示制度の在り方（例えば、少額募集の上限を20億円程度まで引き上げ、1億円から5億円未満、5億円から10億円未満、10億円から20億円未満の金額帯で開示を簡素化する案等）。 ②スタートアップ等が株式による資金調達を行いやすくする観点から、金商法第2条第3項第1号及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第1条の5に基づく少人数私募における人数要件（49名以下）の緩和並びに人数計算を勧誘者基準から取得者基準に変更する等の私募の在り方。 ③スタートアップ・エコシステムを進化させ、特定投資家の裾野拡大を通じて資金調達環境を整備する観点から、金商法第34条の4に基づき特定投資家以外の顧客である個人がその投資判断能力・リスク許容度に応じて特定投資家とみなされる場合の要件の在り方。	令和7年度結論、結論を得次第速やかに措置	金融庁	①、② 「金融審議会　ディスクロージャーワーキング・グループ　報告」（2025年12月公表）において、有価証券届出書の提出免除基準を1億円から5億円に引き上げること、少額募集制度を利用できる発行価額の総額を5億円から10 億円に引き上げること等が提言された。 ③ 日本証券業協会と共催した「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」の報告書（令和7年9月）における特定投資家への移行要件の緩和に係る提言内容を踏まえ、金融庁において、具体的な要件緩和の検討を行った。 また、同報告書の中で、特定投資家への移行要件を満たすが移行申出を行っていない投資者に対する新たな勧誘制度の枠組みの検討について提言されたことを受けて、日本証券業協会において、具体的な制度整備について検討を行い、令和8年3月に必要な自主規制規則の整備に向けたパブリックコメントを実施した。 なお、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ　報告」（令和7年12月公表）においても、J-Ships銘柄に係る取引を含む特定投資家私募の勧誘対象に、特定投資家への移行要件を満たすが移行申出を行っていない潜在的特定投資家を加えることが適当と提言された。	①、② ・金融審議会の報告書を踏まえた金融商品取引法の改正案を今国会に提出予定。 ・「勧誘」概念の整理といった必要な政策について、引続き検討を行っていく。 ③ （特定投資家移行要件の緩和） ・個人が特定投資家になるための移行要件を緩和・明確化するため、内閣府令及び金商法Q&Aを令和8年春頃に改正予定。 （特定投資家への移行要件を満たすが移行申出を行っていない投資者への新たな勧誘制度の枠組み） ・日本証券業協会において、必要な自主規制規則の改正に向けたパブリックコメントを実施しており、特定投資家への移行要件を満たすが移行申出を行っていない投資者に対する新たな勧誘の仕組が今後整備される予定。 ・金融庁において、金融審議会の報告書を踏まえた金融商品取引法の改正案を今国会に提出予定。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	スタートアップ・イノベーション促進	6	バーチャルオンリー株主総会の活用に向けた環境整備	a 法務省は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）において同法の確認を受けた株式会社に対して会社法の特例として認められている、場所の定めのない株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」という。）について、当該確認の有無にかかわらず、その開催を容易にし、デジタル技術を活用して、地方など遠隔の居住者を含む株主が出席しやすい株主総会を実現するため、以下の各事項を含む会社法の改正を検討し、法制審議会への諮問を行う。 法務省は、法制審議会（同審議会から調査審議を付託された会社法制（株式・株主総会等関係）部会を含む。）において、以下の各事項を含む会社法の改正を検討し、令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論を得て、速やかに必要な法案を国会に提出する。 ①バーチャルオンリー株主総会が株式会社との対話の機会を充実させる制度であること、また、株主総会の招集に必要な事項の決定は会社法において取締役（会）の権限とされていることを踏まえ、バーチャルオンリー株主総会の開催に際し産業競争力強化法で必須とされる経済産業大臣及び法務大臣の確認並びに定款の定めを不要とすること。 ②株主総会の開催時間中に通信障害が発生した際における株主総会決議の有効性を懸念する意見があることを踏まえ、通信回線やオンライン会議に関するソフトウェアの障害などの当該株主総会を開催した株式会社の責めに帰すことが適切ではない通信障害により、株主が議事を十分に視聴できなかったり、議決権を適時に行使できなかった場合であっても、当該株主総会の決議の効力が影響を受けないよう、セーフハーバールール（例えば、株式会社の故意又は重大な過失によって通信障害が生じた場合に限り、株主総会決議の取消事由とすることなど）の規定を設けること。 ③バーチャルオンリー株主総会は議事進行に支障を生じさせようとする者にとっても複数の株主総会への同時出席を可能とするため、より多くの株主総会において議事進行の妨害が発生することが危惧されるという意見があることを踏まえ、例えば、株主による濫用的な質問権の行使や動議の提出による議事進行の妨害を防止するため、株主総会当日の、株主による議案の提出を制限したり、株主からの質問に対する取締役の説明義務を免除することができるなどの規定を設けること。 b 法務省は、上記a②及び③の検討に際し、株式会社が講ずべき通信障害対策、議事進行を妨害する株主に対して議長が執り得る措置等、バーチャルオンリー株主総会の実施に当たり論点となる事項についての解釈を明確化するため、会社法の改正と併せて、必要に応じて産業競争力強化法に基づくバーチャルオンリー株主総会を所管する経済産業省と連携しつつ、所要の措置を講ずる。	a：（前段）措置済み、（後段）令和6年度検討開始、令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論、結論を得次第速やかに措置 b：令和6年度検討開始、令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論、結論を得次第速やかに措置	a：法務省 b：法務省 経済産業省	本件に関し、会社法制（株式・株主総会等関係）部会において調査審議を行っている。 なお、bに関しても、バーチャルオンリー株主総会の実施に当たり論点となる事項の解釈について、会社法制（株式・株主総会等関係）部会において検討を行っている。	令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論を得て、結論を得次第速やかに必要な法案を国会に提出することを目指し、引き続き会社法制（株式・株主総会等関係）部会において調査審議を行う。 なお、bに関しても、引き続き、バーチャルオンリー株主総会の実施に当たり論点となる事項の解釈について、会社法制（株式・株主総会等関係）部会において検討を行う。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	スタートアップ・イノベーション促進	7	バーチャルオンリー社債権者集会の実現	法務省は、会社法では開催が認められていない、場所の定めのない社債権者集会（以下「バーチャルオンリー社債権者集会」という。）について、その実施が可能となるよう、以下の各事項を含む会社法等の改正を検討し、法制審議会への諮問を行う。法務省は、法制審議会（同審議会から調査審議を付託された会社法制（株式・株主総会等関係）部会を含む。）において、以下の各事項を含む会社法等の改正を検討し、令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論を得て、速やかに必要な法案を国会に提出する。 ①会社法改正前に募集された社債についても、会社法改正後に募集された社債との間でバーチャルオンリー社債権者集会の開催のしやすさに差異が生じないよう、会社法改正後に求められるバーチャルオンリー社債権者集会の実施を可能とするための要件（例：社債の募集事項への記載）を満たしたものと扱うための規定又は経過措置を設けること。 ②通信回線やソフトウェアの障害などの会社の責めに帰すことが適切ではない通信障害により、社債権者が議事を十分に視聴できなかったり、議決権を適時に行使できなかった場合であっても社債権者集会の決議に係る裁判所の認可が得られるよう、場所の定めのない株主総会におけるセーフハーバールール（通信回線やオンライン会議に関するソフトウェアの障害などの当該株主総会を開催した株式会社の責めに帰すことが適切ではない通信障害により、株主が議事を十分に視聴できなかったり、議決権を適時に行使できなかった場合であっても、当該株主総会の決議の効力が影響を受けないよう、例えば、株式会社の故意又は重大な過失によって通信障害が生じた場合に限り、株主総会決議の取消事由とすることなどの規定）を参考として必要な規定を設けること。 ③社債権者であることの証明を書面で行うこととしている、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）について、社債権者集会において議決権を行使するための証明に書面が要求されるため、社債権者集会の電子化及び効率化の妨げとなっているとの意見があることを踏まえ、金融庁とも連携し、同法の改正により、電磁的方法による証明など簡易かつ迅速な方法で社債権者であることの証明を可能とすること。	（前段）措置済み、（後段）令和6年度検討開始、令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論、結論を得次第速やかに措置	法務省 金融庁	本件に関し、会社法制（株式・株主総会等関係）部会において調査審議を行っている。	令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論を得て、結論を得次第速やかに必要な法案を国会に提出することを目指し、引き続き会社法制（株式・株主総会等関係）部会において調査審議を行う。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	スタートアップ・イノベーション促進	8	持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向けた株式会社と株主との建設的かつ実効的な対話の促進	a 法務省は、持続的な成長及び中長期の企業価値向上に向けた株式会社と株主との建設的かつ実効的な対話を促進するため、法制審議会（同審議会から調査審議を付託された会社法制（株式・株主総会等関係）部会を含む。以下同じ。）において、以下の各事項を含む会社法の改正を検討し、令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論を得て、速やかに必要な法案を国会に提出する。 ①実質株主（株式の議決権の指図権限等を有する者をいう。以下同じ。）を正確に把握するため、株式会社が名義株主（株主名簿上の株主をいう。以下同じ。）等に実質株主の情報の提供を請求することができる制度（以下「実質株主確認制度」という。）を導入すること。その際、株式会社が適切な対話の相手方をより正確かつ確実に把握するため、例えば、株式会社が実質株主であると考える者その他の対話の必要があると考える者に対して、情報の提供を直接請求することを可能とする制度など、実質株主確認制度を補完する制度の要否についても検討する。 ②実質株主確認制度の実効性を担保する観点から、名義株主が実質株主の氏名・名称、住所、連絡先、議決権を有する株式数などの基本的な情報について、単に事務処理の誤りの場合を除き、情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した場合には、当該実質株主に係る株式について議決権の停止を可能とすること。その際、議決権停止の対象となる名義株主及び議決権数について、株主総会までに株式会社が適切に判断することが可能な制度となるよう留意する。 ③近年の投資単位の引下げ等の動向も踏まえつつ、株主総会における株式会社と株主との建設的かつ実効的な対話の機会を充実させるため、株主提案権の行使要件のうち、300個以上の議決権を有する株主が株主提案権を行使できるとする議決権数を基準とする行使要件について、当該行使要件の廃止の要否を含めて検討すること。その際、議決権数を基準とする行使要件の単純な廃止のみならず、株主提案権の行使に必要な議決権数の引上げ、株式会社が定款で株主提案に必要な議決権数を定められるものとすること、議決権数を基準とする行使要件に代替する行使要件など、様々な株主提案権の行使要件の在り方を検討するほか、株主提案に代替する株式会社と株主の対話を充実させる方策についても検討を行う。 b 法務省は、導入後の実質株主確認制度が円滑に機能するよう、効率的な運用及び運用スキームを検討するための名義株主となる金融機関を始めとした民間事業者団体の取組に対し、金融庁と連携しつつ、法制審議会における議論状況の適時の共有その他の協力を行う。	a：令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論、結論を得次第速やかに措置 b：令和7年開始、改正会社法施行まで継続的に措置	a：法務省 b：法務省 金融庁	本件に関し、会社法制（株式・株主総会等関係）部会において調査審議を行っている。 なお、bについては、一般社団法人全国銀行協会を事務局として設置された「実質株主確認制度整備に向けた実務者検討会」に法務省及び金融庁もオブザーバーとして参加しており、会社法制（株式・株主総会等関係）部会における議論状況の適時の共有等、必要な協力を行っている。	令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論を得て、結論を得次第速やかに必要な法案を国会に提出することを目指し、引き続き会社法制（株式・株主総会等関係）部会において調査審議を行う。 なお、bについても、引き続き、実質株主確認制度整備に向けた実務者検討会に対する会社法制（株式・株主総会等関係）部会における議論状況の適時の共有等、必要な協力を行う。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	スタートアップ・イノベーション促進	9	従業員等に対する株式報酬の無償交付を可能とする会社法の見直し	法務省は、従業員及び子会社役職員（以下「従業員等」という。）に対する株式の無償交付が可能となるよう、以下の各事項を含む会社法の改正を検討し、法制審議会への諮問を行う。法務省は、法制審議会（同審議会から調査審議を付託された会社法制（株式・株主総会等関係）部会を含む。）において、以下の各事項を含む会社法の改正を検討し、令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論を得て、速やかに必要な法案を国会に提出する。 ①従業員等に株式の無償交付を可能とする際の既存株主への配慮に関して、（ⅰ）当該交付は経営判断の範疇と整理し得るとの指摘に加え、（ⅱ）特に公開会社においては募集株式の発行は取締役会の決議で可能とされていること、（ⅲ）従業員等の労働意欲の向上その他の効果が得られると考えられるのであれば、会社側が適正な便益を受領しているものと評価することができ有利発行とはならないとの指摘を踏まえ、株主総会決議を不要とすること。 ②子会社役職員を株式の無償交付の対象とするに当たっては、子会社役職員であっても当該子会社の企業価値向上を通じて親会社の企業価値向上に貢献しており、親会社に対して便益を提供している一方で、完全子会社の役職員のみを制度の対象とした場合、子会社において他社の出資を受け入れて新規事業を行うときや、外国法人が現地法人を完全子会社化することができない法制度を採用している国において制度を利用できなくなるため、法改正の意義が失われるとの指摘を踏まえ、完全子会社以外の子会社役職員に対しても株式の無償交付を可能とすること。	（前段）措置済み、（後段）令和6年度検討開始、令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論、結論を得次第速やかに措置	法務省	本件に関し、会社法制（株式・株主総会等関係）部会において調査審議を行っている。	令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論を得て、結論を得次第速やかに必要な法案を国会に提出することを目指し、引き続き会社法制（株式・株主総会等関係）部会において調査審議を行う。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	スタートアップ・イノベーション促進	10	賃金のデジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の拡大	a 厚生労働省は、賃金のデジタル払いについて、令和6年11月末日時点で申請中の資金移動業者に対して同年度内に速やかに指定を行うことができるよう適切な助言等を行う。 b 厚生労働省は、今後の指定審査を迅速に行う観点から、例えば、賃金デジタル払いの口座の上限超過時又は資金移動業者の破綻時に上限超過額又は保証機関による弁済額を受け入れるための口座（以下「指定代替口座」という。）の有効性を事業者が確認する頻度について、事業者のシステムやサービス内容も踏まえつつ半年から1年程度の合理的な期間ごとであれば指定要件を満たすこと等を明確化する。また、標準処理期間（2か月程度）に含まれない相談による時間も含めて合理的に事業者が手続に要する時間を予見できるよう、指定プロセス全体を明確化する。 c 厚生労働省は、令和5年6月の規制改革実施計画で「制度施行から2年経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する」とされていることを踏まえ、金融庁と連携し、労働者の賃金の安全性・確実性を担保しつつ賃金のデジタル払いの社会実装を実効的に促進する観点から、以下の各事項の見直しの要否を含め検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を行う。 ①資金移動業者の破綻時の資産保全要件 金融審議会資金決済制度等に関するワーキング・グループにて議論されている、資金移動業者の破綻時における利用者資金の返還方法の多様化が実現した場合、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）上の資産保全方法において保証金社等による労働者に対する直接返還が可能となり、資金移動業者の破綻時に労働者への迅速な資金返還が担保されることを踏まえ、資産保全要件の廃止又は大幅な緩和を行うこと。その際、破綻時に6営業日以内に労働者に弁済するとの要件についても、併せて見直しを行うこと。 ②指定代替口座の必要要件 外国人を含む銀行口座を持たない労働者であっても賃金デジタル払いの対象とするため、当該労働者の利益を適切に代弁する者の意見を十分に踏まえ、指定代替口座については預貯金口座等に限定するとの要件を見直し、例えば当該外国人が本国に有する銀行口座への送金、ATMによる返還等の代替的手法を認めること。 ③その他の要件 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）が定める資金移動業者が技術的能力・社会的信用を有しているか否かの判断において、個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証（プライバシーマーク）を求めないこと、また、賃金デジタル払いの口座からの現金での払出方法においては1円単位での払出要件を廃止し、例えば紙幣単位での払い出しを認めること。	a,b：措置済み c：令和7年上期に検討開始、結論を得次第速やかに措置	a,b：厚生労働省 c：厚生労働省 金融庁	a：令和6年11月末日時点で申請中の資金移動業者について、令和7年4月までに全て指定済。 b：令和7年2月に、厚生労働省ウェブサイトに公表している「資金移動業者向けQ＆A」を更新し、指定代替口座の有効性を事業者が確認する頻度についての合理的な期間や、標準処理期間に含まれない相談による時間も含めた、指定審査手続全体の所要時間の目安を明確化した。 c：「制度施行から2年経過後の必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証」について、第199回労働政策審議会労働条件分科会（令和7年6月6日）で議論を開始した。	a,b：実施済み c：今後、制度の利用状況等も踏まえつつ、労働政策審議会労働条件分科会において制度見直しの要否を含めて検討予定。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	スタートアップ・イノベーション促進	11	無人航空機（ドローン）の更なる活用・普及に向けた環境整備	a 国土交通省は、無人航空機（以下「ドローン」という。）による物資輸送（災害時を含む。）を効率化し、社会実装を加速する観点から、昨今のAIその他の技術進歩を踏まえ、一人の操縦者による複数のドローンの同時運航（以下「多数機同時運航」という。）を航空法（昭和27年法律第231号）の体系下で実現するための具体的な要件（飛行可能な機体数、機体の機能及び性能、運航事業者に求められる体制、操縦者に求められる技能等）について、安全運航の確保と幅広い事業者の参入による社会実装の推進とのバランスに考慮しつつ、新技術の導入状況を加味した検討を行い、所要のガイドライン等を策定する。 b 国土交通省は、①高度な自動操縦やシステムでの常時監視を前提とした本格的な多数機同時運航のルール（a で掲げる事項の更新のほか、事故時の責任制度、運航時におけるAIによる人・障害物等の自動検知の推進を含む。）の整備、②小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会で示された「空の産業革命に向けたロードマップ」に規定される多種の機体が混在する飛行場所の空域を指定し飛行前から飛行後まで一貫した交通管理を行うUTMステップ3の早期導入について、今後のドローンの社会実装や技術開発等の状況も踏まえつつ、関係者とスケジュールを検討し、当該内容に沿って所要の措置を講ずる。	a：措置済み b：令和7年度以降継続的に措置	国土交通省	a 多数機同時運航を安全に行うための要件の検討等を進め、令和7年3月28日、「無人航空機の多数機同時運航を安全に行うためのガイドライン第一版」（国空無機第103905号）を策定した。 <ガイドラインの概要> ○対象：レベル3又は 3.5 飛行で実施する1対5（操縦者1人に対して5機）までの運航 ○各種要件 ・機体：自動操縦機能（非常時の操作介入を含む）、機外を監視できるカメラ、フェールセーフ機能の装備 等 ・操縦者：緊急時の訓練を受けていること 等 ・運航管理：状況把握・判断を容易とする操作・監視画面の配置とすること（ポップアップ機能の導入など） 等 b ①上記ガイドラインについて、「多数機同時運航の普及拡大に向けたスタディグループ」を複数回開催し、関係者と実証を踏まえた今後のスケジュールやガイドライン改訂の方向性について検討した。 ②UTMを段階的に導入していくにあたって、ステップ3の前段階となるステップ2初期について、高密度運航の中で生じる運航者の飛行調整の負担軽減を図るため、飛行調整等を行うUTMサービスプロバイダの認定要件を策定した。	a 措置済み b ①令和8年度上半期にガイドラインを改訂予定。 ②ステップ3を含む今後のUTM導入については、ステップ2初期導入による実態等を踏まえながら、必要な検討を進めていく予定。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	スタートアップ・イノベーション促進	12	特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の安全性確保	a 警察庁は、電動キックボード等が交通ルールを遵守した上で安全に活用されるよう、電動キックボード等の販売やシェアリングサービスを提供する民間事業者等と連携して必要なデータを収集した上で、利用実態や違反及び事故の状況・原因等を踏まえ重点的な取組が必要と考えられる者や地域に対して交通ルールの周知・広報、取締りの強化を行うとともに、関係省庁及び民間事業者で構成されるパーソナルモビリティ安全利用官民協議会（以下「協議会」という。）における議論を踏まえ、更なる交通ルールの遵守、事故防止等に必要な取組を行う。 また、警察庁は、関係省庁の協力を得て、これらの取組の効果について、EBPM（Evidence Based Policy Making）を実践する観点から、客観的データ等に基づきモニタリング・評価・検証を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じる。 b 国土交通省は、特定小型原動機付自転車等の性能等確認制度に関する告示（令和4年国土交通省告示第1294号）に基づく性能等確認制度（国土交通大臣の認定を受けた者が、電動キックボード等について道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）への適合性及び品質管理に関する体制の確認を行う仕組み）の活用を徹底するとともに、インターネット等で流通している電動キックボード等の抜取りによる調査等により必要な情報を収集し、分析すること及びこれに基づく販売事業者等への指導、関係省庁への情報共有等の適切な措置を講じることを通じ、引き続き保安基準不適合品の流通防止を行う。また、協議会における議論を踏まえ、電動キックボード等の更なる安全性確保に必要な取組を行う。	a：（前段）令和7年以降令和8年度まで継続的に措置、（後段）令和8年度措置 b：令和7年以降令和8年度まで継続的に措置	a：警察庁 b：国土交通省	a（前段） 特定小型原動機付自転車について、交通事故・交通違反の統計のほか、シェアリング関係事業者の協力を得てシェアリング特定小型原動機付自転車の月別の走行距離等のデータを収集した。これら利用実態等を踏まえ、シェアリングサービス利用者に対する交通ルールの周知・広報を強化するとともに、交通事故・交通違反の発生状況を踏まえた取締りを強化した。 また、パーソナルモビリティ安全利用官民協議会を継続的に開催し、交通事故・交通違反の発生状況や関係省庁・関係事業者による取組状況について議論し、これを踏まえて、関係事業者に対する働き掛け等、交通ルールの遵守、事故防止等に必要な取組を行った。 a（後段） 関係省庁及び関係事業者の協力を得て、パーソナルモビリティ安全利用官民協議会を継続的に開催し、特定小型原動機付自転車の交通安全対策について、利用実態や交通事故・交通違反の状況に基づきモニタリング・評価・検証を継続的に行った。 b 性能等確認制度の活用が徹底されるよう、電動キックボード等を取り扱う販売店への周知啓発活動等を実施してきたところであり、令和7年度においては、新たに37車種（令和8年2月末時点）の基準適合を確認した。また、インターネット等で流通している電動キックボード等について、令和7年度においては、12台について市場抜取り調査を行い、その結果、保安基準不適合が確認された3台について販売事業者等に対して改善するよう指導を実施するとともに、警察庁等の関係省庁への情報提供を行い、不適合品の流通防止を図った。	a（前段） 引き続き、関係省庁及び関係事業者の協力を得て、パーソナルモビリティ安全利用官民協議会を継続的に開催し、特定小型原動機付自転車の利用実態や交通事故・交通違反の状況を踏まえた、交通ルールの周知・広報や取締りの強化を行っていく。 a（後段） 引き続き、関係省庁及び関係事業者の協力を得て、パーソナルモビリティ安全利用官民協議会を継続的に開催し、特定小型原動機付自転車の交通安全対策について、利用実態や交通事故・交通違反の状況に基づきモニタリング・評価・検証を継続的に行っていく。 b 引き続き、性能等確認制度の活用が徹底されるよう、電動キックボード等を取り扱う販売店への周知啓発活動等を実施する。 また、引き続き、インターネット等で流通している電動キックボード等を対象とした市場抜取り調査を実施し、その結果に基づき販売事業者等への指導、関係省庁への情報共有等を適切に行うことで、保安基準不適合品の流通防止を図る。	―	継続フォロー
（3）GX・サステナビリティ										
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	1	大容量の水素ガス運搬トレーラの国内導入	経済産業省は、水素ガスを効率的に運搬できる環境の整備に向けて、安全の確保を前提に、大容量の水素ガスを運搬できるトレーラを導入するため、MEGC（Multple Element Gas Container。多数の水素ガス容器が高密度でコンテナ内に収納され、かつ、コンテナ内の一定数の水素ガス容器が連結されて一つの元弁を共有しているものをいう。）の利用の実現に向けて、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）における取扱い（容器の使用期限・再検査期間、遮断弁及び安全弁の在り方等）について、事業者が実施する安全性に関する技術的検証及び欧州等の海外動向・規格の情報の整理を踏まえ、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）において規定されている既存の容器区分に係る例示基準の追加や新たな容器区分の整備も含めて検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。	引き続き検討を進め、事業者による技術的検証については令和8年度着手し、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	安全性に関する技術的検証に向けた事業者の検討等と並行して、欧州等におけるMEGCの規格動向について調査しているところ。	事業者から安全性に関する技術的検証結果が提出され、安全性が確認され、結論が得られ次第、当該MEGCの利用に向けた所要の措置を講ずる。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	2	可搬式水素ガス容器への圧縮水素の充填に係るルール整備	経済産業省は、安全の確保を前提に、船舶における燃料用の容器としての利用など、可搬式水素ガス容器を利用する事業が国内で適切に展開できる環境の整備に向けて、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第6条又は第7条の3に基づく技術基準を満たす水素出荷設備や圧縮水素スタンドにおいて、可搬式水素ガス容器に圧縮水素を充填する場合に必要な設備構成、充填方法、保安管理体制等の要件について検討し、所要のルール整備を行う。その際、許認可取得についての事業者の予見可能性を高める観点から、令和6年6月の規制改革実施計画の「地方公共団体に対する申請等に関するローカルルールの縮減」（Ⅱ１．（4）5）を踏まえ、高圧ガス保安法の解釈や取扱いに係る地方公共団体間における運用の整合化を図る観点にも留意する。	令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	有識者による検討会等を踏まえ、可搬式水素ガス容器に圧縮水素を充填する場合に、必要な設備構成、充填方法、保安管理体制等の検討をし、一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）等の改正案を作成し、パブリックコメントに向けて準備中。	水素出荷設備や圧縮水素スタンドにおいて、可搬式水素ガス容器に圧縮水素を充填する場合の所要のルール整備について、今後のパブリックコメントの結果を踏まえ、令和8年度上期を目途に例示基準等の改正を行う予定。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	3	造船所岸壁等に設置される船舶用水素スタンドに関する技術基準の策定	経済産業省は、安全の確保を前提に、船舶における水素利用の普及に資するべく、船舶に搭載された燃料用水素ガス容器（燃料用として船舶に固定されたものをいう。）への充填を目的として造船所岸壁等の沿岸に設置される船舶用水素スタンド（船舶を岸壁に着岸させ、陸側からホース等を用いて水素を充填する設備をいう。）について、引き続き情報収集を進め、安全確保に必要な技術基準に関する検討を行った上で、その結論を踏まえて必要な技術基準を示す。その際、FCV（Fuel Cell Vehicle：燃料電池自動車）向けの圧縮水素スタンド（一般高圧ガス保安規則第7条の3に基づく技術基準を満たす圧縮水素スタンドをいう。）に係る技術基準との整合性に留意するとともに、実証目的で沿岸等に既に設置されてきた水素スタンド（同規則第6条に基づく技術水準を満たす水素出荷設備をいう。）の安全確保の実績を広く踏まえるものとする。なお、船舶用水素スタンドは、一般的に、①公道に面しておらず、関係者以外が無断で立ち入ることはできないこと、②公道や住宅から十分に離れていること、③遠隔監視型のセルフ充填は想定されていないこと、という特徴を考慮する。	引き続き情報収集を進め、令和8年度検討に着手し、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	船舶に搭載された燃料用水素ガス容器への充填を目的として造船所岸壁等の沿岸に設置される船舶用水素スタンドについて、一般高圧ガス保安規則第7条の3に基づく技術基準を満たす圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器への充填を目的とした圧縮水素スタンドで想定される設置環境や利用方法との差異の有無や、差異がある場合に必要な対応等について事業者にヒアリングを行う等、情報収集を行った。	船舶に搭載された燃料用水素ガス容器への充填を目的として造船所岸壁等の沿岸（陸上岸壁を想定）に設置される船舶用水素スタンドについて、陸上岸壁の立地特異性等を踏まえ、事業者において課題の洗い出しや措置方法の検討を行う予定。経済産業省としては、引き続き並行して情報収集を進めるとともに、一般高圧ガス保安規則第7条の3との差異を踏まえて課題整理を行い、必要な措置における検討に着手する。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	4	艀（はしけ）における船舶用水素スタンドに関する技術基準の策定	a 国土交通省は、水素を燃料とする船舶の商用化を図る観点から、洋上に設置される船舶用水素スタンド（艀（はしけ）の上に設置され、当該艀上で燃料用水素ガス容器に水素を充填し、又は艀から他の船舶にホース等を用いて水素を充填する設備をいう。）を利用できるよう、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）に規定される損傷範囲において一定の水素スタンドの設備を配置することが禁止されるか否かなど細部の禁止事項が明確化されていないとの指摘を踏まえ、最新の科学的知見にも基づき、艀の上における水素ガスの充填・輸送・貯蔵に係る安全基準策定等のための調査を実施する。その上で、国土交通省は、新たな安全基準の策定を含め所要の措置を講ずる。 b 国土交通省は、水素を燃料とする船舶の商用化を図る観点から、洋上に設置される船舶用水素スタンドを利用できるよう、船舶内においては高圧ガスの充填が原則禁止され、地方運輸局長の許可を得た場合に限り禁止が解除されるが、艀の上で燃料用水素ガス容器に水素を充填する行為が当該許可の対象か否かが明確ではないとの指摘を踏まえ、艀の上における水素ガスの充填に係る安全基準策定等のための調査を実施する。その上で、国土交通省は、艀の上で燃料用水素ガス容器に水素を充填する行為を地方運輸局長が許可する際の審査項目を整理・明確化する。その際、許可を得た者は、必ずしも一度の充填のみに限られず、継続的な充填が可能であることを明確化するとともに、水素充填方法については燃料用水素ガス容器の交換方式と艀から船舶へのホース充填方式が併用できる場合についても併せて明確化する。	a,b：（前段）令和7年度措置、（後段）令和8年度措置	国土交通省	a,b：令和6年度補正予算を用いて、船舶用水素スタンドに係る安全基準策定及び艀の上で燃料用水素ガス容器に水素を充填する行為に係る調査として、船舶用水素スタンドの建造計画及び関係規則の調査や必要な安全基準案の検討を行った。	a,b：（前段）措置済み a,b：（後段）令和7年度に行った調査結果を踏まえ、艀の上における水素ガスの充填・輸送・貯蔵に係る新たな安全基準の策定や、艀の上で燃料用水素ガス容器に水素を充填する行為について、当該容器を艀で運送しない場合には許可対象でないことの明確化を令和8年度中に措置する。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	5	船舶の燃料用水素ガス容器に関する技術基準の策定	a 国土交通省は、現状では、「水素燃料電池船の安全ガイドライン」（令和3年8月国土交通省海事局）において、船舶の燃料用水素ガス容器について容器表面温度40℃以下に維持することを求めているが、水素ガス容器を船舶の燃料用として利用する場合には、高圧ガス保安法における一般複合容器や圧縮水素自動車燃料装置用容器などに係る規定及びその運用を参考に、船舶で使用する場合の状況を考慮して同様の扱いとすることが可能であるか検証を行った上で、関連基準等の所要の見直しを行う。 b 経済産業省及び国土交通省は、水素ガス容器が船舶の燃料用として利用される場合について、国内における具体的なニーズを把握しつつ、安全の確保を前提に、国際的な規格に基づく製品の利用の円滑化のために、所要の措置を講ずる。	a：令和7年度措置、 b：引き続き検討を進め、令和9年度結論、結論を得次第速やかに措置	a.国土交通省 b.経済産業省 国土交通省	a 「水素燃料電池船の安全ガイドライン」（令和3年8月国土交通省海事局）における燃料用水素ガス容器の温度要件について、高圧ガス保安法における一般複合容器や圧縮水素自動車燃料装置用容器などに係る規定及びその運用を参考に、船舶で使用する場合の状況を考慮して同様の扱いとすることが可能であるか検証を行い、当該扱いとすることが可能となるように同ガイドラインの見直しを行った。 b（経済産業省）可搬式の燃料装置用の水素ガス容器を船舶用に用いる場合については、事業者の利用ニーズを確認しつつ、海外の水素ガス容器の規格・動向等を調査しているところ。 （国土交通省）ISO規格11119-2及び11119-3について、水素燃料船のタンクの要件として用いる場合の基礎的な調査として、関連する国際基準や国内基準との内容の比較を実施した。	a 措置済み b（経済産業省）可搬式の燃料装置用の水素ガス容器を船舶用に用いる場合については、引き続き事業者の利用ニーズを確認しつつ、海外の水素ガス容器の規格・動向等を調査する。 （国土交通省）引き続き船舶の燃料用として利用するための検討を進める。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	6	船舶の燃料用水素ガス容器の検査	国土交通省は、複数の法令の適用に係る関連当局との都度の協議コストの低減や定期検査に伴う不要なコスト抑制を通じて、水素船舶の商用化を加速する観点から、船舶の燃料用水素ガス容器（燃料用として船舶に固定されたものをいう。）の定期検査について、船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づく船舶の定期検査において容器の検査を行うことで足りることを明確化する。	措置済み	国土交通省	現行法令において、船舶安全法第2条第1項の規定の適用を受ける船舶内における高圧ガスは、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第3条第1項第3号に基づき同法から適用除外されており、船舶の燃料用水素ガス容器（燃料用として船舶に固定されたものをいう。）の定期検査について、船舶安全法に基づく船舶の定期検査において容器の検査を行うことで足りることは既に明確化されている。	措置済み	措置済	解決
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	7	水素を燃料とする可搬式発電機等に係る保安体制等の合理化	a 経済産業省は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条第1項の規定により、内燃力を原動力とする火力発電設備であって、水素を燃料として利用するもの（以下「水素利用内燃力発電設備」という。）を設置するに当たり、主任技術者免状の交付を受けている者のうちからボイラー・タービン主任技術者（以下「BT主任技術者」という。）を選任しなければならないとされているが、BT主任技術者は実務経験が一定年数以上必要な資格であることから、小型の水素利用内燃力発電設備の運用現場において新たな人材を確保することが困難であるとの指摘も踏まえ、安全確保を前提に、BT主任技術者の選任を不要とすることやBT主任技術者の免状取得を円滑化することも含めて制度の見直しを検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 b 経済産業省は、電気事業法第48条の規定により、内燃力を原動力とする火力発電設備であって、水素を燃料として利用する可搬形のもの（以下「水素利用可搬形内燃力発電設備」という。）の設置又は変更の工事を行うに当たり、工事計画を主務大臣に届け出なければならないとされているが、当該設備が設備構造の変更を行うことなく、移動して使用されるものであるとの指摘があることを踏まえ、安全確保を前提に、工事計画の届出を不要とすることや工事計画手続の簡素化及び迅速化も含めて、水素利用可搬形内燃力発電設備の工事計画の届出手続の在り方について検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 c 経済産業省は、水素利用可搬形内燃力発電設備について、その特性上、建設工事現場やイベント会場等の使用場所に搬入して一時的な電源の確保のために使用する場合が多いが、電気事業法第51条の規定に基づく使用前自主検査及び使用前安全管理審査の対象となっているため、異なる建設工事現場やイベント会場等の使用場所に搬入して設置するごとに、原則として使用前自主検査及び使用前安全管理審査を行わなければならず、このことが設置者の効率的な作業の実施の支障となっているとの指摘があることや、製造者による工場検査時から、電気工作物の設置者が発電を行う現地において使用前自主検査を行うまでの間に設備構造の変更が行われないという指摘があることも考慮した上で、安全確保を前提に、使用前自主検査及び使用前安全管理審査の要否やその方法の在り方も含めて、水素利用可搬形内燃力発電設備の検査制度の在り方について検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 d 経済産業省は、水素利用内燃力発電設備について、高圧ガスである水素を1MPaから5MPa程度の範囲の高圧ガスである水素に減圧する場合、この減圧処理が高圧ガス保安法上の「高圧ガスの製造」行為に該当するため、有資格者の保安係員の選任を求める同法第27条の2第4項の規定について、事業者からは発電設備の稼働時間中は有資格者を工事現場等に常駐させる必要があり、要員の確保及び運用が困難との声があることを踏まえて、専ら消費のための処理設備である減圧弁のみを有する水素利用内燃力発電設備においては、その構造や仕組み、事業者における安全確保措置の実施状況等を踏まえ、安全の確保を前提に、その保安管理体制の在り方について検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 e 経済産業省は、高圧ガスの製造施設に対し、製造のための施設の区分ごとに保安係員の選任を求める高圧ガス保安法第27条の2第4項の規定について、複数の製造施設を有する事業所では、常時多数の保安係員を勤務させる必要があり、要員の確保及び運用が困難であることから、同一事業所内の複数の製造施設において保安係員を兼任させたいとの声があることを踏まえ、同一事業所内に複数の製造施設がある場合において、事業者が実施している設備の配置や制御方法、一般高圧ガス保安規則第66条第5項の適用の状況等を踏まえて、安全の確保を前提に、保安管理体制の在り方について検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。	a～e:令和7年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a.令和8年3月12日に開催した第34回電力安全小委員会において、事業用電気工作物であって、水素・アンモニアを燃料とする内燃力発電設備に対し、公共の安全の確保等の観点から検討を行った結果、水素・アンモニアについては爆発性や毒性のリスクをもった燃料であり、知識を持った技術者による管理が求められることから、引き続きボイラー・タービン主任技術者の選任を求める旨の結論を得た。そのうえで、今後、ボイラー・タービン主任技術者の大臣許可選任の要件に、民間の制度等も活用できないか引き続き検討する。 b.令和8年3月12日に開催した第34回電力安全小委員会において、事業用電気工作物であって、水素・アンモニアを燃料とする内燃力発電設備に対し、燃料の特性を踏まえて検討を行った結果、水素・アンモニアについては爆発性や毒性のリスクをもった燃料であり、知識を持った技術者による管理が求められることから、引き続きボイラー・タービン主任技術者の選任を求める旨の結論を得た。そのうえで、今後、ボイラー・タービン主任技術者の大臣許可選任の要件に、民間の制度等も活用できないか引き続き検討する。 c.令和8年3月12日に開催した第34回電力安全小委員会において、工事計画届の対象となる水素・アンモニアを燃料とする内燃力発電設備についての使用前安全管理検査自体は引き続き求めるべきとの結論を得た。ただし、内燃機関・発電機一体型の発電設備であり、かつ工場出荷時から設備に変更がない場合には、使用前自主検査のうち、現地での実施が困難となる試験については、メーカーが実施する性能試験や出荷前試験等を確認することで代替することが可能となる旨の明確化を行うよう引き続き検討する。 d.所要の安全確保措置を講じつつ、専ら消費のための処理設備である減圧弁のみを有する水素利用内燃力発電設備を稼働させることは、現行制度において可能であるとの結論が得られた。 e.同一事業所内に複数の製造設備がある場合において、設備の配置や制御方法について、事業者へのヒアリング等情報収集を行い、安全性を踏まえた管理方法について整理を行い、保安管理体制の在り方の検討を行った。	a.ボイラー・タービン主任技術者の大臣許可選任の要件に、民間の制度等も活用できないか引き続き検討する。 b.工事計画の届出の参考となるような必要な情報（記載内容）を公表し、効率的な手続きを行えるための環境整備を引き続き検討する。 c.引き続き内燃機関・発電機一体型の発電設備であり、かつ工場出荷時から設備に変更がない場合には、使用前自主検査のうち、現地での実施が困難となる試験については、メーカーが実施する性能試験や出荷前試験等を確認することで代替することが可能となる旨の明確化を行うよう引き続き検討する。 d.措置済み e.発災時における連絡や対処の方法・体制について、どのような対応を行うことが可能か、事業者において整理を進めており、その整理を踏まえた上で検討を進め、必要な措置を講じる。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	8	FIT・FIP制度によらない太陽光発電設備の導入量の正確な捕捉	経済産業省は、一般送配電事業者から報告された情報やその他の取組を通じて、FIT・FIP制度によらない太陽光発電の導入状況を含め、太陽光発電設備の導入状況及び発電量のより効果的かつ効率的な捕捉方法を検討し、必要な措置を講ずる。	令和7年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	実施計画の記載に従い措置している。	措置済み	措置済	解決
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	9	FIT制度からFIP制度に移行した太陽光発電設備の事後的な蓄電池併設時の価格算定ルールの見直し	経済産業省は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件（平成29年経済産業省告示第35号）により規定されているFIP制度に移行した太陽光発電設備の事後的な蓄電池併設時の価格変更について、発電設備の出力により基準価格が変更されることにより、実際のピークカット電力量（蓄電池設置前に実際にピークカットされていた発電電力量をいう。）を踏まえた場合よりも過小に価格算定が行われることから、FIT制度からの移行を含め、FIP制度の更なる活用を進める観点から、実態よりも国民負担が増大しないようにするとの原則は維持しつつ、FIP制度に移行した太陽光発電設備の事後的な蓄電池の設置を更に後押ししていくため、実態に即して変更後の基準価格が決定されるよう算定方法の見直しを検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。	措置済み	経済産業省	実施計画の記載に従い措置している。	措置済み	措置済	解決
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	10	新築戸建住宅への太陽光発電設備設置の普及促進	a 国土交通省は、2030年目標（「エネルギー基本計画」（令和7年2月18日閣議決定）において、「2050年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、これに至る2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す」ことをいう。）に至る中間目標として、建売戸建及び注文戸建住宅に係る住宅トップランナー基準において、2027年度（令和9年度）に一定割合の太陽光発電設備の設置を求める目標を設定し、省令等の改正等必要な措置を講ずる。その上で、国土交通省は、新築戸建住宅への太陽光発電設備設置率を毎年調査・公表し、当該目標の達成に向けた進捗状況を確認する。 b 国土交通省は、環境省と連携し、一部の地方公共団体において、条例により、戸建住宅を含む建築物を年間一定量以上新たに建築するハウスメーカーなどの建築事業者に対し、当該建築物への太陽光パネルの設置を原則義務付ける制度を導入するなど先行的な取組の横展開を図るため、他の地方公共団体に対して周知する。	a：（前段）措置済み、（後段）令和7年度以降令和10年度まで継続的に措置、 b：措置済み	a：国土交通省 b：国土交通省 環境省	a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）を改正し、2027年度（令和9年度）以降各住宅トップランナー事業者が供給する住戸について、建売戸建住宅は37.5%、注文戸建住宅は87.5%の住戸に太陽光発電設備の設置を求める目標を設定した。 毎年度の新築戸建住宅への太陽光発電設備設置率について調査し、国土交通省ホームページにおいて公表している。 https://www.mlit.go.jp/common/001878243.pdf b 環境省とも連携のうえ、地方自治体向けの連絡会議を開催し、計211自治体が参加。会議では、太陽光発電設備の設置に関する各種制度の説明や、先行取組事例の紹介を行い、周知・普及を図った。	a 措置済み 引き続き2030年に向けて太陽光発電設備設置率の調査・公表を行う。 b 措置済み	未措置	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	11	駐車場等の上部空間を活用した太陽光発電設備の建築基準法上の取扱いの明確化	国土交通省は、2050年カーボンニュートラル実現に向け、太陽光発電設備の導入を促進する観点から、駐車場等の上部空間を活用して土地に自立して設置される太陽光発電設備の建築基準法（昭和25年法律第201号）上の取扱いを明確化し、その内容を地方公共団体や関係団体等に対して周知する。	措置済み	国土交通省	国土交通省から、地方公共団体や関係団体等に対して「土地に自立して設置する太陽光発電設備の建築基準法上の取扱について」（令和6年7月10日付国住指第165号国土交通省建築指導課長通知）の通知を発出し、駐車場等の上部空間を活用した自立型の太陽光発電設備の建築基準法上の取扱いの明確化及び公表を行った。	措置済み	措置済	解決
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	12	洋上風力発電における物価高騰等に対する価格調整スキームの導入	経済産業省は、資材価格の高騰等により洋上風力発電に係る電源投資における収入・費用の変動リスクが高まっていること等を踏まえ、国土交通省と連携し、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）第13条第1項に基づき海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に指定された海域ごとに定める公募占用指針において、過度な国民負担が生じないことを前提として、資材価格などの原材料費や人件費等の変動に連動してFIP制度における基準価格を調整する価格調整スキームの導入を検討し、必要な措置を講ずる。	令和7年度上期措置	経済産業省 国土交通省	実施計画の記載に従い措置している。	措置済み	措置済	継続フォロー
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	13	地熱開発に伴う試掘調査に当たっての保安林関連手続の明確化・簡素化等	農林水産省は、森林法（昭和26年法律第249号）第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林において地熱発電の開発を行う場合に必要となる試掘調査に当たっての保安林関連手続（同法の規定に基づく保安林の解除及び保安林内の作業許可に関する手続をいう。以下同じ。）を明確化・簡素化するため、業界団体等が農林水産省と連携して令和7年度の試掘調査に当たっての保安林関連手続の事例等を踏まえて作成・公表するガイドブックの内容及び当該事例等において確認された保安林関連手続に関する課題を踏まえ、「保安林の指定解除事務等マニュアル（地熱編）（令和7年4月改訂版）」（令和3年9月林野庁治山課）の改訂等を検討し、結論を得る。当該結論を踏まえ、速やかに所要の措置を講ずる。	令和7年度検討開始、令和8年度上期結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省	「業界団体等が当該事例等を踏まえて作成・公表するガイドブック」の作成のため、試掘調査に当たっての保安林関連手続の事例等を得るため、業界団体等と連携して令和7年度にモデル地区を選定し、検討を開始しているが、業界団体等が取り組んでいる試掘調査数地の設計の遅れから、保安林解除区域が確定しないことなどにより、必要となる保安林関連手続が開始されていないところ。 　このため、「業界団体等が当該事例等を踏まえて作成・公表するガイドブック」の作成・公表について、当初計画より遅れが生じている。	引き続き、業界団体等と連携しながら、試掘調査に当たっての保安林解除手続の事例等の創出に取り組む。業界団体等が当該事例等を踏まえて作成・公表するガイドブック（令和8年度末作成・公表見込み）の内容及び当該事例等において確認された保安林関連手続に関する課題が明らかとなり次第、速やかに「保安林の指定解除事務等マニュアル」の改訂等を検討する。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	14	公共部門の再生可能エネルギー導入目標達成に向けた進捗点検	a　環境省は、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和7年2月18日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）で定めている太陽光発電の導入目標の達成に向けた取組を着実に進めるため、まずは、政府保有施設への太陽光発電の2030年度の導入目標（太陽光発電設備が設置された建築物（敷地を含む。以下同じ。）の件数ベース：2,261件、設備容量（kW）ベース：57.671kW）の達成に向けて、各府省庁において太陽光発電を計画的に導入すべく府省庁ごとに策定された政府保有施設の太陽光発電の導入目標（太陽光発電設備が設置された建築物の件数ベース、設備容量（kW）ベース）について、その進捗状況を点検・確認し、公表する。 b　環境省は、政府実行計画において、各府省庁は所管する独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「独立行政法人等」という。）に対し、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促すこととされている一方、独立行政法人等において政府実行計画に整合的な太陽光発電の導入目標（以下「導入目標」という。）が策定されているのは2割程度に過ぎないことを踏まえ、各府省庁を通じて独立行政法人等に導入目標の策定を促すとともに、導入目標の策定状況及び達成に向けた取組の進捗状況を点検・確認し、公表する。	a：措置済み、b：令和7年度以降令和9年度まで継続的に措置	環境省	a　政府実行計画、府省庁ごとの太陽光発電整備計画等に基づき取組を進め、その進捗状況を点検・確認し、公表している。 　2023年度における政府実行計画の実施状況について：https://www.env.go.jp/content/000345736.pdf 　※2024年度実績は4月以降に公表予定 b　導入ポテンシャルについて調査を実施し、各府省庁を通じて当該結果を踏まえた目標設定を促している。また、計画策定状況及びkWベースの導入実績について取りまとめ、取組の進捗状況を点検・確認し、公表している。 　2023年度における政府実行計画の実施状況について：https://www.env.go.jp/content/000345736.pdf 　※2024年度実績は4月以降に公表予定	a　各府省庁において策定した太陽光発電整備計画に基づき太陽光発電設備の導入を行い、引き続き「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」を通じ、GW導入目標（「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和3年10月22日公表）における2030年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門が率先して実行」することで6.0GW分の導入が見込まれている。）の達成に向けて着実に取り組む。 b　引き続き、政府実行計画に準じた計画の策定状況や策定していない場合の理由を把握し、計画の策定を促すとともに、独立行政法人等の計画策定状況及びkWベースの導入実績について取りまとめ公表する。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	15	金属ケーブル窃盗の防止に係る立法措置	警察庁は、太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗を始めとする金属盗が増加していることを踏まえ、特に被害実態の多い金属（銅等）を使用して製造された物品の窃盗を防止するため、一定の金属くずの買受けを行う業者に対する届出義務、買受け時の相手方の本人確認及び氏名や内容等に関する記録の作成・保存義務、盗品に由来するものである疑義が生じた場合の警察官への申告義務等の当該金属くず買受業に係る措置のほか、金属盗に用いられる犯行用具の規制等を内容とする法律案を国会に提出する。	措置済み	警察庁	令和7年6月20日、特定金属くず買受業に係る措置、犯行用具の規制及び盗難の防止に資する情報の周知を内容とする盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）が公布され、犯行用具の規制、盗難の防止に資する情報の周知の規定については、令和7年9月1日に施行された。	特定金属くず買受業に係る措置の規定については、公布の日から1年以内に施行される予定。	措置済	解決
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	16	排出量取引制度の実効性向上のための法制度整備	内閣官房及び経済産業省は、令和8年度から本格稼働予定の排出量取引制度を具体化し、その実効性を向上させるため、エネルギー起源・非エネルギー起源の二酸化炭素の年間直接排出量が一定規模（10万トン）以上の事業者に対する排出量取引への参加義務化等について検討し、結論を得次第、速やかに必要な法案を国会に提出する。	措置済み	内閣官房 経済産業省	令和7年5月に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第52号）が成立し、排出量取引制度が法定化された。令和8年4月から排出量取引制度を開始する。	措置済み	措置済	解決
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	17	市場の価格メカニズムの更なる活用による需給調整の高度化	a　経済産業省は、卸電力市場におけるマイナス価格（ネガティブプライス）の導入の要否について、引き続き検討する。検討に当たっては、当該制度の導入による電力需給への影響や、インバランス料金制度、FIT・FIP制度、各種市場等を含む関連諸制度との整合性等を踏まえるものとする。 b　経済産業省は、需給調整市場における下げ調整力（需要に対し供給が過剰となった場合に、供給を抑制し、又は需要を増加するための調整力をいう。）の供出の要否について、変動性再生可能エネルギーの調整力としての活用ニーズや、系統整備や調整力の確保に伴う社会全体での統合コストの抑制や安定供給の観点を踏まえつつ、引き続き検討する。	a,b：引き続き検討	経済産業省	a.卸電力市場におけるネガティブプライスの導入については、インバランス料金制度やFIT・FIP制度、各種市場等を含めた関連諸制度や中長期での安定的な電力供給との整合性等を丁寧に検討する必要があると考えている。 b.需給調整市場における下げ調整力の供出の要否について、現在の需給調整の状況を前提に、供出に当たってのインセンティブや社会全体での統合コスト抑制の観点も踏まえて、検討を行った。	a.卸電力市場におけるネガティブプライスの導入については、社会コストの抑制の観点を踏まえつつ、中長期での安定的な電力供給との整合性に関する議論が進展していることに鑑み、その状況に応じて、引き続き検討を深めていく。 b.需給調整市場における下げ調整力の供出の要否について、需給調整の在り方や変動性再生可能エネルギーの調整力としての活用ニーズも踏まえつつ、引き続き検討する。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	18	バーチャルPPAの会計上の取扱いの明確化	内閣府及び経済産業省は、企業の脱炭素経営や再生可能エネルギー導入の促進の観点から、電力需要者である企業（以下「需要家」という。）におけるバーチャルPPA（Power Purchase Agreement：電力購入契約）の利用が円滑に進むよう、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）における、バーチャルPPAにおいて取引される非化石価値（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成22年経済産業省令第43号）第4条第1項第2号に規定するエネルギー源の環境適合利用に由来する電気の非化石電源としての価値をいう。）に係る需要家の会計処理に関する当面の取扱いについての検討結果を踏まえ、バーチャルPPAに関する会計上の取扱いに関する課題を把握した上で、ASBJに対する要請の要否を含めて検討し、結論を得る。その上で、内閣府及び経済産業省は、必要に応じて、所要の措置を講ずる。	令和7年度結論、結論を得次第速やかに必要に応じて措置	内閣府 経済産業省	令和7年11月にASBJから発出された実務対応報告第47号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」を元に検討を行う。	検討中	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	19	電力先物取引による電力ヘッジの会計処理	経済産業省は、電力先物取引において、ヘッジ会計の適用に係る会計基準上の取扱いが明確でないことが課題となっているとの指摘を踏まえ、電気事業者が電力先物取引を通じた電力ヘッジ（電力の価格変動に伴うリスクを回避することをいう。）を円滑に導入することができるよう、電力先物取引の会計処理においてヘッジ会計を適用するに当たり満たすべき要件について、取引所や市場参加者の意見も聴きながら整理し、公表する。その際、一般的にヘッジ会計が適用されている金融商品やコモディティと異なる電力の特性を踏まえて整理すること。	措置済み	経済産業省	実施計画の記載に従い措置している。	措置済み	措置済	解決

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	20	再生可能エネルギーの立地地域等を踏まえた電力需要家の立地誘導	a 経済産業省は、電力需要家の系統整備の観点での適地への立地誘導を進めていくため、全ての一般送配電事業者において「ウェルカムゾーンマップ」（電源の立地や電力系統の空き容量等の状況から、大規模送電線の建設が不要であり、早期に電力供給を開始できる場所を示したものをいう。）の公開や充実化が行われるよう促す。 b 経済産業省は、一般送配電事業者が地方公共団体等の関係機関と連携し、適地における先行的・計画的な系統整備を行う仕組み等を検討し、必要な措置を講ずる。	a:措置済み、 b:令和7年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a：令和6年度末時点で全ての一般送配電事業者のホームページにおいて、「ウェルカムゾーンマップ」は公開済。「ウェルカムゾーンマップ」の更なる情報の拡充方針を次世代電力系統ワーキンググループにおいて打ち出した。 b：地内系統の先行的・計画的な整備の在り方について、次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会や電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループにおいて議論を行った。	b：地内系統の先行的・計画的な整備に向けた詳細について、引き続き検討を進めていく。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	21	送配電用施設の設置等に係る農地転用の取扱いの明確化	a 農林水産省は、電気事業者（電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。）をいう。以下同じ。）が送配電用施設を設置する場合、農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第14号の規定により、農地転用の制限の例外として農地転用許可を要さないとされている一方で、送配電用施設の設置に係る工事用施設等（送配電用施設の設置及びそれらに係る工事に必要となる装置（作業機械等）、道路・索道（搬入路、工事用モノレール等）、施設（資材置場、休憩所、仮設トイレ等）等をいう。以下同じ。）の敷地に供する場合については、地方公共団体によってそれらの取扱いに差異が生じており、結果的に送配電用施設の設置に係る工事用施設等を設置する電気事業者に農地の一時転用許可の取得が求められているケースがあるとの指摘を踏まえ、電気事業者の行政手続に関する予見可能性を高めるとともに、地方公共団体及び電気事業者の行政手続負担を軽減する観点から、農地転用許可を要さない送配電用施設の設置に係る工事用施設等について、事務連絡等によって明確化し、各地方農政局及び各都道府県に周知する。 b 経済産業省は、aの措置を踏まえ、電気事業者に対し、農地転用の取扱いに係る必要な通知を発出する。	措置済み	a.農林水産省 b.経済産業省	a 「農地法施行規則第29 条第13 号及び第53 条第11 号の規定による農地転用許可不要の取扱いについて（周知）」（令和7年3月31日付け6農振第2962号農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知）を発出し、農地転用許可を要さない送配電施設の設置に係る工事用地施設等の取扱いを明確化し、各地方農政局及び各都道府県に周知した。 b aの措置を踏まえ、「電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に伴う農地等の転用の取扱いについて（令和7年3月31日資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長）」について、令和7年4月4日付けで事業者に対して通知を発出 https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/2501_05gx/250411/gx01_ref02.pdf	a 措置済み	措置済	解決
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	22	建築物の省エネルギー化に資する自然排煙口の不燃化要件の合理化	a 国土交通省は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の2により、排煙設備の設置が義務付けられている一定の規模以上の学校、病院、ホテル、旅館、共同住宅、劇場、映画館、公会堂、百貨店、展示場等において、火災時の避難安全性のため、自然排煙口（排煙窓）の構造要件の一つとして、同令第126条の3第1項第2号により、不燃材料で造ることとされている自然排煙口の窓枠について、火災時においても排煙に必要となる開放性が損なわれないか等の安全性の確認等の検討を行った上で、安全性を確保しつつ、住宅や建築物の省エネルギー性能の向上が見込まれる樹脂等の断熱性の高い材質を用いることができる条件を整理し、結論を得る。 b 国土交通省は、aの結論を踏まえ、速やかに所要の措置を講じた上で、自然排煙口の窓枠に樹脂等の断熱性の高い材質を用いることについて、安全性の確保に必要な留意事項と併せて、火災時において必要な排煙性能を有した上で断熱性能を高める効果が期待されること等を事業者団体等に周知する。	a：措置済み、 b：令和7年度以降速やかに措置	国土交通省	a 不燃材料で造ることとされている自然排煙口の窓枠について、住宅や建築物の省エネルギー性能の向上が見込まれる樹脂等の断熱性の高い材質を用いることができる条件を整理し、結論を得た。 b とりまとめた結論をもとに、建築基準法施行令を改正し、自然排煙口については不燃材料で造ることを要しないこととした。（建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第310号）、令和7年9月3日公布、11月1日施行） また、改正内容の周知のため「建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について（技術的助言）」（令和7年10月31日付国住指第322号）を発出するとともに、国土交通省ホームページで周知した。	a,b 措置済み	措置済	解決
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	23	循環経済への移行に向けた食品残さ等のリサイクル促進	a 環境省は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号。以下「再資源化事業等高度化法」という。）第11条第1項の規定に基づき、需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業（以下「高度再資源化事業」という。）を行おうとする者が、高度再資源化事業の実施に関する計画（以下「高度再資源化事業計画」という。）を作成し環境大臣の認定を受けた場合、当該認定を受けた者（以下「認定高度再資源化事業者」という。）から委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として実施する者（ただし、高度再資源化事業計画において、あらかじめ委託先として記載された者に限る。）は、同法第13条第3項に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定にかかわらず、廃棄物処理法による許可を受けないで、認定された高度再資源化事業計画に従って行う廃棄物の収集、運搬及び処分を業として実施することができるとされているが、人手不足が深刻化する中で事業の遅延を防ぐためには状況に応じて委託事業者の追加や変更がなされることが必要であるとの指摘を踏まえ、例えば委託先の変更等が生じてから遅滞なく事後届出を行うことを認めるなど、認定高度再資源化事業者が廃棄物の収集、運搬又は処分を委託する先を柔軟に調整可能とすることについて検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。 b 環境省は、再資源化事業等高度化法第11条第2項第4号の規定により、高度再資源化事業計画には「再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給を受ける者」を記載しなければならないが、再資源化により得られる製品の特性によっては、最終的な使用者をあらかじめ特定して事業計画を作成することが困難な業種や業態があるとの指摘を踏まえ、供給先として認められる者の合理的な要件や基準について検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。 c 環境省は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の7の2に定める熱分解設備の構造において、廃棄物の熱分解処理に伴って生じたガス（以下「排ガス」という。）を生活環境の保全上支障が生じないように処理する方法として、薬液洗浄や活性炭吸収等、燃焼を伴わない方法のみを認めている一方、熱分解によって食品残さ等（コーヒーかす等の食品残さ、もみ殻等の農業残さ、家畜の糞尿等の家畜排せつ物をいう。）を再資源化処理する施設であって、その処理に伴って排ガスを燃焼によって無害化させる場合には焼却に該当するため、廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設として扱われるところ、排ガスのみを燃焼する場合と廃棄物そのものを燃焼する場合との生活環境への影響の違いの有無について検証を行い、その結果に応じて排ガスのみを燃焼する場合の取扱いについて検討する。	a,b:令和7年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、 c：令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	環境省	a 令和7年11月21日に全面施行された再資源化事業等高度化法第12条第2項において、変更の手続きについて定めており、同法施行規則第17条第2号において、委託先の変更に際し、環境大臣が委託先の変更について直ちに確認することができる体制が整えられていれば、当該変更について事後の変更届出にて対応できるよう、措置済み。 b 令和7年11月21日に全面施行された再資源化事業等高度化法第11条第2項第4号において、申請書へ「供給を受ける者」を記載するよう定めており、同法施行規則第2条第11号において、供給されると見込まれることを確認できる書類の写しの添付を求めている。当該申請書への記載事項及び添付書類の詳細については、全面施行同日に環境省HPで公開している「再資源化事業等の高度化に係る認定申請の手引き」で示しており、最終的な使用者ではなく、再生材の供給先（再生材を原料等として使用する製造者等）との連携が確認できればよく、申請者の過度な負担とならぬよう措置済み。 c 廃棄物の焼却処分においては、対象となる廃棄物、焼却施設の構造、燃焼の条件等により燃焼後の排ガスの性状が異なることとなるため、排ガスのみを燃焼する場合と廃棄物そのものを燃焼する場合との生活環境への影響の違いを比較することは難しいが、いずれの場合においても最終的に外部へ放出される排ガスは生活環境保全上の支障が生じないよう適切に処理される必要がある。 このため、燃焼後段に排ガス処理設備を設置し、当該設備を技術基準に従い適切に維持管理する必要があり、その場合においては、両者の生活環境への実質的な影響に大きな差異は生じないものと考えられる。 なお、この排ガス処理については、施設の構造及び維持管理方法に関して技術上の基準を遵守できる性能を備えていることが求められているが、具体的な排ガス処理方式については法令で規定しておらず、事業計画の内容や当該処理過程により発生する排ガスの性状に応じて、最も適切な処理設備を選択できることとしている。	a 再資源化事業等高度化法の全面施行をもって措置済み。 b 再資源化事業等高度化法の全面施行及び再資源化事業等の高度化に係る認定申請の手引きの公開をもって措置済み。 c 左記検証結果及び取り扱いの検討をもって措置済み。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	GX・サステナビリティ	24	バイオ化学品製造に係る糖価調整制度	a 農林水産省は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）に基づく糖価調整制度における、従来にはない新素材であるバイオ化学品の原料とする糖類（以下「バイオ化学品原料用糖類」という。）の扱いについて、事業者の具体的な課題及びニーズを調査する。 b 農林水産省は、aの結果を踏まえ、バイオ化学品原料用糖類が食品等の既存の用途には供されず、糖価調整制度における既存の調整金収入や甘味資源作物生産者等に影響を生じさせないことを前提とした上で、糖価調整制度におけるバイオ化学品原料用糖類の扱いについて見直しの要否を検討し、結論を得る。	a：令和7年度目途措置、 b：aの措置後速やかに検討・結論	農林水産省	a 関心のある複数の事業者と課題やニーズを聞き取るため、意見交換を実施済み（令和7年4月、9月、令和8年3月）。 b 意見交換を行った事業者において、具体的な課題やニーズを整理の上、改めて当省に連絡予定。	実施計画に基づき、関心のある複数の事業者と課題やニーズを聞き取るため、意見交換を実施済み（令和7年4月、9月、令和8年3月）。 現在、事業者において具体的な要望や課題を整理いただいている。要望が示された場合には、意見交換を継続しつつ、実施計画に基づき、糖価調整制度における既存の調整金収入や甘味資源作物生産者等に影響を生じさせないことを前提として、バイオ化学品原料用糖類の扱いについて見直しの要否を検討する。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
	（4）デジタル・AI									
令和7年6月13日	デジタル・AI	1	政府が調達するクラウドサービスにおけるスタートアップ等の参入促進（セキュリティ評価制度（ISMAP）等の見直し）	a 内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンター）、デジタル庁、総務省及び経済産業省は、政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録することにより、政府が調達するクラウドサービスにおけるセキュリティ水準の確保を図り、政府機関等におけるクラウドサービスの円滑な導入を目的とする、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（以下「ISMAP」という。）について、ISMAP監査機関リストに登録されている監査機関（以下「監査機関」という。）が実施する監査に係る項目が約1,200項目と多数に上ることによって、クラウドサービス事業者（以下「事業者」という。）によるISMAP登録・更新申請に係る監査費用（以下「監査費用」という。）が高額となり、登録までの期間も長期化しているとの指摘を踏まえ、必要なサイバーセキュリティ水準の確保を前提に、スタートアップ等の事業者の監査負担を軽減し、参入促進等を図る観点から、政府機関等にとって特に必要な管理基準を明確化するとともに、国際標準化機構（ISO）/国際電気標準会議（IEC）27000シリーズ等、他の認証制度を取得している場合には、該当の認証制度を活用し、監査項目を削減するなど、監査負担を軽減する方向で、「ISMAP管理基準」（令和2年6月3日ISMAP運営委員会）等を改定する。 b 経済産業省は、内閣官房、デジタル庁及び総務省と連携し、クラウドサービスに対する監査を行う監査機関が少ない（令和6年11月末現在で5法人）結果、監査費用が高額となっているなどの指摘があることを踏まえ、スタートアップ等の事業者の負担軽減を図るため、監査機関への登録要件を検証し、監査法人の新規参入を促すとともに、登録に必要な監査機関の資格要件を見直し、監査法人以外の法人も参入可能とする方向で、「ISMAP監査機関登録規則」（令和2年6月3日ISMAP運営委員会）を改定する。あわせて、監査機関への新規参入が進むことで監査の品質が低下しないよう、監査を実施する際の標準的な手続を定めた「ISMAP標準監査手続」（令和2年6月3日ISMAP運営委員会）の理解促進のための監査機関向けマニュアルを作成するなど、必要な措置を講ずる。 c 内閣官房は、デジタル庁、総務省及び経済産業省と連携し、クラウドサービスの登録審査を行うISMAP運営委員会について、その委員名が非公表であり、また、議事録が要旨のみの公表である結果、事業者が当該委員会の意思決定プロセスや審査における具体的な指摘事項を必ずしも明確に把握できず、新規申請時の効率的で適切な申請方法などのノウハウが蓄積されにくいとの指摘を踏まえ、事業者が円滑にISMAPを取得できるよう、次の措置を講ずる。 ・「ISMAP運営委員会に関する基本方針」（令和2年5月25日内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター・デジタル庁・総務省・経済産業省）を改定し、ISMAP運営委員会の委員名及び議事録を内閣サイバーセキュリティセンターのウェブサイトにおいて公開する。なお、議事録の公開に当たっては、審査を受ける事業者に不利益が生じないよう、当該事業者のプライバシーに配慮する。 ・事業者向けの既存の「ISMAP管理基準ガイドブック」（令和6年5月13日ISMAP運用支援機関ISMAP制度所管省庁）の改定やISMAPポータルの「FAQ」を充実させる。 d 内閣官房は、デジタル庁、総務省及び経済産業省と連携し、ISMAP制度を所管する各省庁の役割が対外的に不明確であり、新規参入を検討する事業者から適切な相談先が分からないとの声を踏まえ、相談事項ごとに適正な相談先が分かり易くなるよう、各省庁の役割をISMAPポータルや総合窓口サイトなどのウェブサイトで公表する。 e デジタル庁は、内閣官房、総務省及び経済産業省と連携し、ISMAPの枠組みのうち、低リスクの業務・情報の処理に用いるSaaS（Software as a Service）サービスを対象とする仕組みであるISMAP-LIU（以下「LIU」という。）が事業者に対し、LIUへの登録申請前に、SaaSサービス導入を計画する政府機関等と連携し、SaaSサービスの影響度評価（SaaSサービス上で取り扱う業務や情報に対する、セキュリティ上の影響評価）結果の入手を求めていることについて、当該手続は、セキュリティリスクが低い情報を取り扱うサービスを対象とするLIUのみで求められるものであり、ISMAPより登録までの工程が多く、結果として、事業者にとって負担になっているとの指摘を踏まえ、スタートアップ等の事業者の負担軽減を図るため、政府機関等からの業務・情報の影響度評価結果の登録申請時の入手を不要とする方向で、「ISMAP-LIUクラウドサービス登録規則」（令和4年11月1日ISMAP運営委員会）を改定する。あわせて、スタートアップ等の事業者からISMAPとLIUの双方がSaaSサービスを対象としており、LIUに登録するメリットが不明確であるとの指摘があることを踏まえ、SaaSサービスを提供する事業者がISMAPを取得する場合とLIUを取得する場合のメリットを明確にし、デジタル庁のウェブサイトに公開するとともに、スタートアップ等の事業者の参入が進むよう、LIUの対象業務を拡大する方向で、「ISMAP-LIUにおける業務・情報の影響度評価ガイダンス」（令和4年11月1日NISC・デジタル庁・総務省・経済産業省）を改定する。 f 内閣官房、デジタル庁、総務省及び経済産業省は、ISMAP等の新規申請事業者が登録に当たって、計画的にISMAP等の申請を行えるよう、a～eを含め、ISMAP制度改善に向けた取組の工程表を速やかに作成する。なお、改善の状況を見ながら継続的に制度及びその運用の改善を行う。 g デジタル庁は、IaaS（Infrastructure as a Service）、PaaS（Platform as a Service）などのクラウドサービスを組み合わせて構築したマルチクラウド構成は、ベンダーロックイン（ソフトウェアの機能改修等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定のシステムベンダーを利用し続けなくてはならない状態をいう。）対策が期待できるとされているが、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」（令和4年12月28日デジタル社会推進会議幹事会）において、実質的に禁止されていると誤認しうる不明瞭な記載があるため、マルチクラウド構成が優位であっても提案を躊躇するとの声を踏まえ、事業者の意見、諸外国の状況及び最新技術の動向を参考にしつつ、IaaSやPaaSなどにおいてマルチクラウド構成の使用が可能であることを同方針に明記する。	a～d,g：令和7年度措置 e,f：措置済み	a,c,d,f：内閣官房 デジタル庁 総務省 経済産業省 b：経済産業省 内閣官房 デジタル庁 総務省 e：デジタル庁 内閣官房 総務省 経済産業省 g：デジタル庁	【内閣官房（国家サイバー統括室）、デジタル庁、総務省、経済産業省】 a 国際規格の改定を反映するとともに、詳細管理策の数を削減した「ISMAP管理基準改定案」を、令和7年12月にISMAPポータルサイトにおいて公表した。 （掲載先）https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0012199 c ISMAP運営委員会の委員名及び議事録を公開するため、「ISMAP運営委員会に関する基本方針」及び「ISMAP運営規則」を令和7年9月に改定し、委員名簿を令和7年9月に、議事録を令和7年12月より国家サイバー統括室のウェブサイトにおいて公開した。 （掲載先）https://www.cyber.go.jp/policy/group/general/ismap/unei.html また、「ISMAP管理基準ガイドブック」を令和7年2月に改正したほか、四半期毎にISMAPポータルサイトの「FAQ」の内容の見直しを実施した。 d 制度所管省庁の役割を令和7年6月にISMAPポータルサイト及び国家サイバー統括室のウェブサイトにおいて公表した。 （掲載先）https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010005 https://www.cyber.go.jp/policy/group/general/ismap/mail.html f 工程表を令和7年3月にISMAPポータルサイトにおいて公表した。 （掲載先）https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010005 【経済産業省、内閣官房（国家サイバー統括室）、デジタル庁、総務省】 b 監査法人以外の事業者も参入可能となるよう、ISMAPポータルサイトより「監査法人からの登録の申請のみを受け付ける」旨の記載を令和7年8月に削除した。 あわせて、ISMAP監査機関の対象拡充により監査の品質が低下しないよう、「ISMAP監査機関登録規則」を令和7年8月に改定した。 （掲載先）https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010011 【デジタル庁、内閣官房（国家サイバー統括室）、総務省、経済産業省】 e ISMAP-LIUに関して、事前の影響度評価を不要とするための「ISMAP-LIUクラウドサービス登録規則」を、ISMAP-LIUの対象業務を拡大するための「ISMAP-LIUにおける業務・情報の影響度評価ガイダンス」を令和7年3月に改定した。 （掲載先）https://www.ismap.go.jp/sys_attachment.do?sys_id=4e7b976d83e86a10aa68c6a8beaad3c9 https://www.ismap.go.jp/sys_attachment.do?sys_id=467b976d83e86a10aa68c6a8beaad3d2 また、ISMAPとISMAP-LIUの違いや、ISMAP-LIUのメリットを令和7年3月にデジタル庁のウェブサイトにおいて公開した。 （掲載先）https://www.digital.go.jp/policies/security/ismap-liu 【デジタル庁】 g 現在、政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針改定案の各府省庁向け一次協議を終了し、今後地方公共団体向け意見照会を実施予定。	【内閣官房（国家サイバー統括室）、デジタル庁、総務省、経済産業省】 a 措置済み c 措置済み d 措置済み f 措置済み 【経済産業省、内閣官房（国家サイバー統括室）、デジタル庁、総務省】 b 既存の監査機関向けマニュアル（監査実施マニュアル）について、ISMAP監査機関が最低限遵守しておくことが望ましい独立性、客観性を担保する事項等を明確化する形で令和8年度中の改定を予定している。 【デジタル庁、内閣官房（国家サイバー統括室）、総務省、経済産業省】 e 措置済み 【デジタル庁】 g 2026年（令和8年）4月中旬までを意見照会期間として意見照会を実施する。 提出された意見等を踏まえ、必要に応じ各府省庁向け二次協議の実施可否を判断し、その後、デジタル社会推進会議幹事会決定を行う予定。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	デジタル・AI	2	AIの開発・提供・利用の促進に伴う法的リスク及び関係者の責任の在り方等について	経済産業省は、関係省庁と連携し、AIの開発、提供及び利用の促進を図りつつ安全を確保するため、AIの誤作動による人身損害事案や、財産的権利が侵害された事案を想定し、AIの類型（①人による判断を支援するAI、②画像の生成を行うAI、③情報収集から目標達成までを自律的に実現するAI、④現実世界における直接的な動作を実現するためのAIなど）ごとの事例研究を通じて、以下の事項等について整理した上で、民法（明治29年法律第89号）の不法行為責任の規定を中心とした民事上の責任に関する考え方を示した文書を取りまとめ、ウェブサイトに公表するとともに、関係者・関係団体に対して周知する。 ・AIが、学習した結果に基づいて自ら判断をするため、その判断過程を外部から明らかにすることが困難であるという性質（ブラックボックス性）を有することを踏まえた立証の在り方などの法的論点 ・「AI事業者ガイドライン（第1.1版）」（令和7年3月28日総務省・経済産業省）に即してAIの開発、提供又は利用を行った場合に、各関係者が負う法的な責任の評価 ・AIに元来期待されている継続的なアップデートに欠陥があり、それに起因して損害が発生した場合の関係者間の責任の在り方	令和7年度措置	経済産業省	令和7年8月から令和8年1月にかけて、「AI利活用における民事責任の在り方に関する研究会」を開催し、有識者による議論を踏まえ、不法行為責任を中心とする民事責任に関する現行法の解釈適用を整理した報告書として、「AI利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き（案）」を取りまとめた。その上で、令和8年2月から3月にかけて当該報告書のパブリックコメントを実施した。	「AI利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き」を早期に公表した上で、関係団体への周知とともに、普及啓発に向けた取組みを行う。	未措置	継続フォロー
令和7年6月13日	デジタル・AI	3	地方公共団体の調達関連手続のデジタル化	a 総務省は、デジタル庁と協力し、地方公共団体における入札参加資格審査業務の共通化、デジタル完結及びワンスオンリー化を実現するため、「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書」（令和7年3月）以下「総務省検討会報告書」という。）を踏まえ、物品・役務等の入札参加資格審査業務のみならず、建設工事等の入札参加資格審査業務も含めた全国共通システムを整備する方向で検討することとし、地方公共団体の建設工事等に係る入札参加資格審査業務及びその業務を処理するために整備されている個別システムの状況（現状並びに今後の開発・改修の内容及びスケジュールを含む。）を把握するとともに、地方公共団体や事業者から意見を聴取した上で、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（令和6年5月31日デジタル社会推進会議幹事会決定）が定める要件定義、設計・開発といった工程などを含む全国共通システムの導入までの工程表を作成する。なお、システム仕様の検討や設計に当たって、総務省は、①利用者の利便性向上（特に複数の地方公共団体への入札参加資格の取得を希望する事業者がシステムを円滑に利用できるようにすること）、②シンプルなシステム設計（開発・保守費用も考慮し、各地方公共団体でのBPR（Business Process Re-engineering：業務改革）を行うこと）、③業務・システムの標準化（システムに関する統一された運用ルール・基準を整備すること）、④システムの機能・データの再利用（システム管理者側で管理すべきものを除き、可能な限りデータを再利用することや、既存システムの拡張も検討すること）に留意するものとする。 b 総務省は、総務省検討会報告書において設定された申請項目等、申請種別及び申請方法の共通化として設定されたもののうち、全国共通システムが導入されるまでの間、地方公共団体における入札参加資格業務の共通化を後押しするため、地方公共団体における入札参加審査申請業務の運用を見直すことで対応できるものなど、地方公共団体において新たなシステムの導入をせずとも共通化の対応が可能な取組について検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。	a：令和7年検討開始、令和8年度措置 b：令和7年度措置	a.総務省 デジタル庁 b.総務省	【総務省】 a 総務省及び地方公共団体で構成する「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」において、建設工事等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化について、地方公共団体に対する調査・意見照会を行いながら検討を進め、令和8年3月に建設工事等の共通の入札参加資格審査に係る共通の申請項目及び必要書類、共通の申請方法、共通の入札参加資格審査申請システムの整備の方向性について、第2次報告書を取りまとめた。 【デジタル庁】 a 総務省及び地方公共団体で構成する「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」にオブザーバーとして参加した。 【総務省】 b 「地方公共団体における入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の取組の推進について（通知）」（令和7年8月7日総行行第388号）により、地方公共団体に対して、第1次報告書（※）で示された物品・役務等の入札参加資格審査申請の共通の申請項目・必要書類等に関し、地方公共団体において新たなシステムの導入をせずとも対応が可能と考えられる取組を整理し、通知を行った。 （※）「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書」（令和7年3月）	【総務省】 a 第1次報告書及び第2次報告書を踏まえ、全国共通システムの詳細機能のあり方等、必要な検討を進めた上で、全国共通システム導入までの工程表を作成する。 【デジタル庁】 a 引き続き、「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」にオブザーバーとして参加し、求められた場合、必要に応じてシステムに関する技術的助言を行う。 【総務省】 b 措置済み	未措置	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
（5）国家戦略特区										
令和7年6月13日	国家戦略特区	1	ドローンのエリア単位でのレベル4飛行によるオンデマンド配送の実現＊	レベル4飛行（有人地帯における目視外飛行をいう。以下同じ。）でのオンデマンド配送の実現に向け、レベル4飛行の許可・承認申請において線形ではなくエリア単位での飛行経路の申請も可能となるよう、令和6年度に提案自治体において実施した飛行実証等を踏まえ、令和7年4月にエリア単位飛行に当たっての留意事項等を整理・公表する措置を講じた。当該留意事項等も踏まえ、引き続き国土交通省から丁寧な助言等を行いつつ、提案自治体において令和7年度可能な限り早期にエリア単位でのレベル4飛行を実現するとともに、更なるエリア単位飛行の普及拡大に向けて、その結果等も踏まえながら引き続き提案自治体とも連携しつつ、より広範な飛行エリア・環境等でのエリア単位でのレベル4飛行を可能とするために必要な措置について検討を進める。	（提案自治体におけるエリア単位でのレベル4飛行の実現に向けた助言等）引き続き措置、（より広範な飛行エリア等でのレベル4飛行の可能化）令和7年度以降検討	内閣府 国土交通省	レベル4飛行でのオンデマンド配送の実現に向け、令和7年4月に公表された「エリア単位でのレベル4飛行における留意事項等」を踏まえ、国土交通省から丁寧な助言等を行いつつ、提案自治体において令和7年11月、12月及び令和8年2月にエリア単位でのレベル4飛行を実現した。	更なるエリア単位でのレベル4飛行の普及拡大に向けて、令和7年度に実現したエリア単位でのレベル4飛行の概要を事例集としてまとめるなど必要な措置について検討を進める。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	国家戦略特区	2	ドローンの多数機同時運航の普及拡大＊	ドローンの多数機同時運航について、安全を確保した上で、より一層の普及拡大を図るため、令和6年度に作成した「無人航空機の多数機同時運航を安全に行うためのガイドライン第一版」（令和7年3月国土交通省航空局安全部無人航空機安全課）の運用実績、AI等による人・障害物等の自動検知を始めとする新技術の開発状況等も踏まえて、より高度な運航形態や自動化等への対応を図るべく、関係者とスケジュールを検討し、当該ガイドラインの見直し等所要の措置を講ずる。	令和7年度以降継続的に措置	内閣府 国土交通省	「多数機同時運航の普及拡大に向けたスタディグループ」を複数回開催し、関係者と実証を踏まえた今後のスケジュールやガイドライン改訂の方向性について検討した。	令和8年度上半期にガイドラインを改訂予定。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	国家戦略特区	3	人口集中地区におけるドローン飛行の規制緩和＊	人口集中地区内のドローンの飛行は、飛行許可手続等が必要となるところ、ドローンの産業利用拡大のため、人口集中地区内の工業専用地域における飛行許可手続等を不要とするための要件を検討し、令和7年度中に関係告示を制定する。	令和7年度措置	内閣府 国土交通省	人口集中地区のうち、都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域に該当する区域については、航空法第132条の85第2項等に基づく国土交通大臣の許可等を不要とすることとし、令和8年3月に関係告示を制定した。	措置済み	措置済	解決
令和7年6月13日	国家戦略特区	4	圧縮水素の貯蔵量上限の緩和＊	建築基準法の用途制限における圧縮水素貯蔵量の上限規制について、特区提案に基づく先行的取組として、提案に係る水素貯蔵施設の整備を進めるため、経済産業省及び国土交通省が提案自治体と連携して、特例許可を受けるために必要な保安基準等の方針について、令和7年3月に結論を得た。引き続き、特例許可の取得に向けて、両省から提案自治体に対し丁寧な助言等を行う。その結論を踏まえつつ、水素の社会実装に向けて、両省が連携して上限規制の適用を除外するために満たすべき高圧ガス保安法等の保安基準及びこれを前提とした建築基準法における措置について検討を進め、令和7年度中を目途に結論を得て、当該結論に基づき速やかに措置を講ずる。	（助言等）継続的に措置、（高圧ガス保安法等の保安基準及びこれを前提とした建築基準法における措置）令和7年度中を目途に結論、結論を得次第速やかに措置	内閣府 経済産業省 国土交通省	特例許可の取得等について、令和6年度から令和7年度にかけて継続的に、各府省から提案自治体に対し助言するとともに検討状況に関する意見交換を行った。 建築基準法上の用途制限における圧縮水素貯蔵量の上限規制について、経済産業省及び国土交通省が連携して上限規制の適用を除外するため、高圧ガス保安法令の保安基準及びこれを前提とした建築基準法における措置について検討を進め、令和8年3月に結論を得た。	当該結論に基づき、速やかに措置を講ずるとともに、特例許可を取得する際は、両省から提案自治体に対し丁寧な助言等を行う。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	国家戦略特区	5	FIP移行及び蓄電池設置の促進に向けた手続効率化＊	FIP制度への移行と蓄電池の設置を同時に行う場合の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）上の手続について、要する期間の短縮化を図るために必要な措置を令和7年度の早期に講ずる。	令和7年度早期に措置	内閣府 経済産業省	・フィードインプレミアム（FIP）制度への移行の際に併せて蓄電池を設置する場合の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法上の手続について、審査当局における審査の運用を見直し、蓄電池設置の変更認定手続に係る審査の迅速化を図る措置を、令和7年9月に講じた。	措置済み	措置済	解決
令和7年6月13日	国家戦略特区	6	海外のエンジェル投資家の呼び込み＊	スタートアップ企業への海外からの投資を呼び込むため、国家戦略特区について、一定額を日本国内のスタートアップに投資するとともに、特区内のスタートアップエコシステムの形成・発展に寄与する活動を行うこと等を要件として、投資家（エンジェル投資家を含む。）向けビザを創設することについて、提案自治体と関係省庁が連携して投資家の活動実態やニーズを把握するために必要な調査を行った上で、具体的な要件等について検討し、令和7年度中を目途に結論を得た上で、速やかに必要な措置を講ずる。	令和7年度中を目途に結論、結論を得次第速やかに措置	内閣府 法務省 経済産業省	提案自治体において、令和7年度に投資家の活動実態やニーズを把握するための調査を実施し、それを踏まえた必要な対応を検討中。	提案自治体において、令和7年度に投資家の活動実態やニーズを把握するための調査を実施し、それを踏まえた必要な対応を検討しているところであり、それらを踏まえ、提案自治体と関係府省庁が連携して必要な検討・調整を進める。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	国家戦略特区	7	宇宙との920MHz帯通信に関する実験試験局の免許取得に係る規制改革＊	遠隔測定等の用途で利用される920MHz帯の免許を要しない無線局について、当該無線局から発射された電波の人工衛星等での受信が可能となるよう、情報通信審議会等において技術的な検討を進め、令和7年度中に所要の措置を講ずる。	令和7年度措置	内閣府 総務省	総務省において技術的検討を行い、当該無線局から発射された電波を人工衛星等での受信を可能とするため、周波数割当計画（告示）を変更した。（令和8年総務省告示第八十六号（令和8年3月23日））	措置済み	措置済	解決
令和7年6月13日	国家戦略特区	8	地方公共団体によるデジタル証券の発行＊	地方公共団体によるデジタル証券発行の仕組みに関し、地方公共団体や市場関係者等の意見を踏まえ、制度整備について検討し、令和7年度中に結論を得る。	令和7年度結論	内閣府 総務省	地方からの制度改正を求める提案を受け、規制緩和等の地方分権改革を実施する地方分権改革室において、本提案と同等の提案がなされ、議論された。 令和7年の提案等への対応のうち、法律改正により措置すべき事項について、閣議決定※された。 令和8年3月27日に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が令和8年通常国会に提出された。 ※令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）〔抜粋〕 法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和8年通常国会に提出することを基本とする。	令和7年の提案等への対応のうち、法律改正により措置すべき事項について、閣議決定※を踏まえ、関係法律の整備を行う。 ※令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）〔抜粋〕 法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和8年通常国会に提出することを基本とする。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
4. 防災・減災										
（1）地域活性化・人手不足対応										
令和7年6月13日	地域活性化・人手不足対応	1	未登記建物の解消（がれき撤去等の迅速化）	法務省は、不動産登記法（平成16年法律第123号）第47条によって建築時の建物表題登記が義務付けられているにもかかわらず当該登記が存在しない未登記建物について、登記されていれば、災害発生時の初動対応等に求められる家屋所有者等の確認等がより円滑に進むことを踏まえ、まずは、固定資産課税台帳の提供について地方公共団体の協力が得られる地域を対象として未登記建物の実態調査を行った上で、その結果に基づき、建物の職権表題登記（不動産登記法第2条第20号に規定する表題登記のうち同法第28条に基づき登記官が職権でするものをいう。）を行うことの困難性、モラル・ハザードの発生や未登記建物の存在による地域への社会的・経済的悪影響にも配慮しながら、事案に応じて必要な場合は、過料を賦課する手続を行いつつ、氏名・住所などを把握した範囲で登記簿上にその旨を明記するなど未登記建物の解消に資する方策について制度の見直しも含めて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。なお、災害時の復旧・復興対応により必要がある場合には、公費解体・撤去を迅速に実施できるよう、被災地の未登記建物の状況を実態調査結果と併せて速やかに当該地方公共団体に提供することとする。	令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	法務省	全国の地方公共団体にアンケートを実施し、未登記建物の個数等について調査を行った。	引き続き、未登記建物の解消に資する方策の検討を行う。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	地域活性化・人手不足対応	2	迅速な復旧に向けた損壊家屋等の公費解体・撤去の促進	a　環境省は、被災市町村において建物性（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第111条に規定する建物である状態をいう。以下同じ。）の判断について専門的な知見を有する登記官への依頼や土地家屋調査士への委託が可能であることや、当該委託に関する費用が災害等廃棄物処理事業費補助金の対象であることを認識していない市町村も見受けられることから、法務省と連携し、公費解体（家屋等の所有者からの申請に基づき市町村が所有者に代わって行う損壊家屋等の解体・撤去をいう。以下同じ。）の実施主体である市町村の視点に立ち、より分かりやすく明確な表現内容となるよう、「公費解体・撤去マニュアル」（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）を改定する。その際、公費解体申請書類の審査に関する被災市町村から行政書士への委託に要する費用や、所有者不明建物管理制度（民法第264条の8第1項に規定する、所有者不明建物を対象として裁判所選任の管理人による当該所有者不明建物の管理を求める制度をいう。）に関する事務手続等に関する被災市町村から司法書士への委託に要する費用も同補助金の対象である旨を明確化する。 また、環境省は、建物性の判断において、土地家屋調査士を積極的かつ効果的に活用可能とするために、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）を所管する法務省と連携し、被災市町村の要請を待たずに関係団体等の協力を得て被災状況に応じて土地家屋調査士を活用できる仕組みを構築する。その際、登記官による滅失登記との連携を想定した仕組みとする。その上で、環境省は、市町村が平時からこれらの仕組みに基づく対策を検討できるよう、これら仕組みの周知や技術的助言などを行う。 b　環境省は、法務省と連携し、専門的な知識を有さない市町村の職員でも建物性の判断を行うことができる範囲が広がるよう、土地家屋調査士等から建物性の判断に関する知見や手法をヒアリングするとともに、円滑な建物性の判断に資するべく、令和6年能登半島地震での判断事例を収集・公表することで、判断基準に基づく運用をより明確化する。 また、環境省は、法務省と連携し、特に被害が広範かつ膨大になり、多くの建物性の判断が必要となることが想定される南海トラフ巨大地震等に備え、より効率的な判断が可能となるよう、デジタル技術を始めとする新たな技術・手法を整理するとともに、それらの積極活用によって建物性の判断を効率化・迅速化するための方策について検討を行い、その結果を取りまとめ、必要な措置を講ずる。 c　環境省は、今後の大規模災害において、適正、迅速かつ円滑な公費解体・撤去を推進する観点から、これまでの被災地方公共団体の対応状況についての調査等を行い、公費解体が自治事務であることに留意しつつ、公費解体・撤去の申請手続等の円滑化・効率化、被災者及び被災市町村の負担軽減につながるよう、申請書類の簡素化・標準化及び記載内容等の標準化を検討し、公費解体申請手続から解体工事完了までの標準的なフローや、申請書類等の標準様式及び標準添付書類を定め、地方公共団体に周知する。その際、申請書類の簡素化等については、必要最小限の本人確認方法及び書類で受付が可能となるよう検討を行い、結論を得次第、速やかに公費解体・撤去マニュアルに明記する。あわせて、市町村が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、独自の規律及び運用を設けることや、当該市町村が当該独自の規律等に係る申請書を含む必要書類について独自の記載事項等を使用することを妨げない旨を公費解体・撤去マニュアルに明記する。	a,b：（前段）令和7年度措置、（後段）令和8年度措置 c：令和7年度検討開始、令和8年度結論・措置	a,b：環境省 法務省 c：環境省	a前段、b前段、c：令和8年3月31日付で公費解体・撤去マニュアルの改定を行い、公表。 ＜公表予定URL：https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/＞ a後段、b後段：被災状況に応じて土地家屋調査士を活用できる仕組みや建物性の判断の効率化・迅速化に向けた検討を開始した。	a前段、b前段、c：左記公費解体・撤去マニュアルの改定・公表をもって措置済み a後段、b後段：引き続き、令和8年度中の措置に向けて、被災状況に応じて土地家屋調査士を活用できる仕組みや建物性の判断の効率化・迅速化に向けた検討を行う。	検討中	継続フォロー
令和7年6月13日	地域活性化・人手不足対応	3	膨大な所有者不明土地等の有効活用（農地集約、工場建設等）（再掲）	a　法務省は、長期相続登記等未了土地解消事業（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第44条に基づくもの。以下「解消事業」という。）について、その要件である「起業者その他の公共の利益となる事業」には、国・地方公共団体や独立行政法人・地方独立行政法人等が実施する事業以外であっても、法律上の根拠がある事業、すなわち法律にその事業が直接に規定されていなくても、条例、補助金交付要綱等を含む公的な根拠がある事業であり、公共性の高いものが該当することから、民間事業者からの要望をより受け入れやすくするよう、例えば、①国や地方公共団体の補助金・助成金等を受けて民間事業者が実施する一定の事業（半導体その他の国や地方公共団体等が支援を行う工場の建設・拡張、市街地の活用、道路整備、都市施設等の建設・拡張等）、②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律又は特定非営利活動促進法に基づいて法人が実施する公益事業、③耕作放棄地を活用しようとする事業、農林水産業のための事業又は地域の農地を集約し農業の生産性を向上させようとする事業等が、条例、補助金交付要綱等を含む公的な根拠があり、公共性が認められる事業であれば、「起業者その他の公共の利益となる事業」に該当し得ることを明確化し、周知する。あわせて、解消事業に選定されるための法務局に対する所有者探索の申出に当たっては、国又は地方公共団体からの申出による方法のみではなく、①～③それぞれの実施主体から補助金交付決定その他公益性を確認できる事実を証する資料提出等とともに、直接申し出ることでも足りることとする。 b　法務省は、解消事業の対象が所有権の登記名義人（不動産登記簿上の所有者をいう。）の死亡後10年以上経過している場合に関定されていることを踏まえ、国・地方公共団体や独立行政法人・地方独立行政法人等が実施する事業及び①～③に該当するものに関し、死亡後の経過年数が10年未満の土地であっても公共の利益となる事業の実施を円滑化する方策について、限られた予算・人員を効率的・効果的に活用する観点にも留意しつつ、制度の見直しも含めて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 c　法務省は、戸籍法第10条の2第3項の士業者が顧客から依頼を受けて、職務として、不動産の所有者やその所在地の探索を行う場合において、必要な戸籍証明書等を当該地方公共団体に対して、当該地方公共団体窓口に赴くことなくオンラインでの請求を可能とすることにより、交付を迅速に受けることが可能となるため、他の行政手続における対応も参考に不正請求の防止策を含めて新たなシステム構築の支援等、具体的検討を行い、結論を得次第、市区町村及び士業者団体と連携して、速やかに所要の措置を講ずる。 d　法務省は、所有者不明土地（現所有者の氏名又は名称やそれらの所在が直ちに確認できない土地をいう。）を早期に解消する観点から、相続登記の義務化や手続の簡素化・合理化等所管する制度の効果分析・評価を行う。また、効果分析・評価の結果を踏まえ、必要に応じて、所管する制度の見直しを行う。 e　法務省は、現所有者の氏名又は名称やその所在が直ちに確認できない所有者不明建物について、建物は土地と異なり、一般的に取壊しや老朽化により滅失するものとされている一方で、構造によっては長寿命化しており、現に、国内の住宅総数に占める空き家数が上昇している、との指摘を踏まえ、解消事業やc,dの対象として、限られた予算・人員を効率的・効果的に活用する観点にも留意しつつ、耐用年数の長い建物や長期間空き家状態が続いている建物で、優先度の高い所有者不明建物についても適用することを検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	a：措置済み b：令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 c,e：令和7年度以降令和9年度まで継続的に措置 d：令和7年度以降令和8年度まで継続的に措置	法務省	a　長期相続登記等未了土地解消事業に係る民間事業者からの要望をより受け入れやすくするよう、①国や地方公共団体の補助金・助成金等を受けて民間事業者が実施する一定の事業（半導体その他の国や地方公共団体等が支援を行う工場の建設・拡張、市街地の活用、道路整備、都市施設等の建設・拡張等）、②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づいて法人が実施する公益事業、③耕作放棄地を活用しようとする事業、農林水産業のための事業又は地域の農地を集約し農業の生産性を向上させようとする事業等が、条例、補助金交付要綱等を含む公的な根拠があり、公共性が認められる事業であれば、長期相続登記等未了土地解消事業の対象となる「起業者その他の公共の利益となる事業」に該当し得ることを明確化し、法務省ホームページにおいて周知した。 　また、民間事業者が公共の利益となる事業を実施するために、法務局に長期相続登記等未了土地解消事業の実施をしてほしい場合には、地方公共団体を通じる方法のほか、管轄する法務局に対して直接要望をすることができることとし、これらを法務省ホームページにおいて周知した。 b　死亡後の経過年数が10年未満の土地であっても公共の利益となる事業の実施を円滑化するため、当該土地にその所有権登記名義人が死亡している事実を記録・表示することにつき、実務を担う法務局とも協議の上、検討している。 c　戸籍謄本等の職務上請求については、デジタル庁と連携し、システムの共通化の方法や今後のスケジュールを記載した推進方針案を2026 年3月末までに策定することとした。 （令和8年1月20日国家戦略特別区域諮問会議決定） d　現在、相続登記の申請件数の推移や認知症に関する情報を収集している。 e　長期間空き家状態が続いているなどの所有者不明建物について、令和8年度における解消事業に係る要望の収集作業から、長期相続登記等未了土地解消事業を通じて地方公共団体等から要望を受けた上で、その敷地の登記名義人を調査することができることとした。	a　措置済み b　令和8年度中の措置に向け、引き続き検討を行う。 c　システムの共通化の方法や今後のスケジュールを記載した推進方針案を踏まえ、システムの開発業者における開発及び市区町村における導入が行われる予定。 d　今後、令和8年度末に相続登記の義務の最初の履行期限が到来し、また、令和8年4月1日から住所等変更登記が義務化されるとともに、職権による住所等変更登記の仕組みが開始されることから、これらの制度の運用状況も踏まえて、引き続き制度の効果分析・評価を行っていく予定である。 e　措置済み	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
	（2）健康・医療・介護									
令和7年6月13日	健康・医療・介護	1	地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化（再掲）	我が国におけるオンライン診療は、医師、患者双方にとって、対面診療（外来診療、入院診療及び在宅診療。以下同じ。）とは異なる新たな診療形態の選択肢として、医事法制の解釈運用により、機動的かつ柔軟にその実施が図られてきた。他方、例えば、人口減少、高齢化、医師不足等を背景に医療提供体制の維持に苦慮している地域や、働く人々の受診可能な時間と医療機関の開院時間のミスマッチが生じている地域、災害の発生した地域等、多種多様な現場がある中においては、現行の医事法制の解釈運用では限界があることなどを踏まえ、医事法制にオンライン診療を位置付け、その運用基準等を明確化することなどが必要である。その際、オンライン診療が現場の医師、患者双方の合意の下で医療の安全性を確保しつつ実施されることを前提として、現行の解釈運用に至った経緯や現場の運用実態を十分踏まえつつ、実際に現場のオンライン診療の取組が普及及び円滑化し、患者に恩恵がもたらされるよう、課題解決を図ることが重要である。上記を踏まえ、地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化のため、患者・利用者本位の立場から、以下の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、例えば、オンライン診療専用車両等（オンライン診療専用ブースを含む。以下同じ。）の活用において、現行の医事法制の解釈運用では、診療の回数・場所の制限や事前届出等の手続負担があるなどの指摘を踏まえ、オンライン診療専用車両等の活用を円滑化し、適切な活用の推進を図るため、以下の事項を含め、医事法制上の位置付けの明確化並びに解釈運用の更なる明確化及び見直しについて検討し、所要の措置を講ずる。 ・「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月厚生労働省。以下「オンライン診療指針」という。）等、現行の解釈運用のうちオンライン診療の更なる普及のために必要なものを制度化すること。具体的には、医療法にオンライン診療の総体的な規定（オンライン診療の定義、オンライン診療を行う医療機関の届出義務、オンライン診療の適切な実施に関する基準（以下「オンライン診療基準」という。）、医療機関の管理者が講ずべき措置に関する実施基準、オンライン診療受診施設の定義、オンライン診療受診施設の設置者の届出義務、オンライン診療を行う医療機関の管理者のオンライン診療受診施設の設置者に対するオンライン診療基準への適合性の確認等に関する規定）を設けること。 ・現行のオンライン診療指針におけるオンライン診療の提供及び提供体制に関する事項については、既存法制との整合性を図りつつ、同内容を医療法令に規定するとともに、オンライン診療指針の在り方について整理し、明確化等を行うこと。その際、①現行のオンライン診療指針上、患者が看護師等という場合のオンライン診療（以下「D to P with N」という。）において診療の補助行為を行うことは可能とされていること、②オンライン診療専用車両を活用する際にD to P with Nの形でも行われること、③特に離島や山間地などの医療アクセスが限られた地域等の患者に必要な医療を提供する観点から、オンライン診療受診施設において、看護師等による診療の補助行為を可能とするべきとの指摘があること等を踏まえ、オンライン診療受診施設における看護師等による診療の補助行為の実施可否の検討（実施可能な診療の補助行為の内容についての検討を含む。）を行うこと。また、急変時の体制確保において事前に関係医療機関との合意を行うことについては、少なくとも現行のオンライン診療指針と同様に、離島など、急変時の対応を速やかに行うことが困難となると想定される場合とすること。 ・オンライン診療受診施設について、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則との関係について整理し、明確にすること。 ・オンライン診療受診施設の届出事項について、例えば、診療する医師名、診療時間などの過度な届出事項はオンライン診療専用車両等の機動的な活用の制約となるとの指摘があることを踏まえ、連携する医療機関名などの必要最低限のものとすること。 ・オンライン診療受診施設の届出様式及び必要書類について、不適切なローカルルールを防止し、事務手続の負担軽減を図る観点から、合理的な標準様式及び必要書類（以下「標準様式等」という。）を作成し、全国一律で当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の措置を講ずること。 ・オンライン診療受診施設においては、オンライン診療の実施の責任はオンライン診療を行う医療機関の医師が負うものであり、オンライン診療受診施設の設置者は、いわばオンライン診療を受診する場所を提供する又は管理する立場に過ぎないことから、医療機関又は医療従事者であること等の要件を設定しないこと。 ・オンライン診療受診施設の設置者については、当該施設に常駐する必要はなく、遠隔での運営・管理を可能とする必要があり、当該業務に専任する必要はなく、複数の当該施設等の運営・管理業務等の兼務を可能とする必要があるなどの指摘があることを踏まえ、当該施設の性質に鑑み、当該施設における常駐の要否、遠隔での運営・管理の可否、当該業務の専任の要否、兼務の可否等について明確にすること。 ・オンライン診療受診施設の構造基準等について、現行のオンライン診療指針も踏まえ、プライバシー保護、衛生管理、情報セキュリティを含む良好な通信環境の確保等の必要最低限の要件とすること。 ・オンライン診療受診施設の設置者に対する設置届出先の都道府県等からの指導監督の具体的な基準及び内容について、患者の安全確保やオンライン診療及びオンライン診療受診の円滑化といった趣旨を踏まえ、明確にすること。 ・オンライン診療受診施設に対する広告規制について、オンライン診療受診施設の設置者の広告は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害されるおそれが少ない場合に可能とすること。具体的には、オンライン診療受診施設である旨、当該施設の名称、当該施設の所在の場所に関する事項、当該施設でオンライン診療を患者が受けることが可能な日時に関する事項及び当該施設で提供される医療の内容（当該施設においてオンライン診療を行う医療機関が当該広告に関し必要な情報を提供し確認する場合に限る。）に関する取扱いについて検討し、明確にすること。 b 厚生労働省は、オンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能とする旨の医療法の運用（「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」（令和6年1月16日厚生労働省医政局総務課長通知））における診療所の開設基準及び医療法（その政省令、通知、事務連絡等を含む。）における「居宅等」の解釈について不明確な場合があるとの指摘があることを踏まえ、オンライン診療専用車両等の活用を円滑にするため、以下の事項を含め、解釈運用の更なる明確化及び見直しについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 ・オンライン診療のための医師非常駐の診療所の開設基準について、面積基準は不要であることを明らかにした上で、その開設の届出様式及び必要書類について、不適切なローカルルールを防止し、事務手続の負担軽減を図る観点から、合理的な標準様式等を示すこと。 c 厚生労働省は、オンライン診療に係る診療報酬上の評価について、以下の指摘があることを踏まえ、明確化や見直しの要否を検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。 ・現行のオンライン診療指針上、D to P with Nにおいて医師の指示による点滴、注射、血液検査、尿検査等の診療の補助行為を看護師等が行うことは可能とされているが、当該補助行為に係る診療報酬の算定方法に不明確な部分がある。 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料については、関連学会の指針においてオンライン診療での疾病管理の有効性・安全性を担保するために、診断、症状の改善及びCPAP（持続的気道陽圧）の使用状況の確認ができるまでは対面診療を実施することとされていることを踏まえ、オンライン診療を行う場合であっても、対面診療を併せて実施することを前提とした算定要件となっており、外来栄養食事指導料については対面とオンラインを組み合わせた指導計画策定が算定要件とされている。一方でこれらの算定要件は、オンライン診療の特性を十分に活かした活用が進まない一因となっている。 d 厚生労働省は、オンライン診療は、巡回診療やオンライン診療のための医師非常駐の診療所などの現行法の解釈運用に加え、オンライン診療受診施設としての運用も可能となり、地域における多種多様なニーズに応える選択肢が増える一方、いずれの運用が適しているのかが必ずしも明確ではないことから、全国で実施されている事例を収集分析した上で、各制度運用に適した活用を具体的に示すことが必要との指摘があることを踏まえ、各制度運用の活用実態を継続的に情報収集し、具体的な事例を公表するなど、オンライン診療に関する情報発信・環境整備を行う。その際、診療所、自宅、職場、介護事業所、学校、オンライン診療専用車両、公民館、郵便局、交通施設（駅構内を含む。）等、具体的な場所の類型ごとの適した活用を具体的に示すこととする。	a：令和6年度検討開始、法令上の措置施行までに結論、結論を得次第速やかに措置 b：令和6年度検討開始、a の法令上の措置施行までに結論、結論を得次第速やかに措置 c：令和7年度検討・結論・措置 d：令和7年度開始、令和9年度まで継続的に措置	厚生労働省	a ・（指針の制度化）医療法の改正で当該項目を法規定したことにより措置済み。 ・（指針の整理）オンライン診療指針の内容について、医療法施行規則に規定したことにより措置済み。 ・（補助行為の実施可否の検討）第124回社会保障審議会医療部会（令和8年1月26日）において一部措置済み。 ・（急変時の体制確保）急変時の体制確保について、医療法施行規則に規定したことにより措置済み。 ・（疼痛と関係）令和8年1月14日の中央社会保険医療協議会で議論された内容を踏まえ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）を改正し、薬薬分業の適切な運用を確保する観点から、保険薬局とオンライン診療受診施設の関係について、①一体的な構造・経営の禁止、②経済上の利益の提供による誘引の禁止を明記した。ただし、①については、医療計画におけるへき地に所在する保険薬局にオンライン診療受診施設が設置される場合については適用しないこととした（令和8年4月1日施行）。 ・（届出事項）医療法施行規則において措置済み。 ・（ローカルルールの防止）施行通知発出時に統一様式について示すことより措置済み。 ・（設置者非医療職）第124回社会保障審議会医療部会（令和8年1月26日）における議論を経て、通知等により措置済み。 ・（設置者の兼務）第124回社会保障審議会医療部会（令和8年1月26日）における議論を経て、通知等により措置済み。 ・（構造基準）医療法施行規則において措置済み。 ・（指導監督）第124回社会保障審議会医療部会（令和8年1月26日）における議論を経て、通知等により措置済み。 ・（広告規制）医療法施行規則等において措置済み。 b （医師非常駐の診療所）3月27日に通知「「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」の一部改正等について」を発出したことにより措置済み。 c 令和8年度診療報酬改定で対応済み。なお、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料については関係学会からの提案が無かった。 d （事例収集）へき地・中山間地域等の地域類型を念頭に、自治体が導入に関与したオンライン診療・遠隔医療の取組事例集を収集した。	a 措置済み。 （3ポツ目については、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の改正により対応済み。） b 措置済み。 c 令和8年度診療報酬改定で対応済み。 d 今後、収集した取組事例についての報告書を発出し、都道府県にも周知していく予定。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	健康・医療・介護	2	救急救命処置の範囲の拡大（再掲）	高齢者人口の増加も背景に、救急出動件数、搬送人員及び病院収容所要時間（入電から医師引継ぎまでに要した時間をいう。）が増加基調（例えば、令和5年中の救急出動件数は約764万件と過去最多を記録。）にあるなど、都市部・地方部を問わず救急医療体制がひっ迫する中、救急医療の質の向上を図る観点からは、傷病者に最初に接する機会が多い人々による医療従事者である救急救命士（救急救命士法第2条第2項に規定する救急救命士をいう。）が行うことができる救急救命処置について、現行の範囲にとどまらず、その範囲の不断の見直しを検討することが必要である。このため、以下の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、救急救命処置の追加等の提案・要望の窓口に対する評価を行うことを目的として平成27年度から令和2年度までに厚生労働省委託事業の下で開催された救急救命処置検討委員会（以下「検討委員会」という。）において、救急医療に関わる団体等からの要望・提案のうち、検討委員会が安全性、必要性、難易度、必要な教育体制等の視点から評価を行った結果として厚生労働科学研究班等による研究又は厚生労働省の検討会等による検討が必要と判断された5処置（①心肺停止に対するアドレナリン投与等の包括指示化、②アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内投与、③気管切開チューブの事故抜去時のチューブの再挿入、④急性冠症候群等に対する心電計の使用による12誘導心電図の測定と伝送及び⑤心肺停止の有無にした自動式人工呼吸器による人工呼吸）について、その後厚生労働省の検討会等による具体的検討が行われているものは②のみであることから、これまでの検討等を踏まえつつ、処置ごとに検討期限を設けた上で速やかに検討を行い、結論を得た上で、速やかに必要な法令上の措置を講ずる。 また、消防庁は、上記検討について、厚生労働省の求めに応じ、必要な協力・助言を行う。 b 厚生労働省は、検討委員会の評価が「未了」（「提案内容について精査中であり、検討委員会としての判断に至っていない。」との評価。）とされている処置（①外傷による出血性ショックに対するトラネキサム酸の静脈内投与（生理食塩水の投与も含む。）、②医師等により乳酸リンゲル液以外で確保された静脈路からのアドレナリン投与、③チューブ誘導機能を有さないビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施、④幸帽児に対する卵膜の用手的な破膜、⑤低血糖発作症例に対するグルカゴン粉末製剤の点鼻投与及び⑥院外心停止に対する薬剤投与のための骨髄穿刺システムを用いた骨髄輸液路確保）について、処置ごとに検討期限を設けた上で新たな救急救命処置の候補とすることについての評価の検討を行い、結論を得る。 その上で、当該結論を踏まえ、新たな救急救命処置の候補とする処置については、処置ごとに検討期限を設けた上で速やかに検討を行い、結論を得た上で、速やかに必要な法令上の措置を講ずる。 また、消防庁は、上記検討について、厚生労働省の求めに応じ、必要な協力・助言を行う。 c 厚生労働省は、a及びbにおいて検討が要請されているもの以外の処置について、救急医療現場では、例えば、細胞外液等の電解質輸液を用いた静脈路確保及び輸液、急性冠症候群に対するニトログリセリンスプレー・アスピリンの投与、心不全による低酸素血症に対するCPAPマスクを用いた非侵襲的人工呼吸等、新たなニーズがあるとの指摘を踏まえ、救急医療に関わる団体等からの要望・提案を募集した上で、新たな処置を救急救命処置の範囲に追加することの可否を検討・判断する。 要望・提案の募集に際しては、検討委員会の評価が「差し戻し」（「必要な情報やそれを裏付ける資料が十分に示されていないその他の理由により、提案内容の評価を行うことができない。」との評価。）とされた処置が多数存在していたことを踏まえ、同様の事態を防止するため、例えば、要望・提案の提出段階で検討に十分な内容が提出可能となるよう、提案書の具体的な入力例を示すことや、審査過程で情報の不足があることが判明した場合には、要望・提案者からの追加説明を求めることなどにより、提案書の再提出を要さずに要望・提案者からの更なる情報提供の対応を可能とすること等を行う。 また、消防庁は、上記検討について、厚生労働省の求めに応じ、必要な協力・助言を行う。 d 厚生労働省は、a～cの検討において、先行的実証が必要と判断する場合には、例えば、救急出動件数や搬送人員が多い地域や、へき地であるといった地理的事情から救急搬送時間が日常的に長時間化している地域など特に当該処置を救急搬送段階で実施すべき必要があり、かつ、実証に必要な体制が確保できていると考えられる地域を優先的に選定するなど、実証の実施に適切な地域を選定した上で、実証を行う。また、消防庁は、上記実証地域の選定や先行的実証において、厚生労働省の求めに応じ、必要な協力・助言を行う。	a：（前段）令和7年度検討開始、令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置、（後段）令和7年度から前段の措置まで継続的に措置 b：（前段）令和7年度検討開始、令和8年度結論、（中段）前段の結論を得次第速やかに検討開始、結論を得次第速やかに措置、（後段）令和7年度から中段の措置まで継続的に措置 c：（前段）令和8年度検討開始、令和9年度結論、結論を得次第速やかに措置、（中段）前段の結論までに措置、（後段）令和8年度から前段の措置まで継続的に措置 d:令和7年度から、aの前段、bの中段及びcの前段の措置まで継続的に検討・措置	厚生労働省 消防庁	救急救命士による救急救命処置の範囲に係る検討の迅速化を図る観点から、これまでの救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会及び同名WGを新たな検討会に一本化した、救急救命処置の在り方に関する検討会を令和8年3月10日に開催した。 議題は、検討の迅速化を図るための「救急救命処置の在り方に係る検討手法について」、規制改革実施計画aに掲げられている処置のうち、④急性冠症候群等に対する心電計の使用による12誘導心電図の測定と伝送及び⑤心肺停止を対象にした自動式人工呼吸器による人工呼吸について議論し、検討手法に対する同意と、④急性冠症候群等に対する心電計の使用による12誘導心電図の測定と伝送及び⑤心肺停止を対象にした自動式人工呼吸器による人工呼吸について、救急救命士の実施する救急救命処置の範囲に明記することが、救急医療等の有識者からなる構成員により認められた。 ②アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内投与については、令和7年12月末に実証事業が予定どおり、医療事故に該当するような重大事故はなく終了し、厚生労働科学研究の研究班により報告を取りまとめているところと認識している。 b④幸帽児に対する卵膜の用手的な破膜については、厚生労働科学研究費補助金 地域医療基盤開発推進研究事業の『救急救命士が行う業務の質の向上に資する研究』における分担研究において「救急現場における救急救命士による幸帽児への対応に関する研究」として、来年度以降の救急救命処置の在り方に関する検討会提出にむけて、検討を進めている。 b③チューブ誘導機能を有さないビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施については、厚生労働科学研究において、チューブ誘導機能を有さないビデオ硬性喉頭鏡のニーズ等について検討が行われている。 その他に掲げられている救急救命処置については、救急救命処置検討委員会において、救急救命処置の在り方に関する検討会への提出にむけて、検討がなされ、検討内容を取りまとめている。	厚生労働科学研究費補助金　地域医療基盤開発推進研究事業の『救急救命士が行う業務の質の向上に資する研究』における分担研究の調査結果等をもって、救急救命処置の在り方に関する検討会において、有識者からなる構成員により救急救命士による救急救命処置の範囲への追加要否等を検討いただき、結論を得た後に、必要に応じて措置を行う。	検討中	継続フォロー
（3）スタートアップ・イノベーション促進										
令和7年6月13日	スタートアップ・イノベーション促進	1	災害時等におけるキッチンカーによる迅速なサービスの提供	a 厚生労働省は、災害時にいわゆるキッチンカーによる食事の提供が迅速に行われるよう、都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）の対応の実態を把握した上で、キッチンカー事業者等が被災自治体以外の行政機関又は民間団体から委託を受けて炊き出しを行う行為について、被災自治体が、避難所における食事の提供体制に鑑み、被災者へ食事を提供する社会的必要性が高く、かつ、その食事の提供が利益を得ることを目的としていないと考える場合には、一般には営業行為に当たらず都道府県知事等の許可を必要としないことを明確化する。 b 災害時にかかわらず、キッチンカーについては、複数の都道府県等の区域を越えて営業を行う際、原則、それぞれの管轄区域ごとに営業許可を取得することが必要となっており、事業者の負担が生じていることを踏まえ、厚生労働省は、複数の都道府県間等の区域を越えた広域での営業を行い得る環境整備に向けて、次の①及び②の措置を講ずる。 ①異なる都道府県等の調整により、キッチンカー事業者が単一の営業許可によって都道府県等の区域を越える営業が可能となる「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年12月27日厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。以下「令和元年通知」という。）に基づく仕組みを実効性のあるものとするため、複数の都道府県間等の区域を越えて営業を行うことを可能としている都道府県等の事例について、都道府県等の間で調整すべき内容（例えば、監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分の取扱い及び情報共有事項等）を具体的に記載した上で周知し、横展開を図る。 ②都道府県等による上記①の取組を後押しする観点から、令和元年通知を経ても残存するキッチンカーの施設基準に関する地域的差異が見直されるよう、都道府県等が公衆衛生の観点で定める施設基準等について、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第19及び第20（第66条の7関係）で定める施設基準から乖離している場合、具体例を提示し、都道府県等がその必要性及び合理性を十分検討し、所要の見直しを行えるよう周知する。	a：措置済み b：令和7年度措置	厚生労働省	①　令和8年3月27日付けで通知を発出し、複数の都道府県間等の区域を越えて営業を行うことを可能としている都道府県等の事例について、違反判明時の通報体制については違反等の通報を受けた自治体で指導しその後許可自治体へ通報していること、営業の禁停止などの行政処分については許可した自治体が実施していること等を全国の自治体へ周知した。 ②　都道府県等が公衆衛生の観点で定める施設基準等について、47都道府県の条例等を確認したところ、①の調整を困難にするようなものは認められなかった。	措置済み	措置済	継続フォロー
令和7年6月13日	スタートアップ・イノベーション促進	2	無人航空機（ドローン）の更なる活用・普及に向けた環境整備（再掲）	a 国土交通省は、無人航空機（以下「ドローン」という。）による物資輸送（災害時を含む。）を効率化し、社会実装を加速する観点から、昨今のAIその他の技術進歩を踏まえ、一人の操縦者による複数のドローンの同時運航（以下「多数機同時運航」という。）を航空法の体系下で実現するための具体的な要件（飛行可能な機体数、機体の機能及び性能、運航事業者に求められる体制、操縦者に求められる技能等）について、安全運航の確保と幅広い事業者の参入による社会実装の推進とのバランスに考慮しつつ、新技術の導入状況を加味した検討を行い、所要のガイドライン等を策定する。 b 国土交通省は、①高度な自動操縦やシステムでの常時監視を前提とした本格的な多数機同時運航のルール（a で掲げる事項の更新のほか、事故時の責任制度、運航時におけるAIによる人・障害物等の自動検知の推進を含む。）の整備、②小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会で示された「空の産業革命に向けたロードマップ」に規定される多種の機体が混在する飛行場所の空域を指定し飛行前から飛行後まで一貫した交通管理を行うUTMステップ3の早期導入について、今後のドローンの社会実装や技術開発等の状況も踏まえつつ、関係者とスケジュールを検討し、当該内容に沿って所要の措置を講ずる。	a：措置済み b：令和7年度以降継続的に措置	国土交通省	a 多数機同時運航を安全に行うための要件の検討等を進め、令和7年3月28日、「無人航空機の多数機同時運航を安全に行うためのガイドライン第一版」（国空無機第103905号）を策定した。 ＜ガイドラインの概要＞ ○対象：レベル3又は 3.5 飛行で実施する1対5（操縦者1人に対して5機）までの運航 ○各種要件 ・機体：自動操縦機能（非常時の操作介入を含む）、機外を監視できるカメラ、フェールセーフ機能の装備 等 ・操縦者：緊急時の訓練を受けていること 等 ・運航管理：状況把握・判断を容易とする操作・監視画面の配置とすること（ポップアップ機能の導入など） 等 b ①令和8年度上半期にガイドラインを改訂予定。 ②ステップ3を含む今後のUTM導入については、ステップ2初期導入による実態等を踏まえながら、必要な検討を進めていく予定。	a 措置済み b ①令和8年度上半期にガイドラインを改訂予定。 ②ステップ3を含む今後のUTM導入については、ステップ2初期導入による実態等を踏まえながら、必要な検討を進めていく予定。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和7年6月13日	スタートアップ・イノベーション促進	3	水道スマートメーターの導入促進（再掲）	a 経済産業省は、計量法施行令により一律に8年と定められている水道メーターの検定有効期間について、近年は従来の羽根車式に加えて電磁式や超音波式も流通し、軽量化や計量精度向上などの技術改良も進んでいることを踏まえ、水道メーターの構造（羽根車式、電磁式及び超音波式）それぞれの特性に応じて検定有効期間の見直しに必要な技術的検証を行い、審議会での結論を得次第、当該結論に応じて速やかに必要な措置を講ずる。なお、技術的検証においては、海外で認められたデータやストレステスト等の手法を用いることも検討する。 b 経済産業省は、計量法により全数検査が義務付けられている特定計量器（同法第2条第4項に定めるものをいう。）に係る検定及び再検定について、海外の事例も調査した上で、サンプリング検査の導入について検討し、審議会での結論を得次第、当該結論に応じて速やかに必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、今後、デジタル行財政改革会議において検討されるデータ利活用制度の在り方についての基本的な方針を踏まえつつ、水道スマートメーターにより取得した水道データについて、その利用目的や効果、データの仕様（取得方法、項目、更新頻度等）、データの目的外利用に係る同意取得や個人情報の取扱い、他分野におけるデータとの連携等について、水道スマートメーターの導入を実証的に実施している水道事業者や関係団体に調査し、データ利活用に関する専門家も含めた有識者会議において検討し、結論を得た上で、水道事業者や第三者がデータの利活用を簡素かつ容易に行えるよう、データの取扱いに係るガイドラインや事例集の作成を含め必要な措置を講ずる。その際、水道スマートメーターを新たに導入する者にとって参考となるデータ仕様を提示し、異なる水道事業者により収集されたデータの集約・連結を容易化することにも留意する。	a：令和7年度技術的検証に着手、令和9年度末までに順次結論、結論を得次第速やかに措置 b：令和8年度末までに結論、結論を得次第速やかに措置 c：令和7年度検討・結論・措置	a,b:経済産業省 c:国土交通省	a：令和6年度末から令和7年度にかけて、日本水道協会（水道事業体を会員とする団体）、関係省庁、関係事業者等と水道メーターの構造に応じた検定有効期間の見直しについて、技術的検証作業や海外事例調査の進め方等の検討や進捗確認を行う場を設け、関係者間で認識を一致させつつ、検討を進めた。また、令和7年度、計量行政審議会基本部会に検定有効期間等検討小委員会を設置し、有識者や関係者の意見も聴取しながら、水道事業体等の協力を得て、水道メーターの構造に応じた技術的検証作業や、海外事例調査を実施した。これらの結果を踏まえ、審議会において審議を行った結果、水道メーターの検定有効期間について、機械駆動部のある水道メーターの検定有効期間は、現行の8年のままとすることが妥当である、また、機械駆動部のない（電磁式、超音波式）水道メーターは、10年に延長することが適当であるとの結論が得られた。 b：令和7年度に、サンプリング検査の導入について検討するため、海外事例を調査した。調査の結果、ドイツ等の一部の国では、サンプリング検査を導入している事例があった。これらの海外での導入事例に係るメリット、デメリット等の考察を踏まえ、計量行政審議会（令和7年12月25日検定有効期間等検討小委員会、令和8年3月2日基本部会）にて審議を行った。 審議においては、サンプリング検査の導入は、すべての計量器の性能を担保できない点など、日本においてはデメリットの方が大きく馴染まない、ユーザー事業者の負担軽減や技術革新を踏まえた対応の観点からはスマートメーターの導入促進や法定の有効期間そのものの延長を検討する方が建設的である等の意見が多く、特定計量器に係る有効期間満了時のサンプリング検査の導入は行わないことが適当であるとの結論が得られた。 c 国土交通省としては、水道分野のスマートメーターの導入を実証的に実施している水道事業者や関係団体へ、水道分野のスマートメーターにより取得した水道データの利用目的や効果、データの仕様（取得方法、項目、更新頻度等）、データの目的外利用に係る同意取得や個人情報の取扱い、他分野におけるデータとの連携等について調査を行った。令和7年10月にデータ利活用に関する専門家も含めた委員で構成された「水道分野のスマートメーターの導入推進に係るワーキンググループ」を設置し、水道スマートメーターを新たに導入する者にとって参考となるデータ仕様や、異なる水道事業者により収集されたデータの集約・連結を容易化できる対応等について検討を進め、「水道分野のスマートメーターのデータ利活用に関するガイドライン」及び「水道分野のスマートメーターの導入事例集」を取りまとめ、今年3月に国土交通省のホームページで公表するとともに全国の水道事業者に向けて通知した。	a：審議会における結論を元に、機械駆動部のない（電磁式、超音波式）水道メーターの有効期間に関し、令和8年度に政令改正作業を行う。 b：措置済み c 措置済み	未措置	継続フォロー
（4）国家戦略特区										
令和7年6月13日	国家戦略特区	1	災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理に向けた産業廃棄物の処理施設の活用＊	災害廃棄物は、適正かつ円滑・迅速な処理が被災地域の早期の復旧・復興にとって重要であり、仮置場等で分別された災害廃棄物は産業廃棄物と同様の性状を有するものが多いこと等を踏まえ、産業廃棄物の処理施設を一層有効に活用するため、環境省は以下について検討し、令和7年度中を目途に結論を得て、速やかに必要な措置を講ずる。 a 非常災害時の応急措置として産業廃棄物処理施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第2項で措置されている特例の活用事例等を自治体に共有するとともに、同特例が活用できない場合の事例収集及び事実確認を行い、必要な措置の検討を行う。 b 一般廃棄物処理施設の非常災害時の円滑かつ迅速な設置のため、同法第9条の3の3で措置されている特例について、自治体の条例策定事例の更新を行い、活用事例等を自治体に共有するとともに、これまでの災害における同特例により設置された事例や、地域の取組事例も踏まえ、発災時に効果的に機能する内容について検討を進める。	令和7年度中を目途に結論、結論を得次第速やかに措置	内閣府 環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）第15条の2の5第2項及び第9条の3の3で措置されている特例について活用事例及び同特例が活用できない場合の事例収集、事実確認を行い、特例の活用事例の整理を行った。 また、廃棄物処理法第15条の2の5第2項で措置されている特例が活用できない場合の事例収集及び事実確認を行い、中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会において、一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時特例措置の拡充に係る必要な措置について検討を行った。	令和8年度中に、環境省HPにて公開している「廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例」を更新し、同法第9条の3の3及び第15条の2の5第2項で措置されている特例の活用事例を追加する。また、一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時特例措置の拡充について、速やかな措置に向けて準備を進める。	未措置	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定分）										
1．革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大										
（1）移動										
令和6年6月21日	移動	1	タクシーの規制緩和等（二種免許要件、地理試験廃止等）	a 警察庁は、普通自動車第二種運転免許（以下「二種免許」という。）を取得するために要する期間を短縮するため、令和5年度に実施した調査研究結果を踏まえ、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第33条第5項第1号ヨに定める教習を受ける者1人に対する1日における最大の教習時間を3時限から4時限に緩和し、最短5日と1時限で取得可能とする改正を行う。あわせて、道路交通法施行規則第34条に定める技能検定は、前述した1日の教習時間の上限に含まれず、同日に受検可能であることについて、各教習所に周知徹底し、教習計画への反映を促す。 b 警察庁は、教習期間を半減するよう求める要望があることも踏まえ、二種免許を取得するために要する教習内容を抜本的に見直し、道路交通における安全性の確保を前提としつつ、aと併せて取得に要する期間を大幅に縮減するため、二種免許取得に係る教習を効率化する。具体的には、実技、座学それぞれの教習科目について、一種免許取得時との重複の縮減その他教習科目の整理・統合・縮減を交通専門家らによる調査研究の実施等によって早急に検討し、結論を得次第、関係法規について所要の改正を行う。 c 警察庁は、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく、二種免許に係る運転免許試験（以下「試験」という。）について、意思、適性及び運転技能を有する在留外国人がタクシードライバーとして活躍することを円滑にする観点から、試験問題例を20言語に翻訳し、外国人等の居住実態等を踏まえた適地の警察本部において外国語による試験を実施することを可能とする。あわせて、都道府県警察における多言語を用いた試験の実施状況及び外国人等の受験状況を検証し、その実施の在り方を定期的に見直し、都道府県警察による実施の改善がしやすくなるよう情報提供する。 d 国土交通省は、タクシー業務適正化特別措置法施行規則及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第15号）による改正前のタクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）第39条第1項第2号に基づいて大都市におけるタクシー乗務員になるために必要とされる地理試験を廃止する。 e 国土交通省は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第36条第2項に基づいて、タクシー事業者がドライバーを新規に雇用した際に行う指導について、10日間とする日数要件を撤廃する。	a（前段）：令和6年上期措置 a（後段）、c（前段）、d、e：措置済み b：令和6年度目途措置 c（後段）：令和6年度以降随時実施	a、b、c：警察庁 d、e：国土交通省	a（前段） 令和5年度に実施した調査研究結果を踏まえ、道路交通法施行規則を改正し、第二種免許に係る技能教習を受ける者の1日の技能教習時間の上限を3時限から4時限に引き上げ、従来の最短7日間から、最短5日と1時限で第二種免許を取得することを可能とした（令和6年6月29日施行）。 a（後段） 令和6年3月、都道府県警察に事務連絡を発出し、技能検定については、技能教習時間の上限に含まれず、同日に受検可能であることについて、各教習所に周知徹底し、教習計画への反映を促した。 b 「普通第二種免許に係るカリキュラムに関する調査研究有識者検討会」において、令和6年9月から令和7年2月にかけて調査研究を実施し、当該調査研究の結果を踏まえ、普通第二種免許に係る技能教習を21時限から12時限に、学科教習を19時限から17時限に、それぞれ短縮することなどを内容とする道路交通法施行規則等の改正を行った（令和7年6月18日公布、令和7年9月1日施行）。 これにより、普通第二種免許の取得にかかる最低教習時限が合計40時限から29時限に短縮され、最短教習日数が従来の6日から3日に短縮された。 c（前段） 令和6年9月、全ての都道府県において、20言語の外国語で第二種免許の学科試験を受験することを可能とした。 c（後段） 都道府県警察における多言語を用いた試験の実施状況及び外国人等の受験状況等を踏まえ、都道府県警察による実施の改善がしやすくなるよう情報提供を行った。 d 令和6年2月29日施行のタクシー業務適正化特別措置法施行規則及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令により、地理試験を廃止した。 e 令和6年3月15日施行の旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令により、タクシー事業者がドライバーを新規に雇用した際に行う指導について、10日間とする日数要件を撤廃した。	a（前段、後段） 措置済み b 措置済み c（前段、後段） 措置済み d、e 措置済み	措置済	解決
令和6年6月21日	移動	4	自家用車活用事業等のモニタリング・検証・評価、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業に係る法制度を含めた事業の在り方の議論	デジタルを活用して、全国の移動の足不足の解消への道筋をつけるという観点から、規制改革推進会議における議論を踏まえ、安全を前提に、いわゆるライドシェアを全国で広く利用可能とする。このため、全国の移動の足不足の解消に向けて、自家用車活用事業等について、モニタリングを進め、検証を行い、各時点での検証結果の評価を行う。並行して、こうした検証の間、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業について、内閣府及び国土交通省の論点整理を踏まえ、法制度を含めて事業の在り方の議論を進める。	直ちに開始	内閣府 国土交通省	・令和8年2月26日に、内閣府及び国土交通省において、「自家用車活用事業等のモニタリング及び検証、令和7年12月末時点の評価及び移動の足不足の改善状況についての検証、令和7年12月末時点の利用者目線での検証結果の評価」を公表。 ・ライドシェアについて、必要な取組を実施。地方部における移動の足不足の解消に係る取組について、国土交通省「交通空白」解消本部等で実施中。	・ライドシェアについて、必要な取組を実施する。 ・内閣府及び国土交通省において、「自家用車活用事業等のモニタリング及び検証、令和8年6月末時点の評価及び移動の足不足の改善状況についての検証、令和8年6月末時点の利用者目線での検証結果の評価」を公表予定。	検討中	継続フォロー
令和6年6月21日	移動	5	タクシー仲介の適正化、白タク対策の強化	a 警察庁及び国土交通省は、道路運送法第4条第1項に違反する行為（いわゆる白タク）について、その仲介行為を行うアプリ事業者等についても、違法な仲介行為を停止するよう行政指導及び広く共犯規定を駆使した取締りを引き続き強化する。 b 公正取引委員会は、タクシー配車サービスを行う配車アプリを利用してタクシーを手配しようとする者の割合が今後高まる可能性があり、タクシー事業者にとって配車アプリが旅客の獲得にとって重要な手段となる場合には配車アプリ事業者の提示する条件を受け入れるタクシー事業者にのみ、配車サービスの提供が行われるようになるおそれがあることにも留意しつつ、配車アプリに関する市場が高度に独寡占状態にあることに鑑み、少数の有力な事業者等が、単独で、又は他の事業者と共同して、私的独占、不当な取引制限を行い、又は不公正な取引方法を用いることによって、公正かつ自由な競争が阻害されることがないよう、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為が認められた場合には、厳正・的確に対処する。	a,b:令和6年度以降継続的に措置	a:警察庁 国土交通省 b:公正取引委員会	a ・警察、国土交通省、自治体、タクシー協会等の関係機関・団体が協力し、国内の主要空港、港、観光地等において、旅客の安全・安心を確保するため白タク行為(※)の抑止に向けた広報啓発活動を実施した。 (※)道路運送法第4条第1項違反（無許可旅客自動車運送事業）又は同第78条違反（有償運送）に該当する旅客の運送を行う行為 ・実際に、警察における令和7年中の白タク行為の検挙は132件であった（前年比52件増）。警察では、白タク行為をした運転者を検挙するのみならず、これに白タク行為をさせた事業者等の取締りも強化している。 ・国土交通省では、広報啓発活動のほか、主要空港等の実態調査を踏まえて、警察へ白タク行為と疑われる事案に関する情報提供を行うなど、白タク防止対策を強化した。また、観光庁を通じ、JNTO（日本政府観光局）に対して、訪日旅行者が違法な輸送サービスを利用しないよう周知を要請した。 さらに、観光庁と連携して、OTA(Online Travel Agent)等において白タク等の違法なサービスが掲載・斡旋されないよう対応を求める旨の要請書を、海外OTA事業者や旅行業者等に発出した。 b 令和7年度において、公正取引委員会が独占禁止法違反・違反のおそれがあるとして措置・公表を行った事例はない。 なお、公正取引委員会は、配車アプリ事業者とタクシー事業者との取引等について、独占禁止法・競争政策上の考え方を示すために実態調査を実施し、令和7年4月23日に「タクシー等配車アプリに関する実態調査報告書」を公表するとともに、同月及び同年5月、同報告書について、配車アプリ事業者等に周知した。	a 引き続き、関係機関・団体と連携し、旅客の安全・安心を確保するため白タク行為の抑止に向けた広報啓発と未然防止対策を進めるとともに取締りを強化する。 b 今後とも、配車アプリに関する分野における独占禁止法違反行為が行われた場合には厳正に対処していく。	－	継続フォロー
令和6年6月21日	移動	7	自動運転レベル4の事業化加速のための道路交通法及び道路運送車両法に基づく走行に係る審査に必要な手続の透明性・公平性の確保	a 警察庁、経済産業省及び国土交通省は、道路交通法及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく走行に係る審査に必要な手続について、申請者における手続に係る準備・検討の円滑化に資するため、走行環境条件の付与から事業化の過程に至る審査手続のフロー図や各プロセスにおける審査事項や審査の観点等を明らかにすることなど審査内容や手続等の明確化を図る。また、審査手続の利便性向上と効率化・迅速化を図るため、警察庁及び国土交通省が連携して、事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めないことをするなど、申請手続や審査項目に係る重複を排除するとともに、警察庁及び国土交通省本省が個別の審査に当たって、過去の審査事例やデジタル技術の活用の徹底等により、審査を主導して実施し、従来約11か月要していた審査を2か月で完了することを目指す。また、警察庁及び国土交通省本省は、審査事例の知見を全国の都道府県警察及び地方運輸局に共有し、各地で自動運転の取組を伴走支援するための体制の整備を行う。警察庁、経済産業省及び国土交通省は、これらの措置を取りまとめた文書を作成・公表し、十分に周知する。 b 道路交通法及び道路運送車両法に基づく車両や走行エリア等に関する審査事例が現時点では極めて限定的なものにとどまることから、警察庁及び国土交通省は、引き続き、デジタル技術の活用を徹底しつつ、今後の審査事例を踏まえ、外部の有識者や民間事業者等の意見を踏まえ現場視点を確保しながら、審査手続の利便性向上と効率化・迅速化に向けた見直しを安全性を確保しつつ不断に検討する。そして、その結果をaの取りまとめ文書に逐次反映しながら、警察庁及び国土交通省は、当該文書に沿って審査手続を実行する。	a：令和6年度措置 b：継続して措置	a:警察庁 経済産業省 国土交通省 b:警察庁 国土交通省	a ・申請者による手続に関する準備・検討の円滑化に資するため、自動運転の社会実装に向けた課題を発見し、その解決を適切に進めるための体制構築の考え方や、実証計画策定に当たっての留意点等、社会実装に向けた課題解決のための検証において重要となる要素を追記した。また、申請者が手続等を分かりやすく理解できるように、走行環境条件の付与から事業化までの審査手続について、事業者等の意見を踏まえ、改めて整理した。さらに、自動運転移動サービスの社会実装に向けた事業計画を策定する際、より効率的に事業の立ち上げを可能とするため、これまで全国で社会実装された自動運転移動サービス事例の中から、使用された自動運転車両やサービス形態等の参考となる例を追記した。 b これまでの審査事例や事業者等の意見を踏まえて、逐次改訂した取りまとめ文書に沿って審査手続を行っている。	a、b 取りまとめ文書に掲げた取組を引き続き実施するとともに、当該文書について、逐次改訂を行う。	－	継続フォロー
（2）物流										
令和6年6月21日	物流	1	無人航空機（ドローン）の事業化に向けた環境整備	a 国土交通省は、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」（平成27年11月17日国土交通省）を改正し、無人航空機（以下「ドローン」という。）のレベル3飛行（無人地帯における目視外飛行）について、操縦ライセンスを保有する者（第三者賠償責任保険加入者に限る。）がデジタル技術（機上カメラ）を活用することにより、補助者や看板の配置等の立入管理措置など、移動車両上空を含む道路、鉄道等の上空の横断を新たに可能とする制度（「レベル3．5飛行」）を導入する。あわせて、当該制度を事業者等が正確に理解できるよう、説明会等を行い、人口密度が低い地域の深夜等でも当該運航が可能であること等、当該制度の詳細な内容を周知する。	a～c：措置済み d、e：令和6年措置 f：（①～③）令和6年度措置、（④）措置済み g～j：令和5年度以降継続的に措置	a、b、d、f～h：国土交通省 c：厚生労働省 国土交通省 e：内閣府 総務省 i：総務省 j：国土交通省 経済産業省	a ・令和5年12月26日に「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」を改正し、レベル3.5飛行の制度を新設。同月に（株）NEXT DELIVERYによる食品・新聞の配送、日本郵便(株)による荷物の配送がそれぞれ実現。令和7年3月31日時点で、196件の許可・承認を実施済み。 ・令和6年1月に事業者向け説明会を実施（参加：54社）。 ・令和6年2月に手続きに関する資料をまとめ、航空局ホームページにて公開。	a～d、f 措置済み	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和6年6月21日	物流	1	無人航空機（ドローン）の事業化に向けた環境整備	b 国土交通省は、レベル4飛行（有人地帯における目視外飛行）の早期事業化に向け、運航管理や操縦ライセンス、型式認証、機体認証等に係る各種施策を請ずる時間軸を定める工程表の整備を行う。また、レベル4に限らず、型式認証については、製造事業者による認証の取得を促進するため、機体の耐久性、信頼性等の証明・試験方法の例示、認証のための提出書類の記載の定型化及びガイドラインの充実、標準処理期間の制定等を行う。これらの取組によって、効率的な認証取得を実現し、申請者の開発状況等を勘案しつつ、令和5年度までに5機種以上の型式認証を目指す。 c 厚生労働省は、国土交通省と連携し、令和6年能登半島地震におけるドローンによる医薬品配送の対応等を踏まえ、「ドローンによる医薬品配送ガイドライン」（2023年3月厚生労働省・国土交通省）において、災害時に緊急に医薬品を配送する必要があると認められる場合には、当該ガイドラインの留意事項は必ずしも適用されないことを明確化する。 d 国土交通省は、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の92に規定する特例により、緊急性がある場合は、ドローンの飛行の禁止空域及び飛行の方法に係る許可・承認等に関する規定が適用除外となるところ、災害時における幅広い用途でのドローン活用を促進する観点から、事業者の予見可能性を高めるため、同条で定める「捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的」において、人命の危機又は財産の損傷を回避するために必要な措置として、医薬品・衛生用品・食品等の物資輸送や危険を伴う箇所での調査・点検、住民避難後の住宅監視が該当することを明確化する。 e 内閣府（政策統括官（防災担当））及び消防庁は、各都道府県及び市町村における関係主体（例：自主防災組織、民間企業）が災害時に地域特性を踏まえつつドローンを迅速かつ的確に活用できるよう、必要に応じ「防災基本計画」（令和5年5月30日中央防災会議決定）を見直した上で、各都道府県に対し、各都道府県及び市町村の「地域防災計画」に、災害対策の手段としてドローンを活用した現地調査や物資輸送等を位置付けることを要請する通知を発出する。 f 国土交通省は、a,bのほか、ドローンの事業化を促進するため、次の措置を講ずる。 ①航空法第132条の85及び第132条の86に基づき、ドローンの利用者が行う飛行申請に対する航空局の許可・承認手続期間について1日を目指すとともに、型式認証取得機増加により許可・承認手続を不要化する。 ②航空法に基づくドローンに係る各種申請・審査の効率化・迅速化及び利用者の利便性向上のため、ドローン使用事業者の意見を踏まえつつ、国土交通省が運営する「ドローン情報基盤システム」につき、システム全体の改修を利用者視点に立って行う。あわせて、国土交通省の審査業務等の効率化、円滑化、迅速化等の観点から、定型的業務の外部委託を行うことも含めて検討を行う。 ③物流量の増加に迅速に対応するため、総重量25kg以上のドローンの社会実装を進めることとし、審査要領において、「竪牢性が必要」などの定義が曖昧となっている要件を具体化する。 ④操縦ライセンスを取得する需要の増加に対応するため、外国人等を役員に含む企業であっても登録講習機関及び登録更新講習機関として認定されるよう「無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令」（令和4年国土交通省令第59号）を改正する。 g 国土交通省は、航空法第132条の85及び第132条の86に基づく飛行許可・承認手続や飛行計画の通報について、海外の事例を踏まえつつ、目視内飛行と目視外飛行の安全性比較を定量的に行う。その上で、物流、点検・測量等の多様な分野におけるドローンの利活用を促進するため、関係省庁及び関係機関とも連携し、当該検証結果を踏まえたリスクベースの検討を行い、例えば、低空かつ限定的な飛行範囲内でドローンを用いて農薬散布を行う場合には、一定期間内の包括的な飛行計画通報を可能とするなど、安全性確保を前提としつつ、飛行計画通報の内容や頻度等、飛行計画通報に関する運用の見直しを検討する。 h 国土交通省は、a～gを含む施策の効果検証のため、関係省庁と連携し、物資輸送や災害救助等、分野に応じたKGI（Key Goal Indicator）・KPI（Key Performance Indicator）を設定し、事故率や事故の発生原因の分析等により、措置後に検証を行う。なお、検証は毎年度実施し、施策への反映を随時行う。 i 総務省は、多様な分野におけるドローンの利活用を促進するよう、5GHz帯の周波数について、気象レーダー等の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローンに利用可能な無線LAN用周波数帯を拡大する。また、ドローン用無線局の実験運用を推進するため、既存無線システムに影響を与えない範囲で、実験試験局の開設・利用手続の簡素化を行う。 j 経済産業省及び国土交通省は、ドローンの生産性向上に向け、「ドローン航路」の社会実装に伴い「空間ID」の活用や規格整備を行うことで、「空間ID」により飛行航路内の地形・地物や気象、人流等の状況把握を可能とするなど、ドローンにおけるG空間情報の利活用を促進する措置を継続的に講ずる。その際、各国のデータ利活用の実態把握に努め、国際競争力の高いデータ形式の技術開発、標準化及び社会実装の推進を念頭に置く。			b ・環境整備に係る工程表を作成し、令和6年4月に公表。 ・申請者側のメーカー各社からの意見を聞きながら、証明・試験方法の例示、提出書類の記載の定型化及びガイドラインの充実、標準処理期間の制定等を令和5年度内に実施。（通達・ガイドラインを改正済） ・令和7年3月末時点で6機種の型式認証を実施。 ＜関連通達＞ 「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」（令和6年3月27日改正、国空機第724号、航空局安全部長通達） 「無人航空機の型式認証等の手続き」（令和6年3月27日改正、国空機第725号、航空局安全部航空機安全課長通達） 「無人航空機の型式認証等の取得のためのガイドライン」（令和6年3月29日改正、国空機第739号） c 「ドローンによる医薬品配送に関するガイドライン」を令和6年4月9日付けで一部改正し、災害時に緊急に医薬品を配送する必要が生じた場合には、状況に応じた柔軟な対応が可能であることを明確化した。 d ・能登半島地震の際に被災地で活動した事業者等にユースケース等のヒアリングやアンケートなどを実施。 ・これらの取組を踏まえ、令和6年11月29日に関連通達を改正し、人命の危機又は財産の損傷を回避するために必要な措置として、医薬品・衛生用品・食品等の物資輸送や危険を伴う箇所での調査・点検、住民避難後の住宅監視が該当することを明確化。また、参考資料として適用事例集をホームページに掲載。 ＜関連通達＞ 「無人航空機に係る規制の運用における解釈について」（令和6年11月29日改正、国空無機第68755号、航空局安全部無人航空機安全課長通達） 「航空法第 132 条の 92 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン」（令和6年11月29日改正、国空無機第68754 号、航空局安全部無人航空機安全課長通達） e 内閣府（政策統括官（防災担当））は、令和6年6月の「防災基本計画」修正において、地方公共団体が災害時に交通途絶等による孤立地域に対し食料・飲料水・医薬品等の救援物資を緊急輸送する手段の一つとして、無人航空機（ドローン）を位置付けた。その上で、消防庁は、「令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた今後の消防防災分野における推進事項について（令和6年7月12日付け消防庁次長通知）」において、各都道府県に対し、各都道府県及び市町村の「地域防災計画」に、災害対策の手段としてドローンを活用した現地調査や物資輸送等を位置付けることを要請する通知を発出した。 f ①②レベル3.5飛行の申請について、仕様要件を検討・整理するとともに、申請様式や添付資料等を見直したことにより、令和6年12月にDIPSによるオンライン申請かつ許可・承認手続き1日化を実現。 レベル3以下の飛行の申請についても、申請様式や添付資料等を見直し、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」を令和7年2月25日に改正公布、システム改修を行い、令和7年3月24日よりDIPSによる許可・承認手続き1日化を実現した。また、レベル3.5飛行制度の新設にあたって、申請様式や添付資料等の見直し・DIPS の改修により審査業務の効率化と円滑化等が図られ、審査者の省力化が実現することから、システム改修後の運用状況を踏まえて、定型的業務の取り扱いについて、更なるDX化による改善や外部委託の必要性の有無を再検証する。 ③機体要件に関し、曖昧であると指摘されていた「運用に耐え得る堅牢性を有する」との要件を、同項の「100時間以上の飛行に耐え得る耐久性を有する」との要件と統合して飛行時間の要件は撤廃するとともに、新たな要件として「実施しようとする飛行において想定される気象条件その他の運用条件を設定し、当該条件下において、安定した離陸、着陸及び飛行ができること」と規定するため、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」を令和7年3月24日に改正した。 ④登録講習機関及び登録更新講習機関の登録手続きに際し、役員の住民票の写しの提出を不要とするため、関連する省令を令和6年3月13日に改正した。 g 国内における事故等のデータや海外事例を引き続き収集中。令和6年4月にシステム改修を実施し、一定期間内の包括的な飛行計画通報を可能とした。 h 分野に応じた指標を設定するとともに、事故率や事故の発生原因の分析を実施し、令和6年4月に「第19回 小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」において公表した。令和7年度においても事故率や事故の発生原因等の集計を行った。 i 無線LANの5GHz帯について検討した結果、5.2GHz帯について、気象レーダー等の既存の無線システムへの混信を防止しつつ上空利用するために必要な制度整備（電波法施行規則等の一部を改正する省令（令和7年総務省令第41号）（令和7年4月7日公布・施行））を行った。 5.8GHz帯においては、実験試験局の開設・利用手続の簡素化を行うため、令和6年11月、「特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示」（令和6年総務省告示第352号）を制定した。さらに、5.8GHz帯の周波数の電波を利用したドローン用無線局の実験運用を推進するため、他の無線局との共用が可能な地域であって、告示に追加することが可能な地域として、新たに29件の地域を使用可能地域として追加した「特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示（令和8年2月25日総務省告示第43号）」等を制定した。 j 経済産業省では、令和7年5月にドローン航路に係るガイドラインを公開し、「空間ID」をドローン航路システムにおける共通の仕様として策定。また、研究開発・実証事業の成果およびパブリックコメントの結果等を踏まえ、「4次元時空間情報利活用のための空間IDガイドライン（1.0版）」を策定した。	g 改めて関係者からの意見を踏まえ、引き続きどういった対応が可能か検討を行っていく。 h 令和8年度以降も引き続き検討を行う。 i 措置済み j 策定済みのガイドラインや仕様等に基づき、ドローン航路の適合性を評価・認証する「ドローン航路登録制度」の開始に向けた詳細検討を進める。		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和6年6月21日	物流	4	業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車規制の在り方	a 警察庁は、道路交通法第45条第1項に基づく警察署長に対する駐車許可の申請手続について、警察署によって必要書類にばらつきがあり、また、一駐車ごとに申請が必要となり手続コストが大きいといった指摘があることを踏まえ、申請者の利便性を向上させる観点から、手続の簡素化、デジタル化を図ることとし、次の①～④の措置を講ずる。 ①全ての申請者に対し、それが初回申請か過去に許可を受けた申請であるかを問わず、オンラインによる申請を可能とするとともに、オンラインでの許可証の受取を可能とする。 ②申請時の必要書類について、警察署における運用実態を調査の上、全国統一の必要書類を決定し、それに従い規定を整備するよう都道府県警察を指導する。その際、定期的に申請を行うもので、過去に許可を受けた申請と同内容の申請にあっては、当該必要書類のうち、その内容に変更がある書類のみに限ることとする。 ③許可の有効期間は、訪問診療、貨物集配等、反復継続的な用務に使用する車両については、原則1年以上（許可の有効期間中に当該許可対象の道路車線の減少その他の道路環境の変化が生じることが合理的に予想される場合を除く。）とする方向で検討し、検討結果を都道府県警察に周知徹底する。 ④申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合については、申請の受理や駐車許可証の交付・返納受理を、書面・オンライン申請問わず一の警察署で一括して行うよう、都道府県警察を指導する。その際も、申請期限につき、原則として、駐車を希望する日の1週間前まで受付を可能とする。 b 警察庁は、駐車許可申請を受け付ける警察署において、申請用途が貨物車の貨物集配である場合に、申請の受付自体に消極的であるとの事業者の指摘があることを踏まえ、都道府県警察に対して、警察署の現場における円滑な申請の受付を指導するとともに、貨物集配が駐車許可の対象となりうることを警察庁及び都道府県警察のHP等に明示する。また、警察庁は、 ①駐車日時・場所について、訪問診療等と同様に、日時の柔軟な指定や、一申請における複数の場所の指定を要する場合 ②用務先からおおむね100m以内に駐車場があったとしても、例えば、車幅が駐車枠に収まらない場合、利用可能な車両の重さに上限が設けられている場合、駐車場が混雑し空きが少ないことが合理的に予想される時間帯である場合など実質的に当該駐車場の利用が困難と認められる場合についても、駐車許可の対象としてほしいという事業者の要望を踏まえ、①及び②について同様に、駐車許可の対象となりうることを警察庁及び都道府県警察のHP等に明示するとともに、都道府県警察に対して、現場警察署における円滑な申請の受付を指導する。 あわせて、警察庁は、警察署において、道路交通法第77条における道路使用許可との混同が見られるとの事業者の指摘を踏まえ、都道府県警察に対し、その制度・運用の異同を明確化し警察署における円滑な対応を徹底する。 c 警察庁は、申請に対する警察署長の許可について、都道府県又は都道府県内の地域ごとにばらつきがあるとの事業者からの指摘を踏まえ、交通量等の個々の現場の実情を勘案する必要があることには留意しつつも、事業者の利便を図る観点からも、統一的な判断の枠組みを制定し、公表するとともに、都道府県警察に周知徹底する。 d 警察庁は、訪問診療等の用に供する車両に対する駐車許可に関し、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（令和6年3月22日警察庁交通局交通規制課長通達）に基づき、駐車日時については、「訪問診療等事業所の業務時間内（例：9時から17時までの間）及び緊急訪問時」とし、また、駐車場所については、申請に係る訪問先を特定した上で、「訪問先付近」とするといった柔軟な運用が望ましい旨その他当該通達の内容の遵守を都道府県警察本部を通じて現場警察署に徹底させる。 e 警察庁は、a～dまでの措置について、これまで累次にわたって発出された通達が現場警察署に徹底されていないという事業者からの指摘を踏まえ、その実効性を担保すべく、関係事業者団体に対し、令和6年度は半年に1度程度、それ以降は当面の間、年に1度程度駐車許可に係る都道府県警察の遵守状況についてヒアリングを行い、参考となる不許可事例を理由とともにHP等で公表するとともに、関係する都道府県警察を適切に指導する。 f 警察庁は、道路交通法第4条第2項及び各都道府県公安委員会規則に基づく駐車禁止除外標章について、①保健師、看護師又は准看護師が、医師の指示（包括的指示を含む。）を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し看護を行うための車両及び②助産師が直ちに妊産褥婦宅等を緊急に訪問し助産等を行うための車両がその対象となりうることを明確化し、都道府県警察を指導する。あわせて、各都道府県公安委員会規則により定められる駐車禁止除外標章の申請手続について、ローカルルール見直しに係る基本的考え方（令和5年6月1日規制改革推進会議決定）に即して、都道府県ごとに異なる申請様式を統一する方向で検討し必要な措置を講ずる。 g 国土交通省は、平成27年から15年間でトラック運転手が約3割減少するとの予測もある一方で、宅配便取扱個数が過去5年間に約18%増加するなど増大の一途にある中、共同住宅内における荷さばきを行うための駐車施設が十分に設けられておらず、又は全く設けられていないことにより、路上駐車が交通渋滞を引き起こす原因にもなり得ることや、宅配事業者が当該共同住宅内の駐車場探索その他のコストを要し宅配事業者の生産性に悪影響が生じており、例えば、一部研究では、タワーマンションにおいて車両から搬送先への1往復だけで30分程度を要するとする課題が指摘されていることも踏まえ、標準駐車場条例（令和2年9月7日国土交通省都市局長通知）の改正により、共同住宅の用途に供する部分のある建築物を新築等する場合においても、百貨店等と同様、一定規模以上の荷さばきのための駐車施設を附置しなければならない旨の規定を置くこととし、あわせて、地方公共団体にその旨を周知する。	a：（①）令和6年度検討、令和7年度措置、（②・③）令和6年度検討・結論、都道府県警察に通知、（④）可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度措置 b,d,e,g：可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度措置 c：令和6年度検討、結論を得次第速やかに措置 f：令和6年度検討・結論、都道府県警察に通知	a～f：警察庁 g：国土交通省	a① 令和7年12月15日から運用を開始した警察行政手続オンライン化システムにおいて、全ての申請者に対し、それが初回申請か過去に許可を受けた申請であるかを問わず、オンラインによる申請を可能とするとともに、オンラインでの許可証の受取を可能とした。 a② 全国統一の必要書類に従い、駐車許可申請の規定を整備すること、その際、定期的に申請を行うもので、過去に許可を受けた申請と同内容の申請にあっては、当該必要書類のうち、その内容に変更がある書類に限ることを徹底するよう、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（令和7年3月31日付丙規発第7号等）」及び「駐車許可の運用の見直しにおける留意点について（令和7年3月31日付丁規発第54号等）」（以下「駐車許可通達等」という。）を発出し、都道府県警察を指導した。 a③ 反復継続的な用務に使用する車両については、許可の有効期間を原則1年以上（許可の有効期間中に当該許可対象の道路車線の現象その他の道路環境の変化が生じることが合理的に予想される場合を除く。）とすることを徹底するよう、駐車許可通達等を発出し、都道府県警察を指導した。 a④ 申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合については、申請の受理等を一の警察署で一括して行うこと、その場合も、申請期限は原則として、駐車を希望する日の1週間前までとすることを徹底するよう、駐車許可通達等を発出し、都道府県警察を指導した。 b 貨物集配中の車両も駐車許可の対象となり得ること、これらの申請があった場合には適切に審査を行うことについて、駐車許可通達等を発出し、都道府県警察を指導したほか、これらを警察庁のHPに掲載して明示するとともに、都道府県警察のHPに掲載するよう都道府県警察を指導した。 b① 駐車日時・場所について柔軟な指定を行うこと、一申請における複数場所の指定が可能であることについて、駐車許可通達等を発出し、都道府県警察を指導したほか、これらを警察庁のHPに掲載して明示するとともに、都道府県警察のHPに掲載するよう都道府県警察を指導した。 b②「あわせて」以下） 円滑な対応を徹底するために、都道府県警察に対して、駐車許可通達等を発出し、駐車許可と道路使用許可との異同を明確化した。 c 制定した許可の統一的な判断枠組みに基づき判断するよう、駐車許可通達等を発出して都道府県警察を指導し、これらを警察庁のHPに掲載して公表するとともに都道府県警察に周知徹底した。 d 許可の日時及び場所について「○時から○時までの間」や「訪問先付近」として許可するなど、柔軟な運用が望ましい旨その他「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について」（令和6年3月22日警察庁交通局交通規制課長通達）の内容を盛り込んだ駐車許可通達等の遵守を徹底するよう、駐車許可通達等を発出し、都道府県警察を指導した。 e 令和6年度以降関係事業者団体に対するヒアリングを複数回実施し、令和7年度においても関係事業者団体からのヒアリングを実施した。 f 「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて」及び「駐車規制からの除外措置の運用の見直しにおける留意点について（令和7年3月31日付丁規発第55号等）」を発出し、保健師、看護師又は准看護師が、医師の指示（包括的指示を含む。）を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し看護を行うための車両及び助産師が直ちに妊産褥婦宅等を緊急に訪問し、助産等を行うための車両が駐車規制からの除外措置の対象となり得ることを明確化し、これに基づき都道府県公安委員会規則を整理するよう都道府県警察を指導したほか、全国統一の申請様式に従い、指定除外車標章の申請様式の規定を整備するよう都道府県警察を指導した。 g 共同住宅の用途に供する部分のある建築物を新築等する場合において、一定規模以上の荷さばきのための駐車施設を附置しなければならないとする条例を地方公共団体が制定出来るよう、令和7年3月7日に駐車場法施行令の一部を改正する政令を公布（令和8年4月1日施行）するとともに、令和7年3月28日に標準駐車場条例を改正して地方公共団体に通知した。	a① 措置済み a②～④、b、c、d 措置済み

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
	（4）公共									
令和6年6月21日	公共	1	地方公共団体の調達関連手続のデジタル化	a　総務省は、スタートアップなど事業者や地方公共団体の事務処理の効率化及び利便性の向上を図る観点から、地方公共団体における「物品・役務」の入札参加資格審査に係る申請手続（申請項目、必要書類及び申請方法（資格の有効期間、申請時期、受付期間等））に関し、事業者の負担を従前よりも増加させないことや、地方公共団体が地域の実情に応じた契約の適正な履行を引き続き確保できるようにすること等に留意しつつ、全ての地方公共団体について共通化することとし、当該共通化の具体的内容については、①「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書」（令和5年12月27日新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会。以下「総務省研究会報告書」という。）において、申請項目及び必要書類（以下「申請項目等」という。）について、(イ)全地方公共団体共通の申請項目等及び(ロ)申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目等を設けつつ、(ハ)地方公共団体が独自の申請項目等を設けることができるようにする旨の提言がされていることや、②経済団体からは、「物品・役務」の入札参加資格の統一に関し、各地方公共団体の審査における独自の項目等又は加点要素（以下「独自項目等」という。）を入札参加資格審査の段階（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項）ではなく個別入札の段階での要件（同第167条の5の2）とすべきとの意見があることを踏まえ、地方公共団体や事業者から意見を聴いた上で、「地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について」（令和3年10月19日総行行第369号総務省自治行政局行政課長通知）で示した「標準項目」等の見直しを含め検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。 b　総務省は、スタートアップなど事業者や地方公共団体の事務処理の効率化及び利便性の向上を図る観点から、経済団体の①地方公共団体間で「物品・役務」の入札参加資格を統一するとともに、②各地方公共団体の審査における独自項目等の考慮は入札参加資格審査の段階（地方自治法施行令第167条の5第1項）ではなく個別入札の段階での要件（同第167条の5の2）としつつ、③個別入札ごとに同じ書類の提出を課すことで入札参加者及び地方公共団体の負担が従前よりも増加することがないよう、同じ書類の再提出を不要とするワンスオンリー（届出一度きり原則。以下同じ。）[1]を後記cの地方公共団体の「物品・役務」の調達関連手続（入札参加資格審査、入札の公告、入札、契約、完了届・検査及び請求・支払をいう。以下同じ。）に係る共通システムの整備で実現すべき、との意見や、経済団体の意見も聴きながら取りまとめられた総務省研究会報告書において、「審査基準は、（略）地方公共団体の契約の規模や内容の実態その他の地域の実情が様々であることから、多様なものとなっている」とした上で「広域又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて地方公共団体が申請を受け付けられるようにすることについて検討する必要がある」と提言されていることを踏まえ、地方公共団体や事業者から意見を聴いた上で、事業者が複数の地方公共団体に対して入札参加資格審査申請をすることができる仕組みを検討し、結論を得る。 c　総務省は、デジタル庁と連携し、スタートアップなど事業者や地方公共団体の事務処理の効率化及び利便性の向上を図る観点から、地方公共団体における「物品・役務」の調達関連手続に係る共通システムの整備に関し、総務省研究会報告書において、都道府県単位で共同システムを整備する方法や、国の政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用する方法、全地方公共団体共通のシステムを整備する方法を検討すべきとの提言がされていることや、経済団体から、全ての地方公共団体の「物品・役務」に関する全ての調達関連手続について、全国単一の電子申請プラットフォームから手続可能とすることでデジタル完結及びワンスオンリーを実現すべきとの意見があることを踏まえ、地方公共団体や事業者から意見を聴きつつ、全ての地方公共団体の「物品・役務」に関する調達関連手続のうち、まずは入札参加資格審査申請について、デジタル完結及び全国的なワンスオンリーの実現可能性を検討した上で、広域又は全国的な共通システムを早期に実現する方向で検討し、可能な限り早期に結論を得次第、結論に応じて実現時期について地方公共団体と協議する等、必要な措置を講ずる。 d　総務省は、入札参加資格に係る手続の見直し及び広域又は全国的な共通システムの整備に係る必要な措置を講ずるに当たり、入札参加資格を取得できない等の不利益が中小企業・小規模事業者に生じないようにするとともに、地方公共団体における入札参加資格審査の事務の円滑な処理に支障が生じないよう、当該措置に関して必要な事項について十分な期間を設けた上で、適切に周知する。 1　一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。	a：令和6年度結論、令和7年度から各地方公共団体のシステム更改時期その他必要な経過措置期間までに措置 b：令和6年度結論 c：令和6年度結論、結論を得次第速やかに措置 d：a,b,cそれぞれの措置と併せて措置	a,b,d：総務省 c:総務省 デジタル庁	a～d　令和7年度の規制改革実施計画「地方公共団体の調達関連手続のデジタル化」の回答と同様の取組を実施。	a～d　令和7年度の規制改革実施計画「地方公共団体の調達関連手続のデジタル化」の回答と同様の取組を実施。	措置済	フォロー終了
令和6年6月21日	公共	3	倒産手続のデジタル化	a　法務省は、破産手続、民事再生手続又は会社更生手続（以下「倒産手続」という。）に携わる実務家から諸外国と比較して倒産手続のデジタル化に係る司法府の取組が遅れており、デジタル化の運用開始までに時間を要することへの懸念が示されていることも受け止め、司法府における自律的判断を尊重しつつ、債権届出を行う債権者に関する本人確認について、現在、書面による債権届出書提出の場合には、届出時点で運転免許証等の提示等による厳格な本人確認は行われておらず、特段の問題が生じていないことを踏まえ、手続のデジタル化に伴う債権者等の手続負担の軽減を図る観点から、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年2月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）等の内容も参照し、令和10年6月までに予定される倒産手続の電子システム導入に当たり、インターネットを利用した債権届出の電子提出時の本人確認は、書面による債権届出の際の本人確認の程度と比較して、債権者に不要な負担を課さないものとするなどして、債権者がシステムの利用を選択しやすくする方向で、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所によるシステム構築のための環境整備に取り組む。 b　法務省は、司法府における自律的判断を尊重しつつ、令和10年6月までに最高裁判所が整備する予定の倒産手続の電子システムにおいて、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号。以下「改正法」という。）の趣旨を踏まえて、債権届出に係る情報がテキストデータの形で入力可能となること、その上で、債権者が裁判所に対して書面で債権届出を行った場合には、破産法（平成16年法律第75号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）上、裁判所書記官が債権届出によって得られる情報を基礎として債権者や債権額等の一覧表（債権者表）を作成することが定められていることを踏まえつつも、破産管財人等がテキストデータ化する方が個別の事案を効率的に処理できると認められる場合もあることに鑑み、改正法の下で、いたずらにテキストデータ化の負担を破産管財人等にかけることなく、適切な運用が図られるための環境整備に取り組む。 c　法務省は、倒産手続に携わる実務家から諸外国と比較して倒産手続のデジタル化に係る司法府の取組が遅れており、デジタル化の運用開始までに時間を要することへの懸念が示されていることも受け止め、司法府における自律的判断を尊重しつつ、債権届出における債権額等の情報をテキストデータで管理・変換することのみによっては、債権調査や配当金額の計算など後続の手続を破産管財人等が情報システム等によって効率的に行うことが困難であり、デジタル完結を実現することが必要であるとの指摘があることを踏まえ、倒産手続の迅速化、効率化を推進する観点から、令和10年6月までに予定される倒産手続の電子システムの導入に当たって、破産管財人等が、債権届出における債権額等のデータを債権調査、配当金額の計算その他の後続の手続にも自動的に利用することを可能とする方向で、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所による情報システムの構築のための環境整備に取り組む。 d　法務省は、倒産手続に携わる実務家から諸外国と比較して倒産手続のデジタル化に係る司法府の取組が遅れており、デジタル化の運用開始までに時間を要することへの懸念が示されていることも受け止め、司法府における自律的判断を尊重しつつ、破産管財人等が債権者に郵送することが一般的な書面について、倒産手続の電子システム導入に合わせて、当該書面に係る情報の提供方法もデジタル化し、郵送費用を削減することにより、債権者に対する配当額を増やすべきとの指摘を踏まえ、令和10年6月までに予定される倒産手続の電子システム導入に当たり、破産管財人等が裁判所に提出する財産状況報告書又は認否書その他倒産手続において破産管財人等から債権者に送付されることが一般的な書面の全てについて、破産管財人等がこれらの書面をシステムを通じて裁判所に提出した際に、同時に当該書面提出があった旨の電子的通知が債権者にも発出され、債権者が電子的に当該書面を閲覧できるようにする方向で、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所によるシステム又は機能の構築のための環境整備に取り組む。	a～d：令和6年度に検討に着手し、改正法の施行時期に先立つ可能な限り速やかな時期に結論、結論を得て措置	法務省	a　デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、債権者が利用しやすいものとすること等についての環境整備に取り組んでいる。 b　改正法の運用について、司法府の自律的な判断を尊重しつつも、破産管財人等の負担がいたずらに増えないものとするように適切な運用が図られるための環境整備に取り組んでいる。 c　デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、破産管財人等が利用しやすいものとすること等についての環境整備に取り組んでいる。 d　デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、債権者にとっても利便性のあるものとすること等についての環境整備に取り組んでいる。	a　引き続き、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、債権者が利用しやすいものとすること等についての環境整備に取り組む。 b　引き続き、改正法の運用について、司法府の自律的な判断を尊重しつつも、破産管財人等の負担がいたずらに増えないものとするように適切な運用が図られるための環境整備に取り組む。 c　引き続き、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、破産管財人等が利用しやすいものとすること等についての環境整備に取り組む。 d　引き続き、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、債権者にとっても利便性のあるものとすること等についての環境整備に取り組む。	未措置	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和6年6月21日	公共	4	死亡・相続手続のデジタル化	a　デジタル庁は、総務省及び法務省と連携し、生命保険会社等が顧客の死亡に関する行政が保有する情報（以下「死亡情報」という。）にアクセスできれば、遺族等に対する死亡保険金等の迅速かつ確実な支払が可能となるほか、故人が契約していた電話通信契約などの各種サービスの利用料徴収を適時に停止し遺族に不必要な負担を生じさせないことが可能となるが、現状では、行政が保有する国民の死亡に関する情報にアクセスできないことを踏まえ、生命保険会社等が死亡情報にアクセスすることができる方策を必要な悪用防止策及び個人に関する情報の適切な取扱いの観点を考慮の上検討し、具体的方策に関する結論を得る。 b　法務省は、デジタル庁と連携し、相続手続の基礎となる法定相続人の特定に当たり、被相続人の生涯における全本籍地の戸籍証明書等を市区町村から書面で収集した上で、相続手続ごとに戸籍証明書等を提出する書面のやり取りが相続人の負担となっているとの指摘がある一方で、戸籍証明書等は、多くの市区町村でオンライン請求が行われておらず、かつ、その交付をオンラインで行っている市区町村がない現状を踏まえ、相続に伴う遺族等の負担を軽減する観点から、マイナポータル等を用いた戸籍証明書等の操作性に十分配慮したオンライン請求を全国で実現することを目指し、戸籍情報連携システムの改善を含め、その方策に関する具体的検討に着手し、結論を得次第、市区町村と連携して、情報システムの見直しなど所要の措置を講ずる。また、戸籍証明書等の電子交付を、平成6年の戸籍法改正から令和2年9月にかけて行われた全国の市区町村における戸籍事務のコンピュータ化に伴い順次テキストデータ化されている戸籍情報及び各市区町村のコンピュータ化以前の戸籍のうちイメージデータ化されている約1.1億件の戸籍情報を対象に全国で実現することを目指し、具体的検討に着手し、結論を得次第、市区町村と連携して、情報システムの見直しなど所要の措置を講ずる。さらに、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項の士業者が職務のために戸籍証明書等を請求する場合についても、操作性に十分配慮したオンライン請求を実現するため、他の行政手続における対応も参考に、不正請求の防止策を含めて具体的検討を行い、結論を得次第、市区町村及び士業団体と連携して、情報システムの見直しなど所要の措置を講ずる。 あわせて、記載された日付の誤り、電子化できない文字があることなどの事由により電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍（改製不適合戸籍）約8.8千件の当該事由の解消による機械可読なテキストデータ化及び紙を原本として取り扱っている約5万件の除籍のイメージデータ化を完了していない市区町村名について、各市区町村に情報提供し、進捗に応じて更新する。 c　法務省は、デジタル庁と連携し、戸籍証明書等に基づき相続人が作成した「法定相続情報一覧図」を登記官が認証し、無料で交付している法定相続情報証明制度に関し、その利用により行政機関又は民間事業者における相続に関わる業務を効率化することができる一方、現状では、法務局への申出の方法及び交付される証明書が書面に限定されていることを踏まえ、マイナポータル連携を含めて申出や証明書の交付をオンライン化するための方策を、民間事業者等の意見も聴きながら、費用対効果や証明書の提出先となる各種機関における電子署名の検証等の体制の整備状況を考慮して検討し、結論を得次第、情報システムの整備など所要の措置を講ずる。 d　法務省は、現状では、相続人が自ら戸籍証明書等を収集して行政機関や金融機関等の民間事業者に法定相続関係を証明する必要があり、相続人の負担となっているところ、行政が保有している戸籍情報に基づき、戸籍上の証拠が残存する範囲において相続人の関与なく機械的に法定相続人を特定し、相続人の手続負担を回避する仕組みの構築の実現可否について、デジタル庁と連携して検討し、結論を得る。	a：令和7年度結論 b,c：令和6年度結論、結論を得次第速やかに措置 d：令和6年度結論	a：デジタル庁 総務省 法務省 b～d：法務省 デジタル庁	a　生命保険会社等が死亡情報にアクセスすることができる方策について、死亡情報に関する法制度、行政システム仕様等の現状について、必要な悪用防止策及び個人に関する情報の適切な取扱いの観点を考慮の上検討を行った結果、令和8年3月時点では、民間企業等が死亡情報にアクセスできる方策を実現することは困難であると判断した。 b　デジタル庁が実施した調査研究に参加し、現状の整理を行った。 戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和7年法務省令第9号）により、士業者が職務のために戸籍証明書等をオンラインで請求する場合に必要な要件を定めた。 改製不適合戸籍及び紙を原本として取り扱っている除籍について調査を行い、その結果として取りまとめた対象市区町村の一覧を各市区町村に情報提供した。 c　申出及び証明書の交付のオンライン化について、民間事業者等に対するアンケート調査結果、オンライン化の費用対効果、提出先となる各種機関における電子署名の検証等の体制の整備状況を考慮し、申出のみのオンライン化の実現も含め検討した結果、令和7年3月時点ではオンライン化を実現することは困難であると判断した。令和8年3月末時点においても前記の状況等に変化はない。 d　相続人の関与なく機械的に法定相続人を特定し、相続人の手続負担を回避する仕組みの構築について検討を行った結果、構築のための経費が効果を大きく上回ることから、具体的な作業の着手には時期尚早と判断した。	a　生命保険会社等のニーズや死亡情報に関連するオンライン化の進捗等に注視しつつ、関係省庁と連携して、引き続き検討を行う。 b　調査研究における市区町村へのヒアリングでは、戸籍証明書等のオンライン請求を導入していない理由として費用対効果が上げられていたところ、オンライン請求を導入している市区町村数は、令和8年1月5日現在で435市区町村と、令和7年1月6日現在の347市区町村から、1年間で100市区町村程度増加しており、なおも増加傾向にあることから、費用についても低減していくことが予想されるため、現状を注視する。 不正請求の防止策については、法務大臣が定めるとされていることから、その内容について各士業団体と引き続き調整を進めている。 c　民間事業者及び申出人のニーズ並びにオンライン化に関する環境の変化を注視しつつ、引き続き実現に向けた検討を行う。 d　措置済み	検討中	継続フォロー
令和6年6月21日	公共	5	地方公共団体に対する申請等に関するローカルルールの縮減	規制所管府省は、国民の利便性や事業者の事業活動の円滑化、事務処理の効率性の確保等の観点から、法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）並びにこれらを実施するための手続を定める通達、通知、事務連絡、疑義解釈等（以下総称して「国の法令等」という。）において、地方公共団体に対する「申請等」（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。）第3条第8号）に係る規定及び関連手続の制定又は改正を行う際、少なくとも、 ・事業者が複数の地方公共団体に対し毎年行う可能性がある「申請等」（事業者がその事業所ごとに事業所所在の地方公共団体に対して行う「申請等」を含む。）及び ・勤務先など第三者が作成した証明書その他の書面を添付することとされる「申請等」であって、当該第三者が社員等の居住地等を管轄する地方公共団体に応じて、毎年作成する可能性があるものについては、国の法令等において当該「申請等」の記載事項（書式・様式を含む。）及び添付書類（以下総称して「記載事項等」という。）を定める。ただし、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要があるとして、独自の規律を設けることを妨げないことという、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る「申請等」について独自の記載事項等を使用することを妨げない。	令和6年度から継続的に措置	全府省	【総務省】 令和5年度6月16日閣議決定規制改革実施計画の「ローカルルールの見直し」の回答と同様。 【経済産業省】 経済産業省において所管している法律について、該当する「申請等」が存在するか調査を実施し、当該法令の改正を行う際に、国の法令等において「申請等」の記載事項及び添付書類を定める必要性について周知を実施した。 【上記以外の省庁】 取り組み等なし	【内閣府】 引き続き、規制所管府省に対し、新たにローカルルールが発生しないよう求めるとともに、新たにローカルルールが発生していることが疑われる場合には、必要に応じて規制所管府省にヒアリングを行う。 【総務省】 令和5年度6月16日閣議決定規制改革実施計画の「ローカルルールの見直し」の回答と同様。 【経済産業省】 引き続き、経済産業省において所管している法律について、該当する「申請等」の必要な法令等の創設・改正の際に、国の法令等において「申請等」の記載事項及び添付書類を定める必要性について周知を行う。 【上記以外の省庁】 取り組み等なし	－	フォロー終了
令和6年6月21日	公共	6	地方公共団体への公金納付のデジタル化	デジタル庁、総務省、厚生労働省及び国土交通省は、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに公物の占有に伴う使用料等の公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）について、 「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」（令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）等に基づき、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。 あわせて、デジタル庁及び総務省並びに警察庁、こども家庭庁、文部科学省及び国土交通省は、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金納付を行うことができるよう措置されることを踏まえ、全国共通の取扱いとするべきとの要請がある土地賃料、放置違反金、保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費及び住宅使用料について、納付書の取扱いがない又はその件数が極めて少ないなど、費用対効果が不十分であると地方公共団体が判断した場合を除き、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。	（前段）遅くとも令和8年9月までに措置、（後段）前段の時期以降速やかに措置	（前段）デジタル庁 総務省 厚生労働省 国土交通省 （後段）デジタル庁 総務省 警察庁 こども家庭庁 文部科学省 国土交通省	・地方公共団体が公金納付にeLTAXを活用することができるよう、令和6年6月に地方自治法を改正した。 ・規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）を踏まえ、令和6年7月に新たに文部科学省と子ども家庭庁を関係省庁連絡会議（※）の構成員に加えた。 （※令和8年3月31日時点の構成員・・・デジタル庁、総務省、内閣府、警察庁、個人情報保護委員会事務局、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省） ・令和6年10月に関係府省庁連絡会議を開催し、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」において、「デジタル庁及び総務省並びに警察庁、こども家庭庁、文部科学省及び国土交通省は、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金納付を行うことができるよう措置されることを踏まえ、全国共通の取扱いとするべきとの要請がある土地賃貸料、放置違反金、保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費及び住宅使用料について、納付書の取扱いがない又はその件数が極めて少ないなど、費用対効果が不十分であると地方公共団体が判断した場合を除き、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずること」を位置づける改定を行った。 ・eL-QRを活用した公金収納のデジタル化に対応するための財務会計システム等の改修に要する経費について、令和7年度からデジタル活用推進事業費の対象とした。 ・eL-QRを活用した公金収納の令和8年9月の開始に向けて、地方税共同機構において、eLTAXの改修等を進めるとともに、令和7年度より順次、各地方公共団体において公金の収納管理を行っているシステムとeLTAXを接続するためのシステム改修等を進められるよう、令和7年1月に地方税共通納税システムの仕様書を公開した。これを踏まえ、令和7年2月に、総務省より、eL-QRを活用した公金収納の開始に向けた留意事項通知を発出した。令和8年2月・3月には、留意事項通知について更新を行い、再度発出した。 ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、生活保護及び子ども・子育て支援の5業務の標準仕様書に納付書についての記載があることから、納付書へのeL-QRの印字を可能とする標準仕様書改定を行った。	・令和8年9月にeLTAXを活用した公金収納を開始することができるよう、関係する政省令の改正、地方税共同機構におけるeLTAXの改修を進めるとともに、地方税共通納税システムの公開仕様書に基づき、令和7年度より順次、各地方公共団体において公金の収納管理を行っているシステムとeLTAXを接続するためのシステム改修を行うことができるよう、標準化対象事務に係る公金について、標準仕様書の改定を行っており、令和8年度においても引き続き必要な取組を実施する。 ・全国での公金収納へのeL-QR導入状況を把握するため、令和8年4月時点での各公金ごと導入予定について全地方公共団体を対象とした調査を実施する。 ・引き続き、各地方公共団体における公金収納に係るeLTAXの活用に関する検討状況や課題を丁寧に把握し、必要な情報提供や助言をきめ細やかに行うなど、どの地方公共団体においても、eLTAXの活用に向けた準備が着実に進められるよう、必要な取組を実施する。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和6年6月21日	公共	8	賃金の「デジタル払い」の実現	厚生労働省は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）に基づく資金移動業者の口座への賃金支払制度（賃金のデジタル払い）について、要件を満たすことが確認できた事業者から早期に指定を行うとともに、資金移動業者の申請に向けた検討の円滑化に資するよう、これまでの指定審査に係る事前相談や、指定審査における厚生労働省からの指摘事項を踏まえた資金移動業者向けのQ＆Aを、令和6年度上期から作成・公表し、順次追加していく。また、指定審査の状況を踏まえ、申請に係る標準処理期間について2か月程度を基本として設定するとともに、資金移動業者の指定後速やかに規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）で「制度施行から2年経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する」とした措置として、制度利用状況の把握を開始する。加えて、EBPM（EvidenceBasedPolicyMaking）に基づき制度を検証するため、厚生労働省は、資金移動業者の申請件数及び審査状況を速やかに公表するとともに、賃金のデジタル払いに用いるために開設された口座数、利用状況、当該時点での非制度利用者を含む潜在的な制度利用意向等を指標としたモニタリングを毎年実施し、その結果について、本制度の適切な運用に資する観点を踏まえ公表する。	資金移動業者の申請件数及び審査状況の公表について措置済み 課題の有無の検証として、制度利用状況の把握を開始することについて令和6年度措置 資金移動業者向けのQ＆A作成・公表について令和6年度上期措置 その他の事項について直ちに検討・結論後速やかに措置	厚生労働省	① 資金移動業者の申請件数及び審査状況の公表について 令和6年1月、厚生労働省ウェブサイト（資金移動業者の口座への賃金支払に関するページ）に、審査状況の項目を追加し、資金移動業者の申請件数（累計）及び審査中の事業者数を公表済み。 ② 制度利用状況の把握を開始することについて 厚生労働大臣の指定を受けた指定資金移動業者における賃金支払の口座件数・口座残高等の利用状況について、指定以降、資金移動業者から定期的に報告を求めることにより把握を開始。 ③ 資金移動業者向けのQ＆A作成・公表について 令和6年8月、厚生労働省ウェブサイトに、これまでの指定審査に係る事前相談や指定審査における厚生労働省からの指摘事項を踏まえた資金移動業者向けのQ＆Aを公表。その後も順次更新。 ④ その他の事項について (1)令和6年8月、指定申請のあった事業者について、厚生労働大臣の最初の指定を行い、以降、要件を満たすことが確認できた事業者について順次、追加的な指定を実施。 (2)令和6年12月、申請に係る標準処理期間を2か月と設定し、厚生労働省ウェブサイトに公表。 (3)非制度利用者を含む潜在的な制度利用意向等の実態把握のため、企業・労働者へのニーズ調査を令和6年度に実施。令和7年4月、調査結果を厚生労働省ウェブサイトに公表済。	①～③ 措置済み ④(1)、(2) 措置済み ④(3) 措置済み	措置済	解決
令和6年6月21日	公共	9	社会保険・雇用保険手続のデジタル完結	a 厚生労働省は、手続のデジタル完結を図る観点から、社会保険に係る手続について、利便性の向上に資するユーザーインターフェースを有するオンラインフォーム上でのデータのやり取りを可能とする方向で検討し、結論を得る。 b 厚生労働省及びデジタル庁は、日本年金機構が実施する年金給付の速やかな受取をより一層広げていくため、公金受取口座を受取口座として指定する場合には、改めての預金通帳等の写しが不要であることを効果的に周知する。 c 厚生労働省は、年金を納める現役世代や年金を受給する高齢者世代に係る手続のデジタルによる簡素化を進める観点から、国民年金や厚生年金の直近のシステム改修や今後のスケジュールについて、HP等で随時公表する。 d 厚生労働省は、デジタル手続による利便性向上を一層進めるため、求職者支援制度における職業訓練受講給付金について、不正受給の防止にも留意しつつ対面で行っている通帳確認などの在り方について検討を行い、結論を得る。	a～d：令和6年度措置	a,c,d：厚生労働省 b：厚生労働省 デジタル庁	a 社会保険に係る手続については、国民年金保険料免除・納付猶予の申請や老齢年金の請求など、既にe-Govやマイナポータルで申請を可能となっている。 c 直近のシステム改修や今後のスケジュールについては、日本年金機構ホームページで公表している年度計画の中でお示ししており、新しい電子申請サービスを開始したときにも、同ホームページでお知らせしている。 d 求職者支援制度における職業訓練受講給付金について、通帳確認に係る関連情報も精査しつつオンライン化に向けた検討を進めているところ。 【厚生労働省】 b 厚生労働省においては、受給開始年齢に達し、老齢年金の受給権が発生する方に対して事前送付する年金請求書様式等を見直し、公金受取口座を利用する場合は通帳等の写しの添付が不要であることを明記した請求書及び手続き案内リーフレットの送付を令和7年3月から開始した。 【デジタル庁】 b デジタル庁においては、公金受取口座を登録しておくと、年金の申請をするときに、公金受取口座を利用する場合は通帳等の写しを提出する必要がなくなる旨を、ホームページやリーフレット等で周知している。	a、c 措置済み d 求職者支援制度における職業訓練受講給付金の申請等について、令和8年度中にオンライン化を予定。 【厚生労働省】 b 措置済み 【デジタル庁】 b 措置済み	検討中	継続フォロー
令和6年6月21日	公共	10	水素の利活用の円滑化に向けた「定置式製造設備」に関する規制見直し	経済産業省は、現行、FCV（燃料電池自動車）等の車両に水素を充填するための「圧縮水素スタンド」（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項第25号）においては、その運用における安全性の確保の状況を踏まえ、保安に係る人員の選任について、保安監督者1名のみを選任すれば足りるという制度になっている（同規則第64条第2項第5号）一方、水素発電機やFCフォークリフト等の燃料に利用する目的で充填容器に水素を充填する「定置式製造設備」（同規則第6条第1項）については、保安統括者、保安技術管理者及び保安係員の最低3名の選任が必要となっていることを踏まえ、水素のみを取り扱う下記a及びbの形態の定置式製造設備について、安全性を確保するための一定の措置を講ずることを前提に、保安監督者1名のみを選任すれば足りることとする。 a 圧縮水素スタンドに併設する一定規模以下の定置式製造設備 b 圧縮水素スタンドに併設されず、独立して設置される一定規模以下の定置式製造設備	令和6年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	有識者による検討会等において、圧縮水素スタンドに併設の水素充填所、独立して設置される水素充填所における保安管理体制のあり方について、令和6年度に論点の整理を実施した上で、令和7年度は、その設備構成や充填方法等を踏まえた保安管理体制に係る技術基準等の考え方について検討を行った。 a 圧縮水素スタンドに併設される定置式製造設備に関して、その設備構成や充填方法等を踏まえた保安管理体制に係る技術基準等の考え方について検討を行った。 b 独立して設置される定置式製造設備に関して、その設備構成や充填方法等を踏まえた保安管理体制に係る技術基準等の考え方について検討を行った。	令和7年度までの検討を踏まえ、引き続き法技術的な検討を進め、令和8年度を目途に結論を得ることとし、結論を得次第速やかに措置する予定。	検討中	継続フォロー
令和6年6月21日	公共	13	条例公布時の長の署名における電子署名による方法の追加＊	条例公布時に長の自署による署名を求めていることについて、総務省において、有識者等へのヒアリングを行いつつ法規における「署名」の意義を整理した上で、デジタル庁など関係省庁の参画を得て、電子署名とタイムスタンプを組み合わせた方法による署名が自署の代替となるか検討し、令和6年度中に結論を得る。	令和6年度結論	内閣府 総務省	●地方からの制度改正を求める提案を受け、義務付け・枠付けの見直し等の地方分権改革を実施する地方分権改革推進室において、本提案と同等の提案がなされ、議論された。 ●令和6年の提案等への対応のうち、法律改正により措置すべき事項について、閣議決定※をされた。 ※令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）【抜粋】 法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和7年通常国会に提出することを基本とする。 ●上記を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（第15次地方分権一括法案）が、令和7年3月7日に閣議決定され、令和7年通常国会に提出された。 ●条例の公布に当たって長が行うこととされている署名について、電子署名により代替することを可能とする、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（うち地方自治法の一部改正）が令和7年5月に成立し、公布された。	措置済み	措置済	解決

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
（5）教育										
（ⅰ）社会の変化に応じた質の高い教育の実現										
令和6年6月21日	教育	1	遠隔教育の活用促進	文部科学省は、令和3年3月29日に内閣府特命担当大臣（規制改革）と文部科学大臣との間で合意された「教育現場におけるオンライン教育の活用」において、児童生徒等と教師等、児童生徒等同士が直接触れ合うことが基本であること、教育現場のICT化は教師数の合理化を目的として行われるものではないこと、オンライン教育の活用については、学校現場の創意工夫が十分に発揮されるよう、学校現場を後押しすること及び学校において、質の高い教育と児童生徒の安全・安心が保障されるよう確認しながら取組を進めることとされたことを踏まえ、以下の措置を講ずる。 a　文部科学省は、義務教育段階において、遠隔教育を行う際に児童生徒のいる教室に配置する教員は、普通免許状を有する教員のみならず、臨時免許状又は特別免許状を有する教員や、特別非常勤講師の制度を利用して任用した教員であっても、制度上の問題がないことを明確化することとし、通知等の所要の改正を行うとともに、都道府県教育委員会等へ周知する。 b　文部科学省は、中学校において、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第77条の2の規定に基づき教科・科目充実型の遠隔教育を行おうとする場合について、文部科学大臣の指定によらず、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、学校現場の創意工夫によって実施することを可能とすることとし、通知等の所要の改正を行う。 c　文部科学省は、高等学校においてもaと同様の措置を講ずるとともに、学校教育法施行規則第88条の3の規定に基づき教科・科目充実型の遠隔教育を行おうとする場合について、多様な科目の開設など、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施することが困難であり、かつ受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容等に照らし、教育上支障がないと考えられる場合[2]においては、一定の要件の下、教員に代えて、学習指導員や実習助手、事務職員等を配置可能とするため要件を弾力化することとし、通知等の所要の改正を行うとともに、都道府県教育委員会等へ周知する。 d　文部科学省は、遠隔教育の活用を促進するため、各地方公共団体における遠隔教育の活用状況に関するデータや課題・ニーズを把握するとともに、制度の改善を含め、必要な措置を講ずる。 [2] 例えば、配信側教員だけで教科指導や生徒の学習状況の把握等の見取りを十分に行える場合で、受信側教室での机間巡視や生徒指導等も要さず、受信側の教室に必ずしも教員が必要ないと考えられる場合など。また、自習形式や外部専門家等の話を聞く講演形式等、授業の一部で必ずしも教員が必要ないと考えられる場合もある。	a～c：措置済み d：令和5年度以降継続的に措置	文部科学省	a　令和6年3月に、児童生徒のいる教室に配置される教師は、普通免許状を有する教師のみならず、臨時免許状又は特別免許状所有者や、特別非常勤講師の制度を活用して任用した教師や専科担任も含まれることを明確化し、遠隔教育の活用に関する留意事項等と併せて、都道府県教育委員会等に通知した。 b　中学校等において、一定の基準を満たしている場合に受信側の教員が相当免許状を有していない状況でも、遠隔にて専門性の高い教師による指導を可能とする遠隔教育特例制度について、告示を改正して文部科学大臣による指定を不要とし、都道府県教育委員会等の適切な関与の下で「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施を可能とした。 c　学校教育法施行規則第88条の3の規定に基づき教科・科目充実型の遠隔授業を行おうとする場合について、受信側の教室等に配置すべき教員は、当該教科の普通免許状、特別免許状又は臨時免許状所有者であるか否かは問わないことや、多様な科目の開設など、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施することが困難であり、かつ受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容等に照らし、教育上支障が無いと考えられる場合においては、一定の要件の下、教員に代えて、学習指導員や実習助手、事務職員等を配置可能とすることについて、通知等の所要の改正を行うとともに、都道府県教育委員会等へ周知を実施した。 d　遠隔教育の活用状況や課題を把握するため、継続的に調査を実施している。	a　左記通知の内容について理解増進に努める。 b　引き続き、遠隔教育特例制度の改正の周知に努める。 c　引き続き、関係制度の周知に努めていく。 d　引き続き調査を継続的に実施し、必要な取組を行う。	措置済	継続フォロー
令和6年6月21日	教育	2	教育政策に関するEBPMの推進	文部科学省は、不登校やいじめ重大事態の増加、教員の採用倍率の低下など、現在教育を受けているこどもたちを取り巻く課題に対し、エビデンスに基づく効果的な対応を推進するEBPMの観点から、教育関連データの収集・分析を充実させるための具体的検討を行う。	令和5年度以降継続的に措置	文部科学省	教育関連データの収集・分析の充実に資する、これまで順次策定してきた教育データ標準の更新を行った。令和7年度は、教育データ標準について引き続き検討を行い、「教育データ標準 5.1」を公表した（2026 年3月）。	引き続きエビデンスに基づく効果的な対応を推進するEBPMの観点から、教育関連データの収集・分析を充実させるための具体的な取組を推進する。	措置済	継続フォロー
（6）健康・医療・介護										
（ⅰ）デジタルヘルスの推進										
令和6年6月21日	健康・医療・介護	1	身近な場所でのオンライン診療の更なる活用・普及	a　厚生労働省は、通所介護事業所等についても、居宅と同様、療養生活を営む場所として、患者が長時間にわたり滞在する場合にはオンライン診療を受診できる場であることを明らかにする。あわせて、オンライン診療時に、医療補助行為や医療機器の使用等がされないことおよび自らが医療提供を行わないことを前提として、居宅同様に、通所介護事業所や職場などの療養生活を営む場においても、新たに診療所が開設されなくとも、患者がオンライン診療を受診できることを明示する。なお、医療補助行為や医療機器の具体については、明確化する。さらに、通所介護事業所、学校等が、医療法（昭和23年法律第205号）の各種規制（清潔保持、医療事故の報告、報告徴収等）の対象とならないことを等を明確にした上で、当該施設の利用者等に対し、当該施設内において、オンライン診療の受診が可能であることについて周知すること及び機器操作のサポートを当該施設の職員等が行うことが可能であることを明確化する。 b　厚生労働省は、へき地等に限ってオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能とする旨の医療法の運用（令和5年5月18日厚生労働省医政局総務課長通知）を改正し、①「へき地等」か否かを問わず、患者の必要に応じ、都市部を含めいずれの地域においても、オンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能であることとする。②その際、診療所の開設に関する要件を設ける場合には、オンライン診療の受診を当該診療所において希望する患者が存在することを示すなどの簡潔な説明で足りることとするよう検討する。さらに、事後的な検証の観点から、実施状況の報告を求め、オンライン診療のための医師非常駐の診療所の開設状況及び具体的な事例を定期的に公表するなど、オンライン診療に関する情報発信・環境整備を行う。 c　厚生労働省は、精神科や小児科などの診療において、オンライン診療が技術的には可能であっても診療報酬上算定が認められていない項目がある結果、医療機関がオンライン診療を行うインセンティブが必ずしも十分ではなく、オンライン診療の普及の弊害になっていることや、また、対面診療とオンライン診療の評価のあり方に関して指摘があること、これらの診療科においては対面診療に比してオンライン診療のアウトカムが同等である場合も存在することを踏まえ、オンライン診療の更なる普及・促進を通じた患者本位の医療を実現するため、精神科・小児科などの診療におけるオンライン診療の診療報酬上の評価の見直しを検討し、所要の措置を講ずる。 d　厚生労働省は、「情報通信機器を用いた精神療法に係る指針」（令和5年3月株式会社野村総合研究所（厚生労働省令和4年度障害者総合福祉推進事業））において、初診精神療法をオンライン診療で実施することは「十分な情報が得られず、信頼関係が前提とされない」、「対面診療の補完としての活用を期待する声もある一方で、安全性・有効性の確保が課題との指摘もある」という理由で行わないこととされているが、患者団体や研究者からは初診精神療法のオンライン診療の必要性が求められていること、英米等においては初診精神療法をオンライン診療で実施されていること、精神疾患に対するオンライン診療が対面診療と同等の有用性を示すエビデンスが国内外において示されていること、当該指針は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月厚生労働省）と同様に、厚生労働省が公開の議論を経て策定する必要があるとの指摘があることなどを踏まえ、安全性・必要性・有効性の観点から、適切なオンライン精神療法の普及を推進するために、新たな指針を策定・公表する。なお、その際、オンライン診療は対面診療と大差ない診療効果がある場合も存在し得ることから、良質かつ適切な精神医療の提供の確保に向け、初診・再診ともにオンライン精神療法がより活用される方向で検討する。 e　厚生労働省は、dの新たに策定・公表する指針を踏まえ、オンライン診療の更なる普及・促進を通じた患者本位の医療を実現するため、オンライン診療における精神療法の診療報酬上の評価の見直しを検討し、所要の措置を講ずる。	a：措置済み b：（前段・中段）措置済み、（後段）令和6年開始、令和6年度まで継続的に措置 c：措置済み d：令和6年検討開始、令和7年までに結論・措置 e：令和7年度検討・結論・措置	厚生労働省	a　「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関するQ&A」の改訂について」（令和6年1月16日付け医政総発0116第1号厚生労働省医政局総務課長通知）を発出した。 b　「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」（令和6年1月16日付け医政総発0116第2号厚生労働省医政局総務課長通知）を発出した。また、当該通知によるオンライン診療のための医師非常駐の診療所の開設状況等について、都道府県・保健所設置市・特別区の衛生主管部局に照会し、同年11月28日に開催した第113回社会保障審議会医療部会において回答結果を公表した。 c　令和6年度診療報酬改定において、精神医療については情報通信機器を用いた通院精神療法に係る評価を新設し、小児医療については、小児特定疾患カウンセリング料を見直し発達障害等を有する小児患者に対する情報通信機器を用いた医学管理に係る評価を新設した。 d　厚生労働科学研究「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における情報通信機器を用いた精神療法の活用に向けた研究」の成果も参考に、精神保健医療福祉の今後の施策推進に関する検討会における議論を踏まえ、令和7年12月に策定した「情報通信機器を用いた精神療法の適切な実施に関する指針」において、一定の条件下において、初診からのオンライン精神療法の活用を可能とすることを示した。さらに、同指針において、情報通信機器を用いた診療のニーズがあることを踏まえ、今後、厚生労働科学研究等により科学的知見の更なる収集を行い、エビデンスを基に引き続き必要に応じて、情報通信機器を用いた精神療法に関する安全性・有用性・必要性の検討を行い、必要に応じて見直しを行うことを示した。 e　dの検討結果を踏まえ、令和8年度診療報酬改定において、「情報通信機器を用いた精神療法の適切な実施に関する指針」に沿った形で行われている情報通信機器を用いる初診の通院精神療法について、新たに評価を行うこととした。	a～c　措置済み d　措置済み e　措置済み	措置済	解決

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和6年6月21日	健康・医療・介護	3	デジタル、AI等を活用した要介護認定の迅速化及び科学的合理性の確保等	要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）は、要介護者・要支援者の状態に応じて適切なサービスを給付するための介護保険制度の根幹をなす仕組みであり、その迅速性、科学的合理性及び適切な事務負担となることが求められる。 介護保険法（平成9年法律第123号）上、保険者（市町村及び特別区。以下同じ。）は、要介護認定申請に係る被保険者の心身の状況の調査に特に日時を要する場合を除き、30日以内に要介護認定を行う義務があるが、現実には、近年はおおむね9割以上、直近の年度（令和4年度実績）は94.1%の保険者において、要介護認定申請から要介護認定までに要する期間が平均して30日を超えており（令和4年度下半期：平均40.2日）、長ければ2か月超となっている保険者も存在するなどの実態があり、必要な介護サービスを迅速に利用できない事例があるとの指摘があることから、要介護認定制度及びその運用について、迅速化の観点から、見直しが必要な状況にある。 また、要介護認定の各プロセスにおいて、要介護認定を受けようとする被保険者及びその家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）、認定調査員、主治医、介護認定審査会等（以下「要介護認定関係者」という。）によって調査・評価・判定の結果にばらつきが生じているとの指摘があることから、科学的合理性の確保の観点からも、見直しが必要な状況にある。 さらには、要介護認定関係者の重い事務負担が生じているとの指摘があり、事務負担の軽減も課題となっている。 加えて、今後の要介護認定者数（要支援認定者数を含む。）は、令和4年度末時点の約690万人から令和12年（2030年）は約900万人、令和22年（2040年）は約988万人に増加する見通しであることなどを踏まえると、要介護認定の迅速化、科学的合理性の確保及び要介護認定関係者の事務負担軽減の観点から、デジタル、AI等も活用しつつ、要介護認定制度及びその運用の見直しを行うことが必要であるため、以下の措置を講ずる。 a　厚生労働省は、要介護認定の迅速性及び科学的合理性（以下「迅速性等」という。）に関する地域ごとの正確な状況について、厚生労働省、保険者に加えて、要介護認定関係者が適時に把握する必要があるとの指摘を踏まえ、要介護認定申請から要介護認定までに要する期間（以下「認定審査期間」という。）、認定審査期間が30日を超えた件数及び要介護認定申請件数全体に占める割合、認定調査依頼から認定調査実施までに要する期間（以下「認定調査所要期間」という。）、保険者が主治医意見書を依頼してから入手するまでに要する期間（以下「主治医意見書所要期間」という。）、コンピュータによる一次判定から介護認定審査会による二次判定に要する期間（以下「介護認定審査会所要期間」という。）、要介護認定における二次判定での一次判定からの変更率など、要介護認定の迅速性等に関する情報について、全国集計、都道府県別、保険者別に毎年度厚生労働省HPにおいて公表する。また、公表された情報において、認定審査期間等の要介護認定の迅速性等に関する状況が十分改善されていない場合は、必要な対策を検討の上、実施する（PDCA*管理を行う。）。 b　厚生労働省は、各保険者における認定審査期間が平均して介護保険法第27条第11項に定める処理期間（以下「法定原則処理期間」という。）である30日を超える状況が常態化していること、介護サービス利用者数に関する厚生労働省推計では、令和22年（2040年）まで増加し続ける保険者が多く、ピーク時の利用者数が令和2年（2020年）の利用者数の2倍超となる保険者も存在するなど、要介護認定の申請が現在より大幅に増加する可能性があることを踏まえ、要介護認定を迅速化し、介護サービスが必要な高齢者等が適切な介護サービスを迅速に利用開始できるよう、以下の措置を講ずる。 ・保険者が、要介護認定の申請に対する処分を法定原則処理期間30日以内に行うことができるよう、認定審査期間における要介護認定の調査及び審査の各段階について、認定審査期間に及ぼす影響も分析した上で、c以下の検討や措置も踏まえ、各保険者が目指すべき目安となる期間を検討し、設定する。 c　厚生労働省は、①認定審査期間の過半を占める介護認定審査会所要期間が平均約3週間（令和4年度下半期実績：平均約22.4日）を要し、認定審査期間が平均して法定原則処理期間を超える状況が常態化している主な要因であること、②介護認定審査会の処理能力を高めるために必要な更なる介護認定審査会委員の確保が困難な状況であるとの指摘、③介護認定審査会は要介護認定申請者本人の日常生活を直接観察・確認するわけではなく、基本的に一次判定、認定調査の特記事項、主治医意見書といった書類のみを審査していること、④要介護認定関係者によって、調査・評価・判定の結果にばらつきが生じているとの指摘、⑤介護認定審査会の開催が保険者及び介護認定審査会委員にとって重い事務負担となっているとの指摘を踏まえ、要介護認定申請者の状態変化に応じ、申請、調査・主治医意見書、審査・判定及び認定を速やかに正確に行う制度へ見直すことを前提として、以下の措置について検討し、結論を得て、所要の措置を講ずる。 ・「介護認定審査会の運営について」（平成21年9月30日厚生労働省老健局長通知、平成30年4月1日一部改正）において、更新申請であって、一次判定結果が前回の認定結果と同一である等、一定の要件を満たす場合には、認定審査会の簡素化が可能とされていることを踏まえ、例えば、更新申請や区分変更申請の場合において、がん等の疾病により心身の状態が急激に悪化している方など、介護認定審査会の簡素化が可能な範囲を拡大する。また、介護認定審査会による審査が簡素化可能な場合について、保険者の事務負担を軽減するとともに、審査の迅速化を図る。 ・要介護認定の迅速化等の確保の観点から、二次判定について、令和3年度から令和5年度にかけて国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の長寿科学研究開発事業として行われた機械学習を用いた要介護認定審査に関する研究の成果も踏まえつつ、機械学習を用いたAIによる判定を介護認定審査会で活用することについてモデル事業を実施する。 d　厚生労働省は、主治医意見書所要期間が平均2週間超（令和4年度下半期実績：平均約17.8日）であり、認定調査所要期間（令和4年度下半期実績：平均約11.1日）に比べ長く、申請から一次判定までに期間を要する主な要因となっていると考えられるとの指摘を踏まえ、要介護認定を迅速化し、また、保険者の事務負担を軽減する観点から、申請後に保険者が主治医に主治医意見書を依頼することに加えて、要介護認定申請者の意向に応じ、要介護認定申請者が申請前に主治医に主治医意見書を依頼して入手し、申請時に提出することについて検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 e　厚生労働省は、終末期に急激に全身状態が悪化するがん患者について、認定審査期間が当該患者の心身の状況が悪化するスピードに比べ長期となることから、要介護認定を待たずに死亡する事例や、要介護認定申請中に当該患者の心身の状況が悪化し、認定された要介護度と当該患者の状況に乖離がある事例があるとの指摘があることを踏まえ、がん等の疾病により心身の状態が急激に悪化する方への迅速なサービス提供のために、暫定ケアプランの活用の推奨、主治医意見書の簡易な作成、医療・介護の連携等に関する事務連絡を発出する。 また、厚生労働省は、各保険者におけるがん等の疾病により心身の状態が急激に悪化する方の認定審査期間等に関して、毎年度調査し、その結果を公表するとともに、保険給付を受けることができずに死亡した場合、制度趣旨に即していないのではないかとの指摘や、がん等の疾病により心身の状態が急激に悪化する方については、申請日当日ないし数日以内に認定が行われるようにするべきとの指摘も踏まえ、医師の診断書の提出を要件に、がんの進行度等に応じて速やかに認定を行う方法について検討し、可否を含めて結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。	a：令和6年度以降令和9年度まで継続的に措置 b：令和6年度措置 c,g：令和6年度検討開始、令和8年度までに結論、令和9年度措置 d：令和6年度検討開始、令和8年度までに結論、結論を得次第速やかに措置 e：（前段）令和6年度上期措置、（後段）令和8年度までに結論、結論を得次第速やかに措置 f：令和7年度以降令和9年度まで継続的に措置 h：令和7年度開始、令和9年度まで措置	a～e,g,h：厚生労働省 f：デジタル庁 厚生労働省	a～h 令和6年12月9日に開催した社会保障審議会介護保険部会において、規制改革実施計画の各項目について報告し意見を得た。また、下記の取組を実施している。 a　令和6年度中の要介護認定申請について、認定審査期間・認定調査所要期間・主治医意見書所要期間・介護認定審査会等事務処理期間、30日以内に認定された割合について、全国・都道府県・保険者別の集計を行い、厚生労働省HPにおいて公表した。 b　令和6年12月9日及び令和7年2月20日に開催された社会保障審議会介護保険部会での議論を踏まえ以下のとおり設定した。令和7年3月31日付け事務連絡で「認定審査期間等の公表について」により設定・公表した。 認定調査所要期間：7日以内 主治医意見書所要期間：13日以内 介護認定審査会等事務処理期間：12日以内 c（後段）、h ・令和6年度の調査研究事業において、要介護認定におけるAIの活用可能性の検討や、二次判定におけるAIのモデル事業実施に向けた課題整理を行った。 ・令和7年4月から、機械学習を用いた介護認定審査会の審査判定プロセス等を補助するシステムを開発するための研究を開始した。 d ・令和7年6月30日に開催した社会保障審議会介護保険部会での議論を踏まえ、「主治医意見書の取扱いについて（令和7年11月20日付事務連絡）」を発出し、主治医意見書の事前入手が可能である旨を明確化した。 e（後段） ・令和6年度に「がん等の方に対する速やかな介護サービスの提供について（令和6年5月31日付事務連絡）」に記載の各取組の実施状況等について調査を行った。 ・上記調査を踏まえ、令和7年度において、保険者における課題の整理や迅速に認定が実施されていない事例の分析を実施し、速やかな要介護認定の実施に繋げるための調査研究を実施した。 e（前段） がん等の疾病により心身の状態が急激に悪化する方への迅速なサービス提供のために、暫定ケアプランの活用の推奨、主治医意見書の簡易な作成、医療・介護の連携等に関する事務連絡（がん等の方に対する速やかな介護サービスの提供について（令和6年5月31日付事務連絡））を発出した。 g　令和7年6月2日に開催した社会保障審議会介護保険部会での議論を踏まえ、現行の要介護認定における一次判定の妥当性の検証のため、令和7年度において在宅介護等のケア時間及びケア内容の調査を実施した。 f　各市町村の介護保険システムにおける、介護情報基盤へ連携するための機能要件を含めた標準準拠システムへの移行に係る対応状況等に関する自治体にアンケート調査の結果も踏まえ、令和7年6月30日に開催された社会保障審議会介護保険部会において議論を行い、令和8年度から、介護保険システムの標準化対応等が完了した市町村から、順次、介護情報基盤の利用を開始することとした。各自治体の介護情報基盤の利用開始日について、介護情報基盤ポータルにおいて公表することとした。	a　毎年度、認定審査期間等の集計を行い公表予定である。公表後の対応については、データの推移や各保険者の迅速化の取組の進捗を踏まえながら検討する。 b　措置済み c（後段）、h 介護認定審査会の資料と二次判定結果等をもとに機械学習を行い、二次判定に資するようなシステム開発及び実証を行う。 d　措置済み c（前段）、e（後段） 介護認定審査会の簡素化が可能な範囲の拡大、がん等の方の速やかな要介護認定に係る措置については、今後、社会保障審議会介護保険部会等において議論を行う。 e（前段）　措置済み g　調査結果について、介護保険部会へ報告し、議論内容も踏まえ必要な対応を検討する。 f　引き続き介護情報基盤ポータルの更新を行うほか、介護情報基盤の本格運用開始日（令和10年4月1日）に向け、必要に応じて、市町村や医療機関等に対する支援等を行っていく予定。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和6年6月21日	健康・医療・介護	3	デジタル、AI等を活用した要介護認定の迅速化及び科学的合理性の確保等	f　デジタル庁及び厚生労働省は、認定調査票の作成等、主治医意見書の作成・郵送等、介護認定審査会の対面開催及び資料の印刷・配布・郵送など、要介護認定に関する業務は、紙ベースで行われている保険者も少なくなく、要介護認定に日数を要する要因及び保険者の重い事務負担となっているとの指摘や、要介護認定に関する事務のオンライン化・デジタル化に取り組む保険者が存在していること、デジタル行財政改革の先導的プロジェクトとして、要介護認定に関する地方公共団体業務等のデジタル完結が予定されていることなどを踏まえ、要介護認定を迅速化し、また、保険者の事務負担を軽減するため、地方公共団体システムの標準化の進捗状況も踏まえ、例えば、主治医意見書提出のデジタル化、介護認定審査会のオンライン開催及びペーパーレス化等、要介護認定に関する業務のデジタル化を一層推進し、その進捗状況を公表する。 g　厚生労働省は、現行の一次判定は、平成21年以降、判定の基となるデータの見直しが行われておらず、加えて、①平成19年に作成された一次判定に係る現行プログラムは重い要介護度（要介護度4及び要介護度5）の介護施設入所者約3,500人のデータを中心に判定プログラムが構築されており、在宅、通所などの介護保険サービス利用者の生活環境（バリアフリーの有無など）や生活実態が反映されていないこと、②認知症を伴う利用者が増加しているが、認知症の症状が深刻でも身体機能の制約が少ない場合、例えば、認知症の周辺症状（易刺激性、異常行動等）への対応など、介護者の実際の手間に比べ、軽い要介護度で要介護認定がなされる場合があるとの指摘を踏まえ、介護現場で要する手間をより正確に評価する観点から、在宅介護、通所介護等の幅広い介護サービス利用者のデータを追加しつつ、現行データを最新データに更新することも含め検討するとともに、認知症である利用者について、認定調査項目（認定調査項目の選択肢を含む。）等の検討を行い、必要に応じ、見直す。 h　厚生労働省は、介護サービスの利用者の要介護度は、加齢や疾病の状況、介護職の関わり、利用する介護サービスの形態及び質等によっても日々変化し得る一方で、要介護認定の有効期間内に要介護度の変化を適時に反映する仕組みが必要ではないかとの指摘があることなどを踏まえ、利用者本人の要介護度に関する情報が介護現場等で継続的に蓄積・更新され、また、より多くの変数から機械学習を用いたAIを活用すること等で、要介護認定を更に迅速化し、科学的合理性も向上させることを目指し、要介護認定におけるAIの活用について、必要な調査研究を行う。 3「Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）」という一連のプロセス。					
令和6年6月21日	健康・医療・介護	4	デジタル技術を活用した新たな医薬品販売業の実現	厚生労働省は、消費者の安全確保や医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）における店舗販売業の許可要件として、特定の場所に位置する店舗及び構造設備に加え、薬剤師又は登録販売者（以下「有資格者」という。）の設置を求めている現行制度について、デジタル技術の活用によって、有資格者が設置されている薬局又は店舗販売業（以下「管理店舗」という。）の当該有資格者による遠隔での管理の下、有資格者が設置されていない店舗（以下「受渡店舗」という。）において、有資格者ではない従業員が管理店舗所有の医薬品を購入者に受け渡すことを可能とする制度整備について、政府全体の対応として、デジタル原則をあらゆる改革に通じる基本方針と位置付け、世界最先端のスマート行政府の実現に向け、デジタル基盤の改革、及びこれまで機能してきた我が国の制度や行政組織、国・地方の役割分担などをデジタルの時代に合わせて見直していくといった政府の仕組みの改革双方に取り組んでいること、その際、利用者起点での業務や制度の設計を最優先に考えながら社会改革を進めていることを前提として、以下の措置について、検討し、結論を得次第速やかに所要の措置を講ずる。 a　厚生労働省は、管理店舗の有資格者1人につき管理可能な受渡店舗について、消費者の安全性が確保されるかどうかが重要であり、事業者や管理手法によって管理可能な受渡店舗数は大きく異なることが考えられ、事業者ごとの許可申請に対する審査において、消費者の安全性の確保について確認することは可能であるとの指摘も踏まえ、上限数を設定する場合においては、当該制度施行後の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しがあり得ることを前提として、様々な想定の下で検証を行った上で、合理的な上限数を設定すること。 b　厚生労働省は、物理的な距離を超えて利用者に利便性を届けられるデジタル技術を活用する上で、本来、地理的制約を課さないことが望ましく、受渡店舗を管理店舗と一定の地理的範囲（同一都道府県内、隣接都道府県内や同一地域ブロック内など）に限ることは合理性がないとの指摘があることを踏まえる一方、新たな制度においては薬事監視を行う地方公共団体間の適切な連携が求められるとの指摘があることを踏まえ、許可・監視の実効性を担保しつつ新制度の円滑な早期導入を実現する観点から、まずは同一都道府県内で実施すること。 さらに、より広範囲での制度実施に向けて、監視に係る課題整理に着手するとともに、制度施行後の状況を踏まえた、撤廃も含め地理的制限の見直しを行うこと。	a：令和7年度結論、結論を得次第速やかに措置 b：（前段）令和6年結論、結論を得次第速やかに措置、（後段）令和6年検討開始、法令上の措置施行後2年以内結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	a、b 令和6年4月から、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において薬剤師等による遠隔での管理の下で、薬剤師等が常駐しない店舗における一般用医薬品の販売を可能とすることについて議論を実施し、令和7年1月10日にとりまとめを公表するとともに、同年2月12日に第217回通常国会へ「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法案等の一部を改正する法律案」を提出し、同年5月21日に当該法律案が可決・成立し、公布された。 改正の概要は以下のとおり。 ・委託元の薬剤師等による遠隔での管理の下、あらかじめ登録された薬剤師等が常駐しない店舗（登録受渡店舗）において医薬品を保管し、購入者へ受け渡すことを可能とする。 ・販売は委託元の薬局や店舗販売業者が行い、販売に関する責任は原則として委託元の薬局や店舗販売業者が有するものとする。 上限数については、令和7年度の「一般用医薬品販売の遠隔管理等に関する調査」において、実証実験を実施又は実施予定の事業者等からヒアリングを実施し、上限に影響する要素を調査しつつ、関係団体や有識者等と議論を行い、上限数を設定する際に考慮すべき事項の整理を実施した。 また、受渡店舗を管理店舗と一定の地理的範囲については、とりまとめにおいて、「制度の導入にあたっては、特に受渡店舗での対応のあり方や薬事監視にかかる対応について検証していく必要があるとともに、当分の間、管理店舗と受渡店舗は同一都道府県内とした上で、制度導入後の課題等の検証を踏まえてより広範囲での制度導入も含め検討すべき」との結論を得た。	a、b　引き続き検討を行い、その結論を踏まえ、必要な措置を行う予定。	検討中	継続フォロー
令和6年6月21日	健康・医療・介護	5	販売機の活用による一般用医薬品の遠隔販売＊	「医薬品の販売制度に関する検討会」において議論された、デジタル技術を活用した一般用医薬品の遠隔販売（販売機の活用を含む。）について、同検討会のとりまとめを踏まえ、離島やへき地など、医薬品へのアクセスが困難な地域における医薬品の販売を可能とする制度について、令和6年度に検討を開始し結論を得る。	令和6年度検討開始・結論	内閣府 厚生労働省	薬剤師等による遠隔での管理の下で、薬剤師等が常駐しない店舗における一般用医薬品の販売（販売機の活用を含む）を可能とする医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律が令和7年5月に成立し、公布された。	販売機の活用を含めた遠隔販売の実施について、へき地など医薬品へのアクセスが困難な地域における利便性向上等の観点も踏まえつつ、制度の詳細について検討を行う。	検討中	継続フォロー
（ⅱ）医療職・介護職間のタスク・シフト／シェア等										
令和6年6月21日	健康・医療・介護	6	介護現場におけるタスク・シフト／シェアの更なる推進	我が国では、安全性等への配慮から、関係法令上、医行為は原則として医療に関する教育を受けた職種が実施することとされており、介護現場においてケアを必要とする利用者に対しては、例えば、血糖測定、インスリン注射、蓄尿バック交換及びカテーテルとの接続、爪白癬等の場合の爪切り、経管栄養チューブからの薬物注入、褥瘡の処置などについて、看護師等が行っている。一方、高齢者人口の増加等を背景に、施設介護や在宅介護などの介護現場においてケアを必要とする利用者が増加する中、前述のとおり、関係法令上、介護職員が実施可能な行為には制限があることから、利用者に必要なケアを適時に提供できない場合があるという点で利用者の不利益となっている事例があると、介護事業者や医療職及び介護職員の中から指摘されている。こうした現場実態等を踏まえ、医療職・介護職間のタスク・シフト／シェアを更に推進し、安全性を確保しつつ利用者本位のサービスを実現するため、以下の措置を講ずる。 a　厚生労働省は、従来、安全性等の観点を踏まえ、医療機関以外の高齢者介護等の現場等において、ある行為が医行為であるか否かについて判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを厚生労働省通知により明らかにしてきた一方で、介護事業者や医療職及び介護職員の中からは、介護職員が実施可能と整理されていない行為のうち、介護現場で実施されることが多いと考えられる、PTPシートからの薬剤の取り出し、お薬カレンダーへの配薬等の行為について、安全に関するリスクが少なく、状況判断が容易であり、特に専門的な知識・技術を必要としないと考えられるものがあり、介護職員も実施可能と明確化することで、介護現場におけるケアがより円滑になるのではないか、との指摘もあり、こうしたことも踏まえ、医行為ではないと考えられる範囲を更に整理する。 b　厚生労働省は、介護現場で実施されることが多いと考えられる行為のうち医行為に該当すると考えられるものであっても、例えば、介護職員が利用者本人との介護サービス契約や利用者同意を前提に当該行為を実施するとともに、目的の正当性、手段の相当性、必要性・緊急性等が認められる場合には実質的違法性阻却が認められる可能性があるのではないかとの指摘を踏まえ、一定の要件の下、介護職員が実施可能と考えられる行為の明確化についてその可否を含めて検討し、結論を得る。 その上で、厚生労働省は、介護職員が実施可能とする行為があるとの結論を得た場合には、一定の要件の下、介護職員が実施可能とする行為の実現のために必要な法令、研修体系等について検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。	a：令和6年検討開始、令和7年措置 b：（前段）令和6年検討開始、令和7年結論、（後段）前段の結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	a　介護職員が実施可能と整理されていない行為のうち、介護現場等で実施されることが多いと考えられる行為であって、原則として医行為ではないと考えられるもの及び当該行為を介護職員が行うに当たっての患者や家族、医療従事者等との合意形成や協力に関する事項について整理した通知（※）を令和7年12月26日に発出した。 （※）令和7年12月26日厚生労働省医政局長通知「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その3）」 b　（前段）項目aの検討において、「一定の要件の下、介護職員が実施可能と考えられる行為（医行為）」はないとの結論を得た。 b　（後段）前段の結論のとおり対応なし。	措置済み b（前段）　aの検討過程において令和7年に整理済み（措置済み）。 b（後段）　前段の結論のとおり、今後の対応なし。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和6年6月21日	健康・医療・介護	6	介護現場におけるタスク・シフト／シェアの更なる推進	c　厚生労働省は、現行の喀痰吸引等研修において、基本研修と実地研修が要件とされているが、数日間に及ぶ業務時間外での受講が容易ではないことから修了者数増加の弊害となっているとの指摘等を踏まえ、特段の事情がない限り、基本研修の講義はオンラインによっても受講が可能であることや、一定期間内に集中的に受講する必要はなく、介護職員の日常業務の空き時間での受講が可能であることを明確化する。 さらに、厚生労働省は、bにおいて、介護職員が実施可能とする行為があるとの結論を得た場合には、結論を得次第同様の措置を講ずる。 d　厚生労働省は、厚生労働省通知により、例えばストーマ装具の交換など、原則として医行為には該当しないとの解釈が示されている行為について、介護現場における周知が不十分であるとの指摘を踏まえ、介護職員が安全かつ適切に判断・実施できるよう、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」（平成17年7月26日厚生労働省医政局長通知）及び「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その2）」（令和4年12月1日厚生労働省医政局長通知）に記載のある行為について、安全性の確保など介護現場の実情を確認しつつ、例えば、実施する場合の留意事項、観察項目、異常時の対応などの介護現場が必要と考える内容等を盛り込んだタスク・シフト／シェアに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を新たに策定し、公表する。 さらに、厚生労働省は、aで更に整理した行為についても、介護職員が安全かつ適切に判断・実施できるよう、ガイドラインを改定し、公表する。	c：（前段）令和6年検討開始、令和7年措置、（後段）bの前段の結論を得次第検討開始、bの後段と同時期に措置 d：（前段）令和6年検討開始、令和7年措置、（後段）令和8年度までに措置		c（前段）喀痰吸引等研修において、基本研修の講義はオンラインによっても受講が可能であることや、一定期間内に集中的に受講する必要がないことについて明確化した事務連絡を令和7年7月15日に発出した。 （https://www.mhlw.go.jp/content/001520490.pdf） c（後段）bにおいて、「一定の要件の下、介護職員が実施可能と考えられる行為（医行為）」はないとの結論を得た。 d　令和6年度老人保健健康増進等事業において、有識者や関係団体と議論を行い、原則として医行為ではない行為が、介護現場に周知され安心・安全に行うことができるよう令和7年にガイドラインを策定し、公表した。 （https://www.mhlw.go.jp/content/001489487.pdf）	c（前段）規制改革実施計画に記載のとおり、令和7年に措置済み。 c（後段）bの結論のとおり、今後の対応なし。 d（前段）規制改革実施計画に記載のとおり、令和7年に措置済み。 d（後段）規制改革実施計画に記載のとおり、令和8年度までに措置する予定。		
令和6年6月21日	健康・医療・介護	8	高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化	a　厚生労働省は、介護人材の不足が深刻化する中、介護の質の維持・向上及び介護職員の負担軽減に資する生産性向上を図る観点から、高齢者施設（介護付き有料老人ホーム等）における人員配置基準について、令和4年度及び令和5年度の生産性向上の取組に関する国の実証事業の結果や、社会保障審議会介護給付費分科会における議論等を踏まえ、介護ロボット・ICT機器の活用など一定の要件を満たす高齢者施設における人員配置基準を特例的に柔軟化する。具体的には、令和6年度から、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム。以下「特定施設」という。）について、生産性向上に先進的に取り組んでいる場合、施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上であること」とする方向で、必要な措置を講ずる。その際、ケアの質の確保及び介護職員の業務負担の軽減を前提として、事業者・施設が創意工夫を発揮できるよう配慮する。 b　厚生労働省は、指定権者（地方公共団体）がaに定める特例的な柔軟化を個別の特定施設に適用するに当たって、不適切なローカルルールの発生によって事業者・施設に非合理な事務負担が生じることがないよう、客観的な指針及び統一の様式を定める。指定権者は、これらに基づいて一定期間の試行を含め指定権者に対する届出までの手続を定めるものとする。特定施設が一定期間の試行を行った結果、ケアの質の確保や職員の負担軽減を指定権者において定量的に確認できた場合は、指定権者による届出の受理をもって、柔軟化された人員配置基準を適用するものとする。 c　厚生労働省は、特定施設について、引き続き国の実証事業を行い、介護ロボット・ICT機器の活用等による人員配置基準の特例的な柔軟化の見直しが可能となるエビデンスが確認された場合や、その他の高齢者施設について、国の実証事業により特定施設と同様のエビデンスが確認された場合には、次期介護報酬改定を待たずに、社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聴き、特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化の見直しや、対象施設の範囲の拡大など所要の検討を行い、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずる。なお、国の実証事業を行うに当たっては、令和4年度及び令和5年度の人員配置基準に係る国の実証事業において特定施設以外の提案がなかったことから公募方法・公募条件の課題の有無等に関する原因分析を行うべきとの指摘や実証への参加に意欲的な事業者・施設の掘り起こしを行うべき等の指摘があることを踏まえ、実証事業への応募施設数の増加や他のサービス類型からの応募につながるよう、募集内容や周知方法の見直しを継続的に行う。加えて、特例的な柔軟化の適用を受け、ケアの質の確保や職員の負担軽減等を行った高齢者施設に係る事例集を作成・公表し、生産性向上の取組を推進する。	a：措置済み b：令和5年度以降継続的に措置 c：令和6年度以降継続的に措置	厚生労働省	a　令和6年度介護報酬改定において、介護給付費分科会での議論を踏まえ、生産性向上に先進的に取り組む特定施設について、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることが確認された場合、人員配置基準を特例的に柔軟化することとした。 b　生産性向上に先進的に取り組む特定施設等における人員配置基準の見直しの適用に当たっての留意事項及び関係様式等について、令和6年3月15日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について」（令和6年3月29日一部改正）において示したところである。各指定権者は、特定施設等の事業者から本見直しの適用に関する届出があった場合には本通知に基づき対応を行うこととしている。 （特定施設における実証） c　厚生労働省が実施する「令和7年度介護テクノロジー等による生産性向上の取組に関する効果測定事業（以下「実証事業」という）」において、人員配置の柔軟化に取り組む特定施設12事業所が実証に参加した。実証結果については、データの集計・分析を行った上で公表する予定である。結果を踏まえ、必要な対応を検討することとしている。 （実証事業に関する募集内容や周知方法の見直し） c　本年度の実証事業の提案募集要領において、募集対象には介護サービス事業所のほか介護テクノロジー開発企業も含まれることを明確化するなどの見直しを実施したほか、実証事業の周知に当たっては、厚生労働省及び委託事業の受託者両者において、プレスリリースを実施するとともに、関係団体に対してメールにより周知依頼を実施したところである。 （特定施設以外の高齢者施設における実証） c　本年度の実証事業においては、特定施設以外の高齢者施設からは、人員配置の柔軟化に関する実証について提案が無かったところである。引き続き、次年度以降の実証において、特定施設以外の高齢者施設からの提案に基づいて実証を実施する予定である。 （事例集の作成・公表） c　令和8年2月末時点において、人員配置基準の特例柔軟化を適用している特定施設は35施設である。特例柔軟化の適用を受けた特定施設の事例をまとめ、公表し、周知を行う予定である。	a、b　措置済み c　令和8年度においても、実証を進め、当該実証の結果を踏まえ、必要な対応を検討することとしている。	検討中	継続フォロー
令和6年6月21日	健康・医療・介護	9	介護サービスの人員配置基準に係るローカルルールの整理・公表	規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）等の関連記載を受けた厚生労働省の調査により、介護サービスの管理者・従事者の兼務や経験・資格要件等について、都道府県、市町村などの地方公共団体において、地方公共団体ごとに異なる解釈や取扱い（いわゆるローカルルール）が存在することが明らかとなった。令和6年3月、厚生労働省は、社会保障審議会介護給付費分科会での議論を踏まえ、地方公共団体に対し、人員配置基準に係るローカルルールについて、①厚生労働省令に従う範囲内で地域の実情に応じた内容とする必要があること、②管理者の兼務について、個別の事業所の実態を踏まえず一律に認めない取扱いは適切でないこと、③介護サービス事業者から説明を求められた場合には、当該地域における当該ルールの必要性を説明できるようにすることを求めること、を周知した。介護保険制度においては、保険者によって地域の実情に応じたサービス基盤の整備などを行っており、介護サービスの質の確保や介護サービスの適切な提供体制といった観点から、地方公共団体が定めるルールには一定程度の幅が存在し得るものであるが、他方で、介護人材不足が依然として深刻であり、今後更に悪化するおそれもあることを勘案し、限られた人材がその希望に応じて複数の事業所で活躍することなどによって、介護人材不足への対応を進める観点から、介護サービスの人員配置基準に係るローカルルールの適正化状況について、継続的な把握を行い、その結果を踏まえ、法令に違反するおそれのある又は合理性に乏しいなどの不適切なローカルルールによる介護サービス事業者の事務負担の増加を回避することが必要との指摘があることから、規制改革推進会議が令和5年6月1日に取りまとめた「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」の「4. 今後の取組方針」も踏まえ、介護サービス事業者の事務負担の軽減及び生産性の向上並びに介護人材不足への対応の観点から、以下の措置を講ずる。 a　厚生労働省は、介護サービスの人員配置基準に関して、地方公共団体ごとに異なる解釈や取扱い（いわゆるローカルルール）が行われている状況について、ローカルルールの見直しに当たっては、その発生要因ごとに異なる対応が必要であることから、実態の把握及び対応策の検討を行うために調査研究事業を実施する。具体的には、介護サービス事業者等からの指摘・要望の把握や、当該指摘のあった地方公共団体へのヒアリング等を行った上で、個別の人員配置基準に係る論点の整理を行うとともに、地方公共団体ごとに人員配置基準の解釈等のばらつきが生じている要因を分析する。 b　厚生労働省は、aの結果を踏まえて、人員配置基準の解釈等の明確化を行い、周知するとともに、介護サービス事業者等の意見を踏まえつつ、地方公共団体ごとのローカルルールを整理し公表することも含めて、必要な対応を検討の上、実施する。その際、不適切なローカルルールの是正が一時的なものとならないよう留意する。	a：令和6年度措置 b：令和7年度検討開始、令和8年度までに措置	厚生労働省	a　令和6年度の調査研究事業において、介護分野の人員配置基準に関するいわゆるローカルルールについて、実態把握や事例等の収集・整理を行い、人員配置基準の解釈等のばらつきが生じている要因分析等を行った。 b　ー	a　措置済み b　引き続き、報告書の結果を踏まえて、必要な対応に向けて検討する。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
（ⅲ）医療・介護等分野における基盤整備・強化										
令和6年6月21日	健康・医療・介護	11	被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化	内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、①我が国において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律が適用される治験、臨床研究法（平成29年法律第16号）が適用される臨床研究、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）等が適用される研究等（以下「治験・研究」という。）を行う場合には、海外と異なり、その目的と種類によって適用される法規制が異なっていること等を背景として、治験・研究の内容によって異なる対応（異なる委員会による審査への対応を含む。）が求められることが大きな負荷となっていることや倫理審査委員会等の審査の質のばらつき等の一因になっているなどの指摘があること、②我が国の治験パフォーマンスは海外に比べ低く、また、治験環境は海外に比べコスト面での違いが大きいとの指摘や、国際共同治験において我が国が選ばれないことがドラッグ・ラグやドラッグ・ロスの一因となっているとの指摘があること、③欧米では、一つの治験・研究を複数施設で共同して行う場合、当該治験・研究を行うことの適否その他の治験・研究に関する調査審議について、一括した審査（以下「一括審査」という。）が我が国に比べ普及している一方、我が国では、各制度の下で実施される治験・研究において一括審査を推進しているが、必ずしも十分に普及していないことにより、手続、様式、費用、開催頻度等の異なる倫理審査が求められる結果、企業、研究者等にとって負担が生じているとの指摘があること、④我が国で一括審査が普及しない要因として、治験・研究実施機関にとって他の機関等に設置された委員会に対する審査の質への不安があるとの指摘があることなどを踏まえ、被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の更なる適正化を実現するため、政府横断的に検討し、以下の措置を講ずる。 a 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、我が国における一括審査の普及に関する目標として、国際共同試験への我が国の参加の状況、欧米の一括審査に関する水準等も踏まえ、欧米と同程度の水準とする方向で、我が国における一括審査の実施状況に関する数値目標を設定する。 b 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、aの目標を達成するため、競争的研究費の提供を受ける治験・研究について、多機関共同研究を実施する場合には一括審査を必須要件に位置付ける。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究については、必ずしもこの限りではない。 あわせて、内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、その他の一括審査の普及促進に資する方策のほか、①審査が必要な安全性情報の範囲の特定、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守するための審査項目の明確化、治験・研究実施機関追加の際の審査の要否その他の審査事項等の更なる整理、②審査の議事概要の公表の促進を通じた審査の可視化、③審査委員の教育・研修の実施など、審査の質の担保・向上に資する方策について、各制度の規制調和・国際整合の観点から、各制度で共通する事項を整合させることに留意した上で検討し、結論を得た上で、実施する。	a：令和6年度検討開始、令和7年までに結論・措置 b：（前段）令和6年度検討開始、令和7年度までに結論・措置、（後段）令和6年度検討開始、令和8年度までに結論・措置	内閣府 こども家庭庁 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	a 治験審査委員会においては、諸外国の実施状況及び国内の実施体制を考慮して、令和7年12月25日に「治験の一括審査の実施状況に関する数値目標」を設定し公表した。 https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001622085.pdf 認定臨床研究審査委員会については、法令及びにそれに基づく運用において一括審査となる仕組みになっており、法令上100%を達成済み。 倫理審査委員会については、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の見直しを検討しており、侵襲や介入を伴う研究は、一括審査を必須化することとしてとりまとめているところ。 今後改正及び施行することで、侵襲や介入を伴う研究における一括審査は100%となる見込み。 b（前段） 令和7年度より、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の公募及び文部科学省の競争的研究費制度において、多機関共同研究における治験・研究について（少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究を除く）一括審査を要件に位置付けた。 b（後段） 各法令や指針における審査事項に関する検討を行った。	a 措置済み b（前段） 措置済み b（後段） 検討内容に基づいて各法令や指針の必要な改正を行う。	検討中	継続フォロー
令和6年6月21日	健康・医療・介護	12	診療報酬上の書面要件の廃止・デジタル化	a 厚生労働省は、診療報酬の算定要件として書面での検査結果その他の書面の作成又は書面を用いた情報提供等が必要とされる項目の全てについて、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」遵守を前提に、「構造改革のためのデジタル原則」（令和3年12月22日デジタル臨時行政調査会）に倣い、電磁的方法による作成又は電磁的方法での情報提供が可能であることについて明確化する。 b 厚生労働省は、医療機関等又は医師等の負担軽減の観点から、診療報酬上の書面のうち、以下の事項について、検討し、必要に応じて、見直す。 ・署名又は記名・押印を要する文書（診療情報提供書、療養・就労両立支援指導料の主治医意見書等）について、署名又は記名・押印を不要とすること等の可否。 ・電磁的方法による作成又は電磁的方法での情報提供を行う場合において、電子署名を不要とすること等の可否。 c 厚生労働省は、診療報酬に関し、厚生労働省が発出する疑義解釈については、ファイル形式による電子データにより厚生労働省HPに掲載されているが、医療分野における透明性及び公正性の一層の確保及び利用者の利便性向上の観点から、地方厚生局等に寄せられる疑義を幅広く踏まえて、疑義解釈を示すとともに、厚生労働省が発出する疑義解釈の電子データについて、検索性、一覧性及び視認性をもって確認できるように整理した上で公表する。	a：措置済み b,c：令和6年検討開始、令和7年度結論・措置	厚生労働省	a 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発0305第4号）において明確化した。 b 令和8年度診療報酬改定において、医療機関等における事務等の簡素化を図る観点から、院内で使用したり直接患者に手渡される計画書等は署名又は記名・押印を廃止し、他機関に交付される診療情報提供書等についても、2回目以降など作成医療機関が明らかな場合は署名又は記名・押印を省略可とした。これにより、電磁的方法での情報提供が円滑化も図った。 c 引き続き、地方厚生局等からの照会を踏まえ疑義解釈を示すとともに、令和7年9月に疑義解釈の電子データについて、検索性、一覧性及び視認性をもって確認できるよう、「疑義解釈検索ツール」を公表した。	a 措置済み b これまでの実施状況に記載の通り、実施済み。 c これまでの実施状況に記載の通り、実施済み。	措置済	解決
令和6年6月21日	健康・医療・介護	14	患者本位のプライマリ・ケアの体制整備	我が国では、高齢化に伴い、特定の臓器や疾患を超えた多様な問題を抱える患者が増加しており、これらの患者には、複数の領域別専門医による診察よりも、一人の総合的な診療能力を有する医師による診察が適切な場合がある。実際に、例えば、どの診療科を受診すべきか分からない患者等が、日常的に頭痛が高く、幅広い領域の疾病と傷害等について、適切な初期対応と必要に応じた継続医療を全人的に提供する総合診療を担う医師の受診を希望する場合があるという指摘があり、こうした医師へのアクセスの確保・円滑化を求める声がある。 一方で、一般社団法人日本専門医機構の定める専門医制度の基本領域のうち、総合診療を除く領域は、医療法において、全て標榜することが可能であるが、総合診療科のみは標榜可能な診療科名として認められていない。このため、患者が総合診療を受診したいと考えたとしても地域で総合診療医を見つけることが難しいという意見があり、標榜可能な診療科名に総合診療科を追加することについて検討すべきとの指摘がある。 さらに、診療科名の標榜の見直しについて、平成19年5月から平成20年2月にかけて、医道審議会医道分科会診療科名標榜部会において、総合診療を標榜する診療科名について議論されて以降、同部会が開催されておらず、国民がより円滑に適切な医療機関の選択を行うため、総合診療を標榜する診療科名について議論を行うべき時期に来ているとの指摘もある。 これらを踏まえ、次の措置を講ずる。 厚生労働省は、特定の臓器や疾患を超えた多様な問題を抱える患者等が、総合診療を担う医師の受診を希望する場合の医療へのアクセスを円滑化する観点から、医学医術に関する学術団体の意見を踏まえつつ、標榜可能な診療科名に総合診療科を追加することに ついて、検討し、結論を得る。	令和6年度検討開始・令和7年結論	厚生労働省	標榜可能な診療科名に総合診療科を追加することについては、総合診療に関連する学術団体等に検討を依頼しているところであり、その旨について「第6回医道審議会医道分科会診療科名標榜部会」（令和7年9月4日）で報告を行った。現在も引き続き、総合診療に関連する学術団体において検討が行われている状況である。	標榜可能な診療科名に総合診療科を追加することについては、患者が総合診療を担う医師の受診を希望する場合の医療へのアクセスの円滑化に資するよう、総合診療に関連する学術団体等における検討状況や医学医術に関する学術団体の意見等を踏まえて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和6年6月21日	健康・医療・介護	15	スイッチOTC化の加速	a 個人の健康管理に係る自発的な取組を促す観点から、セルフメディケーション（自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること（世界保健機関））の推進が累次の閣議決定（「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）等）によっても求められている。このため、安全性の確保を前提としつつ、患者がより効果の高い医薬品に円滑にアクセスできることが必要であり、一般用医薬品（スイッチOTC）の選択肢拡大が求められている。 他方、我が国においては、いわゆる「スイッチ・ラグ」（海外において医師の診察が必要な医薬品から医師の診察が不要なOTC医薬品に転用された時点から同医薬品が日本でOTC医薬品に転用される時点までの時間差）が長期間にわたる医薬品が多数（令和5年12月現在、胃酸分泌抑制薬、片頭痛薬など70成分以上）存在し、特に、患者ニーズが高いと認められる医薬品についても最長20年以上スイッチOTC化の遅れが生じている。我が国において過去3年間（令和3年4月から令和5年12月現在まで）でスイッチOTC化されたのは7成分にすぎない。一方で、厚生労働省は、令和2年度措置が閣議決定されていたスイッチOTC化を促進するための目標を設定していない。この結果、規制改革推進会議がスイッチOTC化の進捗を評価することも行うことができない状況にある。 なお、我が国では国民皆保険が採用されているが、それは国民に対し医療にアクセスできる自由を確保している一方で、国民に受診が強制されるものではなく、また、医療へのアクセス自体も年々困難になっているため、スイッチOTCの必要が何ら減じるものではない。 厚生労働省は、こうした状況を踏まえ、令和5年末時点で海外2か国以上でスイッチOTC化されている医薬品については、原則として3年以内（令和8年末まで）に日本でもOTC化する（スイッチ・ラグを解消する）ことを目標（令和7年以降に申請されたものについては、①、②を目標）として設定し、関係審議会等の審査・審議・意思決定プロセスの見直し等必要な措置を講ずることにより、国内でスイッチOTC化の要望があり申請されたものについては、原則として、①「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」（以下「評価検討会議」という。）への要望書の提出時点から総期間1年以内（令和5年以前に要望があったものは令和6年末まで）に検討結果を取りまとめ、また、②承認申請から承認の可否を判断するまでの総期間1年以内（令和5年以前に申請されたものは令和6年末まで）とする。 b 厚生労働省は、スイッチOTC化の承認申請から承認の可否判断までの総期間を1年以内（令和5年以前に申請があったものは令和6年末まで。以下同じ。）に設定する。なお、評価検討会議において検討を行う場合にあっては、スイッチOTC化の承認時期が後ろ倒しになることがないよう留意しつつ、可能な限り早期に検討を開始し、上記期間内に承認の可否判断が行われるよう、上記申請から承認の可否判断までの総期間1年以内に薬事審議会（要指導・一般用医薬品部会を含む。）に評価検討会議の意見（意見集約が不可能な場合にあっては、意見が列挙されるもの）として提示する。 c 厚生労働省は、スイッチOTC化推進の観点から、スイッチOTC化するに当たって、①薬局・店舗販売業におけるOTC医薬品の販売体制（薬剤師の専門的知識、薬剤師による適正販売の担保など）、②OTC医薬品の販売に関する薬事規制、③OTC医薬品を取り巻く環境（承認審査の対象となる医薬品の使用者を含む国民又は薬剤師等の当該医薬品に関するリテラシー不足、薬局・店舗販売業者と医療機関との連携、薬剤師等と医師等との連携など）に関する課題のみをもって十分な不承認事由とはならないことを前提として、スイッチOTC化する上で、課題があると評価された場合に、課題解決を行うべきステークホルダー（申請者を含む。以下同じ。）を明確にしつつ、必要に応じて、薬事審議会（要指導・一般用医薬品部会を含む。）や評価検討会議において当該課題に係るステークホルダーからの意見聴取を行い、課題解決策を検討するなど、スイッチOTC化に向けた対応を行うものとする。 d 厚生労働省は、スイッチOTCの適正な販売に係る議論に資するよう、評価検討会議の構成員の構成について更に検討を行い、必要な措置（要指導・一般用医薬品のインターネット販売事業者等の追加を含む。）を講ずる。 e 厚生労働省は、関係団体等の協力を得つつ、日本に比べスイッチOTC化が進んでいる海外（英国、カナダ、米国等）のスイッチOTC化の承認審査制度（スイッチOTC化のステークホルダーが参加するスイッチOTC化の承認審査又は検討する仕組みがある場合は、当該仕組みを含む。）及びその運用状況並びにスイッチOTC化の課題及びその解決策の検討・実施の状況等について、調査を行った上で、スイッチOTC化の促進に実効的な対応策を検討し、必要に応じて措置を講ずる。 f 厚生労働省は、令和6年末時点以降四半期ごとにaのスイッチOTC化を促進するための目標の達成に向けた進捗状況（申請のあったもの並びに今後申請の可能性があるものとして厚生労働省が事業者ヒアリング等により把握しているものの及び医薬品の製造販売業者から評価検討会議へ要望があったものを踏まえたものとする。）をKPIとして管理するとともに、進捗状況が順調でない場合は原因（ボトルネック）を調査分析し、eの調査結果も活用しつつ、当該目標の達成に必要な更なる対策（評価検討会議の廃止を含む。）を検討の上、実施する（PDCA管理を行う。）。	a:措置済み b,c:令和6年措置 d:令和7年上期措置 e:令和7年中に開始、令和8年度まで継続的に措置 f:令和6年末までに開始、令和8年度まで継続的に措置	厚生労働省	a 海外2カ国以上でスイッチOTC化されている医薬品について、評価検討会議の候補成分であって議論可能な状況にある成分については議論済みである。また、申請された医薬品についても期限以内に承認の可否を判断した。 b、c 令和5年以前に申請があったスイッチOTC品目のうち申請者の合意が得られた品目については、令和6年末までに要指導・一般用医薬品部会にて承認の可否を判断した。また、令和6年以降に申請された品目については、申請から1年以内に評価検討会議及び承認の可否を判断できるよう、ステークスホルダーとも調整を図りつつ進めているほか、評価検討会議での議論の質を担保しつつ議論を効率化する観点から、第29回評価検討会議において検討の進め方を変更した（企業が要望・申請者の場合には企業出席を可とする、また、評価検討会議の回数を原則として1回とする、など）。 d 令和7年8月21日開催の「第33回 医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」において、新たに、要指導・一般用医薬品のインターネット販売事業者の立場の方を構成員に追加した。 e 「セルフメディケーション推進のためのOTC医薬品データの利活用に係る研究」（令和7年度厚生労働科学特別研究事業）において、海外制度等について調査した。 f 概ねaを達成している。	a～c 措置済み d 実施済み e 調査結果を踏まえ、令和8年度に、スイッチOTC化の促進に実効的な対応策を検討し、必要に応じて措置を講ずる。 f 適宜対応	検討中	継続フォロー
令和6年6月21日	健康・医療・介護	16	介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルールの防止等	高齢化とともに、高齢者を含む人口減少が進む我が国において、良質な介護・保育・障害福祉サービスの持続性を確保し、利用者の生活に支障を及ぼしかねないサービスの中断・停止等を回避するためには、介護・保育・障害福祉分野の事業者（社会福祉法人を含む。以下「介護事業者等」という。）の協働化や合併、事業譲渡等による経営力強化及び円滑な事業承継（以下「経営力強化等」という。）が必要である。経営力強化等の手段は多様であり、どの手段を選択し、必要に応じて、複数の手段を組み合わせるかは介護事業者等の経営判断で行われるものであるが、合併や事業譲渡等のニーズを有する事業者は一定程度存在する。 一方で、介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等については、以下のような指摘がある。 ・介護事業者等の合併、事業譲渡等に関して、地方公共団体によっては、肯定的に捉えていないところがあったり、あるいは、介護事業者等にとって、公開情報で知り得る事例も限られており情報不足から現実的な選択肢として検討することが困難。 ・介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続（合併、事業譲渡等に伴う手続を含む。以下同じ。）について、特に、介護保険法（その政省令、通知、事務連絡等を含む。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。）、社会福祉法（昭和26年法律第45号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）等を執行する地方公共団体との調整が重要な課題である。 ・合併、事業譲渡等に関して事例が少ないこともあり、知見が乏しく、許認可に関する手続に関して地方公共団体の担当者間でも理解に濃淡が生じている。 ・地方公共団体による不適切なローカルルール（独自の規律に係る様式、添付書類、各種申請に関して同分野の事業者と地方公共団体が行う事前相談及びその他運用に関する事項を含む。以下同じ。）がある場合には、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の予見性が低く、かつ、事務負担が重い。 以上を踏まえ、介護事業者等の経営力強化等を目的として、円滑な合併、事業譲渡等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の手続に要する負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 a こども家庭庁及び厚生労働省は、合併、事業譲渡等の事例及びその内容について介護事業者等による情報収集を容易にすることで、介護事業者等が自らの経営力強化等の選択肢として、合併、事業譲渡等を前向きに検討・実施可能なものであることの理解を促すとともに、地方公共団体が否定的に捉えるべきものではないことを明確化し、併せて、不適切なローカルルールによる介護事業者等の負担増を回避するため、介護事業者等及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続に関する手順や処理期間、合併、事業譲渡等の事例、合併、事業譲渡等に至った経緯、目的、効果等を記載したガイドライン等を作成・公表する。	a,b:令和6年度検討開始、令和7年度までに措置 c,d:令和7年度までに措置 e:（前段・システムの整備の要否を検討）可能な限り速やかに検討を開始し、令和7年度結論、（前段・利用の有無の公表）令和8年度措置、（後段）令和6年度検討開始、令和7年度までに措置 f:（前段）可能な限り速やかに検討を開始し、令和7年度結論、（後段）令和8年度措置	a,c～e:こども家庭庁 厚生労働省 b,f:厚生労働省	【こども家庭庁】 a、c～e 令和7年度の調査研究事業「保育所等の合併・事業譲渡等に関する実態調査」において、保育所等の合併・事業譲渡等に関するガイドラインを作成するとともに、合併・事業譲渡等の手続きに係るローカルルールの有無・内容などの整理や地方公共団体に対して提出する書類の標準様式及び標準添付書類の作成を行った。また、合併・事業譲渡等をする場合に必要な手続のうち地方公共団体に対して行う申請・届出について、事業者等が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したウェブ上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって行うことも差し支えないことを地方公共団体に周知した。 【厚生労働省】 a 令和6年度の委託事業「介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた経営の協働化・大規模化に関する調査研究事業」にて、自治体及び事業所に向けて行った合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続に関するアンケート調査やヒアリング調査を通した意見を踏まえ、令和8年1月に「介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた経営の協働化・大規模化ガイドライン」を策定し、厚生労働省ホームページへ掲載するとともに、都道府県及び市区町村宛て事務連絡を発出した。 また、令和8年3月に、障害福祉サービス事業者等の参考になるよう、障害福祉分野における小規模事業所の協働化の事例及び「介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた経営の協働化・大規模化ガイドライン」を厚生労働省ホームページに掲載するとともに、地方公共団体宛て事務連絡を発出した。	【こども家庭庁】 a、c～e 措置済み 【厚生労働省】 a 措置済み	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和6年6月21日	健康・医療・介護	16	介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルールの防止等	b 厚生労働省は、社会福祉法人が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続について、社会福祉法人の合併認可件数は年間10～20件程度、また、事業譲渡等に係る認可又は届出件数は数十件程度で、それぞれ推移するなど事例が少ないことに起因して、必要な手続について地方公共団体の理解に差が生じていることや、地方公共団体による不適切なローカルルールがある場合には、社会福祉法人にとって、合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の予見性が低く、かつ、事務負担が重いとの指摘を踏まえ、社会福祉法人の予見性向上並びに社会福祉法人及び地方公共団体の事務負担軽減の観点から、地方公共団体の実態も踏まえつつ、厚生労働省が令和2年3月に策定した合併・事業譲渡等マニュアル（以下「マニュアル」という。）を見直し、公表する。その際、社会福祉法人が合併、事業譲渡等の検討から各種指定申請までの各種手続の処理期間の目安等を記載することにより、合併、事業譲渡等を検討し、又は実施しようとする社会福祉法人及び当該社会福祉法人による手続の許認可等（当該手続に関する相談を含む。）を行う地方公共団体にとって必要な手続や期間が明確となり分かりやすく有用なものとなるよう留意する。あわせて、社会福祉法人が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続について、簡略化（事業所の職員に変更がない等、実質的に継続して運営されると認められる場合における手続及び提出書類を不要又は省略可能とすることを含む。）も検討し、その結果を踏まえ、当該マニュアルに記載することで事務負担の軽減を図るものとする。 c こども家庭庁及び厚生労働省は、介護サービス事業者が老人福祉法の規定に基づいて、地方公共団体に対して提出する届出関連文書等や、保育事業者が児童福祉法等の規定に基づいて、地方公共団体に対して提出する認可申請関連文書等について、介護事業者等の事務負担軽減の観点から、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成し、保育事業者、介護サービス事業者が全国一律で当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の措置を講ずる。その際、当該標準様式等については、押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請するとともに、先行して標準様式等が定められている介護保険サービスや障害福祉サービスと共通化可能な部分はそれぞれ共通化することを基本とする。 なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないことより、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。 d こども家庭庁及び厚生労働省は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続に係る地方公共団体によるローカルルールについて、介護事業者等の手続負担を軽減し、合併、事業承継等を円滑化する観点から、例えば、以下の事項について、地方公共団体ごとのローカルルールの有無・内容等を整理し、公表する。 ・各種申請に関して介護事業者等が行う地方公共団体との事前相談に関する事項 ・認可や指定に関する認可申請関連文書に係る様式又は添付書類に関する事項 ・社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に関する事前相談や添付書類に関する事項 e 厚生労働省は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続のうち、老人福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う申請・届出について、既に整備が進められている介護事業者及び障害福祉サービス事業者が全ての地方公共団体に対して必要な申請・届出を地方公共団体を問わず電子的に一括した申請・届出を可能とするための電子申請・届出システムを参考にしつつ、全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、cの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、介護事業者等及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、申請・届出先の地方公共団体を問わず当該システムでの申請・届出をもって、手続を完結し得ることとするため、介護事業者等の選択により、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備の要否を検討し、必要な措置を講ずる。その際、特段の事情があり、当該システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、システム整備を行う場合は、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、厚生労働省において公表する。 こども家庭庁及び厚生労働省は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続のうち、児童福祉法及び社会福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う申請・届出について、介護事業者等が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したウェブ上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うことをするための所要の措置を講ずる。 f 厚生労働省は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続のうち、老人福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う申請・届出について、法人名を変更した場合など、同様の情報を複数回にわたって記載し、複数の地方公共団体へ提出する必要が生じた等の指摘があることを踏まえ、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、cの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、届出手続のワンストップ化を実現する方向で検討する。 その際、特段の事情があり、eのシステムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、eのシステム整備を行う場合は、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、厚生労働省において公表する。			b 令和6年11月に、社会福祉法人が合併・事業譲渡等を行う場合に必要となる手続に係る地方公共団体の対応状況を確認するため、地方公共団体にアンケート調査を実施。アンケート結果及び内容をふまえ、令和8年3月に合併・事業譲渡マニュアルを見直し、厚生労働省HPへ掲載するとともに、都道府県及び市に周知を行った。 また、令和6年6月に、障害福祉サービス事業者の円滑な合併、事業譲渡等に資することを目的に、手続の簡素化に係る事務連絡を発出した（https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001267463.pdf）。 c 老人福祉法に基づく届出・申請様式の標準化については、介護保険法に基づく指定申請と同時に処理することができるよう、令和7年10月に標準様式を新たに定め、地方公共団体に通知した。 d 令和6年度の委託事業「介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた経営の協働化・大規模化に関する調査研究事業」にて、自治体へのアンケート調査項目の中に以下項目を設け、調査を実施。 ・介護事業所が行う各種申請に関して介護事業者等が行う地方公共団体との事前相談に関する事項 ・認可や指定に関する認可申請関連文書に係る様式又は添付書類に関する事項 調査結果について、令和7年11月に厚労省HPにて公表済み。 また、令和6年11月、社会福祉法人が合併、事業譲渡等に関する認可に関する事前相談や添付書類に関する事項に係る地方公共団体ごとのローカルルールの有無・内容等について対応状況を確認するため、地方公共団体にアンケート調査を実施。令和8年3月に厚生労働省HPにて公表済み。 令和6年度障害保健福祉推進事業「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究事業」にて、合併、事業譲渡等の手続きについて自治体へのアンケート調査を実施。調査結果については、令和7年7月に厚労省HPにて公表。 e （前段）令和7年度補正予算において、老人福祉法に基づく申請・届出に関する標準様式を踏まえたシステム改修を行うために必要な予算を計上した。 （後段）令和6年7月より、社会福祉法人が、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したウェブ上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うことに係る地方公共団体の対応状況を確認するため、アンケート調査を実施。アンケート結果及び内容をふまえ、令和8年3月に合併・事業譲渡マニュアルを見直し、厚生労働省HPへ掲載するとともに、都道府県及び市に周知を行った。 f 令和7年度補正予算において、老人福祉法に基づく申請・届出に関する標準様式を踏まえたシステム改修を行うために必要な予算を計上した。	b 措置済み c 老人福祉法の標準化は措置済み d 措置済み e （前段）今後、調達等の手続きを行い、申請者の負担軽減に向けて、標準様式を踏まえたシステム改修を進める。 （後段）措置済み f 今後、調達等の手続きを行い、申請者の負担軽減に向けて、標準様式を踏まえたシステム改修を進める。		
令和6年6月21日	健康・医療・介護	18	先端技術を用いた医薬品開発ツールの要件の明確化	厚生労働省は、医薬品開発のスピードや質の向上を図るとともに、医薬品開発における技術活用の予見可能性を高める観点から、動物実験の代替となり得るMPS（MicrophysiologicalSystems：生体模倣システム）などの先端技術について、当該技術の要件の明確化に資するガイドラインの作成・公表などの具体的な方策について、産業界やアカデミアの関係者との協議や海外における取扱い等の必要な調査を行う。 当該協議・調査を踏まえ、要件の明確化に資するガイドラインの作成・公表などの具体的な方策について検討を行い、結論を得る。	（前段）令和6年度置、（後段）令和7年度結論	厚生労働省	（前段）令和6年度 AMED医薬品等規制調和・評価研究事業「医薬品の品質及び安全性確保のための評価手法等に係る国内基盤整備と国際調和の推進に資する研究」において、関係団体の代表者の参画の下で、MPSなどの先端技術について、欧米のガイドラインや取扱いの状況の調査を行った。 （後段）AMED事業において、上記の調査を踏まえて検討を進め、医薬品開発ツールの利用に関する方策や課題をとりまとめた。	（前段）措置済み （後段）引き続き、AMED事業において、欧米の取扱いを踏まえて、日本におけるガイドライン作成などの方策について検討を進め、令和7年度中に一定の結論を得た。当該結論を踏まえ、令和8年度も引き続きAMED事業により医薬品開発ツールの利用に資するガイドライン案等の検討を進める予定。	検討中	継続フォロー
令和6年6月21日	健康・医療・介護	19	低リスク遺伝子治療用製品の開発における治験開始前の環境影響評価	厚生労働省は、事業者の過度な負担にならないよう、国内外で承認済みの再生医療等製品で安全性が確認されている非増殖性かつ低病原性のリスクの低いベクターの治験開始前の環境影響評価について、カルタヘナ議定書の内容や締結国の状況について実態調査を行う。 当該調査も踏まえ、事業者負担の軽減につながるような見直しの要否について検討し、結論を得る。	（前段）令和6年度着手、令和7年度措置、（後段）令和7年度結論	厚生労働省	（前段） AMED医薬品等規制調和・評価研究事業「アデノ随伴ウイルスベクター（AAV）の治験開始におけるカルタヘナ法第一種使用規程に関する研究」において、カルタヘナ議定書の締結国を含む海外の状況等について予備的な調査を行った。 （後段） 同研究事業において、治験開始前の環境影響評価を軽減ないし省略する可能性について、カルタヘナ法を遵守するため科学的に妥当と考えられる範囲の検討が進められている。	同研究事業において令和8年度中に海外の詳細調査を行い、その検討結果を踏まえて、令和9年度中に必要な措置を実施する予定である。	検討中	継続フォロー
令和6年6月21日	健康・医療・介護	21	再生医療製品及び医薬品の製造に用いる生物由来原料等の管理等の合理化	厚生労働省は、原料等が種類別に設けられている生物由来原料基準について、当該基準に適合しない場合でも個別製品ごとにリスク評価を行っているところ、事業者の事務負担の更なる軽減を図るため、当該基準のうちウイルス等の感染リスクが低い「ヒト／動物細胞株を用いた遺伝子組換えタンパク質」については、より緩和された管理基準の在り方を検討し、結論を得る。 厚生労働省は、生物由来原料基準の運用に当たり、その包括的なリスクアセスメントに関する事業者の予見可能性を更に高めるため、「生物由来原料基準の運用について」（平成26年10月2日厚生労働省医薬食品局審査管理課長・大臣官房参事官（医療機器・再生医療等製品審査管理担当）連名通知）について、再生医療等製品や医薬品の製造工程や特徴も踏まえた、より明確な取扱いを示すよう検討を行い、結論を得る。	令和6年度結論	厚生労働省	前段については、AMED研究班において検討された結果を踏まえ、海外での医薬品等としての臨床使用実績等を踏まえて基準適合とみなすことができること等の明確化について、令和8年3月31日に生物由来原料基準の運用通知等を改正した。 後段については、AMED研究班において検討された結果を踏まえ、ヒト細胞組織原料等においてドナーの感染検査の再検査を必要としない場合の要件等の明確化について、令和8年3月31日に生物由来原料基準の運用通知等を改正した。	「これまでの実施状況」に記載のとおり、実施済み。 同上	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
（7）農業・地域産業活性化										
令和6年6月21日	農業・地域産業活性化	2	農業用施設の建設に係る農地転用許可の迅速化	a 農林水産省は、農業用施設（加工・販売施設を含む。）を建設しようとする認定農業者が当該農業用施設の概要（施設の位置、種類、規模等）を地域計画に記載することを農業委員会又は市町村に求めた場合において、当該農業委員会又は市町村が、周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがないことについて事前に確認することで、当該農業用施設について農地転用許可を不要とする措置を講ずる。 b 農林水産省は、例えば、農業用施設に含まれるトイレ・駐車場が認められないケースが存在するなど、地方公共団体間で農地転用許可制度に関する運用上のばらつきが存在するとの指摘を踏まえ、地方公共団体間の運用の面の差異（aの事前確認を含む。）に関する実態調査を農業者に対して定期的に実施し、その結果に応じて、「農地法の運用について」（平成21年12月11日農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の記載の充実（詳細な具体例の提示等）を行う。 c 農林水産省は、地域計画の策定状況を地方公共団体の負担も考慮しながら適切に把握し、その策定状況を農林水産省HPにおいて公表するとともに、協議の場に外部からの新規参入希望者より参加の申出があった場合には当該者の参加の上で協議を行う旨を通知に明記する。	a：引き続き検討を進め、令和6年上期措置 b：引き続き検討を進め、実態調査については令和6年上期に着手、実態調査の結果に応じた記載の充実については令和7年度措置 c：引き続き検討を進め、令和6年上期措置、通知に関する事項については措置済み	農林水産省	a 農地法施行規則を改正し、市町村が地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合に、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことを市町村又は農業委員会が認めたものについては、農地転用許可を不要とする措置を講じた。（令和6年6月27日改正、令和7年4月1日施行） b 農業用施設の建設等に係る農地転用許可制度の実態調査を、地方公共団体（1,741市区町村）及び農業者（4,700人）を対象に実施した。（回答期間：令和6年6月28日～8月31日） 調査の結果、地方公共団体の担当者・農業者ともに制度についての正確な理解が及んでいない面があることが明らかになったことから、「農地法の運用について」（平成21年12月11日農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）を一部改正し、許可不要となる農業用施設の範囲を明確化するなど記載の充実を行った。（令和8年3月31日改正、4月1日施行） c 地域計画の策定状況について、地方公共団体の負担も考慮し、4か月ごとに調査を行い、農林水産省HPで随時公表している。 また、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（経営局長通知）で、協議の場において、外部からの新規就農希望者など、幅広い関係者より意見を聴くことが重要である旨を明記している。	a 措置済み b 措置済み c 地域計画の策定期限である令和7年3月末時点の策定状況を地方公共団体の負担も考慮しながら適切に把握し、令和7年4月以降、農林水産省HPにおいて公表予定。	措置済	フォロー終了
令和6年6月21日	農業・地域産業活性化	4	家庭用蓄電池の補助制度における補助対象の見直し	経済産業省は、家庭用蓄電池の導入に関する補助制度において、蓄電システムについては、現状はその補助対象を、JIS規格を満たすもののみに限定しているところ、JIS規格とIEC等の国際規格との差異を検証した上で、合理的であると判断される場合には、当該国際規格を満たす場合も補助対象とするよう見直す。	令和6年度検討、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	令和6年委託調査において、諸外国における蓄電システムに関する規格を調査した。	補助金公募要領において、JISのみでなく、IECの認証取得のみをしている場合において、個別に執行団体に相談することも認めているため措置済み。	措置済	解決
令和6年6月21日	農業・地域産業活性化	5	定置用蓄電池の系統連系に必要な技術要素の明確化	経済産業省は、定置用蓄電池の系統連系に際して、本来系統連系に必要な技術要素以上の試験が求められることのないようにするため、系統連系に必要な技術要素について、適切な文書等に明記し、公表する。	令和6年度措置	経済産業省	第50回系統ワーキンググループ（2024年3月11日）において、系統連系の際に一般送配電事業者が提出を求める試験項目等や、個別連系協議のプロセスを適切な形式で公表し、透明化を図る方向性を示した。 一般送配電事業者等とも連携し、系統連系の際に一般送配電事業者が提出を求める試験項目等や、個別連系協議のプロセスについて公表の準備を進めている。	2026年3月27日時点で10社中7社は公表済み。残り3社も5月末までには公表完了見込み。	検討中	継続フォロー
令和6年6月21日	農業・地域産業活性化	9	円滑な系統連系の仕組みの導入	経済産業省は、定置用蓄電池に関する系統連系手続の簡素化のため、諸外国で実施されている系統連系技術要件に適合していることについての自己認証（社内での検査・試験・確認等）の結果を国等のデータベースに登録した上で、短期間の系統連系申請手続をすることで、連系が認められる仕組みや、系統連系に係る国際規格（IEC、EN等）の認証を取得している場合に、当該自己認証の全部又は一部を代替する仕組みについて、海外調査の結果を参考とし、当該仕組みが合理的であると判断される場合には、我が国においても諸外国と同等レベルの円滑な系統連系ができるよう、当該仕組みを導入する。	令和6年度検討、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	一般送配電事業者は、電力の安定供給確保や保安の観点から、系統連系手続きにおいて技術要件を満たしていることを確認する手段として、第三者機関による認証制度を利用し、また、認証制度を利用しない場合は個別機器の試験データの提出等を求めている。その上で、令和6年委託調査において諸外国における事例を調査した結果、諸外国においても認証制度を利用する場合が多く確認された一方、第三者機関による認証ではなく、自己認証により系統連系を認める制度を導入している国が無いことが確認された。	電力の安定供給確保や保安の観点から、一般送配電事業者が系統連系手続きにおいて技術要件を満たしていることを適切に確認することは重要と考えている。その上で、左記のとおり、系統連系手続きに自己認証制度を取り入れている国がないことから、継続の検討は現時点では不要と判断している。	措置済	解決
令和6年6月21日	農業・地域産業活性化	11	JET認証における受け入れ規格の拡大及び他の認証機関による試験結果の受入れ	経済産業省は、JET認証において、蓄電池の安全性確認として、JIS規格の認証（JETで認証を受けたものに限る。）が求められている点について、JIS以外の安全性に関する規格（IEC等）の認証を取得した場合でも、同様に受け入れること及びJET以外の認証機関でJIS規格の認証を取得したものも受け入れることが明示・公表されるようJETに対して、必要な措置の検討を促す。	措置済み	経済産業省	経済産業省からJETに対し、ＪＩＳ以外の安全性に関する規格（IEC等）の認証を取得した場合でも、同様に受け入れること及びJET以外の認証機関で当該ＪＩＳ規格の認証を取得したものも受け入れることが明示・公表するよう、検討を促した。これを受けてJETにおいて、系統連系保護装置等認証（低圧）において、他の認証機関（Sマーク認証機関）の認証製品の試験データの受入れが可能な旨を明示・公表した。	措置済み https://www.jet.or.jp/new/new426.html	措置済	解決
令和6年6月21日	農業・地域産業活性化	13	系統連系手続における定置用蓄電池の個別機器の試験データ提出の必要性の検証	経済産業省は、定置用蓄電池メーカーがJET認証を取得しない場合において、一般送配電事業者から定置用蓄電池メーカーに対して現状求めている定置用蓄電池の個別機器の試験データの提出について、諸外国の実態を調査し、系統連系手続において代表機試験で足りる等の場合には当該データの提出を不要化し、当該取扱い等を適切な文書等に明記し、公表する。	令和6年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	一般送配電事業者は、電力の安定供給確保や保安の観点から、系統連系手続きにおいて技術要件を満たしていることを確認する手段として、第三者機関による認証制度を利用し、また、認証制度を利用しない場合は個別機器の試験データの提出等を求めている。その上で、令和6年委託調査において諸外国における事例を調査した結果、諸外国においても認証制度を利用する場合が多く確認された一方、認証制度を利用しない場合の試験データの提出に関しては様々な事例が確認されたため、更なる精査が必要と判断した。	電力の安定供給確保や保安の観点から、一般送配電事業者が系統連系手続きにおいて技術要件を満たしていることを適切に確認することは重要と考えている。その上で、左記のとおり、令和6年委託調査において諸外国における事例を調査した結果、諸外国においても認証制度を利用する場合が多く確認された一方、認証制度を利用しない場合の試験データの提出に関しては様々な事例が確認されたため、更なる精査を行うなど、引き続き検討を進めていく。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
（8）通信										
令和6年6月21日	通信	1	5G普及に向けた規制・制度の見直し	a 総務省は、令和5年度末までに5G基盤展開率を98%とするとしていた目標の令和5年度末の達成状況を踏まえ、以下b～dのSub6、ミリ波、StandAlone基地局（以下「SA基地局」という。）に関する目標を達成するために必要な適切な指標を設定し、当該指標に関して目標を設定し、携帯電話事業者ごとに公表する。 b 総務省は、Sub6のみによる5G目標を「2020年代のいつまでに何%達成する」といった内容で設定し、その目標に向けたロードマップを作成して、公表するとともに、その進捗状況については、携帯電話事業者ごとに公表する。 c 総務省は、ミリ波に関して、特にトラフィックが多いと合理的に見込まれるエリアを中心に基地局を整備するための目標を「何年度までに何万局」といった内容で設定し、公表する。 d 総務省は、SA基地局を整備するための目標を定量的に設定し、公表する。 e 総務省は、当初4G用に割り当てられた周波数帯を用いた5Gを利用する場合も、5G用に割り当てられた周波数帯を用いた5Gを利用する場合もスマートフォンの画面上では、現状、どちらも区別なく「5G」と表示される点について、スマートフォン利用者が周波数帯を正しく認識できるようにするため、それらが区別して表示されるよう必要な措置を講ずる。 f 総務省は、ハイエンドのスマートフォンにおいて、ミリ波に対応したスマートフォンの拡充に向けて必要な措置を講ずる。 g 総務省は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）上の「認定電気通信事業者」ではないインフラシェアリング事業者が、同法に規定される公益事業特権を行使できるよう必要な措置の導入に向けた検討を行い、その結果を公表する。 h 財務省は、総務省の協力の下、国の事務や事業等の遂行のために5G基地局を庁舎の屋内等に設置する場合において、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に規定される行政財産の使用許可（以下「国の行政財産の使用許可」という。）の対象外であることを明確化するため、各省庁に対し通知文書を発出し、かつ当該文書を公表する。a総務省は、地方公共団体の事務や事業等の遂行のために5G基地局を庁舎の屋内等に設置する場合において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定される行政財産の使用許可（以下「地方公共団体の行政財産の使用許可」という。）の対象外であることを明確化するため、地方公共団体へ通知文書を発出し、かつ当該文書を公表する。 i 総務省は、地方公共団体の事務や事業等の遂行のために5G基地局を庁舎の屋内等に設置する場合において、地方自治法（昭和22 年法律第 67 号）第 238 条の4第7項に規定される行政財産の使用許可（以下「地方公共団体の行政財産の使用許可」という。）の対象外であることを明確化するため、地方公共団体へ通知文書を発出し、かつ当該文書を公表する。 j 総務省は、財務省の協力の下、事業者が5G基地局を設置するに当たって、国の行政財産の使用許可が必要な場合における使用料の減免については[h,i]及び[k～p]において講ずる措置から見込まれる効果等も踏まえて検討を行い、その結果を公表する。 k 総務省は、事業者が5G基地局を設置するに当たって、地方公共団体の行政財産の使用許可が必要な場合における使用料の減免については[h～j]及び[l～p]において講ずる措置から見込まれる効果等も踏まえて検討を行い、その結果を公表する。 l 総務省及び財務省は、事業者が5G基地局を設置するに当たって、国の行政財産の使用許可が必要な場合における使用許可期間について、基地局を設置する上で適当な期間となるよう必要な措置を講ずる。 m 総務省は、事業者が5G基地局を設置するに当たって、地方公共団体の行政財産の使用許可が必要な場合における使用許可期間について、基地局を設置する上で適当な期間となるよう必要な措置を講ずる。 n 総務省は、事業者が5G基地局設置に係る地方公共団体の行政財産の使用許可が必要な場合における当該使用許可の申請様式の全国統一化を実施するため、統一的な様式を作成し、全ての地方公共団体において、その統一的な様式が使用されるよう必要な措置を講ずる。 o 総務省及び財務省は、事業者による5G基地局の設置に関する国の行政財産の使用許可及び地方公共団体の行政財産の使用許可の申請に係る様式を可能な限り統一するため必要な措置を講ずる。 p 総務省及び財務省は、事業者による5G基地局の設置に関する国の行政財産の使用許可及び地方公共団体の行政財産の使用許可の申請について、WEBの活用を含むオンライン化など適切かつ効率的な手続を検討し、その結果に応じて必要な措置を講ずる。 q 経済産業省は、インフラシェアリング事業者が5G基地局を所有する携帯電話事業者から鉄塔等の基地局設備を譲り受けることでインフラシェアリング事業を実施する際に、既存の引き込み線に加えて、新たに他の携帯電話事業者が使用する目的で、新たに引き込み線を設けることの必要性が認められた場合において、一需要場所における複数の引き込み線を設けることを可能とすることの適否について検討し、その結果に応じて必要な措置を講ずる。	a～f,l～o：令和6年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置 g,j,k:令和6年度検討・結論 h：措置済み i：令和6年度上期措置 p,q:令和6年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	a～g,j,k,m,n：総務省 h,j,l,o,p：総務省 財務省 q：経済産業省	a 5G基盤展開率について、令和5年度末で98%となり目標を達成。以下b～dのとおりサブ6、ミリ波、SA基地局に関する目標を設定し、携帯電話事業者ごとの進捗状況について令和8年3月に公表した。 b サブ6展開率を令和9年度末までに90%以上とする目標を設定し、携帯電話事業者ごとの進捗状況について令和8年3月に公表した。 c ミリ波基地局について令和9年度末までに5万局整備するという目標を設定し、携帯電話事業者ごとの進捗状況について令和8年3月に公表した。 d 今後整備するサブ6とミリ波の5G基地局について、将来的にSA対応可能な基地局として整備するという目標を設定し、携帯電話事業者ごとの進捗状況について令和8年3月に公表した。 f 電気通信事業法に基づく端末割引上限規制において、ミリ波対応端末の割引上限額の引き上げ（原則4万円から5.5万円に緩和）を時限的に実施するため、令和6年12月5日に「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（総務省令第107号）」及び「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」を改正し、同月26日に施行。 g 総務省情報通信審議会の「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方　最終答申」（令和7年2月3日）等に基づき、総務大臣の認定を受けたインフラシェアリング事業者に対して公益事業特権を付与すること等を内容とする「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」が第217回国会で成立し、令和7年5月28日に公布した（令和8年5月末までに施行予定）。 h 「国の庁舎等における国の事務事業の遂行のために整備する屋内用通信基地局の取扱いについて」（令和6年5月15日付財務省理財局国有財産調整課長・総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課長事務連絡）により、各省各庁に対し周知するとともに、財務省ホームページにおいて公表した。 i 「地方公共団体の庁舎等における事務事業の遂行のために整備する屋内用通信基地局の取扱いについて」（令和6年7月1日付け総務省自治行政局行政課長・総務省総合通信基盤局事業政策課長通知）により、地方公共団体に対して通知するとともに、総務省ホームページにおいて公表した。 l 行政財産の使用許可に係る取扱いの基準については、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」通達（昭和33年1月7日付蔵管第1号）（以下、通達という。）に定めているところ。「国の庁舎等における通信基地局の整備に係る使用許可期間について」（令和6年6月24日付財務省理財局国有財産調整課長総務省・総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課長事務連絡）により、通達に定める使用許可期間とすることが実情にそぐわないと認める場合は、国有財産法に定める範囲において適当な期間を定めるよう通知するとともに、財務省ホームページにおいて公表した。 m 「行政財産の目的外使用許可における許可期間について」（令和6年7月1日付け総務省自治行政局行政課長・総務省総合通信基盤局事業政策課長通知）により、地方公共団体に対し、屋外用通信基地局を設置するための行政財産の使用を許可することについて、行政財産の構造や耐震性、耐用年数等態様上の問題がなく、かつ、将来にわたって行政財産を公用又は公共用に使用する予定がない等の場合には、適切な期間設定による長期継続的使用の許可をすることが可能であることを通知。 n、o 国が定める国有財産使用許可申請書（財務省公表通達「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日蔵管1号）の別紙様式12）を基に、地方公共団体の行政財産の使用許可申請（5G基地局設置に係るものを含む）に係る全国統一の標準様式を作成し、当該標準様式の活用等について、地方公共団体に対して通知※した。 ※「行政財産の目的外使用許可申請における標準様式の活用について」（令和6年9月30日付け総行行第441号） p 国は財務省が定めた「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」通達（昭和33年1月7日付蔵管第1号）に基づき申請を電子メール等の方法によりできることとしており、こうした申請手続き等について財務省HPに公表し、電子受領を行っている。こうした国の取組も踏まえ、「行政財産の目的外使用許可申請におけるオンラインの活用について（通知）」（令和7年3月19日付け総務省自治行政局行政課長通知）により、地方公共団体においても可能な限り行政財産の目的外使用許可の申請をオンラインで行うことを可能としていただきたいことを通知。 e 携帯電話利用者が5G用に割り当てられた高周波数帯であることを正しく認識できるよう、スマートフォンの画面上において従来の「5G」と区別して新たに「5G＋」と表示することに関し、ほぼ全ての主要なベンダーが2025年度下半期以降に発売したモデルについて新たなピクト表示「5G＋」に対応済み。 j 総務省は「デジタルインフラ整備計画2030」において、国・地方公共団体の行政財産への5G基地局設置を促す使用料の減免等の措置については、同計画に規定する5G基地局等の整備の進捗状況等も踏まえ、必要に応じて検討を行うこととする旨を記載し、令和7年6月11日に公表した。 k 総務省は「デジタルインフラ整備計画2030」において、国・地方公共団体の行政財産への5G基地局設置を促す使用料の減免等の措置については、同計画に規定する5G基地局等の整備の進捗状況等も踏まえ、必要に応じて検討を行うこととする旨を記載し、令和7年6月11日に公表した。 q インフラシェアリング事業者等から継続してヒアリング等を行った結果、新たに制度的な対応を講ずべき内容が認められなかったことから検討を終了した。	a～q 措置済み q 左記の通り、令和6年度時点でインフラシェアリング事業者等から継続してヒアリング等を行った結果、新たに制度的な対応を講ずべき内容が認められなかったことから検討を終了した。	措置済	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和6年6月21日	通信	2	光ファイバー整備の円滑化のための収容空間等の整備状況の開示等	a 総務省は、将来のデータセンター間等におけるデータ通信量の増大を踏まえ、それに対応するための光ファイバー整備の必要性と見通しを明らかにする。 b 国土交通省は、国が管理する道路及び河川に係る収容空間の位置情報、光ファイバーの整備を行う者による使用の可否状況（空き容量を含む。）及び使用プロセス（手続方法等）の情報（以下「収容空間の位置情報等」という。）を、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、見やすい利便性の高い形で集約・統一してインターネット上において可能な限り詳細に開示する。加えて、国土交通省は、地方公共団体が管理する道路及び河川に係る収容空間の位置情報等が、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、見やすい利便性の高い形で、国が開示する収容空間の位置情報等と集約・統一してインターネット上において可能な限り詳細に開示されること並びに光ファイバーの収容空間を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者がそれに参画することを確保するため、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、河川の光ファイバーの収容空間の占用許可申請に係る河川法（昭和39年法律第167号）に基づく様式が地方公共団体の全ての河川管理者において、全国統一して使用されるよう必要な措置を講ずる。加えて、電線共同溝の占用許可申請に係る様式については、現状「電線共同溝整備道路の指定、電線共同溝の占用の許可等の事務手続について」（平成8年2月20日建設省道政発第28号）で一定程度定められているところ、国土交通省は、地方公共団体の全ての道路管理者における様式の全国統一化を実施するため、必要な措置を講ずる。 d 国土交通省は、国及び地方公共団体が管理する電線共同溝及び河川に係る光ファイバーの収容空間の占用許可申請のWEBによるオンライン化を実現する。この際、国土交通省は、光ファイバーの収容空間を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者の参画を確保するため、必要な措置を講ずる。 e 国土交通省は、国が管理する道路及び河川に係る光ファイバーの芯線の位置情報、光ファイバーの整備を行う者による使用の可否状況（空き容量を含む。）及び使用プロセス（手続方法等）の情報（以下「光ファイバーの芯線の位置情報等」という。）を、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、見やすく利便性の高い形で集約・統一してインターネット上において可能な限り詳細に開示する。加えて、国土交通省は、地方公共団体が管理する道路及び河川に係る光ファイバーの芯線の位置情報等が、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、見やすく利便性の高い形で、国が開示する光ファイバーの芯線の位置情報等と集約・統一してインターネット上において可能な限り詳細に開示されること並びに光ファイバーの芯線を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者がそれに参画することを確保するため、必要な措置を講ずる。 f 国が管理する道路及び河川に係る光ファイバーの芯線の使用手続に係る様式については、現状、「河川・道路管理用光ファイバの民間事業者等による利用について」（平成14年6月28日国河政第24号・国道利第9号）等で一定程度定められているが、地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者が管理する道路及び河川における光ファイバーの芯線の使用手続に係る様式の全国統一化を実施するため、国土交通省は、必要な措置を講ずる。 g 国土交通省は、国及び地方公共団体が管理する道路及び河川に係る光ファイバーの芯線の使用手続のWEBによるオンライン化を実現する。この際、国土交通省は、光ファイバーの芯線を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者の参画を確保するため、必要な措置を講ずる。 h 国土交通省は、b～gの内容を実現・高度化するため、国及び地方公共団体が参画し、一元的な情報公開とワンストップ申請が可能となるプラットフォームを構築する。この際、国土交通省は、当該プラットフォームについて、利用者にとって、開示情報が見やすく、申請・使用手続については、利便性の高いものとなるように構築する。加えて、国土交通省は、当該プラットフォームへの光ファイバーの芯線又はその収容空間を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者の参画を確保するため、必要な措置を講ずる。 i 総務省は、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（平成13年4月総務省）に規定される公益事業者（以下「公益事業者」という。）が公共的なインフラを管理する主体であり、多くの光ファイバー関連設備を有することから、現状においても当該ガイドラインの対象として明記されていることを踏まえ、公益事業者が保有する光ファイバーの芯線及びその収容空間について、具体的なニーズを確認した上で、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、必要な光ファイバーの芯線及びその収容空間の位置や使用に係る状況（空き容量を含む。）の情報を可能な限り見やすく利便性の高い形で開示するため、当該開示の対象者、開示の具体的手段、開示する情報の内容等（いわゆるクロスポイントのない異経路構成による冗長性確保に係る情報を含む。）について、本年3月の「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」の取りまとめ内容を踏まえて関係する事業者等と検討を行い、その結果に応じて必要な措置を講ずる。 j 総務省は、国土交通省の協力の下、公益事業者、国及び地方公共団体が保有又は管理する光ファイバーの芯線及びその収容空間について、具体的なニーズを確認した上で、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、必要な光ファイバーの芯線及びその収容空間の位置や使用に係る状況（空き容量を含む。）等に係る情報の見やすく利便性の高い形でのインターネット上での開示並びに利便性の高い方法での申請・使用手続の様式の統一化及び申請・使用手続のWEBによるオンライン化を一元的なワンストップの形で実現するプラットフォームの在り方を検討する。この際、総務省は、公益事業者が保有する光ファイバーの芯線及びその収容空間に係る情報の開示の対象者、開示の具体的手段、開示する情報の内容等（いわゆるクロスポイントのない異経路構成による冗長性確保に係る情報を含む。）の在り方について、本年3月の「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」の取りまとめ内容を踏まえて関係する事業者等と検討を行い、その結果に応じて必要な措置を講ずる。加えて、当該プラットフォームについて、総務省は、公益事業者が参画するよう、国土交通省は、光ファイバーの芯線又はその収容空間を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者の参画を確保するため、それぞれ必要な措置を講ずる。	a：措置済み b,d,e,g,h：令和6年度以降速やかに措置 c：措置済み f：措置済み i：令和6年度上期検討・結論、令和6年度以降速やかに措置 j：令和6年度検討、結論を得次第令和7年度以降速やかに措置	a,i：総務省 b～h：国土交通省 j：総務省 国土交通省	a 将来のデータセンター間等におけるデータ通信量の増大を踏まえ、それに対応するための光ファイバー整備の必要性と見通しを令和5年度中に明らかにした。 b ・新潟、富山、石川各県内を除く全ての都道府県及び市区町村に対して、河川及び道路の光ファイバ収容空間に関する情報公開の実態調査を実施。 ・一元的な情報公開とワンストップ申請が可能となるプラットフォームを令和7年度に構築 c ・新潟、富山、石川各県内を除く全ての都道府県及び市区町村に対して、河川及び電線共同溝の光ファイバ収容空間に関する占用申請様式の実態調査を実施。 ・占用申請様式の統一について地方公共団体に対し文書を発出（令和6年3月25日付け 河川敷地の占用許可申請における河川法に基づく様式利用等について、令和6年3月25日付け　電線共同溝の占用許可申請における標準様式の利用等について） d ・新潟、富山、石川各県内を除く全ての都道府県及び市区町村に対して、河川及び電線共同溝の光ファイバ収容空間に関する占用申請について、オンライン化状況の実態調査を実施 ・一元的な情報公開とワンストップ申請が可能となるプラットフォームを令和7年度に構築 e ・新潟、富山、石川各県内を除く全ての都道府県及び市区町村に対して、河川及び道路の光ファイバ芯線に関する情報公開の実態調査を実施 ・一元的な情報公開とワンストップ申請が可能となるプラットフォームを令和7年度に構築 f 新潟、富山、石川各県内を除く全ての都道府県及び市区町村に対して、河川及び道路の光ファイバ芯線の使用手続きに係る様式について実態調査を実施し、様式が統一されていることを確認。 g ・新潟、富山、石川各県内を除く全ての都道府県及び市区町村に対して、河川及び道路の光ファイバ芯線に関する使用手続について、オンライン化状況の実態調査を実施 ・一元的な情報公開とワンストップ申請が可能となるプラットフォームを令和7年度に構築 h ・一元的な情報公開とワンストップ申請が可能となるプラットフォームを令和7年度に構築 i 「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」における取りまとめ（令和6年3月）で示した検討項目について、開示元事業者と要望事業者間で検討を行うため、「事業者間協議の場」を立ち上げ、「事業者共通の取組み」を整理した。さらに、これらの検討結果を反映し、適切な情報開示を促す観点から、管路・とう道については「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を、光ファイバ芯線については、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」を、令和7年3月にそれぞれ改正した。 【総務省】 i 「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」において、公益事業者が保有する光ファイバの芯線及び収容空間の情報開示に係るプラットフォームの在り方について検討を行った。さらに、公益事業者における申請・使用手続の様式の統一化や申請・使用手続のWEBによるオンライン化を進めるため、「事業者間協議の場」において「事業者共通の取組み」を整理するとともに、検討結果を反映するため、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」及び「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」を、令和7年3月に改正した。また、改正ガイドラインと併せて、申請・使用手続に係る標準的な様式についても総務省HPで公表することにより周知を行った。 【国土交通省】 j ・新潟、富山、石川各県内を除く全ての都道府県及び市区町村に対して、光ファイバ芯線及び収容空間について実態調査を実施 ・一元的な情報公開とワンストップ申請が可能となるプラットフォームを令和7年度に構築	a～i 措置済み 【総務省】 j 引き続き、申請・使用手続のワンストップ化の実現に向けて、関係省庁間で連携し、必要な措置を講じていく。 【国土交通省】 j 措置済み	措置済	継続フォロー
（9）金融・資産運用特区における取組										
令和6年6月21日	金融・資産運用特区における取組	1	圧縮水素の貯蔵量上限の緩和＊	建築基準法（昭和25年法律第201号）上の用途制限における圧縮水素貯蔵量の上限規制について、特区提案に基づく先行的取組として、提案に係る水素貯蔵施設の整備を進めるため、経済産業省及び国土交通省が提案地方公共団体と連携して、特例許可を受けるために必要な保安基準等を検討し、令和6年度中に結論を得る。 その結論を踏まえつつ、水素の社会実装に向けて、両省が連携して上限規制の適用を除外するために満たすべき高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）等の保安基準を定めるための検討に速やかに着手する。	（前段）令和6年度結論（後段）前段の結論の後速やかに検討に着手	内閣府 経済産業省 国土交通省	提案地方公共団体が特例許可を受けるために必要な保安基準等の方針について、令和7年3月に結論を得た。 建築基準法上の用途制限における圧縮水素貯蔵量の上限規制について、経済産業省及び国土交通省が連携して上限規制の適用を除外するため、高圧ガス保安法令の保安基準及びこれを前提とした建築基準法における措置について、令和7年4月に検討に着手し、令和8年3月に結論を得た。	措置済み	措置済	フォロー終了
令和6年6月21日	金融・資産運用特区における取組	4	公立大学法人によるスタートアップ投資環境の整備＊	公立大学法人においても、ベンチャーキャピタルやファンド等に対して、国立大学法人と同水準の範囲において出資を可能とする環境の整備に関し、国立大学法人の実績や公立大学法人のニーズ等を踏まえ、全国での適用措置等について検討し、令和6年中に結論を得る。	令和6年結論	内閣府 総務省 文部科学省	●地方からの制度改正を求める提案を受け、規制緩和等の地方分権改革を実施する地方分権改革室において、本提案と同等の提案がなされ、議論された。 ●令和6年の提案等への対応のうち、法律改正により措置すべき事項について、閣議決定※をされた。 ※令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）【抜粋】 法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和7年通常国会に提出することを基本とする。 ●上記を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（第15次地方分権一括法案）が、令和7年3月7日に閣議決定され、令和7年通常国会に提出された。 ●国立大学法人において認められている認定特定研究成果活用支援事業者、研究成果活用事業者、教育研究施設管理等事業者に対する出資について、公立大学法人においても可能とする、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（うち地方独立行政法人法及び産業競争力強化法の一部改正）が令和7年5月に成立し、公布された。	措置済み	措置済	解決

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和6年6月21日	金融・資産運用特区における取組	5	洋上風力発電設備の設置・保守に係る外国籍船の利用及び外国人材の活用＊	a 洋上風力発電設備の設置・保守に要する作業船が不足し、外国籍船を活用する場合に必要となる船舶法（明治32年法律第46号）第3条ただし書に基づく沿岸輸送の特許の付与については、当該設備の設置・保守に関する輸送内容が明らかになった時点で日本籍船のみでの対応が困難である場合に、当該設備の設置・保守に関する複数の輸送に対してあらかじめ特許を付与することについて、事業者の予見可能性を高めるため、令和6年度中に必要な省令改正等を行う。 b 外国人材の知見が必要となり得る特殊な船舶について、提案地方公共団体における洋上風力発電設備の設置・保守に要すると見込まれる人員の職務・役割等の見通し等を踏まえ、必要に応じ、当該外国人材の活用の在り方等、対策を検討する。	a：令和6年度措置 b：継続的に検討	内閣府 法務省 国土交通省	a（外国船籍の利用） 洋上風力発電設備の設置・保守に要する作業船が不足し、外国籍船を活用する場合に必要となる船舶法第3条但し書きに基づく沿岸輸送の特許の付与については、当該設備の設置・保守に関する輸送内容が明らかになった時点で日本籍船のみでの対応が困難である場合に、当該設備の設置・保守に関する複数の輸送に対してあらかじめ特許を付与することについて、事業者の予見可能性を高めるため、令和7年6月に必要な省令改正を行った。 b（外国人材の活用） 外国人材の活用について、まずは、提案自治体において、今後の洋上風力の推進に際し、不足が見込まれる船種や船員・作業員の確保見通しを立て、その見通し等を踏まえ、必要に応じ、当該外国人材の活用の在り方等、対策を検討することとなっているところ、現状、提案自治体において確保見通しを立てていく段階であるため、検討の着手に至っていないもの。	a（外国船籍の利用） 措置済み b（外国人材の活用） ・外国人材の活用について、まずは、提案自治体において、洋上風力発電設備の設置・保守に要すると見込まれる人員の職務・役割等の見通しを立てることとしているところ、引き続き提案自治体からの相談に応じていく。	検討中	継続フォロー
2. スタートアップの更なる成長										
（1）規制改革関連制度の連携強化										
令和6年6月21日	規制改革関連制度の連携強化	2	規制改革関連諸制度間の連携	a 規制・制度所管府省庁（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第147条第1項第3号の規定に基づく「新技術等実証計画に記載された第8条の2第3項第6号に規定する法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長」及び同項第4号の規定に基づく「新事業活動計画に記載された第9条第3項第4号に規定する規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長」をいう。以下b において同じ。）は、同法第8条の2の規定に基づく新技術等実証計画の認定及び同法第9条の規定に基づく新事業活動計画の認定（以下「新事業特例制度」という。）について、その制度趣旨が「主務大臣（中略）は、新技術等又は新事業活動等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に基づく規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の廃止又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」（産業競争力強化法第14条）とされていることを踏まえ、認定新技術等実証又は認定新事業活動の終了及び産業競争力強化法に基づく新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進に関する命令（令和3年内閣府・公正取引委員会・個人情報保護委員会・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・原子力規制委員会規則第2号）第16条に基づく実施者からの報告を受領後、産業競争力強化法第14条に基づく検討を遅滞なく行い、その結果に基づき講ずることとした法制上の措置その他の措置（以下「対応措置等」という。）の内容を各制度の事務局（規制のサンドボックス制度については内閣官房（新しい資本主義実現本部事務局）、新事業特例制度については経済産業省）に通知する。各制度の事務局は、当該対応措置等について内閣府（規制改革推進室）に通知することとし、規制改革推進会議は、新技術等効果評価委員会によるフォローアップの状況も踏まえつつ、必要と認める場合、当該対応措置等に関する調査審議を行う。 b 規制改革推進会議は、規制・制度改革に関する個別具体の規制改革事項についての審議を行う過程において、新しい技術やビジネスモデルについて、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制の適用を受けることなく実証を行うとともに、実証で得られた情報・資料を活用して事業化や規制改革を推進することが当該規制改革事項の適切な推進の観点から望ましいと考えられる場合は、当該規制改革事項について、当該規制改革事項の要望者等の意思も勘案しつつ、当該要望者による新事業特例制度又は規制のサンドボックス制度を利用した検討を、各制度の事務局に要請することができる。この場合において、当該事務局は、規制改革推進会議における検討状況も踏まえつつ、必要と認める場合、当該要請への対応を行う。 c 内閣府（地方創生推進事務局）は、国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定、令和6年4月1日最終改定）において「特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる。」とされていることを踏まえ、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条で「国家戦略特別区域会議は、内閣府令で定めるところにより、認定区域計画の進捗状況について、定期的に評価を行うとともに、その結果について、内閣総理大臣に報告しなければならない。」とされている評価の結果を、規制改革推進会議に通知する。 規制改革推進会議は、当該評価の結果における認定区域計画の進捗状況も踏まえつつ、全国展開が未了である特例措置について、必要と認める場合、規制の特例措置の全国展開に関する取組状況等について調査審議を行う。この際、規制改革推進会議のワーキング・グループを開催する等、具体の議論を行う場合には、その旨を事前に地方創生推進事務局へ通知する。このほか、必要に応じ、国家戦略特別区域制度の下での全国展開に係る検討状況や、それを踏まえた規制・制度所管府省庁（同決定に規定する「関係府省庁」をいう。）の対応に関する情報共有など、事務局間の連携も推進する。 d 内閣府（地方創生推進事務局）は、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定、令和5年12月26日最終改定）において「規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。」、「評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。」とされていることを踏まえて実施する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会による評価及び構造改革特別区域推進本部において決定された評価に関する対応方針の内容を、規制改革推進会議に通知する。 規制改革推進会議は、同対応方針を踏まえた規制・制度所管府省庁（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第10項に規定する「関係行政機関」をいう。）の検討状況も踏まえつつ、必要と認める場合、規制の特例措置の全国展開に関する取組状況等について調査審議を行う。この際、ワーキング・グループを開催する等、具体の議論を行う場合には、その旨を事前に地方創生推進事務局へ通知し、事務局間で連携して全国展開の在り方等を検討する。 e 内閣府（地方創生推進事務局）は、総合特別区域制度について、「全国規模の規制改革を審議する規制改革会議と規制の特例措置を含めた支援策により地域の活性化を図る地域活性化統合事務局について、効果的かつ効率的な規制改革の推進に向けて、一層の連携強化策を検討する」（総合特別区域法の一部を改正する法律案に対する第183回国会附帯決議）とされていることを踏まえ、総合特別区域評価・調査検討会による評価結果を規制改革推進会議に通知する。規制改革推進会議は、同評価結果も踏まえつつ、必要と認める場合、規制の特例措置の全国展開に関する取組状況等について調査審議を行う。この際、ワーキング・グループを開催する等、具体の議論を行う場合には、その旨を事前に地方創生推進事務局へ通知し、事務局間で連携して全国展開の在り方等を検討する。 f 規制改革推進会議は、規制・制度改革に関する個別具体の規制改革事項を審議する過程において、地方公共団体や民間事業者等の要望者の意向等を勘案して、規制・制度改革事項に関する検討を適切に推進する観点から、国家戦略特別区域・構造改革特別区域制度を利用することが望ましいと考えられる場合、当該事項について、いずれかの制度を利用した検討を求める旨を内閣府（地方創生推進事務局）に通知する。内閣府（地方創生推進事務局）は、規制改革推進会議における検討状況も踏まえつつ、必要と認める場合、当該通知に関する調査検討を行う。	a～f：令和6年度以降継続的に措置	a：全府省 b：内閣府 内閣官房 経済産業省 c～f：内閣府	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの実施件数は下記のとおり。 a 産業競争力強化法第14条に基づく規制改革措置の通知 規制のサンドボックス制度：1件 新事業特例制度：0件 b 新事業特例制度、規制のサンドボックス制度における検討要請：0件 c 国家戦略特別区域法第12条に基づく評価結果の規制改革推進会議への通知：0件 規制の特例措置の全国展開に関する規制改革推進会議での調査審議：0件 d 構造改革特別区域推進本部による評価結果の規制改革推進会議への通知：0件 規制の特例措置の全国展開に関する規制改革推進会議での調査審議：0件 e 総合特別区域評価・調査検討会による評価結果の規制改革推進会議への通知：0件 規制の特例措置の全国展開に関する規制改革推進会議での調査審議：0件 f 特区制度における検討要請：0件	a～f 引き続き、規制改革関連制度の機能強化・利便性向上を図るため、関係府省庁間で更なる連携の強化を検討する。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和6年6月21日	規制改革関連制度の連携強化	3	グレーゾーン解消制度等の透明性向上	a 規制・制度所管府省庁（産業競争力強化法第147条第1項第2号の規定に基づく当該求めに係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長をいう。以下c及びdにおいて同じ。）は、同法第7条に基づく解釈及び適用の確認（以下「グレーゾーン解消制度」という。）の実効性を確保し、グレーゾーン解消制度の照会を行おうとする事業者からの「相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする」（産業競争力強化法第8条）とされていることを踏まえ、事業所管省庁（第147条第1項第2号の規定に基づく「当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る事業を所管する大臣」）と連携し、事業者からの質問・相談に対して、照会書のブラッシュアップや進捗状況の共有等を含め、情報提供及び助言を適切かつ迅速に行い、相談開始から3か月を目処に回答案を示すことを目標とする。また、その透明性を向上させる観点から、毎年度5月中にグレーゾーン解消制度に基づく前年度までの、①事前相談の受付件数、②事前相談の受付件数のうち、規制・制度所管府省庁への相談開始から6か月を経過した件数、③照会件数、④回答件数を経済産業省に報告する。経済産業省は、①～④の情報を内閣府（規制改革推進室）に通知するとともに、経済産業省HPで公開する。規制改革推進会議は、必要と認める場合、関係府省庁からの聴取の実施その他の必要な措置を講ずる。 b 経済産業省は、「新たな事業活動を行おうとする事業者が、現行の規制の適用範囲が不明確な場合においても、あらかじめ規制の適用の有無を確認することにより、安心して新事業活動を行うことができる」とのグレーゾーン解消制度の趣旨を徹底する観点から、同制度に基づく回答内容が①新事業活動等に対する法令の適用を受けるとされた場合又は②法令の適用の有無が明確にされない場合に照会者若しくは照会者以外の事業者（以下「第三者」という。）の事業活動が影響を受ける可能性があることを踏まえ、グレーゾーン解消制度に基づく照会及び回答内容によって、照会者又は第三者が受ける影響を申告する窓口を設けることとし、当該窓口において受け付けた意見・要望を規制改革推進会議に報告する。規制改革推進会議は、必要と認める場合、当該回答に係る規制・制度改革に関する調査審議を行うものとする。 c 規制・制度所管府省庁は、グレーゾーン解消制度による規制・制度所管府省庁の回答について、その一部に「該当性の判断については、当該自治体を担う地方公共団体において判断されるもの」等とする事例が見られることを踏まえ、同制度の趣旨を徹底する観点から、照会対象法令の細則が地方公共団体の条例に委任されている場合を含め、当該法令を所管する観点から、照会書の記載を前提とした具体的な内容の回答を示すものとし、地方分権等の観点から最終的には地方公共団体の判断によるものである旨の留保を可能としつつ、地方公共団体にのみ結論を委ねるような回答は行わないものとする。また、仮に、規制・制度所管府省庁が、グレーゾーン解消制度の趣旨に反し、自らの回答責任を回避するような回答を行った場合には、照会者が上記bの窓口に申告できることとし、当該窓口において受け付けた意見・要望を規制改革推進会議に報告する。規制改革推進会議は、必要と認める場合、当該回答に係る規制・制度改革に関する調査審議を行うものとする。 d 規制・制度所管府省庁は、グレーゾーン解消制度に関する回答について、当該法令を所管する観点から、照会書の記載を前提とした具体的な内容の回答を示すことで「安心して事業活動ができること」を徹底するものとし、最終的には個別の係争に係る司法の判断によるものである旨の留保は可能としつつ、裁判所や捜査機関に結論を委ねるような回答は行わないものとする。また、仮に、規制・制度所管府省庁が、以上に反して自らの回答責任を回避するような回答を行った場合には、照会者が上記bの窓口に申告できることとし、当該窓口において受け付けた意見・要望を規制改革推進会議に報告する。規制改革推進会議は、必要と認める場合、当該回答に係る規制・制度改革に関する調査審議を行うものとする。 e 規制・制度所管府省庁（「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定、平成19年6月22日最終改定）に規定する「各府省」をいう。）は、同決定に基づくノーアクションレター制度（以下「ノーアクションレター制度」という。）の実効性を確保し、併せて、その透明性を向上させる観点から、ノーアクションレター制度に基づく照会及び回答内容を当該規制・制度所管府省庁のHPに一覧性を確保して公開するとともに、毎年度5月中にノーアクションレター制度に基づき前年度に行った、①照会件数、②回答年月日、③未回答の照会のうち、照会の受付から6か月を経過したものの照会概要を総務省に報告する。総務省は、①～③の情報を内閣府に通知するとともに、総務省HPで公開する。 f 総務省は、ノーアクションレター制度について、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図る」との同制度の趣旨や、国民の利便性向上と行政の公正性の確保・透明性の向上の観点から同制度とグレーゾーン解消制度との異同を明確化した上で両制度の一体的な運用等を含め検討すべきであるとの意見を踏まえ、制度・運用の在り方を検討する。	a～e：令和6年度以降継続的に措置 f：令和6年度措置	a,c～e：全所管省 b：経済産業省内閣府 f：総務省	a グレーゾーン解消制度の実効性を担保する観点から、関係省庁に対し、必要に応じて周知を行い、相談開始から3か月を目処に回答案を示すことを目標とするよう、適切かつ迅速に相談に応じられるよう対応を行った。それに加え、①事前相談の受付件数、②事前相談の受付件数のうち、規制・制度所管府省庁への相談開始から6か月を経過した件数、③照会件数、④回答件数について、経済産業省において、関係省庁の実績をとりまとめの上、内閣府（規制改革推進室）に通知するとともに、経済産業省ウェブページで令和7年5月に公開した。 b グレーゾーン解消制度に基づく照会及び回答内容が、照会者又は第三者の事業活動に影響を受ける可能性があることを踏まえ、回答内容に対して、意見・要望を申告する窓口を経済産業省HPに設置済み。当該窓口において意見・要望が提出された1件について、内閣府（規制改革推進室）に報告を実施。 c,d グレーゾーン解消制度による規制・制度所管府省庁の回答について、その制度趣旨を徹底する観点から、地方公共団体や司法に判断を委ねるのではなく、照会書の記載を前提とした具体的な内容の回答を示すよう関係省庁と問題意識を共有しつつ、事業者からの質問・相談に対して、適時対応を行った。 e 令和7年度から、各府省が毎年度5月中にノーアクションレター制度に基づき前年度に行った、①照会件数、②回答年月日、③未回答の照会のうち、照会の受付から6か月を経過したものの照会概要を総務省に報告するよう、総務省から各府省に対して調査依頼を発出済。総務省は、①～③の情報を内閣府に通知し、総務省ウェブページで公開する運用を開始。 f 行政の公正性確保と透明性の向上を目的とするノーアクションレター制度と、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を目的とするグレーゾーン解消制度とではその目的を異とすることから、両制度は引き続き両立することが望ましい一方、両制度の異同をわかりやすく国民に示すべく、令和7年3月31日に総務省・経済産業省のウェブページに両制度の違いに関する解説を掲載。	a 引き続き、グレーゾーン解消制度の適切かつ迅速な制度執行に向け、関係省庁とともに対応を行い、毎年度5月中に左記情報を経済産業省において、とりまとめの上、内閣府（規制改革推進室）に通知するとともに、経済産業省ウェブページに公開する。 b 引き続き、経済産業省ウェブページにおいて、意見・要望を申告する窓口を設置しつつ、意見・要望が提出された際には、規制改革推進会議に報告を行う。 c,d 引き続き、地方公共団体や司法に判断を委ねるのではなく、照会書の記載を前提とした具体的な内容の回答を示すよう関係省庁と問題意識を共有しつつ、事業者からの質問・相談に対して、適時対応を行っていく予定。 e 令和7年度以降、毎年度、左記の運用を確実に実施。 f それぞれの制度趣旨を踏まえ、引き続き経済産業省と共に両制度の適切な運用に取り組む。	検討中	継続フォロー
（2）起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直し										
令和6年6月21日	起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直し	1	起業家の負担軽減に向けた定款認証・法人設立手続の見直し	a 法務省は、スタートアップの法人設立時における起業家の負担を軽減する観点から、所定のフォームに一定の必要事項（商号・事業目的・発行可能株式数等）を発起人等（会社法（平成17年法律第86号）第26条の規定により定款の作成を行う発起人及びその代理人をいう。以下同じ。）が入力又は選択することで定款の必須記載事項等を満たした定型的な株式会社の定款（以下「モデル定款」という。）を簡易・確実・迅速に作成することが可能なシステムなししアプリケーション（以下「システム等」という。）を構築する。その際、スタートアップのニーズを踏まえた組織形態に十分対応できるものを念頭に置いた上で、モデル定款の検討を行う。 b 法務省は、発起人等がモデル定款（令和5年12月に公開された「定款作成支援ツール」によって作成された定款案を含む。以下この項において同じ。）を用いて定款認証を行う場合に、定款案の提出から法人設立登記までを原則として72時間以内に完了させる新たな運用を開始する。その際、発起人等からの情報提供を要することなく、公証人・法務局間での連携によって当該運用を実現するものとする。あわせて、法務省は本取組を拡充し、デジタル庁と連携して、デジタル庁が運営する「法人設立ワンストップサービス」でaにて構築したシステム等により作成されるモデル定款を利用した場合には、原則として、24時間以内に、定款認証及び法人設立登記を完了させる運用を開始するとともに、同サービスを利用できない代理人による申請についても同様に24時間以内に完了させる運用を可能とする。加えて、いずれの申請による場合であっても、定款案の作成から設立登記の申請まで一括して行うことができるようにする。 c 法務省は、モデル定款について、民間事業者が提供する法人設立支援サービスにおいてもbと同様の機能の実装が可能となるよう、希望する民間事業者に対して必要な情報提供その他の協力を行う。 d 法務省は、スタートアップの法人設立時における財政的基盤の乏しい起業家の負担を軽減し、スタートアップの創出を加速する観点から、公証人の定款認証手数料について、事業実態・事業規模等一定の条件を満たす場合に、現行3万円の最低区分を半額程度にまで引き下げることを目指して検討する。 e 法務省は、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において「犯罪による収益の移転防止に関する法律、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。」とされていること等を踏まえ、マイナンバーカードの公的個人認証の活用を基本として、デジタル技術を用いた手法で、定款認証における発起人の本人確認及び真意の確認を行うことにより、公証人による面前確認について、違法・不当な目的による会社設立であることが疑われる等の事情がない場合には、原則として省略することを可能とする方向で具体的方策等を検討し、令和6年度中に結論を得た上で、必要に応じて令和7年度中を目標に公証人法（明治41年法律第53号）の改正法案を提出するなど所要の措置を講ずる。 f 法務省は、令和5年の行政事業レビューにおける「将来的な定款認証制度の廃止を含め、制度の在り方を年度内に早期に検討すべきである。」旨の取りまとめ及び「起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しに関する検討会～議論の取りまとめ～」（令和6年1月31日起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しに関する検討会）において示された今後の制度設計の方向性等を踏まえ、将来的な株式会社設立の際の定款認証制度の在り方について、制度そのものの必要性を含め、検討を行う。	a：令和6年度着手 b：（前段）令和6年度上期措置、（後段）aによるシステム等の構築後、速やかに措置 c：令和6年度措置 d：令和6年度措置 e：令和7年度措置 f：令和6年度検討着手	法務省	a、b（後段）、e 令和6年度に実施された実務者検討会における取りまとめ（令和7年3月）において示された考え方を踏まえ、①モデル定款の導入及び②面前確認の見直しを行うこととしており、令和8年1月には、①及び②の実現の前提となるシステム改修（定款認証の嘱託時にシステム経由での複数ファイルの送信を可能とするもの）を実施した。 b（前段） 公証人・法務局間の連携を強化し、定款案の提出から法人設立登記までを原則72時間で処理する運用を開始した（令和6年9月20日施行）。 c 実務者検討会における取りまとめにモデル定款のイメージや機能について記述し、これを公開することで情報提供を行った。 d 3万円の旧最低区分について、定款に記載又は記録される資本金の額等が100万円未満である株式会社の設立時に作成される当該定款の認証手数料を、資力の乏しさを示す一定の要件を満たす場合に半額（1万5千円）に引き下げることを内容とする公証人手数料令の一部を改正する政令が令和6年12月1日に施行された。 f モデル定款の導入及び面前確認の見直しを実施し、その運用結果を踏まえ引き続き検討。	a、b（後段）、e モデル定款の導入及び面前確認の見直しを行うため、法改正の検討等の所要の対応を行う。 b（前段）、c、d 措置済み f モデル定款の導入及び面前確認の見直しを実施し、その運用結果等を踏まえ引き続き検討。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和6年6月21日	起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直し	2	マネロン対策のための法人の実質的支配者情報の把握	a 法務省は、株式会社が自らの実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第11条第2項第1号の自然人（同条第4項の規定により自然人とみなされるものを含む）をいう。以下同じ。）を容易に把握することを可能とする観点から、当該株式会社の株主である他の株式会社（当該他の株式会社の株主等を含む。）の実質的支配者リストを活用し、必要な情報を取得可能とする方策を検討し、商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和3年9月17日法務省告示第187号）の改正等の所要の措置を講ずる。 b 法務省は、株式会社の設立後においてもその実質的支配者情報を正確かつ円滑に把握可能とし、法人の透明性向上及びマネー・ローンダリング（以下「マネロン」という。）対策の強化に資するよう、設立登記時のほか、役員の変更登記申請等を行う際にも実質的支配者リストの商業登記所への保管申請を当該株式会社に求める方策及び特定事業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第2条第2項に規定する「特定事業者」をいう。以下同じ。）が同法第4条に基づく取引時確認を行う際に実質的支配者リストを顧客等を介さず商業登記所から直接取得することを可能とする方策を検討し、商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則の改正等の所要の措置を講ずる。 c 警察庁及び金融庁は、特定事業者が保持する実質的支配者情報に対する当局による迅速なアクセスを確保する観点から、特定事業者への情報照会システムを利用して、特定事業者が取引時確認等で得た実質的支配者情報やその他の顧客情報についても、当局が把握するために必要なシステム整備等の方策を検討し、所要の措置を講ずる。 d 警察庁、金融庁、法務省、財務省及び経済産業省は、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（令和4年5月19日マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議決定）及び「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」（令和6年4月17日同会議決定）や上記a～cの取組による実効性を踏まえ、株式会社以外を含めマネロンに利用される可能性が相当程度存在する全ての法人形態について、事業者負担にも配慮しつつ、そのリスクに応じ、法人の実質的支配者情報の一元的、継続的、かつ正確な把握を可能とする枠組みに関する制度整備を新法の制定や法改正を含めて検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。 ※ 省庁の記載の順序は建制順。	a～c：令和6年度に着手し、速やかに措置 d：令和7年度末までに着手し、速やかに措置	a,b：法務省 c：警察庁 金融庁 d：警察庁 法務省 金融庁 財務省 経済産業省	a,b 「商業登記所における実質的支配者リスト制度の利便性向上に関する研究会」において法的論点等の議論を実施し、議論の取りまとめが令和6年9月に公表されている。 同取りまとめを踏まえ、設立の登記申請と同時に実質的支配者リストの申出を行う場合の取扱いの明確化及びオンライン登記申請と同時に行う場合には、オンラインによる申出を可能とする「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」の改正を行い、令和7年3月21日に施行した。 c 現在、dについて関係各省庁の間で実質的支配者の一元的登録制度の創設について検討中であるところ、cについては、dの検討結果とも深く関係することから、同議論の推移を踏まえ検討中である。 d 法人の実質的支配者情報の一元的、継続的、かつ正確な把握を可能とする枠組みに関する制度整備について、関係省庁で会議を開催し、基本的な制度設計、対応スケジュール及び既存法律での対応可能性について議論した。	a、b 「株式会社が自らの実質的支配者情報を特定するため、株主である他の株式会社の実質的支配者リストを活用する方策」及び「特定事業者が取引時確認を行う際に実質的支配者リストを商業登記所から直接取得する方策」については、同取りまとめを踏まえ、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」の改正を含む具体的な検討を引き続き行う（下記dの議論の推移を踏まえ検討を継続中である。）。 c 継続して検討を実施。 d 新法の制定や既存の法改正を含めた詳細な制度設計について、継続して検討を実施。	検討中	継続フォロー
令和6年6月21日	起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直し	3	公証人公募時における開示情報の充実等による民間人材の登用促進及びガバナンスの強化	a 法務省は、公証人法第13条及び第13条ノ2に基づく公証人の公募に当たり、応募者の期待可能な所得に関する予見可能性を高め、もって、多様な人材の公証人への登用を図る観点から、公証人の公募を行う際に、対象公証役場が所在する地域の人口規模と同規模の地域の公証人の平均的な収入や、公証人の平均的な経費割合に関する情報提供を開始する。法務省は、この情報提供のために必要な実態把握の調査を速やかに実施する。 b 法務省は、弁護士、司法書士など、より多様な人材の公証人への登用を促進するため、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会その他の団体と連携して、公証人公募に関心がある資格者に対する業務説明会の実施等による情報提供を拡充するとともに、公証人の登用プロセスの透明化を図るため、民間人材の応募及び採用状況並びに応募資格等を定期的に公表する。 c 法務省は、公証人による業務について、公証人ごと又は公証役場ごとに取扱いが異なり、利用者の利便性が損なわれているという指摘があることを踏まえ、法務省における相談窓口の設置や利用者への聞き取り等による実態の把握を行うとともに、公証業務の適正化を徹底するため、公証役場への立入調査を含め、公証役場や公証人に対する監督・指導を強化する。 d 法務省は、社会のデジタル化の進展やビジネス環境の変化を踏まえ、より良質な公証サービスを提供する必要があるとして、多様な公証人の確保を望む指摘があること、公証人の98%以上が元公務員であり、弁護士や司法書士の公証人任用を増やす必要があるとして、検察官・公証人特別任用等審査会の在り方を問う指摘もあること等を踏まえ、公証業務の質の向上や担い手の多様化を図るため、公証人の公務員化の是非を含め、公証人の地位・業務の在り方、透明・適正な公証人の選任プロセスの在り方など、民間人材の公証人への登用の在り方について、海外動向や利用者の意見等も踏まえつつ、検討・調査を行う。	a：令和6年度上期措置 b,c：令和6年度より継続的に措置 d：令和6年検討着手、令和7年度末を目標として、できるだけ速やかに結論	法務省	a 令和6年5月から6月にかけて全国の公証人に対して経費割合に関するアンケート調査を実施した。その結果を踏まえて、人口規模の類型に応じた手数料収入及び経費割合の情報について、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会等を通じて、全国の弁護士や司法書士に情報提供を行った。 b 多様な人材の公証人への登用を促進するため、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会等の資格者団体と意見交換を実施するとともに、資格者団体を通じて、各会員に対し、公証人の公募に関する説明や弁護士出身の公証人による公証人の業務に関する紹介動画を提供するなどして、情報提供の拡充を図った。また、民間人材の応募及び採用状況並びに応募資格等について、法務省のウェブサイトにおいて公表した。 c 新たに公証役場の業務一般に関する意見募集窓口をウェブ上に設置したほか、公証役場を利用する資格者団体からヒアリングを行うなどして実態の把握を行った。また、公証人を監督する法務局において、全ての役場に臨み、公証人の執務の状況の調査等を行った。 d 令和6年8月に検察官・公証人特別任用等審査会の委員として弁護士を増員し、公証人の選任プロセスの更なる透明化・適正化に向けた取組を進めている。また、民間人材の公証人への登用の在り方については、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会との間で個別のヒアリングを実施し、公証人公募時における情報提供の在り方等について意見交換をするとともに、公証人公募の都度、各連合会やその単位会等と連携して、各会員に向けた情報提供と応募の呼び掛けを行うなど、民間人材の登用促進に向けて積極的な取組を進めている。さらに、公証人の公務員化を含む公証人の地位・業務の在り方に関しては、公証制度では幅広い分野に利用者が存在することから、公証制度の主な利用者である資格者団体や金融機関等との間で、公証サービスの在り方や公証役場の拠点の在り方などについて個別のヒアリングを継続的に実施しているほか、各国の公証制度やその運用状況等に関する調査を進めている。	a～c 措置済み d 民間人材の登用促進や公証人の地位・業務の在り方については、利用者に対するヒアリングにおいて、地方部における民間登用の困難性が指摘されたほか、令和7年10月に施行された改正公証人法に基づく公正証書に係る一連の手続のデジタル化がどの程度浸透していくかを見定めながら検討する必要があり、現時点で評価することは困難であるとの指摘等がされたことから、公証サービスのデジタル化の定着度、今後の利用者の行動やニーズの変化を継続的に把握しながら、できるだけ速やかに方向性を見定めるべく、引き続き検討を行う。	検討中	継続フォロー
（3）海外活力の取り込み・内外人材活用										
（ⅰ）株式報酬の発行環境を改善する会社法制・金融商品取引法制の見直し										
令和6年6月21日	海外活力の取り込み・内外人材活用	1	従業員等に対する株式報酬の無償交付を可能とする会社法の見直し	法務省は、会社法上、株式そのものを付与する株式報酬の無償交付は上場会社の取締役又は執行役の場合のみに限られ、従業員又は子会社役職員（以下「従業員等」という。）には無償交付することが許されない現行法制について、企業が優秀な人材を円滑に確保しやすくする観点から、従業員等に対する無償交付が可能となるよう、会社法の改正を検討し、法制審議会への諮問等を行い、結論を得次第、法案を国会に提出する。 なお、株式報酬の無償交付に当たっての既存株主への配慮については、自身への報酬について不当に有利な額とするおそれがある役員報酬と異なり、従業員報酬は経営判断の範疇と整理し得るとの意見等を踏まえ、株主総会決議を不要とすることも含め検討する。	引き続き検討し、令和6年度中に法制審議会への諮問等を行い、速やかに結論を得て措置	法務省	本件に関し、法務大臣から法制審議会に対して諮問され、会社法制（株式・株主総会等関係）部会において調査審議を行っている。	令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論を得て、結論を得次第速やかに必要な法案を国会に提出することを目指し、引き続き会社法制（株式・株主総会等関係）部会において調査審議を行う。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
（ⅱ）海外起業人材の活躍に資する在留資格等の見直し										
令和６年６月21日	海外活力の取り込み・内外人材活用	4	海外起業人材の活躍に資する在留資格等の見直し	a　優れたアイデアや技術を持つ海外の起業家の我が国への誘致を強化する観点から、内閣府（地方創生推進事務局）、法務省及び経済産業省は、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を外国人起業活動促進事業と一本化することで全国展開することとし、次の①～③を含む法令改正等の所要の措置を講ずる。 ①法務省は、外国人起業家が本邦に在留して起業活動を行うための在留資格「経営・管理」の「事業所の確保」及び「事業の規模」要件について、現状では、外国人起業活動促進事業（１年間）に引き続き、国家戦略特別区域における国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（6か月）を活用することで二つの要件が1年6か月間猶予され、当該事業活用後に国家戦略特別区域における「コワーキングスペース等の特例」を活用することで、「事業所の確保」要件については更に6か月間猶予されているところ、上記一本化により、複数の制度の併用手続を行うことなく、かつ国家戦略特別区域に限らず全国で要件の猶予を可能とするとともに、「事業所の確保」及び「事業の規模」の二つの要件を猶予する期間を最長1年6か月から最長2年間に延長する。 ②法務省は、外国人起業家が全国でコワーキングスペース等に加え大学施設・企業施設等、場所にとらわれない自由な起業を可能とするため、上記の一本化により「事業所の確保」の要件を最大2年間猶予するよう措置する。 ③法務省は、「地方公共団体が起業支援を行う場合における在留資格『経営・管理』の取扱いについて」（平成30年1月出入国在留管理庁）で示した、地方公共団体が実施する起業支援対象者として認定された者が地方公共団体の所有又は指定するインキュベーション施設に入居する場合に適用可能な「事業の規模」に関する特例は上記一本化後の事業の活用が条件とならないことを、地方公共団体や外国人起業家等に周知する。 b　法務省は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の「経営・管理」活動の要件である「事業の規模」について、外国人起業家（国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業等を活用する者を含み、当該事業等のため許可された在留期間が終了して在留資格「経営・管理」に変更等しようとする者も含む。以下この項において同じ。）が、当該外国人起業家の会社が発行する有償新株予約権に対する払込金額が確定済みかつ払込済みであって返還義務が付されていないことを審査によって確認された場合には、その他の資本金等との合計金額を基に同要件を充足することを明示する。 あわせて、法務省は、外国人起業家が上記の取扱いを理解できるよう、英語を始めとする多言語及び「やさしい日本語」で周知するとともに、同内容を内閣府（地方創生推進事務局）及び経済産業省と連携しながら、法務省、内閣府（地方創生推進事務局）及び経済産業省のHPで外国人起業家向けの支援策として外国人起業家が明確に認知できるようにし、周知する。また、地方出入国在留管理官署に対して審査が滞らないよう、かつ、官署ごとの差異が生じないよう、有償新株予約権に係る提出された審査資料を確認する際の要点を周知する。 c　法務省は、２名以上の外国人がスタートアップの共同創業者として在留資格「経営・管理」を円滑に取得できるよう、「『経営・管理』の在留資格の明確化等について」（出入国在留管理庁令和4年10月策定、令和5年4月改訂）で審査基準とされている「合理的な理由」を満たしたスタートアップの許可事例を示す。その際、スタートアップでも共同創業者として申請可能であり、それぞれの役員の業務分担のみならず、業務内容や業務規模、業務量等をどのように立証する必要があるか、事項ごとに明確にする。あわせて、作成した具体例を法務省のHPで外国人起業家が具体的な要件を明確に認知できるようにし、英語を始めとする多言語及び「やさしい日本語」で周知する。 d　金融庁は、海外活力の取り込みを通じたスタートアップの育成に向け、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家が所定の要件を満たす場合には、居住者口座又は居住者と同等の口座の開設が可能となるよう、令和5年２月に金融機関に要請した。金融庁は、その実効性を確保するため、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業が活用、認定されている全ての地域に所在する金融機関や地方公共団体等にフォローアップを行うとともに、aの措置による一本化後の事業についても、前記金融庁の要請の下で等しく扱われるよう措置を講ずる。	a：令和6年措置 b,c：措置済み d：継続して措置	a,b：内閣府 法務省 経済産業省 c：法務省 d：金融庁	a①、②　国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業と外国人起業活動促進事業を一本化することで、複数の制度の併用手続を行うことなく、在留資格「経営・管理」における「事業所の確保」及び「事業の規模」の2つの要件を猶予する期間を最長2年間に延長することとし、経済産業省告示及び法務省告示を改正した。 a③　「地方公共団体が起業支援を行う場合における在留資格『経営・管理』の取扱いについて」（平成30年1月出入国在留管理庁）で示した、地方公共団体が実施する起業支援対象者として認定された者が地方公共団体の所有又は指定するインキュベーション施設に入居する場合に適用可能な「事業の規模」に関する特例は上記一本化後の事業の活用が条件とならないことを、令和7年1月に入管庁HPで周知した。 b　実施計画の記載に従い措置している。 c　実施計画の記載に従い措置している。 d　令和5年２月７日、「外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家への金融サービス提供について」（金監督第281号）を発出し、海外活力の取り込みを通じたスタートアップの育成に向け、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家が所定の要件を満たす場合には、居住者口座又は居住者と同等の口座の開設が可能となるよう、金融機関に要請した。 要請文発出後、金融機関等からの照会対応や、業界との意見交換会における論点提起により、制度の周知を図るとともに、地方公共団体等に対しヒアリングを行い、制度周知の状況把握を行った。 また、aの措置の内容を確認した結果 、「外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家への金融サービス提供について」（金監督第281号）で求めている金融機関の実務上の対応は、aの措置による一本化後の事業についても、当該要請の下で等しく扱われることを確認した。 あわせて、令和７年４月に、外国人口座開設対応の状況を確認するため、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業を活用している地方公共団体にアンケートを発出した。地方公共団体には当該アンケートの結果をフィードバック、金融機関に対しては、業界との意見交換会において、当該アンケートの結果や上記要請内容を周知し、改めて実効性の確保を求めた。	a　措置済み b、c　措置済み d　措置済み	措置済	解決
令和６年６月21日	海外活力の取り込み・内外人材活用	7	認定日本語教育機関の校地・校舎自己所有要件に係る検討＊	認定日本語教育機関の認定基準における「校地・校舎の自己所有」の在り方に関し、認定日本語教育機関の安定かつ継続した運営を担保するための具体的方策について提案主体において検討するとともに、日本語教育機関認定法（令和5年法律第41号）において日本語教育を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関であることを確認するために「施設及び設備」と規定されているところ、認定基準（省令）で原則として「校地・校舎の自己所有」を求めていることの妥当性について文部科学省において検討を行い、提案主体における検討と令和6年４月に施行された日本語教育機関の認定制度の運用状況等を踏まえ、より質の高い日本語教育の確保の観点から「校地・校舎の自己所有」の在り方について更に検討を進め、令和6年度中に結論を得る。	令和6年度結論	内閣府 法務省 文部科学省	提案者からの提案取下げ希望を受け、今後は、事業者、提案者等の相談に乗りながら、規制改革事項の新規提案を検討していくこととしていたが、具体的な規制改革ニーズはない状況。	措置済み	措置済	フォロー終了
令和６年６月21日	海外活力の取り込み・内外人材活用	8	スタートアップへ投資する外国人投資家向け在留資格の創設＊	スタートアップ企業への海外からの投資を呼び込むため、国家戦略特区において、一定額を日本国内のスタートアップに投資するとともに特区内のスタートアップエコシステムの形成・発展に寄与する活動を行うこと等を要件として、投資家（エンジェル投資家を含む。）向けビザを創設することについて、令和6年度中を目途に必要な措置を講ずる。	令和6年度目途措置	内閣府 法務省 経済産業省	提案自治体において、令和7年度に投資家の活動実態やニーズを把握するための調査を実施し、それを踏まえた必要な対応を検討中。	提案自治体において、令和7年度に投資家の活動実態やニーズを把握するための調査を実施し、それを踏まえた必要な対応を検討しているところであり、それらを踏まえ、提案自治体と関係府省庁が連携して必要な検討・調整を進める。	検討中	フォロー終了

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
	（4）スタートアップの資金調達									
	（ⅰ）非上場株式の発行・流通の活性化									
令和6年6月21日	スタートアップの資金調達	1	発行市場（公募）の活性化	a 金融庁は、事業者が株式による資金調達を行う際に過大な手続コストが掛かるという指摘があることを踏まえ、b,cにおける募集の在り方について検討を行うに当たっては、事業者負担に関する実態調査を行い、コストを分析し、公表する。 b 金融庁は、現行の有価証券届出書の届出免除基準について、スタートアップの具体的な資金ニーズ、投資家保護や事業者負担の実態等を踏まえつつ、基準の引上げを含め制度の在り方について検討し、結論を得る。 c 金融庁は、現行の金融商品取引法第5条第2項に基づく少額募集について、金融庁が現在検討している開示の簡素化を早期に実施するとともに、例えば、少額募集の上限を20億円程度まで引き上げ、1億円から5億円未満、5億円から10億円未満、10億円から20億円未満の金額帯で開示を簡素化する案等、投資家保護の要請に応えつつ、段階的かつ合理的な開示制度となるよう見直しを検討し、結論を得る。 d 金融庁は、株式投資型クラウドファンディング（以下「ECF」という。）について、発行者と投資家との間にファンドを介在させることで株主の一元化を図る、いわゆるシンジケート型の仕組みを採りやすくすることを可能とし、もって、スタートアップ等における資金調達を円滑にする観点から、ECF事業者が顧客やマーケットのニーズに合わせて想定しているビジネスモデルに鑑み、単一株式での運用や投資運用に関する判断が限定的である等の特徴があることを勘案して、この場合に必要な人的構成等に係る登録審査の在り方がどういうものかや、投資運用業の例外的な取扱いをすることがあり得るかを含め、投資家保護の視点に配慮しつつ、ECF事業者が利用しやすい制度となるよう検討し、結論を得る。あわせて、クラウドファンディングに係る自主規制が全体として整合性が確保されるよう検討する。	a：令和6年検討開始、令和7年度措置 b～d：令和6年度検討、結論を得次第速やかに措置	金融庁	a 資金調達状況を把握し、有価証券届出書の提出免除基準の引上げ幅の検討のため、過去10年間に提出された有価証券届出書の調査とヒアリング等による私募等の実態に関する調査を実施し、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和7年10月15日実施）において、調査結果を公表済み。 なお、「株式による資金調達を行う際に過大な手続コスト」を統計的に把握することは困難であるが、監査報酬の額という観点からは、日本公認会計士協会が毎年公表している「監査実施状況調査」により売上高の規模別の監査報酬の平均額を確認でき、一定程度参考になるものと考えられる。 b、c（開示の簡素化以外）「金融審議会　ディスクロージャーワーキング・グループ　報告」（2025年12月公表）において、有価証券届出書の提出免除基準を1億円から5億円に引き上げること、少額募集制度を利用できる発行価額の総額を5億円から10 億円に引き上げること等が提言された。 c（開示の簡素化）　金融審議会市場制度WG・資産運用TF報告書（令和5年12月公表）の提言を踏まえ、令和7年2月21日に内閣府令等を改正し、以下を内容とする、少額募集に係る有価証券届出書等の開示内容の簡素化を実施した（同月25日施行）。 ・記載すべき財務諸表を、監査済みの2期分を含む5期分から、監査済みの最近事業年度分（比較情報を含む。）のみとする。 ・サステナビリティ情報の記載を任意化する。 ・事業の内容、発行する株式の状況、コーポレート・ガバナンスに関する情報について、事業報告と同程度の記載を可能とする。 届出書の金額基準の見直しの要否については、開示に必要なコストの実態把握を行いつつ、検討を進めている。 d 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告書（令和6年7月公表）での提言を踏まえ、第二種金融商品取引業協会において、株主を一元化するスキームを活用したクラウドファンディングに係る制度整備を行うとともに、金融庁は「投資運用業等　登録手続ガイドブック」において、株主を一元化するスキームを活用したクラウドファンディングを行う場合、実態に即した人的構成・業務運営体制での投資運用業の登録が可能であること（人的構成における投資運用担当者等の要件については必ずしも投資運用業としての運用経験がなくとも、第一種金融商品取引業者での勤務経験や同等の知識を有する者が配置されている等、実態に即した相応の体制があれば足りる旨など）を明確化した。 また、投資型クラウドファンディングに係る自主規制が全体として整合性が確保されたものとするため、第二種金融商品取引業協会及び日本証券業協会において、自主規制規則等の改正を行い、株式投資型クラウドファンディングや株主を一元化するスキームを活用したクラウドファンディングにおける法人特定投資家に対する電話・訪問等による勧誘を可能とするなどの制度整備が行われた。	a 措置済み b、c 金融審議会の報告書を踏まえた金融商品取引法の改正案を今国会に提出予定。 c 「開示の簡素化」については措置済み d 措置済み	検討中	継続フォロー
令和6年6月21日	スタートアップの資金調達	2	発行市場（私募）の活性化	a 金融庁は、日本証券業協会と連携し、非上場株式市場を活性化させる観点から、日本証券業協会が定める非上場株式の取扱いに係る自主規制について、発行企業の資金調達の効率化と情報開示を通じた投資家保護の強化に留意しつつ、証券会社による非上場株式の勧誘の在り方を検討し、結論を得る。 その際、金融庁は、日本証券業協会と連携し、事業者等と議論する場を設け、新たな視点を持った構成員を入れて議論する。議論の際には、参加者の同意が得られる場合には、その議事の公開や議事録を公表するなど透明性の確保に留意する。 b 金融庁は、スタートアップ等が株式による資金調達をしやすくする観点から、投資家保護のための規制が事業者の情報発信や勧誘活動を過大に制約していないか等を検証し、スタートアップの具体的な資金ニーズ、投資家保護や事業者負担の実態等を踏まえつつ、例えば、特定投資家私募時に広範囲に情報提供を認める案や、少人数私募における人数要件（49名以下）の緩和や人数計算を勧誘者基準から取得者基準に変更する案等、広く私募の在り方について検討し、結論を得る。 c 金融庁は、インターネット利用、ピッチイベント等具体的な場面における少人数私募制度に関する考え方を明確化し、少人数私募制度の活用の仕方について改めて整理する。 d 金融庁は、スタートアップ・エコシステムを進化させる観点から、IPOやM＆Aでエグジットした起業家等について、スタートアップに関する実体験に基づく知見を有するとともに一定の資産を保有しているかどうか等を勘案した上で、投資家保護に留意しつつ、特定投資家の要件のうちの「特定の知識経験を有する者」を活用できることを周知することや、その対象範囲の拡大を含めて検討することを通じて、特定投資家の裾野拡大に向けた取組を行う。	令和6年度検討、結論を得次第速やかに措置	金融庁	a 日本証券業協会と「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」を共催し、議論を実施。令和7年9月に報告書を取りまとめ、公表を行った。 当該報告書の中で、証券会社による勧誘の在り方に関しては、非上場株式の原則勧誘禁止を見直し、日本証券業協会の規則に定める取引制度に基づく勧誘へ転換することが提言されたことを踏まえ、日本証券業協会において、令和8年3月に自主規制規則の改正に向けたパブリックコメントを実施した。 b、c 相対的に投資リスクが高いと考えられる非上場株式への投資については、特定投資家（プロ投資家）による投資を促すことが適当との観点から、特定定投資家私募制度における勧誘時の規制の見直しとして、令和7年2月21日に「企業内容等開示ガイドライン」を改正し、取得者を特定投資家に限定するための合理的措置を講じている場合には、一般投資家も閲覧可能な方法によるインターネット等での有価証券の情報提供が可能である旨を明確化した（同月25日適用）。 d 投資判断能力やリスク許容度の高い個人投資家によるスタートアップ投資への参加を推進する観点から、一定の年収・資産を有する個人が特定投資家として取り扱われるために必要な「特定の知識経験」の内容を例示し、その範囲の明確化を図るため、「金融商品取引業等に関するQ＆A」を改訂した（令和7年3月公表）。	a 日本証券業協会において、必要な自主規制規則の改正に向けたパブリックコメントを実施しており、今後施行予定。 b ・「特定投資家私募時に広範囲に情報提供を認める案」は措置済み。 ・他の部分は、「勧誘」概念の整理といった必要な政策について引続き検討を行っていく。 c 措置済み d ・「特定投資家の要件のうちの「特定の知識経験を有する者」を活用できることを周知すること」は措置済み。 ・「特定の知識経験を有する者の対象範囲の拡大を含めた検討」は「同等以上の知識経験を有する者」というバスケット条項の範囲が不明確で利用が進んでいなかったところ、今回の金商法Q&Aの改訂によって「同等以上の知識経験を有する者」を例示することで、実質的に対象範囲が大幅に拡大され、特定投資家の裾野が広がるものと考えられるため措置済み。 ・更なる特定投資家の裾野拡大に向けて、個人が特定投資家になるための移行要件を緩和・明確化するため、内閣府令及び金商法Q&Aを令和8年春頃に改正予定。	検討中	継続フォロー
令和6年6月21日	スタートアップの資金調達	3	流通市場の活性化等	金融庁は、非上場株式の流通を円滑化するとともに、フィンテック事業者等の新規参入を促す観点から、私設取引システム（ProprietaryTradingSystem、以下「PTS」という。）の要件について、例えば、第一種金融商品取引業の取得のみを要件とするなど、事業者に求めるPTS固有の規制要件を取引規模等に応じて減らす方向で緩和する。また、今後の制度整備と併せてPTSの業務範囲を明確化し、監督指針等で事業者へ周知する。 加えて、金融庁は、日本証券業協会と連携し、PTSの活用を促進する観点から、PTS取引実務における課題について事業者等と議論する場を設け、新たな視点を持った構成員を入れて議論する。議論の際には、参加者の同意が得られる場合には、その議事の公開や議事録を公表するなど透明性の確保に留意する。	令和6年度検討、結論を得次第速やかに措置	金融庁	金融審議会市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書（令和5年12月公表）を踏まえ、非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化に向けて、金融商品取引法を改正し、流動性の低い非上場有価証券のみを扱い、かつ取引規模が限定的なPTSについて、認可を要さず第一種金融商品取引業の取得のみで運営が可能となった（令和6年11月21日施行）。 上記制度整備に併せて、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、PTS該当性の明確化を図る観点から、PTS該当性にかかる留意事項が追加されている（同日適用開始）。 また、日本証券業協会と「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」を共催し、議論を実施。 同懇談会の報告書（令和7年9月公表）において、認可を要しないPTSのうち、対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者等に限られる取次型PTS運営者（運営者自身の顧客の注文だけでなく他の証券会社の顧客の注文も対象として行うPTS運営事業者）については情報公表の緩和等を図るべきとの提言を受け、同協会の自主規制規則の改正が行われた（令和8年3月16日施行）。	措置済み	措置済	解決
令和6年6月21日	スタートアップの資金調達	4	PDCAサイクル[5]	金融庁は、日本証券業協会と連携し、非上場株式の発行・流通活性化のための制度整備等のスケジュールやビジョン・目標を共有し、その下で制度の運用状況を包括的にフォローアップする。その際、制度の整合性を取る結果、対応のためのコストが、もともとの制度が予定していた「より大規模なビジネス」の場合と同様に掛かり、それが少額多品種多頻度のものを処理しなければいけないフィンテックやスタートアップといった企業にとって致命的なものとなることを避けるため、制度をどのように策定したかではなく、課題をどのように解決できるようになったかという観点を重視するとともに、制度の継続的な改善を図るため、入手可能なデータに基づき、国内の金融商品取引業者が関わる非上場株式の売買金額や非上場株式に係る各種制度の活用件数、特定投資家の人数等、PDCAサイクルを回す上で適切なKGI・KPIを、業界関係者や必要に応じて経済産業省と連携し、設定する。	令和6年検討開始、令和7年度措置	金融庁 経済産業省	日本証券業協会と「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」を共催し、議論を実施。令和7年9月に報告書を取りまとめ、公表を行った。 当該報告書の中で、「市場仲介者が開与する資金調達額を2027年度までに1,800億円とすること」がKGIとして設定された。また、KGIを達成するうえでの参考指標として、非上場会社のセカンダリー取引の状況、J-Shipsの利用状況、非上場株式を組み込んだSPVスキーム・投資信託等ビークルを通じた資金調達額、未公開株に関する苦情相談件数などを定点的に観測・公表することとされた。これを踏まえ、金融庁、日本証券業協会及びその他の関係者において KGI及び参考指標の具体的な内容、集計方法などについて検討を行った。	検討の結果決定した集計方針に従い、令和8年度より各関係者において集計作業を開始予定。	検討中	継続フォロー

[5] 「Plan（計画）　→　Do（実行）　→　Check（評価）　→　Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務などの改善や効率化を図る考え方の一つ。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和6年6月21日	スタートアップの資金調達	5	無形資産を含む事業全体を担保とする制度（企業価値担保権）の創設・整備	金融庁及び法務省は、融資手段の新たな選択肢として、不動産等の個別資産に対する担保や経営者保証を前提としない、無形資産を含む事業全体を担保とする制度（企業価値担保権）について検討を進め、同制度を含む事業性融資の推進等に関する法律案を国会に提出する。	措置済み	金融庁 法務省	2022年11月、「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置し、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の実現に向け、検討を行い、2023年2月、報告を取りまとめた。 2023年12月、「事業性に着目した融資の推進に関する業務の基本方針について」において、同担保制度の創設等を内容とする、事業性融資推進法案（仮称）を令和6年通常国会に提出することを目指すこと等が閣議決定された。 2024年3月、上記ワーキング・グループ報告書や基本方針の内容を踏まえ、同担保制度（企業価値担保権）の創設等を内容とする「事業性融資の推進等に関する法律案」を国会に提出した。 2024年6月、上記法律案が可決・成立し、公布された。 2025年7月、同法の施行に向けて、「事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和7年政令第243号）」、「企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令（令和7年内閣府令第67号）」等を公布し、必要な政府令等の整備を行った（2026年5月25日施行予定）。	2026年5月25日の施行に向けた各種の環境整備を進める。	措置済	フォロー終了
（5）スタートアップの成長の加速										
令和6年6月21日	スタートアップの成長の加速	1	スタートアップの新技術及び新サービス開発を促進する政府調達機会の確保	a　経済産業省及び内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局（CSTI））は、各府省庁等が高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等との間でそれぞれ随意契約を行うことを可能とするため、各府省庁等による仕様の確定が困難な物品役務等の調達に関し、スタートアップ等が技術提案を行い各府省庁等による審査（高度かつ独自の新技術であることにより、競争を許さないこと についての内閣府（CSTI）による確認を含む。）及び価格等の交渉を経て仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「スタートアップ技術提案評価方式」の調達手法を設けることについて、財務省と連携し、令和6年度早期の活用に向け、所要の措置を講ずる。なお、「スタートアップ技術提案評価方式」の調達手法は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項に規定される「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。 b　一般競争入札へのスタートアップの参加を促進する観点から、以下①及び②を措置する。 ①経済産業省は、財務省と連携し、主たる官民ファンド（「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」の検証対象ファンド）の支援対象事業者として、官民ファンド運営において投資に係る決定を行う組織が選定した事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者や、J-Startup地域版選定企業（グローバルに活躍することが期待される地域に根差した有望スタートアップ企業として各地の経済産業局や自治体を中心に構成される各J-Startup地域事務局が選定した事業者）等が、自身が保有する等級よりも上位等級が対象となっている入札案件の仕様を満たす技術力を客観的に評価できる書類で証明する場合、当該事業者が保有する入札参加等級より上位の等級の入札へ参加できる（例：全省庁統一資格の物品の製造におけるC等級（予定価格の範囲が400万円以上2,000万円未満）を取得した企業がA等級（3,000万円以上）又はB等級（2,000万円以上3,000万円未満）に相当するものとして扱われる）方向で、「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」（平成12年10月10日政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）における「上位等級入札への参加基準」を改正する。 ②内閣府（CSTI）は、財務省と連携し、新規性や技術力によってコスト削減や生産性向上等に資するものとして例えば1,000万円以下等で各府省庁が調達する役務・物資について、全省庁統一資格のC等級を取得及びD等級を取得し上記①の入札参加資格の特例に該当したスタートアップ等が、大企業等の実績や資本力との関係で不利にならず対等に競争できるよう、予定価格の金額、技術やサービス、等級等を限定した入札手法を各府省庁に推奨する。 c　経済産業省は、スタートアップが含まれ得る新規中小企業者の受注機会を増大させるため、以下①及び②の内容を含む「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を閣議決定する。 ①新規中小企業者との契約において、官公需総実績額に占める新規中小企業者向け契約実績額の契約比率が3%以上の各府省庁、独立行政法人又は国立大学法人等は、新規中小企業者から調達する具体的な事例を毎年度公表する。なお、公表できる事例がない場合はその理由を公表する。 ②新規中小企業者の契約比率が3%未満の各府省庁、独立行政法人又は国立大学法人等は、①の事例を参考に、改善策の検討結果を公表する。 ③なお、経済産業省は、令和6年度は、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の閣議決定による取組に代えて、「「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に定める中小企業者の受注機会の増大のための措置に係る措置状況」による調査票を活用し、c①・②を措置する。	a：措置済み b：措置済み c：（①・②）令和7年度措置、（③）令和6年度措置	a：経済産業省 内閣府 財務省 b：①経済産業省 財務省 ②内閣府 財務省 c：経済産業省	【経済産業省】 a　経済産業省及び内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局（CSTI））は、令和6年6月10日に「スタートアップからの公共調達促進に関する関係府省庁等会議」を開催し、「高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等との随意契約（スタートアップ技術提案評価方式）」の具体的な運用及び活用について、各府省庁等会計課長等による申合せを行った。 【経済産業省・財務省】 b①　経済産業省は、「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」（平成12年10月10日政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）に関し、「上位等級入札への参加基準」として、主たる官民ファンドの支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者や、J-Startup地域版選定企業等を追加する改訂を行い、令和6年3月28日付けで施行した。 【内閣府・財務省】 a、b②　実施済措置に関し、令和7年1月17日「スタートアップからの公共調達推進に向けた施策ガイドブック」を内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において作成し、公表・周知を行った。 c　経済産業省は、令和6年12月に「「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に定める中小企業者の受注機会の増大のための措置に係る措置状況」を公表し、その中で、官公需総実績額に占める新規中小企業者向け契約実績額の契約比率が3%以上の各府省庁、独立行政法人又は国立大学法人等による、具体的な新規中小企業者との契約事例を公表した。 また、新規中小企業者の契約比率が3%未満の各府省庁、独立行政法人又は国立大学法人等における、今後の取組についても公表した。	【経済産業省】 a　措置済み 【経済産業省・財務省】 b①　措置済み 【内閣府・財務省】 a、b②　措置済み c　①②については「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」で措置済み、③措置済み	措置済	継続フォロー
令和6年6月21日	スタートアップの成長の加速	2	株式対価M&Aの活性化に向けた会社法の見直し	法務省は、株式交付について活用範囲拡大、手続の簡素化を通じてスタートアップ等による活用を促進する以下の内容等の株式対価M&Aの活性化に向けた会社法の改正を検討し、法制審議会への諮問等を行い、結論を得次第、法案を国会に提出する。 ①買収会社が上場会社である場合、当該上場会社の株式流通市場における株式売却の機会が担保されていることを踏まえ、当該買収会社の反対株主の買収会社に対する株式買取請求権を撤廃する。 ②現行法上、株式交付は、制度利用可否を一律に判断する観点から、国内株式会社を買収する場合のみに利用が認められているところ、スタートアップ等の積極的な海外展開ニーズが高まっていることを踏まえ、外国会社を買収する場合にも利用可能とする。 ③現行法上、株式交付は、一度の制度利用で買収会社が買収対象会社を子会社化する場合のみに利用が認められているところ、既に子会社である株式会社の株式を追加取得する場合や連結子会社化する場合にも利用可能とする。 ④現行法上、株式交付は、買収対価が株式のみである場合には買収会社において債権者保護手続が不要となっているところ、株式と現金を組み合わせた混合対価の場合にも、必ずしも過大な財産流出が生じないことを踏まえ、同手続を撤廃する。	令和6年度検討、同年度中に法制審議会への諮問等を行い、速やかに結論を得て措置	法務省	本件に関し、法務大臣から法制審議会に対して諮問され、会社法制（株式・株主総会等関係）部会において調査審議を行っている。	令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論を得て、結論を得次第速やかに必要な法案を国会に提出することを目指し、引き続き会社法制（株式・株主総会等関係）部会において調査審議を行う。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
3．良質な雇用の確保、高生産性産業への労働移動										
（1）良質な就労の確保										
令和6年6月21日	良質な就労の確保	1	フリーランス・ギグワーカーの労働者性及び保護の在り方	a　昭和60年の「労働基準法研究会報告」（以下「研究会報告」という。）に基づく労働基準法上の労働者性（以下「労働者性」という。）の判断基準（以下「判断基準」という。）においては、「業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無」は「指揮命令の程度が問題であり、通常注文者が行う程度の指示等に止まる場合には、指揮監督を受けているとは言えない」とされているが、現実には、就業者及び事業者による個別具体的な判断に当たって解釈が容易ではなく、特に、事業者側の人間による就業者に対する直接・対面の指示ではなく、アプリやAI、アルゴリズムを用いた連絡やGPSを用いた就業状況の把握など、研究会報告が取りまとめられた当時には想定されていなかったデジタル技術の扱いが不明確であり、労働者性の有無の予見可能性が低い状況にあるとの指摘がある。これらを踏まえ、厚生労働省は、労働者性がある働き方をしているにもかかわらず、名目上は自営業者として扱われ、最低賃金を始めとする労働基準法等に基づく保護を受けられていない、いわゆる偽装フリーランス問題の解決に資するよう、国民にとって労働者性の有無の予見可能性を高める観点から、例えば、配達業務を行う就業者に対して発注者が具体的な配達経路を連絡し、当該連絡に従わない場合には制裁を科す等の措置により当該連絡に従うことを強制するなど、就業時間中に発注者が就業者の業務遂行方法について業務の性質上当然に必要な範囲を超えた連絡を行い、就業者に対して当該連絡に従うよう強制するような場合には、人間による直接の指示ではなく、AIやアルゴリズムによる連絡であっても、業務遂行上の指揮監督関係を肯定する方向に働くことを明確にするなど、研究会報告による現行の判断基準を引き続き基礎としつつ、デジタル技術の活用等を踏まえた判断基準の明確化を検討し、その結果を踏まえ、就業者・事業者双方にとって分かりやすく解説するなどの周知を行う。 b　厚生労働省は、例えば、取引相手たる配達業務従事者にヘルメット等の安全器具の着用を求めることや、事故等の発生時に安全確保のために退避指示を行うこと、長時間就業する者に就業時間の短縮を推奨することなど、業務委託の発注者が安全管理又は健康確保のために取引相手（就業者）に対して行う「指示」「推奨」その他の連絡が、就業者の労働者性を肯定する要素である「指揮命令」や「拘束」と評価されるか否かが明確でない場合、当該連絡が「指揮命令」や「拘束」に該当するのではないかとの懸念から、発注者が、当該就業者自身及び顧客のための安全管理又は当該就業者自身の健康確保に資する連絡をちゅうちょするおそれがあるとの指摘があることを踏まえ、法令等に基づき国が発注者に義務付けているものも含め、安全管理又は健康確保のための就業者に対する連絡について、例えば、就業者への拘束を強める目的ではなく、安全管理又は健康確保を目的として行う就業時間の上限管理に係るものについて、業務委託契約の内容として、長時間就業による健康への影響を防止する観点から、就業時間の上限の目安について就業者と発注者が合意した上で、就業者がその目安に沿って自ら就業時間管理を行えるよう発注者が注意喚起を行うことは、判断基準における「指揮命令」や「拘束」として評価されるものではないと整理するなど、判断基準における「指揮命令」や「拘束」として労働者性を肯定する方向に働くものとそうでないものを整理し、発注者及び就業者に周知する。 c　厚生労働省は、労働者性の有無についての国の判断が、現状では、労災事故や労働紛争に関する訴訟等の提起前には明らかにならない事案があることや労働基準法第104条に基づき労働基準監督署へ労働者性に関する違反事実の申告等を行っても労働者性の判断に至らない事案が半数近くに上るとの調査結果もあることを踏まえ、労働者性がある働き方をする者が就業開始後早期に労働基準法等の保護を受けられ、また、社会保険料等の負担の有無に起因する競争環境の公平性を確保する観点から、例えば、ドイツにおいて就業者又は事業者の申請に基づき年金保険機構が自営業者か被用者かの地位確認を行う手続があることや、建設業の一人親方について判断基準を整理したチェックシートを用いて労働者性の自己診断の支援が行われていることを参考に、①自らを労働基準法上の労働者だと考える者から労働基準関係法令違反に関する相談を受ける窓口を整備する、②労働基準監督署は、自らを労働基準法上の労働者だと考える者からの申告に対して、関係者から資料が収集できないなどの特段の事情がない限り、原則として、労働者性の有無の判断を行うことを就業者に対して明確化するなど、労働者性の有無の判断が適切に行われるよう、必要な措置を行う。 d　厚生労働省は、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日）において、作業時間が契約期間で平均週40時間程度、契約期間が1年以上など労働者に近い専属性がある個人事業者等が一般健康診断と同様の検査を受診するのに要する費用を発注者が負担することが望ましいとされている点について、フリーランス・ギグワーカーへの発注控えにつながるおそれがあるとの指摘が当事者自身から行われていることを踏まえ、当該ガイドラインの公表後、一般健康診断の費用負担を理由とした発注控えの実態を調査し、当該理由による発注控えが生じていることを把握した場合には、当該ガイドラインの見直しも含めて必要な対応を検討し、実施する。 d	a,c：令和6年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 b：令和6年度措置 d：令和6年度措置、それ以降継続的に措置	厚生労働省	a　学識経験者を参集して開催した「労働基準関係法制研究会」において、労働基準法における「労働者」について検討し、令和7年1月に報告書をとりまとめた。 同報告書においては、昭和60年の「労働基準法研究会報告」について、 ・「昭和 60 年労働基準法研究会報告から約 40 年が経過し、その間、産業構造の変化、働き方の多様化、デジタル技術の急速な発展があった。サービス産業の拡大による産業構造の変化により多種多様な働き方が増えることで、労働者性の境界に位置するような働き方もまた増加してきたし、新型コロナウイルス感染症のまん延を契機にテレワークが幅広く定着し、場所にとらわれない働き方も拡大した。さらには、プラットフォーム・エコノミーの進展により、仕事を引き受けるか否かの選択権がありつつも、働き方の実態は「労働者」に近似したプラットフォームワーカーが世界中で拡大し、加えて、AIやアルゴリズムによる労務管理のデジタル化等も発展している。こうした中で、労働者性判断の分かりにくさが増大し、予見可能性が低くなりつつある。」 ・「労働者性の判断基準に関しては、引き続き専門的な研究の場を設けて総合的な検討を行うべきである。」 との提言があった。 こちらの提言を踏まえ、令和7年5月に学識経験者にて構成される「労働基準法における「労働者」に関する研究会」を立ち上げ、裁判例や国際動向の把握・分析を行い、労働者性の判断基準の在り方等について検討を進めている。 b　重層請負による作業が行われている主な業種、個人事業者等に業務委託等が行われている主な業態を中心に、注文者からなる団体等にヒアリングを行い、把握した現場における問題意識を踏まえ、既存の判断基準を元に、安全衛生上の指示等が、労働基準法上の労働者に該当するか否かの判断等に直ちに影響を及ぼさない場合や、留意が必要な場合について整理し、その内容をとりまとめた通知を2025年3月に発出した。 c　令和6年11月1日の「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の施行に合わせて、全国の労働基準監督署に、自らの働き方が労働者に該当する可能性があると考えるフリーランス（業務委託を受ける事業者）からの労働基準法等の違反に関する相談窓口を設置し、労働者に該当するかどうかの判断基準の説明や、「働き方の自己診断チェックリスト」を用いたチェックなどを行っているほか、労働者性判断に係る近時の代表的な裁判例を取りまとめた参考資料集を作成し、厚生労働省ホームページに掲載した。 　また、令和6年10月25日付けで厚生労働省において上記相談窓口のプレスリリースを行うとともに、当該プレスリリースにおいて、相談内容から労働基準法等違反が疑われ、労働基準監督署が申告として調査した場合には、原則として相談者が労働者に該当するか否かの判断を行う旨を明記した。 　さらに、令和6年10月24日付けで厚生労働省から都道府県労働局へ通達を発出し、労働者性に疑義がある方からの申告を受理した場合には、原則として、労働基準監督署において労働者性の有無の判断を行う旨を相談者に対して伝えるよう指示をした。 d　2025年2月までにフリーランスを会員とする11の団体等に対して実施したヒアリングの結果、把握した限りでは、一般健康診断の費用負担を理由とした発注控えはなかった。	a　引き続き、令和7年5月に設置した「労働基準法における「労働者」に関する研究会」において、裁判例や国際動向の把握・分析を行い、労働者性の判断基準の在り方等について検討を進めていく。 b～d　措置済み	検討中	継続フォロー
令和6年6月21日	良質な就労の確保	2	労使双方が納得する雇用終了の在り方	厚生労働省は、無効な解雇がなされた場合に、労働者の請求によって使用者が一定の金銭（労働契約解消金）を支払い、その支払によって労働契約が終了する仕組みである解雇無効時の金銭救済制度について、令和4年度に開催された労働政策審議会労働条件分科会において、「解雇をめぐる紛争は既に労働審判で迅速な解決ができている」、「新たな制度をつくることで救われる人はいないのではないか」、「中小企業の場合では勤務地や部署などの環境を変えることが難しく、解雇無効の場合に労働者が職場復帰を希望しないことが考えられる」、「制度ができることで救われる人がいるということを、データあるいは事例で示すことができないか」等の意見があり、また、令和6年5月に行われた規制改革推進会議の議論では、解雇に関して何らかの金銭補償制度の導入が必要、復職しても結局仕事がなくなり毎日の出社が非常に辛いので金銭解決で構わないといった実際に解雇を経験した労働者の声があることや、解雇に関する実態については、大企業以外の中小企業の労働者や労働組合に加入していない労働者の声も含めて把握することが重要との指摘や大企業、中小企業、スタートアップなどの状況等も踏まえて検討する必要があるとの指摘があったこと、令和4年12月19日に開催された第185回労働政策審議会労働条件分科会における労働条件分科会長の総括を踏まえ、実施を予定している一般労働者に対するアンケートによる実態調査において、調査対象者に十分な数の中小企業及び労働組合に非加入の労働者その他同分科会における議論のために必要と考えられる労働者も含めることとし、併せて労働審判等の現行の解雇に関する紛争解決制度や、解雇無効時の金銭救済制度によって職場復帰を前提としない選択肢が与えられること等に係る労働者自身の声を幅広く把握し、当該制度ができることで救われる人が存在するか否かについて定量的に示す。また、当該調査の結果を得て速やかに同分科会において議論を再開する。 また、当該調査、解雇等無効判決後における復職状況等に関する調査、個別労働関係紛争処理事案における雇用終了事案の内容分析及び海外における解雇の金銭救済制度に関する有識者に対するヒアリング調査の終了予定時期を明示し、着実に実施する。	（前段）令和6年度に調査完了、結果を得て速やかに議論再開（後段）令和6年度措置	厚生労働省	（前段） 　一般労働者に対するアンケート調査については、独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）による、調査が取りまとまったため、令和7年11月の労働政策審議会労働条件分科会において、調査結果について報告・議論を行った。 　再開した議論の結果、労働条件分科会長から、より具体的な資料やデータを用いた専門家による検討が必要である旨の総括がなされた。これを受け、今後有識者による検討を行う方向で検討している。 （後段） 　①解雇等無効判決後における復職状況等に関する調査については、令和6年7月にJILPTにて結果公表を行い、同月の労働政策審議会労働条件分科会において結果を報告済み。 　②個別労働関係紛争処理事案における雇用終了事案の内容分析については、令和7年11月の労働政策審議会労働条件分科会において結果報告を行い、同年12月にJILPTにて結果を公表済み。 　③海外における解雇の金銭救済制度に関する有識者に対するヒアリング調査については、令和7年11月の労働政策審議会労働条件分科会において結果報告を行い、令和8年3月にJILPTにて結果を公表済み。 　④一般労働者に対するアンケート調査については、上記（前段）の他、令和7年12月にJILPTにて結果を公表済み。	実施済み	措置済	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和6年6月21日	良質な就労の確保	3	「自爆営業」の根絶	a 厚生労働省は、使用者が、労働者に対し、当該労働者の自由な意思に反して当該使用者の商品・サービスを購入させること（以下「自爆営業」という。）に係る関係法令上の論点を整理した上で、労働基準法、労働契約法（平成19年法律第128号）及び民法（明治29年法律第89号）上違法となり得る自爆営業の類型や、パワーハラスメントに該当し得る自爆営業に関連する使用者等の言動の例を明確に示す。また、上記の内容や、具体的な相談先を分かりやすく示したパンフレットを作成する等、企業及び労働者の双方に周知を行う。 b 厚生労働省は、職場における自爆営業に関連する使用者等の言動がパワーハラスメントの３要素（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労推法」という。）第30条の２第１項に規定する、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、③労働者の就業環境が害されるもの）を満たす場合は、パワーハラスメントに該当する可能性があることに鑑み、使用者及び労働者にその旨を周知する観点から、事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワハラ防止指針」という。）の改正について労働政策審議会において検討を開始する。 c 厚生労働省は、パワーハラスメントに該当し得る自爆営業に関連する使用者等の言動について労働者等から相談が寄せられた場合、パワハラ防止指針に定める事業主の雇用管理上講ずべき措置について、必要と認められるときは、当該事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、相談に応じ適切に対応するための体制整備、発生後の迅速かつ適切な対応といった必要な方策を講ずるよう、労推法に基づく助言・指導を行うこととする。 d 自爆営業の発生原因が業界等の風習や慣習にある場合があることや、事業所管府省が自爆営業の実態について直接的に把握することが必ずしも容易ではないことを踏まえ、厚生労働省は、自爆営業に関連して生じた労働問題の相談について、その件数や相談内容を業界別に整理した上で、当該業界に係る自爆営業の抑止に資するよう事業所管府省に情報共有する。 e 事業所管府省は、厚生労働省と連携し、dの情報共有を受けた場合は、必要に応じて、当該業界等の風習や慣習の是正その他の自爆営業を抑止するための取組を府省横断的に推進する。	a,c,d,e：令和6年度措置 b：令和6年度検討開始	a～d：厚生労働省 e：事業所管府省	a 違法となり得る自爆営業の類型や、パワーハラスメントに該当し得る自爆営業に関連する使用者等の言動の例や、具体的な相談先を分かりやすく示したパンフレットを令和7年3月に作成・公表し、周知を実施した。 b 令和6年に労働政策審議会雇用環境・均等分科会において、いわゆる「自爆営業」に関して、職場におけるパワーハラスメントの３要素を満たす場合は、パワーハラスメントに該当することを、パワハラ防止指針に明記することについて検討し、パワハラ防止指針を改正して上記内容を明記することが適当であるとの結論を得た。 令和8年2月にパワハラ防止指針を改正し、いわゆる「自爆営業」に関連する言動も、職場におけるパワーハラスメントの３要素を満たす場合は、パワーハラスメントに該当することを明記した。 c パワーハラスメントに該当し得る自爆営業に関連する使用者等の言動について労働者等から相談が寄せられた場合、パワハラ防止指針に定める事業主の雇用管理上講ずべき措置について、必要と認められるときは、当該事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、相談に応じ適切に対応するための体制整備、発生後の迅速かつ適切な対応といった必要な方策を講ずるよう、労推法に基づく助言・指導を行った。 d 都道府県労働局等に寄せられた自爆営業に関連して生じた労働問題に関する相談事案について、業界別に整理した上で、令和6年7月から8回（令和6年度：7/22、9/20、11/18、2/4）（令和7年度：5/12、8/12、11/12、2/14）事業所管省庁に継続的に情報提供を行っている。 e 厚生労働省から情報提供した相談事案等を踏まえ、必要に応じて、事業所管省庁から関係する業界団体に対し、説明会の実施や、情報提供等を実施している。	a、b 措置済み c 引き続き、必要と認められるときは、労推法に基づく助言・指導を行う。 d 今後も継続的に同様の相談事案について事業所管省庁に継続的に情報提供を行っていく。 e 関係する業界団体等に対して、厚生労働省が作成した自爆営業に関するパンフレットを用いて周知依頼を行うなど、自爆営業を抑止するための取組を推進する。	措置済	解決
（2）高生産性産業への労働移動										
令和6年6月21日	高生産性産業への労働移動	1	副業・兼業の円滑化	a 厚生労働省は、①副業・兼業を行う労働者の健康管理のため、その所属する従い出し企業及び受入れ企業の双方における労働時間の通算管理が必要である一方、割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理については、制度が複雑で企業側に重い負担となるために雇用型の副業・兼業の認可や受入れが難しいとの指摘があること、②米国、フランス、ドイツ、イギリスでは割増賃金の支払において労働時間の通算管理を行っていないことに鑑み、働き方改革関連法の見直しに係る検討会において、割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方について、労働基準法等の関係法令における行政解釈の変更も含めて検討し、結論を得る。 b 厚生労働省は、aの検討を始めとした副業・兼業の円滑化に向けた施策立案に資するよう、以下の事項等について実態を把握し、結果を公表する。 ①企業が自社の労働者に副業を認める際及び副業人材を受け入れる際の実態について、認める又は受け入れる副業の実施形態（雇用型、業務委託型等）や、相手企業の形態（グループ内・外企業等）、そのような形態にしている理由。また、実施形態ごとの副業・兼業者数 ②管理モデル導入企業を始めとした副業・兼業の従い出し企業及び受入れ企業における労働者の割増賃金の支払方法や課題 c 厚生労働省は、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」及びモデル就業規則に、「副業・兼業を行う労働者に対して、禁止される競業行為の範囲や、自社の正当な利益を害しないことについて注意喚起する」と規定されているが、「禁止される競業行為の範囲」や「自社の正当な利益」が不明確であるがゆえ、企業における労働者の副業・兼業申請に対する個別の許否判断が困難であったり、副業・兼業を広範に禁止又は制限したりするおそれがあるとの指摘があること。また、不正競争防止法（平成5年法律第47号）における営業秘密に関する法制の整備に伴って、営業秘密の不正な利用については事後的な処罰規定が整備されていることを踏まえ、競業避止義務の内容を明確化し、営業秘密の保護の要請等と両立する形で、副業・兼業を円滑化するために次の①及び②の措置を講ずる。 ①当該ガイドラインに記載されている「競業により自社の利益が害される場合」及びモデル就業規則に記載されている「競業により、企業の利益を害する場合」の内容について、副業・兼業を円滑化する観点から、営業秘密の保護の要請及び裁判例も踏まえつつ、競業避止義務として適切でないと判断され得る場合を示し、労使への周知を行う。その際、例えば、以下の場合は、競業避止義務として原則として適切でないとの規制改革推進会議での議論等を踏まえ検討するものとする。 －自社で労働者がその業務に関して知りうる具体的な営業秘密の存否やその範囲を個別に特定せずに、他企業での副業・兼業を営業秘密漏えいのおそれを理由に一般的に禁止すること。 －自社で労働者がその業務に関して知りうる具体的な営業秘密が特定されていたとしても、(i)その利用が一般的に想定されない他社の業務における副業・兼業を禁止すること、(ii)顧客名簿のダウンロードの禁止その他によって、その営業秘密の社外での利用が技術的に困難であるにも関わらず、副業・兼業を禁止すること。 －現に競業関係にある企業などでの副業・兼業を、自社の具体的な利益侵害のおそれが乏しいにもかかわらず、一般的に禁止すること。 ②各企業において副業・兼業の申請が行われた際、使用者と労働者が、①において示された具体例を基礎としつつ、各企業において保護の必要がある正当な利益やそれを踏まえた競業行為の範囲等について、十分に協議して、双方が納得感を持った上で、個別の申請に対する許否の判断が行われることや具体的な判断の蓄積を更なる副業・兼業の円滑化のためにいかすことが重要である旨を当該ガイドライン等に明記する。また、各企業における副業・兼業の円滑化のための具体的な取組を促す観点から、企業における正当な利益及び競業行為の範囲に関する具体的な考え方や、競業避止義務への対応についての運用方法等の事例を紹介する。	a：令和5年度検討開始、令和6年度結論 b,c:令和6年度措置	厚生労働省	a 学識者を参集して開催した「労働基準関係法制研究会」において、割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方について、労働基準法等の関係法令における行政解釈の変更も含めて検討し、令和7年1月に報告書をとりまとめた（※）。 （※）報告書においては、「労働者の健康確保のための労働時間の通算は維持しつつ、割増賃金の支払いについては、通算を要しないよう、制度改正に取り組むことが考えられる。その場合、法適用に当たって労働時間を通算すべき場合とそうでない場合とが生じることとなるため、現行の労働基準法第38条の解釈変更ではなく、法制度の整備が求められることとなる」と提言された。 b 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の附則及び附帯決議に基づき、労働時間制度等の見直し及び労働基準法等の改正を検討する際の基礎資料を得るために令和6年9月から実施した「労働時間制度等に関する実態調査」において、 ・ 副業・兼業の許可・受入制度の有無 ・ 雇用・非雇用別の副業・兼業を行っている人数、副業・兼業として受け入れている人数 ・ 副業・兼業の場合の割増賃金の支払い状況 等に関する調査を実施し、令和7年3月にその結果を公表した。 c 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」のパンフレットを改定し、 ・ 競業避止義務の基準の策定等に当たっては、労働者の職種や地位等も勘案しつつ、労使双方が納得感を持った結論となることが望ましい旨を追記するとともに、 ・ 競業避止を含めて、各企業が労働者の副業・兼業を制限することが争点になった裁判例や、企業が副業・兼業を認めるに当たってどのような観点を考慮すればよいのかに関するコラム、個別企業における副業・兼業制度に関する運用事例等を追加した。	a～c 実施済み	措置済	フォロー終了

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）										
デジタル原則を踏まえた規制の横断的見直し										
(1) 7項目のアナログ規制等の見直し										
令和5年6月16日	デジタル原則を踏まえた規制の横断的見直し	1	7項目のアナログ規制等の見直し	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定）において見直しの対象となっている7項目のアナログ規制（目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制及び往訪閲覧・縦覧規制）及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制等について、規制所管府省は、同工程表に基づき、着実に見直しを実施する。	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に基づき、順次措置（令和6年6月まで目途）	内閣官房 内閣府 警察庁 公正取引委員会 個人情報保護委員会 カジノ管理委員会 金融庁 消費者庁 こども家庭庁 デジタル庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 防衛省 人事院	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、7項目のアナログ規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、現時点で見直しが必要とされた規制6363条項のうち6288条項について見直しを完了した。	集中改革期間の終期である令和6年6月以降も見直しが完了していない法令については、新たな見直し完了時期までに見直しを確実に実施する。	未措置	継続フォロー
個別分野の取組										
<スタートアップ・イノベーション分野>										
(2) イノベーションによる新製品・新サービスの創出と安全の確保との両立を図る規制・制度見直し										
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	8	新たな空のモビリティ推進及び新たな物流サービスの実現に向けた無操縦者航空機に係る制度整備	a 国土交通省は、特定されたルートの飛行等によりリスクを低減し、物資輸送を目的とする無操縦者航空機について、そのような機体、条件及び目的にふさわしい規制となるよう、操縦者が乗り組まないことを前提とした基準の内容について検討を進めているところ、さらに、機体性能と運用条件を考慮したリスクベースでの耐空性基準の設定を含む、運用の柔軟化等の必要な対応を速やかに検討し、結論を得る。 b 国土交通省は、無操縦者航空機の社会実装を目指す事業者の予見可能性を高め、事業者の技術開発・新サービス展開といったイノベーションの促進に資するよう、航空法（昭和27年法律第231号）第11条第1項ただし書の試験飛行における関係者間の調整の在り方に関する事例や、無操縦者航空機の迅速・円滑な認証取得等に役立つ事例の紹介等について検討し、事業者に対してプッシュ型の周知を行う。 c 国土交通省は、新たな空のモビリティの社会実装を世界に先立ちリードしていく観点から、空の移動革命に向けた官民協議会において、事業者や自治体等の関係者の意見も聴きながら、無操縦者航空機の活用に向け、安全性確保を前提としつつ、耐空性基準の考え方、審査の迅速化・費用削減に資する設計の効率化、将来的なマルチユース化に当たっての考慮事項等、イノベーションの促進に資する無操縦者航空機に関する環境整備について、速やかに検討する。同時に、今後の革新的技術による様々な特性・性能を持つ新たな空のモビリティサービスの速やかな社会実装を実現するために、今後の機体開発の動向も踏まえながら、制度全体の在り方を見据えつつ、ロードマップの見直しを行い、航空機の規制がリスクに照らして合理的なものとなるよう、速やかに環境整備を行っていく。	a：令和5年結論・措置 b：令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 c：令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置	国土交通省	a 機体性能と運用条件を考慮したリスクベースでの耐空性基準について、個別に事業者と調整、検討を行い、令和5年中に結論を得た。 b 航空局ホームページに試験飛行の実績を掲載するとともに、官民の関係者が集まるWG等において、認証取得等に役立つ事例として海外の規制動向等の周知を行った。 c 空の移動革命に向けた官民協議会の下に設置した事業制度SG（現：事業制度WG）の中で、無操縦者航空機の使用を検討・計画している事業者・自治体等関係者からヒアリングを行い、無操縦者航空機の環境整備に係る課題を令和5年度中に抽出した。令和6年度には、抽出された課題を整理し、機体の安全基準WGにおいて、低リスクの飛行を行う小型無操縦者航空機の要件についての検討を開始したほか、小型無操縦者航空機による山間地や災害時における貨物輸送等の実現に向けた横断的な検討を進めている。また、ロードマップについても、令和7年度に改訂を行った。	a 措置済み b 措置済み c 各種会議体で結論を得次第制度整備を行う。	検討中	継続フォロー
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	9	建設DX新市場創出に向けた建設用3Dプリンターの社会実装に資する環境整備	a 国土交通省は、建設用3Dプリンターを活用する上で、材料の一つとなる「モルタル」の取扱いについて、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 37 条に基づいて整理し、地方自治体や指定確認検査機関等が適法性を確認する場面において、その適切な判断に資するための文書を作成・公表し、十分に周知する。 b 国土交通省は、スタートアップ等新たに参入しようとする事業者にも分かりやすい各種制度に関する情報提供の在り方の更なる改善や体制の充実について、相談窓口の設置も含めて検討し、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、デジタル時代における建築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔軟な規制となるよう、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。 ① 建設用3Dプリンターを利用した建築に係る規制の在り方に関する諸課題について、普及・活用を促進する観点で、論点を整理すること。 ② スタートアップを含む事業者等を検討会の構成員とすることも含めて検討し、事業者、指定性能評価機関、地方自治体等の当事者から広く意見を聴取した上で、新しい材料・技術の実態に即した内容となるよう報告書等の取りまとめに反映すること。 ③ 建築基準法第20条について、いわゆる「一般認定」の運用・基準等を文書で明らかにして利用者側の予見可能性を確保し、周知すること。また、建設用3Dプリンター等の新技術で使用する材料については、工場だけでなく、建築現場で材料を製造する方法等も認められるよう、現場の実態を踏まえて、検討すること。 ④ 指定性能評価機関による評価については、デジタル技術の著しい進展を踏まえて、審査項目、審査基準、期間、費用及び手続について必要な見直しを行うとともに、新しい材料・技術に迅速かつ的確に対応するための能力の向上や人員の配置等の見直しについても検討するよう周知、指導を行うこと。 ⑤ 今後の革新的技術の出現や、それに適した新たな材料・工法の登場も見据え、材料の性能等に着目する等デジタル時代における規制の在り方そのものについても検討すること。 ⑥ オープンイノベーションに資するよう、検討会の結果を公表するなど透明性を確保すること。	a：措置済み b：令和5年度検討・措置 c：（検討会については）令和5年度上期設置、（①・②・③・⑥）令和5年度措置（④・⑤）令和5年度結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省	a 建築基準法第20条の一般認定において、大臣認定までの流れや認定に必要な項目等について利用者向けのパンフレットを作成し公表した。また、建設現場で材料を製造する建設用3Dプリンターの材料についても論点を整理し、対応方針を取りまとめた。 b 新材料等を用いる場合の取扱いや問い合わせ先を掲載したパンフレットを作成し周知した。 c デジタル時代における建築に係る規制の在り方等につき、令和5年7月に検討会を設置し、機動的で柔軟な規制となるよう議論し、対応方針案について結論を得た。令和6年度に引き続き、令和7年度も検証実験や検討等を実施し、これをふまえて必要な措置を講じた。 ① 建設用3Dプリンターを利用した建築に係る規制の在り方に関する諸課題について、利用促進の観点で、材料面、施工面、検査面等から論点を整理し対応方針を検討した。 対応方針を踏まえて、令和6年度に検証実験を実施し、令和7年度に実験結果の分析を行ったところ、課題があることが明らかになり、追加の検証実験や検討を令和7年度に実施した。これらの検証実験や検討を踏まえ、小規模建築物を対象とした仕様規定を作成した。【令和8年3月パブリックコメント】 ② スタートアップを含む事業者及び有識者を検討会の構成員として検討会を設置し、建設用3Dプリンターの利用促進に係る規制の在り方について、性能評価機関、事業者等から意見を聴取し、意見を踏まえた対応方針案について結論を得た。さらにパブリックコメントにより、広く意見募集を行った。 ③ 建築基準法第20条の一般認定において、大臣認定までの流れや認定に必要な項目等について利用者向けのパンフレットを作成し公表した。また、建設現場で材料を製造する建設用3Dプリンターの材料についても論点を整理し、対応方針を取りまとめた。 ④ 3Dプリンターを利用した建築物の在り方に関する有識者委員会を設置、検討し、建築基準法第20条の大臣認定（以下「法第20条認定」という。）の際の指定性能評価機関による評価に係る審査項目、審査基準、期間、費用、手続き等の合理化につながる対応方針として、以下の方向で検討するという結論を得た。 ・建築物の一部を3Dプリンターを用いて造形する場合の法第20条認定の合理化（通常部分は確認申請手続きによる。） ・材料等の長期的性状が全て明らかとなっていない場合でも、モニタリング等の措置を条件に法第20条認定を可能化 新材料等の審査が適切に行われるよう、必要な審査体制の確保について周知した。 法第20条認定の運用改善等の検討において、法第38条に基づく特殊構造方法等の大臣認定（以下「法第38条認定」という。）で対応することが適切と判断し、法第38条認定の対象を明確化するとともに、法第38条認定の手続きを合理化した。【令和7年8月】	a,b 措置済み c 左記検討結果に基づく告示を令和8年度早期に公布予定。今年度以降についても、引き続き事業者の意見を聞く機会を設けてまいります。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	9	建設DX新市場創出に向けた建設用3Dプリンターの社会実装に資する環境整備				⑤ デジタル時代における規制の在り方について、建設用3Dプリンターにおける議論を踏まえて、材料・部材の性能及び品質確認の審査プロセスの柔軟化や新技術実装促進のための法第20条認定の運用改善等を検討するという結論を得た。 法第20条認定の運用改善等の検討において、法第38条認定で対応することが適切と判断し、法第38条認定の対象を明確化するとともに、法第38条認定の手続きを合理化した。【令和7年8月】 ⑥ オープンイノベーションに資するよう、検討会で整理した規制の在り方に関する論点及び対応方針案について結論を得た。パブリックコメントにより広く意見募集を行い、最終報告書を公表した。		
(5) 自動車整備士人材の多様化に向けた改革										
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	13	自動車整備士人材の多様化に向けた改革	a 国土交通省は、自動車整備士養成施設における学科教育について、多様な人材が学びやすい環境の整備、更にはデジタルコンテンツ等新技術の活用を進める観点から、自動車整備士養成施設以外の場所から受講することができるオンライン授業ができるよう、制度の見直しを検討し、結論を得次第速やかに措置する。 b 国土交通省は、大学卒業者の自動車整備士資格取得を後押しするため、一級自動車整備士養成課程入学に相応する一定の条件を満たした大学卒業者に自動車整備士養成施設の一級自動車整備士養成課程への入学を認めることについて、自動車整備士養成施設や事業者等の関係者の意見を聴取した上で、必要な条件の在り方も含め検討を開始する。 c 国土交通省は、自動車整備士について、多様な人材の更なる確保を進めるために必要な就労環境の改善を図る観点から、全認証事業場数の約8割を占める従業員10人以下の事業場を含め、自動車整備事業場の生産性を向上させ、収益力の向上や賃上げに結び付くような施策について自動車整備の高度化に対応する人材確保に係る検討ワーキング・グループで取りまとめたところ、今後、同ワーキング・グループにおいて、その実行状況についてデータに基づきフォローアップする。あわせて、フォローアップ結果を踏まえ、必要に応じて施策の改善を検討する。	a：令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 b：令和5年度検討開始 c：（前段）令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、（後段）令和5年度以降検討開始	国土交通省	a 自動車整備士養成施設における学科教育にかかるオンライン授業 通達発出済み（「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」（令和7年7月8日付け国自整第70号）及び「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」等の一部改正について」（令和7年7月8日付け国自整第77号））。 b 一級自動車整備士養成課程の入学条件 自動車整備士養成施設や事業者等の関係者を含め本制度を導入した場合の利点、課題等について検討を行った。 c 自動車整備の高度化に対応する人材確保に係る検討ワーキング・グループのフォローアップ 業界団体と連携の上、自動車整備事業者における入職者数や離職者数、離職理由などのデータの収集を実施し、分析を行った。 その結果、自動車整備事業者における生産性や収益力の向上の有無をフォローアップするにあたっては、上記データに加えて、自動車整備士資格を保有しているにもかかわらず別の業種に就いている（いた）者や外国国籍を有する自動車整備士に関するデータなどを収集・分析する必要があることが判明した。 これを踏まえて具体的な調査項目、調査方法などについて有識者に諮り今後調査を進めることとした。	a 措置済み b 一級自動車整備士養成課程の入学条件 検討の結果、本制度は実施しないこととした。 c 自動車整備の高度化に対応する人材確保に係る検討ワーキング・グループのフォローアップ 令和8年度以降、引き続き従来のデータを収集・分析するとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて施策の改善を検討する。	検討中	継続フォロー
(8) イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送・交通										
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	16	イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送の実現	a 国土交通省は、ラストワンマイル配送における担い手不足や輸送能力不足の解消、効率性向上を図る観点から、貨物軽自動車運送事業で使用できる車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。また、軽乗用車に積載可能な貨物の重量の見直し等を求める意見があることも踏まえ、各種データを用いた客観的な分析・検証を行いつつ、安全性の確保を前提に対策を検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 b 国土交通省は、一定の過疎地域を対象に認められている、貸切バス事業者、タクシー事業者及びトラック事業者が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の許可の取得により荷物の有償運送を可能とする貨客混載の制度について、令和4年度に行った具体的なニーズ等の調査を踏まえ、全国で実施可能とすることの結論を速やかに得て、必要な措置を講ずる。また、制度措置後、新規事業者の参入が妨げられることのない仕組みとなるようモニタリングを行い、その結果に基づいて施策効果検証のためのKGI・KPIを設定し、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、令和3年9月1日に施行した「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（平成15年2月14日自動車交通局貨物課長通達。以下本項において「通達」という。）に基づき、貨物自動車運送事業者による自家用自動車の有償運送を繁忙期に認める制度について、輸送の安全性確保等を前提に、令和4年度に実施した現行通達の運用状況（事故や法令違反の状況等）のモニタリング結果等を踏まえ、事業者のニーズに柔軟に応えるため、事業者の選択により一定の日数を繁忙期として選択可能にする等の必要な措置について検討し、結論を得る。 d 国土交通省は、事業者の省力化や新規参入促進の観点から、貨物用軽自動車の事業用ナンバープレートの郵送や手続のデジタル完結といった、各種手続の簡素化・合理化につき、関係事業者・団体等と連携しつつ速やかに検討を開始し、必要な措置を講ずる。	a,b：（前段）措置済み、（後段）令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 c：令和5年検討・結論、令和5年度措置 d：令和5年検討開始、結論を得次第速やかに措置	国土交通省	a （前段）通達発出済み（「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」（令和4年10月24日付け国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号））。 b （前段）通達発出済み（「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」（令和5年5月30日付け国自安第23号・国自旅第51号・国自貨第23号））。 a （後段）必要な施策について検討中。 b （後段）制度の運用状況についてモニタリング・検証を実施。 c 自家用自動車の有償運送の許可の対象となる期間について、現在、繁忙期が1年のうち指定された4期間に固定されているところ、通年で任意の期間を選択可能とするため、令和6年2月27日から3月27日まで現行通達の改正に向けたパブリックコメントを実施し、結果等を踏まえ、通達（「ラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可に係る取扱いについて」（令和6年3月29日付け国自貨第868号））を発出。 d 貨物軽自動車運送事業の申請手続については、令和7年9月1日にオンライン化した。併せて事業用ナンバープレートの取得の際に必要となる事業用自動車等連絡書のオンライン化の実現に向けて関係者間で検討・調整を実施している。事業用ナンバープレートの各種手続きについても、前述の運送事業の申請や事業用自動車等連絡書のオンライン化の状況を踏まえながら、各種オンラインシステム等の中にどう組み込んでいくのかを、関係事業者・団体等と協議の場を持ち、必要な措置について検討を行っている。	a、b（前段） 措置済み a （後段）必要な政策について引き続き検討を行っていく。 b （後段）制度の運用状況について引き続きモニタリング・検証を実施。 c 令和7年1月1日施行。 d 事業用自動車等連絡書のオンライン化及び事業用ナンバープレートの各種手続きについて、引き続き関係事業者・団体等と協議の場を持ち、必要な措置についての検討を行う。	検討中	継続フォロー
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	17	DXを通じたタクシーの利便性向上	a 国土交通省は、ソフトメーターの導入に当たり、ソフトメーターの規格策定に必要となる事項について、「フィージビリティスタディ調査」等を通じて得た、精度・費用面における課題等の解決を図る。その際、利用者から運賃を収受するに当たって十分な正確性を確保することを前提としつつ、ソフトメーターの導入を通じたタクシー事業全体の DX化の進展といった、事業者・利用者双方の利便性向上につながるよう検討を加速させ、将来的な国際整合を見据えつつ、ソフトメーターの規格を決定し、措置する。 b 国土交通省は、変動運賃制度の在り方について、制度導入後6か月のモニタリング期間の結果等を踏まえ、利用者の利便性を損なうことがないよう、検討を引き続き進める。その際、公共交通機関に求められる妥当性に配慮するとともに、当該制度が潜在需要を掘り起こす新たな選択肢になるよう、利用者や事業者の声に十分に配慮しつつ、利用者の予見可能性及び需給に応じた柔軟な運賃変動の仕組みが確保されるよう制度の改善を行う。	a：引き続き検討を進め、令和5年度結論、結論を得次第速やかに措置 b：令和5年度検討・結論	国土交通省	a 令和7年1月31日国土交通省告示第62号でメータに関する告示を改正するとともに、ソフトメーターの認定を行う「特定運賃収受ソフトウェア認定要領」を作成し、ソフトメーター機器の認定を行った。 b 令和5年7月1日に「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」（国自旅第63号の3）を施行した。	a、b 措置済み	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
(9) イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し										
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	18	イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し	a　総務省は、2.4GHz帯無線LAN等の技術基準適合証明等における技術基準及び試験方法について、無線LAN等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会において得られた結論を基に、削除可能とされた項目の削除を含む、技術基準及び試験方法の見直しを行う。 あわせて、2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ等を活用するに当たり、登録証明機関ごとの差異が生じないよう、品質を担保するための基準、確認すべき項目及び具体的な確認のポイント等を「2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ等活用ガイドライン」としてまとめ、当該試験データ等を活用するメーカー等及び審査を行う登録証明機関に周知を行い、その適切な運用を促すとともに、スタートアップ事業者等初めて認証の申込みを行う者を含むメーカー等向けに、基準認証制度全般の仕組みや手続を分かりやすく説明する「基準認証制度マニュアル」についても、広く活用されるよう周知を行う。 b　総務省は、2.4GHz帯無線LAN等の技術基準適合証明等における技術基準及び試験方法の見直し、「2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ等活用ガイドライン」及び「基準認証制度マニュアル」の作成・周知の措置の実態及び効果について、措置から2年経過後を目途に調査を行い、その結果を踏まえて課題を検証する。	a：令和5年秋頃措置 b：令和7年措置	総務省	a、b　無線LAN等の欧米基準試験データの活用による認証の効率化に資するよう、2.4GHz帯無線LAN等の技術基準及び試験方法の項目の削除を含む見直しを行い、令和5年11月8日に制度整備を実施した。また、欧米基準試験データの活用を促進するため、同データの活用にあたっての統一的な指針を示す、登録証明機関向けのガイドラインを作成し、同年11月30日に公表するとともに、基準認証制度全般の仕組みや手続を分かりやすく説明する基準認証制度マニュアルを作成し、同年3月31日に公表し国内外の登録証明機関やメーカー等に周知を行っている。 b　2.4GHz帯無線LAN等の技術基準適合証明等における技術基準及び試験方法の見直し、「2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ等活用ガイドライン」及び「基準認証制度マニュアル」の作成・周知の措置の実態及び効果について、国内外の登録証明機関及びメーカーを対象とした調査を実施した。 調査結果を分析したところ、欧米基準試験データの活用の事例に至らなかった実態が見られた一方で、技術基準及び試験方法の見直しによる試験工数等の削減、ガイドライン・マニュアルの国内外周知による申請相談における負担軽減など、我が国の製造事業者の費用負担削減の観点において一定の効果が確認できたことから、引き続き周知に取り組んでいく。なお、技術基準や試験方法といった認証基準の今後の策定・改正に今回の取組によって得られた知見活かしていく。	措置済み	措置済	解決
(10) 労働者の利便性向上のための資金移動業者の口座への賃金支払実現										
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	19	労働者の利便性向上のための資金移動業者の口座への賃金支払実現	a　厚生労働省は、資金移動業者の口座への賃金支払を行う場合の制度について、令和4年中できるだけ早期に措置する。 b　厚生労働省は、資金移動業者の口座への賃金支払を行う場合の、労働政策審議会労働条件分科会の議論を通じて策定された制度について、制度施行から2年経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する。	a：措置済み b：令和7年措置	厚生労働省	a　使用者が、労働者の同意を得た場合に、厚生労働大臣が指定した資金移動業者への賃金支払いを可能とする「労働基準法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第158号）」について、令和4年11月28日に公布、同5年4月1日に施行された。 b　「制度施行から2年経過後の必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証」について、第199回労働政策審議会労働条件分科会（令和7年6月6日）で議論を開始した。 また、令和6年1月、厚生労働省ウェブサイト（資金移動業者の口座への賃金支払に関するページ）に、審査状況の項目を追加し、資金移動業者の申請件数（累計）及び審査中の事業者数を公表した。その後も順次更新。 さらに、厚生労働大臣の指定を受けた指定資金移動業者における賃金支払の口座件数・口座残高等の利用状況について、指定以降、資金移動業者から定期的に報告を求めることにより把握を開始した。 加えて、非制度利用者を含む潜在的な制度利用意向等の実態把握のため、企業・労働者へのニーズ調査を令和6年度及び令和7年度に実施した。	a　措置済み b　措置済み	措置済	解決
(12) Society 5.0 の実現に向けた電波制度改革										
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	21	Society 5.0の実現に向けた電波制度改革	総務省は、新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会において、令和4年11月に取りまとめた、我が国における電波オークション等を含めた新たな割当方式についての方向性を踏まえ、透明性・客観性を担保した具体的な制度設計やスケジュールについて検討し、令和5年度上期までに結論を得る。	令和5年度上期結論	総務省	令和5年1月から「5Gビジネスデザインワーキンググループ」を開催し、今後の5Gへの割当ての中心となるミリ波等の高い周波数帯を活用した5Gビジネスを拡大していくための方策等とともに、それに資する新たな割当方式としての「条件付オークション」の制度設計について検討を行い、令和5年7月に報告書を取りまとめた。こうした報告書等を踏まえ、ミリ波等の6GHzを超える高い周波数帯における価額競争による新たな周波数割当方式の導入を含む「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を令和7年2月に第217回通常国会に提出し、同年4月に「電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）」が成立した。 これを受けて、令和7年6月に情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会の下に「価額競争の実施方法に関する検討作業班」が設置され、価額競争の実施方法について具体的な検討が行われ、同年12月に情報通信審議会から一部答申を受けた。その後、令和8年3月に26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針を制定し、本価額競争の参加申請の受付を開始した。	措置済み 今後、速やかに既存無線システムと共用可能性が高い周波数を価額競争により5Gに割り当てることを目指す。	措置済	継続フォロー
(13) 放送に関する制度の見直し										
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	22	デジタル時代における放送制度の在り方	a　(1)総務省は、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会における放送ネットワークインフラの将来像についての議論を踏まえて令和4年7月に取りまとめた、放送事業者が放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力するための方策について、特にローカル局にとっても採り得る経営の選択肢となるよう、その具体化に向けた取組を推進する。具体的には、複数の放送事業者の小規模中継局等をまとめて保有・運用する「共同利用型モデル」の実現に向けて、「共同利用型モデル」によるハード会社を想定した柔軟な参入制度を措置し、制度の運用に向けた取組を進める。 ②小規模中継局等のブロードバンド等による代替については、技術実証も実施しつつ、必要となるコストの試算など、制度面・運用面を含めた更なる検討を進め、結論を得る。	a：(①)法案提出については措置済み、運用については令和5年度検討・措置、(②)令和6年度結論	総務省	a①　デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会の第1次取りまとめを踏まえた必要な制度整備として、複数の地上基幹放送事業者が中継局を共同で利用することを可能とする「放送法及び電波法の一部を改正する法律案」を第211回通常国会に提出した（令和5年5月成立）。 また、地上基幹放送の中継局の共同利用等による放送ネットワークの効率化に向けた検討を推進するため、令和5年12月に、一般社団法人日本民間放送連盟、日本放送協会及び総務省により構成される「中継局共同利用推進全国協議会」を発足させた。その後、令和7年12月の総会にて、NHKと全国の民間放送事業者との間で共同利用型モデルのスキームについて合意した。 a②　小規模中継局等のブロードバンド代替の実現可能性を検討するため、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会の下に、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」を設置（令和4年2月～）。二度の実証事業の実施と、その結果を踏まえた議論及び検討を重ね、令和6年12月に「放送事業者等が、品質・機能の基本的枠組みを踏まえてIPユニキャスト方式によりコンテンツ配信を行うことは、放送の代替手段となり得るものと考えられる。」旨の結論を得た（作業チーム第3次取りまとめ）。	a①　措置済み a②　措置済み	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	22	デジタル時代における放送制度の在り方	b 総務省は、令和4年7月に取りまとめた内容を踏まえて、放送法（昭和25年法律第132号）等の関係法令について、デジタル時代に適した放送の在り方を実現するための制度見直しを措置する。具体的には、放送事業者のマスメディア集中排除原則の見直しや複数の放送対象地域における放送番組の同一化に向けた制度整備を措置するほか、コーポレートガバナンスの強化など、経営基盤の強化に向けた取組を行う。 ① マスメディア集中排除原則の見直しに際しては、同原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃、地上波テレビジョン放送の異なる放送対象地域に係る規制（認定放送持株会社制度によらない場合）に関する、既存の隣接地域等の特例に限らない、一定の範囲での規制緩和の特例の創設などについて必要な総務省令の改正を行う。 ② 複数の放送対象地域における放送番組の同一化については、希望する放送事業者において、放送番組の同一化が可能となるよう制度を創設する。さらに、視聴者への説明責任が果たされるようなPDCAサイクルの確保や、地域情報等の各放送事業者の特性に応じた情報の発信を適切に評価するための定量的な指標の設定も含め、地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて検討して、措置し、継続的にフォローアップを行う。 ③ コーポレートガバナンスについては、放送事業者が社会的な役割と責任を負っていることに鑑み、地域における放送番組の質を高められるよう、番組制作力の維持・向上のための人材戦略や経営戦略の策定の慫慂（しょうよう）等も含めたコーポレートガバナンスの強化について、上記の制度見直しの状況を踏まえて、検討する。また、放送事業者を取り巻く経営環境の厳しさが増していることを踏まえて、総務省が放送法等の権限に基づき行う免許や業務の認定等の審査の機会において、放送事業者の経営の持続可能性の確認を行うことなどを含めて、放送事業者の経営基盤強化に向けた取組を進める。 c 総務省は、NHK及び民間放送事業者の同時配信等及びオンデマンド配信による方法を含めて、通信における放送事業者の情報発信を推進するために、プラットフォーム連携やオンライン配信を推進するための必要な制度や方策を含めた、デジタル時代に適した放送の在り方の構築に向けて検討を行い、必要な措置を講ずる。NHKについては、インターネット時代において公共放送が担うべき役割や、NHKのインターネット活用業務の在り方について検討を進め、結論を得る。また、ローカル局の番組がインターネット上においてもより幅広く視聴されるよう、地域情報の発信の確保の観点も踏まえて、放送コンテンツの制作・流通の促進について検討を行い、必要な措置を講ずる。	b：（前段、①、②前段）措置済み、（後段（①、②以外）、②後段、③）令和5年結論、結論後速やかに措置、措置後も継続的にフォローアップ c：令和5年度結論、結論時に期限を定めて措置		b(前段①) マスメディア集中排除原則について、令和5年3月に省令を改正し、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限を撤廃するとともに、放送対象地域の隣接・非隣接に関わらず、地上テレビジョン放送、ラジオ放送について、それぞれ9局（コミュニティ放送の場合は放送対象地域が9都道府県分）までの兼営・支配を可能とする緩和を行った。 b② 複数の放送対象地域における放送番組の同一化を可能とする、特定放送番組同一化認定制度の創設を内容に含む「放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和5年法律第40号）」を令和6年4月1日に施行した。また放送法関係審査基準（総務省訓令）の改正を行い、特定放送番組同一化を行う場合において基幹放送事業者に求める地域性確保措置の例示として、地方公共団体その他の関係者の意見を踏まえたPDCAサイクル（不断の見直し体制）が確保されることや、それぞれの放送対象地域向けの放送番組が設けられていること等を明記した（令和6年4月1日施行）。 b(後段(①、②以外)、③) デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会において、令和5年10月に第2次取りまとめを公表した。本取りまとめにおいては、コーポレートガバナンスの強化等について、「各放送事業者が積極的に果たそうとしている社会的役割を明らかにするとともに、そのために必要な財源・体制を自主的に開示することなどを通じて、その存立の基盤である地域社会の理解を得つつ、経営基盤の強化を図り、社会的な付託に応えていくことが期待される」、「放送事業者の自主性・自律性に十分配慮した上で、放送事業者の使命・役割やその持続可能性を確保するために必要な取組内容を整理することが期待される。本検討会においても規制改革実施計画等を踏まえた検討を継続する」とされており、現在も同検討会において検討している。なお、総務省では、「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」を開催し、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行い、令和8年1月21日に同検討会の取りまとめが公表されたところ、当該取りまとめを踏まえ、総務省・放送事業者等で対応を検討中。 c 総務省において、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」を開催し、取りまとめ（令和5年10月18日公表）において、「既存プラットフォーム間での連携や仮想的なプラットフォームの構築により、NHKと民放の地域情報を含めた放送コンテンツへの『アクセス性』及びその『一覧性』が確保できる環境を整備すべき」とされた。また、同検討会「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」の取りまとめにおいても、「放送コンテンツの一覧性を確保した仮想プラットフォームを実現していくに当たっては、（中略）政府による実証等を通じて、官民連携による取組を深めていくべきである。」とされた。これらを踏まえ、令和5年度・令和6年度、調査研究を実施し、インターネットに接続されたテレビ上での仮想プラットフォームの実現に必要となる技術的要件・仕様を策定するとともに、視聴者調査を行い、一定の受容性や有効性が得られた。 また、総務省において、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 公共放送ワーキンググループ」を開催し、第1次取りまとめ（令和5年10月18日公表）及び第2次取りまとめ（令和6年2月28日公表）において、NHKが放送の二元体制の枠組みの下で、インターネットを通じて放送番組を視聴者に提供するという役割を果たすべく、原則として全ての放送のインターネット配信を必須業務化することが適当との結論が出された。これを踏まえた「放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）」は令和7年10月1日に施行予定。	b(前段)① 措置済み （後段(①、②以外)、③） 第2次取りまとめを踏まえて検討を継続する。 (②) 措置済み c 措置済み		
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	23	放送受信料の障害者免除手続の負担軽減・デジタル完結	総務省及び厚生労働省は、放送受信料の障害者免除手続について地方自治体において障害者に対し世帯情報等の開示に係る同意書を求める手続が存在し、障害者・地方自治体・NHKの負担となっている現状を踏まえ、個人情報保護委員会からの助言を受けて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の趣旨に留意しつつ、手続の早期デジタル完結化の観点も踏まえ、負担軽減に向けた方策を検討し、必要な措置を講ずる。 その際、個人情報保護委員会は、令和3年改正個人情報保護法が令和5年4月に全面施行されたことを踏まえ、総務省と厚生労働省の取組に協力する。	令和5年度検討、結論後速やかに措置	総務省 厚生労働省 個人情報保護委員会	放送受信料の障害者免除手続について、障害者・地方自治体・NHKの負担軽減及び個人情報保護の観点から、適切な方策の実現に向けて実施可能な方策を関係者間で検討を進めているところ。	引き続き、手続の早期デジタル完結化の観点も踏まえ、負担軽減に向けた方策を検討する。	検討中	継続フォロー
(14) デジタル時代における著作権制度の在り方										
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	24	デジタル時代における著作権制度の在り方	a 文化庁は、デジタル時代に対応した著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るため、過去コンテンツやUGC（User generated content：いわゆる「アマチュア」のクリエイターによる創作物）、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度を実現する。本制度を実現すべく、著作権法の一部を改正する法律（令和5年法律第33号。以下「改正著作権法」という。）の施行に向けて、引き続き、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省、デジタル庁の協力を得ながら、デジタル時代のスピードの要請に対応した、著作物の利用円滑化に資するデジタルで一元的に完結する手続を目指して、制度説明・普及・広報等を含めた、所要の措置を講ずる。具体的には、b、cの措置に向けた取組のほか、①集中管理の促進、②現行の著作権者不明等の著作物等に係る裁定制度の改善（手続の迅速化・簡素化。bの「分野を横断する一元的な窓口組織」の活用を含む。）、③UGC等のデジタルコンテンツの利用促進を含むものとする。特に①については、本制度が著作物の利用円滑化に資するよう、改正著作権法の内容に限らず、集中管理促進のための施策の検討及び実施を進め、集中管理の促進や意思表示の啓発等、①の実現に向けた具体的な取組を検討し、実施する。 b 文化庁は、aの「簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度」の実現に向けて、いわゆる拡大集中許諾制度等を基にした、利用者及び権利者の実務的な負担軽減に十分配慮した、分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みを実現する。改正著作権法の施行等に関して、当該組織の運用に当たっては、著作権者等による①利用許諾の可否とその条件、②オプトアウトなどの意思表示、③利用・対価還元状況の把握、④個々の許諾手続、⑤未管理公表著作物等に係る権利処理に一元的に対応できるものとし、当該組織における事務・業務が迅速かつ適正に実施されるとともに、持続的な運営が可能となるよう、所要の措置を講ずる。	a：（前段）令和5年検討開始、法施行までに速やかに措置、（後段）令和5年検討・可及的速やかに実施 b：令和5年検討開始、法施行までに速やかに措置 c：（前段）令和6年度要件定義・可及的速やかに構築及び運用開始、（中段）令和5年度対応完了、（後段）要件定義と並行して検討開始 d：令和4年度検討開始済・令和5年度措置	a～c：内閣府 デジタル庁 総務省 文部科学省 経済産業省 d：総務省	【内閣府】 a～c 関係省庁と連携し、必要な取組みの検討を行った。 【デジタル庁】 a～c 関係省庁とともに、具体的な取組の検討を実施した。 【文部科学省】 a 改正著作権法により創設された未管理著作物裁定制度について、令和8年4月からの運用開始に向け、現行の著作権者不明等の著作物等に係る裁定制度よりも迅速かつ簡素に利用できることとなるよう準備を進めた。 具体的には、簡素で一元的な権利処理の実現に向け、権利情報の集約化と権利者探索作業の効率化に資する、分野を横断して著作物等の権利情報を検索できるシステムや、個人クリエイター等が創作する集中管理されていない著作物などの権利情報を登録・検索可能とするシステムの在り方を検討し、「分野横断権利情報検索システム」及び「個人クリエイター等権利情報登録システム」の構築を行った。システムの構築においては、関係団体アンケートを通じてそれらが保有するデータベース等の現状を把握しつつ、システムの要件定義を行い、また、権利情報の集約化に資するべく、著作権等管理事業者のみならず、各分野の関係団体等が保有するデータベース等の「分野横断権利情報検索システム」との連携を促し、システムの構築を行った。 また、b で述べる窓口組織の指定・登録を行うとともに、クリエイターにおける意思表示の重要性について周知・広報を行った。 加えて、令和7年度には、裁定制度の申請者が参照する「裁定の手引き」を改訂するとともに、裁定補償金額シミュレーションシステムの改修等を行い、システムにより算出できる範囲、及び、算定結果を補償金算出方法として活用できる範囲を拡大する改善を行った。 b 改正著作権法により創設されることとなった裁定制度（「未管理著作物裁定制度」）においては、文化庁長官による指定・登録を受けた民間機関である登録確認機関及び指定補償金管理機関がその手続の事務を行うことができることとなっており、令和6年度には、当該組織における事務・業務が適正に実施されるよう、文化庁、登録確認機関、指定補償金管理機関、利用者申請者のタスク・業務フローの整理を行った。令和7年度には、公募の上、公益社団法人著作権情報センターを登録確認機関として登録・指定補償金管理機関として指定し、事務規程・業務規程の認可等を行ったほか、制度の円滑な運用のため、「裁定の手引き」の改訂や、文化庁及び窓口組織が共通で活用する裁定業務マニュアルの作成を行った。 また、未管理著作物裁定制度について、文化庁告示において、未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置等を定めた。	【内閣府】 a～c 引き続き、必要に応じて適切に対応する。 【デジタル庁】 a～c 引き続き、関係省庁と必要な連携を行う。 【文部科学省】 a、b 制度施行後も、未管理著作物裁定制度や意思表示の重要性を含めた周知・広報や、運用改善に向けた検討を引き続き行う。	措置済	フォロー終了

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	24	デジタル時代における著作権制度の在り方	c　文化庁は、aの「簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度」の実現に向けて、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省、デジタル庁の協力を得て、分野横断権利情報検索システム（以下「権利情報検索システム」という。）の要件定義を行い、構築・運用が開始されるよう取り組む。その際、権利情報検索システムは、①ネットクリエイター作成のコンテンツやネット配信のみを行っているコンテンツ、集中管理されていない著作物等の既存のデータベースに登録されていないコンテンツ等の情報の登録を円滑に処理可能で、②ニーズのあるあらゆる分野の著作物等を対象とする権利者情報の確認・利用許諾に係る意思表示（利用方法の提示を含む。）を行うことができ、③運用主体と運営基盤の確立を通じて持続的なビジネスモデルを備える、④ニーズのある全てのデータベースとの接続を行うものとする。 前段の要件定義に当たっては、引き続き、既存のデータベースの充実や権利者情報等のフォーマットの標準化、IDやコードに係るルール整備といった、技術面の課題に関する検討も必要となる。関係府省は、府省横断的な体制の下、UGCに係るプラットフォーマーが管理するデータベースを含めたニーズのある全てのデータベースとの連携を目指し、データベースを管理する各団体との調整や既存のデータベースに関する調査研究、異なる分野のデータベース同士の連携、部分的な実証研究を含む、過去コンテンツやUGC、著作権等管理事業者が集中管理していないコンテンツの情報の登録の在り方に係る具体策の検討等を通じて、優先的に連携すべきデータベースの特定や連携方法の検討、検索画面のイメージ作成等を行う。 さらに、その結果を踏まえた中長期的な目標として、権利情報検索システムが①IT技術・デジタル化の進展に対する継続的な対応、②蓄積されたデータの活用を通じてシステムそのものの維持・管理に必要な収益を確保できるビジネスモデルなど、情報そのものを価値化できるような仕組み、③システム上で権利処理を完結することのできる仕組みについても検討を進めるものとする。 d　総務省は、bの「分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組み」を含めたaの「簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度」の実現を促進するために、インターネット上のコンテンツ流通の媒介者である通信関係事業者の協力体制及び役割分担の枠組みについて、コンテンツ制作者に対してコンテンツ流通取引の場を提供するデジタル・プラットフォーマーの優位な関係性・市場におけるUGCの増加等のコンテンツ産業の将来的な姿・欧米の制度における通信関係事業者の媒介者責任の位置付け等を踏まえて検討し、結論を得る。 また、前段の結論を踏まえ、a～cを通じて企図される新制度の円滑な開始準備及び持続的運用に資する措置を、デジタル時代のスピードの要請にも対応した形で実現する。その際、先端技術の活用についても検討の範疇に含める。			【経済産業省】 a～c　関係省庁とともに、簡素で一元的な権利処理が可能な制度の実行体制の実現について検討を行った。 【総務省】 a～c　簡素で一元的な権利処理及び分野横断権利情報データベースの実現に向けて、放送事業者に対し、権利者不明の著作物についての課題のヒアリングを行った。 d ・関係事業者に対し、政府における簡素で一元的な権利処理の実現に向けた検討状況を共有するための会合を実施。また、通信関係事業者の媒介者責任の位置付け等欧米の制度等について調査を行い、調査結果につき関係事業者に共有を実施。 2025年4月、情報流通プラットフォーム対処法が施行され、インターネット上の違法・有害情報の流通・拡散への対応として、大規模特定電気通信役務提供者に対して、削除対応の迅速化及び運用状況の透明化に係る措置を義務付けており、同法の適用を受ける事業者として9事業者を指定した。各事業者は、当該義務に基づき、削除申出窓口及び削除基準を公表しており、総務省においても、当該情報をウェブサイト上で周知している。	c　構築したシステムの適切な運用に努めるとともに、引き続き、既存のデータベース等に関する調査研究を行い、その結果を踏まえつつシステムの改善検討を行う。 【経済産業省】 a～c　関係省庁とともに、簡素で一元的な権利処理が可能な制度の実行体制の実現について引き続き検討を行う。 【総務省】 a～c　引き続き文化庁の検討や調査研究において必要な協力を行う。 d ・引き続き、関係事業者に対し、政府における簡素で一元的な権利処理の実現に向けた検討状況や関連動向を共有する。 ・今後、各事業者によって公表される運用状況の内容も踏まえ、情報流通プラットフォーム対処法の各義務の履行状況について適切に把握・分析する。		
（15）高経年マンション等の管理と再生の円滑化に向けた規制改革の推進										
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	25	高経年マンション等の管理と再生の円滑化に向けた規制改革の推進	a　法務省は、区分所有法制の見直しについて、区分所有権は一定の団体的制約を受け得るものであるという視点に立った区分所有者の資務の在り方について検討するとともに、多数決要件緩和の条件としての客観的で予見可能性の高い条件の活用や、多数決割合の更なる引下げの可能性、区分所有者の不明状態の発生防止のための制度設計といった各論も含め、令和4年10月より開始した法制審議会区分所有法制部会において検討中の諸課題について、区分所有法制の見直しに関する検討を早急に進め、結論を得次第速やかに措置する。 b　国土交通省は、マンション管理適正化に対する区分所有者等の意識啓発を図るために必要な措置について、今後のマンション政策の在り方に関する検討会において検討を行い、結論を得次第速やかに措置する。 c　法務省及び国土交通省は、区分所有法制の見直しによる民事的手法と、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）の運用による行政的手法の双方を通じて、適切なマンション管理の在り方を提示できるよう、定期的な情報共有を行いつつ、連携して取組を進める。	a,b：引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置 c：引き続き措置	a：法務省 b：国土交通省 c：法務省 国土交通省	a　令和6年1月、法制審議会区分所有法制部会において、区分所有者の資務規定を設けることや一定の客観的事由がある場合に建替え決議等の多数決要件を緩和すること等を内容とする「区分所有法制の見直しに関する要綱案」が取りまとめられ、同年2月、法制審議会総会において同要綱案が採択され、法務大臣に答申された。同答申を踏まえ、令和7年3月、「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同年5月、令和7年常会において成立し、公布された。 b　国土交通省は、令和5年8月、「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」のとりまとめを行い、同とりまとめにおいて、マンションの適切な管理のために区分所有者が果たすべき責務や行動について、関係機関と連携し、区分所有者への普及・啓発を進めることとされた。これを受け、（公財）マンション管理センターにおいて、マンション管理の仕組みや区分所有者の義務等を解説したマンション購入者向けパンフレットについて、管理組合への周知を行った。 さらに、区分所有者等に対しマンション管理適正化に対する意識啓発を図るため、同年9月には、検討会のとりまとめについての説明会、同年10月にはマンション管理適正化シンポジウムをそれぞれ開催した。 c　法務省及び国土交通省は、「法制審議会区分所有法制部会」（令和6年1月要綱案取りまとめ）及び「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」（令和5年8月取りまとめ）において検討を進めてきた。	a　措置済み b　区分所有者等の意識啓発を図るために必要な措置については今後も継続して取り組んでいく。 c　適切なマンション管理の在り方を提示できるよう、引き続き、定期的な情報共有を行いつつ、連携して取組を進める。	措置済	解決
（16）無人航空機用のワイヤレス電力伝送装置に係る型式指定の制度化＊										
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	26	無人航空機用のワイヤレス電力伝送装置に係る型式指定の制度化	無人航空機用のワイヤレス電力伝送装置に係る型式指定の制度化について、提案主体が実施する実証実験等の結果を踏まえ、当該装置が任意の場所で設置・運用した場合であっても他の無線通信に妨害を与えないこと、また、人体等に危害を及ぼさないことを確認した上で、利用周波数、高周波出力、使用形態、妨害波の強度など型式指定に必要となる条件について、情報通信審議会において検討を開始し、その結果を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずる。	当該装置が他の無線通信に妨害を与えないこと、また、人体に危害を与えないことを確認した上で、情報通信審議会において検討を開始し、その結果を踏まえ、速やかに措置	内閣府 総務省	提案者より提案の取り下げ意向があったため、検討終了となった。	ー	ー	フォロー終了
（17）ダイナミックプライシング等による駐車料金の設定＊										
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	27	ダイナミックプライシング等による駐車料金の設定	大規模イベント開催時、自家用車での来場者の行動変容を促し、イベント会場周辺の渋滞・混雑緩和を図るため、エリア別、時間帯別、イベント来場者・非来場者の別により駐車料金に差を設けることは、都道府県知事等又は道路管理者が、駐車場法（昭和32年法律第106号）又は道路法（昭和27年法律第180号）における「不当な差別的取扱」に当たらないと判断できる合理的な理由があれば、現行制度下で対応可能であることを踏まえ、令和5年中に具体的なスキームを提案主体において検討するとともに、両法における「不当な差別的取扱」等の解釈について、国土交通省から提案主体に対し適切に助言等を行う。	令和5年中措置	内閣府 国土交通省	提案主体において、内閣府地方創生推進事務局で実施する「先端的サービスの開発・構築や先端的サービス実装のためのデータ連携等に関する調査事業」を活用する等により、渋滞緩和に資する駐車料金のパターン等の調査を実施した。 駐車料金に差を設ける際の駐車場法又は道路法について国土交通省が示す解釈も参考に、提案主体において、大阪・関西万博開催期間中、郊外の駐車場を利用し、当該駐車場から公共交通機関により大阪・関西万博会場がある夢洲等に来場した者を対象にクーポン等を販売するなど、渋滞等都市課題の緩和と周遊促進を図るための取組を行った。	措置済み	措置済	フォロー終了

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
＜グリーン分野＞										
(1) カーボンニュートラルに向けたEV普及のための充電器の整備に向けた見直し										
令和5年6月16日	グリーン	3	高速道路近傍のEV充電器利用のための高速道路からの一時退出の実現	国土交通省は、高速道路の一部のSA・PAにおけるEVの充電渋滞の解消に向けて、高速道路を一時退出した上で、高速道路近傍のEV用充電器を利用できるようにするため、高速道路からの一時退出による充電器利用でも一時退出しない場合と同じ料金を適用できるよう経済産業省やEV用充電器の設置主体となる事業者とも連携しつつ、措置する。	令和6年度措置	国土交通省 経済産業省	充電器利用における高速道路からの一時退出制度設計について、国土交通省・経済産業省・各高速道路会社・充電事業者と連携し検討を進め、令和8年1月から、東海環状道大野神戸IC付近の道の駅において、一時退出により充電を可能とする措置を実施済み。	措置済み	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	19	急速充電器の互換性の確保	特定のEVのみしか接続できない仕様となっている急速充電器について、自社のユーザー向けのサービスとして設置している状況を尊重しつつ、他の規格との接続性を高め、他のユーザーの利便性が向上するよう必要な措置を検討し、検討結果に応じた措置を講ずる。	可能な限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	「充電インフラ整備促進に向けた指針（令和5年10月：経済産業省）」において、CHAdeMO規格以外の規格については、プロトコルの開示状況や充電アダプター等の開発状況や安全性、OEMが主導する充電器の開放状況等も考慮した相互利用等の動きを注視していくこととした。	今後も引き続き、規格の相互利用等の動きを注視し、必要な検討を行う。	措置済	解決
(2) 住宅等におけるエネルギーマネジメントの円滑化及び再生可能エネルギー発電設備の設置促進等										
令和5年6月16日	グリーン	27	HEMSに係る目標の策定	HEMSは自家消費の最適化や、それを通じた省エネにも有効であり、HEMSに係る国の目標・指標等を適切に設定する必要がある。この点、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」や「2020年度における地球温暖化対策計画」の進捗状況における導入率や指標について、現状では、「スマートホームデバイス」が含まれているところ、 a 「スマートホームデバイス」の導入について、それがエネルギーマネジメントにつながるのか否か及びその省エネ効果について検討する。 b 家庭部門の徹底的なエネルギー管理の実施に係る省エネ目標については、aにおける検討結果等を踏まえて修正要否について検討した上で、検討結果に応じて、必要な措置を講ずる。	a：令和5年内のできるだけ早期に開始 b：令和5年度から検討を開始し、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	業界団体等へのヒアリングも踏まえ、屋内の家電・照明器具の運転・停止等の操作が可能であったり電力使用量を確認できるスマートホームデバイスの導入がユーザーの行動変容を生む可能性があると考えているが、引き続き検討を行っていく。	措置済み	検討中	継続フォロー
(4) 電力システムに係る見直し										
令和5年6月16日	グリーン	35	北海道エリアの出力変動対策要件により再エネ発電設備に併設した既設の蓄電池の見直し	最新の再エネ設備導入量や北海道本州間の地域間連系線の運用実態等を踏まえたシミュレーションを行い、必要な調整力量等について検証し、出力変動対策要件により既に再エネ発電設備に併設されている蓄電池について、実際の運用データ等も踏まえて、将来的に当該蓄電池がどのように活用可能であるかという点やその在り方について検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度内を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	第49回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会系統ワーキンググループ（令和5年12月6日）において、再エネの導入に向けて必要な調整力等の検証結果を報告した。 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/keito_wg/049.html	出力変動対策要件により既に再エネ発電設備に併設されている蓄電池の活用方法については、現行制度を踏まえて関係各者と引き続き検討を行っていく。	検討中	継続フォロー
令和5年6月16日	グリーン	37	非FIT再エネについての出力抑制時の金銭的精算の実施	卒FIT電源やFIP電源等の限界費用が0［円/kWh］の非FIT再エネについて、現行の調整電源と同様、ゲートクローズ後に送配電事業者が指示する出力制御に応じた場合の金銭的な精算の在り方を検討し、その結果を踏まえて必要な場合は、措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	第67回電力・ガス基本政策小委員会（令和5年12月7日）において、変動再エネの調整力としての活用について議論し、社会コストの抑制の観点を踏まえつつ、需給調整市場を含めた電力システム全体の在り方と合わせて引き続き検討を深めていくこととした。	需給調整市場を含めた電力システム全体の在り方と合わせて引き続き検討。	検討中	継続フォロー
令和5年6月16日	グリーン	40	容量市場における発動指令電源の電源等の登録手続の見直し	経済産業省は、諸外国とは異なり、容量市場における発動指令電源は、落札後18か月以内に電源等を登録する必要があるところ、電源等リストの提出から実効性テストまでの期間について、運用状況を踏まえ、手続期間を短縮していく方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和5年度内を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	電源等リスト登録の期間は不備等の確認のために一定期間設定されている。初回である実需給2024年度向けの実効性テストに続き、実需給2025年度向けの実効性テスト以降においても書類の不備や事業者間重複などが多く確認された。引き続き、事業者との発動実績の確認プロセスに一定の時間を要している。	2027年度以降の実需給向けの実効性テストにおいて提出された電源リストの不備の状況や、事業者がその確認等に要する期間も踏まえ、措置の要否や手続きの在り方について検討を行う。	検討中	継続フォロー
令和5年6月16日	グリーン	41	容量市場における1地点複数電源の応札可能化	経済産業省は、容量市場において、「1地点複数電源区分（変動電源と発動指令電源の組合せ）」の応札は認められていないところ、変動電源と発動指令電源の組合せについて、各電源から供給した分を区分計量できる場合の、容量市場のリクワイアメント及びその確認方法について技術的な実現可能性を確認しながら検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	変動電源と発動指令電源の組合せのうち、まずは当初要望内容（※1）にあったFIP電源に併設される蓄電池からの放電にかかるFIPプレミアム交付対象となる電気の量の観念の方法（※2）について、資源エネルギー庁及び電力広域的運営推進機関で検討が進められた。一方、本整理はFIPプレミアム交付対象となる電気の量の観念の方法であり、区分計量方法の整理とは異なる（例えば、30分値ごとの値を把握できない）。 （※1）第19回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 資料7-3 https://www8.cao.go.jp/kisei-kaiaku/kisei/conference/energy/20220221/220221energy13.pdf#page=5 （※2）第58回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 資料1 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/058_01_00.pdf#page=35	FIP電源と併設された蓄電池について各電源から供給した電力量を区分計量できないため、蓄電池の期待容量に対する容量市場でのアセスメントができない状況。各電源からの区分計量が可能となる場合には、必要に応じて検討を進める。	検討中	継続フォロー
令和5年6月16日	グリーン	42	需給調整市場における計量方法	経済産業省は、需給調整市場にディマンドレスポンスで参画する場合、現状は需要家の引込み地点（受電点）で計量及びベースライン設定を行うこととなっているところ、受電点より下部のメータで計量及びベースライン設定を行うことを可能とするために詳細な業務フロー設計等必要な措置を講ずる。	令和8年度措置	経済産業省	受電点より下部のメータで計量及びベースライン設定を行うことを可能とするため、ネガワット調整金の取り扱いや群管理の手法、DR時のインバランス算定・処理方法、不正防止策などの整理を行い、令和8年度より需給調整市場における機器個別計量を実施することとした。その後、託送供給約款等の各種規定への反映を行い、4/1以降から受電点より下部のメータで計量及びベースライン設定を行ったうえで需給調整市場へ参画可能となった。	措置済み	未措置	継続フォロー
令和5年6月16日	グリーン	44	送電線利用・出力制御ルールの見直し	市場主導型（ゾーン制、ノーダル制）への見直しを検討し、早急な実現を目指す。	令和5年度以降可能な限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	市場主導型を含む将来的な混雑管理の在り方について、資源エネルギー庁の審議会等で議論していく。	審議会等での議論を実施中	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	グリーン	46	配電系統へのノンファーム型接続の適用拡大	配電系統へのノンファーム型接続の適用拡大については、当面、分散型エネルギーリソースを活用したNEDOの事業プロジェクトにおいて必要となる要素技術等の開発・検証を進め、社会実装に向けた方向性を取りまとめる。この結果を踏まえ、配電系統へのノンファーム型接続の適用拡大の必要性を検討する。	令和6年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	NEDOの事業プロジェクトにおいて、配電系統において分散型エネルギーリソースを活用し、配電用変電所の混雑緩和を可能にするDERフレキシビリティシステムの構築に向けた技術開発を実施しており、令和6年度より栃木県那須塩原市でフィールド実証を行うとともに、令和7年度から追加でDERフレキシビリティの社会実装および成果の普及展開を実施。	左記の技術開発の結果等も踏まえ、検討を深めていく。	検討中	継続フォロー
令和5年6月16日	グリーン	52	新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえた行為規制の在り方の見直し	経済産業省は、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえ、 a　顧客情報を管理する情報システムの物理分割及びアクセス権限の管理を徹底させるため、必要な措置を検討し、講ずる。 b　災害時等における一般送配電事業者と旧一般電気事業者の情報共有の在り方を検討する。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	新電力顧客情報の情報漏洩・不適切閲覧事案について、経済産業大臣から5社に対して業務改善命令を、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）委員長から6社に対して業務改善勧告を、委員会事務局長から2社に対して業務改善指導を行い、それに対する業務改善計画が各一般送配電事業者及び各みなし小売電気事業者から提出されているところ、各社の業務改善計画においては、顧客情報を管理する情報システムの物理分割に向けた対応や、ID・パスワード管理をはじめとするアクセス権管理の徹底等のITガバナンスの強化、統制環境確保のための体系的な内部統制体制の構築等が盛り込まれている。 （関連URL）各一般送配電事業者及び関係小売電気事業者の改善計画の公表状況 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/085_03_02.pdf ※資料中の四国電力についてはリンク切れとなっている。同内容については以下に掲載 https://www.yonden.co.jp/press/2023/_icsFiles/afieldfile/2023/05/25/pr003.pdf 委員会においては、各社の業務改善計画に基づく内部統制体制の強化（従業員の法令遵守意識向上に係る取組や、三線管理に係る体制整備など）の進捗を確認するべく、業務改善計画提出後1年間を集中改善期間と位置付けて、4回にわたるモニタリングを実施した。物理分割に向けた対応やアクセス権限管理の実施状況については、令和5年11月から令和6年1月にかけて実施した第3回モニタリングその取組の進捗・更新状況を確認した。 （関連URL）第3回モニタリングの結果報告 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/095_04_00.pdf 上述の確認結果を踏まえて監査項目を拡充し、定期監査時に各社の取組の進捗・更新状況を確認している。 また、委員会においては、新電力顧客情報及び電力買取情報を保有する情報システムの物理分割を実施することや、災害等非常時対応における情報共有は真に必要な情報に限定すること、非公開情報を管理する全システムについてアクセスログの定期的な確認を実施することを新たに義務付ける省令・ガイドラインの改定を建議し、省令・ガイドラインにおいていずれも措置された。 （関連URL）制度的措置に係る建議事項（資料p21～p25） https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/086_04_00.pdf	物理分割に向けた対応やアクセス権限管理について、各社の対応が終了するまで、引き続き進捗状況の確認を行う予定である。 措置済み	措置済	継続フォロー
令和5年6月16日	グリーン	53	新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえた一般送配電事業者の中立化のための措置	新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえ、一般送配電事業者の中立性を確保する観点から、経済産業省は、一般送配電事業者の役職員について、特定関係事業者との間での人事交流（出向・転籍等）の適切な在り方について検討する。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	新電力顧客情報の情報漏えい・不適切閲覧事案を踏まえた人事規制の在り方について、委員会においては、電気事業法上措置されている兼職規制と、人事交流（出向・転籍等）の双方について検討した。 兼職規制に関しては、委員会において、関係小売電気事業者において組織的に非公開情報が業務利用されることを人事の面から防止すべく、一般送配電事業者の特定送配電等業務に従事する者との兼職が制限される特定関係事業者の小売電気事業、発電事業、又は特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者の要件として、「電力小売営業業務、電力取引業務、電源開発計画策定業務の実施箇所において契約者情報を管理する地位にあるもの」を新たに追加する省令改正を行うことについて建議し、省令において措置された。 （関連URL）兼職規制改正に係る建議事項（資料p3～13） https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/094_08_00.pdf 人事交流（出向・転籍等）については、委員会においては、法的分離後の人事交流に関する規律について検討がなされた際に役職員の人事異動の制約が労働者の基本的な権利に対する制約に当たり、憲法上の要請を踏まえた規制範囲について検討された結果として、事業者の自主規制に委ねられるべきこととされた経緯などを踏まえ、法令又は法令以外の規制による制限を加えることは慎重であるべきと判断。 その上で、制度設計専門会合において人事交流に関連した新電力顧客情報の情報漏えい・不適切閲覧事案の防止策について、業務改善計画を踏まえて実施中の対応と併せて各事業者の考え方を聴取し、各事業者と委員との間で議論を実施。人事交流の自主規制に関して、適取GLにおいて「社内規程により行動規範を作成し、それを遵守することが望ましい」と示されていることを踏まえ、各事業者においては、同会合での議論を受け止めた上で、行動規範の見直しの要否も含めて検討し、人事交流に関連した情報漏えいの防止を徹底することとした。 （関連URL）人事交流に関連した情報漏えい事案の再発防止 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/095_05_00.pdf	措置済み 措置済み 措置済み	措置済	継続フォロー
令和5年6月16日	グリーン	54	内外無差別な卸売等に向けた措置	経済産業省は、公正取引委員会から電力・ガス取引監視等委員会に対し、公正な競争を阻害する可能性のある行為について、情報提供がされたことを踏まえ、当該情報提供事案についてヒアリングを行い、その結果に応じて適切に対応する。 また、今後、小売電気事業の健全な競争の実現に向け、発電事業者に対する卸売における内外無差別を強化するための方策（制度措置、行政措置の要否含む。）を検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	公正取引委員会から監視等委に行われた情報提供について、旧一般電気事業者及び新電力に対してヒアリング及びアンケート調査を行って実態を確認し、第86回制度設計専門会合（令和5年6月27日開催）において確認結果を報告した。結果、内外無差別な卸売のコミットメント以前に監視等委から事業者に対し改善を求め、既に是正された事案が1件確認されたが（※公正取引委員会にも確認済み）、そのほか現在において公正取引委員会からの情報提供の内容に該当する事例の存在は確認されなかった。 また、内外無差別な卸売の取組については、第86回制度設計専門会合（令和5年6月27日開催）において各社の令和5年度受渡単年の卸売について評価基準に基づく内外無差別性の評価を行い、内外無差別な卸売の基準をより明確化した上で、北海道・沖縄エリアについては内外無差別が担保されていると評価した。さらに、第89回制度設計専門会合（令和5年9月29日開催）において、長期の卸売についても評価基準の策定を行った。その後、第98回制度設計専門会合（令和6年6月25日開催）及び第2回制度設計・監視専門会合（令和6年10月15日開催）において、各社の令和6年度以降受渡の単年卸及び長期卸について、評価基準に基づく内外無差別性の評価を行い、北海道・北陸・関西・中国・四国・九州・沖縄エリアについては、現時点で内外無差別が担保されていると評価した。 さらに、第10回制度設計・監視専門会合（令和7年6月27日開催）において、各社の令和7年度以降受渡の単年卸及び長期卸について、評価基準に基づく内外無差別性の評価を行い、北海道・北陸・関西・中国・四国・九州・沖縄エリアについては、現時点で内外無差別が担保されていると評価した。 加えて、カルテル事案等の不適切事案も踏まえて、審議会において、小売電気事業の健全な競争を実現するという観点から、電力卸売の契約期間の長期化や競争制限的な条件（小売電気事業者が購入した電力の転売の禁止、小売電気事業者の電力の購入可能量の制限等）の解除について議論が行われ、旧一般電気事業者各社は、この方針に従って、今後の卸売の方針を提示した。内外無差別な卸売を前提に、各電気事業者が自らの事業計画に基づき、短期／長期の相対契約を組み合わせることで多様な供給力のポートフォリオの構築を行うことができる環境が実現されているかを重視し、各社の卸売を促進・モニタリングしていくことに注力することが適切とされた。こうした審議会での議論を踏まえ、令和6年度以降受け渡しの電力販売において、既存契約が破棄できない等の合理的な理由が確認された事業者を除く旧一般電気事業者の全てが、長期卸の販売と競争制限的な条件の解除を進めた。	措置済み	措置済	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	グリーン	55	旧一般電気事業者のコンプライアンスの強化	経済産業省は、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案やカルテル事案等を踏まえたコンプライアンスの徹底に向けて、次に掲げる内容も参考に、必要な指導を行う。 a コンプライアンスを含め内部監査を行う組織について、外部専門家を入れるなど、被監査部門に対して十分けん制機能が働くよう独立性を高める。 b aにおける組織の意見も聞きつつ、社員に対して徹底したコンプライアンス教育を実施する。	令和5年度上期可能な限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	①新電力顧客情報の情報漏洩・不適切閲覧事案について、経済産業大臣から5社に対して業務改善命令を、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）委員長から6社に対して業務改善勧告を、委員会事務局長から2社に対して業務改善指導を行い、それに対する業務改善計画が各一般送配電事業者及び各みなし小売電気事業者から提出された。各社の業務改善計画においては、それぞれ従業員教育の充実・三線管理（被監査部門に対してけん制を働かせる組織体制）に係る体制整備・監視機能の強化などが盛り込まれている。 三線機能の強化として、例えば、外部専門家が参加する会議体の設置（管理部門たる二線の監視機能強化）、外部専門家を用いたシステム監査の実施（内部監査部門たる三線の監視機能強化）といった、監視機能の独立性及び専門性を高める施策が含まれている。 （関連URL）各一般送配電事業者及び関係小売電気事業者の改善計画の概要 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/085_03_01.pdf （関連URL）各一般送配電事業者及び関係小売電気事業者の改善計画の公表状況 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/085_03_02.pdf ※資料中の四国電力についてはリンク切れとなっている。同内容については以下に掲載 https://www.yonden.co.jp/press/2023/__icsFiles/afieldfile/2023/05/25/pr003.pdf また、委員会においては、三線管理による体制強化を義務づける省令・ガイドラインの策定を建議した。この建議において示した省令案では、被監査部門とは異なる部門として管理部門を設置し、被監査部門への指導・監督を実施することや、不正の早期発見に資する社内体制の整備を一般送配電事業者に義務付けることとしていたところ、省令・ガイドラインにおいていずれも措置された。 （関連URL）制度的措置に係る建議事項（資料p21～p25） https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/086_04_00.pdf 委員会においては、各社の業務改善計画に基づく内部統制体制の強化（従業員の法令遵守意識向上に係る取組や、三線管理に係る体制整備など）の進捗を確認するべく、業務改善計画提出後1年間を集中改善期間と位置付けて、モニタリングを実施した。各社において、三線管理の体制整備（第二線の体制整備や外部専門家が参加する会議体の設置等の第二線の監視機能強化、内部監査を行う三線における行為規制に特化した部署の新設や外部専門家を用いたシステム監査の実施等の3線の監視機能強化）と同時に従業員教育が実施されていることを、令和5年8月から10月にかけて実施した第2回モニタリングにおいて確認し、また、同年11月から令和6年1月にかけて実施した第3回モニタリング及び同年2月から4月にかけて実施した第4回モニタリングにおいてその取組の進捗・更新状況を確認した。集中改善期間の最後には各社の再発防止に向けた取組状況を採点し、同年6月に採点結果を報告・公表した。 （関連URL）第2回モニタリングの結果報告 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/090_06_00.pdf （関連URL）第3回モニタリングの結果報告 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/095_04_00.pdf （関連URL）第4回モニタリングの結果報告 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/096_05_00.pdf （関連URL）採点結果の報告・公表 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/098_03_00.pdf ②また、カルテル事案に関連して、令和5年7月に経済産業大臣が大手電力等5社に対して業務改善命令を行ったところ、同年8月、再発防止のための計画（改善計画）が各社から提出された。改善計画において、大手電力等5社は、コンプライアンスに関して、外部人材を過半数とする組織体の設置、競争関係にある他の小売電気事業者との接触に関するルールの設定、小売電気事業の競争に関する継続的な研修等を実施することとした。その上で、委員会では、令和5年8月から1年間を「集中改善期間」として、業務改善命令の対象となった各事業者の改善計画の取組状況について、フォローアップを行うこととした。フォローアップは合計4回行われ、第4回目のフォローアップにおいて、各事業者が改善計画に基づき、改善に向けた取組を着実に実施している状況を確認したこと、また、各事業者が同取組の継続についてコミットメントを行ったことを踏まえ、フォローアップを終了した。それぞれの概要については令和5年10月、令和6年3月、7月、9月に公表している。 （関連URL）令和5年10月公表のフォローアップ結果報告 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/090_03_00.pdf （関連URL）令和6年3月公表のフォローアップ結果報告 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/095_03_00.pdf （関連URL）令和6年7月公表のフォローアップ結果報告 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/099_03_00.pdf （関連URL）令和6年9月公表のフォローアップ結果報告 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_systemsurveillance/pdf/001_05_00.pdf	①情報漏えい・不適切閲覧事案については、集中改善期間終了後の各社の業務改善計画の取組状況等について、定期監査時の確認に加え、必要に応じて特定の項目に限定しての随時の進捗状況の確認を行う予定である。 ②今後は、必要に応じて、小売市場の動向や各事業者のコミットメントの実施状況を確認することとしたい。	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	59	電気事業者の組織の在り方の検討	経済産業省は、電気事業者の組織の在り方について、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案やカルテル事案等を踏まえつつ、2013年の電力システム改革報告書に基づき、次のような点について引き続き検討する。 a 旧一般電気事業者の送配電部門の所有権分離についてその必要性や妥当性、長所・短所を含めて検討する。 b 電気事業者の発電部門と小売部門の組織の在り方に関し、発販分離及び会計分離については、各事業者の事業戦略に基づき選択可能であるという前提の上で、検討する。 c 小売電気事業の健全な競争を実現するため、各エリアにおいて新たな有力選択肢となり得る小売電気事業者の創出のための環境整備について検討する。	令和5年度を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a 電力システム改革の検証において、電気事業を取り巻く環境変化や課題への対応については、今後、検討を深めていく必要があるが、適切な行為規制を講じること等により、法的分離の下での送配電部門の中立性・透明性の向上に努めることを前提に、少なくとも現時点で制度的に所有権分離を求める必要は無いとした上で、送配電部門の中立性・透明性の確保に向けた更なる制度的な対応については、事業者の取組状況を踏まえてその必要性を継続的に検討し、仮に必要性が生じたときは、その背景や理由を踏まえて、所有権分離も1つの選択肢としつつ、具体的な対応策を検討していくと整理された。 b、c ・カルテル事案等の不適切事案を踏まえ、小売電気事業の健全な競争を実現するという観点から、電力卸売の契約期間の長期化や競争制限的な条件（小売電気事業者が購入した電力の転売の禁止、小売電気事業者の電力の購入可能量の制限等）の解除について、審議会において議論が行われた。 ・その中で、bについては、各電気事業者（旧一般電気事業者に限定せず、新電力も含む、全電気事業者）の判断として、事業戦略上必要であれば自由に選択可能という整理とし、今後の小売電気事業の活性化の観点からは、これまでの審議会の議論も踏まえ、内外無差別な卸売を前提に、各電気事業者が自らの事業計画に基づき、短期／長期の相対契約を組み合わせること等により多様な供給力のポートフォリオの構築を行うことができる環境が実現されているかを重視し、各社の卸売を促進・モニタリングしていくことに注力することが適切とされた。 ・cについても、上記の卸売を通じ、小売電気事業者の電気の調達先の選択肢も増えているものと思われることから、こういった卸売環境の変化の動向に加え、小売電気事業者のシェア等を定期的に確認しつつ、小売電気事業の競争環境に注視していくことが適切とされた。 ・こうした審議会での議論を踏まえつつ、旧一般電気事業者は電力卸売りの契約期間の長期化や競争制限的な条件の解除、内外無差別な卸売りを念頭においた対応を進めており、例えば、令和7年6月27日に開催された第10回制度設計・監視専門会合では、各社の令和7年度以降受渡の単年卸及び長期卸について、評価基準に基づく内外無差別性の評価が行われ、北海道・北陸・関西・中国・四国・九州・沖縄エリアについては、現時点で内外無差別が担保されていると評価されている。	a 送配電部門の中立性・透明性について特段の状況の変更はなく、検討の必要性が生じていないため、特段対応策等は検討していない。 b、c 措置済み	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
			(5) 再生可能エネルギー及び水素の利用促進に係る保安規制の見直し							
令和5年6月16日	グリーン	61	電気保安規制の主任技術者制度に係る見直しの検討	経済産業省は、電気主任技術者制度において、監督可能な事業場数に関しては統括及び兼任について、点検頻度及び点検方法等に関してはそれぞれ兼任及び外部委託について、一律に求められている現行規制の趣旨・目的や規制の科学的根拠・合理性について、諸外国の規制との比較や保険制度の適用等も含めて調査し、審議会での議論を基に、結論を得て、必要な規制見直しを実施する。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	令和6年3月19日の第15回電気保安制度WGにおいて、統括及び兼任における監督可能な事業場数について議論。統括と兼任のいずれについても、現行制度上監督可能な事業場数に上限等の規制は存在していないものの、電気主任技術者の不足への懸念を踏まえ、より多数の事業場の監督を事業者が適切に行うことができるよう、統括において多数の事業場の監督を行う場合に保安管理上注意すべき点を、「主任技術者制度に関するQ&A」にて整理し、令和8年1月に経済産業省HPに公表した。 また、兼任についても、多数の事業場の監督を認めた事例を同Q&Aにて整理し、経済産業省HPにおいて公表することで、事業者の予見可能性を確保した。 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_seido/pdf/015_02_00.pdf 外部委託及び兼任における点検の方法及び頻度について、これまで原則として現地に赴き毎月点検を行うこととされていたところ、令和3年にキュービクルにカメラ等を取り付けた場合には遠隔での点検を認める旨の制度改正を実施。 また、令和6年3月19日の第15回電気保安制度WGにおいて示された方針に基づき、適切な周期で機械器具の更新を行っておりかつ電気設備の過負荷状態をセンサにより監視し適切に是正等している場合には、点検の頻度を3月に1度以上とすることを認める旨について、令和7年3月31日付けで告示等を改正。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/04/20250401-1.html	措置済み	措置済	解決
			(6) その他							
令和5年6月16日	グリーン	69	生産緑地地区内における売電を行う営農型太陽光発電設備の設置の実現	現行制度上認められている、農産物等の生産のために必要な太陽光発電設備だけではなく、営農の確保を前提に売電を行う営農型太陽光発電設備についても、農業関係者のニーズ・要望を待って、生産緑地地区内で地域住民の理解を得た上で設置できるよう措置を検討する。	可能な限り早期に検討・結論	国土交通省	生産緑地地区内における営農型太陽光発電設備の設置について、継続的に農業関係者からの意見聴取等を実施。これまで、農業関係者からは、生産緑地地区は良好な生活環境の確保に相当の効用がある農地の保全を目的としているものであり、そのために税制上の特例措置が講じられていることを踏まえると、当該設備の設置により、生産緑地の有する多様な機能の確保や地域の理解等の観点から強い懸念があることや、生産緑地地区内における当該設備の設置に対する農業者のニーズが確認されないことから、農業者のニーズがない中では導入するべきではない、との意見が示されてきたところ。また、現時点においても、農業者のニーズ・要望は確認されていないところ。	引き続き、農業者の意向を注視していくこととする。	検討中	継続フォロー
令和5年6月16日	グリーン	74	小規模な再生可能エネルギー発電設備に係る情報の地方公共団体への提供	地方公共団体が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）において求められる再エネ利用促進の目標策定等に適切に対応するため、再エネ導入量の把握、再エネ導入目標の策定及び進捗管理等に活用できるよう、FIT以外の再エネに係る情報についても地方自治体に共有することが重要であることから、 a　令和4年6月22日の電気事業法の改正により、10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備及び20kW未満の風力発電設備について、基礎情報の届出制度が創設されたが、この制度で収集した基礎情報を基に都道府県・市町村ごとの小規模事業用電気工作物の合計出力について、適切に公表する。 b　系統接続されている10kW未満の太陽光を含む発電設備の最大受電電力及び逆潮流量等について、都道府県・市区町村ごと、電源種別ごとに国で情報把握できるよう必要な措置を講ずる。 c　bで把握した情報について、地方公共団体に適切に情報提供する。	a：令和7年度措置 b：措置済み c：令和5年度措置	経済産業省 環境省	a　令和8年3月31日付けでHPにて当該情報を公表済。 （太陽電池） https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/taiyoudenchi.html （風力） https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/furyoku.html b　2022年4月に電気関係報告規則第2条を改正し、様式第12の4（市町村別発電年報）及び様式第12の5（市町村別需要年報）により一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者から経済産業大臣に対して、10kW未満の太陽光発電設備も含めて系統接続されている電源について、各市区町村における電源種別ごとの最大受電電力、逆潮流量等を、2022年度実績分から報告することとして措置している（報告期限は翌年6月末）。 c　報告があった内容については、電力調査統計で、「市町村別発電・需要実績」の「6-(1) 市町村別需要電力量」「6-(2) 市町村別逆潮流量」として公表している。また、当該公表内容について、地方公共団体の地球温暖化対策における活用を促すため、環境省ホームページや地方環境事務所を通じても、地方公共団体に対して周知を行った。	a　措置済み b、c　措置済み	措置済	解決
			＜人への投資分野＞							
			(1) 外国人材の受入れ・活躍の促進							
令和5年6月16日	人への投資	1	外国人材の受入れ・活躍の促進	a　法務省は、深刻化する人手不足に対応するため、技能実習の対象職種・分野も含め、各業界からの要望を踏まえた所管省庁の検討結果を受け、制度を所管する省庁とともに、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の対象となる分野の追加について検討する。特に「特定技能2号」については、「特定技能1号」の在留者の状況も踏まえ、速やかに検討を進め、具体的な措置を講ずる。 b　法務省は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び同法施行規則（昭和56年法務省令第54号）に定める特定技能所属機関による定期届出に関し、届出頻度、届出書の参考様式及び提出書類の合理化・適正化等の観点から、特定技能所属機関の実績を考慮した定期届出の頻度の低下を含む手続の簡素化に向けた見直しについて検討を行い、必要な措置を講ずる。 c　法務省及び厚生労働省は、技能実習制度に関する手続について、書類又は記載の重複排除などの観点から、簡素化に向けた見直しを検討し、必要な措置を講ずる。また、今後の技能実習制度の見直しにおいては、これまでの規制改革における議論を踏まえ、手続が簡素で合理的なものとなるよう検討する。 d　法務省及び厚生労働省は、技能実習計画の認定申請に関する手続について、今後の技能実習制度の見直しの方向性も踏まえつつオンライン化に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。 e　法務省及び文部科学省は、専門学校を卒業した外国人材に一層の活躍の機会を提供するため、一定の要件を満たし、文部科学大臣が認定した専門学校の卒業生については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の取得に当たり、大学等の卒業生と同等に、業務と専攻の関連性を柔軟に取り扱うことについて検討を行い、必要な措置を講ずる。また、特定活動46号について、当該認定を受けた専門学校を修了した者（高度専門士に限る。）などを大学卒業者と同等のものとして、新たに対象に加えることについても検討を行い、必要な措置を講ずる。	a：（前段）令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置、（後段）令和5年上期検討、措置 b：令和5年中結論、結論を得次第速やかに措置 c：（前段）令和5年度結論、結論を得次第速やかに措置、（後段）令和5年度検討開始 d：令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置 e：令和5年上期検討、措置	a,b：法務省 c,d：法務省 厚生労働省 e：法務省 文部科学省	a　特定技能2号の対象分野追加については、令和5年6月の閣議にて特定技能1号の12（当時）の特定産業分野のうち、介護分野以外の全ての特定産業分野において、特定技能2号の受入れを可能とすることが決定され、省令・告示等の改正・施行（令和五年八月三十一日）後、本取扱いを開始した。 　また、特定技能1号の対象分野追加については、令和6年3月の閣議にて、新たに「自動車運送業」、「鉄道」、「林業」、「木材産業」の4分野を追加することを決定したほか、令和8年1月の閣議にて、新たに「リネンサプライ」、「物流倉庫」、「資源循環」の3分野を追加することを決定した。 b　特定技能所属機関による定期届出に係る手続簡素化については、令和5年3月から、「受入れ・活動状況に関する届出書」の様式について、報酬の支払状況部分を簡素化し、同年8月には随時届出の簡素化の取組として、特定技能外国人に利益となる内容へと変更となった場合の届出を不要とする運用を開始した。 また、令和6年4月に「特定技能外国人受入れに関する運用要領」を改正し、定期面談報告書について、定期面談において問題が認められなかった場合は定期届出における提出を不要とする運用を開始した。 さらに、令和7年3月に入管法施行規則を改正し、定期届出の頻度を四半期に一回から年に一回に変更した。これに伴い、オンライン申請及び電子届出の活用を誓約し一定の事業規模がある機関等については、定期届出において機関の適格性に係る書類の提出省略を認める運用を令和7年4月1日から開始した。 令和8年1月、定期届出の作成要領を公表し、運用の改善及び手続きの案内の周知を行った。 c　令和5年4月1日付けで技能実習制度運用要領を改正し、技能実習計画の認定申請に関する添付書類について、 ・技能実習責任者、技能実習指導員及び生活指導員について、これまで、健康保険証などの常勤性を確認する書類を求めていたが、不要とする ・技能実習責任者等について、これまで履歴書に関する様式と就任の承諾書・誓約書に関する様式の2つの書類の作成を求めていたが、これを統合し、重複する記載の削除を行う など、全55種類あった必要書類を46種類に削減する見直しを行った。 　令和7年度中に技能実習制度運用要領を再度改正し、監理団体の許可申請に必要な書類2種類について、 ・記載の誤りが多数見受けられる項目の修正 ・必要性の低い事項の記載を求める注意書きの削除 など、書類の記載事項の簡素化を行った。 　また、技能実習制度に替わる育成就労制度について令和9年4月から施行する予定であるところ、新制度においては監理支援機関の許可申請時の添付書類である副本の廃止を行ったほか、更なる手続の簡素化に向け、必要な検討を継続している。 d　技能実習制度に替わる育成就労制度について、制度施行後に育成就労計画等の申請手続等のオンライン化に向けた検討を行うべく、オンライン化の手法やシステムの設計及び仕様等について外国人技能実習機構との協議を継続している。	a　今後も関係省庁と連携の上、新規分野及び特定技能2号対象分野の追加について必要な検討を行う。 　また、令和8年1月に新規追加した3分野については、受入れ開始に向けて関係省庁と連携の上、必要な省令等の整備及び技能試験等の準備を行う。 b　引き続き届出状況を注視しながら、必要に応じて運用の改善を検討していく。 c　育成就労制度の施行に向けて、手続の簡素化の観点も踏まえながら運用の検討を進める。 d　引き続き、外国人技能実習機構とともに、育成就労計画の認定申請手続等のオンライン化に向けた検討を進めていく。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	人への投資	1	外国人材の受入れ・活躍の促進				e 文部科学省では、「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規定」（文部科学省告示第五十三号）に基づき、上左記措置の対象となる専修学校専門課程の学科について、令和6年3月29日に初回の認定を行った。当該認定を受けた専門学校の専門課程の学科を修了した留学生については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更において、従事しようとする業務と専攻科目の関連性について大学等を卒業した留学生と同等の取扱いとするよう、同年2月29日に、ガイドライン「「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化について」を改正した。 また、在留資格「特定活動（告示第46号）」については、令和6年2月29日に告示別表を改正し、文部科学大臣が認定した専修学校専門課程の学科を修了し、高度専門士の称号を付与された者など、大学卒業者と同等と認められる者を対象に加えた。	e 措置済み		
(2) 労働時間制度の見直し										
令和5年6月16日	人への投資	2	労働時間制度の見直し	厚生労働省は、裁量労働制について、労働政策審議会での議論の結果に基づき、同制度がその趣旨に沿って労使双方にとって有益な制度として活用されるよう、必要な措置を講ずるとともに、年次有給休暇の時季指定義務を含め、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）で導入又は改正された制度について、同法の施行5年後に、施行状況等を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとされていることを踏まえ、今後、施行状況等を把握した上で、検討する。	（前段）措置済み、（後段）令和6年4月以降検討開始	厚生労働省	（前段） 裁量労働制について、令和4年7月に取りまとめられた「これからの労働時間制度に関する検討会」の報告書を踏まえ、同年8月から労働政策審議会労働条件分科会において、同制度がその趣旨に沿って労使双方にとって有益な制度として活用されるよう議論を行い、同年12月に裁量労働制の適正化等の観点から、専門業務型裁量労働制への本人同意の導入等を行うこととする「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について（報告）」が取りまとめられた。当該報告に基づき、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）等についての改正省令等を令和5年3月に公布した。令和6年4月からの施行に向けて、パンフレットを作成・配布する等、改正内容について周知を行った。 （後段） 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）附則第12条第1項及び第3項において、働き方改革関連法による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）等について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされているところ、今後の労働基準関係法制について包括的かつ中長期的な検討を行うとともに、働き方改革関連法附則第12条に基づく労働基準法の見直しについて、具体的な検討を行うことを目的として、学識者を参集した「労働基準関係法制研究会」を開催し、同研究会の報告書が令和7年1月に取りまとめられた。同報告書も踏まえ、令和7年1月より労働政策審議会において、労働基準関係法制について、議論を行っている 。	（前段）措置済み （後段）日本成長戦略会議の労働市場改革分科会での議論の状況も踏まえて、労働政策審議会において議論を行っていく。	措置済	継続フォロー
(4) 企業に求められる雇用関係手続の見直し										
令和5年6月16日	人への投資	4	企業に求められる雇用関係手続の見直し	a 厚生労働省は、時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）の本社一括届出について、届出の内容が異なる場合でも一括届出を可能とし、これを、本社を管轄する労働基準監督署から各事業場を管轄する労働基準監督署に送付（送信）するなどにより処理することが可能となるよう、システム改修の具体的な内容について速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる。 b 厚生労働省は、雇用保険事務手続について、企業が本社等で集中的な処理を行う場合に、公共職業安定所への提出についてより効率的な処理が行えるよう、システム改修等必要な措置を速やかに講ずる。	a：令和5年度上期結論、結論を得次第速やかに措置 b：速やかに措置	厚生労働省	a 時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）の本社一括届出について、届出の内容が異なる場合でも一括届出を可能とするため、令和6年度中にシステム改修を行うことについて検討を行い、システム改修内容について結論を得たことを踏まえ、労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」にe-Govとの連携による電子申請機能を設けた。 b 雇用保険事務手続を行う企業の利便性向上のための措置について、令和5年度に検討を行い、令和8年度システム更改において、申請時のエラーチェック機能を導入し、対応することとした。	a 措置済み b 引き続き、令和8年度のシステム更改に向けて調整を進める。	検討中	継続フォロー
(7) 多様な正社員（限定正社員）の活用促進										
令和5年6月16日	人への投資	7	多様な正社員（限定正社員）の活用促進	a 厚生労働省は、有期雇用労働者の無期転換及び企業における「多様な正社員」制度の活用を促進するため、労働契約法（平成19年法律第128号）第3条第2項の規定に関し、「多様な正社員」を含む正社員の間においても就業の実態に応じて処遇等の均衡を考慮すべきことについて使用者に対し周知するとともに、労働者に対して無期転換後の労働条件を明示する場合においては、就業の実態に応じて均衡を考慮した事項について、当該労働者に説明が行われるよう、必要な措置を講ずる。 b 厚生労働省は、企業による「多様な正社員」制度の導入の参考となるよう、「多様な正社員」制度を活用している企業の事例について実態調査を行い、勤務地や職種等が限定された正社員の処遇等を含めた情報提供の充実を図る。 c 厚生労働省は、パートタイム・有期雇用労働者のキャリア・アップを促進するため、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）の施行状況について実態調査を行った上で、必要な措置を講ずる。 d 厚生労働省は、パートタイム・有期雇用労働者や、無期転換正社員、限定正社員を含む多様な働き手のキャリア形成を支援するため、職業訓練や学び・学び直しの支援に関する研修を受講したキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングの機会を提供する。 e 厚生労働省は、多様な働き手の中長期的なキャリア形成を支援するため、パートタイム・有期雇用労働者、無期転換正社員、限定正社員等多様な働き方に応じたキャリア形成支援に関するキャリアコンサルタント向け研修を新規開発・提供し、キャリアコンサルタントの専門性の向上を図る。 f 厚生労働省は、若年層の将来の選択に資するよう、現在行っている労働関係法令に関する教育の取組に加え、特に中学生・高校生向けに、「多様な働き方」や、その前提となる労働法の基本的な考え方に関する情報提供を強化する方策について検討し、必要な措置を講ずる。	a：（前段）令和5年度上期措置、（後段）措置済み b,d,e：令和5年度措置 c,f：令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	a 労働契約法施行通達を改正し、労働契約法第3条第2項における考慮すべき均衡には、異なる雇用形態間の均衡も含まれる旨を周知するとともに、労働条件明示事項の改正を周知するパンフレットにおいて、同項は全ての労働契約に適用される旨周知を行った。 b 令和5年度に「多様な正社員」制度等に係る実態調査を実施するとともに、「多様な正社員」制度を導入している企業の事例を収集し「多様な働き方の実現応援サイト」に掲載する等、周知を行った。 c パートタイム・有期雇用労働法の施行状況に関する調査結果等を踏まえ、労働政策審議会同一労働同一賃金部会において、施行5年後見直しの検討を行い、令和7年12月に報告が取りまとめられた。 当該報告を踏まえ、「同一労働同一賃金ガイドライン」の更なる明確化や、労働者に対する待遇に関する説明義務の改善等といった省令・告示の改正を行うこととしている。 d パートタイム・有期雇用労働者や、無期転換正社員、限定正社員を含む多様な働き手のキャリア形成を支援するために、キャリア形成・リスキリング推進事業において、リスキリング支援に関する研修を受講したキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングの機会を提供した。 e 多様な働き手の中長期的なキャリア形成を支援するべく、キャリアコンサルタントの専門性の向上を図るため、「多様なワークスタイルを支援するキャリアコンサルタント向け研修」等を新規開発し、令和6年1月より提供開始した。 f 労働法に関する基礎知識を分かりやすく解説したテキスト「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」に「多様な正社員」制度に係る記載を追記し、多様な働き方等の情報提供を行った。	a 措置済み b 引き続き、「多様な正社員」制度に係る事例を周知する。 c 改正省令・告示については、令和8年4月下旬公布、同年10月1日施行・適用予定。 d 引き続き、パートタイム・有期雇用労働者や、無期転換正社員、限定正社員を含む多様な働き手のキャリア形成を支援するため、キャリア形成・リスキリング推進事業を実施し、各ハローワークに相談コーナーを設置することで、リスキリング支援に関する研修を受講したキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングの機会を提供していく予定。 e 引き続き、多様な働き手の中長期的なキャリア形成を支援するべく、キャリアコンサルタントの専門性の向上を図るため、令和5年度に新規開発した「多様なワークスタイルを支援するキャリアコンサルタント向け研修」等の受講勧奨を行うなど普及促進に努めていく。 f 「多様な正社員」について記載した「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」を令和6年4月以降にHPに掲載し、情報提供を行っている。	未措置	継続フォロー
(8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」										
令和5年6月16日	人への投資	8	大学設置基準等の見直し（教育課程等に係る特例制度）	a 文部科学省は、大学設置基準における教育課程等に係る特例制度について、多くの大学が同制度を活用することで、大学における創意工夫や試行錯誤が促され、イノベーションの創出が盛んとなるようにするため、数値目標等を設定した上で、大学等に、同制度の積極的な利用を働きかける。あわせて、令和4年度末時点の特例制度の申請件数（3件）に鑑み、中央教育審議会大学分科会教育課程等特例制度運営委員会において、特例制度の申請が少数となっている要因を分析した上で、より多くの大学に利用されるよう特例制度の在り方や運用の見直しについて改めて検討する。また、各大学が特例の申請を行いやすくする観点から、審査及び認定の状況を分かりやすい形に整理し、公表する。 b 文部科学省は、特例の申請・審査の状況や認定後の当該大学の教育・研究及び経営の状況を調査・分析した上で、各申請要件の妥当性を検討するとともに、規制緩和の内容を、新設の大学でも活用できるようにすることや、事後チェックの仕組みを強化しつつ、事前の認定ではなく届出制とすることなど、制度の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。	a,b：令和5年度以降継続的に措置	文部科学省	a、b 特例制度を申請した大学に対し、申請内容の確認を書面・面接（オンラインによる面接も含む）等を通じて、審査を行っている。 令和4年度末時点の申請件数や審査の流れ等については、解説動画や外部講演、取材等を通じて、積極的に広報を行い、各大学へ制度利用を促している。 なお、令和5年度からは一定の申請受付期間を設ける形式から、随時受け付ける形式へと申請方法を変更したことや、新しく審査申請スケジュールのイメージ、意向調査結果の概要を解説動画とともに資料を公表している。 令和8年3月には、特例制度等に係る解説資料を更新し文部科学省ホームページに更新するなど、大学に対し、制度の趣旨や申請・審査スケジュールがわかりやすく伝わるよう周知に努めた。 また、令和6年度末に1件、令和7年度末に2件の特例認定を行った。	a、b 各大学に本制度を積極的に活用いただけるよう、申請に係る資料やHPの見直しを行ったところであり、引き続き制度の運用等について必要な見直しや、積極的な周知広報を進める。 また、令和6年度末に特例認定を行った取組については令和8年4月1日から、令和7年度末に認定を行った取組については令和9年4月1日から実施が開始されるところ、取組開始後、特例認定大学から毎年度提出される実施状況報告書を踏まえて、各申請要件の妥当性など、制度の在り方も含めた必要な見直し等を検討する予定である。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
(9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革										
令和5年6月16日	人への投資	13	教育現場の実態や課題の効率的かつ的確な把握	a 文部科学省は、都道府県・指定都市教育委員会を通じた調査について、調査結果が市区町村教育委員会や学校現場の実態を的確に反映したものとなるよう、調査目的の明確化や項目の精査等を通じ、調査の適切な実施に努める。 b 文部科学省は、学校現場に対する調査について、調査を実施する主体によって調査手法が異なることにより、学校現場の負担になっていることや調査結果の共有・横断的な分析が困難となっていることを踏まえ、「文部科学省WEB調査システム（EduSurvey）」の、都道府県・指定都市及び市区町村教育委員会の調査への活用可能性について検討する。 c 文部科学省は、各種調査の実施に当たっては、教育現場の負担軽減の観点から、教育委員会に対する調査内容の精査や、様式等の工夫、調査の実施時期の統一等による複数調査の一元化の呼びかけ等を通じて、調査総数の減少や効率的な調査の実施を図る。	a～c：令和5年度以降継続的に措置	文部科学省	a 教育委員会等を通じた調査について、調査の適切な実施のため、文部科学省WEB調査システム（EduSurvey）の導入や調査項目の精選、問い合わせ対応の改善を図った。 b 「文部科学省WEB調査システム（EduSurvey）」の、都道府県・指定都市及び市区町村教育委員会の調査への活用可能性について検討するために、都道府県がEduSurveyを活用する実証事業を令和6～7年度に実施した。 c 教育現場の負担軽減のため、学校宛ての調査について、文部科学省WEB調査システム（EduSurvey）の活用による調査のオンライン化や項目の精選等を実施。令和5年12月には教育委員会に対し調査回答の負担軽減等を含む留意事項を付した他、毎年実施している調査数等の公表を継続実施。	a 文部科学省WEB調査システム（EduSurvey）の更なる活用促進により、引き続き調査項目の精選や問い合わせ対応の改善等を行い、調査目的の明確化や適切な実施に務める。 b 令和6年度に実施した都道府県がEduSurveyを活用する実証事業、令和7年度に実施した市区町村がEduSurveyを活用する実証事業の結果を踏まえ、都道府県・指定都市及び市区町村教育委員会がEduSurveyを活用するための具体的方策について検討を行う。 c 引き続きオンライン化や項目精選等、教育現場の負担軽減のための更なる取組を推進する。	検討中	継続フォロー
令和5年6月16日	人への投資	15	教育に関する政策効果等の検証・評価の充実	a 文部科学省は、教育の成果や政策の効果のアウトカムベースでの把握のほか、b及びcの実施について、教育分野が他の政策分野と比較して、成果が判明するまでに長い時間を要するものが多いこと、成果に対して家庭環境など他の要因が影響している場合が多く、政策と成果との因果関係の証明が難しいものが多いことなどの特性があることに鑑み、数値化が難しい側面（幼児、児童、生徒及び学生等の課題、保護者・地域の意向、事例分析、過去の実績等）についても可能な限り情報を収集・分析・評価・検証していくことが求められることから、国立教育政策研究所とも連携し、客観的な根拠を重視した教育施策の企画立案（EBPM）の推進を中長期的な視点で戦略的に進めていくため、その実施の在り方について検討する。 b 文部科学省は、高等学校について、教室で対面型の授業で学ぶ全日制・定時制の生徒と、オンデマンド型コンテンツ等で学習する通信制の生徒との間の教育効果等を把握するため、それぞれの生徒の実態の把握等について検討する。特に、情報教育を始め、新たな教育課題に関する知識を持つ教員の不足と地域差が生じる中にあっても、生徒の多様な学習ニーズに応えられるよう、遠隔授業やオンデマンド型コンテンツ等も取り入れた教育の推進方策について、既存の制度にとらわれず、検討する。 c 文部科学省は、教員に係る各種要素や、多様な人職プロセスにより入職した教員の学校現場での教育効果について実証的な研究に着手する。	a～c：令和5年度以降継続的に措置	文部科学省	a 文部科学省において、既存のEBPMマニュアルを活用するとともに、令和5年12月には実務的な観点からのEBPM研修を実施している。国立教育政策研究所においても、国や自治体の政策・実践に役立つ教育分野の調査データや研究成果・取組事例を共有するプラットフォームを構築し、その充実を進めている。 b 全日制・定時制の生徒と通信制の生徒の実態把握等について、令和6年度から「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業」の取組を通じて、遠隔授業等によって生徒の多様な学習ニーズに応える学校間連携等のネットワーク構築に取り組むとともに、遠隔授業等の効果検証を進めている。 c 令和6年度予算に計上した「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」において、民間企業等の多様なルートにより学校現場に入職した者のいる教育委員会等と連携し、当該教員の有する資質・能力を研究するとともに、学校現場での効果検証を行い、民間企業等経験者教員の活躍・強みや課題点等を調査し、更なる入職・活躍に向けて必要な支援・取り組み等をまとめた。	a 引き続きデータ収集・周知の促進を始め、EBPMの強化に努める。 b 「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業」の取組を踏まえ、遠隔授業等によって生徒の多様な学習ニーズに応える学校間連携等のネットワーク構築及び、遠隔授業等の効果検証を進める。 c 「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」の成果を広く発信し、全国的に横展開することで、多様な入職プロセスにより入職した教員を学校現場に迎え入れられるよう促す。	検討中	継続フォロー
令和5年6月16日	人への投資	16	教育政策に関する評価結果や好事例の展開と活用拡大	a 文部科学省は、好事例の現場への展開・浸透の重要性に鑑み、実施する各特例校制度について、各学校設置者や各学校等が情報にアクセスしやすい環境を整備するため、特例校制度の概要や実施状況等について取りまとめたウェブサイトを作成する。 b 文部科学省は、高等学校情報科等強化によるデジタル人材の供給体制整備支援事業（令和4年度補正予算委託事業）において、大学・専門学校・民間企業・NPO等と各都道府県教育委員会とが協議会を設置し、専門性の高い指導者の育成・確保のためのエコシステム確立を進めていることの実効性も踏まえて、ICT活用や学校における働き方改革といった教育現場における社会課題解決に向けた取組を実施する。 c 文部科学省は、教員業務支援員として小学校・中学校の学校現場で大学生等の活用を図ることが、教師の魅力向上の観点からも有益である可能性があることに鑑み、教育委員会や地域の学校と大学等との連携について検討する。 d 文部科学省は、各都道府県・指定都市教育委員会における教員不足への対応を支援しつつ、優れた外部人材を学校現場で採用できるよう、大学・民間企業等との連携などによる多様な人職プロセスの事例を把握・横展開し、新たな事例の創出を促すことに加え、教員採用選考試験の早期化や複数回実施の促進、全国各地の教師募集情報を一覧できるサイトの開設、特別免許状等の活用を推進する。 e 文部科学省は、都道府県・指定都市教育委員会による教職員配置について、市区町村教育委員会や学校現場の実態に基づいて柔軟に人事配置が行われるよう、それらの実態や課題を把握する。また、遠隔授業の活用や近隣自治体間での協力など、全国の市区町村教育委員会や学校の創意工夫により、効果的・効率的な教育を行うことが可能な場合は、現行制度よりも一層柔軟に学級編制や教職員配置ができる仕組みについて検討する。 f 文部科学省は、教育の目標・方法・評価の一体化が重要であり、かつ、学習指導要領という目標が定められていることに鑑み、また、教育資源の現状を踏まえ、CBT（Computer Based Testing）システムであるMEXCBT（メクビット）の更なる活用促進について検討し、必要な措置を講ずる。	a,c,f：令和5年度措置 b,d,e：令和5年度以降継続的に措置	文部科学省	a 研究開発学校制度、教育課程特例校制度及び授業時数特例校制度、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）、遠隔教育特例制度について、制度の概要や実施状況等についてホームページにおいて周知した。 b 高等学校情報科等強化によるデジタル人材の供給体制整備支援事業において、大学・専門学校・民間企業・NPO等と各都道府県教育委員会が協議会を設置し、特別免許状交付のための仕組みの構築及び免許法認定講習の実施等、専門性の高い指導者の育成・確保のためのエコシステム確立に向けた取組を進めることにより、学校現場の指導体制の充実を図った。こうした取組によって、外部人材の更なる活用が見込まれることから、働き方改革にも資するものと考えている。 c 教員業務支援員の想定人材の例として、教師志望の学生をはじめとする大学生等幅広い人材を新たに明確化し、文科省HPにて幅広く周知。 d ・教師不足への対応については、令和5年度補正予算において、全国の教育委員会が大学・民間企業等と連携・協働しつつ、教師人材の発掘する取組を強化するための支援事業を計上した。 ・教員採用選考の早期化については、令和5年5月に、採用選考の早期化・複数回実施等の改善の方向性を提示し、採用選考の早期化について多くの自治体に積極的に対応いただいたところであるが、令和6年4月に発出した通知では、令和7年度実施の教員採用選考について、5月11 日を標準日として、更なる前倒しへの検討を要請した。また、採用選考の早期化にかかる受験者の動向について分析を行い、教育委員会等に対して共有した。 ・教師を目指す学生・社会人への情報発信を支援するため、文部科学省において令和5年3月に、教育人材に係る全国各地の情報を一覧できる機能を備えた「教育人材総合支援ポータルサイト」を開設し、広く関係者へ活用を促した。 ・多様な専門性を有する外部人材が特別免許状の活用等により円滑に学校教育に参画することを促進するため、「令和5年度学校教育における外部人材活用事業」において、アーティスト人材や博士号取得者といった外部人材が学校教育に参画する実証事業を実施するとともに、アスリートから教師として学校現場に参画した者に関する事例集等を作成し、事業成果について、文部科学省ホームページへの掲載や通知等により、関係団体や教育委員会向けに幅広く周知を行った。 ・令和6年5月に「特別免許状の授与及び活用等に関する指針」を改訂し、特別免許状の授与を希望する者の予見可能性を高める観点から、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の審査基準を明確化し、任命権者等に限らず、学校現場や一般向けに広く周知する等手続の透明化を図っていくことや、各自治体において、特別免許状の授与を前提とした採用選考の積極的な実施を検討すること等について明記し、各都道府県教育委員会に対し、本指針を踏まえた授与基準・運用等の見直しや、特別免許状の積極的な授与を促した。 ・特別免許状を活用した採用選考に関する各都道府県・指定都市教育委員会の窓口一覧を新たに作成し、文部科学省ホームページ上で公開した。 e 中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会義務教育の在り方ワーキンググループにおいて、遠隔教育特例校制度も含めた義務教育における遠隔教育の在り方について検討し、令和5年12月に中間まとめを取りまとめた。また、中間まとめを踏まえ、遠隔教育教育特例校制度の見直しを行い、教育委員会等に対して行政説明等を通した周知を行った。 f 文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）について、令和7年度全国学力・学習状況調査の中学校理科で活用したほか、令和8年度全国学力・学習状況調査や学校英語や地方自治体での活用促進を見据え、機能の改善や地方自治体における好事例の広報・周知等を行った。現在、約5万問の問題が搭載されており、約3万校の登録を実現した。	a ホームページにおける周知を継続して実施する。 b これまでの高等学校情報科の指導体制の充実に向けた取組も踏まえつつ、今般の情報活用能力の抜本的向上に関連して中学校技術・家庭科（技術分野）における指導体制強化の取組を実施し、引く続き学校におけるICT活用や働き方改革等を推進していく。 c 引き続き教員業務支援員への大学生等の活用に向けて周知を行う。 d ・引き続き令和5年度補正事業の成果を広く発信し、全国的な横展開を図るとともに、他業種との人材確保共創の状況も鑑み、教員採用選考の早期化・複数回実施の取組を各教育委員会や大学に要請する。 ・「教育人材総合支援ポータルサイト」を定期的にアップデートし、各教育委員会の採用PR、教員採用選考や講師等募集に関する情報発信を行う。 ・「特別免許状の授与及び活用等に関する指針」の改訂も踏まえ、都道府県教育委員会における積極的な特別免許状等の活用による外部専門人材の活用を促進する。 e 引き続き、遠隔教育特例制度の改正の周知に努めていく。 f これまでの実施状況を踏まえつつ、継続的に安定したシステム運用や好事例の広報・周知等を行うとともに、MEXCBTを活用した調査等の充実に向けた機能改善等を行う。	未措置	継続フォロー
(10)「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し										
令和5年6月16日	人への投資	18	「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し	こども家庭庁は、保育士の勤務形態の多様化への対応及び保育士確保の円滑化（潜在保育士の活用を含む。）を図るため、保育所等の配置基準や施設型給付費の給付認定の要件に関わる「常勤保育士」及び「短時間勤務保育士」について、これらの定義の明確化及び見直しに向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。また、明確化された常勤保育士及び短時間勤務保育士の定義を踏まえた運用が行われていない都道府県等があった場合、再度定義を周知するなど必要な措置を講ずる。	（前段）措置済み、（後段）令和5年度以降継続的に措置	こども家庭庁	令和5年4月に「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」（令和5年4月21日こども家庭庁成育局長通知）を発出し、最低基準における定数上の常勤の保育士及び短時間勤務の保育士の定義を明確化した。また、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）を踏まえ、国への相談窓口を設置するとともに、地方公共団体宛てに、改めて定義を周知するための通知を発出した。	相談窓口への相談状況を踏まえながら、都道府県等に対しては、適切に周知を行いつつ、今後の運用状況を引き続き注視していく。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
	(11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援									
令和5年6月16日	人への投資	19	伴走型相談支援の拡充及び自治体・医療機関との間の連携等の推進	a　こども家庭庁は、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じたサービスにつなぐ「伴走型相談支援」について、自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化を検討し、必要な措置を講ずる。あわせて、妊産婦の産後の心身の負担軽減を図る観点から、出産後速やかなリスク評価を実施し、医療機関や自治体が連携して必要な支援につなげる取組を推進するための措置を講ずる。また、令和4年度に作成した支援が必要な妊産婦を把握するための「リスクアセスメントシート」の周知を図るとともに、効果的な活用方法等について検討を行い、必要な措置を講ずる。 b　こども家庭庁は、里帰り出産をする妊産婦に対して、産前・産後のケアなどの提供可能な行政支援に関する情報提供を行い、必要な行政支援が行われるようにするための環境整備について検討を行い、必要な措置を講ずる。 c　こども家庭庁は、自治体が、支援の対象となる妊産婦を把握し、支援を実施するとともに、利用者の利便性向上等の観点から、出産・子育て応援交付金事務におけるデジタル技術の活用や、伴走型相談支援における面談等の相談記録や出産・子育て応援ギフトの支給記録に係る情報連携に向けて検討を行い、必要な措置を講ずる。具体的には、デジタル庁と連携し、伴走型相談支援事業に係る事務をマイナンバーを活用した情報連携を可能な事務として位置付けるため、関係法令の改正の要否の検討を含め、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）に基づく自治体間での情報連携を可能とする仕組みの構築を検討し、必要な措置を講ずる。あわせて、里帰り出産をする妊産婦について、自治体や医療機関との間での情報連携の在り方についても検討を行い、必要な措置を講ずる。	a,c：令和5年度検討、令和6年度以降措置 b：令和5年度上期措置	a,b：こども家庭庁 c：こども家庭庁 デジタル庁	a　令和4年度から創設した出産・子育て応援交付金については、制度化し恒久化を図るために、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案を第213回国会に提出した。産婦健康診査において、母体の身体機能の回復や精神状態等の把握を行い、産後の初期段階における母子に対する支援を実施。さらに、令和5年度補正予算において、妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県及び中核病院が中心となって関係機関とのネットワーク体制を構築するための国庫補助を新たに実施し、医療機関と自治体が連携することによる切れ目のない支援体制の構築を推進。 a　令和4年度に作成した「リスクアセスメントシート」について、令和5年度に発出した「こども家庭センターガイドライン」にて、その効果的な活用方法を含めて周知を図った。 b　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）により、里帰り出産時の市町村間での情報共有の仕組みを整備した。 c（伴走型相談支援・出産・子育て応援給付金） 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、新たに法律に位置付けられた妊婦等包括相談支援及び妊婦のための支援給付の事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、マイナンバーを利用した事務処理が可能となった。併せて下位法令やシステム等の整備を行い、情報提供ネットワークシステムを用いた相談実施記録・支給記録の自治体間連携を可能とする措置を講じた。 c（里帰り出産） 里帰り出産においては、住所地自治体と里帰り先自治体間で妊産婦の健診情報等が共有されず、切れ目のない支援の提供に支障が生じているとともに、事務手続が煩雑さが課題となっている。これらの課題の解決を図るため、里帰りする妊産婦に係る情報連携の仕組みについて検討を進め、令和7年度に、情報連携基盤（Public Medical Hub：PMH）を介した里帰りする妊産婦に係る母子保健情報の自治体間情報連携の仕組みを整備した。	a～b　措置済み c　（伴走型相談支援・出産・子育て応援給付金） マイナンバーを用いた情報連携について、令和8年6月以降順次運用を開始する予定であり、引き続き、自治体が着実に対応できるよう丁寧に対応していく c　（里帰り出産） 今後の普及に向けて、住所地自治体・里帰り先自治体双方での手続の簡素化と住民の利便性の向上を図るため、里帰り出産時において、償還払い等の煩雑な手続を必要とせず、自治体を越えて利用できる集合契約・請求支払システムについて、令和8年度に要件定義を行い、令和9年度以降に開発を進める。	検討中	継続フォロー
	(16) 小規模認可保育所における対象年齢の拡大（3～5歳のみの保育）＊									
令和5年6月16日	人への投資	24	小規模認可保育所における対象年齢の拡大（3～5歳のみの保育）	原則として0～2歳を対象とする小規模認可保育所について、3～5歳のみの保育を可能とする特例の全国展開について、次回の児童福祉法改正の際に在り方の検討を行う。	次回の児童福祉法改正の際に在り方を検討	内閣府 こども家庭庁	3～5歳のみの保育を可能とする特例の全国展開について、これに関する必要な規定を盛り込んだ児童福祉法等の一部を改正する法律が令和7年4月に成立・公布。全国展開の対象は、A型の事業所とし、これに必要な府令の整備を令和8年2月に行った。また、B型及びC型の事業所については、引き続き特区での実証や活用ニーズ等も踏まえて、全国展開の可否を検討するため、実証の場を拡大する観点から令和8年4月より構造改革特区制度特例化した。	措置済み	措置済	解決
	＜医療・介護・感染症対策分野＞									
	(1) デジタルヘルスの推進① －データの利活用基盤の整備－									
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	1	医療等データの利活用法制等の整備	厚生労働省は、医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに医療等データ（電子カルテ、介護記録等に含まれるデータ、死亡情報その他の個人の出生から死亡までのデータであって診療や介護等に一般的に有用と考えられるデータをいう。以下同じ。）を円滑に利活用することを通じて、国民の健康増進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力の強化などにつなげていくため、今般の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）への対応も踏まえ、医療等データに関する特別法の制定を含め、所要の制度・運用の整備及び情報連携基盤の構築等を検討する。個人情報保護委員会は、上記検討について個人の権利利益の保護の観点から助言等を行うとともに、上記検討により明らかになった医療等データの有用性及びその利活用に関する必要性に配慮しつつ、個人情報の保護に関する他の分野における規律との整合性等を踏まえ、個人情報保護法の制度・運用の見直しの必要性を含めて、所要の検討を行う。厚生労働省及び個人情報保護委員会は、これらの検討を行うに当たっては、個人の権利利益の保護のため必要かつ適切な措置を講ずる必要があることに留意するとともに、次のⅰ～ⅶに留意するものとする。 ⅰ　一次利用（医療等データを当該医療等データに関連する自然人の治療及びケア等のために利用することをいう。以下同じ。）について、①患者の診療に当たる医師等が、当該患者が過去に受診した他の医師等に対して、過去の診療内容等について照会しようとする際に同意の取得が困難な場合があり、効率的に情報共有ができない事例があるという指摘、②各地の地域医療情報連携ネットワークにおいても、同意取得負担等が、当該地域医療情報連携ネットワークが対象とする圏域の人口に対する普及率が低迷している一要因であるという指摘、③高齢人口の増加により医療・介護職の適切な確保が必要になることによって、①及び②のような問題は医療のみならず介護分野も含めて更に深刻になることが予想されるとの指摘及び④アメリカ合衆国の連邦法やEUの規制では、一次利用のために必要な医療機関等の間での第三者提供について、当該患者に対する医療の提供等に関する契約に係る同意とは別には、必ずしも同意を求めていないとの指摘を踏まえ、患者等に対する適切な診療やケア等の目的に限り、必要な医療等データを医療関係職種や介護職員等限定された範囲で、当該患者等の明示の同意なく提供し得る必要があるとの指摘があること、これらを踏まえ、検討の際には、①適切な治療及びケア等が確保される患者の利益を含めた観点から、明示の同意を必要とする範囲、②明示の同意が必ずしも必要がないこととするとしても、単純に明示の同意を省略するのではなく、明示の同意以外の措置を利用した医療等データに関する個人の権利利益の保護水準の担保、③当該患者等が希望する場合に適切な医療等の提供の目的に照らした共有の停止の請求及び④共有の停止を行う範囲等の論点について考慮する必要があること。 ⅱ　二次利用（医療等データを医学研究その他の当該医療等データによって識別される特定の個人のみを対象としない目的で利用することをいう。以下同じ。）について、我が国において医学研究や創薬、医療機器の開発等に利用し得る民間のリアルワールドデータ（RWD）が欧米に比較して少ないとの指摘があり、加えて、研究者、製薬会社等は医療等データの提供を受けるために個別に医療機関等と交渉する場合があるという実態やEUの動向を踏まえ、例えば医学研究、創薬・医療機器開発など人々のQOLの向上に重要な役割を果たし、公益性があると考えられる目的のためには、一定の仮名化を行った医療等データを研究者等（仮名化処理を行える主体は医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号）の認定事業者に限らない。）が二次利用に用いること（以下「特定二次利用」という。）を、必ずしも患者等本人の同意がなくとも行うことを可能とし、大量の医療等データを対象とする円滑な特定二次利用を実現することを含め、国民の健康増進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）等の観点から実効的な制度・運用の整備を検討する必要があること。また、現在の個人情報保護法上の個人データの第三者提供に係る例外規定の制度又は運用については、上記の課題解決に照らして必ずしも十分な解決策となっていないとの指摘もあること。他方、検討の際には、①医療等データを取得した者（適法に取得したか否かを問わない。）が差別など本人の不利益となるような利用を行うことを禁止するとともに、医療等データの漏洩等が適切に防止されること等により、個人の権利利益を保護するために必要かつ適切な措置が講じられること、②特定二次利用について第三者機関を設けて公益性を審査する場合は、当該第三者機関に患者の代表者を含める等、患者の意見を反映すること及び③自らの医療等データの利用を望まない者に対して、特定二次利用の円滑な運用を著しく損なわない範囲で、その利用の停止を請求できる権利を付与すること等の論点について考慮する必要があること。	令和5年度以降速やかに措置	個人情報保護委員会 厚生労働省	【個人情報保護委員会】 ⅰ～ⅶ 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）附則第10条において、政府は、この法律の施行後3年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている（いわゆる3年ごと見直し）。 個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、上記規定に基づき、令和2年改正法（個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号））及び令和3年改正法（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号））の施行状況について検討した上で、令和5年11月よりいわゆる3年ごと見直しの検討を開始し、令和6年6月27日に「個人情報保護法　いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」を公表するとともに、同日から同年7月29日まで意見募集を実施した。同中間整理の中には、「データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方」として、「本人同意を要しないデータ利活用等の在り方」が含まれている。 また、委員会は、同年10月16日に「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」及び「今後の検討の進め方」を公表し、これを踏まえ、委員会事務局は、同年11月から12月にかけて、有識者11名、経済団体・消費者団体等17団体からヒアリング（以下「事務局ヒアリング」という。）を実施し、同年 12月17日に委員会に対して「「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」に関するヒアリングの概要について」を報告し、公表した。さらに、委員会は、令和7年1月22日に「「個人情報保護法　いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について」を公表し、同文書の「3 制度的な論点の再整理について」において、事務局ヒアリング等の結果を踏まえて追加的に検討すべき論点と、中間整理で示された個別検討事項を含め、一般法としての個人情報保護法の基本的な在り方の観点から検討すべき制度的な論点を再整理した。この中には、「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」として、「個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方」が含まれているところ、同年3月5日には、「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」を公表し、上記の制度的論点のうち「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」の中に記載された各論点について、想定される具体的な規律の方向性に関する考え方等を示した。 そして、令和8年1月9日に、個人情報保護法の改正案の早期提出を念頭に、①個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、本人同意を不要とすること、②公衆衛生の向上等のために取り扱う場合における同意取得困難性要件を緩和すること、③学術研究に係る例外規定の対象である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示すること、④個人データ等が不適切に取り扱われた場合において事後的にこれを是正する措置を充実するとともに、将来起こり得る不適切な取扱いを抑止するための仕組みを整備すること等を内容とする「個人情報保護法　いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針」（以下「制度改正方針」という。）を公表した。 このほか、内閣府が事務局である「医療等情報の利活用の推進に関する検討会」に関係省庁として参加し、個人情報保護法の現状やいわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討状況等の説明を行うとともに、令和8年1月23日の中間まとめの策定について個人の権利利益の保護の観点から助言等を行った。 【厚生労働省】 医療等データの利活用を通じた医療DXの推進を図るため、必要な電子カルテ情報の医療機関での共有等を可能とすることや、二次利用の推進の観点から公的DBの仮名化情報の利用・提供等を可能とすること等を内容とする「医療法等の一部を改正する法律案」を令和7年の第217回国会に提出し、同年12月、第219回臨時国会において可決・成立した。 また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）等を踏まえ、令和7年9月から内閣府が開催している「医療等情報の利活用の推進に関する検討会」に厚生労働省も協力し、医療等情報の利活用の基本理念のほか、対象となる医療等情報、収集方法、識別子、情報連携基盤や患者本人の関与の在り方等の検討を進め、令和8年1月23日に「中間まとめ」を公表した。	【個人情報保護委員会】 ⅰ～ⅶ 引き続き、制度改正方針に基づき、個人情報保護法の改正案の国会への早期提出に向けて必要な対応を行うとともに、当該改正案の成立後には、その円滑な施行に向けて、下位法令の整備を行う中で関係者との調整を継続的に行っていくこととする。 また、引き続き「医療等情報の利活用の推進に関する検討会」の議論に参画し、個人の権利利益の保護の観点から適切な助言等を行う。 【厚生労働省】 必要な電子カルテ情報の医療機関での共有等を可能とする電子カルテ情報共有サービスについて、来年度（令和8年度）の冬頃を目処に全国で利用可能な状態にすること（運用開始）を目指す。 また、二次利用の推進の観点から、関係法令の公布後3年以内の施行を見据えて、公的DBの仮名化情報の利用・提供や連携解析、その際の適切な保護措置、データの利用申請や審査等の一元化を行う体制等の整備など、各公的DBの管理・運用方法について検討を進める。 さらに、医療等情報の利活用を更に円滑化するための制度枠組み等について、「医療等情報の利活用の推進に関する検討会」において、引き続き本年夏目処の「議論の整理」に向けて検討を行い、その上で、必要とされた措置内容が法改正を要する場合には、令和9年の通常国会への法案提出を目指す。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	1	医療等データの利活用法制等の整備	iii　円滑な特定二次利用を確保するためにも、少なくとも医療等データのうち特定二次利用に供される可能性のある外部出力データに対しては、病名、検査項目、薬剤、用法等のコード体系、項目値の単位とその表現方法、データのフォーマット、通信手順等の標準化を電子カルテ等のベンダーなど適切に対応し得る者に対して義務付けることや、そのような標準化が行われた電子カルテの導入に係る関係者のインセンティブを考慮した上での対応を含め検討を行う必要があるとの指摘があること。 iv　一次利用に加え、特定二次利用のため、医療機関、製薬会社・医療機器メーカー、研究者、行政機関等が必要な医療等データに円滑にアクセスし、利用できる公的な情報連携基盤の整備（オンライン資格確認等システムの拡充や電子カルテ情報交換サービス等の整備等）を計画的に進めるための工程表に基づき、進捗を確認する必要があること。 v　公的な情報連携基盤の設計に当たっては、①一次利用に供された医療等データに必要な仮名化等を行った上で、自動的かつ長期にわたって特定二次利用を可能な仕組みとすること、②特定二次利用の頻度が高いと考えられる一定の医療等データについて、NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）等の仕組みを参考にし、公的に収集し、利用に供すること及び③少なくとも公的資金が投入され、収集され、構築された医療等データのデータベースについて、利用者の一定の費用負担の下に、特定二次利用を行うこととする規律を整備することの必要性について検討すること。 vi　一次利用又は特定二次利用のために医療機関等がその医療等データを公的な情報連携基盤に提供した場合において、当該医療等データの漏洩等が生じた場合、個別の医療機関が公的な情報連携基盤に対して監督等を行うことは困難であることを踏まえて、医療機関と公的な情報連携基盤等の運用主体の責任関係及び役割を整理し、必要な措置を講ずる必要があること。 vii　医療等データの利活用に当たって、本人の権利利益を適切に保護する独立した監督機関が必要であること。					
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	3	公的統計の調査票情報の円滑な二次的利用の確保	総務省及び統計所管府省庁（大規模な統計調査を行う独立行政法人等を含む。以下同じ。）は、学術研究の発展及びEBPMの推進を図る観点から、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計及び一般統計等（以下「公的統計」という。）の調査票情報の研究者、各府省庁その他の利用者（以下「研究者等」という。）への提供（統計法第33条及び第33条の2。以下「二次的利用」という。）を迅速化し、及び円滑化するため、必要なリソースを確保の上、以下の措置を講ずる。具体的な検討に当たっては、統計調査に対する国民の信頼や協力を確保するため、個人情報等の適切な保護を確保する必要があることに留意する。 a　総務省は、統計所管府省庁がその所管する公的統計の調査票情報を、光ディスクを利用して二次的利用に供する場合に要する審査を標準化し、及び効率化するため、審査の趣旨及び実施方法を明確化するマニュアルの作成並びに利用申出の様式の統一を行い、所要のシステム開発に着手する。その際、以下の点を踏まえるものとする。 ・利用申出の様式の統一に当たっては、申出に係る変数が多数の場合には、いわゆる「塗り絵」作業（毎年度の調査票に係るデータレイアウトの中で、研究者等が申出に係る変数に色付けする作業をいう。）等に要する研究者等の手間・負担を軽減するため、研究者等が作成予定の統計表（集計様式）や分析出力表（論文等において結果的に公表されない可能性があるものを含む。）（以下「統計表等」という。）のイメージを示しつつ、「令和〇年度から〇年度までの△△統計調査中の××を除く全ての変数」といった簡易な指定方法もあり得ることを明確化すること。 ・統計所管府省庁が「公益性」（統計法第33条及び第33条の2）を審査するに当たって、競争的研究費（科学研究費助成事業、厚生労働科学研究費補助金等）その他実施に要する費用を府省庁（所管する独立行政法人を含む。）が公募の方法により補助する調査研究又は府省庁（所管する独立行政法人を含む。）の委託による調査研究については、統計所管府省庁においてはその旨の外形的な確認のみを行うものであり、具体的な研究内容に踏み込んで公益性の有無に関する判断を行うものではないことを明確化すること。 ・提供対象となる変数が「必要最小限となっており、不要と考えられるものが含まれていないこと」（「調査票情報の提供に関するガイドライン」（平成20年12月24日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）第2の3(3)ウ）に関する統計所管府省庁の審査について、研究内容には立ち入らず、客観的・外形的に判断するものであることを明確化すること。また、個別の審査に当たって、研究者等が研究開始前の時点で予定している統計表等を統計所管府省庁職員が確認し、当該統計表等に記載される変数（以下「利用予定変数」という。）の全て、当該研究者等が当該研究を行うための利用予定変数のいずれかに代えて用いる可能性があるとする変数の全て及び制御変数として用いる変数の全てを提供することを明確化する方向で検討すること。 ・研究・論文作成において必要となるプライバシー保護策は研究者等が適切に実施することとし、統計所管府省庁の審査においては、①研究者等が作成する統計表等において、個人等の識別・特定が回避されることを論文等における秘匿措置の内容の疎明などの手段によって確認するとともに、②提供・閲覧される調査票情報自体の管理について、プライバシー保護のための適切な管理等が研究者等において行われることを初回利用時の管理状況等の確認に基づく資格認定、誓約の徴取その他の手段によって確認するものであることを明らかにすること。 ・光ディスクによる調査票情報の提供に代えてオンラインストレージによるデータの送信その他のオンライン上での提供を研究者等が選択可能とすることを検討すること。 b　統計所管府省庁は、aの措置の実施その他の方策により、統計所管府省庁が利用申出から調査票情報の提供までに要する期間（以下「審査期間」という。）を、令和5年度中に平均1か月以内、令和6年度中（総務省を除く統計所管府省庁が所管する統計であって、過去の二次的利用件数が乏しいなど特段の事情がある統計に限り令和7年度中）に平均1週間以内、かつ、遅くとも4週間に短縮するものとし、総務省はその遵守状況を適切に把握する。また、この過程において、総務省が所管する統計については、その審査期間を、令和6年6月末までに当該統計に関する申出総件数の半数について、また、令和6年12月末までに当該統計に関する申出総件数の全てについて、遅くとも4週間に短縮する。 なお、統計所管府省庁における審査期間の短縮に当たっては、二次的利用ニーズを踏まえ、優先順位を付けて審査期間の短縮を図るものとする。 c　総務省は、公的統計の調査票情報の提供に関する研究者等向けの一元的な相談窓口を設置し、研究者等に対する必要な助言、申出のサポートを行うとともに、必要に応じて、統計所管府省庁に対して、個別の申出に対する処理状況の確認、迅速化の要請、技術的助言その他必要な措置を講ずる。あわせて、総務省は二次的利用に関する統計所管府省庁の審査状況を一元的に管理し、また、その概要を公表し、必要に応じて、統計所管府省庁に対して適時に助言等を行うこととし、所要の情報システムの開発の着手その他所要の措置を講ずる。 d　総務省は、個人情報等の保護水準の向上や研究者等の場所の制約のない働き方を推進する観点から、研究者等による公的統計の調査票情報に対するリモートアクセスを早期に可能とすることとし、その技術的課題を整理するための実証実験を令和5年7月末までに開始し、相当数の総務省所管統計について令和5年度中にリモートアクセスを開始する。また、統計所管府省庁は、令和7年度末までに公的統計の全てについてリモートアクセスによる調査票情報の提供を可能とする。なお、総務省は、リモートアクセスを設計し、実装するに当たって、事務の効率化の観点から、リモートアクセスのサーバーやデータベースをオンサイト施設と共通化することも併せて検討する。 e　総務省は、統計所管府省庁ごとに二次的利用に関する審査を行っている現状に対し、審査の標準化及び効率化を徹底する観点から、二次的利用を光ディスクの提供による場合、リモートアクセスによる場合のいずれについても、省庁横断的な審査体制の一元化を検討し、結論を得る。 f　総務省は、研究者等の二次的利用の円滑化等のため、公的統計に関するメタデータ（調査年ごとの公的統計の利用可能な変数の一覧及びその変数の定義等）の整理を加速するとともに、公的統計に関する全てのデータの機械可読化を推進するためのリソースの確保を含む工程表を作成する。あわせて、全ての公的統計の調査票情報のリモートアクセスによる提供に関する工程表を作成する。 g　総務省は、複数の統計における調査票情報を回答者ごとに連結して多様な分析を行うことを可能とする観点から、諸外国の状況を踏まえ、関係府省庁の協力も得つつ、回答者を紐付ける方策について検討し、結論を得る。 h　総務省は、地方公共団体に対し、その作成する公的統計（以下「地方公共団体作成統計」という。）の円滑な二次的利用を図るため、aからgまでの国の取組を周知し、必要に応じ、同様の対応について要望するとともに、地方公共団体の求めに応じて、地方公共団体作成統計をリモートアクセスの対象とすることを検討する。	a：令和5年度上期措置 b：（平均1か月以内での提供）令和5年度措置、（総務省が所管する統計等は平均1週間以内、遅くとも4週間での提供）令和6年度措置、（総務省以外が所管する統計は特段の事情がある場合平均1週間以内、遅くとも4週間での提供）令和7年度措置 c：（前段）令和5年上期措置、（後段）令和6年上期措置 d：（前段・実証実験の開始）令和5年7月末までに措置、（前段・相当数の総務省所管統計についてリモートアクセスの開始）令和5年度措置、（中段）令和7年度措置、（後段）令和6年度措置 e,g：令和5年度検討・結論 f：令和5年上期措置 h：令和5年度措置	a,c,e～h:総務省 b,d: 総務省 統計所管府省庁	a～c、d（前段、後段）、e～h　措置済 d（中段）　提供実績があった公的統計の全てについて、リモートアクセスによる調査票情報の研究者への提供を可能とした。	a～h　措置済み	措置済	フォロー終了

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
(2)デジタルヘルスの推進② －デジタル技術を活用した健康管理、重症化防止－										
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	5	要指導医薬品についてのオンライン服薬指導の実現	厚生労働省は、要指導医薬品についてのオンライン服薬指導の実施に向けた課題（令和4年度に検討し結論を得たもの）を踏まえ、要指導医薬品についてのオンライン服薬指導の実施に向けて、対象範囲及び実施要件を検討し、方向性について結論を得る。その上で、当該結論を踏まえた所要の措置を講ずる。その際、政府全体としてデジタル原則に基づいて対面規制の見直しが横断的に進められていることを踏まえるものとする。	令和5年度検討・結論、結論を得次第可能な限り速やかに措置	厚生労働省	令和5年2月～12月に、「医薬品の販売制度に関する検討会」において要指導医薬品のオンライン服薬指導のあり方等について検討し、令和6年1月にとりまとめを公表した。 これに基づき令和6年4月から、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において要指導医薬品に係るオンライン服薬指導方法の追加について議論を実施し、令和7年1月10日にとりまとめを公表するとともに、同年2月12日に第217回通常国会へ「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法案等の一部を改正する法律案」を提出し、同年5月21日に当該法律案が可決・成立し、公布された。 また、令和7年11月28日に、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和7年厚生労働省令第117号）を公布し、令和8年5月1日に施行予定。 改正概要については以下のとおり。 ・要指導医薬品について、薬剤師の判断に基づき、オンライン服薬指導による必要な情報提供等のみでの販売を可能とするため、特定販売に係る規定に要指導医薬品を追加する等の旨を規定した。 ・ただし、適正使用のために必要な確認を対面で行うことが適切である品目（特定要指導医薬品）については、特定要指導医薬品として指定された理由を踏まえた対応を行うなどの方法により、薬剤師に、対面により販売等させなければならないことを規定した。	措置済み	措置済	フォロー終了
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	6	プログラム医療機器（SaMD）等の開発・市場投入の促進	SaMD（Software as a Medical Device：プログラム医療機器。医療機器プログラム（医療機器のうちプログラムであるものをいう。）又はこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。以下同じ。）は、我が国における医療水準の引上げや医師の働き方改革を推進し、地方の高齢者などを含め、全国どこに住んでいても高度な医療を受けることを可能とするなどの観点から、また、我が国経済の成長戦略の観点から、その社会実装は極めて重要な課題である。 規制改革推進会議では令和元年度から本件の議論を行っており、今後、数年間のうちに、SaMDの上市及び上市後の機能向上が欧米諸国と同程度以上に円滑に進められるよう、その開発・市場投入の促進を進めるため、以下の措置を講ずるとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の所要の体制強化を図る。 a 厚生労働省は、SaMDはソフトウェアであり、その物理的性質上、人体に対する侵襲性が低いことが一般的である一方で、早期の臨床投入により性能の向上が加速する場合があること、ライフサイクルが他の医療機器よりも相当程度短期的であるといった特性を有するため、SaMDの臨床現場における使用を早期に可能とする必要があることを踏まえ、SaMDに関する二段階承認制度を導入する方向（SaMD版リバランス通知を新たに発出することにより対応する場合を含む。）で検討する。その検討に当たっては、第一段階の承認については、非臨床試験で評価できる場合や探索的臨床試験が必要である場合の整理、標榜可能な臨床的意義の範囲など、SaMDの使用目的や機能等の違いに応じた検討を行う。なお、第二段階の承認に当たっては、治験による場合のほか、リアルワールドデータなどを活用して有効性の確認を行い得ることとする。 b 厚生労働省は、SaMDの承認後の追加学習を通じた有効性向上のためのアップデートなど一定範囲のアップデートについて、SaMDの上市後の機能向上が欧米諸国と同程度に確保され、臨床現場に恩恵をもたらすことを目指し、①令和4年度のPMDAの科学委員会における検討において、データを恣意的に操作できない等の一定の条件の下で、アップデート時を含む評価データの再利用を認めることについて結論を得たことを踏まえ、具体的な想定事例を含め、データの評価方法及び評価データの再利用に関する留意点を報告書に取りまとめて公表するとともに、②変更計画確認手続制度（IDATEN）の効果を向上させる観点から、必要な変更計画書について、様式の具体的な記載例及び医療機器の開発経験の乏しいスタートアップなどのニーズを踏まえたQ＆Aを充実させる。 c bの取組その他の取組によって、変更計画確認手続制度における変更計画の確認申請から確認完了に係る審査の標準的事務処理期間を新たに設定することとし、その際、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）における医療機器の各類型に応じた申請区分ごとの一部変更承認申請に係る標準的事務処理期間（4か月から6か月）より短い期間で設定する方向で、具体的な方策を検討し、結論を得る。 d 厚生労働省は、SaMDのライフサイクルの短期性を踏まえ、事業者が迅速に保険償還を受けられることで、革新的なSaMDの開発を可能とする観点から、SaMDについては保険外併用療養費制度の活用も含めた新たな仕組みを設ける方向で、保険適用の在り方を検討する。 ・第一段階の承認後、事業者の選択に基づき保険外併用療養費制度の活用等を可能とすることにより、保険診療において使用できることとし、臨床現場で活用されながら第二段階の承認に向けた迅速なデータ収集を可能にする。 ・臨床現場での一定期間の使用実績を踏まえて償還価格の柔軟な見直しを行う。 e 厚生労働省は、上市後の使用実績に応じて性能が継続的に向上していく可能性があるというSaMDの特性を踏まえ、保険点数を決定した後であっても、事業者の任意の時点における申込みに基づき、一定期間内の申請により当該保険点数の再評価を複数回実施することを可能とする方向で、現行のチャレンジ申請制度に関する特例の創設等を含め、検討する。なお、申請に対する厚生労働省の審査は、事業者のアップデートの実態に即した頻度で開催可能とする方向で、厚生労働省における所要の体制整備を含め、検討する。 f SaMDの保険対象期間が経過した後も継続的に患者が当該製品を利用する場合や希少疾患を対象とする製品で製造販売の承認を少数の症例で取得している製品を利用する場合など、保険外併用療養費制度を活用して、患者が当該製品を利用するニーズがある。このため、厚生労働省は、SaMDを使用する患者が可能な限りその希望する医療機関において保険外併用療養費制度等を円滑に利用できる環境を整備するため、現行制度について、具体的な事例も踏まえつつ、望ましい在り方を検討する。その際、事業者が将来的に保険収載を目指す場合であっても利用可能な制度の在り方を検討するとともに、事業者のニーズに応じた迅速な対象追加が可能となる観点で検討を行う。また、可能な限り、患者が受診する医療機関で制度利用が可能となるよう、開発事業者と医療機関が円滑に連携できる仕組みとすることに留意する。 g SaMDのうち医家向け医療機器に該当するものについては、医療関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する広告規制（行政指導）が課せられる一方で、医療機器に該当しない機器については当該規制は課せられず、「悪貨が良貨を駆逐」する状態にあるとの指摘がある。これを踏まえ、厚生労働省は、良質なSaMDへの国民のアクセスを円滑化する観点から、一般人が利用することが想定されるSaMDについて、単なる性能等の情報提供にとどまらない、適正・安全に使用するための注意事項等も含めた、一般人が機器の選択を行うために必要な情報提供の在り方やそれを踏まえた広告規制の要否について、検討を行う。 h SaMDは、他の医療機器の開発と異なり、スタートアップなどがごく少人数で開発・生産を行う内外の実情がある一方で、我が国では、医療機器の製造に当たり選任が必要となる国内品質業務運営責任者（以下「品責」という。）の要件を満たす人材が限られ、特に、ソフトウェア開発に関する知見を有する者は更に限られるとの指摘がある。このため、厚生労働省は、スタートアップ等によるSaMDの開発及び生産を円滑化する観点から、品責の資格要件の一つである3年以上の品質管理業務等の職務経験について、講習の受講等により代替することを可能とする方向で検討し、結論を得る。なお、当該検討に当たっては、SaMDについては、薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成26年厚生労働省令第87号）における経過措置として、平成26年から平成29年までの間、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者は、3年以上の品質管理業務等に従事した者とみなすこととされていたことを踏まえることとする。 i 厚生労働省は、遠隔医療のうち、看護師が医師の指示・監督の下、相談者と情報通信機器を活用して得られた情報のやり取りを行い、患者個人の心身の状態に応じた必要な医学的助言を行うサービスについて、看護師が回答し得る範囲を明確化する。その際、適切かつ円滑なサービス提供が可能となるよう、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月厚生労働省）において遠隔健康医療相談（医師以外）で実施が可能とされている「一般的な医学的な情報の提供や一般的な受診勧奨」には、年齢、性別、BMIといった相談者の各種属性や発症時期、痛みの程度を踏まえ、一般的に可能性があると考えられる要因（通常は複数の要因）について情報提供を行うこと（受診の要否を含む。）が含まれることを明確化する方向で検討する。	a：引き続き検討を進め、令和5年度結論 b：令和5年措置 c：令和5年度検討・結論 d～f：令和5年春検討開始、令和5年度結論 g：引き続き検討を進め、令和5年上期結論 h：令和5年度上期検討・結論 i：令和5年度上期措置	厚生労働省	a「プログラム医療機器の特性を踏まえた薬事承認制度の運用改善検討事業」において、プログラム医療機器の特性を踏まえた二段階承認に係る取扱いに関し、アカデミアや産業界を含めて議論し、「プログラム医療機器の特性を踏まえた適切かつ迅速な承認及び開発のためのガイダンスの公表について」（令和5年5月29日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課事務連絡）を公表した。 また、その後も産業界と議論を重ね、「プログラム医療機器の特性を踏まえた二段階承認に係る取扱いについて」（令和5年11月16日付け医薬機審発1116第2号厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長通知）を発出した。 b① PMDA科学委員会において、「AIを活用したプログラム医療機器に関する報告書」を取りまとめ、公表した（令和5年8月28日）。 b② 産業界と調整し、「プログラム医療機器の変更計画の確認申請に関する申請書及び添付資料の記載事例について」及び「医療機器、人工知能関連技術を活用した医療機器、プログラム医療機器の変更計画の確認申請に関する質疑応答集（Q&A）について」（令和5年12月22日付け厚生労働省医薬局医療機器審査管理課事務連絡）を発出した。 c SaMDの変更計画確認手続制度における変更計画の確認申請から確認完了に係る審査の標準的事務処理期間を、確認申請前に所定の相談を受けたものについて令和6年度より新たに申請区分「改良医療機器（臨床なし）」で5.5か月、申請区分「後発医療機器」で3.5か月とすることとした。 d 令和6年度診療報酬改定において、イノベーションの促進の観点から、第1段階承認を取得したSaMDや、チャレンジ申請中のSaMDについて、保険診療の中で活用し迅速なデータ収集が可能となるよう、保険外併用療養費制度の見直しを行った。 e プログラム医療機器がアップデート等により性能向上した場合に再度保険適用希望書を提出し評価を受けられるよう、保険適用手続きに関する規定の見直しを行った。 f 令和6年度診療報酬改定において、保険適用期間が終了した後に患者の選択によりプログラム医療機器を診療の一環として使用する場合について、選定療養として使用が可能となるよう制度の見直しを行った。 g 医家向け医療機器の広告規制の在り方について、業界団体と連携し検討を行い、医家向けのSaMDのうち、医師の指示等に基づき患者自らが使用するプログラム医療機器（発作時心臓活動記録装置用プログラム、高血圧治療補助プログラム、禁煙治療補助システム）について、品目毎に適正広告に係るガイドラインを作成した上で一般人向けの広告を可能とした。 h 令和5年度の厚生労働科学研究班において、SaMD品責の資格要件の一つである3年以上の品質管理業務等の職務経験の考え方について、アカデミア・業界団体・行政で検討し、結論を得た。具体的には、クラスⅡのSaMDを取り扱おうとする製販の品責については、小規模事業者に該当する場合には、品質管理業務に係る研修を受講しかつ外部の品質管理業務に係る有識者をアドバイザーとして設定することを前提に、職務経験として認められる範囲について、品質管理業務のみならず、ソフトウェアに関する業務経験も含められることとし「「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部改正について」（令和7年1月31日医薬監麻発0131第1号）を発出した。また、上記研修について指定するため、「プログラム医療機器のみを製造販売する第二種医療機器製造販売業者における国内品質業務運営責任者に係る研修の指定について」（令和7年3月24日事務連絡）を発出した。 i 令和5年11月に、「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関するQ&A」を改訂し、遠隔健康医療相談について、看護師が回答し得る範囲や、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月厚生労働省）において遠隔健康医療相談（医師以外）で実施が可能とされている「一般的な医学的な情報の提供や一般的な受診勧奨」として可能な具体例を示す等した。	a～i 措置済み	措置済	解決

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	7	科学的介護の推進とアウトカムベースの報酬評価の拡充	a 厚生労働省は、科学的に妥当性のある指標を収集・蓄積及び分析し、分析結果を現場にフィードバックすることを目的に令和3年度に運用が開始された科学的介護情報システム（LIFE）について、現状では、介護事業所等にフィードバックされた情報の活用方法が明らかでないことなどの課題が指摘されていることを踏まえ、フィードバックされた情報の具体的な活用方法の周知、フィードバックの範囲について利用者個人の時系列のデータの追加などの改善を実施する。 b 厚生労働省は、LIFEへの介護事業所等の入力負担を軽減する観点から、入力項目の重複の解消、入力選択肢の不足への対応、曖昧な入力項目の定義の明確化等を、令和6年度介護報酬改定と併せて実施するための検討を進め、必要な措置を講ずる。 c 厚生労働省は、介護現場におけるデータ収集及びデータ分析を活用した効果的なPDCAサイクルを実現するために、先進的な取組をしている事業者の実態も踏まえ、LIFEの項目の見直し等に際して、介護現場及び学術的観点から新たな項目の候補を提案いただき、活用可能性等の検討を経て、介護報酬改定時等に関係審議会へ提案するサイクルの構築に向けた調査研究事業等を実施する。 d 厚生労働省は、自立支援・重度化防止に資するサービスの提供を推進していく観点から、介護報酬におけるアウトカム評価の在り方について、アウトカムを介護報酬に相当程度反映すべきとの要望が有ることに留意しつつ、関係審議会における議論を踏まえ、引き続き検討を行う。その際、高度なセンサーの利用等により一定期間のアウトカムについて一定の精度を確保して測定するなど先端的な事例が報告される一方で、アウトカムとしてどのようなことが望ましいのかの判断が必ずしも容易ではないといった課題も指摘されていることを踏まえつつ、LIFEで蓄積された知見も活用することとする。また、介護現場及び学術的観点から提案される情報について、専門家等による検討を経て、関係審議会において議論を行い、3年に1度の介護報酬改定につなげるサイクルを構築する。	a,b：令和5年度措置 c：令和5年度検討、令和6年度結論・措置 d：令和9年度措置	厚生労働省	a 令和5年6月中までに事業所単位及び利用者単位のフィードバックの追加・拡充を行った。また、介護事業所へフィードバックされた情報の活用方法を周知するため、令和5年度の調査研究事業において、フィードバックの活用の手引きや好事例集の作成を行った。 b 令和6年度介護報酬改定において、入力負担の軽減及びデータの質の向上の観点から、複数の様式で重複する項目について項目名や評価指標の見直しを行い、評価指標が曖昧な項目について選択肢の見直し等を行った。 c 令和5年度の調査研究事業において、介護現場で収集可能であり、PDCAサイクルを実践することで利用者の介護アウトカムが改善する指標について、実証事業を行い、今後のLIFEにおける活用可能性等の検討を行った。また、令和6年度に調査研究事業を実施し、介護現場及び学術的観点からの提案を受け、専門家等による検討を経て関係審議会での、介護報酬改定時の議論につなげるサイクルについて、整理を行った。 d 社会保障審議会介護給付費分科会において議論を行い、令和6年度介護報酬改定において、アウトカム評価の充実を実施した。	a～c 措置済み d 令和9年度介護報酬改定に向けて、LIFEに蓄積されたデータを活用し、介護保険制度における適切なアウトカムについて引き続き社会保障審議会介護給付費分科会等において検討を行う。	検討中	継続フォロー
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	8	患者等の負担の軽減のための公費負担医療制度等に伴う審査支払業務等の見直し	a こども家庭庁、デジタル庁及び厚生労働省は、患者等が円滑に受診し、また、結果的に高額療養費等の限度額の把握を行い得ることとするため、公費負担医療、予防接種及び母子保健（妊婦健診等の健診を含む。）（以下「公費負担医療制度等」と総称する。）並びに地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度（以下「地方単独医療費等助成」という。）に係る患者等の資格情報（受給期間及び対象である助成制度の種類を含む。以下同じ。）について、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするために、令和5年度末までに希望する地方公共団体及び医療機関において実証を行い、実施に向けた課題を整理する。その上で、法律にその実施根拠がある公費負担医療制度等の全てについて、特段の事情があるものを除き、マイナンバーカードによる資格情報の確認を可能とするとともに、地方単独医療費等助成についても、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするための所要のシステム構築その他環境整備を実施し、地方公共団体に対して同様の対応を要請する。 b こども家庭庁及び厚生労働省は、aの状況を踏まえつつ、公費負担医療制度等に関する審査支払業務について、特段の事情があるものを除き、審査支払機関に委託することで、一時的な患者等の窓口負担をなくすとともに、地方公共団体や医療機関等の関係者の事務手続負担を軽減する方向で検討し、必要な措置を講ずる。また、乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療その他の地方単独医療費等助成に関する審査支払業務については、aの状況を踏まえつつ、地方公共団体の区域の内外を問わず、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるよう、当該地方単独医療費等助成の受給者数などの実態を踏まえ、優先順位を付けた上で、各地方単独医療費等助成の対象者に係る施策の関係省庁（こども家庭庁及び厚生労働省）において、審査支払機関への委託の拡大を含めた地方公共団体、医療関係者等との調整その他の必要な取組を行う。	a：（前段）令和5年度措置、（後段・所要のシステム構築）令和5年度に着手、（後段・同様の対応の要請）令和6年度に相当数の地方公共団体において同様の対応が行われ、その後同様の対応が行われる地方公共団体が段階的に拡大するよう措置 b：（前段）令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、（後段・優先順位付け）令和5年度措置、（後段・必要な取組の実施）令和6年度以降速やかに措置	a：こども家庭庁デジタル庁 厚生労働省 b：こども家庭庁 厚生労働省	a 令和5年度においては、先行実施事業として、希望する自治体・医療機関等を公募し、16自治体・87医療機関等を採択し、公費負担医療制度等の情報連携基盤となるPublic Medical Hub(PMH)の開発を行うとともに、医療費助成（公費負担医療、地方単独医療費等助成）については、令和6年3月から、順次、先行実施事業を開始し、また、予防接種・母子保健については、同年6月から、順次、先行実施事業を開始した。 令和6年度においては、地方単独医療費等助成を含めた医療費助成について、自治体向け説明会（令和5年12月26日）等を通じてオンライン資格確認への参加を積極的に要請した上で、希望する自治体を公募し、180自治体を採択し、令和5・6年度合計で183自治体が先行実施事業に参加したところであり、地方単独医療費等助成のオンライン資格確認を導入した自治体数を154自治体とした。令和7年度においても、地方単独医療費等助成を含めた医療費助成のオンライン資格確認を導入する自治体が拡大するよう、令和6年度補正予算に基づき自治体システムの改修を支援するための補助金を設けるとともに、自治体向け説明会（令和7年1月28日）等を通じて自治体に対して積極的な参加を要請した。あわせて、「医療法等の一部を改正する法律」が成立し、社会保険診療報酬支払基金において、令和9年4月よりシステムの管理・運用等の業務を全国規模で実施することとなった。 b 地方公共団体の区域の内外を問わず地方単独医療費等助成の現物給付化を進めるため、地方公共団体の実施する地方単独医療費等助成の受給者数等の実態調査を実施し、その結果を分析した結果、こども医療費（乳幼児医療費を含む）助成事業を優先することとし、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療その他の地方単独医療費等助成については、こども医療費（乳幼児医療費を含む）助成事業の対応状況を踏まえて徐々に対応していくという優先順位付けを行った。 そのうえで、関連通知を改正（※）し、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者に係る県外分診療報酬のうち、地方公共団体が独自に行う医療費助成事業に係る診療報酬について、医療機関が医療機関所在地の都道府県の国民健康保険団体連合会に対して請求することを可能とするとともに、令和6年度から7年度にかけて、国民健康保険中央会が国民健康保険団体連合会で運用されている国保総合システム及び後期高齢者医療請求支払システム並びに後期高齢者医療広域連合で運用されている後期高齢者医療広域連合電算処理システムを改修することで、県外地方単独医療費等助成の公費併用レセプトの受付対応及び国民健康保険団体連合会間の県外地方単独医療費等助成の公費併用レセプトのデータ交換による全国決済を可能とする取組を実施した。 （※）「「県外分診療報酬の全国決済について」の一部改正について」（令和7年2月10日付保国発0210第1号・保高発0210第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長・高齢者医療課長連名通知）及び「「県外分診療報酬の全国決済について」の一部改正について」（令和8年2月5日付保国発0205第1号・保高発0205第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長・高齢者医療課長連名通知） また、令和5年12月12日、令和6年1月23日、7月1日、令和7年2月25日、令和8年1月28日の5回にわたり全国説明会等を開催し、都道府県を跨ぐ地単公費の現物給付化の取組の概要、併用レセプト請求に係る環境整備の状況、都道府県を跨ぐ地単公費の現物給付化を開始するために地方公共団体において対応が必要な事項等について周知するとともに、各説明会の後に、各地方公共団体からのご意見・ご質問への回答を公表した。 予防接種に関しては、予防接種事務のデジタル化により、償還払いによる一時的な被接種者の窓口負担をなくすほか、地方公共団体や医療機関等の事務手続負担を軽減するため、地方公共団体が実施する費用支払事務を国民健康保険団体連合会に委託することを前提としたシステムの構築に取り組んだ。具体的には、令和7年12月に各地方公共団体と全国の医療機関の間の接種に係る委託契約を全国単位でまとめて締結する集合契約に関するシステムをリリースしたほか、接種記録の管理等に関するシステムの開発を行った。	a 実施計画の記載に従い措置済み。 b 都道府県を跨ぐ各地方単独医療費等助成の現物給付化については、実施を希望する自治体が、対象事業、開始時期及び対象地域を選定したうえで、医療機関等及び審査支払機関との調整を行い、必要な準備が整い次第、併用レセプト方式を基本として、開始することができる。 今後は、こども医療費助成事業を優先しつつ、徐々に対象事業の拡大を目指し、各地方単独医療費等助成の対象者に係る施策の関係省庁（こども家庭庁及び厚生労働省）とともに、マイナンバーカードによる医療費助成事業に係る資格確認の普及状況も踏まえ、医療機関等のレセプト請求等において混乱が生じることのないよう、審査支払機関への委託の拡大を含めた地方公共団体、医療関係者等との調整その他の必要な取組を行う。 予防接種に関しては、引き続き、接種記録の管理等に関するシステムについて、令和8年6月のリリースに向けて開発を進める。 母子保健に関しても、母子保健事務のデジタル化にあたり、集合契約・請求支払に関するシステムの開発に向けて、令和8年度にシステム要件定義を進め、令和9年度以降に開発を進める。	検討中	継続フォロー
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	9	各種レセプト関連業務のDX化に伴う見直し	a レセプトの再審査を効率化することで患者が迅速に高額療養費を算定することを可能にするとともに、医療機関や各保険者が被災した場合におけるレセプトの消失を防止するため、厚生労働省の「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」（令和3年3月29日）を踏まえ、レセプト原本の一元管理について厚生労働省が主体的に関係者との調整を進め、結論を得る。 b 厚生労働省は、支払基金において、レセプト等の審査を行う審査委員会の審査委員会費について、AIによるレセプト振り分け機能の採用による審査委員が審査する目視対象レセプト及び審査委員の審査従事時間の減少の効果を反映し、それに応じた金額が削減される仕組みが検討されるようにする。あわせて、厚生労働省は、支払基金の審査委員会費の透明性を向上させるため、都道府県審査委員会ごとの審査委員会費の額及びその内訳が毎年度公表されるようにする。 c 厚生労働省は、医療機関等による診療報酬の請求方法について、令和4年6月の「規制改革実施計画」を踏まえ令和5年3月に厚生労働省において取りまとめられた「オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ」が実効的なものとなるよう、必要な対策を講ずる。 具体的には、光ディスク等による請求や紙レセプトによる請求を継続しようとする医療機関等が提出するオンライン請求への移行計画や届出について、厚生労働省は、経過的な取扱いが必要なものと認められる事情や移行に向けた計画として記載すべき事項等を整理・明確化するとともに、医療機関等が必要な対応を早期に行うよう促し、提出された移行計画等が適切なものであることが確認されるようにする。 d 厚生労働省は、柔道整復療養費について、オンライン請求の導入及び柔道整復療養費の請求が原則オンライン請求により行われるために必要な措置を検討する。 あわせて、柔道整復療養費に関するオンライン請求の導入に関する検討結果も参考に、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費について、オンライン請求の導入に向けた課題を検討し、早期に結論を得る。	a：令和5年度検討・結論 b：（前段）令和5年度措置、（後段）令和5年度以降継続的に措置 c：令和5年度下期以降継続的に措置 d：（前段）令和6年度結論、（後段）令和6年度検討開始、前段の検討結果を踏まえて早期に結論	厚生労働省	a 関係者と厚生労働省が調整を行った結果、診療報酬改定DXの取組の一環として医療機関等とも接続できるクラウド上のレセプト保管基盤を支払基金に整備する方向で検討することとなった。 b 令和5年6月から、AI振分けによる目視対象レセプトの削減に伴い、審査従事時間が減少すれば、それに比例して財政支出も逓減するよう、従前の審査委員会の出席回数（日数）ベースによる支給方法から、審査時間ベースによる支給方法に変更。あわせて、令和6年1月から、都道府県審査委員会ごとの審査委員会費の額及びその内訳を支払基金ホームページに公表し、今後も毎年度公表する仕組みとした。 c 令和5年11月に診療報酬の請求方法を定めた命令を改正するとともに、同年12月には、光ディスク等による請求や紙レセプトによる請求を継続しようとする医療機関が提出する移行計画や届出の様式を通知し、様式において記載すべき事項等を具体的に示したほか、早期の届出等を行うように求め、審査支払機関等における確認を可能とした。 d 前段については、 ・柔道整復療養費のオンライン請求導入等に関するWGにおいて、検討課題や検討の進め方を整理（令和4年度以降11回開催） ・上記WGにおいて、令和7年3月に、柔道整復療養費のオンライン請求導入の基本的な考え方や、今後の検討の方向性について、「中間とりまとめ」を行った。 ・このほか、オンライン請求導入の参考とするため、各保険者等における療養費の事務処理状況や審査方法等を把握するための調査研究を実施した。 後段については、 ・令和8年1月開催のあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会において、オンライン請求導入についても議論を行った。	a 措置済み。 診療報酬改定DXの取組の進捗状況などを踏まえつつ、レセプト保管基盤整備に向けた調整を進める。 b、c 措置済み d 柔道整復療養費については、引き続き、柔道整復療養費検討専門委員会と連携し、柔道整復療養費のオンライン請求導入等に関するWGにおいて、「中間とりまとめ」を踏まえた具体的な課題の更なる整理・検討を行う。 あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費についても、柔道整復療養費における議論の状況を踏まえ、令和8年度以降、引き続きオンライン請求の導入に向けて検討する。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
	(3) 医療関係職種間のタスク・シフト／シェア等									
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	11	在宅領域など地域医療における医師―看護師のタスクシェア	a 厚生労働省は、高い知識や技術を持つ看護師が在宅領域など地域医療において、多くは慢性疾患を持つ患者の生活に立脚した健康管理や予防に、その能力や専門性を発揮できる環境を整備し、患者、医師の負担を軽減するため以下の措置を講ずる。 ①厚生労働省は、在宅医療において、患者に対し適時に適切な医療が行われることを確保する観点から、看護師が医師の包括的指示を受けて行い得る業務を明確化するため、現場のニーズを踏まえて、包括的指示の例を示す。包括的指示の例を作成するに当たっては、在宅療養者の症状変化に対して医師と看護師の適切な連携の下に、既に提供されている薬剤の使用、検査、処置（抜糸抜鉤等）等の実施を妨げることがないよう留意するものとする。 ②在宅医療など地域医療の現場において、虚弱高齢者に対する生活評価（入浴等）、認知機能評価、生活習慣病患者に対する指導等については、看護師限りで実施可能な行為の範囲が不明確であり、結果として医師に都度確認があるため、医師、看護師の双方にとって負担となっているとの指摘があることを踏まえ、適切な連携の下に円滑に対応されている具体例を示す。なお、具体例の提示に当たっては、状態変化等を踏まえた必要時の医師への報告や相談を妨げることなく、また、当該具体例以外を看護師限りで行ってはならないと誤認されないよう留意するものとする。 b 厚生労働省は、現行の特定行為研修修了者の活躍の場が大病院に偏っているとの指摘を踏まえ、特に、地域医療（地域の小規模医療機関での外来看護や訪問看護など）で活躍可能な特定行為研修修了者の養成を促進し、医師不足が顕著な地域を始めとする各地でのケアの質を維持するため、以下の措置を講ずる。 ①現行の特定行為研修の受講に要する時間と費用は、一般の看護師や医療機関にとっては負担が重く、普及は現実的ではないとの調査結果が示された。特定行為研修の時間数は、現在対象となっている特定行為を実施するための実践的かつ高度な理解力、思考力、判断力を身につけるために必要な内容であるが、看護師によっては既にこうした能力を備えている場合もあることから、その全部又は一部を、国の関与の下、講義履修などのプロセス評価のみならず、現場におけるアウトカム評価で代替することを可能とし、より多くの看護師が積極的に挑戦可能なものとする。あわせて、アウトカム評価が困難な部分については、短期集中型ではなく、看護師の日常業務の空き時間での長期にわたる研修を可能とし、あわせて、オンライン研修の活用を進める。 ②実務上、特定行為の実施に必要な手順書が医師から必ずしも円滑に発行されない実態を踏まえ、関係団体の協力も得ながら医師に対し、手順書の理解促進のための周知・広報を図る。また、手順書を発行する医師の負担を軽減するため、医師が簡易に作成できる様式例の検討や看護師の裁量をより拡大するなど、現在の標準的な手順書例を改定する。 ③特定行為（診療の補助）について、その運用状況と地域医療におけるニーズを現場の医師及び看護師等から把握し、特定行為の拡充について検討する。 c 厚生労働省は、上記各措置を円滑に実施しつつ、①地域の在宅患者に対して最適なタイミングで必要な医療が提供できないため患者が不利益を被る具体的状況や②そのような具体的状況において医師、看護師が実際に果たしている役割や課題を令和6年度及び7年度に調査し、更なる医師、看護師間でのタスクシェアを推進するための措置について検討する。その際、限定された範囲で診療行為の一部を実施可能な国家資格であるナース・プラクティショナー制度を導入する要望に対して様々な指摘があったことを適切に踏まえるものとする。上記検討の間においても、離島・へき地等において特区制度を活用した実証の提案があった場合は、その結果も踏まえて所要の対応を行う。	a：令和5年度措置 b：①②令和5年度検討開始、遅くとも令和6年度措置、③（前段）令和5年度措置、③（後段）令和6年度検討開始、令和7年度結論 c：（前段）令和6年度及び令和7年度措置、（中段）令和7年度結論、（後段）令和7年度までの間措置	厚生労働省	a①② 令和5年度看護職員確保対策特別事業において「在宅療養患者の病状変化対応における訪問看護ステーション好事例集作成事業」において好事例集を作成しており、その周知を行うところ。 b ①前段については、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」（平成27年3月17日付け医政発0317第1号厚生労働省医政局長通知）のなかで、「区分別科目について、指定研修機関は、当該特定行為研修に係る特定行為を手順書により行うために必要な能力を有していると認める看護師について、その一部を免除することができること。」と記載している。 後段のオンライン研修の推進については、令和5年度予算事業「特定行為研修の組織定着化支援事業」において、オンライン研修の活用をすすめている。 ②令和5年度厚生労働科学特別研究事業「看護師の特定行為に係る手順書の実態調査研究」において、標準的な手順書例集を改訂した。 ③前段については、令和5年度厚生労働科学特別研究事業「看護職及び特定行為研修修了者による医行為の実施状況の把握・評価のための調査研究」において、医行為に関する現場の医師や看護師等からのニーズを調査した。 後段については、医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会及び看護師の特定行為研修制度見直しに係るワーキンググループの議論を踏まえ、医政局通知「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行などについて」（平成27年3月17日医政発0317第1号（最終改正令和8年3月30日医政発0330第28号））を改正し、末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテルの挿入を特定行為として追加した。 c 規制改革実施計画に記載のとおり、令和5年度厚生労働科学研究「在宅医療現場における多職種連携ニーズの客観的指標開発研究」、令和6年度厚生労働科学研究「在宅医療現場における多職種連携課題の把握に関する研究」において調査を行った結果、診療所、訪問看護ステーション及び薬局を対象とした調査では、患者が重大な不利益を被る事態には至っていないと結論づけた。	a①②、b①② 措置済み b③（前段） 措置済み b③（後段） 措置済み c 措置済み	措置済	解決
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	12	在宅医療における円滑な薬物治療の提供	在宅患者への薬物治療の提供については、訪問看護師が訪問した際に患者が薬剤を入手できていないなど、患者の症状変化に対する迅速な薬物治療を受けられない場合があるとの声がある。これについては、夜間・休日などを中心に、薬剤の投与に必要な医師の指示が得られない、指示が得られたとしても処方箋が円滑に発行されない、処方箋が発行されたとしても薬局の営業時間外であり薬剤を入手できないなど様々な要因によるものとの意見がある。このような背景の下、訪問看護ステーションに必要最低限の薬剤を配置し夜間・休日などの患者の急変に対応したいとの提案があり、これに対して、医師、薬剤師、看護師が連携し、緊急時に対応可能な体制を構築すること、医師があらかじめ処方し、当該医師自ら又は薬剤師が調剤した薬剤を患者宅等に保管しておくこと、OTC医薬品を使用することや地域において24時間対応が可能な薬局を確保することで対応できるのではないかなどの意見があった。これらを踏まえ、在宅医療の実施状況については地域により異なること、地域の多職種連携の重要性なども考慮し、在宅患者が適時に必要な薬剤（薬局では取り扱っていないことがあると指摘されている種類の輸液等を含む。）を入手できないことがないよう、次の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、医師から特定の患者に対する診療について包括的指示を受けた看護師（当該包括的指示に特定の薬剤の投与が含まれる場合に限る。）が夜間・休日を含め必要時に、医師に連絡がつかない事例や、在宅で看護師の同席の下で患者に対してオンライン診療（D to P with N）を行う場合など看護師が医師と別の場所にあって、かつ、医師が医療機関外で処方箋を円滑に発行できない事例が存在するとの指摘を踏まえ、在宅患者が適時に必要な薬剤を円滑に入手可能とする観点から、具体的にどのような地域にどの程度の頻度でどのような課題があるかについて現場の医師、薬剤師、看護師及び患者等に対して調査を行い、必要な対応を検討する。 b 厚生労働省は、在宅患者への薬物治療の提供の実態について、24時間対応を行うこと等を要件とする地域連携薬局の認定等を取得している薬局の一部において、現実には夜間・休日の調剤が行われていないことがあるとの指摘を踏まえ、必要に応じて実態を調査の上、必要な措置を講ずる。具体的には、地域の薬局において、夜間・休日を含む24時間対応が可能となるよう、輪番制の導入や日々の対応薬局の公表等を実施するとともに、その実施状況に応じて、その是正等を図ることの方策も含め、必要な対応を検討する。 c bによっても24時間対応が可能な薬局が存在しない地域については、必要に応じて、薬剤師、看護師、患者等に対し具体的な課題を把握するための調査を行った上で、在宅患者に円滑に薬剤を提供する体制の整備に向けて必要な対応を検討する。	a：令和5年度検討開始、令和6年度結論 b：令和5年度検討・結論 c：令和5年度検討開始、遅くとも令和6年度中に結論	厚生労働省	a 令和5年度厚生労働科学研究「在宅医療現場における多職種連携ニーズの客観的指標開発研究」において、規制改革実施計画で挙げられた課題を明らかにするため、全国の医師、看護師、薬剤師を対象に、在宅医療現場における多職種連携に関する全国調査を実施した。 具体的な困難の内容を分析したところ、課題として挙げられた、医師が医療機関外で処方箋を円滑に発行できない事例はなく、医師、看護師、薬剤師の連携不足による個別的なものである可能性があることから、多職種間の情報共有や地域の中で連携を取ることが重要であると結論づけた。 b 厚生労働省において、有識者による検討会（薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会）を開催し、薬局における夜間・休日対応について検討を実施し、地域における薬剤師会等を中心とした連携体制構築や周知・広報について一定の結論を得た。地域薬剤師会において非会員の薬局も含む夜間・休日対応等実施薬局のリストを作成、ホームページ等で公表されており、当該情報について厚生労働省のホームページで周知を図っている。また、令和6年6月に地域連携薬局、健康サポート薬局について、自治体の監視指導において明示的に確認を求めることを都道府県等に通知した。 c 厚生労働省において、有識者による検討会（薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会）を開催し、地域における在宅患者への薬剤提供のあり方について議論を実施し、地方公共団体や関係団体等が実施すべき対応を令和7年3月 31 日付けに公表した「これまでの議論のまとめ」において取りまとめており、該取りまとめを踏まえ、「指定訪問看護事業者における医薬品の取扱いについて」（令和7年12月25日付け医薬発1225第5号厚生労働省医薬局長通知）を発出した。 当該通知においては、 ・通知に掲げる要件を満たし、医薬品を使用する各患者の在宅療養を担う医師、薬剤師及び訪問看護を行う看護師等が協議し、検討した上での臨時的な対応として事前に容認していれば、指定訪問看護ステーションにおいて、輸液（等張性電解質輸液製剤及び低張性電解質輸液製剤（ただし、開始液及び脱水補水液に限る。））（以下「対象となる輸液」という。）を配備することは差し支えないこと ・対象となる輸液の保管方法 ・訪問看護ステーションに新たに配置することを可能とする医薬品の具体的要件として対象となる輸液とした理由 ・臨時的な対応を行う場合に訪問看護ステーションが厚労省に報告を行う旨 ・対象となる輸液投与に必要な留置針、点滴ルート等の医療機器について、現行制度においても指定訪問看護ステーションにおいてあらかじめ保管することができること 等を示したところ。	a、b 措置済み c 措置済み	措置済	フォロー終了
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	13	在宅患者に対する円滑な点滴交換等	地域における訪問看護師が適時に患者宅を訪問できないことによって、在宅の患者が点滴交換・充填、褥瘡（じょくそう）薬の塗布等を円滑に受けられない事例が存在するとの指摘があることに対して、薬剤師による当該事例への対応について提案があったことを踏まえ、次の措置を講ずる。 厚生労働省は、①具体的にどのような地域にどの程度の頻度でどのような課題があるか、②なぜ訪問看護師が適時に訪問できなかったのかを明らかにした上で訪問看護師による課題の解決可能性が現実的にどの程度あるか、について現場の医師、薬剤師、看護師及び患者等に対して調査を行い、当該事例への実効的な対応策を検討し、必要に応じて措置を講ずる。	令和5年度検討開始、令和6年度結論、結論を得次第速やかに必要に応じて措置	厚生労働省	令和5年度厚生労働科学研究「在宅医療現場における多職種連携ニーズの客観的指標開発研究」において、規制改革実施計画で挙げられた課題を明らかにするため、全国の医師、看護師、薬剤師を対象に、在宅医療現場における多職種連携に関する全国調査を実施した。 具体的な困難の内容を分析したところ、課題として挙げられた、在宅の患者が点滴交換・充填、褥瘡（じょくそう）薬の塗布等を円滑に受けられない事例はなく、看護師、薬剤師の連携不足による個別的なものである可能性があることから、多職種間の情報共有や地域の中で連携を取ることが重要であると結論づけた。	措置済み	未措置	フォロー終了

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	14	薬剤師の地域における対人業務の強化（対物業務の効率化）	厚生労働省は、調剤業務の一部外部委託（薬局における調剤業務のうち、一定の薬剤に関する調製業務を、患者の意向やニーズを尊重しつつ、当該薬局の判断により外部に委託して実施することをいう。以下同じ。）の際の安全確保のために委託元や委託先が満たすべき基準や委託先への監督体制などの技術的詳細を令和4年度に検討し結論を得たことを踏まえ、調剤業務の一部外部委託を行うことを可能とするための法令改正を含む制度整備を安全確保を前提に早期に行うことを検討する。（※）	令和5年度以降早期に検討・結論	厚生労働省	令和6年4月から、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において議論を実施し、令和7年1月10日にとりまとめを公表するとともに、同年2月12日に第217回通常国会へ「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法案等の一部を改正する法律案」を提出、同年5月14日に可決・成立し、同年5月21日に改正法を公布した。	施行に向けて下位法令の整備等必要な対応を実施する予定。	検討中	継続フォロー
			（4）働き方の変化への対応・運営の合理化							
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	16	障害福祉分野における手続負担の軽減（ローカルルールの見直し等）	a　こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者（以下これらを総称して「障害福祉サービス等事業者」という。）が、障害者総合支援法及び児童福祉法（その改省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、障害福祉サービス等事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討し、内容、件数及び処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。 b　こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書及び指導監査関連文書について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成する。その際、当該標準様式等については、押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請するとともに、先行して標準様式が定められている介護サービスと共通化可能な部分は共通化することを基本とする。 その上で、障害福祉サービス等事業者が、当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる方向で検討する。 なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないことと、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。 c　こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所施設及び障害児相談支援の指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、障害福祉サービス等事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするため、障害福祉サービス等事業者の選択により、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する。その際、特段の事情があり、当該システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無についてはこども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。 なお、システムの整備に関する検討の結果を得るまでの当面の間、こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したウェブ上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。 d　こども家庭庁及び厚生労働省は、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく障害福祉サービス等事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現する方向で検討する。その際、特段の事情があり、cのシステムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無についてはこども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。 e　こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る地方公共団体の取組状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、押印廃止の進捗状況及び紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。 f　こども家庭庁及び厚生労働省は、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、地方公共団体による独自ルールの明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。	a,e：令和5年度措置 b：（前段）令和5年度措置、（中段）令和5年度検討・結論 c：（前段）可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論、（後段）令和5年度措置 d：可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論 f：令和6年度措置	こども家庭庁 厚生労働省	a　障害福祉サービス等事業者が地方公共団体に対して行う手続の簡素化等に係る要望については、随時、国や地方公共団体への要望を提出できるよう、令和6年1月に受付フォームを開設の上、「障害福祉現場における事業者要望専用窓口の開設の周知について」（令和6年1月18日付け事務連絡）等の発出により周知を行った。 （専用窓口の掲載先）https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/syogaikansoka 令和7年3月13日に開催された障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究事業検討委員会の中で、令和6年1月19日の設置から令和7年2月11日の期間に窓口に提出された要望の内容及び件数、処理状況を整理し、公表を行った。さらに、令和7年6月20日時点で更新し、公表を行った。 b　令和7年1月30日、必要な府省令及び告示の改正等を行い、標準様式等の使用を基本原則化する旨、社会保障審議会障害者部会・こども家庭審議会障害児支援部会合同会議で了承。令和7年3月31日に改正関係府省令・告示等を公布し、令和8年4月に施行。 c（前段）　こども家庭庁及び厚生労働省において、「共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について」（令和6年10月29日国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会）及び「規制改革推進に関する中間答申」（令和6年12月25日規制改革推進会議）を踏まえ、電子申請・届出機能に加え、事業所台帳管理機能及び業務管理体制データ管理機能を有する事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムを令和9年度中を目途に実現する方向で検討。この結果については、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の合意を得て、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）」に係る共通化推進方針」（令和7年6月2日厚生労働省）として決定。電子申請・届出機能に加え、事業所台帳管理機能及び業務管理体制データ管理機能を有する事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムを令和9年度第4四半期の運用開始を想定して整備する旨を含む結論を得ている。 その上で、令和7年度、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続きの共通化に向けた要件定義等委託事業」において、学識経験者、自治体、関連団体等からなる検討会での検討を経て、要件定義書等を作成した。 また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、令和7年11月から令和8年1月にかけて実施した地方公共団体への意見照会の結果を踏まえ、システム移行希望時期を令和8年3月に公表した。 c（後段）「障害福祉分野における手続負担の軽減について」（令和6年4月12日付け事務連絡）において、電子メール等の提出など、提出方法の見直しによる簡素化を図るよう周知。「障害福祉分野における手続負担の軽減及び生産性向上に向けた取組について」（令和7年8月8日付け事務連絡）においても、申請・届出における電子的な提出の原則化を依頼。 d　こども家庭庁及び厚生労働省において、「共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について」（令和6年10月29日国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会）及び「規制改革推進に関する中間答申」（令和6年12月25日規制改革推進会議）を踏まえ、電子申請・届出機能に加え、事業所台帳管理機能及び業務管理体制データ管理機能を有する事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムを令和9年度中を目途に実現する方向で検討。この結果については、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の合意を得て、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）」に係る共通化推進方針」（令和7年6月2日厚生労働省）として決定。指定申請・業務管理体制届出について、求められる記載内容が共通している項目が多いにもかかわらず、それぞれ書類を作成し、別個に提出する必要があるとの課題が指摘され、この手続を共通化し、事業者の利便性向上につなげる旨を含む結論を得ている。 その上で、令和7年度、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続きの共通化に向けた要件定義等委託事業」において、学識経験者、自治体、関連団体等からなる検討会での検討を経て、要件定義書等を作成した。 また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、令和7年11月から令和8年1月にかけて実施した地方公共団体への意見照会の結果を踏まえ、システム移行希望時期を令和8年3月に公表した。 e　令和6年度における手続に関する負担軽減に係る地方公共団体の取組状況等については、令和6年度「障害福祉分野における手続負担の軽減のための調査について」において調査を行い、令和7年3月13日に開催された障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究事業検討委員会の中で公表。さらに、令和7年度にも取組状況等を調査。 f　地方公共団体における独自ルールについては、令和6年度「障害福祉現場における手続負担の軽減関する調査研究事業」において調査を行い、令和7年3月13日に開催された障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究事業検討委員会の中で公表。さらに、令和7年度にも地方公共団体の取組状況等を調査するとともに、事業者要望専用窓口に寄せられた独自ルールに関する要望を分析。	a　引き続き、窓口に提出された要望の整理・公表を行う。 b（前段、中段）　令和8年4月に施行。 c、d　令和9年度第4四半期のシステム運用開始を想定して、令和8年7月からシステム構築を開始する見込み。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、引き続き、調査・公表予定。 e、f　措置済み	措置済	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	18	医療・介護・保育分野における人材確保の円滑化のための有料職業紹介事業等の制度の見直し	厚生労働省は、医療、介護（高齢者のみならず、障害者等に対するものを含む。以下本項において同じ。）及び保育分野（以下「3分野」という。）における人手不足を背景に、3分野の求人者において、職業紹介事業者（以下「紹介事業者」という。）に支払う紹介手数料に対する負担感が強く、また、一部の3分野の事業者において短期間での離職が多いとの指摘があることを踏まえ、既に、「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」の創設、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号。以下「指針」という。）の改正によるいわゆるお祝い金の禁止、都道府県労働局への「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口」の設置、ハローワークにおける3分野のための人材確保対策コーナーの拡充などを実施してきたものの、依然として3分野の人手不足は深刻であり、また、3分野を扱う紹介事業者の有料職業紹介業務の質や、紹介手数料やいわゆるお祝い金などに関する問題も引き続き指摘されていることを踏まえ、次の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、3分野を扱う紹介事業者において、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することを禁止する指針の規定や紹介事業者がその紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し2年間の転職の勧奨を禁止するといった指針の遵守が徹底されるよう、3分野の求人者向け特別相談窓口をより広く周知し、3分野の求人者からの相談を積極的に受け付けるとともに、3分野を扱う紹介事業者への集中的指導監督を実施する。なお、その際、紹介事業者による指針違反の具体的状況を求人者が把握することは困難であることを踏まえた相談受付を行うとともに、集中的指導監督に当たっては、紹介事業者の紹介先求人者等に対する調査を含め、より実効性のある調査手法を活用することとする。 b 厚生労働省は、aの集中的指導監督の効果を把握した上で、必要に応じ所要の措置を検討する。 c 厚生労働省は、求人者が紹介事業者を選択する際の参考となるよう、3分野を扱う紹介事業者により就職した者の離職や紹介手数料に関する統計データを適切に利活用することにより、実勢手数料の平均値及び分布並びに職種別離職率について、地域（紹介事業者数に応じて、都道府県又はより広域のエリア）ごと及び職種ごとに、毎年度公表する方向で細部を検討し、結論を得る。 厚生労働省の「人材サービス総合サイト」で公開されている紹介事業者ごとの離職状況について、「判明せず（人）」欄に多数を計上しており、離職率の正確な状況が明らかでない紹介事業者が存在することを踏まえ、当該欄に計上した人数が相当程度多い紹介事業者に対して、追跡調査を徹底させるとともに、これら離職者数の公表期間を、現行の2年から5年へ延長する。 d 厚生労働省は、求人者が適正な紹介事業者を選択できるよう、「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」について、更なる改善を図るため、3分野の求人者のニーズを踏まえ、6か月以内の離職の場合に相当額の手数料の返還を行うことを含め、認定基準の追加等について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 e 厚生労働省は、ハローワークの人材確保対策コーナーを中心に、労働者が定着しない個々の理由に着目した求人者への支援強化を、関係機関と協力して実施する。また、業界団体と連携したイベントの開催等を積極的に実施するとともに、オンライン上での求人者・求職者双方の利用を推進する。 ハローワークが求職者支援のみならず求人者に対する支援機能をこれまで以上に発揮するとともに、介護施設等の合理的な選択を可能とするため、ハローワークごとの職種別の就職実績を毎年度公表する。	a,e：令和5年度措置 b：令和6年度検討 c：（前段）令和5年度検討・結論、（後段）令和5年度措置 d：令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	a 3分野に係る職業紹介実績がある有料職業紹介事業者に対する集中的指導監督を令和5年度から令和6年度にかけて実施した（対象となった事業所数は1152事業所）。確認された職業安定法違反等の主な内容は、多い順に帳簿書類整備、求人者及び求職者への事業情報事前明示、人材サービス総合サイトによる事業情報の提供についての違反であった（716事業所において、何らかの違反が確認された）。求人事業所から情報収集し把握した主な内容としては、求人者手数料や返戻金の明示に関する情報であった。 b 集中的指導監督の結果等を踏まえた労働力需給調整機能強化のための追加的対応取組について労働政策審議会で議論いただき、 ①職業紹介事業等の法令順守徹底のためのルールと施行の強化（お祝い金・転職勧奨禁止の職業紹介事業の許可条件化、募集情報等提供事業における金銭提供の禁止）、②雇用仲介事業の更なる見える化（職業紹介事業者の手数料実績の公開義務化及び違約金等の契約の明示義務化、募集情報等提供事業者における利用料金及び違約金等の契約の明示義務化）、③公的職業紹介機能の強化（ハローワークにおける医療・介護・保育分野等での人材確保を支援する専門窓口の体制整備等）に取り組んだ。お祝い金禁止と転職勧奨禁止の職業紹介事業の許可条件化については令和7年1月から実施。その他の①②を措置する改正省令・指針は令和6年10月に公布、令和7年4月施行。③は令和7年度に医療・介護・保育分野の集中的な充足対策を実施し、人材確保対策コーナーを7箇所増設した。 c 令和5年11月に公表した医療・介護・保育分野の紹介手数料の平均値・分布、離職率について、地域・職種ごとのデータの最新のデータを令和6年9月に公表した。 離職率の正確な状況が明らかでない職業紹介事業者に対して追跡調査を徹底させるとともに、令和5年10月に離職者数の掲載期間を過去2年分から5年分へと延長した。 d 医療・介護・保育分野の適正な有料職業紹介事業者認定制度の認定基準に、6ヶ月以内の離職に対する返戻金制度を有することを追加する見直しを行った。 e ・ハローワークの人材確保対策コーナーにおいて、関係機関と連携した労働者が定着しない個々の理由に着目した事業主に対する充足支援や、求職者に対する担当者制によるきめ細やかなマッチング支援を実施した。また、都道府県労働局等において、業界団体等と連携した人材確保等のイベントを積極的に開催し、求人・求職者のハローワークのオンライン利用を促進するため、事業所窓口、求職者窓口等における周知を積極的に実施した。 ・ハローワークごとの職種別就職実績を公表した。	a、b 措置済み c 引き続き、医療・介護・保育分野の紹介手数料の平均値・分布、離職率については地域・職種ごとのデータを毎年度公表する。 d 引き続き、改正基準の円滑な施行及びそのために必要な周知を図っていく。 e ・引き続き、ハローワークの人材確保対策コーナーにおいて、事業主に対する充足支援及び求職者に対するきめ細やかなマッチング支援を実施していく。また、都道府県労働局等において、業界団体と連携した人材確保等のイベントを積極的に開催し、求人・求職者のハローワークのオンライン利用を促進するための周知を積極的に実施していく。 ・引き続き、ハローワークごとの職種別就職実績を毎年度公表する。	措置済	継続フォロー
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	19	法定健康診断項目の合理化等	a 厚生労働省は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき労働者の健康の保持増進のための措置として事業者が労働者に対して行うこととされている定期健康診断（以下「事業主健診」という。）について、各検査項目は最新の医学的知見や社会情勢の変化等を踏まえ、項目単独又は他の項目と併せて就業上の措置を行うためのデータとすることが期待できるものとして妥当性のある検査項目を設定する必要があると考えられることから、医学的知見等に基づく検討の場を設け、検査項目（検査頻度を含む。）及び検査手法について所要の検討を行い、結論を得る。 b 厚生労働省は、事業主健診の結果に基づき実施する就業上の措置及び保健指導（以下「事後措置」という。）について、小規模の事業場を中心にその実施が低調であるとの指摘があることを踏まえ、産業医の選任義務のない小規模事業場等の事業者による健診の結果を踏まえた適切な事後措置の推進のため、異常所見者については、医師等から意見を聴取し当該意見を勘案して就業上の措置を講ずること又は保健指導の実施に努める必要があることを周知徹底する。	a：令和5年度検討開始、令和6年度結論 b：令和5年度上期措置	厚生労働省	a 労働安全衛生法に基づく一般健康診断項目の見直しについては、令和5年12月に労使の代表や産業医学の専門家等により構成される「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」を立ち上げ、議論を行い、その結果、血清クレアチニン検査を新たな健診項目に追加すること、喀痰検査を削除すること、胸部エックス線検査及び心電図検査を維持することが適当等であるとする検討会報告書を令和7年12月にとりまとめた。 b 令和5年9月を実施期間とする「職場の健康診断実施強化月間」や、10月1日から7日までを本週間とする「全国労働衛生週間」及びそれに先立つ9月の準備期間等の機会を捉え、小規模事業場を含む全ての事業場に対し、労働安全衛生法に基づく一般健康診断及び事後措置の実施の徹底を周知した。	a 省令案要綱等について、令和8年4月公布、令和9年4月1日施行予定。 b 措置済み	措置済	継続フォロー
			(6) 救急救命処置の範囲の拡大＊							
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	22	救急救命処置の範囲の拡大	救急救命処置の範囲の拡大について、令和5年3月に行われた救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会の取りまとめを踏まえ、当該検討会のWGとして医師の指示の下に救急救命士が実施する救急救命処置を議論する場を同年夏に設置し、エコー検査を含む新しい処置の要望・提案について、安全性、必要性、難易度、必要となる教育体制等の視点から検討を行い、検討の結果を踏まえ速やかに必要な措置を講ずる。	令和5年夏に議論する場を設置、検討の結果を踏まえ速やかに措置	内閣府 厚生労働省	救急救命士が実施する救急救命処置を議論する場として、令和5年8月25日に第1回救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会WGを開催した。国家戦略特区において救急救命士がエコー検査を実施することについて、令和5年度に計5回WGを開催し、安全性、必要性、難易度、必要となる教育体制等の視点から検討を進め、令和6年3月にWGにおける令和5年度の議論のとりまとめを行った。その結果を踏まえ、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）における「必要な措置」の一環として、提案者が関係団体等と協議を行いながら、国家戦略特区における実証研究に係る研究デザインの精緻化等を進めた。	国家戦略特区における実証研究に係る研究デザインの精緻化等を踏まえ、国家戦略特区における先行的な実証について、救急救命処置の在り方に関する検討会において、令和8年度に議論を行い、結論を得次第、速やかに必要な措置を講じる。	検討中	継続フォロー
			(7) 救急救命処置の先行的な実証＊							
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	23	救急救命処置の先行的な実証	救急救命処置の範囲の拡大に関し、救急救命処置検討委員会で全国的な実施に更なる検討を要すると判断された処置（カテゴリーⅡ）のうち、心肺停止に対するアドレナリンの静脈内投与等の迅速化について、搬送途上においてより迅速な処置につながる医師の具体的指示の受け方、救急救命士の講習プログラム等を令和5年度中を目途に整理・検討するとともに、アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内注射に係る一連の判断の可否について、令和5年度中を目途に必要な検証を行い、その結果を踏まえ、実証に必要な体制等を整備の上、速やかに特例を措置する。	令和5年度中を目途に整理・検討及び必要な検証を行い、その結果を踏まえ、実証に必要な体制等を整備の上、速やかに措置	内閣府 厚生労働省	救急救命処置検討委員会で全国的な実施に更なる検討を要すると判断された処置（カテゴリーⅡ）のうち、心肺停止に対するアドレナリンの静脈内投与等の迅速化については、搬送途上においてより迅速な処置につながる医師の具体的指示の受け方、救急救命士の講習プログラム等に関し、令和5年度の厚生労働科学研究において整理・検討を行った。アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内注射に係る一連の判断の可否については、令和5年度の厚生労働科学研究において観察研究を実施するとともに、令和5年度の内閣府の調査事業（特区制度を活用した救急救命処置の先行的な実証に向けた調査・検討業務）において、実証に向けたプロトコール等に関する検討や、MC協議会等の選定要件の策定を行った。 それらの結果を踏まえ、令和6年7月のWGにおいて実証の可否について議論し、まずアドレナリンの投与方法を自己注射製剤に限定し、安全に実証を行う体制が整っている地域を公募・選定の上で実証を行う方針となった。令和7年3月に実証に参加する地域を選定した上で法令改正を行い、当該地域において実証を開始した。	実証の結果や法改正の施行状況を踏まえ、令和7年度の厚生労働科学研究において救急救命士が行う業務の質の向上に資する研究を行うとともに、救急救命処置の在り方に関する検討会において、救急救命処置の追加等について引き続き検討する。	措置済	解決
			(10) 外国人の医療アクセスの改善＊							
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	26	外国人の医療アクセスの改善	外国人の医療アクセスについての課題を整理し、令和5年度中に必要な措置を講ずるとともに、これらを踏まえた上で、速やかに、二国間協定に基づく外国医師による公的医療保険の取扱いも含め、外国人の医療アクセスの改善に必要な解決策の検討に着手する。	令和5年度中に一部措置	内閣府 厚生労働省	・外国人の医療アクセスの改善については、実態調査等に基づき課題を整理し、当該課題の解消に向けて外国人患者受入れ環境の整備を推進している。令和5年度においては、医療機関における多言語対応を充実させるため、多言語による外国人向け診療申込書等について資料の種類を増やすとともに、6言語追加した。 ・外国人の医療アクセスを改善するため、厚生労働省は、医療機関における外国人向け診療申込書の種類を増やすとともに、ホームページにおいて外国人の受入れが可能な医療機関の情報を取りまとめたリストを公表する措置を、令和7年9月に講じた。	措置済み	措置済	解決

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
＜地域産業活性化分野＞										
(1) 共済事業における顧客本位の業務運営の取組等										
令和5年6月16日	地域産業活性化	1	共済事業における顧客本位の業務運営の取組等	a 農林水産省は、不祥事件の未然・再発防止に向けて、改正後の監督指針が適正に運用されるよう、全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）や各農業協同組合（以下「農協」という。）が実施している総点検運動とともに、毎年度実施している定期的な検査等の機会を活用して、適切なモニタリングを実施し、必要な指導・監督を行うとともに、民間生命保険会社やかんぽ生命の取組を参考にして、全共連や各農協の共済事業において、不適正な営業推進を助長しないよう、全共連からの奨励金やその前提となる従業員の業績についての算定の在り方を含めた適切な動機付けの仕組みづくりなど、適切かつ自律的なコンプライアンス・ガバナンス態勢の構築を図るとともに、農協における共済事業の状況に応じた顧客本位の業務運営の取組に積極的に取り組むよう促すための方策を検討し、必要な措置を講ずる。 b 厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、協同組合（農協を除く。）が実施する共済事業について、毎年度実施している定期的な検査等の機会を活用して、不適正な営業推進が無いか等のリスクを的確に把握するための点検を実施するとともに、各協同組合における共済事業の状況に応じた顧客本位の業務運営の取組に積極的に取り組むよう促す。また、上記点検の結果を踏まえ、行政庁として適切な監督を行うため、必要に応じて、監督指針の見直しを含めた、監督の実効性を向上させる取組について検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度措置	a：農林水産省 b：厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	a ・監督指針の趣旨を改めて周知・徹底するため、全共連において、共済事業を行う全ての農協の役職員を対象に研修会を実施（令和5年11月～令和6年2月、令和6年5月）するとともに、不必要な共済契約を締結しないための周知チラシを配布（令和5年11月、令和6年2月、令和6年5月の3回）した。 ・指導機関ヒアリング、四半期ごとの総合的ヒアリング等を実施し、共済事業を行う全ての農協において取り組んでいることを確認した。 ・全共連に対し、金融庁が策定した顧客本位の業務運営に関する原則を参考に、農協において、組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針（以下「FD取組方針」という。）を策定・公表するよう促し、共済事業を行う全ての農協において、共済事業に係るFD取組方針を策定し、各農協のホームページ等で公表した。 ・全共連において、不適正な営業推進を助長しないよう短期間で過度に高い奨励金の支払いを見込む奨励の設定を不可とするなどの見直しを令和6年4月から実施した。 ・推進目標が課せられている推進担当者（生計を一にする親族を含む。）を共済契約者とする生命共済契約については、その新契約実績を奨励の支出対象から除外するなどの見直しを令和6年4月から実施した。 【厚生労働省（厚生労働省（消費生活協同組合））】 b 共済事業を実施する消費生活協同組合を対象に、 不適正な営業推進が無いか等のリスクを的確に把握するための点検を実施するとともに、共済事業の状況に応じた顧客本位の業務運営の取組に積極的に取り組むよう促した。 ヒアリングや定期的な報告の機会を通じて、不適正な営業推進等のリスクが無いことを確認し、顧客本位の業務運営に積極的に取り組むよう促した。 【農林水産省】 b ・日本食品衛生共済協同組合については、ヒアリングを通じて、共済の営業専門担当の職員を置いていないことや、契約件数に関するノルマが存在していないことを確認した。また、組合の会合等の機会を通じて、監督指針の適切な取扱いに努めるよう周知を実施した。 ・国際人材育成共済協同組合については、ヒアリングや定期的な報告の機会を通じて、不適正な営業推進等のリスクがないことを確認し、顧客本位の業務運営に積極的に取り組むよう促した。 ・全国米穀販売事業共済協同組合が実施する共済事業について、定期的な検査等において、不適正な営業推進等のリスクがないことを改めて確認し、引き続き、顧客本位の業務運営に取り組むよう促した。 ・全国共済水産業協同組合連合会へのヒアリングを通じ、リスク点検を行うとともに、顧客本位の業務運営に取り組むよう促した。リスク点検の結果からは、不適正な営業推進が行われる可能性は低いものと考えられるが、より行政庁としての監督の実効性を高めるためにも、他業態の取組や監督指針も参考に監督指針の見直しを行った。 【経済産業省】 b 経済産業省が所管する中小企業等協同組合法に基づき共済事業を行う協同組合に対しては、定期的な検査やヒアリング等の機会を活用して、共済契約者は原則として組合員である中小事業者であって組合役職員自身が共済契約者とならないことや、組合役職員等に対する営業ノルマの設定がないこと等の観点から不適正な営業推進が行われるリスクが低いことを改めて確認し、また、各協同組合において顧客本位の業務運営の取組に積極的に取り組むよう促した。監督の実効性の向上の取組としては、定期的な検査やヒアリング等の機会に加え日常的な監督においても、顧客本位の業務運営の取組の観点を意識して監督することとした。 【国土交通省】 b 共済事業を実施する協同組合について、不適正な営業推進が無いか等のリスクを点検するとともに、顧客本位の業務運営の取組に取り組むよう促した。	a ・今後とも、監督指針の趣旨を周知・徹底していく。 ・今後とも、ヒアリング等の機会を通じて取組み状況を確認していく。 ・今後とも、農協におけるFD取組方針の実践を促す。 【厚生労働省】 b 今後とも定期的な報告等の機会を通じて、適切な運営がされているか監督に取り組んでいく。 【農林水産省】 b ・日本食品衛生共済協同組合については、引き続き、監督指針の趣旨を周知・徹底していく。 ・国際人材育成共済協同組合については、引き続き、定期的な報告等の機会を通じて、適切な監督を行っていく。 ・全国米穀販売事業共済協同組合については、引き続き、定期的な検査等の実施を通じて、適切な監督に努めていく。 ・全国共済水産業協同組合連合会については、引き続き、監督指針の趣旨を周知・徹底していくとともに、ヒアリング等の機会を通じて取組み状況を確認していく。 【経済産業省】 b 措置済み 引き続き、経済産業省が所管する中小企業等協同組合法に基づき共済事業を行う協同組合に対して、顧客本位の業務運営の取組に積極的に取り組むよう促して参りたい。 【国土交通省】 b 措置済み	措置済	フォロー終了
(2) 卸売市場の活性化に向けた取組										
令和5年6月16日	地域産業活性化	2	卸売市場の活性化に向けた取組	a 農林水産省は、気候変動による漁獲魚種の変化、事業承継の問題、DXを始めとしたデジタル化への対応など、産地市場・消費地市場それぞれの卸売市場（中央卸売市場及び地方卸売市場をいう。以下同じ。）が抱える課題に対応するため、多様な能力を持つ市場参加者が活躍できる環境づくりなど目指すべき姿の実現に向けた取組を検討し、必要な措置を講ずる。 b 農林水産省は、新規参入時に、既存事業者の推薦や同意を求めることが、合理的な理由なく、新規参入を阻止することとなる場合は、取引拒絶等として不公正な取引方法に該当し独占禁止法上問題となおおそれがあることについて、卸売市場の開設者や市場参加者に通知するとともに、公正取引委員会の協力を得て、新規参入者の承認ルールも含めた卸売市場の運営に係る実務的なルールの実態調査を行い、開設者からの報告内容（卸売市場の実務的なルールを含む。）を農林水産省ホームページにおいて公表を行う。また、当該実態調査の結果を踏まえて、開設者に対し、新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のために、実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討や取組を促すなど、必要な措置を講ずる。 c 農林水産省は、公正取引委員会の協力を得て、食品等の取引の適正化を図る観点から、卸売市場における市場関係者の取引に関する実態調査を行い、当該調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。 d 農林水産省は、産地卸売市場の統廃合等の取組を支援するに当たって、独占禁止法上問題となるおそれがないなど適法な買参人等の新規参入のルールとなっていることを要件に盛り込むとともに、当該ルールについて公表を促進する措置を講ずる。	a：遅くとも令和5年度措置 b：卸売市場の開設者等への通知については措置済み、実態調査については令和5年上期措置、実態調査を踏まえた公表や措置については遅くとも令和5年度措置 c：卸売市場の市場関係者への実態調査については令和5年措置、実態調査を踏まえた措置については令和5年度措置 d：措置済み	a,d：農林水産省 b,c：農林水産省 公正取引委員会	a ・規模の小さい産地市場では価格形成力が弱いこと等が課題となっていることから、産地市場の活性化に向けて、市場機能の集約・効率化を推進し、水産物を集約すること等により価格形成力の強化を図っているところ。また、気候変動による漁獲魚種の変化（原材料不足）や事業継承の問題（人手不足）、DX化等の課題に対応すべく、サプライチェーン上の関係者が連携し水産物流通の課題解決を図る取組を総合的に支援する事業（水産加工連携プラン支援事業）を継続して実施することとしている。さらに、これまで資源管理、生産、加工・流通・消費のそれぞれの段階で実施されてきたデジタル化を面的に推進し、横展開していくことを目的に、デジタル水産業戦略拠点を創出するための計画策定等を支援し、モデルとなる拠点を7拠点創出しデジタル化の取組を推進した。 ・また、消費地市場においては、受発注業務のデジタル対応の遅れや労働力不足の常態化の課題に対応するため、デジタル化・データ連携による受発注業務等の効率化に向けた支援を講じた。更に、物流の効率化を図るため、標準パレット導入、中継共同物流拠点の整備等に向けた支援を講じた。（令和4年度補正、令和5年度当初予算、令和5年度補正予算、令和6年度当初予算、令和6年度補正予算、令和7年度当初予算、令和7年度補正予算） ・産地市場における人手不足に関するアンケートを実施したところ、約7割の市場が人手不足を感じていることが判明した。関係団体等と会議を開催（令和5年5月・10月）し、各組織の役割を明確化するとともに、取組の推進に係る合意を得た。 b 「新規参入者の承認ルールも含めた卸売市場の運営に関する実態調査」の報告内容及び卸売市場の新規参入ルールに関する規程を公表済み（令和6年2月29日）。また、実態調査を踏まえ、開設者に対し、新規参入ルール等の見直しに向けた検討等についての通知を発出済み（令和6年2月29日）。当該通知の発出にあわせ、新規参入ルール等の見直しに向けた検討状況の調査を実施。令和6年9月9日に、調査結果及び各卸売市場の新規参入ルールに関する規程を公表。令和7年2月時点のフォローアップ状況を公表（令和7年10月17日）。 c 食品等流通調査の結果を踏まえ、卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドラインを策定し公表した（令和6年3月27日）。当該ガイドラインについて、小売業者、卸売業者等に対する説明会を実施し、周知徹底を図った。 d 規制改革実施計画どおり措置を行っている。	a～d 措置済み	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
(3) 農協改革の着実な推進										
令和5年6月16日	地域産業活性化	3	農協改革の着実な推進	農林水産省は、令和3年6月の「規制改革実施計画」に基づき、農協及びJAバンクの自己改革実践サイクルにおいて、農協及びJAバンクが自己改革の取組を自律的に深化・発展させるべく、経営体制の実効性向上、定量的な進捗状況把握、担い手経営体に対する取組強化、オンライン・デジタル技術の活用等の重要性を踏まえて、好事例の横展開も含めて、農協及びJAバンクへの助言及び指導・監督等を行う。	令和5年度以降継続的に措置	農林水産省	経営体制の実効性向上、定量的な進捗状況把握、担い手経営体に対する取組強化及びオンライン・デジタル技術の活用の観点から事例を収集し、それぞれ好事例となる取組を行っている農協・中央会から取組を紹介する都道府県農協指導担当者向け研修会（令和6年2月・令和7年3月、WEB方式）の開催や「農協との対話」による好事例に関する意見交換を通じて、農協及びJAバンクへの助言及び指導・監督等を行った。	引き続き自己改革の取組を自律的に深化・発展させるべく、経営体制の実効性向上、定量的な進捗状況把握、担い手経営体に対する取組強化、オンライン・デジタル技術の活用等の重要性を踏まえ、好事例を収集するとともに、その横展開も含め助言及び指導・監督する。	－	フォロー終了
(4) 農協における適切なコンプライアンス・ガバナンス態勢等の構築・実施										
令和5年6月16日	地域産業活性化	4	農協における適切なコンプライアンス・ガバナンス態勢等の構築・実施	a 農林水産省は、トップのコミットメントと実践、外部の目、リスク管理部門の差止め権限、内部通報者の保護等の重要性に留意しつつ、農協における内部統制システムの実効性の向上、外部公益通報窓口「全国JAヘルプライン」の心理的安全性も含めた実効性の向上、不正やハラスメントは絶対に発覚し、必ず隠蔽できずに、厳正に対処されるという組織文化・風土の醸成を含めた農協におけるコンプライアンス・ガバナンス態勢の構築を図るための方策を検討し、必要な措置を講ずる。 b 農林水産省は、厚生労働省と連携して、労働契約は労働者が労務を提供し、使用者が報酬を払う契約であり、労働契約上の義務として、ノルマを達成できなかった労働者にノルマ達成のため自社の商品を購入させることはできず、このようなノルマ達成のための商品購入を強制したり、また、雇用契約を背景に労働者に特定のサービスの利用や商品の購入を強制することは、個別事案に応じた民事に関する司法判断において、公序良俗違反や不法行為となる可能性があることについて、労働基準法（昭和22年法律第49号）では使用従属関係を前提に使用者が労働者を不当に拘束することを規制している趣旨も踏まえて、周知を行うとともに、労働関連法規の法令遵守やハラスメント防止・働き方改革に関する事業主が行うべきことについて、農協の役職員の理解を深めるための研修や説明会等の取組を行う。 c 農林水産省は、人的資本投資の可視化指針など他産業の取組を参考にして、各農協の状況を比較可能な形で定量的・客観的に把握しつつ、農協における人的資本投資を促進する方策を検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度措置	a,c：農林水産省 b：農林水産省 厚生労働省	a ・（一社）全国農業協同組合中央会（以下「全中」という。）と数次の打合せを実施し、令和5年7月13日に全中のHPに、系統内で発生した不祥事件の第三者委員会に委員長として数多く携わってきた外部の弁護士と提携している事務所に業務委託していること、通報受付後の対応の流れ等を明記するなど心理的安全性に十分配慮していることを内容とする全国ヘルプラインに関する情報が掲載された。 ・「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成23年2月28日22経営第6374号。以下「総合的な監督指針」という。）」を令和6年3月29日に改正し（同年4月1日施行）、外部公益通報窓口及び内部統制システムの実効性の向上に係る指導・監督上の主な着眼点等について明記した。 ・令和7年9～12月に実施した指導機関等ヒアリングにおいて、各都道府県域の内部統制システムに関する現状を確認するとともに、引き続き内部統制システムの実効性向上に取り組むよう促した。 b ・厚生労働省と連携し、指摘内容の周知、労働関連法規の法令遵守やハラスメント防止・働き方改革に関する事業主が行うべきことを内容とする説明会を、農協の役員・管理職等を対象として、令和6年1月（2回）及び令和7年2月の計3回、WEB方式で開催した。 ・令和7年6月及び令和8年3月、全中等に対して、厚生労働省が作成した商品の買取り強要等に係るパンフレットの内容を会員農協の役職員に周知するよう促した。 c ・人的資本投資の促進により組合の健全で持続性のある経営を確保する観点から、総合的な監督指針を令和6年3月29日に改正し（同年4月1日施行）、職員の確保・育成に係る指導・監督上の主な着眼点等について明記した。 ・令和6年9～12月及び令和7年9月～12月に実施した指導機関等ヒアリングにおいて、各農協における採用者数・離職率等を把握し、各都道府県域における農協職員の確保・育成に係る取組状況を確認するとともに、引き続き人的資本投資に取り組むよう促した。	a 例年9～12月に実施する指導機関等ヒアリングにおいて、各都道府県域が考える内部統制システムに関する課題及び課題解決に向けた取組について意見交換するとともに、内部統制システムの実効性の向上に向けた取組を促す。 b 例年9～12月に実施する指導機関等ヒアリングにおいて、取組状況を確認するとともに、労働関連法規の法令遵守等の取組を促す。 c 例年9～12月に実施する指導機関等ヒアリングにおいて、総合的な監督指針に基づき、職員の確保・育成状況を確認しつつ、他の都道府県と比較可能なデータで示すことで人的資本投資を促す。	措置済	フォロー終了
(7) 畜舎に関する規制の見直し										
令和5年6月16日	地域産業活性化	7	畜舎に関する規制の見直し	a 農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「畜舎特例法」という。）の考え方を踏まえ、畜舎特例法に基づく新制度（以下「新制度」という。）における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する倉庫、車庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽等（以下「畜産業用倉庫等」という。）を追加し、あわせて、防火に係る技術基準を利用実態に即して建築基準法の基準より緩和することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。 b 総務省は、新制度の見直しの検討の結論を踏まえ、畜産業用倉庫等の利用実態に即した消防用設備等の特例基準について、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、検討の結果、消防法に基づく規制を見直す場合には、事業者に混乱が生じないよう、新制度の見直しと可能な限り同時期に当該見直しを行うため、必要な措置を講ずる。 c 農林水産省は、畜産業の用に供する施設であって畜舎特例法の対象に追加すべき施設を網羅的に把握するため、事業者を対象とした意見交換会やアンケート調査等を行う。その上で、農林水産省は、国土交通省と連携し、畜舎特例法の考え方及び今後の畜産業の大規模化等も踏まえ、畜舎特例法の対象施設を見直すための検討及び必要な措置を不断に講ずる。さらに総務省は、上記の検討の結論を踏まえて、必要に応じて消防法に基づく規制の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。	a,b：措置済み c：令和5年度措置、それ以降継続的に措置	a：農林水産省 国土交通省 b：総務省 c：農林水産省 国土交通省 総務省	a 令和4年4月1日の施行当初より、畜産業用倉庫を畜舎特例法の対象に追加する方向で検討を行い、同年7月～10月にかけ事業者や専門家に「畜舎等」に更なる対象を追加すること等について意見を聴取した。これを踏まえ、畜産業用倉庫に加え、畜産業用車庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽等を追加し、畜産業用倉庫等の防火に係る基準等を建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の基準よりも緩和する「農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和5年農林水産省令第3号。以下「単管省令」）、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第1号。以下「共管省令」）」及び「畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件（令和5年農林水産省・国土交通省告示第1号）。以下「共管告示」）を令和5年1月31日に公布し、同年4月1日に施行するとともに、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行について（技術的助言）」（3畜産第1470-1号、国住指第1460-2号、国住街第196-2号）を改正し、同年3月8日に通知した。改正内容については農林水産省HPに公表し情報提供を行うとともに、令和5年3月に都道府県、関係事業者等に対してそれぞれ説明会を実施した。 c 農林水産省は、畜産業の用に供する施設であって畜舎特例法の対象に追加すべき施設を網羅的に把握するため、令和5年6月～7月に、事業者を対象とした意見交換会とアンケート調査を行った。その結果、「鶏卵を保管するための集卵施設」（以下「集卵施設」という。）を対象施設に加えて「ほしい」との要望を得た。対象施設については、単管省令第1条第1号ニにおいて、畜舎に付随する「飼料、敷料、肥料又は農業用機械その他の畜産経営に必要なものを保管するために使用する施設」（以下「畜産業用倉庫」という。）を規定している。畜産業用倉庫については、共管省令第63条第8号ホにおいて、防火基準の緩和規定の適用を受ける場合の利用基準として、共管告示で指定する物資（以下「畜産業用物資」という。）以外のものを保管しないこととしており、「鶏卵」が畜産業用物資に指定されておらず、防火基準が緩和されていなかった。このため、農林水産省は国土交通省と連携して、令和6年3月13日に、共管告示を改正し、畜産業用物資に「鶏卵その他の畜産物又はその加工品」を追加し、防火基準の緩和規定の適用を受けた畜産業用倉庫に、鶏卵その他の畜産物又はその加工品を保管できるようにした。改正内容については令和6年3月に、農林水産省HPにも公表するとともに、都道府県等に対して通知した。 さらに総務省は、上記の検討の結論を踏まえて、消防法令においても特例基準が適用される畜舎に付随する保管庫に保管できる物資として「鶏卵その他の畜産物又はその加工品」を追加するため、畜舎等に係る基準の特例の細目（令和4年消防庁告示第2号）の改正を令和6年3月に公布・施行したほか、改正内容について周知するためのリーフレットを作成し、農林水産省と連携して、消防機関及び畜産関係者に周知した。 なお、農林水産省は、令和5年度に引き続き、畜舎特例法の対象に追加すべき施設を網羅的に把握するため、令和6年7月～10月に、畜舎特例法により畜舎等を建築した事業者を対象とした意見交換会を行ったが、畜舎特例法の対象施設の追加を求める意見や要望はなかった。 b 畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、貯水施設、排水処理施設及び発酵槽等（以下「畜産業用倉庫等」という。）における消防用設備等の特例基準について、安全の確保を前提に、「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」において検討を行った。当該検討部会での議論の内容を踏まえ、畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象となる施設に畜産業用倉庫等を追加すること等を内容とする消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第6号）等の改正を令和5年5月に公布・施行した。	a,c 認定畜舎等の適正な建築等及び利用が図られるよう、認定畜舎等の監督を行う都道府県に対し、引き続き適切な助言を行う。 b 引き続き、リーフレットを活用し、農林水産省と連携して、消防機関及び畜産関係者に対し、特例基準の内容の周知を図る。	－	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
	(8) 適切な水産資源管理の推進									
令和5年6月16日	地域産業活性化	8	適切な水産資源管理の推進	a 農林水産省は、令和5年度までに漁獲量の8割をTAC（Total Allowable Catch：漁獲可能量）魚種とする目標を達成するための取組を行う。 b 農林水産省は、太平洋クロマグロの漁獲量未報告事案等を踏まえた水産資源の管理の在り方について、太平洋クロマグロが陸揚げされる主要な港等の現場確認から判明した現状の主な問題点等を踏まえて、太平洋クロマグロの漁獲や流通に係る監視や制度の在り方も含め、再発防止や管理の強化を検討し、必要な措置を行う。 c 農林水産省は、IUU（Illegal Unreported Unregulated：違法・無報告・無規制）漁業対策に関する国際的な取組等を踏まえて、消費者、流通業者、漁業者等の関係者において、資源管理の必要性に関する理解を深めるなど、適切な資源管理を進めていくための環境づくりとともに、消費者が安心して購入できる水産物を届けるために民間企業が行う持続可能な調達におけるIUU漁業由来の水産物を取り扱わない方針を円滑に実現するための推進方策について、検討し、必要な措置を講ずる。	a：令和5年度措置 b：令和5年度検討、遅くとも令和7年度までに措置 c：令和5年度検討、可能なものから速やかに措置	農林水産省	a 令和2年の漁業法施行以降、カタクチイワシ及びウルメイワシ対馬暖流系群について令和6年1月から、マダラの4つの資源（本州太平洋北部系群、本州日本海北部系群、北海道太平洋及び北海道日本海）について同年4月から、カタクチイワシ太平洋系群、瀬戸内海系群及びマダイ日本海西部・東シナ海系群について令和7年1月から、ブリについて同年4月から、ベニズワイガニ日本海系群について同年9月からTAC管理を開始した。この結果、漁獲量の約7.7割まで拡大。 b 漁獲量等の報告義務の確実な履行を図り、水産資源の持続的な利用を確保するため、特に厳格に漁獲量の管理を行うべき水産資源（太平洋クロマグロの大型魚）について、個体の数等の報告並びに船舶等の名称等の記録の作成及び保存を義務付けるとともに、水産物の販売等の事業を行う者による当該水産資源に係る情報の伝達を義務付ける等の措置を講ずることとし、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案が第213回通常国会において成立し、令和6年6月26日に公布され、令和8年4月1日に施行された。施行にあたり、政省令や関係通知の整備を行うとともに、漁業者、市場、流通事業者等の関係者に対して周知を行った。 c 資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベルについて、日本の漁業実態を踏まえた日本発の水産エコラベル認証の認知度向上、並びに、国際的に通用する規格等の改定を支援するため、令和7年度当初予算の「日本発の水産エコラベル普及推進事業」により、MELの飼料認証の検討や海外での水産見本市における広報活動等への支援を行った。なお、令和8年度当初予算「日本発の水産エコラベル普及推進事業」を概算決定した。また、令和6年度補正予算の「水産エコラベル認証取得支援事業」を活用し、エコラベル認証取得事業者が抱える認証の普及・活用の課題を調査するとともに、3月末時点でのべ27事業者のエコラベル取得に係る支援を行い、MELをはじめとする水産エコラベル認証の普及を推進した。また、さらに、消費者等に対し、資源管理の必要性に関する理解を深めていくため、令和4年10月に制定した「さかなの日」の今後の推進方針の中に、資源管理に関する情報発信を強化する旨を盛り込み、令和7年度（3月末時点）は19件のイベント、SNS等を活用し、漁業の実態、海洋環境の変化、この変化に対応した資源管理の取組等について消費者に情報発信を行った。	a 引き続き、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に従い、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてTAC導入を推進。 b 措置済み c 措置済み	措置済	継続フォロー
	(9) 改正漁業法の制度運用（漁業権の免許）									
令和5年6月16日	地域産業活性化	9	改正漁業法の制度運用（漁業権の免許）	a 農林水産省は、都道府県に対して、ガイドラインにおいて、漁場を「適切かつ有効」に活用しているかどうかの判断を行う際に確認すべき項目を示したチェックシートにおける有効の判断基準について、総合的な考慮の中で定量的なデータも含む客観的な証票類や現地調査の結果等に基づいて判断を行い、これらの客観的根拠がない場合は、有効の判断基準を満たさないものとみなすよう指導等を行う。 b 農林水産省は、都道府県に対して、団体漁業権も含めた未利用漁場について、漁場の全体又は一部が有効に活用されていない場合、チェックシートを活用しつつ必要に応じて指導し、改善されないものは勧告や漁業権の取消し等を行い、漁場を分割して新たな漁業権の設定を行う等、未利用漁場の有効活用を円滑に促進させる取組を行うよう指導を行う。また、未利用漁場の漁場調査を行い、都道府県内外の水産関連企業に対し公募を行う等の取組を好事例として横展開を図る。 c 農林水産省は、令和5年9月から予定されている漁業権の次期一斉切替え後、ガイドラインのチェックシートの実効性の検証を行い、検証結果を踏まえ、必要に応じてチェックシートの見直しや運用改善を行う。 d 農林水産省は、漁場活用状況等のデータを海上保安庁に提供し、「海洋状況表示システム（海しる）」に表示する等、水産事業の視点も踏まえ、漁業者向けのデータが充実するような取組の検討を行うとともに必要な周知を行う。 e 農林水産省は、組合員資格要件について、漁民の場合、漁業協同組合模範定款例第4条（地区）で定める地区は道路や橋の開通等の交通事情や漁業者の居住実態等の周辺環境の変化を踏まえ必要に応じて広げるなど柔軟な運用となるよう、都道府県に対して通知を行う。法人の場合、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）で定める組合員たる資格において、地区内に住所ではなく事業場を有するのみでも組合員資格要件を満たすことについて、都道府県に対して漁協を指導する旨助言する。また、漁業権行使規則について、道路や橋の開通等の交通事情や漁業者の居住実態等の周辺環境の変化を踏まえ対象範囲を広げるなど実態に即して柔軟な運用となるよう、都道府県に対して通知を行う。 f 農林水産省は、漁協の組合員加入について、世襲以外の新規加入を認めないこととなっていないか等、適切な組合員資格審査の制度運用がなされるよう、都道府県に対して指導する。 g 農林水産省は、漁業権に関する相談窓口に寄せられた事例について、相談者個人が特定されないよう配慮を行った上で、誰もが参照・閲覧できるよう相談の個別事例と情報提供及び助言の内容を一般化して水産庁ホームページに掲載する等を行う。 h 農林水産省は、都道府県が漁業権を免許しようとする際に、漁場区域の全部又は一部が港湾区域内にあるときは、港湾管理者と協議・調整し、港湾の利用、保全、港湾計画の遂行等への支障が無い場合には、漁業権の内容を定めた海区漁場計画を作成できることについて、適切な方法で周知を行う。 i 国土交通省は、港湾区域における漁業の免許の内容等について事前に協議・調整を受けた際には、港湾の利用、保全、港湾計画の遂行その他港湾の開発発展への支障がないか等について、関係者（必要に応じて、漁業者を含む。）と確認・調整した上で適切に対応するよう港湾管理者に周知を行う。 j 農林水産省は、沖合養殖に適した漁場の選定方法や沖合に区画漁業権を設定する際の利害関係人との調整方法など、沖合養殖の拡大に資する取組に向けた情報収集を行い、プロセスの透明化を図る。	a～c,e～h,j：令和5年上期措置 b：（前段）令和5年度措置、（後段）令和5年上期措置 c,d：令和6年度措置 f,g,j：令和5年度措置	a～c,e～h,j：農林水産省 d：農林水産省 国土交通省 i：国土交通省	a、b、e チェックシートにおける有効の判断基準について、「「漁面利用制度等に関するガイドライン」のチェックシートの判断の根拠となる指標及び証票類等について」の改正について」（令和7年3月17日付け6水管第3641号水産庁漁政部企画課長・資源管理部管理調整課長通知）で例示する資源管理の状況等の報告、事業報告書、養殖日誌等の客観的・定量的なデータに基づいて判断を行い、客観的根拠がない場合や確認できるが判断するには情報が足りないような場合には、追加の資料提出を求めることとし、必要に応じて現地での調査、ヒアリング等を行って実態を確認し、情報を補足するよう、「「漁業権制度等の運用に係る留意点について」の一部改正について」（令和6年3月14日付け5水管第1615号－2水産庁漁政部企画課長・水産経営課長・資源管理部管理調整課長・増殖推進部栽培養殖課長通知）により指導した。 未利用漁場の調査は都道府県担当者が現地に赴く、漁協への聴取り等の手法により日々実施しており、具体的な調査項目は、「漁業権制度等の運用に係る留意点について」で例示するとおり、行使状況や水揚状況の有無、養殖魚の生育状況等がある。 組合員資格要件及び組合員行使権を営む資格については、交通事情や周辺環境の変化を踏まえ対象範囲を広げるなど実態に即した柔軟な運用とするよう、「「漁業権制度等の運用に係る留意点について」の一部改正について」により指導しており、組合員資格要件については令和5年以降28件、組合員行使権を営む資格については175件見直している。 左記で指摘されたその他の事項については、「「漁業権制度等の運用に係る留意点について」の一部改正について」により整理し、指導している。 c 令和5年以降の一斉切替えに先立って、「適切かつ有効」に活用されていない旨判断され、法第91条の規定による指導や勧告がなされた事例は115件であり、その主な判断理由としては、漁場の一部で操業実績がない等があげられる。また、当該一斉切替えにおいて、「適切かつ有効」に活用されていないと判断し免許されなかった漁業権は437件であった。一斉切替えにおいて、免許されなかった漁業権の件数は1040件あり、そのうちチェックシートを活用し活用漁業権でないと判断し免許されなかった漁業権の件数の割合が約4割であることから、チェックシートは十分に機能していると考えられ、抜本的な見直しや運用改善は不要と判断した。 他方、一部都道府県から要望があったことを受けて、第5種共同漁業権（内水面）に係る様式を追加するなど「「海面利用制度等に関するガイドライン」のチェックシートの判断の根拠となる指標及び証票類等について」（令和2年11月30日付け2水管第1767号水産庁漁政部企画課長・資源管理部管理課調整課長通知）を改正した。 d 令和5年9月以降順次行われた一斉切替え後の漁業権の情報を海上保安庁に提供し、令和6年11月に「海洋状況表示システム（海しる）」に掲載されたことにより、漁業権情報の充実を図った。 f 都道府県庁ヒアリングにおいて、世襲以外の加入を認めないこと等、水産業協同組合法第24条に違反することがないよう、指導を行った。 g 令和5年12月までに漁業権に関する相談窓口に寄せられた事例と情報提供及び助言をとりまとめ令和6年1月に水産庁ホームページに掲載し、適時に情報を更新していくこととした。 h 左記で指摘された事項について「「漁業権制度等の運用に係る留意点について」の一部改正について」により整理し、発出した。 i 令和5年9月14日に事務連絡を発出し、港湾区域における漁業の免許の内容等について事前に協議・調整を受けた際には、港湾の利用、保全、港湾計画の遂行その他港湾の開発発展への支障がないか等について、関係者（必要に応じて、漁業者を含む。）と確認・調整した上で適切に対応するよう港湾管理者に周知を行った。 j 左記で指摘された事項について、「「漁業権制度等の運用に係る留意点について」の一部改正について」により整理し、発出した。	a～j 措置済み e 組合員資格要件については引き続き柔軟かつ適正な運用となるよう、都道府県ヒアリングを通じて指導を行う。 f 今後とも都道府県ヒアリングにおいて、水産業協同組合法第24条に違反することがないよう、指導を実施していく。	措置済	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
＜共通課題対策分野＞										
(1) 行政手続に関する見直し										
i ローカルルールに関する手続										
令和5年6月16日	共通課題対策	1	ローカルルールの見直し	各規制所管府省及び内閣府は、国民や事業者の負担になっている不適切なローカルルールについて、規制改革推進会議が取りまとめた「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」の「4. 今後の取組方針」に即して見直しに取り組む。	—	全府省	【内閣府】 「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」等に寄せられた個別のローカルールに関する要望に関して、規制所管府省等に対するヒアリング等を実施。 【警察庁】 「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」の「4. 今後の取組方針」を踏まえ、既存の制度におけるローカルルール見直しの必要性の有無を適時点検するとともに、新施策等において不適切なローカルルールが発生しないよう検討を行っている。 【こども家庭庁】 令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減」の回答と同様の取組を実施。 【総務省】 令和7年度の規制改革実施計画「地方公共団体の調達関連手続のデジタル化」の回答と同様の取組を実施。 【厚生労働省】 介護分野については令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」に関する令和6年度フォローアップにおける回答の取組を実施。 【農林水産省】 各行政手続について、必要に応じて書式・様式を統一することで、国民や事業者の負担軽減を図った。 【上記以外の省庁】 取り組み等なし	【内閣府】 引き続き、「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」等に寄せられた個別のローカルールに関する要望に関して、規制所管府省等に対するヒアリング等を実施予定。 【警察庁】 「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」を踏まえ、ローカルルール見直しに係る取組を推進する。 【こども家庭庁】 令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減」の回答と同様の取組を実施。 【総務省】 令和7年度の規制改革実施計画「地方公共団体の調達関連手続のデジタル化」の回答と同様の取組を実施。 【厚生労働省】 介護分野については令和6年6月21日閣議決定規制改革実施計画の「介護サービスの人員配置基準に係るローカルルールの整理・公表」に関する令和7年度フォローアップにおける回答の取組を実施。 【農林水産省】 引き続き、各行政手続について、書式・様式の統一や情報提供などを必要に応じて行うことで、国民や事業者の負担軽減を図る。 【上記以外の省庁】 取り組み等なし	—	フォロー終了
令和5年6月16日	共通課題対策	2	保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減	a こども家庭庁は、就労証明書の様式が全ての地方公共団体において統一されていない、いわゆる「ローカルルール」の存在が、就労証明書を作成する雇用主にとっての大きな負担となっていることを踏まえ、国が定める標準的な様式を全ての地方公共団体において原則使用とするべく、法令上の措置を講ずる。 本取組を行うに当たっては、雇用主の人事・労務管理システムから就労証明書の出力を可能とする民間システムの開発を推進する観点から、様式を統一し、要件を確定することが重要であることに十分留意すること。また、標準的な様式の普及が実質的に進むよう、継続的な調査及び地方公共団体との意見交換を実施すること。 b こども家庭庁は、就労証明書に係る押印の取扱いについて、令和2年7月の「規制改革実施計画」に基づいた対応が行われているか、地方公共団体に対して実態調査を行う。当該調査を踏まえ、押印を継続して求めている地方公共団体に対しては、cの対応を行う方針も示しつつ、速やかな押印廃止の徹底を引き続き求めることとする。 c こども家庭庁及びデジタル庁は、子どものための教育・保育給付認定を申請する保護者（以下「申請者」という。）及び雇用主の利便性を向上させるため、雇用主が就労証明書を地方公共団体にオンラインで提出することも選択できることが可能となるようシステムを構築する。その際は、申請者が提出する申請書と、雇用主が提出する就労証明書の対応関係を地方公共団体において判別できるよう、判別を支援するプログラムを地方公共団体に配布するなど、保育事務を担う地方公共団体にも受け入れられるよう、業務フローに十分留意して進める。 雇用主の事務負担軽減のためには、上記によるデジタル完結がいずれの地方公共団体でも実施されていることが必要となるため、全ての地方公共団体における原則オンライン化の実現に向け、法令上の措置を講ずる。 d こども家庭庁及びデジタル庁は、更なる事務処理上の利便性向上のため、雇用主が、就労証明書を雇用主側のシステムから政府・地方公共団体側のシステムに直接提出できるよう、API等によるデータ連携を可能とする環境整備を行うこと、及び地方公共団体に提出する就労証明書を「様式」ではなく「データ項目」として定めることを検討し、所要の措置を講ずる。	a：（前段）令和6年度保育所入所申請に間に合うように措置、（後段）継続的に措置 b：速やかに措置 c：令和6年度保育所入所申請に間に合うように措置 d：速やかに措置	a,b：こども家庭庁 c,d：こども家庭庁 デジタル庁	a 「就労証明書の標準的な様式について（周知）（令和5年5月29日）」において、様式の統一化と原則使用について事務連絡を発出。「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」（令和5年内閣府令第76号）の公布・同日施行。標準的な様式の原則使用を周知。 「就労証明書の標準的な様式について（周知）（令和6年7月19日）」において、就労証明書の標準的な様式の活用状況に関する調査結果（※）を基にした追加項目の標準化について事務連絡を発出。「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」（令和6年内閣府令第 84号）の公布・同日施行。標準的な様式の原則使用を再周知。 （※）当該調査において、約80%の自治体が標準的な様式を活用しているとの結果を得た。 b 「就労証明書（標準的な様式）の活用状況及び電子申請への対応状況に関する調査について（依頼）（令和5年9月26日）」及び「就労証明書（標準的な様式・R6改訂版）の活用状況及び電子申請への対応状況に関する調査について（依頼）（令和6年10月8日）」の発出により活用状況の調査、電子申請への対応状況及び押印省略の実態調査を実施。 【こども家庭庁】 c、d 就労証明書の提出の原則オンライン化を実現するためには、自治体において就労証明書の標準的な様式の使用することが前提となる。そのため、自治体向けの説明会（令和6年3月21日）や、「就労証明書（標準的な様式）の活用状況及び電子申請への対応状況に関する調査結果の公表」（令和6年3月21日付け事務連絡）及び「就労証明書（標準的な様式・R6 改訂版）の活用状況及び電子申請への対応状況に関する調査結果の公表（令和7年1月29日付け事務連絡）」において、活用状況の調査結果の公表や改めて標準的な様式の使用を求めるといった対応を図った。また、保活に関する一連の手続をオンライン・ワンストップで実施可能とする「保活ワンストップ」の実現に向けて、保活に必要な情報を一元化するとともに、民間サービスや自治体システムと連携して一連の手続のワンストップを実現する「保活情報連携基盤」を国において整備。 【デジタル庁】 c、d 子どものための教育・保育給付認定を申請する保護者（以下「申請者」という。）及び雇用主の利便性を向上させるため、就労証明書を地方公共団体にオンラインで提出する方法を検討した。当初は、事業者から自治体に対し、直接就労証明書を提出する方法を検討していたが、保護者、事業者、自治体にとってより利便性が高い方法とするために、令和6年度入所分の申請においては、事業者から保護者に対して就労証明書を電子的に発行し、保護者がマイナポータルを利用して保育所等の入所手続きの添付データとしてオンライン提出する方法を採用した。	a 必要に応じて標準的な様式の活用状況調査を実施する。 b 必要に応じて押印省略の実態調査及び結果公表を行い押印廃止を進める。 【こども家庭庁】 c、d 令和8年度から運用を開始する、保活に関する一連の手続（情報収集や見学予約、就労証明書の提出等）をオンライン・ワンストップで可能とする「保活情報連携基盤」について、運用状況等を踏まえつつ、利便性の向上に向けた機能拡充を進めていく。 【デジタル庁】 c、d こども家庭庁と連携して、自治体への申請データの連携機能の提供など必要な対応を実施する。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	共通課題対策	5	患者等の負担の軽減のための公費負担医療制度等に伴う審査支払業務等の見直し【再掲】	a こども家庭庁、デジタル庁及び厚生労働省は、患者等が円滑に受診し、また、結果的に高額療養費等の限度額の把握を行い得ることとするため、公費負担医療制度等及び地方単独医療費等助成に係る患者等の資格情報について、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするために、令和5年度末までに希望する地方公共団体及び医療機関において実証を行い、実施に向けた課題を整理する。その上で、法律にその実施根拠がある公費負担医療制度等の全てについて、特段の事情があるものを除き、マイナンバーカードによる資格情報の確認を可能とするとともに、地方単独医療費等助成についても、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするための所要のシステム構築その他環境整備を実施し、地方公共団体に対して同様の対応を要請する。 b こども家庭庁及び厚生労働省は、aの状況を踏まえつつ、公費負担医療制度等に関する審査支払業務について、特段の事情があるものを除き、審査支払機関に委託することで、一時的な患者等の窓口負担をなくすとともに、地方公共団体や医療機関等の関係者の事務手続負担を軽減する方向で検討し、必要な措置を講ずる。また、乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療その他の地方単独医療費等助成に関する審査支払業務については、aの状況を踏まえつつ、地方公共団体の区域の内外を問わず、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるよう、当該地方単独医療費等助成の受給者数などの実態を踏まえ、優先順位を付けた上で、各地方単独医療費等助成の対象者に係る施策の関係省庁（こども家庭庁及び厚生労働省）において、審査支払機関への委託の拡大を含めた地方公共団体、医療関係者等との調整その他の必要な取組を行う。	a：（前段）令和5年度措置、（後段・所要のシステム構築）令和5年度に着手、（後段・同様の対応の要請）令和6年度に相当数の地方公共団体において同様の対応が行われ、その後同様の対応が行われる地方公共団体が段階的に拡大するよう措置 b：（前段）令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、（後段・優先順位付け）令和5年度措置、（後段・必要な取組の実施）令和6年度以降速やかに措置	a：こども家庭庁デジタル庁 厚生労働省 b：こども家庭庁 厚生労働省	a 令和5年度においては、先行実施事業として、希望する自治体・医療機関等を公募し、16自治体・87医療機関等を採択し、公費負担医療制度等の情報連携基盤となるPublic Medical Hub(PMH)の開発を行うとともに、医療費助成（公費負担医療、地方単独医療費等助成）については、令和6年3月から、順次、先行実施事業を開始し、また、予防接種・母子保健については、同年6月から、順次、先行実施事業を開始した。 令和6年度においては、地方単独医療費等助成を含めた医療費助成について、自治体向け説明会（令和5年12月26日）等を通じてオンライン資格確認への参加を積極的に要請した上で、希望する自治体を公募し、180自治体を採択し、令和5・6年度合計で183自治体が先行実施事業に参加したところであり、地方単独医療費等助成のオンライン資格確認を導入した自治体数を154自治体とした。令和7年度においても、地方単独医療費等助成を含めた医療費助成のオンライン資格確認を導入する自治体が拡大するよう、令和6年度補正予算に基づき自治体システムの改修を支援するための補助金を設けるとともに、自治体向け説明会（令和7年1月28日）等を通じて自治体に対して積極的な参加を要請した。あわせて、「医療法等の一部を改正する法律」が成立し、社会保険診療報酬支払基金において、令和9年4月よりシステムの管理・運用等の業務を全国規模で実施することとなった。 b 地方公共団体の区域の内外を問わず地方単独医療費等助成の現物給付化を進めるため、地方公共団体の実施する地方単独医療費等助成の受給者数等の実態調査を実施し、その結果を分析した結果、こども医療費（乳幼児医療費を含む）助成事業を優先することとし、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療その他の地方単独医療費等助成については、こども医療費（乳幼児医療費を含む）助成事業の対応状況を踏まえて徐々に対応していくという優先順位付けを行った。 そのうえで、関連通知を改正（※）し、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者に係る県外分診療報酬のうち、地方公共団体が独自に行う医療費助成事業に係る診療報酬について、医療機関が医療機関所在地の都道府県の国民健康保険団体連合会に対して請求することを可能とするとともに、令和6年度から7年度にかけて、国民健康保険中央会が国民健康保険団体連合会で運用されている国保総合システム及び後期高齢者医療請求支払システム並びに後期高齢者医療広域連合で運用されている後期高齢者医療広域連合電算処理システムを改修することで、県外地方単独医療費等助成の公費併用レセプトの受付対応及び国民健康保険団体連合会間の県外地方単独医療費等助成の公費併用レセプトのデータ交換による全国決済を可能とする取組を実施した。 （※）「「県外分診療報酬の全国決済について」の一部改正について」（令和7年2月10日付保国発0210第1号・保高発0210第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長・高齢者医療課長連名通知）及び「「県外分診療報酬の全国決済について」の一部改正について」（令和8年2月5日付保国発0205第1号・保高発0205第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長・高齢者医療課長連名通知） また、令和5年12月12日、令和6年1月23日、7月1日、令和7年2月25日、令和8年1月28日の5回にわたり全国説明会等を開催し、都道府県を跨ぐ地単公費の現物給付化の取組の概要、併用レセプト請求に係る環境整備の状況、都道府県を跨ぐ地単公費の現物給付化を開始するために地方公共団体において対応が必要な事項等について周知するとともに、各説明会の後に、各地方公共団体からのご意見・ご質問への回答を公表した。 予防接種に関しては、予防接種事務のデジタル化により、償還払いによる一時的な被接種者の窓口負担をなくすほか、地方公共団体や医療機関等の事務手続負担を軽減するため、地方公共団体が実施する費用支払事務を国民健康保険団体連合会に委託することを前提としたシステムの構築に取り組んだ。具体的には、令和7年12月に各地方公共団体と全国の医療機関の間の接種に係る委託契約を全国単位でまとめて締結する集合契約に関するシステムをリリースしたほか、接種記録の管理等に関するシステムの開発を行った。	a 実施計画の記載に従い措置済み。 b 都道府県を跨ぐ各地方単独医療費等助成の現物給付化については、実施を希望する自治体が、対象事業、開始時期及び対象地域を選定したうえで、医療機関等及び審査支払機関との調整を行い、必要な準備が整い次第、併用レセプト方式を基本として、開始することができる。 今後は、こども医療費助成事業を優先しつつ、徐々に対象事業の拡大を目指し、各地方単独医療費等助成の対象者に係る施策の関係省庁（こども家庭庁及び厚生労働省）とともに、マイナンバーカードによる医療費助成事業に係る資格確認の普及状況も踏まえ、医療機関等のレセプト請求等において混乱が生じることのないよう、審査支払機関への委託の拡大を含めた地方公共団体、医療関係者等との調整その他の必要な取組を行う。 予防接種に関しては、引き続き、接種記録の管理等に関するシステムについて、令和8年6月のリリースに向けて開発を進める。 母子保健に関しても、母子保健事務のデジタル化にあたり、集合契約・請求支払に関するシステムの開発に向けて、令和8年度にシステム要件定義を進め、令和9年度以降に開発を進める。	検討中	継続フォロー
令和5年6月16日	共通課題対策	6	障害福祉分野における手続負担の軽減（ローカルルールの見直し等）【再掲】	a こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、障害福祉サービス等事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討し、内容、件数及び処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。 b こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書及び指導監査関連文書について、標準様式等を作成する。その際、当該標準様式等については、押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請するとともに、先行して標準様式が定められている介護サービスと共通化可能な部分は共通化することを基本とする。 その上で、障害福祉サービス等事業者が、当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる方向で検討する。 なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないことより、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。 c こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所施設及び障害児相談支援の指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、障害福祉サービス等事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするため、障害福祉サービス等事業者の選択により、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する。その際、特段の事情があり、当該システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無についてはこども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。 なお、システムの整備に関する検討の結果を得るまでの当面の間、こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したウェブ上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。 d こども家庭庁及び厚生労働省は、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく障害福祉サービス等事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現する方向で検討する。その際、特段の事情があり、このシステムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無についてはこども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。 e こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る地方公共団体の取組状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、押印廃止の進捗状況及び紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。 f こども家庭庁及び厚生労働省は、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、地方公共団体による独自ルールの明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。	a,e：令和5年度措置 b：（前段）令和5年度措置、（中段）令和5年度検討・結論 c：（前段）可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論、（後段）令和5年度措置 d：可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論 f：令和6年度措置	こども家庭庁 厚生労働省	a 障害福祉サービス等事業者が地方公共団体に対して行う手続の簡素化等に係る要望については、随時、国や地方公共団体への要望を提出できるよう、令和6年1月に受付フォームを開設の上、「障害福祉現場における事業者要望専用窓口の開設の周知について」（令和6年1月18日付け事務連絡）等の発出により周知を行った。 （専用窓口の掲載先）https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/syogaikansoka 令和7年3月13日に開催された障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究事業検討委員会の中で、令和6年1月19日の設置から令和7年2月11日の期間に窓口に提出された要望の内容及び件数、処理状況を整理し、公表を行った。さらに、令和7年6月20日時点で更新し、公表を行った。 b 令和7年1月30日、必要な府省令及び告示の改正等を行い、標準様式等の使用を基本原則化する旨、社会保障審議会障害者部会・こども家庭審議会障害児支援部会合同会議で了承。令和7年3月31日に改正関係府省令・告示等を公布し、令和8年4月に施行。 c（前段） こども家庭庁及び厚生労働省において、「共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について」（令和6年10月29日国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会）及び「規制改革推進に関する中間答申」（令和6年12月25日規制改革推進会議）を踏まえ、電子申請・届出機能に加え、事業所台帳管理機能及び業務管理体制データ管理機能を有する事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムを令和9年度中を目途に実現する方向で検討。この結果については、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の合意を得て、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）に係る共通化推進方針」（令和7年6月2日厚生労働省）として決定。電子申請・届出機能に加え、事業所台帳管理機能及び業務管理体制データ管理機能を有する事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムを令和9年度第4四半期の運用開始を想定して整備する旨を含む結論を得ている。 その上で、令和7年度、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続きの共通化に向けた要件定義等委託事業」において、学識経験者、自治体、関連団体等からなる検討会での検討を経て、要件定義書等を作成した。 また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、令和7年11月から令和8年1月にかけて実施した地方公共団体への意見照会の結果を踏まえ、システム移行希望時期を令和8年3月に公表した。 c（後段）「障害福祉分野における手続負担の軽減について」（令和6年4月12日付け事務連絡）において、電子メール等の提出など、提出方法の見直しによる簡素化を図るよう周知。「障害福祉分野における手続負担の軽減及び生産性向上に向けた取組について」（令和7年8月8日付け事務連絡）においても、申請・届出における電子的な提出の原則化を依頼。 d こども家庭庁及び厚生労働省において、「共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について」（令和6年10月29日国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会）及び「規制改革推進に関する中間答申」（令和6年12月25日規制改革推進会議）を踏まえ、電子申請・届出機能に加え、事業所台帳管理機能及び業務管理体制データ管理機能を有する事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムを令和9年度中を目途に実現する方向で検討。この結果については、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の合意を得て、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）に係る共通化推進方針」（令和7年6月2日厚生労働省）として決定。指定申請・業務管理体制届出について、求められる記載内容が共通している項目が多いにもかかわらず、それぞれ書類を作成し、別個に提出する必要があるとの課題が指摘され、この手続を共通化し、事業者の利便性向上につなげる旨を含む結論を得ている。 その上で、令和7年度、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続きの共通化に向けた要件定義等委託事業」において、学識経験者、自治体、関連団体等からなる検討会での検討を経て、要件定義書等を作成した。 また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、令和7年11月から令和8年1月にかけて実施した地方公共団体への意見照会の結果を踏まえ、システム移行希望時期を令和8年3月に公表した。	a 引き続き、窓口に提出された要望の整理・公表を行う。 b（前段、中段） 令和8年4月に施行。 c、d 令和9年度第4四半期のシステム運用開始を想定して、令和8年7月からシステム構築を開始する見込み。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、引き続き、調査・公表予定。	措置済	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	共通課題対策	6	障害福祉分野における手続負担の軽減（ローカルルールの見直し等）【再掲】				e 令和6年度における手続に関する負担軽減に係る地方公共団体の取組状況等については、令和6年度「障害福祉分野における手続負担の軽減のための調査について」において調査を行い、令和7年3月13日に開催された障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究事業検討委員会の中で公表。さらに、令和7年度にも取組状況等を調査。 f 地方公共団体における独自ルールについては、令和6年度「障害福祉現場における手続負担の軽減関する調査研究事業」において調査を行い、令和7年3月13日に開催された障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究事業検討委員会の中で公表。さらに、令和7年度にも地方公共団体の取組状況等を調査するとともに、事業者要望専用窓口に寄せられた独自ルールに関する要望を分析。	e、f 措置済み		
	ii その他の手続									
令和5年6月16日	共通課題対策	8	子育てに関する各種申請業務の負担軽減	a 厚生労働省は、出生時育児休業給付金申請及び育児休業給付金申請において出生日及び出産予定日の確認のために添付が求められている母子健康手帳の写しについて、出産予定日については、母子保健法（昭和40年法律第141号）による妊娠届出に関する情報としてマイナンバー法に基づく情報連携から情報取得すること、又は地方公共団体の健康管理システムから情報取得すること、また出生日については、住民基本台帳ネットワークから情報取得すること等の確認方法により添付省略することができないか、必要に応じてデジタル庁及びこども家庭庁とも連携し、情報連携の環境整備の状況等を踏まえ、雇用保険システムの改修及びマイナンバー法関係法令の改正に係る必要な措置も含めて検討を行う。 b 厚生労働省は、育児休業の「パパママ育休プラス」に係る申請において別途育児休業を取得している配偶者との家族関係を確認するために添付が求められている住民票の写しの添付省略に向け、関係省庁と連携し、雇用保険システムの改修及びマイナンバー法関係法令の改正に係る必要な措置も含めて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 c 厚生労働省は、出産手当金支給申請において出生の事実、出生日、出産予定日、出生児数等の確認のために添付が求められている医師による証明について、出産予定日については、妊娠届出に関する情報としてマイナンバー法に基づく情報連携から情報取得すること、又は地方公共団体の健康管理システムから情報取得すること、また出生日については、住民基本台帳ネットワークから情報取得すること等の確認方法により添付省略することができないか、必要に応じてデジタル庁及びこども家庭庁とも連携し、情報連携の環境整備の状況等を踏まえ、マイナンバー法関係法令の改正に係る必要な措置も含めて検討を行う。 d 厚生労働省は、被扶養者（異動）届において被保険者と被扶養者の身分確認のために添付が求められる場合がある戸籍謄本について、令和6年3月以降にマイナンバー法に基づく情報連携による戸籍関係情報の取得が可能となった場合、その戸籍関係情報の取得によって添付省略可能とするための必要な措置を講ずる。 e 厚生労働省は、身分関係等を認定するための情報を保険者又は事業主が取得しておらず、公的証明等の添付を省略できない場合において、健康保険組合に係る被扶養者（異動）届に添付が求められる場合がある住民票の写しに関し、既にマイナンバー法に基づく情報連携により取得可能な情報については、健康保険組合に対して当該方法により把握するように周知するなど、住民票の写しの添付省略に向けた必要な措置を講ずる。 f 厚生労働省は、養育期間標準報酬月額特例申出書において申請者と子の身分の確認のために添付が求められる場合がある戸籍謄本について、令和6年3月以降にマイナンバー法に基づく情報連携による戸籍関係情報の取得が可能となった場合、その戸籍関係情報の取得によって添付省略可能とするための必要な措置を講ずる。 g 厚生労働省は、養育期間標準報酬月額特例の対象者について、必要な手続が適切になされるよう、育児休業期間中における厚生年金保険料の免除申請の対象者に制度の周知を行う等の方策について検討し、必要な措置を講ずる。 h デジタル庁は、厚生労働省が実施する実施事項a～cにおいて、厚生労働省と連携してマイナンバー法関係法令の改正等必要な措置を講ずる。	a,c,e：令和5年度措置 b,d,f：令和6年3月以降措置 g,h：可能なものから順次措置	a～g：厚生労働省 h：デジタル庁	a 出産予定日を確認するために申請書類への添付を求めている母子健康手帳の写しについては、添付省略を可能とするため、公共職業安定所がマイナンバー法に基づく情報連携により「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」を照会することとし、所要の法令改正を行った。 　また、出生日や配偶者間の育児の事実を確認するために、公共職業安定所が住民基本台帳法に基づく「本人確認情報」の提供を受けること及びマイナンバー法に基づく情報連携により「住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項」を照会することとし、所要の法令改正を行った。 b 両親と子の配偶関係を確認するために申請書類への添付を求めている住民票の写しについては、添付省略を可能とするため、公共職業安定所が住民基本台帳法に基づく「本人確認情報」の提供を受けること、マイナンバー法に基づく情報連携により「住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項」及び「戸籍関係情報」を照会することとし、所要の法令改正を行った。 c 出産予定日の情報については、地方公共団体によりその管理状況が異なることから、地方公共団体における対応状況等を踏まえ、出産手当金の支給申請に際し、出産予定日に関する医師又は助産師の意見書の省略が可能か、現在検討を行っている。 　また、出生日については現行法令上、書類の添付を求めていないところである。 d 令和6年3月以降、マイナンバー法に基づく情報連携により、保険者が被扶養者の認定手続きに際して、戸籍関係情報を取得することが可能となったところであり、保険者に対して事務連絡を発出し、その旨周知を行った。 e 被扶養者の認定事務に際し公的証明書等の添付が必要な情報について、健康保険組合がマイナンバー法に基づく情報連携により当該情報を取得する場合には、公的証明書等の添付を省略することができる旨、健康保険組合に対して周知した。 f 厚生年金保険の養育期間標準報酬月額の特例申出に係る戸籍謄本添付について、令和6年11月にマイナンバー制度を活用した情報連携により省略可能としたところであり、これに加え、令和7年1月から、事業主が続柄確認をした場合にも添付を省略できる取扱いを開始した。 g 育児休業中の保険料免除や養育期間標準報酬月額特例届など、出産・育児に関して活用できる厚生年金保険・健康保険の手続きをまとめて解説した動画を作成し、令和6年3月から日本年金機構ホームページ及びYouTube厚生労働省チャンネルに掲載した。 h 各種手続の制度所管省庁における検討状況を踏まえ、戸籍関係情報等の情報連携の実施に向けたマイナンバー法関係法令の改正等の要否について検討を進め、a,bについては添付書類の省略を可能とするためマイナンバー法令の改正を行った。	a、b 令和8年6月に試行運用を開始する予定。 c 地方公共団体における対応状況等を踏まえつつ、引き続き検討を行う。 d～g 措置済み h cについては、引き続き、各種手続の制度所管省庁と連携しつつ検討を進め、必要に応じてマイナンバー法関係法令の改正等の措置を講ずる。	検討中	継続フォロー
令和5年6月16日	共通課題対策	9	地方公共団体への公金納付等のデジタル化	a デジタル庁及び総務省は、地方公共団体が公金納付にeLTAXを活用することができるようにするため、民間事業者や地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、令和6年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指すとともに、システム改修を進め、関係者への必要な周知も行いつつ、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始する。 b デジタル庁及び総務省は、民間事業者からの各種公金の取扱いに関する意見や地方公共団体等からの業務の効率化・合理化に係る意見等を踏まえ、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものについて、公金納付者がいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用して納付を行い関係者の業務効率化を図ることができるようにするため、その公金収納の開始時期等の検討を速やかに行い、一定の結論を得る。 c 総務省は、令和4年3月に立ち上げた、地方税における電子化の推進に関する検討会実務者ワーキング・グループ及びその本会において、地方税の処分通知等（課税明細書等の添付書類を含む。）のデジタル化について得た結論を踏まえ、可能なものから速やかに措置を講ずる。 d 総務省は、税務システムの標準化において、できる限り書式・様式等の統一化も図るようにする。	a：所要の法令上の措置については令和6年通常国会への提出を目指す、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始 b：速やかに検討を開始し、令和5年中に一定の結論を得る c,d：可能なものから速やかに措置	a,b：デジタル庁 総務省 c,d：総務省	a、b ・地方公共団体が公金納付にeLTAXを活用することができるよう、令和6年6月に地方自治法を改正した。 ・規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）を踏まえ、令和6年7月に新たに文部科学省と子ども家庭庁を関係府省庁連絡会議（※）の構成員に加えた。 （※令和8年3月31日時点の構成員・・・デジタル庁、総務省、内閣府、警察庁、個人情報保護委員会事務局、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省） ・令和6年10月に関係府省庁連絡会議を開催し、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」において、「デジタル庁及び総務省並びに警察庁、こども家庭庁、文部科学省及び国土交通省は、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金納付を行うことができるよう措置されることを踏まえ、全国共通の取扱いとするべきとの要請がある土地賃貸料、放置違反金、保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費及び住宅使用料について、納付書の取扱いがない又はその件数が極めて少ないなど、費用対効果が不十分であると地方公共団体が判断した場合を除き、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずること」を位置づける改定を行った。 ・eL-QRを活用した公金収納のデジタル化に対応するための財務会計システム等の改修に要する経費について、令和7年度からデジタル活用推進事業債の対象とした。 ・eL-QRを活用した公金収納の令和8年9月の開始に向けて、地方税共同機構において、eLTAXの改修等を進めるとともに、令和7年度より順次、各地方公共団体において公金の収納管理を行っているシステムとeLTAXを接続するためのシステム改修等を進められるよう、令和7年1月に地方税共通納税システムの仕様書を公開した。これを踏まえ、令和7年2月に、総務省より、eL-QRを活用した公金収納の開始に向けた留意事項通知を発出した。令和8年2月・3月には、留意事項通知について更新を行い、再度発出した。 ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、生活保護及び子ども・子育て支援の5業務の標準仕様書に納付書についての記載があることから、納付書へのeL-QRの印字を可能とする標準仕様書改定を行った。 c 令和5年度の「地方税における電子化の推進に関する検討会」のとりまとめにおいて、「納税通知書（課税明細書を含む）及びそれに付随する納付書（以下「納税通知書等」）のデジタル化については、納税通知書等の案件特定方法としてeL-QRを活用すること等を前提として、ほぼ全ての団体でeL-QRに対応している固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割を対象税目として、eLTAX及びマイナポータルを活用して、納税者等からの申請に応じて、全国統一的に電子的に送付する仕組みとすべき」とされた。 上記とりまとめを受け、令和6年度与党税制改正大綱において、「地方税においても更なるデジタル化に向け、地方税関係通知のうち、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、eLTAX及びマイナポータルの更改・改修スケジュール等を考慮しつつ、納税者等からの求めに応じて、eLTAX及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。」とされた。 d 令和5年8月31日に税務システム標準仕様書【第3.0版】を策定し、各税目毎に帳票レイアウトを定義しており、できる限り書式・様式等の統一化も図った。	a、b ・令和8年9月にeLTAXを活用した公金収納を開始することができるよう、関係する政省令の改正、地方税共同機構におけるeLTAXの改修を進めるとともに、地方税共通納税システムの公開仕様書に基づき、令和7年度より順次、各地方公共団体において公金の収納管理を行っているシステムとeLTAXを接続するためのシステム改修を行うことができるよう、標準化対象事務に係る公金について、標準仕様書の改定を行っており、令和8年度においても必要な取組を実施する。 ・全国での公金収納へのeL-QR導入状況を把握するため、令和8年4月時点での各公金ごと導入予定について全地方公共団体を対象とした調査を実施する。 ・引き続き、各地方公共団体における公金収納に係るeLTAXの活用に関する検討状況や課題を丁寧に把握し、必要な情報提供や助言をきめ細やかに行うなど、どの地方公共団体においても、eLTAXの活用に向けた準備が着実に進められるよう、必要な取組を実施する。 c、d 措置済み	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	共通課題対策	10	道路占用に係る手続のワンストップ化	a 国土交通省は、地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続において、デジタル庁が環境整備等を実施するe－Govを利用したオンライン申請が可能となるように必要な措置を講ずる。なお、当該オンライン化に際し、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の3により道路法施行規則様式第5の申請項目をもって申請が可能となるように措置する。また、e－Gov上で申請先の地方公共団体を問わず道路占用許可申請手続が完結できるよう法令上の措置の必要性も含めて継続的に普及促進の検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 b 国土交通省は、地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のe－Govを利用したオンライン化に際し、国道の道路占用システムとe－Govを連携し、国土交通省が管理する国道に係る道路占用許可申請手続についても、ワンストップ等により、円滑に行える方策を検討し、必要な措置を講ずる。また、地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のe－Govを利用したオンライン化に際し、国土交通省は、デジタル庁及び警察庁と連携して道路使用許可との一括での申請が可能となるように必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、歩行者利便増進道路制度に基づき、道路を占用して路上に飲食施設等を設置しようとする際、国土交通省が管理する国道では、オンライン上で公開された道路占用許可基準の確認事項を満たす場合、申請者は道路管理者へ事前相談を行うことなく、道路占用許可をオンライン等で申請することができることを鑑み、都道府県道、市区町村道においても歩行者利便増進道路制度に基づき、道路を占用して飲食施設等を設置しようとするときにおける確認事項の公開による占用許可の円滑化が進むよう検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 d 国土交通省及び警察庁は、道路占用許可及び道路使用許可申請手続の際に行われることがある事前相談が法令上の義務ではないことに鑑み、地方公共団体のホームページ及び公表資料での事前相談に係る記載方法について地方公共団体に周知等必要な措置を講ずる。 e 警察庁は、国土交通省が実施するe－Govによる都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン化において、道路使用許可との一括での申請が可能となるように必要な措置を講ずる。 f デジタル庁は、国土交通省が実施するe－Govを利用した都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン化において、申請を可能とし、更に審査機能を含めたe－Govの環境整備等必要な措置を講ずる。なお、当該オンライン化に際し、国土交通省は、道路法施行規則第4条の3により道路法施行規則様式第5の申請項目をもって申請が可能となるように措置することを検討しているところ、国土交通省と連携し、実現方法について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、e－Govを利用した道路占用許可に係る地方公共団体手続のオンライン化の普及促進においても、国土交通省と連携して取り組む。 g デジタル庁は、国土交通省が実施するe－Govを利用した都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン化において、国道に係る道路占用許可申請とのワンストップ、道路使用許可との一括申請においても、国土交通省と連携し、実現方法について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	a～c：国土交通省 d：国土交通省 警察庁 e：警察庁 f,g：デジタル庁	a 導入した自治体において道路法施行規則第4条の3による様式第5にてe－Govを利用したオンライン申請が完結できるよう措置し、令和7年12月15日から導入自治体において運用を開始した。 b 令和7年12月15日から道路占用システムとe-Govとの連携を行った。また、e-Govを利用したオンライン申請を導入した自治体において、道路使用許可との一括での申請が可能となる措置を講じた。 c 各都道府県、市町村宛てに、各地方公共団体のホームページの道路占用制度に係る項目の中で公表し、申請者自らが占用許可基準の主要な項目をあらかじめ確認できるようにして、手続の簡素化・円滑化が図られるよう努めることとする旨を通知した。 【国土交通省】 d 一部の地方公共団体のホームページ又は公表資料において、道路占用許可申請を行う前に事前相談を実施することが義務付けられているかのように誤解を生じさせる記載となっていることが確認されたため、各都道府県、市町村宛てに、記載方法の見直しを行うこととする旨を通知した。 【警察庁】 d 規制改革実施計画どおり措置を行っている。 e 令和7年12月15日より、デジタル庁及び国土交通省が一部の地方公共団体において運用を開始したe-Govによる都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン化において、道路使用許可との一括での申請が可能となるよう措置を講じた。 f 国土交通省と連携し、導入した自治体において道路法施行規則第4条の3による様式第5にてe－Govを利用したオンライン申請が完結できるよう措置し、令和7年12月15日から、導入自治体において運用を開始した。 g 令和7年12月15日より、デジタル庁及び国土交通省が一部の地方公共団体において運用を開始したe-Govによる都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン化において、道路使用許可との一括での申請が可能となるよう措置を講じた。	a 措置済み b 措置済み c、d 措置済み 【国土交通省】 c、d 措置済み 【警察庁】 d 措置済み e 措置済み f 措置済み g 措置済み	措置済	解決
令和5年6月16日	共通課題対策	11	情報システム調達を通じたデジタル化の推進	a デジタル庁は、ベンダーロックインの実態や情報システム調達の在り方について、継続的に調査検証、見直しを実施するとともに標準テンプレート等、できた成果について周知をおこなうこと。 b デジタル庁は、デジタルマーケットプレイスについて、令和5年度中にカタログサイトの構築実証を進め、国、地方公共団体及び民間事業者等の意見を踏まえつつ、令和6年度以降導入を目指す。なお、導入に際しては、ベンダーロックイン回避のための調達透明性の確保に十分に留意の上、検討を進めることとする。	a,b：速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	デジタル庁	a デジタル庁情報システム調達改革検討会、検討会のフォローアップに基づき、各施策を実施。 ・総合評価方式における価格点・技術点の比率1：3の適用要件見直し ・デジタル・スタートアップ評価制度のフォローアップ ・アジャイル開発の採用環境整備に向けた有識者検討会の開催 ・オープンソース化及びOSS利活用に向けた有識者検討会の開催 ・民間企業における情報システムの開発・運用保守等に係るコスト抑制策の事例調査　など b ・ 令和6年度末に、政府・自治体がDMPカタログサイトを利用して調達することができる環境が整備されたことを踏まえ、政府・自治体へのDMPの理解浸透や調達利用促進、また、事業者へ向けたソフトウエア・販売サービス情報の更なる登録促進のための取組を実施。 ・ 令和7年12月には、ユーザーの利便性向上を目的とした機能追加のリリースを実施し、ユーザビリティのシステム強化を行った。 ・ 令和8年3月には、政府・自治体や事業者に対して、DMPを活用した調達の制度・仕組み、メリットや、DMPカタログサイトの操作方法に関する理解を更に向上させ、また、DMPを幅広く認知・普及させるために、広報コンテンツ（動画、パンフレット、ポスター等）を製作した。	a デジタル庁情報システム調達改革検討会、検討会のフォローアップを踏まえ、引き続き情報システムの調達改革活動を推進していく。 特に、R7年度の事例調査や有識者検討会を踏まえ、AIの活用等による情報システムの開発・運用等における調達コスト抑制策の整理・検討、ベンダーロックインの排除に向けた取組の整理・検討、情報システム調達における適切なアジャイル開発手法の採用及び活用に向けたガイドブックの整備・展開等を進めていく。 b ・令和7年度末に製作した広報コンテンツを活用する等して、行政機関等に対するDMPへの更なる理解浸透、及びDMPを活用した調達利用の促進に取り組んでいくとともに、SaaSを提供するスタートアップ等の多様な事業者にDMPへの参加を呼び掛けることで、公共調達への参入拡大を継続的に推進する。	未措置	継続フォロー
	(2) 司法手続に関する見直し									
令和5年6月16日	共通課題対策	13	民事訴訟手続のデジタル化	a 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に向け、令和4年通常国会に必要な法案を提出する。その際、デジタルを標準とするため、インターネットを用いてする申立て等の在り方について検討し、少なくとも訴訟代理人があるときはインターネットを用いてする申立て等にならなければならないこととする。また、民事訴訟手続における審理終結までの予測可能性を高めるため、審理期間や口頭弁論の時期等についてあらかじめ定める新たな訴訟手続を導入するとともに、当該手続が実際に活用されるよう、利便性が十分に高いものとする。 b 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化について、遅くとも令和7年度に本格的な運用を円滑に開始するため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、令和5年度中にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始するなど、申立て、書面提出、記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始できるように環境整備に取り組む。 c 法務省は、デジタル化された民事訴訟手続を利用して本人訴訟を行う者に対するサポートを充実させるとともに、デジタル化による事務処理コストの低減を踏まえ、書面による申立て等に比べてインターネットを用いてする申立て等の手数料を引き下げることにより、インターネットを用いてする申立て等が標準となるよう取り組む。 d 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に当たって、司法府における自律的判断を尊重しつつ、裁判に関係する者のプライバシーにも十分配慮しながら、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなること、④外部ベンダーと連携することができるようAPIを開放すること、⑤リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やアクシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための客観的指標を設け、PDCAサイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとすること、⑦国民目線で利用しやすいシステムを構築するという観点からは、例えば、アカウント取得についてオンラインのみで完結する仕組みや、また、インターネットを用いた申立てに関し、フォーマット入力方式を導入することについて積極的な検討を行うことについての環境整備に取り組む。	a：措置済み b：可能なものから速やかに措置 c：継続的に措置 d：可能なものから順次措置	法務省	a 法務省は、令和4年の通常国会に民事訴訟法等の一部を改正する法律案を提出し、同法律案は、同年5月に可決され、成立した。 b 民事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、当事者双方がウェブ会議・電話会議を利用して弁論準備手続の期日や和解の期日に参加することが可能となる仕組みに係る部分は令和5年3月に、ウェブ会議を用いた口頭弁論を可能とする規定については令和6年3月に施行された。同法律の施行につき、法務省は、ポスター及びパンフレットを配布するなどして、周知広報を行った。 c 民事訴訟法等の一部を改正する法律において、インターネットを用いてする申立て等の手数料につき、書面による申立て等に比べて一定額の引下げを行った。デジタル化された民事訴訟手続を利用して本人訴訟を行う者に対するサポートの方策については、最高裁判所、法テラス、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と意見交換を行いながら、検討・準備を進めている。 d 民事訴訟法等の一部を改正する法律の全面施行を控え、最高裁判所において、国民の利便性向上やセキュリティの観点等に配慮し、民事訴訟手続のデジタル化に対応するシステムが整備された。引き続き、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、より国民目線でより利用しやすいものとなるよう環境整備に取り組んでいる。	a 措置済み b 民事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、申立て、書面提出、記録の閲覧等の民事訴訟手続の全面的なデジタル化に係る規定については令和8年5月21日に施行されることが予定されている。法務省は、司法府における自律的判断を尊重しつつ、同法律の円滑な施行に向けて、引き続き、環境整備に取り組む。 c 引き続き必要な検討を進めることとしている。 d 引き続き、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、国民目線で利用しやすいものとすること等についての環境整備に取り組む。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	共通課題対策	14	家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化	a 法務省は、倒産手続における債権届出や債権管理等、デジタル化の効果が大きいと考えられる手続について、民事訴訟手続のデジタル化に関する規律にかかわらず、①情報を電子データとして処理することが可能となるようにすること、②倒産手続における破産管財人等が行う裁判所に対する申立てを原則としてインターネットを用いて行うことを義務とすること、③全ての事件について電子記録のルールを適用することなど、手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討する。 b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法府における自律的判断を尊重しつつ、申立て、書面提出、記録の閲覧、期日といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始するスケジュールを検討し、本格的な運用については、民事訴訟手続のデジタル化の本格的な運用が開始以降速やかに開始できるように環境整備に取り組む。 c 法務省は、民事執行手続における預金債権の差押えについて、第三債務者となる金融機関に対してシステム送達が実施される場合は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要件制度も考慮し、システム送達の内容、効力を安定して生じさせるよう、法令の定め及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度な負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。 d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、司法府における自律的判断を尊重しつつ、裁判に関係する者のプライバシーにも、適切なセキュリティを構築するなど十分配慮しながら、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなることや、民事訴訟手続と相互に関連する手続については、システム上も連携して手続を進行できるようにすること、④外部ベンダーと連携することができるようAPIを開放すること、⑤リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やインシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための客観的指標を設け、PDCAサイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとすること、⑦倒産手続における債権届出については、システム上のフォーマット入力方式を導入し、その後の債権管理と連動する一気通貫したシステムを検討すること、⑧民事執行手続のデジタル化後においても、不動産競売物件情報サイトとの連携を視野に入れて、検討を進めることについての環境整備に取り組む。	a：措置済み b：令和5年の通常国会に法案提出については措置済み、試行や先行運用については令和5年度以降可能なものから速やかに措置、本格的な運用については令和7年度以降速やかに措置 c：継続して措置 d：可能なものから順次措置	法務省	a 法務省は、令和5年の通常国会に民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案を提出し、同法律案は、同年6月に可決され、成立した。 b 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律のうち、公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化に係る規定については令和7年10月に施行された。 c 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、民事訴訟以外の民事裁判手続についても、インターネットによる送達方法をとることを可能とする規定が整備された。 d デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、国民目線で利用しやすいものとすること等についての環境整備に取り組んでいる。	a 措置済み b 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律のうち、期日におけるウェブ会議・電話会議の利用の拡大に関する規定については令和8年5月21日に、申立て、書面提出、記録の閲覧等の民事裁判手続の全面的なデジタル化に係る規定については令和10年6月までに施行されることが予定されている。法務省は、司法府における自律的判断を尊重しつつ、同法律の円滑な施行に向けて、引き続き、環境整備に取り組む。 c 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律のうち、システム送達に関する規定については令和10年6月までに施行されることが予定されている。法務省は、司法府における自律的判断を尊重しつつ、同法律の円滑な施行に向けて、引き続き、環境整備に取り組む。 d 引き続き、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、国民目線で利用しやすいものとすること等についての環境整備に取り組む。	未措置	継続フォロー
			(3) 民間手続等に関する見直し							
令和5年6月16日	共通課題対策	16	電子署名の更なる普及に向けた環境整備	a デジタル庁及び法務省は、電子署名の利用者、認証事業に係る有識者やサービス提供事業者等の意見を十分に聞き取り参考にして、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（電子署名法第3条関係）（令和2年9月4日）」（以下「3条Q&A」という。）に下記の3点を盛り込む改訂について検討を行い、その可否を含めて結論を得た上で、必要な措置を講ずる。 〇電子契約サービスの利用者と電子文書の作成名義人の同一性が確認される（いわゆる利用者の身元確認がなされる）ことについては、①電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第3条に規定する電子署名に該当する要件としては不要であること、一方で、②実際の裁判において同条の推定効が認められるには、利用者の身元確認がなされることが重要な要素になると考えられるところ、同条の適用において、いわゆる利用者の身元確認が不要である又は問題とならないといった誤解を招くことのないようにすることの2点を分かりやすく明示すること。 〇電子署名法第3条に規定する電子署名に該当する要件として3条Q&Aに記載のある「固有性の要件」について、十分な水準の固有性を満たす措置としてどのようなものが考えられるか分かりやすく明示すること。 〇電子契約サービスを選択する際の留意点として、実際の裁判において作成名義人の意思に基づき電子署名が行われているとして電子署名法第3条の推定効が認められると考えられる「身元確認の水準及び方法やなりすまし等の防御レベル」について、最終的には裁判所の判断に委ねられるべき事柄ではあるものの、一般論としてその内容を分かりやすく明示することに加え、適正管理要件の充足方法を複数例示すること。 b デジタル庁及び法務省は、商業登記電子証明書の発行時における利用者の負担軽減の観点から、取得費用を低減すること、及び利用者の利便性向上の観点から、発行時や利用時の利用者の操作性を向上させること、GビズIDの法整備がなされた場合に商業登記電子証明書との連携を進めること、代表者以外による利用について整理を行うこと、民間電子署名サービスとの連携を進めることや、令和7年度中に運用開始予定の次期電子認証システムにおいてリモート署名方式を導入することについてそれぞれ検討を行い、その可否も含めて結論を得た上で、必要な措置を講ずる。 c 法務省は、登記・供託オンライン申請システムを利用して商業登記の申請をする際に必要となる法務大臣の定める電子証明書に関して、民間電子署名サービス（クラウド型電子署名サービスを含む。）を公開しているところ、新たに当該電子証明書として追加を受けようとする事業者の予見可能性を高めるために、その基準及び手続を公表する。	a：令和5年度上期に検討に着手した後、速やかに措置 b：令和6年度措置、一部は令和7年度措置、次期電子認証システムに関する事項については令和7年度措置 c：令和5年度措置	a,b：デジタル庁 法務省 c：法務省	a 令和6年1月9日に「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（電子署名法3条関係）」を改定した。 b 〇「利用者の負担軽減の観点から、取得費用を低減すること」 →紙の印鑑証明書と同程度の発行手数料で発行できる有効期間（1か月）の区分を新たに設けるとともに、既存の発行手数料の引下げを行うこととし、そのための関係法令及びシステムの整備を令和6年度中に実施済み。 〇「利用者の利便性向上の観点から、発行時や利用時の利用者の操作性を向上させること」・「民間電子署名サービスとの連携を進めることや、令和7年度中に運用開始予定の次期電子認証システムにおいてリモート署名方式を導入すること」 →リモート署名の導入に向けて、令和6年度に同機能の設計業務を実施済みであり、その中で、利用者の操作性に配慮したUIの導入と、将来的な民間署名サービスとの連携を見込んだ標準的なAPの採用を決定した上で済み。また、令和7年度に、標準的なAPIを実装したリモート署名システムを開発。 〇「GビズIDの法整備がなされた場合に商業登記電子証明書との連携を進めること」・「代表者以外による利用について整理を行うこと」 →リモート署名導入後における署名認可の前提となる認証機能として、GビズIDと連携することとして基本設計及び詳細設計を実施済み。また、代表者以外の者については、代表者によるアカウント上の権限付与に基づき、署名準備の範囲に限り操作をすることができるものとする方向で整理済み。 c 登記・供託オンライン申請システムを利用して商業登記の申請をする際に必要となる法務大臣の定める電子証明書に関して、民間電子署名サービス（クラウド型電子署名サービスを含む。）を公開しているところ、新たに当該電子証明書として追加を受けようとする事業者の予見可能性を高めるために、その基準及び手続について、令和6年2月28日付けで法務省ホームページにおいて公表した。	a 措置済み b 〇「利用者の負担軽減の観点から、取得費用を低減すること」 → 措置済み 〇「利用者の利便性向上の観点から、発行時や利用時の利用者の操作性を向上させること」・「民間電子署名サービスとの連携を進めることや、令和7年度中に運用開始予定の次期電子認証システムにおいてリモート署名方式を導入すること」 → 令和8年度中にリモート署名方式及び利用者の操作性に配慮したUIの導入が実現予定。 〇「GビズIDの法整備がなされた場合に商業登記電子証明書との連携を進めること」・「代表者以外による利用について整理を行うこと」 →左記のとおり令和8年度中に予定しているリモート署名方式の導入とともに実現予定。 c 措置済み	未措置	継続フォロー
令和5年6月16日	共通課題対策	18	特定商取引法の契約書面等の電子化	a 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）における「インターネットを通じて提供する特定継続的役務」にかかる消費者への契約書面等の電子交付の方法、電子端末の画面サイズ等の規制については、改正特定商取引法の施行2年後の見直しの中で、デジタル原則も踏まえたオンライン化の促進による消費者の保護と利便性向上の両立の観点から、効果的に消費者トラブルを抑止しつつ取引の効率性を向上させるような具体的提案が事業者等からなされる場合にはそれを加味し、電子交付を悪用する事業者による消費者トラブルの実態等も含めたデータの収集・分析を行った上で見直しを行い、消費者委員会等の意見を踏まえ、一定の結論を得て、必要な措置を講ずる。 b 特定商取引法における書面交付の電子化の在り方全般について、改正特定商取引法の施行2年後の見直しの中で、消費者トラブルの実態等も含めたデータの収集・分析を行った上で見直しの要否を検討し、消費者委員会等の意見を踏まえ、一定の結論を得て、必要な措置を講ずる。	a,b：可能なものから速やかに検討を開始し、一定の結論を得た上で、令和7年度中に措置	消費者庁	a、b 特定商取引法の契約書面等の電子化制度については、施行後2年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが求められていることから、事業者及び消費者の双方の視点から、デジタル社会に呼応した契約書面等の電子化制度の利用状況、ニーズ、課題等を適切に把握するための調査研究をを令和5年度に実施した。 調査においては、オンライン化の促進による消費者の保護と利便性向上が一定程度果たされている一方で、電子化の実施を予定しない事業者からは、自社の事業特性と契約書面等の電子化が馴染まないという意見に加えて、制度を知らなかったという声などが見られるなど、周知啓発に課題が見られた。 こういった結果を踏まえて、事業者向けセミナー等の場において、特定商取引法に係る書面電子化の制度について、周知啓発を行っている。	a、b 引き続き、本制度について事業者・消費者への周知徹底を図る。	措置済	フォロー終了

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）等										
デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し										
(1)目視に係る規制の見直し										
令和4年6月7日	デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	1	目視規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる目視規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣官房 内閣府 公正取引委員会 警察庁 個人情報保護委員会 カジノ管理委員会 金融庁 消費者庁 こども家庭庁 デジタル庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 人事院	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、目視規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、現時点で見直しが必要とされた目視規制1617条項のうち1616条項について見直しを完了した。 また、通知・通達等に規定されるアナログ規制の点検を実施し、令和5年5月にデジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針」が決定され、現時点で見直しが必要とされた目視規制381条項全ての見直しを完了した。	集中改革期間の終期である令和6年6月以降も見直しが完了していない法令については、新たな見直し完了時期までに見直しを確実に実施する。	未措置	継続フォロー
(2)実地監査に係る規制の見直し										
令和4年6月7日	デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	2	実地監査規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる実地監査規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣府 個人情報保護委員会 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 原子力規制庁 人事院	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、実地監査規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、現時点で見直しが必要とされた実地監査規制64条項全ての見直しを完了した。 また、通知・通達等に規定されるアナログ規制の点検を実施し、令和5年5月にデジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針」が決定され、令和7年2月27日で見直しが必要とされた実地監査規制77条項全ての見直しを完了した。	措置済み	措置済	解決
(3)定期検査・点検に係る規制の見直し										
令和4年6月7日	デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	4	定期検査・点検規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる定期検査・点検規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣府 警察庁 個人情報保護委員会 金融庁 消費者庁 こども家庭庁 デジタル庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 防衛省 人事院	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、定期検査・点検規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、現時点で見直しが必要とされた定期検査・点検規制825条項のうち814条項について見直しを完了した。 また、通知・通達等に規定されるアナログ規制の点検を実施し、令和5年5月にデジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針」が決定され、見直しが必要とされた定期検査・点検規制348条項全ての見直しを完了した。	集中改革期間の終期である令和6年6月以降も見直しが完了していない法令については、新たな見直し完了時期までに見直しを確実に実施する。	未措置	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
(4)常駐・専任に係る規制の見直し										
令和4年6月7日	デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	5	常駐・専任規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる常駐・専任規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣府 警察庁 金融庁 こども家庭庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 人事院	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、常駐・専任規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、現時点で見直しが必要とされた常駐・専任規制843条項全ての見直しを完了した。 また、通知・通達等に規定されるアナログ規制の点検を実施し、令和5年5月にデジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針」が決定され、令和7年2月27日時点で見直しが必要とされた常駐・専任規制177条項全ての見直しを完了した。	措置済み	措置済	解決
(5)書面掲示に係る規制の見直し										
令和4年6月7日	デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	8	書面掲示規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる書面掲示規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣官房 内閣府 公正取引委員会 警察庁 カジノ管理委員会 金融庁 消費者庁 こども家庭庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省 人事院	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、書面掲示規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、現時点で見直しが必要とされた書面掲示規制672条項のうち591条項について見直しを完了した。 また、通知・通達等に規定されるアナログ規制の点検を実施し、令和5年5月にデジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針」が決定され、現時点で見直しが必要とされた書面掲示規制193条項のうち189条項について見直しを完了した。	集中改革期間の終期である令和6年6月以降も見直しが完了していない法令については、新たな見直し完了時期までに見直しを確実に実施する。	未措置	継続フォロー
(6)対面講習に係る規制の見直し										
令和4年6月7日	デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	9	対面講習規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる対面講習規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	警察庁 金融庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 防衛省	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、対面講習規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、現時点で見直しが必要とされた対面講習規制201条項のうち189条項について見直しを完了した。 また、通知・通達等に規定されるアナログ規制の点検を実施し、令和5年5月にデジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針」が決定され、現時点で見直しが必要とされた対面講習規制396条項のうち394条項について見直しを完了した。	集中改革期間の終期である令和6年6月以降も見直しが完了していない法令については、新たな見直し完了時期までに見直しを確実に実施する。	未措置	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
(7)往訪閲覧・縦覧に係る規制の見直し										
令和4年6月7日	デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	10	往訪閲覧・縦覧規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる往訪閲覧・縦覧規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣官房 内閣府 公正取引委員会 警察庁 個人情報保護委員会 金融庁 消費者庁 デジタル庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 防衛省 人事院	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、往訪閲覧・縦覧規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、現時点で見直しが必要とされた往訪閲覧・縦覧規制1107条項のうち1096条項について見直しを完了した。 また、通知・通達等に規定されるアナログ規制の点検を実施し、令和5年5月にデジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針」が決定され、見直しが必要とされた往訪閲覧・縦覧規制184条項全ての見直しを完了した。	集中改革期間の終期である令和6年6月以降も見直しが完了していない法令については、新たな見直し完了時期までに見直しを確実に実施する。	未措置	継続フォロー
デジタル分野以外の横断的な取組										
(2)ローカルルールの見直し										
令和4年6月7日	デジタル分野以外の横断的な取組	6	介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減	a 厚生労働省は、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書、指導監査関連文書について、介護事業者は国が定める様式に基づいて作成の上、国が定める書類を添付して手続等を行うことよるための所要の法令上の措置を講ずる。その際、具体的な様式・添付書類を検討するに当たっては、現行の標準様式及び標準添付書類に準拠することを基本とする。また、国が定める様式及び添付書類には押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請する。 なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないことより、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。 b 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、介護事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討する仕組みを構築し、内容、件数及び処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。 c 厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。 なお、当該措置が完了するまでの当面の間、厚生労働省は、介護事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したWEB上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うことよるための所要の措置を講ずる。 d 厚生労働省は、介護保険法の関係法令の規定に基づく介護事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現するための所要の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。 e 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る取組項目ごとの地方公共団体の実施状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、厚生労働省の「電子申請届出システム」の利用の有無、押印廃止の進捗状況、紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。 f 厚生労働省は、地方公共団体による独自ルールの明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。	a,b,e,f：令和4年度措置 c：（前段）令和7年度措置、（後段）令和4年度上期措置 d：令和7年度措置	厚生労働省	a 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の議論のとりまとめを踏まえ、介護保険施行規則及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等について、介護サービス事業者等が都道府県知事等に対して行う指定申請等を、厚生労働大臣等が定める様式により行うものとするための改正を行った（公布日：令和5年3月31日） また、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」（令和4年9月29日付け老発0929第4号厚生労働省老健局長通知）を発出し、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう、再度の周知を行った。 （通知掲載先）https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html b 令和4年9月29日に要望受付フォームを厚労省HPに掲載の上、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」（令和4年9月29日付け老発0929第4号厚生労働省老健局長通知）の発出等により周知を行った。 （専用の窓口掲載先）https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html 10月27日に開催された専門委員会の中で、9月29日の設置から10月19日の期間に窓口に提出された要望の内容及び件数、処理状況を整理し、公表を行った。 c、d 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の議論のとりまとめを踏まえ、介護保険施行規則及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等について、介護サービス事業者等が都道府県知事等に対して行う指定申請等は、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により行うものとするため、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第46号）が令和5年3月31日に公布された。 本改正において、都道府県知事等は令和8年3月31日までに「電子申請・届出システム」による申請等の受理の準備を完了しなければならないこととしている。 なお、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」（令和4年9月29日付け老発0929第4号厚生労働省老健局長通知）において、同システムの準備が完了するまでの間、事業者の都道府県知事等に対する申請等は、事業所の希望により、電子メールその他の対面が不要となり文書負担軽減に資する方法等により行うこととする旨周知している。 また、上記改正が令和6年4月1日に施行されたことを踏まえ、各自治体の条例改正等の対応状況などの実態把握やフォローアップを行うとともに令和6年度の委託事業において、地方自治体に向けた利用準備セミナーの開催等の伴走支援を行った。 e、f ・申請、届出その他の手続に関する文書負担軽減に係る令和4年度までの自治体の取組状況については、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金において評価した結果を厚生労働省ホームページに掲載し、周知を行った。 （掲載先）https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html ・令和5年3月30日に令和4年度における文書負担軽減に係る老健事業の調査結果（概要）について、厚生労働省ホームページ等に掲載し、周知を行った。 （掲載先）https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html ・令和5年度老健事業、「介護分野における文書負担軽減に関する取組や行政手続等に関するローカルルールについての調査研究事業」による調査結果（概要）について、厚生労働省ホームページ等に掲載し、周知を行った。 （掲載先）https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html	a～f 措置済み	措置済	継続フォロー
令和4年6月7日	デジタル分野以外の横断的な取組	7	農地転用許可制度における運用のばらつきの解消	農林水産省は、「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」（令和4年3月31日付3農振第3013号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、地方公共団体における農地転用許可制度上の根拠規定が不明瞭な独自基準の改善状況及び審査基準の公表状況を把握するため、フォローアップ調査を行う。	令和4年度措置	農林水産省	令和4年度に発出した「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」（令和4年3月31日付3農振第3013号農林水産省農村振興局長通知）について制度担当者等に周知を図るとともに、同通知に基づき、地方公共団体における農地転用許可制度上の根拠規定が不明瞭な独自基準の改善状況及び審査基準の公表状況を把握するため、「農地転用許可に係る独自基準の改善状況等に関するフォローアップ調査」（令和4年8月18日付け4農振第1407号農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知）を発出し、農地転用許可権者に対する調査を実施した。（令和4年9月末時点、12月末時点、令和5年3月末時点） また、フォローアップ調査における他県及び他市町村での見直し状況を共有しつつ、独自基準の改善及び審査基準の公表に向け取り組むよう促した。 その結果、全ての地方公共団体で独自基準の見直し（令和6年12月）、審査基準の公表（令和7年3月）が行われた。	措置済み	措置済	フォロー終了

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
個別分野の取組										
〈スタートアップ・イノベーション分野〉										
(1)スタートアップに関する規制・制度見直し										
令和４年６月７日	スタートアップ・イノベーション	1	法人設立手続の迅速化・負担軽減	a 法務省は、定款認証時の不正抑止の効果やマネー・ロンダリング防止の効果が定量的に把握されていないことを踏まえて、公証人や嘱託人を対象として、定款認証に係る公証実務に関する実態を把握するための調査を行った上で、当該結果を分析し、定款認証が果たすべき機能・役割について評価を加えるとともに、その結果に基づいて、定款認証の改善に向けて、デジタル完結・自動化原則などのデジタル原則を踏まえた上で、面前での確認の在り方の見直しを含め、起業家の負担を軽減する方策を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。 b また、法務省は、上記と並行して、以下の現在の実務における改善も速やかに実施する。 ・定款認証時における実質的支配者の申告の際に公証人が嘱託人に提出を求める資料に関し、株主名簿に代えて株式会社が発起人である場合における実質的支配者の認定根拠資料としては当該株式会社の議決権数上位10名の株主又は議決権割合が3分の2に達するまでの株主のいずれか少ない方の株主を対象として作成される株主リスト（商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第61条第3項参照）等をもって足りるものとする運用を全国統一的に実施する。 ・株式会社発起設立時の出資に係る払込みの時期について、設立時発行株式に関する事項が定められている定款の作成日又は発起人全員の同意があったことを証する書面の同意があった日前に払込みがあったものであっても、発起人又は設立時取締役（発起人からの受領権限の委任がある場合に限る。）の口座に払い込まれているなど当該設立に際して出資されたものと認められるものについては、設立登記申請の4週間前など近接した時期のものであれば、出資に係る払込みがあったものと認めることとする。 c 法務省、財務省、総務省、厚生労働省は、デジタル臨時行政調査会が提示したデジタル原則における「デジタル完結・自動化原則」を踏まえ、デジタル庁及び内閣官房（新しい資本主義実現本部事務局）と連携し、法人設立ワンストップサービスに含まれる各手続について、費用対効果も踏まえながら、行政機関内部の人による審査や判断の自動化を含むエンドツーエンドのデジタル完結に取り組む。 d 法務省、財務省、総務省、厚生労働省は、上記cの取組に当たり、デジタル庁と連携しつつ、法人設立ワンストップサービスに含まれる各手続の審査や判断における具体的な基準や業務フロー等の把握、審査や判断に必要なデータの洗い出し、それらを踏まえた手続の自動化が可能な申請・届出の類型化、自動化の仕組みの検討等、デジタル技術を活用した行政機関内部の審査や判断の自動化のために必要な調査・検討を実施する。	a：実態調査については令和4年度、評価・検討・結論については令和5年度、必要な措置については遅くとも令和6年度 b：令和4年度上期 c：可能なものから順次措置 d：令和4年度から取組を開始し、遅くとも令和6年度までに措置	a,b：法務省 c：法務省 財務省 総務省 厚生労働省 デジタル庁 内閣官房 d：法務省 財務省 総務省 厚生労働省 デジタル庁	a 令和4年度に公証人や嘱託人を対象として、定款認証に係る公証実務に関する実態調査を実施した。 令和5年10月に立ち上げた法務省の有識者検討会（構成員：経済界、学者、専門資格者等。規制改革推進会議関係者を含む。）において、令和5年10月から12月までに計5回の会議を開催して、定款認証制度の必要性・見直しに関する総合的・多角的な検討を、テーマを制限することなく広く進め、その議論を踏まえた取りまとめを令和6年1月に公表した。併せて、デジタル行財政改革の中間取りまとめ（令和5年12月）や規制改革推進会議の中間答申（令和5年12月）も踏まえ、モデル定款や面前確認に関連して、運用上の改善措置を速やかに実施した。 令和6年度に官民の関係者を構成員とする実務者検討会の検討に参画し、①モデル定款の導入及び②面前確認の見直しに係る実務的な方針を確定して取りまとめた。 令和7年度に、①及び②の実現の前提となるシステム改修（定款認証の嘱託時にシステム経由での複数ファイルの送信を可能とするもの）を実施した。 b（1ポツ目） 定款認証時における実質的支配者の申告の際に公証人が嘱託人に提出を求める資料に関し、株主名簿に代えて株式会社が発起人である場合における実質的支配者の認定根拠資料として当該株式会社の議決権数上位10名の株主又は議決権割合が3分の2に達するまでの株主のいずれか少ない方の株主を対象として作成される株主リスト（商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第61条第3項参照）等をもって足りるものとする取扱いを全国の公証人に周知した。 b（2ポツ目） 株式会社の発起設立の登記の申請書に添付すべき会社法（平成17年法律第86号）第34条第1項の規定による払込みがあったことを証する書面（商業登記法（昭和38年法律第125号）第47条第2項第5号）に記載された払込みの時期について、定款の作成日又は発起人全員の同意があった日より前の払込みであっても、発起人又は設立時取締役（発起人からの受領権限の委任がある場合に限る）の口座に払い込まれているなど、当該設立に際して出資されたものと認められるものであれば差し支えないことを明らかにした。 【内閣官房】 c 法人設立ワンストップサービス利用による申請件数を定期的に集計し、サービス利用率の推移を法務省及びデジタル庁と共有のうえ周知・広報活動の支援を実施した。 【法務省】 c、d 会社設立登記のオンライン申請について、添付された電子定款の内容と申請書の内容を自動で突合する機能を実装するシステム改修を行うことで審査の一部自動化を実現した。 【財務省】 c 法人設立ワンストップサービスに含まれる各手続については、e-Taxを通じて、基幹システム（KSKシステム）にデータ連携がされるところ。届出書については、審査を要しないため、現状においても、デジタル完結となっている状況である。 一方、審査が必要となる申請手続である、「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請」、「青色申告の承認申請」、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請」の審査については、KSKシステムに入力された項目に対して、システム上エラーチェックを実施しており、令和8年度にリリース予定の基幹システム（KSK2）においても、当該審査の自動化は同様に実施することとしている。 なお、KSK2においては、書面で提出された各手続についてもe-Taxを通じて提出された当該手続と同様にデータで保有するなど、データを前提とした事務処理フローを構築し、一定程度自動化が図れるよう検討を進めている。 d 法人設立ワンストップサービスに含まれる各手続については、e-Taxを通じて、基幹システム（KSKシステム）にデータ連携がされるところ。届出書については、審査を要しないため、現状においても、デジタル完結となっている状況である。 一方、審査が必要となる申請手続である、「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請」、「青色申告の承認申請」、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請」の審査については、KSKシステムに入力された項目に対して、システム上エラーチェックを実施しており、令和8年度にリリース予定の基幹システム（KSK2）においても、当該審査の自動化は同様に実施することとしている。 なお、KSK2においては、書面で提出された各手続についてもe-Taxを通じて提出された当該手続と同様にデータで保有するなど、データを前提とした事務処理フローを構築し、一定程度自動化が図れるよう検討を進めている。 【総務省】 c、d 法人設立ワンストップサービスの対象となる地方税務手続は、法人設立・設置届出書（都道府県）・法人設立・設置届出書（市区町村）・申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書・事業所等新設申告書となっており、これらの届出等については、法人設立ワンストップサービスを経由した上で、eLTAXを通じて地方団体にデータが届くもの。地方団体においては、受信したデータのエラー等をチェックし、問題なければ基幹税務システムにデータを取り込むものであり、地方団体による判断が必要な審査業務等はない。（R4.4.14_規制改革会議・スタートアップ・イノベーションWGにおいて回答済み） 【厚生労働省】 ＜年金局＞ c、d（年金関係） ・年金関係の手続では「新規適用届」について、令和2年1月から法人設立ワンストップサービスに参加し受付を開始している。 ・令和3年2月から法人設立ワンストップサービスで登記手続を含めた手続が開始されたことに伴い、登記内容に基づく新規適用届においては、添付書類を廃止し、記載項目も審査不要とし、日本年金機構におけるシステム開発により、令和4年10月から、紙媒体及び電子申請により提出された届書の①受付業務、②記載事項のシステム審査、③電子決裁における事務処理の機械化を実現し、デジタル完結を実現した。 ＜基準局＞ c（労働保険関係） 「労働保険保険関係成立届」については、手続がデジタルで完結している。届出られた内容に疑義が生ずる場合には必要な確認を行うこととしているが、このような事例は例外的である。 d（労働保険関係） 「労働保険保険関係成立届」については、システム上のエラーチェックにより審査や判断を自動化している。届出られた内容に疑義が生ずる場合には必要な確認を行うこととしているが、このような事例は例外的である。 c、d（雇用保険関連手続） 法人設立ワンストップサービスによって申請が可能な「雇用保険適用事業所設置届」及び「雇用保険被保険者資格取得届」については、申請から審査を経て返戻までデジタルで完結している。このうち、審査においては、システム上のエラーチェックによって判断の一部自動化を行っている。 【デジタル庁】 c 法人設立ワンストップサービスについて、制度所管省庁からの要望をもとに、各手続きの様式改正等の対応を行った。 d 会社設立登記のオンライン申請について、添付された電子定款の内容と申請書の内容を自動で突合する機能を実装するシステム改修を行うことで審査の一部自動化を実現した。	a 令和6年6月21日閣議決定規制改革実施計画の「起業家の負担軽減に向けた定款認証・法人設立手続の見直し」と同様。 b 措置済み 【内閣官房】 c 引き続き、法人設立ワンストップサービスの普及に向けて関係各省と連携し情報共有及び周知・広報活動の支援を行う。 【法務省】 c、d 引き続き、費用対効果も踏まえながら、更なる対応が可能か、必要な検討を進める。 【財務省】 c 引き続き、申請手続について、審査の更なる自動化が可能か検討を進める。 d 措置済み 【総務省】 c、d 措置済み 【厚生労働省】 ＜年金局＞ c、d（年金関係） 引き続き、費用対効果も踏まえながら、更なる対応が可能か、必要な検討を進める。 ＜基準局＞ c、d（労働保険関係） 引き続き、費用対効果も踏まえながら、更なる自動化が可能か、必要な検討を進める。 c、d（雇用保険関連手続） 引き続き、費用対効果も踏まえながら、更なる自動化が可能か、必要な検討を進める。 【デジタル庁】 c 制度所管省庁で検討された法人設立に関連する手続きの審査自動化等の取組実現に向けて、関係先と連携しながら、法人設立ワンストップサービスに関して必要なシステム改修を行う。 d 引き続き、費用対効果も踏まえながら、更なる対応が可能か、必要な検討を進める。	検討中	フォロー終了

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
(3)デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備										
令和4年6月7日	スタートアップ・イノベーション	8	デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	a 文化庁は、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るため、過去コンテンツ、UGC（User Generated Content：いわゆる「アマチュア」のクリエイターによる創作物）、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度を実現する。その際、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省、デジタル庁の協力を得ながら、デジタル時代のスピードの要請に対応した、デジタルで一元的に完結する手続を目指して、①いわゆる拡大集中許諾制度等を基にした、分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みの実現、②分野横断権利情報データベースの構築の検討、③集中管理の促進、④現行の著作権者不明等の著作物に係る裁定制度の改善（手続の迅速化・簡素化）、⑤UGC等のデジタルコンテンツの利用促進を実現すべく、具体的な措置を検討し、令和5年通常国会に著作権法（昭和45年法律第48号）の改正法案を提出し、所要の措置を講ずる。 b 文化庁は、分野横断権利情報データベースについては、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省、デジタル庁の協力を得て、持続的に存続するためのビジネスモデルを検討した上で、ニーズのある全ての分野のデータベースとの接続を行うことに加え、ネットクリエイターやネット配信のみのコンテンツ、集中管理されていない著作物等の既存のデータベースに登録されていないコンテンツの登録が円滑に行われるものにしつつ、ニーズのあるあらゆる分野の著作物等を対象として、権利情報の確認や利用許諾に係る意思表示（利用方法の提示を含む）ができる機能の確立方策について検討し、結論を得る。その際、関係府省は、府省横断的な検討体制の下、各分野のデータベースとの連携に加え、UGCに係るプラットフォーマーが管理するデータベースとの連携についても検討する。さらに、既存のデータベースの充実、権利者情報の統一やフォーマットの標準化、データベースの紐付けに必要なIDやコードに関するルール等を検討し、結論を得る。 c 文化庁は、分野を横断する一元的な窓口組織又は特定の管理事業者による新しい権利処理の具体的な仕組みを、デジタルで一元的に完結する手続を目指して検討し、結論を得る。その際、著作権者等による①利用許諾の可否とその条件、②オプトアウトなどの意思表示、③利用・対価還元状況の把握、④個々の許諾手続、⑤データベースに権利情報がなく、集中管理がされておらず、窓口組織による探索等においても著作権者等が不明の場合、意思表示がされておらず、連絡が取れない場合、又は連絡を試みても返答がない場合等における著作者不明等の著作物等に係る拡大集中許諾や裁定制度を含めて検討する。 d 総務省は、分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みを含めたaの「簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度」の実現を促進するために、欧米の制度も参考にしつつ、通信関係事業者の協力体制及び役割分担の枠組みについて、検討し、結論を得る。	a：令和4年度内に法案提出・令和4年度措置 b：（前段）令和4年内結論、（後段）令和5年内結論 c,d：令和4年内結論	a,b：内閣府 デジタル庁 総務省 文部科学省 経済産業省 c：文部科学省 d：総務省	【内閣府】 a、b 文部科学省とともに、具体的な措置の検討等を実施した。 【デジタル庁】 a、b 関係省庁とともに、具体的な取組の検討を実施した。 【文部科学省】 a、c 簡素で一元的な権利処理と対価還元方策について、「著作権法の一部を改正する法律（令和5年法律第33号）」が令和5年5月に公布され、施行に向けた法令面・システム面・実務面の準備を完了した。 b 令和4年度に「分野横断権利情報データベースに関する研究会」を設置し今後の在り方について検討を行い 、分野ごとのデータベース等と連携することにより情報検索が可能となる「分野横断権利情報検索システム」とすることが適当などとする報告書をとりまとめた。 これを受け、令和5～6年度は、簡素で一元的な権利処理方策の実現に資するものとして、UGCに係るプラットフォームとの連携も可能な検索システム（「分野横断権利情報検索システム」）や個人クリエイター等が創作する集中管理されていない著作物などの権利情報を登録・検索可能とするシステム（「個人クリエイター等権利情報登録システム」）の在り方について検討し、令和7年度にシステムの構築を完了した。 【経済産業省】 a 関係省庁とともに、簡素で一元的な権利処理が可能な制度の実行体制の実現について検討を行った。 【総務省】 a、b 簡素で一元的な権利処理及び分野横断権利情報データベースの実現に向けて、放送事業者に対し、権利者不明の著作物についての課題のヒアリングを行った。 d 関係事業者に対し、政府における簡素で一元的な権利処理の実現に向けた検討状況を共有するための会合を実施。また、通信関係事業者の媒介者責任の位置付け等欧米の制度等について調査を行い、調査結果につき関係事業者に共有を実施。	【内閣府】 a、b 引き続き、必要に応じて適切に対応する。 【デジタル庁】 a、b 引き続き、関係省庁と必要な連携を行う。 【文部科学省】 a、c 制度施行後も、未管理著作物裁定制度や意思表示の重要性を含めた周知・広報や、運用改善に向けた検討を引き続き行う。 b 構築したシステムの適切な運用に努めるとともに、引き続き、既存のデータベース等に関する調査研究を行い、その結果を踏まえつつシステムの改善検討を行う。 【経済産業省】 a 関係省庁とともに、簡素で一元的な権利処理が可能な制度の実行体制の実現について引き続き検討を行う。 【総務省】 a、b(前段) 措置済み b(後段) 引き続き文化庁の調査研究において必要な協力を行う。 d 引き続き、関係事業者に対し、政府における簡素で一元的な権利処理の実現に向けた検討状況や関連動向を共有する。	検討中	継続フォロー
(4)MaaS推進も見据えたバス事業者の申請のオンライン化及びGTFS－JPの普及・促進										
令和4年6月7日	スタートアップ・イノベーション	9	ＭａａＳ推進も見据えたバス事業者の申請のオンライン化及びＧＴＦＳ－ＪＰの普及・促進	a 国土交通省は、バス事業に係る許認可申請のオンライン化に向け、バス事業者（一般旅客自動車運送事業者）の申請作業及び受理に係る地方運輸局の業務の簡素化（BPR）を実現するための工程表を定めるとともに、バス事業者が国土交通省に対して書面で行っている許可申請と事業計画の変更申請について、GTFS－JP（General Transit Feed Specification Japan：標準的なバス情報フォーマット）の活用可能性を検討する。 b 国土交通省は、MaaS（Mobility as a Service）推進も見据え、GTFS－JPの果たす役割が大きいことに鑑み、その普及が進んでいる地域における取組などから得られる知見について、引き続き地方公共団体やバス事業者に広く周知する。	a：工程表は措置済み、GTFS－JPの活用可能性に関しては令和4年度検討・結論 b：令和4年度措置	国土交通省	a バス事業者等とGTFS－JPの活用可能性について検討を行い、バス事業者の申請等手続において、GTFS－JPが活用可能であることを結論付けた。 b 「GTFS－JPアップデート検討会」において業界関係者や有識者と議論の上、「公共交通運行情報標準データ仕様書（GTFS－JP）（第4版）」を策定した。新たな標準仕様では、最新の国際標準への準拠や定時停路線ではないデマンド型交通の運行情報を経路検索サービスに表示するGTFS－Flex等の技術仕様の取り込み、これまでバラバラに作成されてきたGTFS－JPに関する仕様書・ガイドライン・手引き類の文書を一括して体系化、仕様の理解を助けるための技術解説資料の拡充を行った。また、地方公共団体や交通事業者等を対象としたGTFS－JPについての講習会等を開催し、その普及に取り組んだ。	a オンライン申請の実施にあたり、GTFS-JPの活用について検討を進める。 b GTFS－JPの継続的なアップデート及び国内交通事業者への普及を図るため、技術仕様の検討、データ整備ツールの改修支援、広域データ整備の伴走支援等を実施する。	検討中	継続フォロー
(8)Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方										
令和4年6月7日	スタートアップ・イノベーション	13	電波の有効利用	a 総務省は、関係府省庁・機関（内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省、指定公共機関等）が共同利用できる公共安全LTEについて、現在実施中の技術検証等を踏まえ、本格運用を早期に実現する。 b 総務省は、「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」において、令和4年3月に取りまとめた、諸外国における電波オークション方式等のメリットやデメリットへの対応策等を踏まえ、経済的価値を一層反映した、電波の有効利用に資する新たな携帯電話用周波数の割当方式を検討し、令和4年中に結論を得た上で、必要な対応を進める。	a：令和4年度措置 b：令和4年結論	総務省	a 通信事業者により、令和6年4月から公共安全モバイルシステム（旧：公共安全LTE）に対応するサービスが開始された。 同年10月以降再販業者の新規参入により5者がサービスを提供しており、利用者数については、200を超える組織・団体で導入されており増加傾向にある。 今後もシステムの安定運用及び利用者の全国普及に向けた取り組みを引き続き実施する。 b 令和4年11月、「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」において、我が国の新たな携帯電話用周波数の割当方式について、エリアカバレッジを含む技術やサービスに関する審査項目と、周波数の経済的価値を組み合わせて審査を行う総合評価方式（特定基地局開設料制度）に加え、「条件付オークション」を選択可能となるよう、検討を進めることが適当であるとする基本的な方向性を取りまとめた。 これを踏まえ、令和5年1月から「5Gビジネスデザインワーキンググループ」を開催し、今後の5Gへの割当ての中心となるミリ波等の高い周波数帯を活用した5Gビジネスを拡大していくための方策等とともに、それに資する新たな割当方式としての「条件付オークション」の制度設計について検討を行い、令和5年7月に報告書を取りまとめた。こうした報告書等を踏まえ、ミリ波等の6GHzを超える高い周波数帯における価額競争による新たな周波数割当方式の導入を含む「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を令和7年2月に第217回通常国会に提出し、同年4月に「電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）」が成立した。 これを受けて、令和7年6月に情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会の下に「価額競争の実施方法に関する検討作業班」が設置され、価額競争の実施方法について具体的な検討が行われ、同年12月に情報通信審議会から一部答申を受けた。その後、令和8年3月に26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針を制定し、本価額競争の参加申請の受付を開始した。	a、b 措置済み	措置済	フォロー終了

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和4年6月7日	スタートアップ・イノベーション	14	デジタル時代における放送制度の在り方について	a ①総務省は、放送ネットワークインフラの将来像についての議論を踏まえ、ミニサテライト局等を始めとする放送設備の共用化、アウトソーシングや、地上波テレビジョン放送の機能の全部又は一部のブロードバンド等による代替、マスター設備の保有・運用形態について設備保有法人の整備なども含めた効率化等、採り得る選択肢を検討し、結論を得る。 ②その際、人口動態等が収益にもたらす影響を踏まえて、コスト負担等を含めた実現可能性、将来的なアウトソーシングや設備保有法人等のコストの高止まり防止策、技術革新に対応できるガバナンスの整備を含めた具体的方策についても検討する。NHKと民間放送事業者との連携を推進し、民間事業者の設備維持、コスト負担の軽減にも資するように、適切な協力、インフラ整備への協力関係の構築を推進する。 ③上記のうち、ブロードバンド等による代替については、技術実証も実施しつつ更なる検討を行い、結論を得る。 b 総務省は、上記を踏まえて、放送法（昭和25年法律第132号）の改正を含め、デジタル時代に適した放送の在り方を実現するための検討を行い、必要な措置を講ずる。具体的には、デジタル時代における放送の意義の変化を捉えて、現代において必要とされる放送の役割を定めつつ、地上波に限られない放送事業者のマスメディア集中排除原則や放送対象地域の見直しのほか、コーポレートガバナンスの強化など、経営基盤の強化に向けた取組を行う。 ①マスメディア集中排除原則の見直しに際しては、同原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃、地上波テレビジョン放送の異なる放送対象地域に係る規制（認定放送持株会社制度によらない場合）に関する、既存の隣接地域等の特例に限らない、一定の範囲での規制緩和の特例の創設などについて検討し、措置する。 ②放送対象地域の見直しについては、希望する放送事業者において複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度について検討し、措置する。さらに、視聴者への説明責任が果たされるようなPDCAサイクルの確保や、地域情報等の各放送事業者の特性に応じた情報発信が確保されるように定量的な評価を行うための指標の設定も含め、地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて検討して、措置し、継続的にフォローアップを行う。 c 総務省は、NHK及び民間放送事業者の同時配信等及びオンデマンド配信による方法を含めて、通信における放送事業者の情報発信を推進するために、プラットフォーム連携やオンライン配信を推進するための必要な制度や方策を含めた、デジタル時代に適した放送の在り方の構築に向けて検討を行い、必要な措置を講ずる。	a：（①、②）令和4年7月検討・結論、（③）令和4年8月検討開始、令和6年度結論 b：（前段、①、②前段）令和4年7月検討・結論、令和4年度措置、法改正を伴う場合は令和4年度内に法案提出、（後段（①、②以外）、②後段）令和4年度検討開始、令和5年結論、結論後速やかに措置・措置後も継続的にフォローアップ c：令和4年度検討開始、結論時に期限を定めて措置	総務省	a（①、②） 総務省では、令和3年11月から、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、デジタル化の進展等を踏まえた放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点から検討を行い、令和4年8月に第一次取りまとめを公表した。本取りまとめにおいては、共同利用型モデルについて、「更なる効率化を図る観点から、中継局の保有・運用・維持管理を担うハード事業者（基幹放送局提供事業者）の設立も経営の選択肢となり得る」とされ、マスター設備についても、「効率化を図る観点から、マスター設備の集約化・IP化・クラウド化は経営の選択肢となり得る」とされている。また、ブロードバンド等による代替についても、「FTTHを用いたIPユニキャスト方式について、比較的受信世帯数の少ない小規模中継局等の代替としての経済合理性が期待でき、代替手段としての利用可能性があること」が示されている。今後、これらの実現に向けては、「総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべきである」との方針が示された。 a（③） 小規模中継局等のブロードバンド代替の実現可能性を検討するため、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会の下に、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」を設置（令和4年2月～）、二度の実証事業の実施と、その結果を踏まえた議論及び検討を重ね、令和6年12月に「放送事業者等が、品質・機能の基本的枠組みを踏まえてIPユニキャスト方式によりコンテンツ配信を行うことは、放送の代替手段となり得るものと考えられる。」旨の結論を得た（作業チーム第3次取りまとめ）。 b（①） 総務省では、マスメディア集中排除原則の見直しについて、令和5年3月に省令を改正し、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限を撤廃するとともに、放送対象地域の隣接・非隣接に関わらず、地上テレビジョン放送、ラジオ放送について、それぞれ9局（コミュニティ放送の場合は放送対象地域が9都道府県分）までの兼営・支配を可能とする緩和を行った。 （前段、後段（①、②以外）、②） 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第一次取りまとめを踏まえた必要な制度整備を盛り込んだ「放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和5年法律第40号）」を令和6年4月1日に施行した。 当該法律案は、 （ⅰ）複数の地上基幹放送事業者が中継局を共同で利用するための規定 （ⅱ）基幹放送の安定性が確保されるための規定（業務管理体制についての基準適合維持義務、その履行を担保するための監督規定等） （ⅲ）複数の放送対象地域における放送番組の同一化を可能とするための規定 の各整備等を行うものである。 このうち（ⅲ）については、放送法関係審査基準（総務省訓令）の改正を行い、特定放送番組同一化を行う場合において基幹は放送事業者に求める地域性確保措置の例示として、地方公共団体その他の関係者の意見を踏まえたPDCAサイクル（不断の見直し体制）が確保されることや、それぞれの放送対象地域向けの放送番組が設けられていること等を明記した（令和6年4月1日施行）。 デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会において、令和5年10月に第2次取りまとめを公表した。本取りまとめにおいては、コーポレートガバナンスの強化等について、「各放送事業者が積極的に果たそうとしている社会的役割を明らかにするとともに、そのために必要な財源・体制を自主的に開示することなどを通じて、その存立の基盤である地域社会の理解を得つつ、経営基盤の強化を図り、社会的な付託に応えていくことが期待される」、「放送事業者の自主性・自律性に十分配慮した上で、放送事業者の使命・役割やその持続可能性を確保するために必要な取組内容を整理することが期待される。本検討会においても規制改革実施計画等を踏まえた検討を継続する」とされており、現在も同検討会において検討している。なお、総務省では、「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」を開催し、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行い、令和8年1月21日に同検討会の取りまとめが公表されたところ、当該取りまとめを踏まえ、総務省・放送事業者等で対応を検討中。 c 総務省において、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」を開催し、取りまとめ（令和5年10月18日公表）において、「既存プラットフォーム間での連携や仮想的なプラットフォームの構築により、NHKと民放の地域情報を含めた放送コンテンツへの「アクセス性」及び「その「一覧性」が確保できる環境を整備すべき」」とされた。また、同検討会「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」の取りまとめにおいても、「放送コンテンツの一覧性を確保した仮想プラットフォームを実現していくに当たっては、（中略）政府による実証等を通じて、官民連携による取組を深めていくべきである。」とされた。これらを踏まえ、令和5年度・令和6年度、調査研究を実施し、インターネットに接続されたテレビ上での仮想プラットフォームの実現に必要となる技術的要件・仕様を策定するとともに、視聴者調査を行い、一定の受容性や有効性が得られた。	a（①、②） 措置済み a（③） 措置済み b（前段、①、②） 措置済み b（後段（①、②以外）） 第2次取りまとめを踏まえて検討を継続する。 c 措置済み	検討中	継続フォロー
(15)企業単位の規制改革の推進										
令和4年5月27日の答申	スタートアップ・イノベーション		デジタル社会に対応したセキュリティトークン市場の環境整備	金融庁は、セキュリティトークンの流通（セカンダリー）市場について、我が国において国際的に遅れることなく環境整備を図るべく、投資家保護を確保しつつ、PTS（私設取引システム）該当性の明確化や、セキュリティトークンの特性・機能を踏まえたルールの合理的・柔軟な運用に向けて、関係自主規制団体の参加を求めることにより、ニーズ把握並びに規制及び自主規制の整合性確保を図りつつ、金融審議会での検討を進める。検討に当たっては、セキュリティトークンが進展を続けるデジタル技術を活用して投資対象や投資家の裾野を広げ得るものであることを踏まえ、また、セキュリティトークンの利用・活用を目指す関係者から幅広く情報収集を行い、検討結果に基づいて法令改正や監督指針改正等必要な措置を行うとともに、関係省への周知を行う。	令和4年内を目途に結論、結論を得た後可能なものから措置	金融庁	金融審議会市場制度ワーキング・グループ「中間整理」（令和4年6月公表）を踏まえ、セキュリティトークンのPTSでの取扱いに向けて、日本証券業協会及び日本STO協会により、取扱商品の審査や情報開示に関するルールを含む自主規制規則が策定された（令和5年7月施行）。 金融審議会市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書（令和5年12月公表）を踏まえ、非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化に向けて、金融商品取引法を改正し、流動性の低い非上場有価証券のみを扱い、かつ取引規模が限定的なPTSについて、認可を要さず第一種金融商品取引業の取得のみで運営が可能となった（令和6年11月21日施行）。 上記制度整備に併せて、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、PTS該当性の明確化を図る観点から、PTS該当性に係る留意事項が追加されている（同日適用開始）。 また、認可を要しないPTSの創設を受けて、日本証券業協会・日本STO協会共催の「非上場有価証券等の PTS 取引に関する検討会」における議論を経て、両協会において認可を要しないPTSの運営等に係る自主規制規則の改正が行われた（同日施行）。	措置済み	措置済	解決
〈グリーン分野〉										
(2)路面太陽光発電を含めた道路・都市公園における再生可能エネルギー導入の促進										
令和4年6月7日	グリーン	9	道路における再生可能エネルギー導入目標の策定	a 国土交通省は、道路においてトンネルや無線中継局の付近等に太陽光発電設備を試験的に導入し、導入済みの箇所及び試験的に設置した太陽光発電設備における課題を確認し、道路における太陽光発電設備設置のための技術指針を策定する。 b 国土交通省は、道路における再生可能エネルギーの導入に有効・有用な技術・手法や設置に係る条件が明確となった段階において、2030年度及び2050年度における道路での再生可能エネルギーの導入目標を策定する。	a：（試験導入）令和4年度措置、（技術指針策定）令和4年度から検討を開始し、速やかに措置 b：技術指針を策定した後、速やかに措置	国土交通省	a 道路利用者の安全確保や道路管理等の観点から、設置場所の考え方や留意点について解説した「道路における太陽光発電設備の設置に関する技術面の考え方」を令和5年3月に策定済み。 b 令和7年10月に「道路分野の脱炭素化政策集Ver.2.0」にて、2030年度および2040年度における道路分野での再生可能エネルギーの導入目標を設定済み。	a 措置済み b 2050年度における導入目標の策定に向けて検討	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和4年6月7日	グリーン	10	路面太陽光発電の車道（公道）における設置に向けた規制見直し	a 国土交通省は、路面太陽光発電の車道（公道）における設置に向けて、公募により設置者を募って試行し、課題を確認するための技術公募を実施する。 b 国土交通省は、道の駅や車道（公道）での活用を想定し、屋外環境での性能確認試験を行い、課題を確認した上で、活用可能な技術を踏まえて、技術基準の策定や法制度の改正を検討し、必要な措置を講ずる。	a：令和4年度措置 b：技術公募・実証の結果を踏まえ、結論を得次第速やかに措置	国土交通省	a 路面太陽光発電技術の公募要領を検討（要求性能等）し、令和5年3月6日に技術公募を開始した。 b 実証で確認された結果を踏まえて、社会実装に近い現場（歩道などの低荷重の道路）での設置にあたっての技術面の考え方を整理し示す予定。	a 措置済み b 性能試験で確認された課題を踏まえて、社会実装に近い現場での実証を実施し、実証結果を踏まえ、現場設置の課題をとりまとめた上で、技術基準の策定や法制度の改正など必要な措置について検討予定。	検討中	継続フォロー
(4)洋上風力発電等の導入拡大に向けた規制・制度の在り方										
令和4年6月7日	グリーン	19	日本版セントラル方式の確立	a 令和4年度までの実証事業の結果も踏まえて、初期段階から政府や地方公共団体が関与し、より迅速かつ効率的に風況・海底地盤等の初期調査、適時に系統確保等を行う仕組み（日本版セントラル方式）を確立し、政府や政府に準ずる特定の主体等による初期段階の調査を開始した上で、同方式を前提とした事業者公募を実施する。 b 環境アセスメント制度について、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適な在り方を、関係府省、地方公共団体、事業者等の連携の下検討する。	a：令和5年度から調査開始、事業者公募は令和7年度内を目指す b：令和4年度から検討開始し、速やかに結論を得る	経済産業省 国土交通省 農林水産省 環境省	a 日本における「セントラル方式」について、国の審議会（※）における制度検討の議論を経て、「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針」及び「セントラル方式としてJOGMECが実施するサイト調査の基本仕様」をとりまとめるなど、セントラル方式の骨格について確立済。また、JOGMECの業務に洋上風力に関する風況や地質構造に関する調査を追加するとともに、令和5年度から北海道3区域（①岩宇・南後志地区沖、②鳥牧沖、③檜山沖）を、令和6年度からはさらに北海道2区域（①と②の沖合）、山形県1区域（酒田市沖）を対象にサイト調査を開始。令和7年1月に、国の審議会における議論を経て、「一般海域における占用公募制度の運用指針」を改訂し、JOGMECによるサイト調査を実施し、その情報を公募に参加しようとする者に提供することを基本とすることとした。 （※）「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議 b 立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適な環境アセスメント制度の在り方について、令和4年度に関係省庁とともに検討を行い、新たな環境影響評価制度の方向性を取りまとめた。令和4年度に取りまとめた新たな制度の方向性に基づき、令和5年5月から「洋上風力発電の環境影響評価制度の最適な在り方に関する検討会」において、最適な制度の在り方について具体的な検討が行われ、令和5年8月に報告書を取りまとめた。その後、当該報告書も踏まえ、令和5年9月、環境大臣から中央環境審議会に対し、風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について諮問がなされ、当該諮問に対する一次答申において、洋上風力発電事業（排他的経済水域で実施されるものも含む。）に係る適正な環境配慮を確保するための新たな制度の在り方が令和6年3月に示された。この結論を踏まえ、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を令和7年3月に閣議決定し、第217回国会に提出し、同年6月に成立・公布された。	a セントラル方式の運用状況を踏まえ、適時において必要な見直し等を実施していくとともに、引き続きJOGMECによる調査を実施していく。 b 令和7年3月に第217回国会に提出し、同年6月に成立・公布された「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を踏まえ、新制度に関する具体的な運用等を進める。	措置済	継続フォロー
(7)ディマンドレスポンス等の普及拡大に向けた制度見直し										
令和4年6月7日	グリーン	38	容量市場における発動指令電源の電源等登録期限の見直し等	経済産業省は、諸外国とは異なり、容量市場における発動指令電源は、落札後18か月以内に電源等を登録する必要があるところ、 a 落札後容量提供開始年度（43か月）までに登録をする安定電源と同様の期限とすることも選択肢に含めて検討し、必要な措置を講ずる。 b 電源等リストの提出から実効性テストまでの期間について、運用状況を踏まえ、手続期間を短縮していく方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	a：令和5年上期目途での結論を目指す、結論を得次第速やかに措置 b：令和4年度内を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a 発動指令電源は、応札時には電源等登録を必ずしも全て行わず、リソースの獲得見込みを含めたビジネスプランによる応札を許容するため、実需給の2年度前に行われる実効性テストにより供給力を提供できることを確認する必要があると整理されている。発動指令電源の供給力の実効性を確認すること自体は必須であることから、本要望はできるだけ実需給断面に近いタイミングで電源等登録を行えるようにするため、手続き期間を短縮しようとする課題に帰結し、電源等リストの提出時の不備等の確認に事業者が要する期間や、実効性テストの結果を踏まえて措置を検討する必要がある。現状、事業者との発動実績の確認プロセスに一定の時間を要している。なお、発動指令電源以外の参加電源（安定電源や変動電源等）は、応札前に電源等登録時に証憑による審査を実施しており、電源等の登録時期は落札後提供開始年度（43か月）ではない。 b 電源等リスト登録の期間は不備等の確認のために一定期間設定されている。初回である実需給2024年度の実効性テストに続き、実需給2025年度向けの実効性テスト以降においても書類の不備やリソース登録情報の事業者間重複などが多く確認された。引き続き、事業者との発動実績の確認プロセスに一定の時間を要している。	a 2027年度以降の実需給向けの実効性テストにおいて提出された電源リストの不備の状況や、事業者がその確認等に要する期間も踏まえ、手続き等の在り方について検討を行う方向性。 b 2027年度以降の実需給向けの実効性テストにおいて提出された電源リストの不備の状況や、事業者がその確認等に要する期間も踏まえ、手続きの在り方について検討を行う方向性。	検討中	継続フォロー
令和4年6月7日	グリーン	40	需給調整市場における系統側蓄電池、需要側蓄電池が参加可能な超高速商品の設計	経済産業省は、変動性再エネの増加や火力電源の退出等によって慣性力の必要性が高まってくることが想定されるところ、慣性力の必要量の検討、技術課題の整理、費用対効果の算定等の結果や蓄電池の応答性を踏まえ、活用の仕組みの検討を行い、必要な措置を講ずる。	需給調整市場の商品が出そろう令和6年度末までの検討状況を踏まえ、速やかに結論	経済産業省	変動性再エネの増加や火力電源の退出、連系線の整備状況等によって慣性力の必要性が高まることが想定されることを踏まえ、慣性力の必要量や費用対効果の算定、蓄電池の活用の仕組みの検討等を進めた。また、2026年度より需給調整市場における低圧小規模リソースの活用、及び機器個別計測を順次開始する。	引き続き、需給調整市場における調整力の調達状況を注視しつつ、慣性力の必要量の検討、技術課題の整理、費用対効果の算定等の結果や蓄電池の応答性を踏まえ、活用の仕組みの検討を行う。	検討中	継続フォロー
(11)その他										
令和4年6月7日	グリーン	61	生産緑地地区内における売電を行う営農型太陽光発電設備の設置の実現	現行制度上認められている、農産物等の生産のために必要な太陽光発電設備だけではなく、営農の確保を前提に売電を行う営農型太陽光発電設備についても、生産緑地地区内で設置できるよう措置を検討する。	令和4年内のできるだけ早期に検討・結論	国土交通省	生産緑地地区内における営農型太陽光発電設備の設置について、継続的に農業関係者からの意見聴取等を実施。これまで、農業関係者からは、生産緑地地区は良好な生活環境の確保に相当の効用がある農地の保全を目的としているものであり、そのために税制上の特例措置が講じられていることを踏まえると、当該設備の設置により、生産緑地の有する多様な機能の確保や地域の理解等の観点から強い懸念があることや、生産緑地地区内における当該設備の設置に対する農業者のニーズが確認されないことから、農業者のニーズがない中では導入するべきではない、との意見が示されてきたところ。また、現時点においても、農業関係者のニーズ・要望は確認されていないところ。	引き続き、農業関係者の意向を注視していくこととする。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
			〈デジタル基盤〉							
			(2)司法手続におけるデジタル化の推進							
令和4年6月7日	デジタル基盤	10	刑事手続のデジタル化	a 法務省は、警察庁等の関係機関と連携の上、最高裁判所が所管する事項については司法府における自律的判断を尊重しつつ、刑事手続におけるデジタル技術の活用について、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」取りまとめ報告書等を踏まえ、速やかに法制審議会に諮問し、令和5年度に必要な法案を国会に提出することを視野に入れて、法制化に向けた具体的な検討を速やかに進める。 その際、法務省及び警察庁は、告訴・告発、交通反則切符の作成、訴訟記録の閲覧・謄写、公判における証人尋問や被害者参加、裁判員の選任手続等について、被疑者・被告人を始めとした関係者の権利利益の確保や、プライバシー保護の要請等の各手続の特性に十分な配慮を尽くしつつ、刑事手続に関わる国民の負担軽減等を図るためのデジタル化を行う前提で、課題解決に向けた検討を行うとともに、令和7年度中の一部施策の運用開始を視野に入れて、刑事手続のデジタル化の運用開始の詳細スケジュールを検討する。 b 法務省及び警察庁は、法制審議会を含む検討の場の議論の状況を踏まえて、実務上の課題を、数字等のファクトや関係者のニーズに基づき正確に把握するため、必要な範囲で調査を実施する。 調査を行う際は、司法統計等の既存の統計を活用するとともに、必要に応じて追加的な統計調査を行うほか、法務行政に寄せられる国民の意見や情報通信技術の有識者の意見を聴取することに努める。 c 法務省及び警察庁は、刑事手続のデジタル化に当たって、最高裁判所が所管する事項においては司法府における自律的判断を尊重しつつ、デジタル庁とも連携の上、刑事手続におけるデジタル技術の活用のために必要不可欠となるシステム構築を含めたデジタル基盤の整備に向けた取組を推進し、令和8年度中に、新たなシステムを利用した活用施策を一部開始することを目指す。 その際、法務省、警察庁、最高裁判所が整備するシステムについて、①業務の見直し、対応する制度面とシステムの設計を並行して行うこと、②個別の手続ごとのシステム整備やシステム間のデータ連携が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、③個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化され関係者の業務が全体として合理化されるよう、関係者間で緊密に連携すること、④利用者目線で利用しやすいものとするため、開発段階から実際の利用者による試行を繰り返すとともに、運用開始後もシステムの利用状況を適時調査・検証し、システムの継続的な改善に取り組むこと、⑤クラウドサービスを利用する際には、リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やインシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保することを念頭におきながら、環境整備に取り組む。 特に、警察庁は、交通違反取締を含め現場のデジタル化に取り組む。また、効率的・効果的なデジタル化を推進する観点から、各地域による独自の運用等を見直し、全国統一的なシステムを構築する。	a：令和4年上期に諮問。令和5年度を視野に国会に法案提出 b：令和4年度中に議論の状況を見極め必要な範囲で措置 c：可能なものから順次措置	警察庁 法務省	【警察庁】 a 法制審議会刑事法部会に参画し、第一次捜査機関の立場から法整備に向けた検討を行った。令和6年2月、検討の結果を踏まえ、法制審議会第199回会議において、要綱（骨子）案が採択され、法務大臣に答申された。答申の内容を踏まえ、令和7年2月28日、「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第217回通常国会において可決・成立した。また、法務省及び最高裁判所と連携して各種課題解決に向けた検討を行った。 b 都道府県警察の既存システムの視察や現在の運用についての調査等を行い、システム上求められる要件等について意見交換を行うなど、システム構築に向けて検討した。また、法制審議会における議論や、法務省、最高裁判所等との協議を踏まえ、都道府県警察の意見を聴取し、検討を行った。 c 全国的に統一されたシステムに求められる機能について、法務省及び最高裁判所と協議を重ねるとともに、都道府県警察と累次の意見交換を行った。それらを踏まえ、令和6年度から、刑事手続関連業務システムの構築及び整備を実施している。 【法務省】 a 令和6年2月の法制審議会の答申を踏まえ、令和7年2月28日、「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、第217回通常国会において可決・成立した。 b 令和5年度においては、法制審議会における議論・ヒアリングを通じてするものを含め、各種統計の調査や刑事手続に携わる関係者・現場職員等からの意見、さらには情報通信技術の有識者の意見を聴取し、ニーズや実務上の課題の把握に努めたところであり、それを踏まえて、新たなシステムの機能要件や業務要件を明確化・詳細化した要件定義書を作成した。 c 検察と警察・裁判所等の関係機関との間で電子データの発受を行うことを可能とするシステム構築等に向け、令和6年度から、システム設計・開発等を実施しており、令和7年度においては、引き続きシステム設計・開発等を実施している。	【警察庁】 a、b 措置済み c 引き続き法務省、最高裁判所等と協議を重ね、関係機関間のデータ連係が可能となるようなシステム設計を検討するとともに、全国統一的なシステムを構築するため、令和8年度中の一部運用開始に向けてシステムの設計等の作業を行う。 【法務省】 a、b 措置済み c 令和4年度規制改革実施計画（No.10「c」①～⑤）の内容を念頭に置きつつ、令和5年度に策定した要件定義書に基づき、令和6年度から、システム設計・開発等を行っており、令和8年度中にシステムの一部運用開始を予定している。	検討中	継続フォロー
			〈人への投資〉							
			(1)個に応じた学びを大切にする、社会に開かれた初等・中等教育							
令和4年6月7日	人への投資	1	誰一人取り残されない、デジタル活用を前提とした個別最適な教育	a 文部科学省は、次期教育振興基本計画の策定に向けた議論を踏まえつつ、中央教育審議会等において、従来の対面・書面を前提とした一斉授業型の教育から、デジタル活用を前提とした個に応じた学びを推進するための学校教育を実現できるよう検討する。特に、個に応じた学びを進めるために必要な標準授業時数や教育課程に関する制度的柔軟性や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等専門人材のオンライン も含めた活用促進について、必要な検討を行う。 b 文部科学省は、都道府県の設置認可に係る審査の基準等により、私立学校の新設を実質的に認めない運用がなされている等の事例について調査し実態把握を行うとともに、むやみに新規参入を妨げる等の不適切な運用が行われないよう、必要に応じて改善を促す。あわせて、学校法人の経営判断をサポートできるよう、経営困難校等が学校法人運営からの撤退や学校再編による再生等を希望する場合に必要な手続をまとめたハンドブックの充実や一層の周知を図る。 c 文部科学省は、1人1台端末の更なる円滑な利活用の促進に向けて学校現場や保護者等が留意すべき事項等をまとめたガイドラインを作成する。その際、オンライン授業や家庭での1人1台端末の活用促進及びICTを活用するに当たり求められる情報リテラシー・情報セキュリティ教育を十分に行うために必要となる情報や好事例の周知・徹底を図る。 d 文部科学省は、1人1台端末について、平常時の持ち帰り活用が可能な学校が全体の26.1%に限られている状況について、学校現場において保護者等との共通理解を図れるよう支援するとともに、全ての児童生徒が1人1台端末の平常時の持ち帰り等により家庭でも学校でのICTを活用した学びが継続できるよう、オンライン授業や家庭でのICT活用ができるかどうかが住んでいる地域によって決まる状態を解消するため、1人1台端末の平常時の持ち帰り等の実態を把握し、必要な施策を検討・実施する。 e 文部科学省は、デジタル時代を踏まえた個に応じた学びを推進するため、授業で1人1台端末が活用されるよう必要な支援を行う。特に、教科や地域によって活用が進まない実態がないか調査し、そのような状況が確認された場合には当該状況を改善するために必要な施策を検討・実施する。 f 文部科学省は、感染症や災害の発生等の非常時の学習保障としてのオンラインを活用した特例の授業の実施状況や出席取扱に地域差が生じていることに関し、オンラインを活用した特例の授業や家庭でのICT活用が安心してできるかどうかが住んでいる地域によって決まる状態を解消するため、適切な措置を検討し、実施する。 g 文部科学省は、個に応じた学びを実現する手段の一つであり、令和4年度から開始する予定の授業時数特例校制度について、令和4年度導入後の実施状況等を調査するとともに、その結果を踏まえ、個に応じた学びの促進に必要な授業時数の在り方に関する検討を行う。 h 文部科学省は、令和4年度より必修化された「情報Ⅰ」及び令和5年度より開設される「情報Ⅱ」について、住んでいる地域によらず全ての生徒が質の高い教育を受けられる状況であるか確認するため、教員配置状況、実技指導・実習実施状況（使用するプログラミング言語を含む。）、外部人材やチューターの活用状況、生徒の満足度、教員のフィードバックを調査し公表するとともに、「情報Ⅰ」を担当する教員等の指導力を向上し、全国で質の高い教育が実施されるために必要な施策を検討・実施する。 i 文部科学省は、不登校児童生徒のオンラインを活用した学習を一定の要件の下で評価・出席扱いとできる制度について、令和2年度は196,127人の不登校児童生徒のうち、2,626件にとどまることを踏まえ、この制度の活用を促進するため、先進的な取組を行っている地方公共団体における評価への反映手法や課題を感じている地方公共団体における課題の内容等の把握に取り組むとともに、その結果や不登校児童生徒のオンラインを活用した学習ニーズを踏まえた制度の更なる活用に向けた改善を図る。 j 文部科学省は、地方移住等に伴う区域外就学制度の特例的な活用に関して、事例等の把握に取り組むとともに、二地域居住等により住所の存する市町村以外に一時的に居住する児童生徒が、住民票所在地で通う学校に通い続けることを希望する場合における、オンラインでの授業参加も含む学びの保障の在り方について、児童生徒の状況等を踏まえた上で、検討する。	a,j：令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 b,d,e,h,i：令和4年度措置 c,f：措置済 g：令和4年度調査開始、令和5年度調査結果取りまとめ及び措置	文部科学省	a 中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会義務教育の在り方ワーキンググループにおいて、義務教育の意義や学びの多様性等について議論いただき、令和6年12月に取りまとめた審議まとめにおいて、ICTを活用して子供たちが主体的に学び続けることができるようにするための環境整備の重要性等について提言された。また、審議まとめでは、子供たち一人一人の特性に応じた資質・能力の育成に向けて、授業時数を含めた教育課程の編成に関する学校裁量の在り方等についても論点とされているところ。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーについては、オンライン活用の効果や課題を把握し、オンラインも含めた活用促進のため、必要な予算の計上、周知を行った。 b 都道府県の私立学校の新たな設置認可等に関する運用等について、文部科学省において調査を実施した。各都道府県において、私立学校の新たな設置認可において抑制的な運用を行う場合、その必要性について十分な検討を行うとともに、パブリックコメントの実施など適切なプロセスを確保すること、運用の定期的な見直しを行うことが重要であることなどを周知した。また、学校法人の経営判断をサポートできるよう、「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」（発行元：日本私立学校振興・共済事業団）を改訂し、学校法人が行う撤退や再編等にかかる手続きが一目でわかるように、類型別に、必要な手続き、申請期限や認可に要する期間、担当課等の情報を追記するとともに、学校法人の再編・統合等に関する具体的な事例を踏まえた追記を行う等、記載の充実を図った。（※1）さらに、本ハンドブックについては、文部科学省ウェブサイト（※2）からもリンク設定を行うとともに、当省主催の学校法人関係者向けの会議において、説明するなど積極的に周知した。 ※1 https://www.shigaku.go.jp/files/s_keieikaizenhandbook2jikaitei.pdf ※2 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/index.htm#menue7-2 c 令和4年3月3日に策定・通知した、1人1台端末等の ICT 環境の活用に関する方針ガイドラインを引き続き周知。当該通知においては、情報セキュリティ等も含め端末活用の優良事例等を公開している文部科学省特設ページ「StuDX Style」について、教員研修等での積極的な活用を促している。これらの取組に加えて令和4年8月時点の端末の利活用状況等について調査を行い、その結果を踏まえ、上記ガイドラインに加えて特に重点的な改善を進めていただくべき事項を通知。 d、e 令和4年4月の全国学力・学習状況調査の結果により、端末の活用や持ち帰りに地域差が生じている実態が明らかになったことを受け、当該実態を示すとともに状況の改善を求める通知を令和4年11月に各都道府県及び政令指定都市教育委員会宛て発出した。 さらに、持ち帰りを含む端末の利活用状況について令和4年8月時点の実態を調査し、この調査結果を踏まえて令和5年3月に事務連絡を発出。家庭学習の質の充実や非常時における学びの継続のため、持ち帰り学習の充実に向けた方策に取り組むよう各都道府県及び指定都市教育委員会に要請。 f 令和4年1月、各学校設置者宛てに事務連絡を発出し、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対する ICT の活用等による学習指導に関する基本的な考え方や、オンラインでの学習指導を行うための環境整備に活用可能な政府予算、ICTを活用した学習指導の指導要録上の取扱等について周知した。 g 各指定校に対して、教育課程の編成・実施や教育活動の実施に関する状況について調査を実施し、多くの学校において一定の成果も報告されているものの、さらなる成果や課題等について検証を続けている状況にあり、引き続き現行の授業時数特例校制度の実施に取り組んでいる。 h 情報科の教員の配置状況については、令和4年11月、令和5年12月及び令和7年3月に調査結果を公表済み。その他の事項については、令和5年度に各都道府県等教育委員会を対象とした会議において周知。また、教員の指導力向上については、令和4年11月及び令和5年12月に「免許状保有者による指導体制の確保及び担当教師全体の指導力の向上に関する施策パッケージ」を公表するとともに、各都道府県教育委員会等に対して当該パッケージの内容を示した。また、高等学校情報科に係る指導体制の一層の充実を求める通知・事務連絡を令和4年11月及び令和5年12月、令和7年3月に発出。 i 不登校児童生徒のICT等の活用による学習に関する取組と課題に関する調査を実施し、それを踏まえ、「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」（令和4年6月）において、ICT等を活用した不登校児童生徒の学習に関する出席扱いの制度について再度周知をするとともに、取組を促した。 j 令和5年8月に調査を実施し、一時的な移住や二地域に居住する、ワーケーションを行う等の事情で保護者から、他の市区町村に居住している間に、児童生徒が在籍する学校の授業を、居住先にオンラインで配信してほしいという要望を受けた実績のある自治体について実態把握を行った。調査結果を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会義務教育の在り方ワーキンググループにおいて議論を行い、令和6年12月に審議まとめを取りまとめた。	a 審議まとめにおいて提言された内容を各審議会等における専門的な検討の参考とする。 また、引き続き、スクールロイヤーのオンライン活用について把握し周知を図るとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーにおけるオンラインカウンセリングの活用促進を図る。 b 措置済み c 引き続き、左記通知等の周知徹底を図る。 d、e 学校間・地域間の端末活用の格差を是正するため、「リーディングDXスクール事業」において創出された事例を周知・普及する他、端末の活用促進に向けて、文部科学省特設ウェブサイト「StuDX Style」において、端末の活用方法に関する優良事例を引き続き収集・紹介していく。 f 感染症や災害等の非常時におけるICTを活用した学びの保障を推進していくため、令和4年1月に発出した事務連絡の内容について引き続き周知を行う。 g 引き続き取組状況の把握に努めつつ、授業時数特例校制度の実施に取り組むみを行う。 h 左記の情報科の教員の配置状況に係る調査結果も踏まえつつ、全国でより質の高い教育が実施されるよう、引き続き、情報科の指導体制の一層の充実のために必要な取組を行う。 i 学習評価の実態等についてさらに調査・研究等を行っていくとともに、制度が適切、効果的に活用されるよう、取組を推進していく。 j 中央教育審議会における議論を踏まえつつ、区域外就学制度の活用等も含め、児童生徒の学びの保障に向けた取組について、引き続き周知を行う。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
(2)グローバルなイノベーションを育む高等教育										
令和4年6月7日	人への投資	3	イノベーションの芽を育む大学設置基準等	a 文部科学省は、現状の大学設置基準におけるハード面での質保証について、学びの形式の多様化や、学生個人に応じた教育の追究を可能にすることで、大学のイノベーションを促進するなど、学修者本位の学びを実現する観点から見直しを行うとともに、経営困難大学等が学校法人運営からの撤退や学校再編による再生等を希望する場合に必要な手続をまとめたハンドブックの充実や一層の周知を図り、学校法人の経営判断をサポートする体制を整える。 b 文部科学省は、大学教育の実践において、メタバースやVR（Virtual Reality）等の新技術の活用を含むオンラインも活用した授業開発が進む中で、オンライン授業と対面授業の二項対立から脱した、学部段階から様々な授業形態の長所を融合した質の高い教育を実現するため、現行の大学設置基準に定められた、通学制大学の学部教育で行うオンライン授業全般にかかる卒業単位への算入上限について、削除の可否や上限の対象とすべき授業の態様を含め、在り方を検討する。 c 文部科学省は、通学制大学の学部教育で行うオンライン授業全般にかかる60単位上限の制限を免除する特例等について、要件を満たしていれば特例制度の活用が認められるようにするなど、意欲ある大学が活用しやすいように、手続コストを最低限にするとともに、審査結果の予見可能性を高める制度設計とする。あわせて、特例での実績を把握し、bに定める検討に活用する。 d 文部科学省は、大学に最低限必要な施設設備等に関する規定、校地・校舎の面積に関する規定等について、学生や教員の教育研究上支障が生じないことや大学の独自性を考慮した上で柔軟に対応できるよう、大学設置基準の見直しを実施するとともに、各大学の設備を学生や教員の教育研究上支障がない範囲で他大学・機関・地方公共団体等と共有・共用（シェアリング）できることを周知する。 e 文部科学省は、現行の紙の本や黙読・自学自習を前提とした図書館設備に関する規定を見直すとともに、図書館をラーニング・コモンズとして整備できることや、学生や教員の教育研究上支障がない範囲で他大学・機関・地方公共団体等と共有・共用（シェアリング）したり、電子書籍・文献・資料等を管理する電子図書館についても、他大学・機関・地方公共団体等との共同設置を含めた整備を行ったりすることが可能であることを周知する。 f 文部科学省は、今後リカレント教育による社会人大学や学修者主体の教育の浸透による科目等履修生・聴講生の受入れ、国際交流の活性化による留学生受入れが増加すると予測される中で、現在の厳密な定員管理の在り方について見直しを検討する。その際、現在の厳密な定員管理の要求が、特に都市部の一部大学への過度な学生の集中を避け大学教育の多様化を担保する役割を持つことに十分留意した上で、定員管理制度の見直しが、学修者主体の教育の実現による実質的な大学教育の多様化につながるものとなるよう、他の項目に関する検討内容も踏まえて適切に検討する。 g 文部科学省は、専任教員数について、多様な働き方・価値観が広がり、非常勤講師・実務家教員を含む兼任教員、TA（Teaching Assistant）、SA（Student Assistant）及び大学職員が教育に果たす役割が拡大していること、オンライン授業の活用が進んでいること、チーム・ティーチングの活用が進んでいることなどを踏まえ、大学設置基準の専任教員の基準について見直す。 h 文部科学省は、学修者主体教育を実現するための学びの形の多様化を図るため、卒業要件としての修業年限の規定を見直し、修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化する方向で大学設置基準の見直しを行う。 i 文部科学省は、他大学との単位互換について、学修者本位の教育の実現に向け、学生が自ら必要な学びを選択できるようにするため、大学があらかじめ協定等により定めた大学との単位互換に限定されるものでなく、個々の学生の学修ニーズに基づいて行われた他大学での学修についても、当該学生の申請に応じて、所属大学の判断により教育上有益と認めるときは単位認定ができることを、大学関係者を通じて学生が知り、実際に活用できるよう周知する。 j 文部科学省は、学修者本位の学びを実現する観点から、大学において、教員と職員が協働して取り組むよう、学部事務局やキャリアセンターといった大学職員組織が中心となって教員とともに学生を支援する仕組みについて、優良事例を横展開するなどにより、各大学の取組を推進していくことを検討する。	a,d～j：令和4年度措置 b：令和5年度以降検討開始、結論を得次第速やかに措置 c：（前段）令和4年度措置、（後段）令和5年度以降措置	文部科学省	a[ハンドブックの充実等] 「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」（発行元：日本私立学校振興・共済事業団）を改訂し、学校法人が行う撤退や再編等にかかる手続きが一目でわかるように、類型別に、必要な手続き、申請期限や認可に要する期間、担当課等の情報を追記するとともに、学校法人の再編・統合等に関する具体的な事例を踏まえた追記を行う等、記載の充実を図った。（※1）また、本ハンドブックについては、文部科学省ウェブサイト（※2）からもリンク設定を行うとともに、当省主催の学校法人関係者向けの会議において、説明するなど積極的に周知した。 ※1 https://www.shigaku.go.jp/files/s_keieikaizenhandbook2jikaitei.pdf ※2 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/index.htm#menue7-2 b、c（後段） 遠隔授業の60単位上限等を対象とする教育課程等に係る特例制度については、手続コストを低減することや審査結果の予見可能性を高めることにも留意した制度設計とし、令和4年11月より申請の受付を開始し、令和6年度末に1件、令和7年度末に2件の認定を行った。 また、中央教育審議会大学分科会質向上・質保証部会において、大学の遠隔授業や通信教育について議論を行った。 a、c（前段）、d、e、g、h 令和4年9月、大学設置基準等の一部改正を行った（令和4年10月1日施行）。 f 令和4年9月、設置認可申請等における定員管理に係る取扱いを、入学定員から収容定員に基づく算定とするため、認可基準を改めた（令和4年10月1日施行）。 i、j 他大学との単位互換について、あらかじめ協定等を定めた大学との間でなされるものに限定されず、個々の学生の学修ニーズに基づいて行われた学修についても、当該学生からの申請に応じて、大学等の教授会や教務委員会等の教学管理組織等における審議を踏まえた判断において、教育上有益と認めるときは、単位認定をすることは差し支えない旨も含めた基本的な考え方を文部科学省HPで公表するなどし、周知している。また、いわゆる教職協働に係る取組の好事例について、教職協働を促進する上でのポイントなどをまとめ、文部科学省HPで公表するとともに、関係者が集まる会議において周知を行うなどしている。	a[ハンドブックの充実等] 措置済み b、c（後段）引き続き、大学からの申請に基づき、教育課程等に係る特例の認定を行う。また、認定した特例の運用実績や中央教育審議会での議論等を踏まえ、今後の大学設置基準の改善等に向けた検討を行う。 d～j 措置済み	検討中	継続フォロー
令和4年6月7日	人への投資	4	社会変革を促す新しい学究を支える環境整備	a 文部科学省は、大学が提供する教育の質の評価について、認証評価制度等既存の枠組みについて、外部からの調査を通じた受動的な評価にとどまらず、各大学が能動的に教学マネジメントを行い、対面・オンラインの手段にかかわらず、質の高い教育に取り組むと同時に質の低い授業の改善を行う取組を推進する。 b 文部科学省は、大学等における授業の実施に当たり、対面・オンラインの手段にかかわらず、学生が実質的な学修及び学修に必要な交流を得られるような取組を要請するよう周知する。特に、教員及びTA、SA等教育補助者によるオフィスアワー等の学修支援は、学生が支援を求めやすくなるよう、オンラインでの実施を含め、取組を推奨するとともに、教員と学生の双方向性ある対話も含め、新たな取組の促進の観点から、オンライン活用のガイドラインを策定する。 c 文部科学省は、社会変革を促すようなイノベーションを大学から発信できるよう、既存の学部の再編に大学が取り組みやすい環境を整備する。特に、学部ごとに異なる校舎面積・専任教員数については、デジタル活用や成長分野に対応した基準になるよう見直す。	令和4年度措置	文部科学省	a 中央教育審議会大学分科会によって定められた「教学マネジメント指針」の公表・周知等を通じ、各大学において①「卒業認定・学位授与の方針」、②「教育課程編成・実施の方針」、③「入学者受入れの方針」のそれぞれの方針を一貫性のある明確なものとして策定するよう促すとともに、各大学が主体的にこれらの3つの方針に基づく充実した大学教育の実現や教育改善に取り組むことを推進している。 b 大学等における学修者本位の授業の実施等に関し、「令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス 感染症への対策の徹底等に係る留意事項について（周知）」（令和4年3月22日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）等において、学生一人一人の立場に立って、多様な人々の関わる授業や少人数のグループワークによる質の高い学修など相互に切磋琢磨することのできる環境を整備することや、学生の円滑なコミュニケーションを促すこと等をしていただくよう周知した（参考：令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について（周知）（mext.go.jp））。また、オフィスアワー等の学修支援を含め、「大学・高専における遠隔教育の実態に関するガイドラインについて（周知）」（令和5年3月28日付け文部科学省高等教育局専門教育課・大学教育・入試課事務連絡）を周知した。 c 令和4年9月に大学設置基準等の一部改正を行い（令和4年10月1日施行）、新たに基幹教員制度を設け、一定の範囲内で、同一の教員を複数の大学・学部で必要教員数に算入することを可能としたほか、校舎面積に係る規定等を対象とする教育課程等に係る特例制度を創設するなどとした。	a、b 実施計画の記載に従い措置している。 さらにa：は、「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（令和7年2月21日中央教育審議会）も踏まえ、アカデミック・アドバイジング等の学修支援体制の整備等を通じた学生が主体的・自律的に学修するための環境構築や、「出口における質保証」の促進のため、教学マネジメント指針の見直しを行う予定である。また、実施している先導的大学改革推進委託事業「大学による教学マネジメントの確立のための取組事例の把握等に関する調査研究」の結果について、大学等への周知・取組事例の横展開を行うことで、取組の更なる推進を図っていく。 c 令和8年度以降、基幹教員制度について大学に対し引き続き調査等を行い、導入状況を把握する。	措置済	解決
(4)個人の自律的・主体的なキャリア形成の促進										
令和4年6月7日	人への投資	10	産業界や地域の実情に即した学び直しや能力開発の実現に向けた支援	a 厚生労働省、文部科学省、経済産業省は、リカレント教育を総合的かつ効果的に推進するため、関係施策が産業界のニーズを踏まえてより実効性のあるものとなるよう、引き続き更なる連携強化を図る。 b 厚生労働省は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）において、労使団体やリカレント教育を行う大学等を含む幅広い関係者による都道府県単位の協議会の設置について定めたところであるが、地域ごとのニーズに即応した実効的な職業訓練の実現を図るため、訓練内容について受講者や企業からの評価等を踏まえた効果検証及び見直しを継続的に行う。 c 厚生労働省は、在籍型出向が個人の能力開発・キャリア形成に資することを踏まえて、引き続き、送り出し企業の負担軽減のための支援や地域在籍型出向等支援協議会などの取組を実施し、地域ごとの人材ニーズを踏まえた在籍型出向を促進する。	令和4年度措置	a.厚生労働省 文部科学省 経済産業省 b,c:厚生労働省	a 内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省による「リカレント教育の推進に係る関係省庁連絡会議」（課長級会合）を開催し、関係府省によるリカレント教育関係施策の実施について連携強化を図った。 b 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき設置した地域職業能力開発促進協議会について、令和4年度から令和7年度にかけてそれぞれ2回、全都道府県で開催した。協議会においては、特に離職者向け職業訓練の実施状況について訓練分野ごとに応募倍率や就職率の観点から分析や、各地域職業能力開発促進協議会に設置したワーキンググループによる個別の訓練コースの訓練効果について把握・検証した結果を踏まえ、改善すべき方向性を検討し、これらを踏まえ、次年度の実施計画を協議した。 c 令和4年12月、賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向を支援するため、産業雇用安定助成金にスキルアップ支援コースを新たに創設し、送り出し企業の金銭的負担軽減のための支援を措置した。また、出向契約書のひな型を含め出向に際しての手続きの解説、好事例を紹介するハンドブックの作成や産業雇用安定センターによるマッチング支援や出向契約の締結支援等により送り出し企業の金銭的な負担以外の面についても負担軽減支援を行った。加えて、令和4年10月から令和5年3月にかけて、47都道府県に設置する地域在籍型出向等支援協議会において在籍型出向の送出ニーズや受入ニーズの把握を行い、在籍型出向の促進を図った。	a 今後も関係府省で連携し各施策の着実な実施に努める。 b 地域職業能力開発促進協議会に設置されたワーキンググループにおいて個別の訓練コースについて訓練効果の把握・検証を行い、当該結果を踏まえた次年度の実施計画の協議を行う。 c 在籍型出向を促進するための既存の支援策の見直しを行うとともに、産業雇用安定センターとの連携強化を引き続き行うことにより、スキルアップ等を目的とする在籍型出向のさらなる活用促進を図る。	措置済	解決

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
			(6)育児休業の取得促進							
令和4年6月7日	人への投資	13	育児休業の取得促進	a 厚生労働省は、育児休業制度の在り方に関する検討を的確に行うため、育児休業の取得期間の調査頻度について必要な見直しを行う。 b 厚生労働省は、育児休業制度の在り方に関する検討を的確に行うため、令和4年4月から事業主に課された妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けについて、その実施の前後における育児休業の取得状況及び育児休業を取得しない理由の変化等に関して把握・分析を行う。 c 厚生労働省は、令和4年4月から事業主に課された妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けについて、各企業において確実かつ円滑に実施されるよう、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号）の積極的な周知を行う。 d 厚生労働省は、中小企業で働く労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、仕事と育児の両立支援のノウハウを持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」を活用し、令和4年4月から事業主に課された妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認等に関する好事例の提供や、各企業の課題を踏まえた効果的な手法の提案を行い、中小企業の状況や課題に応じた支援を行う。 e 令和4年10月から導入される「産後パパ育休」について、労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能となるが、厚生労働省は、それにより育児休業の取得状況等にどのような影響があったか、把握・分析を行う。 f 厚生労働省は、仕事と育児の両立を支援するための取組を行っている企業の好事例に関して、既に実績を上げている企業だけではなく、実績を上げようと前向きな取組を行っている企業の好事例についても情報収集して公表するよう検討を行う。	a,c：措置済み b,e：改正育児・介護休業法施行後の実態を令和5年度秋に調査開始し、結果を得次第検討開始 d,f：令和4年度措置	厚生労働省	a 育児休業取得期間の調査はこれまでの約2年に1回の頻度で実施していたが、令和7年度以降は毎年の実施に変更する見直しを行うこととした。 b,e 自身又は配偶者の妊娠・出産等の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置状況及び産後パパ育休の措置状況については、令和7年度にアンケート調査による把握を行った。 c 妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けを含めた改正育児・介護休業法の内容については、リーフレットや動画、SNSの活用、企業や若年層向けのセミナーの実施等を通じて周知を行った。 d 労務管理の専門家である「仕事と家庭の両立支援プランナー」を活用し、中小企業に対して、改正育児・介護休業法の内容を踏まえた上で、企業における現状把握や課題の抽出の仕方の助言、他社事例の紹介などを行い、育児休業の取得及び円滑な職場復帰を支援した。 f 仕事と育児の両立を支援するための取組を行っている企業の好事例を収集する中で、くるみん認定などを取得していないが、前向きな取組を行っている企業についても4社収集し、厚生労働省関連サイト「女性の活躍推進・両立支援総合サイト」に掲載した。	a,c,d,f 措置済み b,e 令和5年度、令和7年度の調査結果を踏まえ、現況の分析を行う予定である。	検討中	継続フォロー
			(7)保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）							
令和4年6月7日	人への投資	14	保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）	a 厚生労働省は、令和3年4月に制度の見直しが行われた短時間保育士の活用について、制度見直し後の短時間保育士の活用状況を把握し、必要な対応について検討を行い、結論を得る。 b 保育所等に対する第三者評価の実施状況には地域差があることから、厚生労働省は、第三者評価の実施に当たっての現場レベルでの課題について把握・分析を行った上で、効果的な第三者評価が全国的に行われるよう、都道府県等による指導監査と異なり保育の質を一層高めるために行われるといった制度の意義や位置付けの周知を含め、必要な措置を講ずる。	a：令和4年度検討・結論 b：令和4年度検討、結論を得次第速やかに措置	こども家庭庁（厚生労働省から移管）	令和5年4月に「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」（令和5年4月21日こども家庭庁成育局長通知）を発出し、最低基準における定数上の常勤の保育士及び短時間勤務の保育士の定義を明確化した。また、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）を踏まえ、国への相談窓口を設置するとともに、地方公共団体宛てに、改めて定義を周知するための通知を発出した。	相談窓口への相談状況を踏まえながら、都道府県等に対しては、適切に周知を行いつつ、今後の運用状況を引き続き注視していく。	検討中	継続フォロー
			〈医療・介護・感染症対策〉							
			(2)医療DXの基盤整備（在宅での医療や健康管理の充実）							
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	4	電子処方箋の普及及び医療分野における資格確認・本人確認の円滑化	a 厚生労働省は、令和5年1月の電子処方箋システムの稼働をにらみ、紙処方箋から電子処方箋への迅速かつ全面的な転換を実現するため、電子処方箋システムの医療機関・薬局への導入及び電子処方箋システムの稼働に合わせ整備予定の処方・調剤情報のシステムへの登録数に関する年度ごと（令和5年度当初から毎年度）の数値目標を設定し、毎年度更新する。また、併せて毎年度の電子処方箋発行数を参考指標として公表する。 b 厚生労働省は、電子処方箋の発行に必要な資格確認・本人認証の手段として、HPKI（Healthcare Public Key Infrastructure：保健医療福祉分野の公開基盤）以外にどのような方法があり得るか、医療機関による本人確認の活用やクラウド電子署名など幅広く、現場のニーズを踏まえて検討し、結論を得る。なお、検討に当たっては、現行の紙処方箋の実務においてその都度明示的な医師の資格確認が行われていない実情を踏まえつつ、紙に比べ電子処方箋が実務的に使い勝手が良いものとなるよう、医療機関・電子署名サービス提供事業者による医師の資格確認に際して、医師登録原簿を都度照会する必要はないこととし、円滑な運用ができることとする。 c 厚生労働省は、電子処方箋の普及には医師が電子署名を行う際の負担を軽減する必要があることを踏まえ、医師がその所属する医療機関の電子カルテシステムを利用して電子処方箋を出力する場合に、当該医師が電子カルテシステムの利用に当たって、医師であることの資格確認及び一定の本人確認が当該医療機関によって既に行われており、電子署名事業者が必要な際にその事実を確認できる場合には、電子署名事業者が当該医師に対して個別に改めての資格確認及び本人確認手続を行うことを要しないこととする方向で検討を行う。 d 厚生労働省は、医療現場で利用される電子署名について、クラウド型電子署名等を利用しようとする医師が、当該クラウド型電子署名等の利用申込を行う際の本人確認手段として医師が自宅等から手続を完結できるようにするため、オンラインで完結可能な本人確認方法であるeKYC（electronic Know Your Customer）を活用できることとする方向で所要の検討を行う。 e 厚生労働省は、上記bの結論を踏まえ、社会保険診療報酬支払基金が令和5年1月から運用を開始する電子処方箋システムについて、HPKI以外の資格確認・本人認証の方法に運用開始時から対応できるよう検討する。	a：目標設定については令和4年度上期に措置、以降継続的に措置 b：措置済み c：令和4年度検討・結論 d：令和4年度上期検討・結論 e：引き続き検討を進め、令和5年1月までに措置	厚生労働省	a 令和7年3月に概ね全ての医療機関・薬局での電子処方箋導入に向け、令和5年2月の電子処方箋推進協議会を立ちあげ、足下のオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、着実な普及拡大に向けた進め方について議論を開始した。厚生労働省HPに処方・調剤情報の登録数を毎月公表するとともに、デジタル庁と共同作成の上で「電子処方箋の導入状況に関するダッシュボード」にて電子処方箋導入状況や処方箋発行枚数等について公表を行っている。電子処方箋については、令和7年6月時点で、薬局の8割超に導入、利用申請は9割を超えていることから、同年夏時点で概ねすべての薬局に導入されることが見込れる一方、医療機関への導入は1割程度に留まることが見込まれたことから、令和7年7月第7回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チームにて、電子処方箋の新目標として、保険制度下における処方箋について、速やかに概ねすべての調剤結果が電子処方箋管理サービスに登録されることを目指すとともに、患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関への導入を目指すこととした。 b HPKI以外の資格確認・本人認証の方法について検討し、結論を得た。引き続き下記eにて対応する。 c 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版 本編」P.53に、「電子署名を行う都度、事業者による医師等の国家資格保有の確認を求めるものではない」旨も明記している。 d 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」第6.0版改定において、医療情報システムの利用者登録について本人確認用の手段に求められる信頼性に関する考え方を示し、eKYCについては、IAL3（情報セキュリティレベルが担保された環境下で管理されている医療機関等であればIAL2）であれば使用可能と整理した。 e 電子処方箋の仕組みにおいて使用できる電子署名の方法として、HPKIカードの中の電子証明書を用いるローカル署名と、本人認証を行った上でクラウドで管理されているHPKIセカンド電子証明書を用いるリモート署名の運用を実施済み。	a 同目標に向け、医療機関への導入等を進めていく。 b～d 措置済み e 措置済み	検討中	継続フォロー
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	5	患者のための医薬品アクセスの円滑化	a 厚生労働省は、患者がその生活形態に合わせて円滑に薬剤を受領できることとする観点から、薬局において処方箋に基づき調剤された薬剤の患者への受渡しの方法について、駅やコンビニエンスストア等に設置される宅配ロッカー等を介して受渡しを行うことが可能であることを通知等により明確化し、周知する。 b 厚生労働省は、新たに店舗販売業を行おうとする者が、店舗管理者要件を満たす登録販売者を円滑に確保することを可能とするため、現状、過去5年以内のうち「2年以上」かつ「1,920時間以上」の実務経験が必要とされる登録販売者に係る店舗管理者要件について、一定の追加的なオンライン研修などを条件としつつ、「2年以上」の要件を「1年以上」へと見直す。 c 厚生労働省は、医薬品医療機器等法における店舗販売業の許可要件として、特定の場所に位置する店舗に陳列設備、貯蔵設備などの構造設備と、登録販売者などの有資格者の設置を求めている現行制度について、デジタル技術の利用によって、販売店舗と設備及び有資格者がそれぞれ異なる場所に所在することを可能とする制度設計の是非について、消費者の安全確保や医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、検討し、結論を得る。 d 厚生労働省は、医療用医薬品から一般用医薬品への転用に関する申請品目（「医薬品の承認申請について」（平成26年11月21日厚生労働省医薬食品局長通知）の別表2－（2）（以下単に「別表2－（2）」という。）の（4）に該当するもの）について、申請を受理したもののいまだ「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」で検討されていないものの有無を確認するとともに、令和2年度以前の申請に対していまだ結論が出されていないものについて、（ア）その件数、（イ）申請ごとに、その理由、（ウ）（イ）のうち厚生労働省及びPMDA（Pharmaceuticals and Medical Devices Agency：独立行政法人医薬品医療機器総合機構）の事業者に対する指摘に対して事業者によって適切な対応が行われていないために審査が進まないとするものについては当該指摘の内容、（エ）申請ごとに、当該申請品目の成分に関して、海外主要国における一般用医薬品としての販売・承認状況及び承認年度を調査する。また、①既に別の一般用医薬品として承認された成分であるが、効能・効果・投与経路等の異なる一般用医薬品としての申請品目（別表2－（2）の（5）①から④まで及び（6）に該当するもの）及び②体外診断用医薬品から一般用検査薬への転用に関する申請についても、上記同様（ア）（イ）（ウ）（エ）について調査する。調査に当たっては、申請者に内容を確認し、同意を得る。	a：措置済み b：令和4年度措置 c：令和4年度検討開始 d：令和4年度上期措置	厚生労働省	a 「調剤された薬剤の薬局からの配送について」（令和4年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課・監視指導・麻薬対策課事務連絡）において、宅配ロッカー等を介した医薬品の配送について明確化するとともに、留意点を周知した。 b 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行機則の一部を改正する省令」（令和5年厚生労働省令第61号）により、一定の追加的研修（オンライン研修を含む。）を修了した登録販売者は1年（1,920時間）以上の従事期間で店舗管理者になることができることとした。 c 令和6年4月から、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において薬剤師等による遠隔での管理の下で、薬剤師等が常駐しない店舗における一般用医薬品の販売を可能とすることについて議論を実施し、令和7年1月10日にとりまとめを公表するとともに、同年2月12日に第217回通常国会へ「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法案等の一部を改正する法律案」を提出し、同年5月21日に当該法律案が可決・成立し、公布された。 d 医療用医薬品から一般用医薬品への転用に関する申請品目のうち、令和2年度以前の申請に対していまだ結論が出されていないもの及び既に別の一般用医薬品として承認された成分であるが、効能・効果・投与経路等の異なる一般用医薬品としての申請品目のうち、令和2年度以前の申請に対していまだ結論が出されていないものの事例等を調査済み。また、体外診断用医薬品で該当する品目はなかった。	a～d 措置済み なお、cは、施行に向けて下位法令の整備等必要な対応を実施する予定。	措置済	フォロー終了

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	6	家庭用医療機器において兆候を検出した疾病名の表示	a 厚生労働省は、医薬品医療機器等法の承認を受けたスマートウォッチその他の家庭用医療機器（医師による使用・管理を前提としない、家庭や職場に設置され使用される医療機器）によって兆候を検出した疾病名（現在罹患している又は将来罹患する可能性がある疾病名）を表示することが可能であることを明確にするためにガイドラインを作成する。その際、各種のバイタルデータに基づいて、現在罹患している又は将来罹患する可能性がある疾病名を表示する機器（以下「疾病名表示機器」という。）について、どのような場合が医薬品医療機器等法上の医療機器に該当するかを明確にするとともに、当該製品が使用者に提供する情報の臨床的意義が確立しているか、使用者自らが結果を解釈し、受診の要否の判断を含めて適切な行動に繋げられるか等の観点からの判断等が必要であることを具体的に記載する。あわせて、スタートアップが上記医療機器を開発し製造する可能性や不特定多数の利用が想定されること、当該機器には侵襲性がないことなどを踏まえ、開発者に過度な負担とならないよう配慮しつつ、製造販売後の情報収集の方法を明確化する。 b 厚生労働省は、疾病名表示機器について、質の確保がされていない機器が広く流通することで、医療機関への不必要な負担が生じたり、国民に無用な誤解・不安を与えることのないよう、必要な法的措置を検討する。 c 厚生労働省は、個別の家庭用医療機器にその使用者が現在罹患している又は将来罹患する可能性のある疾病名を表示するに当たっての臨床的意義等について専門家と協議する場合、当該専門家や所属組織が当該家庭用医療機器のベンダーやその競争者など特定の企業との利益相反関係を有さないことを確認し、利益相反に該当する場合には議論に参加させない等の措置を講ずるとともに、当該協議の透明性を担保する観点から、協議の日時、相手先、協議内容等を記載した議事録を、当該医療機器の開発に係る情報等の秘密保持に留意の上、協議終了後速やかに公開する。	a,c：令和4年度措置 b：令和4年度検討・結論	厚生労働省	a 令和4年12月13日付け「『疾病の兆候を検出し受診を促す家庭用医療機器の承認申請に当たって留意すべき事項について』の一部改正について」（薬生機審発1213第4号、薬生安発1213第3号、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長連名通知）を公表。また、令和5年3月31日付け「プログラムの医療機器該当性に関するガイドラインの一部改正について」（薬生機審発0331第1号・薬生監麻発0331第4号、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長・厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長連名通知。以下「令和5年3月31日通知」という。）を公表。 b 検討の結果、令和5年3月31日通知により、疾病名表示機器含めプログラムの医療機器該当性に係るガイドラインを改正し、医療機器に該当し、取締りの対象となる範囲の更なる明確化を実施。 c 令和4～7年度に家庭用医療機器で該当する品目はなかった。	a、b 措置済み c 令和8年度に家庭用医療機器で該当する品目があれば秘密保持の観点に留意して対応を検討する。	措置済	フォロー終了
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	7	医療機器等の広告規制の見直し	a 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症への対応の観点から、医薬品医療機器等法に基づく承認を受けたパルスオキシメータについて、令和4年年初を目途に販売店やインターネット等における広告を可能とするよう検討する。 b 厚生労働省は、医家向け医療機器の広告規制の在り方について、単なる性能等の情報提供にとどまらない、適正・安全に使用するための注意事項等も含めた、一般人が機器の選択を行うために必要な情報提供の在り方について、一般人の使用による危害のおそれが小さい機器に関する広告の規制の必要性の有無や程度を含め、検討を行う。 また、抗原定性検査キットのように、質の確保されていない製品が広く流通している実態も踏まえ、公衆衛生上悪影響を生じるおそれがある製品等について、その使用により国民が不利益を被ることのないよう、法令面を含め、必要な対応を検討する。	a：措置済み b：（前段）引き続き検討を進め、令和4年度結論・措置、（後段）引き続き検討を進め、令和4年度結論	厚生労働省	a 薬機法に基づく承認を受けたパルスオキシメータについて、販売店やインターネット等における広告を可能とするよう、関係する事務連絡、通知を令和4年2月3日に発出した。 ・「パルスオキシメータの適正広告・表示ガイドライン」について（令和4年2月3日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡） ・血中酸素飽和度を測定する機械器具の取扱いについて（令和4年2月3日付け薬生監麻発0203第1号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知） b（前段） 医家向け医療機器の広告規制の在り方について、業界団体と連携し検討を行い、一般人向けの広告が可能と考えられた医家向け医療機器（発作時心臓活動記録装置、発作時心臓活動記録装置用プログラム、高血圧治療補助プログラム、禁煙治療補助システム）について、品目毎に適正広告に係るガイドラインを作成した上で一般人向けの広告を可能とした。 また、令和7年7月4日に、強性ストッキング、間欠巡服用カテーテルについて、ガイドラインの作成し、一般人向けの広告を可能とした。引き続き、自己検査用グルコース測定器等についてもガイドラインの作成を進めており、作成され次第、一般人向けの広告を可能とする。 b（後段） 新型コロナウイルス検査キットについて、消費者が、薬機法に基づき承認していない研究用検査キットを購入・使用しないよう、都道府県等への監視指導の徹底の依頼や販売自粛を行った。また、消費者が誤って研究用検査キットを購入しないよう厚労省ウェブサイトやリーフレット、厚労省SNS（Twitter、Facebook）を活用しての周知活動などを行ってきた。	a 措置済み b（前段）措置済み。ガイドライン作成中の品目については、作成され次第、一般人向けの広告を可能とする。 b（後段）引き続き、薬機法に抵触するような事案に対しては、監視指導を徹底していく。	検討中	継続フォロー
	(3)医療DXを支える医療関係者の専門能力の最大発揮									
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	11	社会保険診療報酬支払基金等における審査・支払業務の円滑化	a 社会保険診療報酬支払基金の審査支払システムを最大限活用するため、現時点でコンピュータチェックにより完結しないこととなっている、AIによる振り分けの対象とならない目視対象のレセプト（入院レセプト等）について、AIによる振り分けの適用に向けた具体的な検討を行い、適用可能な部分について適用する。 b 自動的なレポーティング機能を有効に活用するため、審査結果の差異の検証が完了しているか否かにかかわらず差異の分析が可能となるよう、差異のデータは、順次、一定数を定期的に公表する。 c 厚生労働省は、より効果的・効率的な審査支払システムによる審査等のためには、紙レセプトはもとより、電子媒体による請求が行われている場合も含め、オンライン請求への移行を進める必要があることから、オンライン請求を行っていない医療機関等の実態調査を行うとともに、その結果も踏まえ、将来的にオンライン請求の割合を100%に近づけていくための具体的なロードマップを作成する。 d 厚生労働省は、令和3年3月に取りまとめられた「審査支払機能の在り方に関する検討会」の報告書において令和4年度中に実施予定とされている、再請求等のオンライン化を確実に実施するため、具体的なオンライン化の時期を決定する。 e 厚生労働省は、柔道整復療養費について、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みを検討するとともに、併せてオンライン請求の導入について検討を行う。	a：引き続き検討を進め、令和4年度措置 b：継続的に措置 c：令和4年度末目途措置 d：令和4年度上期措置 e：引き続き検討を進め、令和4年度上期結論	厚生労働省	a 令和4年10月以降、DPCを除く入院レセプトも振分対象とした。 b 審査の差異の可視化レポート（自動レポーティング）を定期的に公表。令和3年度は、131事例（医科113例、歯科18事例）を公表。令和4年度は、101事例（医科59事例、歯科41事例、調剤1事例）を追加。令和5年度は、74事例（医科57事例、歯科17事例）を追加。令和6年度は、83事例（医科70事例、歯科4事例、調剤9事例）を追加。令和7年度は、60事例（医科56事例、歯科4事例）を追加。これまでに計449事例を公表。 c オンライン請求を行っていない医療機関等の実態調査を令和5年2月に行うとともに、その結果も踏まえ、「オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ」を策定した。ロードマップに沿って、オンライン請求を推進した。 d 令和4年9月に、再請求等のオンライン化を令和5年3月原請求分から実施する旨、通知を発出した。通知を踏まえ、再請求等のオンライン化を推進した。 e ・柔道整復療養費のオンライン請求導入等に関するWGにおいて、検討課題や検討の進め方を整理（令和4年度3回、令和5年度1回開催） ・令和5年7月開催の柔道整復療養費検討専門委員会において、上記WGの検討状況等を報告	a～d 措置済みa、c、d 措置済み b 措置済み。引き続き定期的に公表。 e 引き続き、柔道整復療養費のオンライン請求導入等に関するWGにおいて、オンライン請求の導入及び柔道整復療養費の請求が原則オンライン請求により行われるために必要な措置を検討し、令和6年度中に柔道整復療養費検討専門委員会に導入方針（案）を報告する。	検討中	継続フォロー
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	12	医療現場の負担軽減のための手続のデジタル化等	a 厚生労働省は、厚生労働省が所管する法令等に基づき医療機関又は医師（以下「医療機関等」という。）が厚生労働省本省、その地方支分部局、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会若しくは地方公共団体に対して行う申請若しくは届出又は患者に対して行う交付の手続（以下「申請等手続」という。）について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）等を踏まえ、申請等手続を書面で行う場合の医師又は患者の当該書面への押印又は署名、当該書面の日本産業規格A列4番以外の大きさ又は白以外の色による作成等によって医療機関等に生じる負担を軽減するため、医療現場、地方公共団体その他の関係者の意見を踏まえて担当の業務量が生じていると認められる申請等手続についてデジタル化（電子メールにより申請等手続を行うことを含む。）を進めるための工程表を作成する。当該工程表には、申請等手続のデジタル化のみならず、書面による作成を求める場合の医療機関等の負担軽減に関する方策を含むものとし、署名又は押印の廃止や、その廃止を困難とする場合に署名又は押印を印刷印影又は組織印に代えることの可否に関する内容を含むものとする。 b 厚生労働省は、電子処方箋以外の医療現場での書類について、デジタル化によって、医療従事者の負担軽減等を実現する観点から、電子署名の要否等について整理を行う。	a：令和4年措置 b：引き続き検討、早期に結論	a.厚生労働省 b.厚生労働省 こども家庭庁	a 医療関係団体に対して、調査（手続名、デジタル化されていないことでどのような不都合が生じているか、どのように解決されると良いと考えるか、負担感（1医療機関における年間あたりの手続き件数、1件の対応に係る所要時間））を実施し、このうち、当該手続きが年1回以上発生するもの又は当該手続きに1回1時間以上を要するものを目安として、相当な業務量が発生していると認められるものを洗い出したうえで、デジタル化の可否・デジタル化手法の妥当性を確認する観点から実施した地方公共団体への調査も踏まえつつ、デジタル化を進めるための工程表を作成した。 b 厚生労働省の対象となる書類については、すべて電子署名が不要であることを確認した。 b こども家庭庁の対象となる書類について、すべて電子署名が不要であることを確認した。	a 工程表に則り、各手続のデジタル化を進めていく。 b 措置済み	未措置	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
(4)質の高い医療を支える先端的な医薬品・医療機器の開発の促進										
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	15	創薬等に向けた医療データの利活用の促進	a 民間事業者や研究者が、医薬品等の治療のアウトカムを把握し、その効果・実態等の分析に活用することができるよう、厚生労働省と総務省は、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）について、統計法（平成19年法律第53号）との関係について整理した上で、死亡の時期や原因など、死亡した者に関する情報との連結が可能となるよう検討を行う。 b 公正取引委員会は、令和4年2月に公表した官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書のうち、「ベンダーが合理的な理由なく、官公庁のシステムの仕様の公開やデータの引き継ぎを拒否したり、事実上拒否するのと同様に得る程度に高額なデータ移行のための費用を請求する場合等は独占禁止法上問題となるおそれがある」との考え方が官公庁以外の民間医療機関や医師会等が運営する医療介護連携システムなどについてもその旨が当てはまることを周知するとともに、独占禁止法に違反する行為が認められた場合には、厳正・的確に対処する。 c 複数医療機関が連携して医療を提供する際や創薬開発等において、検査結果データは有用な情報であることから、現在、厚生労働省では、データヘルス改革に関する工程表に基づき、電子カルテ情報等の標準化を進めているが、既に採択されている、JLAC11コードを含む厚生労働省標準規格である（HS014）臨床検査マスターの普及のための方策を検討するとともに、二次利用の観点から有用な検査結果データの拡充について検討を行う。また、検査結果データは、使用する検査機器、試薬等によって検査値が異なることから、電子カルテ情報等の交換の仕組みが整備された後にマイナポータル等で自らが検査結果データを閲覧できるようになる時期を目途に、創薬等の目的のためにも、関係学会等の協力を得て、異なる検査機器等により得られた検査結果データを比較可能なものとするような方策を検討する。	a,c：令和4年度上期検討開始、令和4年度結論 b：令和4年度措置	a：総務省 厚生労働省 b：公正取引委員会 c：厚生労働省	a 令和4年度中にNDBと死亡情報の連結を可能とする関係省令の改正（令和5年4月1日施行）済み。令和5年度はシステム改修を実施。令和6年度にNDB収載し、令和7年3月より第三者提供を開始している。 b 公正取引委員会は、ベンダー等を対象とした説明会を令和4年3月から5月にかけて実施し、官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書のうち、「ベンダーが合理的な理由なく、官公庁のシステムの仕様の公開やデータの引き継ぎを拒否したり、事実上拒否するのと同様に得る程度に高額なデータ移行のための費用を請求する場合等は独占禁止法上問題となるおそれがある」との考え方が官公庁以外の民間医療機関や医師会等が運営する医療介護連携システムなどについてもその旨が当てはまることを周知した。また、令和7年度において、公正取引委員会が独占禁止法違反・違反のおそれがあるとして措置・公表を行った事例はない。 c 「健康・医療・介護情報利活用検討会医療情報ネットワークの基盤に関するワーキンググループとりまとめ」（令和5年3月29日）において、全国的に電子カルテ情報を閲覧可能とするための医療情報ネットワークの基盤（電子カルテ情報共有サービス）の在り方及び技術的要件について、とりまとめを行った。電子カルテ情報のうち検査情報について、電子カルテ情報共有サービスにおいてJLACコードで共有可能とすることとした。また、当該とりまとめにおいては、一次利用を念頭におきつつも二次利用にも資するよう、共有・交換する対象となる情報について拡大していくこととした。引き続き対象とする情報の内容や追加の時期等について検討中。	a 措置済み b 措置済み c 現在、令和8年度冬頃を目処に電子カルテ情報共有サービスの全国的な運用開始が可能となるよう準備を進めているところ。共有・交換する対象となる情報については、標準化の状況等を踏まえ引き続き拡大の具体的時期、内容について検討していく。	未措置	継続フォロー
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	16	治験の円滑化	a 厚生労働省は、治験実施医療機関の医師等が、被験者に対して、治験に関する必要な説明を行い、同意の取得を非対面・遠隔で実施するための適切な方法やデータの信頼性確保等に関するガイダンスを策定する。策定に当たっては、国内外におけるオンライン技術を用いた治験の実施方法や各国のルール等に関する調査を踏まえたものとする。 b 厚生労働省は、治験依頼者から被験者への治験薬の直接配送に関して、海外における取扱いの状況等の調査を実施の上、国際整合を踏まえつつ、実施の可否を検討する。 c 厚生労働省は、DCT（Decentralized Clinical Trials：分散化臨床試験）において必要となる被験者宅への訪問看護師を円滑に確保すること を可能とするため、訪問看護ステーションの活用のほか、治験施設支援機関（SMO）に所属する看護師の活用を含め、治験実施医療機関に所属する看護師以外の看護師をどのように活用し得るかを整理し、必要な措置を講ずる。 d 厚生労働省は、DCTを含む治験の開始等に際して必要となるPMDAへの治験届出について、令和4年度に予定されているオンライン化に先立ち、電子メールによる提出をした場合の事後的な紙・電子媒体の提出を不要とすることについて検討し、必要な措置を講ずる。	a：令和4年度措置 b：令和4年度検討・結論 c：令和4年度上期措置 d：措置済み	厚生労働省	a 非対面・遠隔での説明・同意に関して、国内外におけるオンライン技術を用いた治験の実施方法や規制を調査した。調査結果を踏まえてガイダンスを策定し、令和5年3月30日付け「治験における電磁的方法を用いた説明及び同意に関する留意点について」（薬生薬審発0330第6号・薬生機審発0330第1号、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長・厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長連名通知）を発出した。 b 欧米における、治験依頼者から被験者への治験薬の直接配送の状況を調査したところ、ほとんどの国において、規制上可能ではなかった。また、国内規制においては、治験薬は治験依頼者から実施医療機関に交付することを求めており、被験者に交付する治験薬の管理責任は医療機関にあることから、治験依頼者から被験者への治験薬の直接配送はできないこととされている。国際的に実施されていないことから、日本において治験薬の直接配送は行わないこととした。 d 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を 鑑みた治験計画等の届出の取扱い（電子メールによる提出）について」（令和4年4月1日付け薬生薬審発0401第9号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管 理課長、薬生機審発0401第1号医療機器審査管理課長、薬生監麻発0401第6号監視指導・麻薬対策課長連名通知）を発出し、事後的な紙・電子媒体の提出を不要とした。 c 関係団体へのヒアリングの結果や現場のニーズ等を踏まえ、SMO等の看護師がDCTにおいて診療の補助等を行うことについて現在検討を行っている。	a、b、d 措置済み c その結果を踏まえ、DCT関連業務に関して、治験実施医療機関の医師の指示の下、SMO等の看護師が被験者の居宅等において診療の補助等を行うことは可能である旨の周知を速やかに行う予定。	検討中	継続フォロー
(5)利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築										
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	17	特定施設（介護付き有料老人ホーム）等における人員配置基準の特例的な柔軟化	厚生労働省は、ビッグデータ解析、センサーなどのICT技術の最大活用、介護補助職員の活用等を行う先進的な特定施設（介護付き有料老人ホーム）等において実証事業を実施し、現行の人員配置基準より少ない人員配置であっても、介護の質が確保され、かつ、介護職員の負担が軽減されるかに関する検証を行う。 厚生労働省は、当該検証の結果を踏まえ、先進的な取組を行うなど一定の要件を満たす高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化の可否について、社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聴き、論点を整理する。 厚生労働省は、当該論点整理を踏まえ、同分科会の意見を聴き、当該特例的な柔軟化の可否を含めた内容に関する所要の検討を行い、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずる。	（前段）令和4年度措置、 （中段）令和4年度目途措置、（後段）遅くとも令和5年度結論・措置	厚生労働省	（前段） 当該内容に係る実証対象38施設を選定し、実証事業を実施した。 （中段） 令和4年度及び令和5年度の実証事業の結果を踏まえ、介護給付費分科会で議論を行い、論点の整理を行った。 （後段） 令和6年度介護報酬改定において、介護給付費分科会での議論を踏まえ、生産性向上に先進的に取り組む特定施設について、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることが確認された場合、人員配置基準を特例的に柔軟化することとした。	措置済み	措置済	フォロー終了

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	19	介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減【再掲】	a 厚生労働省は、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書、指導監査関連文書について、介護事業者は国が定める様式に基づいて作成の上、国が定める書類を添付して手続等を行うことよるための所要の法令上の措置を講ずる。その際、具体的な様式・添付書類を検討するに当たっては、現行の標準様式及び標準添付書類に準拠することを基本とする。また、国が定める様式及び添付書類には押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請する。 なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないことより、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。 b 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、介護事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討する仕組みを構築し、内容、件数及び処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。 c 厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。 なお、当該措置が完了するまでの当面の間、厚生労働省は、介護事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したWEB上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。 d 厚生労働省は、介護保険法の関係法令の規定に基づく介護事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現するための所要の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。 e 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る取組項目ごとの地方公共団体の実施状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、厚生労働省の「電子申請届出システム」の利用の有無、押印廃止の進捗状況、紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。 f 厚生労働省は、地方公共団体による独自ルールの明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。	a,b,e,f：令和4年度措置 c：（前段）令和7年度措置、（後段）令和4年度上期措置 d：令和7年度措置	厚生労働省	a 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の議論のとりまとめを踏まえ、介護保険施行規則及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等について、介護サービス事業者等が都道府県知事等に対して行う指定申請等を、厚生労働大臣等が定める様式により行うものとするための改正を行った（公布日：令和5年3月31日） また、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」（令和4年9月29日付け老発0929第4号厚生労働省老健局長通知）を発出し、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう、再度の周知を行った。 （通知掲載先）https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html b 令和4年9月29日に要望受付フォームを厚労省HPに掲載の上、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」（令和4年9月29日付け老発0929第4号厚生労働省老健局長通知）の発出等により周知を行った。 （専用の窓口掲載先）https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html 10月27日に開催された専門委員会の中で、9月29日の設置から10月19日の期間に窓口に提出された要望の内容及び件数、処理状況を整理し、公表を行った。 c、d 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の議論のとりまとめを踏まえ、介護保険施行規則及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等について、介護サービス事業者等が都道府県知事等に対して行う指定申請等は、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により行うものとするため、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第46号）が令和5年3月31日に公布された。 本改正において、都道府県知事等は令和8年3月31日までに「電子申請・届出システム」による申請等の受理の準備を完了しなければならないこととしている。 なお、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」（令和4年9月29日付け老発0929第4号厚生労働省老健局長通知）において、同システムの準備が完了するまでの間、事業者の都道府県知事等に対する申請等は、事業所の希望により、電子メールその他の対面が不要となり文書負担軽減に資する方法等により行うこととする旨周知している。 また、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が令和6年4月1日に施行されることを踏まえ、各自治体の条例改正等の対応状況などの実態把握やフォローアップを行った。 加えて、令和6年度の委託事業において、地方自治体に向けた利用準備セミナーの開催等の伴走支援を行いつつ、「利用開始時期の意向調査」において、令和7年度中に全自治体が利用開始予定との回答があった。 e、f ・申請、届出その他の手続に関する文書負担軽減に係る令和4年度までの自治体の取組状況については、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金において評価した結果を厚生労働省ホームページに掲載し、周知を行った。 （掲載先）https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html ・令和5年3月30日に令和4年度における文書負担軽減に係る老健事業の調査結果（概要）について、厚生労働省ホームページ等に掲載し、周知を行った。 （掲載先）https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html ・令和5年度老健事業、「介護分野における文書負担軽減に関する取組や行政手続等に関するローカルルールについての調査研究事業」による調査結果（概要）について、厚生労働省ホームページ等に掲載し、周知を行った。 （掲載先）https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html	a～f 措置済み	措置済	継続フォロー
			（地域産業活性化）							
			(2)地方経済の課題解決や地方創生に資する民泊サービスの推進							
令和4年6月7日	地域産業活性化	3	申請手続の簡素化・オンライン化の推進等	a 観光庁及び厚生労働省は、ユーザー目線に立って、住宅宿泊事業の届出に必要とされる書類を精査し、可能なものから順次、廃止又は簡素化する。 b 観光庁及び厚生労働省は、民泊制度運営システムを改修し、住宅宿泊事業者による欠格事由に該当しないことを誓約する書面及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の安全措置に関するチェックリストの確認について、書類の添付ではなくチェックボックスへの直接入力を可能とする。 c 観光庁及び厚生労働省は、民泊制度運営システムを改修し、住宅宿泊事業者の届出に関する申請事項が入力された様式の電子ファイルを追加的にアップロードする必要がないように対応する。 d 観光庁及び厚生労働省は、地方公共団体が民泊に関連して独自に制定している条例の内容を調査し、その結果をホームページに掲載することを通じて、各条例の規定の趣旨を明確化し、地方公共団体にも調査結果を周知する。	a：引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置 b～d：措置済み	国土交通省 厚生労働省	a 住宅宿泊事業の届出に必要とされる書類について、廃止又は簡素化が可能な書類の精査・検討を行っており、住宅宿泊事業の届出等に利用しているシステムの改修手法についても、関係者と意見交換を行っている。 b ①欠格事由に該当しないことを誓約する書面、②「住宅宿泊事業法の安全措置に関するチェックリスト」について、書類の添付ではなく民泊制度運営システムのチェックボックスへの直接入力を可能とするシステム改修を実施した。 c 住宅宿泊事業の届出について、申請事項が入力された様式の電子ファイルを追加的にアップロードすることを不要とするシステム改修を実施した。 d 都道府県並びに住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する保健所設置市及び特別区（全157自治体）に対し調査を実施し、調査結果をホームページで公表するとともに自治体へ周知した。また、調査を踏まえた条例の趣旨やそれに対する自治体の考え方等についても追加調査を行った。	a 住宅宿泊事業の届出等に利用しているシステムの在り方の検討と併せて、関係者の御意見も伺いながら廃止又は簡素化が可能な書類の有無について引き続き検討する。 b～d 措置済み	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
			(4)農地利用の最適化の推進							
令和4年6月7日	地域産業活性化	5	農地利用の最適化の推進	a 農林水産省は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づき、農業委員会の最適化活動の点検・評価等が確実に行われるようにフォローする。 b 農林水産省は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、目標地図を含む地域計画については、省令で定める基準に適合するものであることとしているが、この地域計画の基準では、農村現場の実態を十分踏まえた上で、農業を担う者の考え方及び目標とする農地の集積、集約化その他の農地の効率的かつ総合的な利用の姿に関する事項を定めることとする。 c 農林水産省は、各市町村における地域計画の策定の進捗をフォローするとともに、先進的な策定の取組事例を公表する。 d 農林水産省は、地域の内外を問わず、新規参入者を含む候補者リストの作成が可能なデータベースの構築を進める。 e 農林水産省は、農業現場で求められる農地情報や関係府省のデータベースが具備する機能（今後開発される機能を含む。）を確認しながら、農林水産省地理情報共通管理システム（以下「eMAFF地図」という。）の活用が進むよう、他のシステムとの連携を随時進める。 f 農林水産省は、複数の地方公共団体における実証の結果も踏まえ、農地台帳、水田台帳等の現場の農地情報と筆ポリゴン等の地理情報の紐付けを行う手法の改善を行いながら、令和5年度までに、全国のほとんどの地方公共団体で紐付け作業を完了させる。また、土地改良施設（ダム、堰、用排水路等）などの情報についても、eMAFF地図にデータを組み込む方向性で検討し、令和5年度中に結論を得る。なお、eMAFF地図による現場の農地情報の一元化を進めるに当たっては、農地情報を取り扱う行政手続に係る業務プロセスの見直しを行う。 g 農林水産省は、全国農業会議所・都道府県農業会議と連携し、①エクセルを活用した複数筆の情報をまとめて入力できる機能の活用、②リモートでの操作支援や巡回操作指導を徹底することにより、農業委員会によって農業委員会サポートシステムの農地情報が適切に更新されるようフォローする。 h 農林水産省は、農業現場においてeMAFF地図の活用が進むよう、eMAFFチャットツールを活用して現場の要望を随時把握し、その内容を踏まえ、地方公共団体、全国農業会議所等の関係機関と連携しながら、必要なシステム改修や制度の運用改善を行う。	a,d,g：令和4年度措置 b：令和4年度検討・結論・措置 c：法律の施行後順次措置 e,h：令和4年度以降順次措置 f：令和5年度措置	農林水産省	a 「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づき、令和5年度の最適化活動の点検・評価及び令和6年度の最適化活動に係る目標設定については、農業委員会における実施状況を把握しつつ個別にフォローアップを行うことにより、全ての農業委員会において実施された。 b 地域計画の基準については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（令和4年農林水産省令第66号）により、農業経営基盤強化促進法施行規則を改正し、地域計画の区域における担い手への農地の集積目標、集約化等に関する事項を明記した。 d 本データベースに登録された情報をもとに、都道府県や市町村が就農相談等に利用している。 c 令和7年4月末までに全国1,615市町村の約1万9千地区で策定された地域計画について、分析を行い、その結果を農林水産省のHPに公表済み（令和7年12月21日）。 また、地域外や他産業からの参入により農地の集約化に取り組んでいるケースや、基盤整備を契機に農地の集約化に取り組んでいるケースなどを含む優良事例も、農林水産省のHPに公表済み。 e 農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）が有するデータを活用し、他システムとの連携に取り組んだ。 f(前段) 農地関連業務の抜本的な効率化に向け、令和5年度中にほとんどの地方自治体で、農地台帳、水田台帳等の農地情報のeMAFF地図への紐づけ作業実施し、完了させた。 f(後段) 国営造成土地改良施設の情報について検討を行い、eMAFF地図にデータを組み込む方向で結論を得た。農地情報を取り扱う行政手続に係る業務プロセスを可視化し、現地確認業務及び窓口対応業務等におけるeMAFF地図の活用を推進した。 g 農林水産省は、全国農業会議所・都道府県農業会議と連携し、農業委員会を対象とした研修の場等を通じてエクセルにより複数筆の情報をまとめて入力するよう促すとともに、全国農業会議所・都道府県農業会議がリモート・巡回操作支援を行うよう、四半期ごとに開催される農業委員会サポートシステム運用報告会議（R7年5月、9月、12月及びR8年3月）において働きかけ・意見交換を実施。その結果、令和3年12月時点に約70%だった当該システムにおける農地情報の更新率は、令和7年12月時点で88.7%となっている。 h eMAFF地図の利用者の要望を踏まえたeMAFF農地ナビのUIの改善や検索性の向上、現地確認アプリのOSによる仕様の差異等の改修を実施した。	a、b、d 措置済み c （実施済みのためなし） e 他システムとの連携について、現場や民間企業等の意見を踏まえつつ、引き続き取り組む予定。 f(前段) 措置済み f(後段) 国営造成土地改良施設の情報のeMAFF地図への組み込みに向けた詳細な検討等を実施する。農地情報を取り扱う行政手続におけるeMAFF地図の活用を推進する。 g 引き続き全国農業会議所や都道府県農業会議と連携し、令和7年12月時点で農業委員会サポートシステムの更新を行っていない農業委員会についても令和8年度に更新が行われるようフォローする。 h 措置済み	検討中	継続フォロー
			(5)農業用施設の建設に係る規制の見直し							
令和4年6月7日	地域産業活性化	6	農業用施設の建設に係る規制の見直し	農林水産省は、今期通常国会で農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、農業用施設及び農畜産物の加工・販売施設の設置について、地域の効率的な農地利用に配慮し、農業経営改善計画の認定制度を活用した農地転用許可手続のワンストップ化の措置を講ずる。あわせて、農地転用許可手続の負担を軽減するため、認定農業者が農地転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積（現行2a未満）の拡大や農畜産物の加工・販売施設への拡大について検討を行い、農地転用許可手続のワンストップ化の措置の施行に併せて必要な措置を講ずる。	令和5年上期措置	農林水産省	農業経営改善計画の認定制度を活用した農業用施設の整備に係る農地転用手続のワンストップ措置を盛り込んだ農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の令和5年4月1日の施行に向け、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号）の改正を行い、当該措置を活用した農業用施設・農畜産物の加工・販売施設の設置を可能とした。 また、農地法施行規則を改正し、市町村が地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合に、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことを市町村又は農業委員会が認めたものについては、農地転用許可を不要とする措置を講じた。（令和6年6月27日改正、令和7年4月1日施行）	措置済み （令和6年6月21日閣議決定規制改革実施計画の「農業用施設の建設に係る農地転用許可の迅速化」と同様）	措置済	フォロー終了
			(6)農地の違反転用等の課題							
令和4年6月7日	地域産業活性化	7	農地の違反転用等の課題	a 農林水産省は、農地の違反転用を是正するため、追認許可を行う場合の追認許可が認められる基準及びその適用の考え方について通知を発出し、農業委員会、都道府県知事等に周知する。 b 農林水産省は、長期未是正案件が解消に至った優良事例を取りまとめ、地方公共団体に周知するとともに、長期未是正案件について、継続的に是正の取組を行い、その解消に努めるよう指導通知を発出する。 c 農林水産省は、国土交通省と連携し、農地転用許可制度の遵守を徹底させるため、農地転用に関わる機会を有する主な事業者に対して当該制度を周知するとともに、建築確認申請に係る部局と農地転用許可申請に係る部局との連携の在り方について検討し、違反転用の発生防止・早期発見・早期是正に必要な措置を講ずる。 d 農林水産省は、経済産業省と連携し、農地転用許可制度の遵守を徹底させるため、農地転用に関わる機会を有する主な事業者に対して当該制度を周知するとともに、FIT認定に係る部局と農地転用許可申請に係る部局との連携の在り方について検討し、違反転用の発生防止・早期発見・早期是正に必要な措置を講ずる。 e 農林水産省は、法務省と連携し、農地転用許可制度について、法務局における周知や関係団体を通じた周知を行うための措置を講ずる。 f 農林水産省は、総務省と連携し、固定資産課税台帳に係る情報の農業委員会への提供について、地方税法（昭和25年法律第226号）上の守秘義務との関係を整理した上で検討を行い、必要な措置を講ずる。 g 農林水産省は、人工衛星画像を用いた違反転用の監視への活用可能性について、地方公共団体における導入に向け、実証実験を進め、その結果を踏まえ、地方公共団体での活用手順について検討を行う。また、違反転用に係る情報を農業委員会が効率的に集約し、効果的な監視活動を行うためのデジタル技術の普及について検討する。 h 農林水産省は、「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」（令和4年3月31日付3農振第3013号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、地方公共団体における農地転用許可制度上の規模規定が不明瞭な独自基準の改善状況及び審査基準の公表状況を把握するため、フォローアップ調査を行う。【再掲】	a：令和4年措置 b：令和4年度上期措置 c～h：令和4年度措置	a,b,g,h：農林水産省 c：農林水産省 国土交通省 d：農林水産省 経済産業省 e：農林水産省 法務省 f：農林水産省 総務省	a、b 追認許可の適正化や長期未是正案件への継続的な対応等を図るため、「違反転用への適切な対応について」（令和4年9月30日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知）を発出し、都道府県知事及び農業委員会等への周知を行った。また、当該通知の発出と併せて、長期未是正案件が解消に至った優良事例や違反転用に係る告発を行った事例を周知するとともに、当該事例を農林水産省HPへ掲載した。 【農林水産省】 c 国土交通省の協力を得て、農地転用に関わる機会を有する主な事業者（建設事業者、土木事業者、建設資材・土砂等の運搬を行う事業者及び宅地建物取引業者）の団体に対し、農地転用許可制度の遵守を周知するとともに、団体事務室等へのポスターの掲示、団体傘下会員へのリーフレットの配布についても要請した。 また、農林水産省及び国土交通省から各都道府県の農地転用部局及び建築部局に対し、「農地の違反転用の発生防止・早期発見に向けた農地転用部局と建築部局との連携について」（令和5年3月30日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知）を発出し、違反転用の発生防止・早期発見に必要な取組方針を示した。 d 経済産業省の協力を得て、農地転用に関わる機会を有する主な事業者（太陽光発電事業者）の団体に対し、農地転用許可制度の遵守を周知するとともに、関係団体やFIT/FIP認定事業者へのリーフレットの配布についても要請した。 また、違反転用の早期是正に資するため、経済産業省の再エネ特措法認定システム上に自治体通報システムを設けて、違反転用等の農地法違反の案件について速やかに把握し、認定事業者に対して、再エネ特措法上の指導、命令及び取消しが機動的に行えるよう措置を講じた。 【国土交通省】 （建築確認申請） c 農林水産省及び国土交通省から各都道府県の農地転用部局及び建築部局に対し、「農地の違反転用の発生防止・早期発見に向けた農地転用部局と建築部局との連携について」（令和5年3月30日付け国土交通省建築指導課長通知）を発出し、違反転用の発生防止・早期発見に必要な取組方針を示した。 e 法務省の協力を得て、法務局や所管団体（日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会）に対し、農地転用許可制度の遵守を周知するポスターの事務室等への掲示、相続登記申請者や団体傘下会員、登記相談者等へのリーフレットの配布について要請した。 f 違反転用の早期発見に資するため、市町村の税務部局が農業委員会の求めに応じ、登記簿上の地目が農地となっている土地で固定資産課税台帳上の現況地目が農地以外となっているものに係る現況地目について情報提供をしたとしても、地方税法上の守秘義務に抵触しないと解される旨を整理し、農林水産省及び総務省から通知を発出した。（「固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の取扱いについて」（令和5年3月24日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知）	a～g 措置済み	措置済	フォロー終了

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和4年6月7日	地域産業活性化	7	農地の違反転用等の課題				g. 人工衛星画像を用いた違反転用の監視への活用可能性について、民間の専門事業者に実証実験及び地方公共団体での実装可能性の検討を依頼し、その結果を農林水産省HPに掲載するとともに、各都道府県の農地転用部局、市町村の農業委員会に紹介した。 また、違反転用に係る情報を効率的に集約し、効果的な監視活動を行うための農業委員会に配布したタブレット端末を用いた農地パトロールについて、「違反転用への適切な対応について」（令和4年9月30日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知）で周知を行い、デジタル技術の普及の取組の推進を図った。 h 令和4年度に発出した「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」（令和4年3月31日付3農振第3013号農林水産省農村振興局長通知）について制度担当者等に周知を図るとともに、同通知に基づき、地方公共団体における農地転用許可制度上の根拠規定が不明瞭な独自基準の改善状況及び審査基準の公表状況を把握するため、「農地転用許可に係る独自基準の改善状況等に関するフォローアップ調査」（令和4年8月18日付け4農振第1407号農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知）を発出し、農地転用許可権者に対する調査を実施した。（令和4年9月末時点、12月末時点、令和5年3月末時点） また、フォローアップ調査における他県及び他市町村での見直し状況を共有しつつ、独自基準の改善及び審査基準の公表に向け取り組むよう促した。 その結果、全ての地方公共団体で独自基準の見直し（令和6年12月）、審査基準の公表（令和7年3月）が行われた。	h 措置済み （令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「農地転用許可制度における運用のばらつきの解消」と同様）		
	(10)林業の成長産業化に向けた改革の推進									
令和4年6月7日	地域産業活性化	12	国産材の利活用	a 農林水産省は、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）で定める建築用材等における国産材利用量の目標を踏まえ、関係府省と連携し、国産材の需要拡大のためのロジックツリーを明らかにした上で、KPIを設定する。また、KPIは、有識者の知見の活用や適切なデータ収集方法の確立により、リノベーション等の新たな分野を含めて、需要拡大に必要な項目を精査し、設定する。 b 農林水産省は、木材製品単位のJAS（Japanese Agricultural Standard）認証を可能とするため、破壊検査をせずとも含水率を計測可能な手法について、FAMIC（Food and Agricultural Materials Inspection Center：独立行政法人農林水産消費安全技術センター）等による試行的な実証実験を実施し、実験結果を踏まえて、木材製品単位のJAS認証の導入に向けた必要な措置を講ずる。 c 農林水産省は、CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）の利用拡大のため、国土交通省と連携して、基準強度に新たに7層7プライの区分追加を行うための取組を進め、試験データを速やかに国土交通省に提供する。また、9層9プライについても、令和5年度までに必要な試験を行い、試験データを確認した上で、国土交通省に提供し、区分追加に向けた取組を行う。 d 国土交通省は、防耐火構造の大臣認定に係る性能評価の迅速化のため、指定性能評価機関の指定条件の周知や積極的な機関指定申請を促すなど、試験炉の混雑解消に向けた方策を検討し、必要な措置を講ずる。	a：令和4年上期措置 b：（前段）措置済み、（後段）令和4年度上期措置 c：（前段）措置済み、（後段）令和5年度措置 d：措置済み	a,b：農林水産省 c：農林水産省 国土交通省 d：国土交通省	a 令和4年5月から有識者検討会を開催して検討を進め、令和4年10月6日に設定した。 b 木材製品単位のJAS認証の導入に向けて、以下の①②について措置を講じ、令和4年9月22日に官報公示するとともに、令和4年9月30日に文書手交の上、直接説明にて登録認証機関に対して周知した。 ①製品単位での認証を行うことができる農林物資を定める告示「日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資」を改正し、対象に「人工乾燥処理を施した製材」を追加した。 ②製品単位での認証を実施する際の技術的基準を定める告示「日本農林規格等に関する法律施行規則第46条2項の農林水産大臣が定める農林物資についての取扱業者の認証の技術的基準等」を改正し、製品単位での認証に必要な「マイクロ波透過型含水率測定用具」を用いることができることとした。 d 令和3年2月、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第59条第1号に定める性能評価を行う指定性能評価機関に、学校法人東京理科大学を追加指定し、壁炉を用いた性能評価を行えることとした。 c 試験研究機関等が9層9プライの試験データ収集に向けた強度試験を実施した。	a、b、d 措置済み c 令和5年度までに、短期間に比較的高い荷重をかけた強度試験を概ね実施したところ。令和6年度までに、長期間低い荷重をかけた強度試験を順次実施しているが、期間が長期にわたるため次年度までかかる見込み。令和7年度中に試験を完了させ、収集した試験データを確認した上で、国土交通省に提供し、区分追加に向けた取組を行う。	検討中	継続フォロー
令和4年6月7日	地域産業活性化	13	高性能林業機械の導入促進	a 国土交通省及び農林水産省は、ホイール型林業機械の導入を促進するため、海外の使用実績を調査し、国内において想定される使用形態を整理する。国土交通省は、結果を踏まえて、農林水産省と連携し、新たなカテゴリーの設定を含めた道路運送車両法（昭和26年法律第185号）体系における当該林業機械の位置付け等について検討を行い、灯火器等の着脱、車両の高さや重量、輸送物などの当該林業機械の特性を踏まえつつ、公道走行を実現するための保安基準等の見直しを行う。また、本取組を着実に進めるため作成した工程表について、調査結果及び検討結果を踏まえて必要な更新を行う。 b 農林水産省は、警察庁と連携し、ホイール型林業機械の導入を促進するため、林業事業者の免許に関するニーズや課題、免許取得の実態等を調査する。その上で、警察庁及び農林水産省は、調査結果を踏まえ、林業事業者が林業機械を運転するための免許を円滑に取得できるよう検討を行い、必要な措置を講ずる。また、本取組を着実に進めるため作成した工程表について、調査結果及び検討結果を踏まえて必要な更新を行う。 c 国土交通省、警察庁及び農林水産省は、相互に連携し、大型林業機械の走行・運搬に係る手続の申請者が、事前に道路の構造物の高さや幅等の情報を把握し、申請経路の確認や大型林業機械の導入検討に活用できるよう、既存の公開情報について周知するとともに、大型林業機械の走行・運搬に必要な道路について、道路構造物等の情報を公開するための方策を検討し、必要な措置を講ずる。また、本取組を着実に進めるため作成した工程表について、検討結果を踏まえて必要な更新を行う。 ・農林水産省は、林業事業者からの要望を把握し、大型林業機械の走行・運搬に必要な道路を特定し、国土交通省及び警察庁に情報提供を行う。 ・国土交通省は、大型林業機械の走行・運搬に係る手続の申請者の負担軽減のため、道路管理者が現場写真等の現地調査確認書を提出させる場合には申請者の負担を十分に考慮するよう道路管理者に周知するとともに、過去に申請許可された経路データを蓄積・活用し、申請経路の確認や大型林業機械の導入検討に活用できる情報の公開、未収録路線の削減に向けた取組等を進める。 ・警察庁は、農林水産省からの情報を踏まえ、大型林業機械の運搬に必要な道路上における信号機及び道路標識の設置状況を把握し、効果的かつ効率的に必要な情報を公開するための方策について、農林水産省とともに検討を行い、必要な措置を講ずる。 d 農林水産省は、国土交通省及び警察庁と連携し、林業事業者に対して、ホイール型林業機械及び大型林業機械の導入を前向きに検討できるよう、制度概要や各種申請手続、必要な提出書類等を、分かりやすい動画を作成する等の方法により、積極的に情報提供を行う。	a～c：令和4年度以降可能なものから順次措置 d：措置済み	a：国土交通省 農林水産省 b：農林水産省 警察庁 c：国土交通省 警察庁 農林水産省 d：農林水産省 国土交通省 警察庁	a 令和4年度の調査結果を踏まえ、林業機械メーカーに対し、日本国内向けに検討している林業機械の仕様についてヒアリングを行い、保安基準等の見直し項目について洗い出しを実施した。これを踏まえ、当該林業機械が着脱式の灯火器及び後写鏡を備えることを可能とするための道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の改正を令和7年6月17日に行った。 b 林業事業者の免許に関するニーズや課題等の調査結果により、大型特殊自動車免許の取得までのプロセス等について事業体が十分把握していない状況が判明したことから、現行制度を林業事業者に周知することが重要との結論に至り、林業機械を運転するための免許の取得に係るプロセスや取得までに要する時間等について、分かりやすい資料を農林水産省のウェブサイトに掲載することにより林業事業者に対して周知した。 【農林水産省・警察庁】 c 農林水産省においては、大型林業機械の走行・運搬に必要な道路について林業事業体に対する調査を実施し、調査結果を国交省及び警察庁に提供した。 警察庁は、農林水産省からの情報を踏まえ、各都道府県警察に対し、大型林業機械の運搬に必要な道路上における信号機及び道路標識の設置状況の調査を行い、調査結果を農林水産省のウェブサイトに公開した。 【国土交通省】 c 国土交通省においては、大型林業機械の走行・運搬に係る手続の申請者が、事前に道路の構造物の高さや幅等の情報を把握し、申請経路の確認や大型林業機械の導入検討に向けて活用できるよう、電子化された道路情報など、特殊車両通行許可のオンライン申請に必要となる各種情報を国土交通省HPにて公開していることを、農林水産省と連携して地方公共団体及び林業関係団体に対し周知した。 また、大型林業機械の走行・運搬に係る手続の申請者の負担軽減のため、現場写真等の現地調査確認書を提出させる場合には申請者の負担を十分に考慮するよう、道路管理者に周知した。 さらに、未収録路線の削減に向け、道路情報が電子化された道路について、蓄積された許可実績を通行可能経路の回答の審査に自動的に反映するため、特殊車両通行確認システムの改修を行った。 d 農林水産省は、国土交通省及び警察庁と連携し、林業事業者に対して、ホイール型林業機械及び大型林業機械の導入を前向きに検討できるよう、制度概要や各種申請手続、必要な提出書類等を、分かりやすい動画を作成する等の方法により、積極的に情報提供を行った。	a 令和7年6月17日に告示等の改正を行った。 b～d 措置済み	措置済	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
(11)改正漁業法の制度運用（資源管理）										
令和4年6月7日	地域産業活性化	14	改正漁業法の制度運用（資源管理）	a 農林水産省は、令和5年度までのTAC（Total Allowable Catch）魚種の拡大に向けた「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を着実に実施する。 b 農林水産省は、冷凍カツオが水揚げされる漁港及び産地市場において、必要な措置を講ずる。また、トラックスケールの設置及び当該トラックスケールの通過を担保するための看板設置による動線整備、市場の出入口等への監視カメラの設置、高度衛生管理の閉鎖場内で計量から入札まで電子的に行う水揚げ作業の機械化の取組を、全国の漁港及び産地市場における好事例として横展開を図る。 c 農林水産省は、国際的に資源管理の強化が求められるTAC魚種について、地域や漁業種類により異なる水揚げの実情を踏まえつつ、適正な数量管理を行うための報告等の適格性を担保するため、違法に採捕された漁獲物の市場流通を防止するための方策について検討を行い、遅くとも令和7年度までに必要な措置を講ずる。 d 農林水産省は、産地市場における水揚げ情報を電子的に収集する体制の構築に向けて引き続き取り組むとともに、ICTやAI等のデジタル技術の導入により、収集した漁獲量情報を国や都道府県の漁業管理当局内部で共有・活用する。 e 農林水産省は、収集された漁獲量情報（具体的な漁獲地点の情報を除く。）の一部を個人・法人情報に配慮しつつ公表することにより、資源評価や未利用資源の開発など民間の技術・知見の活用を促進する方策について、検討を行う。	a：令和5年度措置 b,d,e：令和4年度措置 c：令和7年度までに措置	農林水産省	a 令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「適切な水産資源管理の推進の項目a」の回答と同様の取組を実施。 c 令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「適切な水産資源管理の推進の項目b」の回答と同様の取組を実施 b 他の漁協の好事例を水産庁HPに掲載するとともに冷凍カツオが水揚げされる漁協及び産地市場を有する県に対し、情報提供及び説明を行った。 d(b) 令和3年度補正予算漁獲情報デジタル化推進事業を活用し、産地市場等から漁獲量情報を電子的に収集する体制構築に取り組んだ。目標（令和4年度までに400箇所）を上回る500箇所以上で収集体制を構築し、産地市場等から漁獲量情報の電子的収集を順次開始した。水産庁では、これらの市場等から漁獲量情報を収集・蓄積するシステムを構築し、国及び都道府県の漁業管理部局に限り、情報を閲覧・利用できる仕組みとし、システムの運用を開始した。 e 漁獲情報の電子的な収集を推進する委員会において学識経験者等の外部委員を交え漁獲量データ（具体的な漁獲地点の情報を除く。）の公表方法について検討を行った。データの公表に当たっては、①個人情報保護等のため集計値のみとすること、②提供者・利用者側の利益・不利益に配慮すること、③システム実装に当たっては利用しやすさ等に配慮する必要があり、収集されるデータの特性を踏まえ今後、技術面等の精査した上で、幅広い魚種の情報を活用し資源評価や資源の有効利用等に活用するべきとの方向性が示されたため、システム実装に向け漁獲情報のデジタル化を推進する計画に盛り込んだ。	a 令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「適切な水産資源管理の推進の項目a」の回答と同様の取組を実施。 b、c、d、e 措置済み	措置済	継続フォロー
(12)漁業者の所得向上に向けた漁協のガバナンス強化										
令和4年6月7日	地域産業活性化	15	漁業者の所得向上に向けた漁協のガバナンス強化	a 農林水産省は、「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」に基づき、近年の民間企業の取組を参考に、漁業協同組合（以下「漁協」という。）の規模等に応じて、コンプライアンス担当役員及び代表理事を長とするコンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス・マニュアルの策定・改定、法令等遵守等の研修の実施、役職員の当事者責任及び監督責任の取り方の明確化、内部通報窓口の設置、内部監査の実施、問題発生時の対処要領等の策定など、実効性ある監督体制の構築について、指導監督を行う都道府県と監査を行う全国漁業協同組合連合会の連携を促しつつ、漁協の法令遵守体制の整備を図るため助言又は指導を行う。 b 農林水産省は、公正取引委員会と連携し、不公正な取引とは何かを漁業者等に周知するため、パンフレット等に、漁協の販売事業は組合員自らの自由意思に基づいて利用するものであることや漁協が組合員に対して漁協の事業の利用を強制することは独占禁止法上問題となるおそれがある旨を明記する。 また、農林水産省は、漁協が独占禁止法に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わないことを表明し、独占禁止法を遵守するよう、都道府県に対して漁協を指導する旨助言する。 c 農林水産省は、独占禁止法に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われていないかについて、漁業者に対してアンケートを実施し、漁協が客観的な評価を受ける仕組みを構築する。アンケート結果を踏まえ、必要に応じて、要因分析を行い、都道府県に対して改善策を検討するよう助言する。また、アンケート結果を公正取引委員会と共有する。 d 公正取引委員会は、アンケート結果に限らず、漁協による独占禁止法に違反する行為が認められた場合には排除措置命令等、違反のおそれや違反につながるおそれがある場合には警告・注意を行うなど、迅速かつ厳正・的確に対処する。 e 農林水産省は、漁協における水産物等の適正取引に関する相談窓口について、全漁業者が認知できるよう、様々な案内を行い、周知徹底を図る。 f 農林水産省は、上記a～eの取組による現場での浸透度合いの成果の調査を行い、調査結果を踏まえて、翌年度の取組に反映する。 g 農林水産省は、令和3年6月の規制改革実施計画に記載された「漁業者の所得向上へのシナリオが見える漁協のKPIの設定」の趣旨を踏まえ、漁協が、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮を行うべく、経営状況の改善に関する取組を促すためにKPIを設定する際に参照すべきアクションプランを、漁業実態等に精通した有識者の意見を聞いた上で、作成し、漁業者団体を通じて、その取組を促進する。 h 農林水産省は、漁業者の所得向上と漁協の収益向上につながる産地市場の活性化に向け、買参人の新規参入、販売経路の拡大など市場開設者の取組を促進するために必要な措置を講ずる。	a：令和4年度措置 b：（前段）令和4年度措置、（後段）令和5年度措置 c～e,g,h：令和4年度措置 f：令和5年度措置	a,e～h：農林水産省 b,c：農林水産省公正取引委員会 d：公正取引委員会	a 都道府県漁連及び都道府県庁ヒアリングにおいて、漁協役職員の行動規範やコンプライアンス推進体制等について盛り込んだコンプライアンスマニュアルの策定を推進することを助言又は指導するとともに、コンプライアンス研修の実施状況について、確認を行った。 b（前段）、e 漁協が組合員に対して漁協の事業の利用を強制することは独禁法上問題となるおそれがあること及び漁協における水産物等の適正取引に関する相談窓口等を明記したパンフレットを作成し、関係漁業者へ配布した。 b（後段）、f 全国漁業協同組合連合会のHPにおいて、独占禁止法を含む各種法令等を厳格に遵守することを表明するとともに令和6年度にも全国漁業者代表者集会で同様の決議を行った。また、「水産物・水産加工品の適正取引ガイドライン」の漁協への浸透状況について調査を行い、当該調査結果を踏まえ、都道府県に対して助言を行った。 c 独禁法に違反する行為等が行われていないかについて、令和5年1月から2月末に漁業者にアンケートを実施するとともに、アンケート結果を踏まえ、都道府県に対して助言を行った。また、アンケート結果は公正取引委員会へ共有した。アンケート結果において、独禁法に違反するおそれのある行為等があるとの回答があった漁協を所管する都道府県に対して、ヒアリングにおいて指導状況等の確認を行った。 g 漁業者の所得向上に配慮した漁協におけるKPIの設定を促進するために、有識者による検討会を令和4年度中に5回開催した上で、令和5年3月31日付けで「漁協のKPI検討について～漁協が経営改善のためのKPIを設定する際に参照すべきアクションプラン（手引き）～」を作成し、全国漁業協同組合連合会に対し発出し各漁協への周知を図るとともに、都道府県に対しても周知した。また、当該文書を水産庁ウェブサイトに掲載した。さらに、全国漁業協同組合連合会の運動方針（2025～2029年度）で、浜の改革に資する取組の指標としてKPIの設定を検討する旨を掲げた。 d 公正取引委員会は、令和7年度、漁協に対して、2件の注意を行った。 h 令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「卸売市場の活性化に向けた取組の項目a」の回答と同様の取組を実施。	a～c、e～g 措置済み a 今後とも都道府県漁連及び都道府県ヒアリングを通じて漁協の役職員の法令遵守に関する指導等を実施していく。 b、c、e、f 独占禁止法に違反する行為等が行われていないか等について、今後とも都道府県漁連及び都道府県ヒアリングを通じて指導を実施するとともに注意を促していく。 d 今後とも、漁協による独占禁止法違反行為に厳正に対処していく。 h 令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「卸売市場の活性化に向けた取組の項目a」の回答と同様の取組を実施。	措置済	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）										
デジタルガバメントの推進										
(6)その他の行政手続の見直し等										
令和3年6月18日	デジタルガバメントの推進	9	災害救助法に基づく救助費用の求償手続の効率化	災害救助法（昭和22年法律第118号）の救助事務費に関して様式を統一した（令和3年3月）ところ、さらに、同法の求償事務について、地方公共団体へのアンケートを踏まえ、令和3年度上期に全国知事会と議論を行い、その結果を踏まえ必要なシステム開発を行う方向で速やかに対応する。	全国知事会との議論結果を得次第速やかに措置	内閣府	令和3年6月に開催した「第4回災害救助法による救助基準に関する意見交換会」（規制改革提案を行った三重県もオブザーバー出席）において「求償手続きの効率化に関するアンケート調査」の結果について報告し、各自治体との意見交換を行った上で、 ・救助法の求償事務が通常の自治体の会計の事務との違いがなく、救助法の求償手続きの効率化のみを目的に全国の自治体会計システムの統一を行うことは困難であることを踏まえると、求償事務のあり方を根底から見直す必要性は低いものと考えられる。 ・しかしながら、救助法の求償手続きについて事務負担が大きいとの意見も複数あり、その効率化を図ることは重要であるため、効率化に資する取組を進める必要があると考えられる。 とされたところ。 これらの各自治体の意見を踏まえ、まずは、全国知事会等と実効性に関する検討等を実施し、要件定義等の基礎となる課題の抽出を行うため、令和3年度補正予算において所要額を措置した。（令和3年度補正予算額　36,251千円（繰越済み）） 令和4年度においては「災害救助法による救助費用の求償手続きの効率化に係る調査業務」を実施し、 ・被災自治体における応援職員の派遣に関する課題、 ・災害時の物資支援の要請と方法、 ・求償手続きを実施する上でどのような効率化の方法があるか、 など、過去の災害において被災自治体及び応援自治体の双方の立場からヒアリングやアンケート調査を行い、要件定義等の基礎となる課題の抽出を実施した。 令和5年度については、 ・アプリケーション作成に必要な要求機能、 ・技術要件、UI/UXに関する調査・検討及び整理 ・保守運用に関する調査・検討及び整理、 ・要求機能、技術要件及び要件定義の包括的整理 を実施中。 令和5年度調査については、調査検討を前倒しをして進めていく方針であったところ、令和6年1月1日、能登半島地震が発生したため、上記調査にこれらの要件等に今回発生した令和6年能登半島地震における応援職員の派遣計画や実働状況、支援物資の要請や輸送、求償費用に関する請求方法や処理方法など、これまで検討をしていた内容では、システムを構築する上で不足する情報などについて、様々な実状を設計に反映する必要が出てきたことから、契約当初、想定していたスケジュールでは能登半島地震の実態を反映できないこととなり、再度、派遣された応援職員や支援物資等の実態に関してヒアリングや資料の確認を図ったところである。（令和5年度当初予算額　24,000千円） また、令和6年度においては、要求機能、技術要件及び要件定義の内容を踏まえ、システム設計・構築を実施することとなる。（令和5年度補正予算額　75,020千円（繰越済み） 令和6年度については過去3年間の内容を踏まえ、システム設計・構築の仕様書を作成し、令和7年2月21日に入札を実施した。 しかし、低入札価格により落札金額では業務の完了が見込めないとの結果となり入札不調となった。 令和7年度については令和7年6月16日に入札を実施し、落札業者と委託契約を締結、アプリケーションを実証実験を行った。	令和5年度については、 ・アプリケーション作成に必要な要求機能、 ・技術要件、UI/UXに関する調査・検討及び整理、 ・保守運用に関する調査・検討及び整理、 ・要求機能、技術要件及び要件定義の包括的整理 を実施中。 当初、調査検討を前倒しをして進めていく方針であったところ、これらの要件等に今回発生した令和6年能登半島地震における応援職員の派遣計画や実働状況、支援物資の要請や輸送、求償費用に関する請求方法や処理方法など、これまで検討をしていた内容では、システムを構築する上で不足する情報などについて、様々な実状を設計に反映する必要が出てきたことから、契約当初、想定していたスケジュールでは能登半島地震の実態を反映できないこととなり、再度、派遣された応援職員や支援物資等の実態に関してヒアリング や資料の確認を図ったところである。（令和5年度当初予算額　24,000千円） システム設計・構築のための仕様書にあたって、技術仕様として、最も重要である要求定義、要件定義等に能登半島地震における実態を反映し、設計・構築に移行し、本アプリケーションを活用する自治体職員（応援自治体及び被災自治体）との意見交換を行う。そのための、設計・構築のための一般仕様書及び技術仕様書の策定、政府調達の実施を行う。（令和5年度補正予算額　75,020千円（繰越済み） 令和6年度については過去3年間の内容を踏まえ、システム設計・構築の仕様書を作成し、令和7年2月21日に入札を実施した。 しかし、低入札価格により落札金額では業務の完了が見込めないとの結果となり入札不調となった。 令和7年度については令和7年6月16日に入札を実施し、落札業者と委託契約を締結、アプリケーションを作成し、実証実験を行った。令和8年度は機能拡張を行う予定。	検討中	継続フォロー
デジタル時代に向けた規制の見直し										
(17)医療・介護分野における生産性向上										
令和3年6月18日	デジタル時代に向けた規制の見直し	32	デジタル化の進展等に対応するための歯科技工業務の見直し	a　複数の歯科技工士等による歯科技工所の共同開設が可能であることを明確化し、周知する。 b　他の歯科技工所や歯科技工所以外で行われる業務に対する歯科技工所の管理者の責任を明確化した上で、CAD／CAM装置等を用いた自宅等でのリモートワークが可能であることを明確化し、周知する。 c　歯科技工業務の前提となる歯科医師による指示、業務従事者や構造設備等について行うこととされる歯科技工所の届出の内容を見直した上で、歯科技工に使用する機器を複数の歯科技工所が共同利用することが可能であることを明確化し、周知する。 d　歯科技工技術の高度化やデジタル化、歯科技工士の就業ニーズの変化を踏まえ、歯科技工所の構造設備基準や歯科技工士の新たな業務の在り方等を総合的に検討し、必要な措置を講ずる。	a,b:令和3年度措置 c:令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 d:令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	a～c　令和3年9月から「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」において検討し、方向性について結論を得たため、令和4年3月に歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）を改正するとともに通知を発出し周知を行った。 d　令和3年9月に「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」を立ち上げた。	a～c　措置済み d 「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」において、歯科技工所の構造設備基準や、歯科技工士の新たな業務のあり方等について検討予定。	検討中	継続フォロー
成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革										
(5)民泊サービスの推進に向けた取組										
令和3年6月18日	成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	9	特区民泊及び旅館業許可物件への規則性ある付番の設定	内閣府及び厚生労働省は、観光庁と連携し、旅館業法第3条及び国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条の用に供する施設について、規則性ある全国統一の付番を設定する。	令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	内閣府 厚生労働省 国土交通省	国家戦略特別区域法第13条（旅館業法の特例）により都道府県知事の認定を受けた施設及び旅館業法第3条により都道府県知事の許可を受けた旅館業の施設について、内閣府及び厚生労働省において、自治体から当該施設の情報を収集したうえで、規則性のある全国統一の付番を設定し、観光庁及び自治体に情報提供している。 現在、特区民泊及び旅館業の施設に設定している付番について、宿泊施設の仲介業者による取扱物件の適法性の確認作業の効率化等に資する活用方法の検討を行っている。	引き続き、特区民泊及び旅館業の施設に設定している付番の活用方法について、宿泊施設の仲介業者や自治体の業務状況、意見等を踏まえて検討する。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
（7）農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の規制に向けた取組										
令和3年6月18日	成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	11	農協における独占禁止法に違反する行為への対応	a 農林水産省は、都道府県等と連携し、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等を対象として、全国的に生乳取引に関する実態調査を行う。調査結果を踏まえ、課題分析を行い、不公正な取引を防止する取組を行う。 b 農林水産省は、全国組織がリーダーシップを発揮し、農業協同組合（以下「農協」という。）の自主的な行動を引き出すよう、全国組織を指導するとともに、都道府県と連携して、農協が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わないことを表明し、独占禁止法を遵守するよう、農協を指導する。また、農林水産省は、農協の取組状況を毎年調査し、その結果を公表する。特に、酪農分野では、酪農家に対する優越的地位の濫用や乳業メーカー等に対する不公正な取引方法及び販売先の事業活動に対する不当な拘束を行わないことなど、農協及び指定生乳生産者団体が独占禁止法の遵法に向けて、自主的な行動を行うように指導する。 c 農林水産省は、公正取引委員会や都道府県と連携して、農協系統組織の役職員に研修等を行い、その浸透度合いを適切かつ定量的に評価するなど、独占禁止法の違反又は独占禁止法に違反するおそれのある行為を根絶するための集中的な措置を講ずる。 d 公正取引委員会は、酪農分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、「農業分野タスクフォース」を通じ、効率的な調査を実施し、必要に応じて効果的な是正措置を実施・公表することで、酪農分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。	令和3年度措置、それ以降継続的に措置	a,b.農林水産省 c.農林水産省 公正取引委員会 d.公正取引委員会	a 令和3年8～10月に全国の酪農家、乳業メーカー、チーズ工房を対象に生乳取引実態に関するアンケート調査を実施した。調査の結果、法令上問題となり得る行為について回答があったことも踏まえ、生乳取引における不適正な取引の発生を防止するため令和5年4月に「生乳の適正取引推進ガイドライン」を策定。 b ・ JAグループにおいて、「第29回JA全国大会（令和3年10月29日開催）」で、農協が独占禁止法に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わないことを決議した。 ・「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成23年2月28日22経営第6374号）」を改正し（令和4年1月施行）、農協が行う販売・購買事業に関し、独占禁止法に違反する行為に加え、独占禁止法に違反するおそれのある行為についても行われないよう指導・監督を行うことをした。あわせて、都道府県と連携して、令和3事業年度から令和5事業年度の業務報告等と併せて農協における独占禁止法の遵守状況等の確認・調査し、令和7年3月、農林水産省のHPにその結果を公表した。令和7年度においても同様に遵守状況等の確認・調査を実施。 （酪農分野） 令和4年度に策定した「生乳の適正取引推進ガイドライン」、「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」の内容の浸透を図るため、研修会や説明会を定期的に開催。 直近では、令和7年8月に（一社）中央酪農会議、公正取引委員会、農林水産省の共催により、「生乳の適正取引推進ガイドライン」、「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」及び「農協と独占禁止法」について、酪農家、農協、指定団体、その他農業団体、生乳流通事業者、乳業メーカーを対象に、WEB説明会を実施した。 c 公正取引委員会及び都道府県と連携して、農協等の経済事業担当役職員を対象としたWEB説明会を、令和4年1月～6月及び令和5年1月～6月並びに令和6年2月～6月（各年とも全国をブロック分割し開催）にわたり集中的な措置として実施した。同説明会の参加者を対象とした浸透度合いに係るアンケートを実施したところ、3か年とも参加者の約9割から「独占禁止法遵守への理解が深まった。」等との回答が得られた。 d 農業分野における情報提供窓口を通じて、酪農分野に係る独占禁止法違反被疑行為についての情報収集を行い、令和7年度において、1件の注意を行った。	a 「生乳の適正取引推進ガイドライン」を引き続き、周知。 b ・ 令和6年度以降、継続して、農協における独占禁止法の遵守状況等を確認。 ・ 引き続き「生乳の適正取引推進ガイドライン」を活用して、農協及び指定生乳生産者団体に対し、不公正な取引を未然に防止するための研修を実施するとともに、自主的な研修を行うよう求めていく。 c これまで3か年の説明会で説明してきた監督指針や「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成19年4月18日）等の情報について、継続してHPや各種会議で情報提供・注意喚起していく。 d 今後とも、酪農分野を含む農業分野における独占禁止法違反被疑行為に接した場合には、農業分野タスクフォースにおいて、厳正に対処していく。	措置済	フォロー終了
令和3年6月18日	成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	12	漁協における独占禁止法に違反する行為への対応	a 農林水産省は、令和3年2月1日の農林水産ワーキング・グループ（以下「ワーキング」という。）で報告された事例（以下「報告事例」という。）の詳細を当事者から聞き取り事実関係を確認する。あわせて、当該漁業協同組合（以下「漁協」という。）の監督を行う都道府県からも漁協の運営実態について聞き取りを行う（当該漁協からの事情聴取は、報告事例の当事者の了解が得られた場合に行う。）。 b 農林水産省は、aの調査結果を踏まえて、事実関係を公正取引委員会に連絡するとともに、公正取引委員会と連携し、「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」（以下、本項において「ガイドライン」という。）を作成する。なお、報告事例のうち公正取引委員会が独占禁止法違反・違反のおそれがあると認めたものについては、公正取引委員会の措置に合わせて、農林水産省・都道府県も水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。）に基づく指導を行う。 c ガイドラインには、以下の点を盛り込む。 ・ 第1章「ガイドラインの概要」において、漁協の行為であっても、不公正な取引方法に該当する場合は独占禁止法違反となることを記載する。 ・ ワーキングで報告された漁協の行為について、類型化した上で、事例として問題となり得る事例と望ましい取引形態を記載する。 ・ 系統外出荷を行う漁業者からは、当該漁業者が水揚げ・出荷する際のルールを定め、漁協から提供を受ける役務（サービス）に対する対価（例えば、水揚げ時に利用する施設・役務の利用料や検査・検定費用等）として徴収される金銭以外に、徴収の根拠が不明瞭な手数料を収受することはできないことを記載する。 ・ 漁協は、組合員の所得向上のために自らの事業を通じて貢献することが本来の姿であり、系統外出荷を制限するようなことがあってはならない旨を記載する。 ・ 全国漁業協同組合連合会及び都道府県漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）は、水協法に基づき、それぞれ漁連及び漁協に対し、独占禁止法に抵触するおそれがある行為を行わないよう、適切な指導を行うべき（水協法第87条第1項第11号及び第8項）ことを記載する。 ・ 独占禁止法に抵触するおそれがある行為を行っている漁協・漁連に対しては、水協法に基づく報告徴求（水協法第122条）や必要措置命令（水協法第124条）の対象となり得ることを記載する。 d 農林水産省は、ガイドラインの作成が完了した後に、「水産物・漁業生産資材の適正な取引の推進に関する検討会」にて意見を聴取し、パブリックコメントを行った上で、内容を決定して、水産庁ホームページ等により公表・周知を図る。これとあわせて、漁協の行為であっても、不公正な取引方法に該当する場合は独占禁止法違反となること、系統外出荷を制限するようなことがあってはならないことを周知する。 e 農林水産省は、ガイドラインに関する相談窓口を設置し、漁業者から独占禁止法に違反する疑いのある行為についての情報提供を受け付け、都道府県と連携して実効性のある監督・指導・是正に取り組むとともに、漁業者に対するアンケート調査（漁業者が農林水産省のWEBサイトに回答を入力するなど、不正行為を通報しやすいもの）を実施し、系統外出荷を制限されたことがあるか、系統利用を強制されたことがあるか等、独占禁止法の遵守に関わる重要な事項を確認する。 f 農林水産省はeの相談窓口を設置したことを、例えば、漁協の事務所等、漁業関係者への周知に適する場所において、ポスター掲示やパンフレットを置く等の方法によって周知する。 g 農林水産省は、都道府県や系統組織に対する説明会等を通じガイドラインの周知・指導を行うとともに、毎年、水産庁において都道府県・漁連のヒアリングを実施し、漁協への指導状況等をフォローアップする。 h 農林水産省は、水産庁長官名にて、全都道府県及び全国漁業協同組合連合会（以下「全漁連」という。）に対し、系統外出荷の制限など独占禁止法に定める不公正な取引行為に該当する行為や徴収の根拠が不明瞭な手数料の徴収を行ってはならない旨を通知する。その上で、都道府県及び全漁連と連携して漁協内部の規定を見直し、独占禁止法に違反する疑いのある箇所は是正する。 i 「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」における、独占禁止法に関する規定及びコンプライアンス体制の構築に関する規定の内容を、水産庁は全漁連に徹底させるとともに、漁協の役職員や漁業者がその要旨を容易に理解し得るシンプルなもの（パンフレット等）を作成し、全漁連、都道府県漁連及び各都道府県から漁協に対して周知徹底させる。その周知徹底は、メールや郵送による文書通知にとどまらず、説明会（オンライン開催可）を開催して行い、パンフレット等は、WEBで公開するほか、漁協の事務所のうち役職員や漁業者が容易に手に取る又は見ることができる場所へ設置・掲示する。 j 農林水産省は、上記説明会の内容について、各都道府県から漁協の役職員に対して、3年程度の間、集中取組期間として、独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われることがないよう、浸透度合いを定量的に把握しながら監督を行う。 k 公正取引委員会は、報告事例の当事者である漁業者に、自ら事実関係について確認するなど必要な調査を行った上で、独占禁止法に違反する行為が認められた場合には排除措置命令等、違反のおそれ・違反につながるおそれがある場合には警告・注意を行うなど、厳正・的確に対処する。また、これに限らず、類似の事案があれば、積極的に対処する。 l 公正取引委員会は、kに記載の報告事例及び類似の事案への対処により公表した場合には、農林水産省と共同で、各都道府県及び各漁協に対して、注意喚起の通知を行う。 m 公正取引委員会は、農業分野において農林水産省と共同で行っている「独占禁止法等に係る説明会及び個別相談会」を水産分野でも全国で実施する。 n 公正取引委員会は、啓発活動に用いるべく、農林水産省と連携して、水産分野における独占禁止法違反の行為の内容を平易に解説した資料を作成し、WEBサイトで公表する。	a～d.f：令和3年上期措置 e.g.j～m:令和3年度以降継続的に措置 h.i.n:令和3年度措置	a,c～j：農林水産省 k：公正取引委員会 b.l～n：公正取引委員会 農林水産省	a 農林水産WGで報告された事例について、令和3年2月～3月に当事者7名のうち6名に対しヒアリングを実施し、事実関係を確認した。なお、1名は連絡がとれず事実関係の確認はできなかった。 令和3年2月～3月に当事者から了承が得られた関係都道府県及び漁協に対しヒアリングを実施し、運営実態等の聞き取りを行った。 b、c、d 漁業者、水産加工業者等のアンケート調査及びヒアリング事例調査結果を踏まえ、公正取引委員会と連携し、「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」を作成。当該ガイドラインについて「水産物・漁業生産資材の適正な取引の推進に関する検討会」にて意見聴取を実施後に、令和3年10月19日～11月1日にパブリックコメントを実施し、令和3年11月24日水産庁ホームページに公表するとともに、漁協の行為であっても、不公正な取引方法に該当する場合は独占禁止法違反となること等を周知するため、同日付で指導文書を各都道府県及び各都道府県漁連等に発出し、また、不公正な取引等について周知するパンフレットを水産庁HPに公表した。なお、漁業分野における公正取引委員会の措置状況は後記kを参照。 e、f 漁業者から独占禁止法に違反する疑いのある行為についての情報提供を受け付ける「漁協における水産物等の適正取引に関する相談窓口」を令和3年4月14日に設置するとともに、令和3月4月22日に同窓口を設置したことを水産庁公式Facebook及び関係漁業者に配布したパンフレットにおいて周知した。また、独禁法に違反する行為等が行われていないかについて、令和5年1月から2月末に漁業者にアンケートを実施した。 g 令和4年2月から都道府県及び都道府県漁連向け説明会、令和4年3月に全国漁協向け説明会を実施し、ガイドラインの周知を行うともに、令和3年8月～11月にかけて都道府県にヒアリングを実施し、指導の状況を把握した。また、令和4年度～6年度においても都道府県及び都道府県漁連のヒアリングを実施し、指導の状況を把握した。 h 令和3年4月14日付水産庁長官名にて、都道府県及び全国漁業協同組合連合会等に対し、系統外出荷の制限など独占禁止法に定める不公正な取引行為に該当する行為や徴収の根拠が不明瞭な手数料の徴収を行ってはならない旨を通知した。令和5年度においては、都道府県及び都道府県漁連ヒアリングにおいて、内部規定の見直しについて注意喚起を行った。 i 「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」における、独占禁止法に関する規定及びコンプライアンス体制の構築に関する規定の内容について、全漁連に対しては、定期的な意見交換の際に当該規定の内容を周知している。また、漁協が組合員に対して漁協の事業の利用を強制することは独禁法上問題となる恐れがあること及び漁協における水産物等の適正取引に関する相談窓口を明記したパンフレットを作成し、WEBで公開するほか関係漁業者へ配布した。 j 令和4年2月以降開催される説明会において浸透度合いを把握するためのアンケートを実施し、その結果を令和4年3月に公表した。また、令和6年1月に「水産物・水産加工品の適正取引ガイドライン」の漁協への浸透状況について調査を行い、当該調査結果を踏まえ、都道府県に対して助言を行った。その後、令和6年度の都道府県庁ヒアリングにおいて、浸透状況の低い漁協への指導状況を確認した。 k 公正取引委員会は、令和7年度、漁業分野において、2件の注意を行った。 l 漁協等への排除措置命令の発出を踏まえ、令和6年5月29日付けで、公正取引委員会と水産庁の連名で、都道府県、漁連及び漁協に対し、独占禁止法の遵守や「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」の理解増進に向けた注意喚起のための通知を行った。 m 公正取引委員会は、令和4年2月から令和4年3月までの間、計6回、水産分野における独占禁止法等に係る説明会及び個別相談会を都道府県、漁連及び漁協に対して行った（水産庁と共同開催）。 n 公正取引委員会は、水産庁と連携し、水産分野における独占禁止法違反の行為の内容を平易に解説した資料（「漁協と独占禁止法」）を作成し、令和3年12月27日に公正取引委員会のHP上で公表した。	a～j、l～n 措置済み b、c、d 「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」に基づき、引き続き、漁連及び都道府県ヒアリングを通じて独占禁止法に抵触するおそれのある行為の防止について周知及び指導を行っていく。 e、f 引き続き、当該相談窓口により漁業者から独占禁止法に違反する疑いのある行為についての情報提供を受け付けるとともに、是正すべき事案があった場合については公正取引委員会に通報する等適正な対応を図っていく。 g、h、i、j 今後とも漁連及び都道府県ヒアリングを通じて、独占禁止法に関する指導の状況を確認し、引き続き同法に抵触するおそれのある行為の防止についての周知及び指導を継続していく。 k 今後とも、漁業分野における独占禁止法違反行為に厳正に対処していく。	措置済	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
(8)若者の農業参入、経営継承の推進、農業経営の法人化等に関する課題										
令和3年6月18日	成長する規制改革や地方を含めた経済活性化に	13	若者の農業参入、経営継承の推進、農業経営の法人化等に関する課題	a 農林水産省は、農業ビジネスの魅力の発信等を通じた若者の農業に対するイメージの刷新、世代交代を機とした継承者への就農支援など、多様な主体と連携して若者を農業に呼び込むための施策や体制を構築する。 b 農林水産省は、全国レベルでの就農希望者のためのマッチング（例えば、移譲希望者の情報の集約・一覧化による実施、地域・生産品目の分類等に即した実施）や関係機関による継承時のサポート（例えば、法的手続の支援）など、第三者継承等を計画的に進めるための仕組みや支援体制を整備する。 c 農林水産省は、経営感覚を持った意欲ある農業者を育成するため、農業者の経営管理能力の向上のための取組を充実させるとともに、ターゲットを明確にした上での関係機関による農業経営の法人化の積極的な働きかけ等推進体制を見直す。 d 農林水産省は、農業経営の法人化に関する実績管理において、一戸一法人の扱いを変更することを踏まえ、過去比較する際の統計上の扱いや目標達成の評価方法を整理する。	令和3年度検討・結論、結論を得次第順次措置	農林水産省	a 令和6年度補正予算（新規就農者確保緊急円滑化対策）及び令和7年度予算（新規就農者育成総合対策）において、職業としての農業の魅力を発信する取組を実施するとともに、令和4年度からは親元就農を含め、新規就農者の経営発展のための機械・施設等の導入等に対する支援を新たに創設するなど新規就農を総合的に支援した。 b 令和3年度補正予算及び令和4年度予算（人・農地等情報マッチング推進総合対策）において、第三者継承等を計画的に進めるため、全国レベルでの就農希望者のマッチングに必要となる経営移譲希望者等に関する情報のデータベースを構築（就農希望者の情報等を登録できるデータベースの運用を令和5年3月に、農地の受け手の情報等のデータベースの運用を令和5年4月に稼働を開始）し、都道府県を中心とした支援体制を整備した。 c 令和5年度予算（農業経営・就農支援体制整備推進事業）において、都道府県が就農や農業経営をサポートする体制を整備し、伴走機関による法人化や経営継承等の課題を有する農業者の積極的な掘り起こし、課題解決のための専門家によるアドバイス活動を実施した。 d 2020年以降の農業経営の法人化に関する実績管理について、悉皆調査である2020年農林業センサスにおいて、2019年までの統計における法人数と同様の定義による値を公表した。	a 引き続き、新規就農者育成総合対策等により新規就農を総合的に支援する。 b、c 引き続き、農業経営・就農支援体制整備推進事業等により、都道府県等の取組を支援する。 d 措置済み	措置済	フォロー終了
(10)農協改革の着実な推進										
令和3年6月18日	成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	15	農協改革の着実な推進	a 農林水産省は、農協において、組合員との対話を通じて自己改革を実践していくため、以下の自己改革実践サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省（都道府県）が指導・監督等を行う仕組みを構築する。 ① 農協において、次の方針等を策定し、組合員との徹底的な対話を行い、総会で決定する。 （ｉ） 自己改革を実践するための具体的な方針（信用事業に過度に依存するのではなく、経済事業の黒字化を図ることも目指し、それぞれの農協が置かれている事業環境に応じて、農業者の所得向上につながる実績を判断するためのKPI等の目標を質の高い形で設定しつつ、農業者の所得向上に取り組むための具体的な行動内容等を定める） （ⅱ） 中長期の収支見通しについてのシミュレーション（農業者の所得向上に取り組むべく、健全で持続性のある経営を確保する観点から、経済事業はもちろん、全ての事業について将来の見通しを作成する） （ⅲ） 准組合員の意思反映及び事業利用についての方針（准組合員の意思反映に関する仕組みを明確化するとともに、事業利用について、組合員が具体的な利用状況を把握した上で、農業者の所得向上を図るとの農協改革の原点に立って判断するものとして定める） ② 農協は、①の方針等や事業計画等に基づいて、自己改革のための具体的アクションを実行する。 ③ 農協は、毎年、自己改革の実績や取組状況等について、①の方針等との比較・分析を含め、組合員に丁寧に説明するとともに、組合員の評価と意向を踏まえ、更なる改革の取組のため、事業計画への反映や方針等の修正等を行う。 ④ この一連のプロセスを毎年継続して実施していく。 b 農林水産省は、全国組織において、農協がaの①の方針等を策定するに当たって助言、優良事例の横展開等を図るとともに、自ら生産資材価格、輸出、他業種連携、販売網の拡大等の農業者の所得向上のための改革を実施し、これらを通じ、農協に対する支援等を行うための仕組みを構築する。 c 農林水産省は、aの①の方針等の作成に当たっての助言、②の具体的アクションのヒアリング等を行いつつ、毎年、自己改革の実績等について報告を求め、進捗状況、収支状況等を把握し、農協や全国組織における取組の加速化・見直し等が求められる場合には、自律的な改革の継続・強化や経営の健全性・持続性の確保等の観点から、農協改革の原点に立って、必要な措置を検討・実施する。 d 農林水産省は、JAバンクにおいて、以下の自己改革実践サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省（都道府県）が、金融庁と連携し、指導・監督等を行う仕組みを構築する。 ① JAバンクとして、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投融資等に向けて、中長期的な戦略を策定する。 ② これを踏まえ、農林中央金庫（以下「農林中金」という。）、信農連、農協において、それぞれ、農業・関連産業向けの投融資活動等について目標を設定し、具体的な行動内容等を定める個別計画を策定する。 ③ その個別計画に基づき具体的アクションを実行し、その実績や取組状況について、中長期的な戦略等との比較・分析を含め、組合員等に丁寧に説明し、更なる活動等を進めるため、個別計画への反映を行う。 ④ 農林中金において、金融環境の急速な変化に対応できる態勢を強化するとともに、農協から実績や取組状況の定期的な報告を求め、農協に対して融資の審査等に必要な貸出システムの導入といった支援や目標達成のために必要な助言等を行う。 e 農林水産省は、dの①の中長期的な戦略の作成に当たっての助言、③の具体的アクションのヒアリング等を行いつつ、JAバンクに対し、農業・関連産業向けの投融資の実績について報告を求め、進捗状況等を把握し、見直し等が求められる場合には、必要な措置を検討・実施する。	令和3年度以降順次措置	a～c,e：農林水産省 d：農林水産省 金融庁	a、b、c ・「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成23年2月28日22経営第6374号）」に基づき、以下のとおり自己改革実践サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行った。 ・ 令和4年3月から10月にかけて、農協が策定した「自己改革を実践するための具体的な方針」等（a①(ⅰ)～(ⅲ)の方針等）を都道府県を通じ収集・確認。 ・ 令和4年10月に、都道府県を通じて収集した「自己改革を実践するための具体的な方針」等について、取組項目別に優良事例等をまとめた事例集を作成し、都道府県等に共有。 ・ 令和4年9月から12月にかけて、農協の監督行政庁である都道府県及び都道府県中央会等の連合会に対しヒアリングを行い、農協の自己改革実践サイクルによる自己改革の取組（「自己改革を実践するための具体的な方針」等の策定（P）・実行（D）中心）及び連合会の支援状況、都道府県の指導・監督の状況等について把握し、助言等を実施。 ・ 令和4年9月から令和5年2月にかけて、15農協（15県）と「農協との対話」を実施した（農水省の職員が農協に赴き、都道府県職員とともに、農協の自己改革実践サイクルによる自己改革の取組状況等について聞き取り及び意見交換し、農協の自己改革を後押しする取組）。 ・ 令和5年4月以降に都道府県を通じて収集・確認した当年度の「自己改革を実践するための具体的な方針」等と当該方針等の組合員説明資料を踏まえ、農協の自己改革実践サイクルのC・Aの取組に係る留意点や事例をまとめ、これを農協系統に説明したほか、自己改革実践サイクルの指導・監督に資するため都道府県に共有した。 ・ 令和5年9月から12月、令和6年10月から12月、令和7年10月から12月にかけて、農協の監督行政庁である都道府県及び都道府県中央会等の連合会に対しヒアリングを行い、農協の自己改革実践サイクルによる自己改革の取組（「自己改革を実践するための具体的な方針」等の評価（C）・改善（A）中心）及び連合会の支援状況、都道府県の指導・監督の状況等について把握し、助言等を実施。 ・ 令和5年度に12農協（12道府県）と、令和6年度に9農協（8道県）と、令和7年度に7農協（7道県）と、「農協との対話」を実施した。 ・ 令和7年6月に、これまでに集めた事例を収集・分析し、「農業者の所得向上の取組」「合理的な価格形成につながる農協の取組事例集」の事例集を作成し、都道府県等に共有するとともに、ホームページで公表を行った。 ・ 令和7年8月に、農協の経済事業に関する意識・意向について、認定農業者を対象にアンケートを行った。結果を分析・評価し、ホームページで公表を行った。 d、e「系統金融機関向けの総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号）」に基づき、以下のとおりJAバンクにおける自己改革実践サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行った。 ・令和4年9月から12月、令和5年9月から12月及び令和6年9月から12月にかけて、農協の監督行政庁である都道府県及び信農連等に対しヒアリングを行い、信用事業を含めた農協の自己改革実践サイクルによる自己改革の取組及び農林中金・信農連の支援状況、都道府県の指導・監督の状況等について把握し、助言等を実施。 ・令和6年9月より「農林中金の投融資・資産運用に関する有識者検証会」を開催し、同検証会の報告書において、農業出融資の拡大についての提案を受け、農林中金の対応を確認するとともに、農業出融資の推進を指導。 ・令和8年3月、農林中央金庫法の一部を改正する法律案を国会に提出した。 ・令和5年4月以降に都道府県等を通じて把握した内容に基づき、農業者向けの事業融資の強化等に関する金融面の取組事例をとりまとめ、これを農協系統に説明したほか、自己改革実践サイクルの指導・監督に資するため都道府県に共有した。 ・令和5年度に12農協（12道府県）と、令和6年度に6農協（5県）と、令和7年度に3農協（3県）と「農協との対話」を実施した。	a、b、c 今後とも、「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成23年2月28日22経営第6374号）」に基づき、自己改革実践サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行う。 d、e ・今後とも、「系統金融機関向けの総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号）」に基づき、自己改革実践サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行う。	ー	フォロー終了
(13)農業用施設の建設に係る規制の見直し										
令和3年6月18日	成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	18	農業用施設の建設に係る規制の見直し	a 農林水産省は、新たな食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に沿って農林水産省が行う長期的な土地利用の在り方の検討と併せて、農業者が転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積（現行2a未満）の拡大や、農畜産物の加工・販売施設への拡大について、農業経営改善計画の認定制度を活用しつつ、農地転用許可の手続のワンストップ化等の措置を講ずることについて検討を行い、必要な措置を講ずる。 なお、上記措置については、営農やむ次産業化のための加工・販売という施設の目的に照らして、転用許可を受けずに設置できる「農業用施設」の対象を明確化し、周知が行き渡るよう必要な措置を講ずる。 b 農林水産省は、農地転用手続全般における運用のばらつきについて現状を具体的に調査し、対応を検討の上、市町村の担当者まで制度の周知等が行き渡るよう必要な措置を講ずる。	a.令和3年上期結論、令和3年度措置（施設の対象の周知については令和4年度措置） b.令和3年度措置	農林水産省	令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「農地転用許可制度における運用のばらつきの解消」及び「農業用施設の建設に係る規制の見直し」の回答と同様の取組みを実施。	a,b 措置済み （令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「農地転用許可制度における運用のばらつきの解消」及び「農業用施設の建設に係る規制の見直し」の回答と同様）	措置済	フォロー終了

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
(15)農産物検査規格の見直し										
令和3年6月18日	成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	20	農産物検査規格の見直し	a 農林水産省は、農産物検査規格の在り方を消費者ニーズに即したものに見直すに際しては、お米マイスターの意見を聞くなどの方法により、また、消費者庁とも連携して、消費者ニーズの内容を把握し、自主検査を含む多様な検査を可能とする。 b 農林水産省は、農産物検査に用いる試料のサンプリング方法について、登録検査機関において試料が均一であると認められるロットについてはサンプリング回数を従前の回数より減らす方法（以下「新方式」という。）が可能となるよう、標準抽出方法（平成13年農林水産省告示第443号）を改正するとともに、登録検査機関が判断する際の参考となるよう、新方式のサンプリング方法に関してガイドラインを示す。 c 農林水産省は、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）を改正し、皆掛重量の検査を廃止する。 d 農林水産省は、余マスの実態・事例や、余マスに関して留意すべき事項や関連する科学的知見等についての手引きを作成し、農業者、卸・流通業者等、関係者に広く周知する。 e 荷造り及び包装規格については、現行の規格で認められていない素材の包装容器について、必要最小限の要求事項で定義した新規格を制定する。 f 包装の量目については、物流側の視点も含めて検討の上、結論を得、必要に応じて措置を講ずる。 g 水稲うるち玄米の銘柄について、品種の許諾が特定の都道府県に限定され育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由があるものを除く産地品種銘柄については、品種名のみが記載される「品種銘柄」に指定する。 h 消費者庁は、農林水産省とも連携して、農産物検査及び令和3年3月17日付けの食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）改正の内容について、事業者及び消費者に対して普及・啓発及び周知の徹底を図る。 i 農林水産省は、計測・標準化・米穀の専門家等から構成する「機械鑑定に係る技術検討チーム」を設置し、技術的事項の検討・整理を行った上で農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）を改正し、現行の農産物検査規格とは別に、機械測定を最大限生かせる「機械鑑定を前提とした規格」を策定する。新しい規格は、現行の規格と同列に位置付ける。 j 水稲うるち玄米の銘柄の検査については、現在の目視鑑定による方法を改め、農業者等から提出される種子の購入記録、栽培記録等の書類により審査する方法に見直す。 k 農林水産省は、穀粒判別器のデータを活用して、生産から消費に至るまでの情報を連携し、生産の高度化や販売における付加価値向上、流通最適化等による農業者の所得向上を可能とする基盤（スマートフードチェーン）をコメの分野で構築し、これを活用した民間主導でのJAS規格制定を、令和5年産米から実現できるよう支援する。 l 農産物検査規格に関して見直しが行われた項目については、結論が出たものから、順次、それを現場に浸透させるための措置を講ずる。 m 技術革新等を踏まえて、年度ごとに、農産物検査規格を点検し、見直しの必要性を認めた場合には、速やかにその検討を開始する。	a:措置済み b,c:令和3年度上期措置 d,e:令和3年度措置 f:令和3年度検討・結論、必要に応じて速やかに措置 g,h:令和3年以降継続的に措置 i:令和3年検討・結論、結論を得次第速やかに措置 j:令和4年度上期措置 k:令和5年度上期措置 l,m:継続的に措置	a,h:農林水産省消費者庁 b～g,i～m:農林水産省	a 農林水産省は、消費者庁と連携して、お米マイスター等からのヒアリングにより、消費者のニーズを把握し、その上で、食品表示基準の一部改正により、令和3年7月から、消費者の選択に資する適切な表示事項とて、食味を表す分析データなど、多様な自主検査の結果を一括表示欄に表示することを可能とした。 b、c 令和3年7月に農産物検査施行規則（昭和26年農林省令第32号）及び標準抽出方法（平成13年農林水産省告示第443号）を改正し、新方式のサンプリング方法を可能とするとともに、皆掛重量に係る検査を廃止した。また、農産物検査に関する基本要領において新方式のサンプリング方法に関するガイドラインを策定した。 d 令和3年8月に余マスの実態・事例や、余マスに関して留意すべき事項や関連する科学的知見等についての手引き（余マスの手引き）を作成・公表し関係者に広く周知した。 e、g、i、j 包装容器に係る新規格、品種銘柄の指定、機械鑑定を前提とした規格、銘柄検査における目視検査から書類審査への見直しについて、令和3年12月の農産物検査法に基づく有識者への意見聴取で了承を経て令和4年2月に農産物検査規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）を改正した。 f 令和3年7月に物流事業者を交えた「米の物流合理化に関する勉強会」を開催し、その内容を踏まえ、今後の対応の方向性（フレコン・パレット化の推進や20kg紙袋導入事例紹介）について結論を得、検討結果や取組事例をとりまとめて公表し、関係者に周知した。 h 消費者庁は、農林水産省と連携し、農産物検査の見直しを含む食品表示基準の改正内容について、ホームページにパンフレットを掲載するとともに説明会を開催して普及・啓発及び周知の徹底を行った。 k 令和3年6月に設置した「スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム」での検討結果を踏まえ、令和6年3月にスマートフードチェーンプラットフォーム「ukabis」を活用した米の情報連携基盤を構築するとともに、「フードチェーン情報公表農産物JAS」に係る米の規格を制定した。 l 農産物検査規格の見直しに関し、わかりやすく内容を伝える資料「農産物検査の見直しについて」を作成してホームページに掲載するとともに、説明会を開催する等により現場への周知を行っている。 m 上記対外説明資料である「農産物検査の見直しについて」のはじめには、「米の規格が時代の変化に即したものであるよう、常に検証・見直しを行うことが必要である」ことを明記しており、引き続き、必要な点検・検討・見直しを行う。	a～m 措置済み	—	継続フォロー
(17)畜舎に関する規制の見直し										
令和3年6月18日	成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	23	畜舎に関する規制の見直し	a 畜産業の国際競争力の強化が図られることを明らかにするため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）に基づく制度（以下、本項において「新制度」という。）における畜舎等の建築コストの削減について、基準緩和に伴う直接的な効果に関する試算を行う。 b 新制度における構造に係る審査が不要となる面積について、木造又は木造以外にかかわらず3,000㎡に引き上げる方向で緩和を行う。 c 各国法制で安全性が証明されている部材については、JIS規格に適合していないものであっても使用を認める方向で緩和を行う。 d 新制度における具体的なハード基準については、aの建築コストの試算や、cにおける外国部材の使用を可能にすることなどを参考にしつつ、真に国際競争力の強化に資するよう木材や鉄骨部材量の削減や外国部材の使用を可能にする方向で緩和を行う。 e 新制度において事業者が選択することができるA基準又はB基準におけるそれぞれの具体的なソフト基準・ハード基準の検討に当たっては、畜産事業者の意見を公開の場等で幅広く聴取した上で、運用面の負担に留意しつつ検討し、結論を得る。 f 新制度におけるソフト基準・ハード基準の審査手続については、デジタル技術を活用し、簡素化を図る。 g 総務省は、畜舎に係る新法の施行時期を目途として、消防法施行令（昭和36年政令第37号）の改正を基本に、畜舎における消防用設備等の特例基準を定めるとともに、農林水産省と連携して、改正内容を消防機関及び畜産関係者に周知する。	a:措置済み b～g:令和4年措置	a～f:農林水産省 国土交通省 g:総務省 農林水産省	a 既に建築基準法の基準に基づき建築済みの畜舎について、新制度の基準で設計し直し、畜舎等の構造に係る部材の使用量の削減が可能となることにより建築工事費全体の2～9%のコスト削減が見込まれるとする内容の試算を行い、農林水産省ウェブサイトにおいて公表した。 b 令和3年12月16日に公布された畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「規則」という。）第65条において、新制度における技術基準の審査が不要となる面積について、その構造に関わらず床面積3,000㎡とすることとした。 c 各国法制で安全性が証明されている部材については、規則第15条に基づき部材の許容応力度を指定することにより使用を可能とすることとした。 d 新制度における技術基準については、利用基準に適合する畜舎等の利用の方法と相まって所要の安全性を担保する技術基準として、中規模（震度5強程度）の地震動に対して、構造部材に損傷が生ずる可能性があるが、倒壊しない基準を設けることにより、木材や鉄骨部材量の削減を可能とし、また、cのとおり外国部材の使用を可能とした。JIS規格に適合していない外国部材を用いた畜舎等について、令和7年6月に、規則第6条第1項ただし書きに規定される「特別な調査又は研究の結果に基づき、安全上支障がないことが確かめられた構造方法を用いる畜舎等」として取り扱うための具体的な手続に関する技術的助言を発出した。 e 新制度の具体的な利用基準及び技術基準の検討に当たっては令和3年8月に畜産事業者との意見交換会を実施し、利用基準やその報告方法について過剰なものとならないよう留意し、具体的な基準を規則において規定した。 f 畜舎建築利用計画の認定の際の審査手続については、申請に必要な図書を必要最低限とし、かつ、申請書の様式をチェックボックス形式など簡素なものとしたうえで、オンラインによる電子申請を可能とした。 g 総務省において、「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」を立ち上げ、畜舎における消防用設備等の統一的な特例基準のあり方について検討を行い、消防法施行令（昭和36年政令第37号）等を改正した（令和4年3月31日公布、同年4月1日施行）。また、農林水産省において、令和4年3月7日から11日までの間、新制度に関するオンライン説明会を実施し、「畜舎等における特例基準のあり方に関する検討部会」報告書の概要について周知を行ったほか、総務省において特例基準の内容について周知するためのリーフレットを作成し、農林水産省と連携して、消防機関及び畜産関係者に改正内容を周知した。	a～f 令和4年4月1日の新制度の施行後において、認定畜舎等の適正な建築等及び利用が図られるよう、認定畜舎等の監督を行う都道府県に対し、引き続き適切な助言を行う。 g 引き続き、リーフレットを活用し、農林水産省と連携して、消防機関及び畜産関係者に対し、特例基準の内容の周知を図る。	措置済	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
（18）改正漁業法の制度運用										
令和3年6月18日	成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	25	資源管理	a 資源管理の目標について、「令和5年度中を目途に、漁獲量ベースで8割をTAC管理に移行する。」「令和12年度中を目途に、10年前と同程度まで漁獲量を回復させる。（目標444万トン）」といった漁獲量ベースの目標だけでなく、「漁獲量が多いものを中心に20魚種以上についてTAC管理を行い、TAC管理対象魚種全てにおいて、漁獲シナリオに用いられる漁獲圧力の値が、最大持続生産量（Maximum Sustainable Yield：MSY）を達成する水準を上回らないこと」を目標に加える。 b TAC管理対象魚種を拡大するに当たり、資源評価については、客観的な科学的根拠を基礎とする公平で明確なTAC管理対象候補魚種の選定基準を定める。 c TAC管理対象魚種を拡大するに当たり開催する「資源管理手法検討部会」や「資源管理方針に関する検討会」（ステークホルダー会合）については、漁業関係者以外のNGO、消費者等の幅広いステークホルダーにも参加を呼びかけ、参加者が意見を表明する機会を十分に確保し、議論の公平性及び公開性を担保した上で、これを行う。 d 漁獲可能量の大臣管理区分と都道府県知事管理区分の配分基準が明確になるよう、算定方法及び算定式を事前に公表した上で、オープンな場において、関係者間で十分に協議した上で配分比率を決定する。	a,b:措置済み c,d:継続的に措置	農林水産省	a 令和3年1月に資源管理基本方針を改正し、第1の2の（4）漁獲可能量による管理において、「なお、漁獲シナリオに用いられる漁獲圧力の値は、最大持続生産量を達成する水準を上回らないことを基本とする。」と定めた。 b 令和3年3月に公表した「TAC魚種拡大に向けたスケジュール」において、「新たなTAC管理の検討は、以下の2つの条件に合致するものから順次開始する。①漁獲量が多い魚種（漁獲量上位35種を中心とする）、②MSYベースの資源評価が近い将来実施される見込みの魚種」と定めた。 c 資源管理手法検討部会は、学識経験者からなる委員により検討を行う。検討の際は、検討対象の資源を漁獲する漁業者等を参考人として召喚して議論を実施している。（議事録：https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/210416.html） ステークホルダー会合では、水産庁及び（国研）水産研究・教育機構から資源状況の説明、資源管理の目標及び漁獲シナリオの案の提示を行い、漁業者、加工流通業者等の幅広い関係者（誰でも参加可能）により漁獲シナリオ等を検討する。（資料・議事録：https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/index.html#link5） 各管理区分への配分基準については、資源管理基本方針別紙に記載されている（https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/attach/pdf/index-1078.pdf）。 d 今後開催予定の水産資源ごとの検討プロセスにおいて、指摘に基づく対応を継続的に措置している。	a～d 措置済み	措置済	継続フォロー
令和3年6月18日	成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	27	漁業権制度の運用	a 令和3年4月14日に開催された第11回農林水産ワーキング・グループにおいて、農林水産省より提示された「漁場マップ」上に、過去設定されていて現在は取り消されている漁業権（共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権）の情報を追加するとともに、以下の措置を講ずる。 ・免許区画については緯度経度に基づく位置情報を表示すること（緯度経度で示されていないものについては、次回漁業権切替えに向けて緯度経度表示とするよう都道府県を指導する。）。 ・免許される漁業権に条件がある場合はそれを明示すること。 b 漁場マップ上に示されている共同漁業権の設定されている漁場ごとの行使者数や生産規模等の利用状況を調査する。 c 令和3年4月14日に開催された第11回農林水産ワーキング・グループにおいて、農林水産省より提示された「新たな区画漁業権を免許する際の手順・スケジュール（案）」（以下「手順」という。）のうち、都道府県が海区漁場計画の変更に関する相談を受け付けてから、利害調整を経て、その変更案を作成し、海区漁業調整委員会に諮問するまでの期間について、目安（原則）となる期限を示し、期限に間に合わないときは、その理由を明確にする措置を講ずる。 d 手順のうち、都道府県知事が「関係者・関係機関との調整」を行うプロセス（以下「利害調整プロセス」という。）に関し、利害関係人が漁協である場合、その意思決定のプロセスや期間・方法について明確化する。 e 利害調整プロセス及び海区漁場計画の変更案の作成のプロセスの中で、「海面利用制度等に関するガイドライン」の別紙1の「法第63条第1項第2号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート」（特に「3.」）の趣旨を踏まえた内容を明示する。 f 利害調整プロセスのうち、利害関係人の範囲や利害調整の方法について、想定される事例等を示しつつ明確化する。 g 手順には、金銭の授受による利害調整や反社会的勢力の介入が許されないことを明記する。 h 都道府県知事が利害関係人の意見に検討を加え、結果を公表する際に新規参入者等の事業計画や漁場の環境調査の結果等を客観的・科学的に判断した結果及び検討プロセスを示すよう、手順に明示する。 i 利害調整が難航するケースや紛争が長期化するケースを想定し、手順に関する農林水産省の相談窓口を設置し、仲介等の対応を行うことにより紛争解決を図る。そして、その相談窓口を広く周知するとともに、漁業者等に浸透させるための措置を講ずる。相談窓口を設置するに当たっては、相談を受け付けてから、紛争の解決に至るまでの処理手順を明確にし、これを公表して相談窓口の実効性を担保するとともに、毎年、相談窓口の運用状況を確認し、運用の改善等、必要な措置を講ずる。 j 免許された漁業権の正当な行使を保護するため、漁業権の免許後の漁場の利用状況の把握・確認について手順に明記する。 k 手順は、区画漁業権にとどまらず、手続が共通する部分については、定置漁業権にも準用されることを明確化する。 l 漁協の組合員が個別漁業権の設定を希望するケース等、漁業者は都道府県に対して直接、漁業権に関する相談を行うことができ、都道府県は、漁業者からの相談に対して誠実に応じるべきことを、都道府県、漁協、漁業者に浸透させる。	a,c～h,j～l:令和3年度上期措置 b:令和3年度措置 i:令和3年度上期措置、以降継続的に措置	農林水産省	a 漁場マップ（海しる）上に、過去の漁業権情報、免許区画の位置情報、漁業権の条件に関する情報を掲載した。 b 共同漁業権に関し、漁場の利用の状況、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況について都道府県に調査させるとともに、漁業権者から都道府県への報告状況についての調査を実施した。 c～h、j～l 左記で指摘された事項について、「新たな漁業権を免許する際の手順及びスケジュールについて」（令和3年9月7日付け3水管第1529号水産庁資源管理部管理調整課長・水産庁増殖推進部栽培養殖課長通知）により整理し、発出した。 i 令和3年に水産庁HPに相談窓口及び相談フロー図を設置し、問い合わせを受け、助言等を行った。また、相談窓口の設置について水産庁facebookに掲載し周知したほか、都道府県担当者会議での説明、チラシ（1枚紙）の作成・配布依頼等を行った。また、相談窓口については、相談者の方とのやりとりや御意見等を参考に、適時に相談事案及び回答の更新を行うこととした。	a～l 措置済み	措置済	継続フォロー
（19）漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化										
令和3年6月18日	成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	29	漁業者の所得向上へのシナリオが見える漁協のＫＰＩの設定	a 漁協の経営状況改善に向けて、最終的な目的である漁業者の所得向上へのシナリオが見える形で、中間の目標を設定するなど、適切なKPIの体系を設定する。そのKPIの体系は、漁業者の所得向上と漁協の経営状況改善というゴールを明確に設定し、両者を両立させることを念頭に、ロジックツリーとなるよう以下の手順で定める。 ・漁業者の所得向上というゴールからブレイクダウンし、目的の達成に大きな影響を及ぼす重要なファクターを突き詰める。 ・それを突き詰めるため、漁業者の所得向上という目的を達成するために影響のあるファクター、例えば、販売事業取扱高、販売手数料率、購買事業における漁協の手数料率、販売単価、燃油、魚箱の価格等の全国データ及び地域別データを収集し、漁業者の所得に与える影響について分析を行う。 ・これと並行して、目的達成に影響を与える外部的な要因（リスクファクター）を整理する。 ・その上で、重要なファクターについてアクションプランを作って KPIを設定する。 ・漁協の経営状況改善についても同様の手順で整理する。 b 上記のKPIについて、漁協が具体的なアクションを実施し、その取組状況や成果を組合員に説明する。農林水産省はその進捗状況や収支状況等を把握し、漁協の取組の加速化、見直しが求められる場合は、必要な措置を実施・検討する。 c 漁業者の所得向上に関係が深い指標の動き、例えば、漁協における販売手数料率や購買事業で扱う主要な漁業生産資材（燃油、魚箱等）の手数料率等について、KPIと同様にこれらを把握し、全国又は地域単位（ブロック）での平均値を示す等、各漁協が自己の値と比較し、自主的な取組を促すような措置を講ずる。	a,c:令和3年度措置 b:令和3年度措置、それ以降継続的に措置	農林水産省	a～c 令和3年度に、漁業者の所得向上と漁協の経営状況改善をゴールとした適切なKPIの体系の設定及び漁業者の所得向上に関係が深い指標を示すための分析作業を行い、KPIの設定及び指標を示すべく検討した。その後、令和4年6月7日閣議決定の規制改革実施計画において、アクションプランを作成して漁業者団体を通じて漁協のKPIの設定の取組を促進することとなったことを踏まえ、漁業者の所得向上に配慮した漁協におけるKPIの設定を促進するために、有識者による検討会を令和4年度中に5回開催した上で、令和5年3月31日付けで「漁協のKPI検討について～漁協が経営改善のためのKPIを設定する際に参照すべきアクションプラン（手引き）～」を作成し、全国漁業協同組合連合会に対し発出し各漁協への周知を図るとともに、都道府県に対しても周知した。 また、当該文書を水産庁ウェブサイトに掲載した。さらに、令和6年度には、全国漁業協同組合連合会の運動方針（2025～2029年度）で、浜の改革に資する取組の指標としてKPIの設定を検討する旨を掲げた。令和7年度も都道府県並びに漁協系統団体への周知を継続し、漁協系統組織によるKPIの設定を促進した。 現時点で、沿海40県域中28県域で経営目標・KPIを設定。KPI等目標設定の際及び進捗確認の際には、組合内での報告が行われており、運動方針に即して、引き続き全漁連系統団体においてより一層取り組むこととする。	a、c 措置済み b aのKPIが設定された後に実施予定。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
	(21)魚病対策の迅速化に向けた取組									
令和3年6月18日	成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	31	魚病対策の迅速化に向けた取組	a 魚病に詳しい獣医師による適用外使用の実績を集積・分析し、医薬品医療機器等法に定める基準（使用基準）の見直しに反映する。 b 感染症のように一気に広まり被害が大きくなる魚病について、例えば、養殖密度の適正化、ワクチン接種の推進等の効果的な対策の在り方を、その費用負担の在り方を含め、引き続き、魚病対策促進協議会にて検討する。 c 獣医師その他の水産動物の医療を提供する者は、初診から遠隔診療が実施可能であることを通知により明らかにする。 d 通知を発出後、通知の内容を周知徹底した上で、遠隔診療の活用実態を継続的に調査し、公表する。その上で、積極的に遠隔診療が活用された事例を養殖業者やかかりつけ獣医師等の関係者へ周知するなど、遠隔診療がより積極的に活用されるための措置を講ずる。 e 通知の内容は、獣医師に直接周知・徹底を行う。	a.令和3年度検討・結論、令和4年度措置 b.令和3年度検討 c.措置済み d.令和3年度措置 e.令和3年上期措置	農林水産省	a 魚病対策促進協議会において、魚病に詳しい獣医師による適用外使用等の実績について収集・分析した結果を踏まえ、サケ科魚類の冷水病、ブリ属魚類のべこ病及びブリ属のα溶血性レンサ球菌症の3疾病について、医薬品医療機器等法に基づく水産動物用医薬品として承認を行った。これにより、獣医師の診療によらず、水産養殖業者が自らの判断により医薬品を使用することが可能となった。 b 魚病対策促進協議会において検討した結論を踏まえ、複数の防疫措置を組み合わせた感染症対策の最適化に取り組む国内3地域の事業者に対して補助事業による支援を行うとともに、同地域で得られた成果を他の都道府県、業界団体、関係企業等に横展開した。また、同協議会において国が費用負担すべきとされたワクチン等医薬品開発への支援等を実施した。上記の国における対応状況について、魚病対策促進協議会に報告し、引き続き、これらの公益性の高い分野への支援に取り組むことを確認した。 c 獣医師その他の水産動物の医療を提供する者は、初診から遠隔診療が実施可能であることを明示した「魚病の予防及びまん延防止における遠隔診療の積極的な活用について（通知）」（令和3年3月26日消費・安全局長通知）を発出した。 d 養殖業者、都道府県、リスト獣医師等を対象として遠隔診療の活用実態調査を実施し、遠隔診療が活用された事例をホームページで公表した。また、養殖業者向け専門誌に、遠隔診療の積極的な活用についての記事及び遠隔診療が活用された事例を寄稿し、掲載された。さらに、遠隔診療のより積極的な活用に向け、都道府県やリスト獣医師等を対象に遠隔診療技術の研修を実施するとともに、養殖業者向けに遠隔診療のポイント等をまとめた「遠隔診療の手引き」を作成し、配布した。加えて、都道府県、獣医師等が遠隔診療技術を活用し、都道府県の垣根を越えて連携した広域の魚病迅速診断体制の構築に取り組む事業者に対して補助事業による支援を実施している。 e 通知の発出時に、併せて日本獣医師会宛てに文書を発出し、管下会員への周知を依頼するとともに、リスト獣医師に当該通知を直接送付した。また、獣医師への周知徹底を図るため、有志のリスト獣医師による勉強会での通知内容の説明、当省ホームページへの通知の掲載、リスト獣医師等への直接再周知を実施した。	a～e 措置済み	措置済	継続フォロー
	4. グリーン（再生可能エネルギー等）									
	(5)地熱発電等の導入拡大に向けた自然公園法、温泉法等の在り方									
令和3年6月18日	グリーン	19	自然公園を中心とした地熱発電の導入目標の策定	新たな2030年度の温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向け、各種課題の克服を前提としつつ、経済産業省の協力も得て、自然公園を中心とした地熱発電の導入目標を策定する。 地熱開発プロジェクトを加速化させるために、規制の運用見直し等の実施に加えて、環境省自らが率先して行動することを定めた「地熱開発加速化プラン」を進める。 a 具体的には、2030年までに、操業まで10年以上とされる地熱発電のリードタイムを自然公園内の案件開発の加速化で2年程度短縮し、最短で8年程度を目指す。 b また、2030年までに、60超の地熱施設数を全国で倍増することを目指す。 c これらの目標を実現するために、温泉モニタリングによる温泉事業者の不安材料の払拭、地域と共生できる地熱ポテンシャルの特定、改正地球温暖化対策推進法（令和3年法律第54号）を活用した促進区域の指定などの取組を実施する。	順次検討・結論・措置 順次措置	環境省	・令和3年7月21日に開催された経産省総合資源エネルギー調査会基本政策分科会で示された2030年におけるエネルギー需給の見通し（暫定版）において、2030年の地熱発電の導入目標は、施策・取組を強化することにより現行ミックス水準の達成を目指すこととして、1.5GWと示された。この目標の達成に向けて、経産省は、自然公園を中心とした追加的な地表調査を令和3年、4年度中に完了し、追加で0.5GWを導入することを目指すこととしている。環境省は、これらの状況及び各種課題の克服を前提として、上記の2030年の導入目標の達成に向けて取り組んでいる。 ・また、この目標達成に向け、上記基本政策分科会で示されたエネルギー基本計画案等に記載されているとおり、環境省自らが率先して行動することを定めた「地熱開発加速化プラン」を表明。2030年までに地熱開発のリードタイムの短縮を図ることとし、10年以上かかるところを2年程度短縮して最短8年程度とすることを目指すとともに、2030年までに自然公園を含め現在約60ヶ所ある全国の地熱発電施設数の倍増を目指すこととしている。そのため、調査や開発の円滑な実施に資するよう、自然公園法（昭和32年法律第161号）及び温泉法（昭和23年法律125号）の運用見直し等を実施した。 また、温泉事業者の不安を解消し、円滑な地域調整による案件開発の加速化に資するため、令和4年度から以下の事業を実施している。 ・令和3年度の試行を踏まえた、全国各地での環境省直轄による連続温泉モニタリング装置の運用実証。 ・地熱開発の実施候補地における、適地誘導・環境配慮を促進するための、デジタル技術を活用した自然環境及び景観への影響低減策の検討。 ・地熱開発に係る非掘削型の探査・調査結果に関する各種情報の解析・見える化等に関する手法の検討。	2021年11月に改定されたエネルギー基本計画等に記載されているとおり、2021年4月に表明した「地熱開発加速化プラン」に基づき、改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定の促進、温泉モニタリングなどの科学データの収集・調査や円滑な地域調整を進めることを通じて、最大2年程度のリードタイムの短縮と全国の地熱発電施設数の2030年までの倍増を目指す。	未措置	継続フォロー
令和3年6月18日	グリーン	24	地熱資源等の適切な管理に関する新制度の検討	2050年カーボンニュートラル実現に向けて、有限な温泉・地熱資源の適切な管理に関する新たな制度に関して、現状把握した上で検討する。	令和3年度上期までに現状把握した上で論点を整理、必要に応じて両省合同で検討会を設置し検討	環境省 経済産業省	・2050年カーボンニュートラル実現に向けて有限な温泉・地熱資源の適切な管理に関する制度について、令和3年6月28日に中央環境審議会自然公園・温泉合同小委員会に付議するとともに、より技術的な知見を得るため、地熱専門家を含む有識者や事業者団体等による「地域共生型の地熱利活用に向けた方策等検討会」（経済産業省オブザーバー）を設置し、7月、8月、9月に各1回ずつ開催して論点を整理した。 ・上記論点整理を踏まえ、令和3年9月30日に中央環境審議会自然公園・温泉合同小委員会で審議を行った結果、まずは温泉法の運用見直しや改正温対法の仕組みを最大限活用し、地熱資源の利用促進に努めることとされたことから、同日付けで温泉法の運用に係る技術的助言である「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」を改訂し、都道府県に通知した。 ・地熱開発加速化パッケージ（令和6年11月）のもとに設置された地熱連絡会において、資源エネルギー庁主導で林野庁や環境省等と連携し、理解醸成、掘削リスク、関連規制の許認可などに関するフォローアップ体制を構築した。	措置済み。今後も継続的に、都道府県に通知された内容についてフォローアップするとともに、地熱連絡会等を通じて事業者団体や自治体等から意見も伺いつつ、必要に応じて検討を行う。	措置済	解決
	(6)再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた系統制約の解消									
令和3年6月18日	グリーン	34	ローカル系統や配電系統におけるノンファーム型接続の適用と費用負担	a ローカル系統におけるノンファーム型接続の適用に際しては、平滑化効果の弱さ等から、再生可能エネルギーの出力制御量が大きくなることが課題のため、増強計画の策定や再生可能エネルギーを調整電源化していく取組と一体的に検討を進めることとし、令和6年度で終了する予定のNEDO事業の完了を待たず、ノンファーム型接続の受付開始の前倒しを検討し、速やかに全国展開する。 b 配電系統へのノンファーム型接続の適用拡大については、当面、分散型エネルギーリソースを活用したNEDOの事業プロジェクトにおいて必要となる要素技術等の開発・検証を進め、その結果を踏まえて社会実装に向けた方向性を取りまとめ、速やかな展開を目指す。 c 計画的な形でのローカル系統等の整備が望ましいことなどを踏まえ、ローカル系統等の整備と費用負担・接続の在り方を一体的に検討し、少なくともローカル系統に関しては原則一般負担化する方向で、一定の方向性を取りまとめる。	a.遅くとも令和4年度検討・結論・措置 baの検討・結論も踏まえつつ、遅くとも令和4年度までの検討・結論を目指す、結論を得次第速やかに措置 c：令和3年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a ローカル系統におけるノンファーム型接続については、2023年4月から受付を開始した。 https://www.occto.or.jp/grid/business/documents/NF_setsuzokuriyou_20230414.pdf c 第33回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（令和3年6月3日）において、便益が費用を上回る場合に増強するという増強規律の下で、各一般送配電事業者が策定する増強計画に基づき行われるローカル系統の増強費用については、全額一般負担とする旨を整理。当該整理に基づき、ガイドラインを改定・施行。 b NEDOの事業プロジェクトにおいて、配電系統において分散型エネルギーリソースを活用し、配電用変電所の混雑緩和を可能にするDERフレキシビリティシステムの構築に向けた技術開発を実施しており、令和6年度より栃木県那須塩原市でフィールド実証。 令和7年度から追加でDERフレキシビリティの社会実装および成果の普及展開を実施。	a、c 措置済み b フィールド実証等の結果を受け、フレキシビリティシステム構築に向けた残課題を令和7年度から再検討。 「電源の統合コスト低減に向けた電力システムの柔軟性確保・最適化のための技術開発事業（日本版コネクト＆マネージ2.0）／研究開発項目1 DER等を活用したフレキシビリティ技術開発」事業において令和8年度までDERフレキシビリティの需給・系統運用との連系等を実証し、その結果を踏まえた検討を行う。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和3年6月18日	グリーン	35	送電線利用・出力制御ルールの見直し	a 送電線の利用ルールについては、メリットオーダーを追求していくが、市場主導型（ゾーン制・ノーダル制）への見直しは、システム開発等により一定の時間がかかる。そこで、早期に再生可能エネルギーの出力制御量を減らすため、まずは現行の実需給段階における需給調整方法を踏襲した仕組みにより、メリットオーダーにより混雑処理を行う再給電方式を開始する。 b その後、市場主導型への見直しを検討し、早急な実現を目指す。	a:令和4年措置 b:aの検討・結論・措置を踏まえつつ、令和4年度までに市場主導型への見直しの検討・結論を目指す、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a 調整電源を活用して基幹系統の混雑を解消する再給電方式について、令和4年12月21日から導入済み。また、調整電源以外も含め一定の順序で混雑を解消する再給電方式についても、令和5年12月28日から導入済み。 b 第43回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（令和4年7月13日）において、諸外国の市場主導型に関する検討状況・変遷の調査等を報告・議論。また、検討の本格化に向け、市場主導型への理解を深めている。	a 措置済み b 再給電方式の導入状況や諸外国の状況等を踏まえ、市場主導型への見直しについて検討中。	検討中	継続フォロー
(9)再生可能エネルギー利用に係る需要家の選択肢の拡大										
令和3年6月18日	グリーン	46	電源表示の義務化や放射性廃棄物等に関する明確な電源表示	a 電気事業法（昭和39年法律第170号）の改正が必要となる、電源構成やCO2排出量などの表示の義務付けについては引き続き検討する。 b 電源の情報だけでなく、放射性廃棄物等に関する情報についても需要家や消費者の関心が高まっていることから、同情報についても「電力の小売営業に関する指針（令和3年4月1日）」において開示が望ましい行為と位置付けることについて検討し、速やかに結論を得る。	a:令和5年8月検討・結論・措置 b:令和3年4月から有識者による審議会にて検討開始、令和3年度上期までに結論を得ることを目指し、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a 令和3年4月から有識者による審議会で検討を開始。検討を深めるにあたって、消費者ニーズの実態を基に議論するべく、同年7月に消費者ニーズの調査事業を実施。当該調査の結果、消費者が電気を選択するに際して重視していることは、家計や暮らしへの結びつきが強い電気料金の安さや特典（割引・ポイント等）などであり、環境負荷への関心は現状低い傾向がみられた。また、電気の選択において消費者へ開示される情報の量については、更なる情報の追加を好まない割合が過半を占めていた。こうした実態も踏まえ、同年10月、有識者による審議会にて、直ちに電源構成やCO2排出量などの表示の義務付けは行わないものの、引き続き、消費者のニーズ・関心を注視していく方針が示された。その後も定点観測を行うべくアンケート調査を継続して実施しており、令和8年1月に実施したアンケートにおいても、そのようなニーズ・関心の高まりは見受けられなかった。 b 令和3年4月から有識者による審議会で検討を開始。検討を深めるにあたって、消費者ニーズの実態を基に議論するべく、同年7月に消費者ニーズの調査事業を実施。当該調査の結果、消費者が電気を選択するに際して重視していることは、家計や暮らしへの結びつきが強い電気料金の安さや特典（割引・ポイント等）などであり、環境負荷への関心は現状低い傾向がみられた。また、電気の選択において消費者へ開示される情報の量については、更なる情報の追加を好まない割合が過半を占めていた。こうした実態も踏まえ、同年10月、有識者による審議会にて、直ちに電力の小売営業に関する指針の改定は行わないものの、引き続き、消費者のニーズ・関心を注視していく方針が示された。その後も定点観測を行うべくアンケート調査を継続して実施しており、令和8年1月に実施したアンケートにおいても、そのようなニーズ・関心の高まりは見受けられなかった。	a、b 引き続き、消費者のニーズ・関心を注視していく。	検討中	継続フォロー
令和3年6月18日	グリーン	47	「再エネ価値取引市場」の創設、非ＦＩＴ再生可能エネルギー電源の同市場への統合、電源証明型証書への転換、需要家による再生可能エネルギー価値の直接取引の解禁、現行のＦＩＴ証書の最低価格の引下げ等	a RE100等の再生可能エネルギーへの需要家ニーズの高まりに対応するため、エネルギー供給構造高度化法達成のために創設された「非化石価値取引市場」から、再生可能エネルギー価値の取引機能を切り離し、「再生可能エネルギー証書」として国際的に通用する形で取引できる市場（「再エネ価値取引市場」）を新たに創設する。 b その際には、FIT電源だけでなく、非FIT再生可能エネルギー電源についても、同市場で取引する方策について検討し、速やかに結論を得ることを目指す。 c 事業者が脱炭素化に向けた自らの取組を対外的に示していくためには、電源の種類や産地情報が重要であり、これらの情報が付随した証書（電源証明型）の実現に向けて、関係者との意見交換を行いながら検討し、速やかに結論を得ることを目指す。 d 従来小売電気事業者から電力とセットでしか購入できなかった再生可能エネルギー価値を、「再エネ価値取引市場」を新たに創設して需要家等に開放する措置を検討し、速やかに措置する。 e-1 現行のFIT証書に設定されている最低価格（1.3円/kWh）は、欧米の再生可能エネルギー証書価格よりも大幅に高く、日本企業の再生可能エネルギー証書活用の障害の一つとなっていたため、RE100等の再生可能エネルギー利用への要請を踏まえ、現行のFIT証書に設定されている最低価格の大幅な引下げや撤廃を検討し、速やかに措置する。 e-2 また、今後創設される「再生可能エネルギー証書」についても、FIT電源か否かを問わず、一律に最低価格を設けないことも選択肢として、価格の在り方について検討し、速やかに結論を得ることを目指す。	a:令和3年度上期検討・結論、令和3年11月から試行的実施 b:市場の成熟を図りながら、令和4年度までの検討・結論を目指す c:令和3年度検討・結論 d:令和3年度上期検討・結論、令和3年11月から試行的実施 e-1:令和3年度上期検討・結論、令和3年11月から試行的実施 e-2:令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a RE100等の再エネ電気への需要家ニーズの高まりに対応するため、①需要家の直接購入を可能とし、②価格を引き下げることで、グローバルに通用する形で取引できる再エネ価値取引市場を創設。令和3年11月に第1回オークションを実施。 b aに記載の通り、まずは、需要家も直接購入が可能な市場として、再エネ価値取引市場を切り離し、そこでは、国民負担の下で支えられているFIT電源に由来するFIT証書を取り扱うこととした。一方、非FIT電源由来の非FIT証書に関しては、小売電気事業者が高度化法の義務を達成するための市場で取引されることとなった。なお、高度化法義務達成市場へは、小売電気事業者のみ参加可能であるが、現在、一定の条件を満たす非FIT証書については、需要家も、相対取引を通じて、直接取得することが可能となっている。 c トラッキングの電源証明化に向けた具体的な措置自体は結論付けていないが、検討を進める方針としている。 d aに記載の通り令和3年11月から試行的取引開始済。 e-1 再エネ価値取引市場の最低価格を1.3円/kWhから0.3円kWhに大幅引き下げ。令和3年11月から試行的取引開始したが、事業者へのヒアリングも実施した上で、2023年度のオークションより再エネ価値取引市場における最低価格を0.4円/kWhに引き上げた。 e-2 FIT証書については、足元では証書の供給力が需要を大幅に上回ると見込まれるため、需給がバランスするまでの当面の措置として最低価格を設置した。 なお、非FIT証書については、2021年11月に最低価格を1.3円/kWhから0.6円/kWhに引き下げた。	a 令和3年11月以降本格運用。 b 現時点で、再エネ価値取引市場において、非FIT証書の取引を可能とするような具体的な検討は予定していないが、市場のあり方については、今後も、必要に応じて検討を深めていく。 c 現時点で、具体的な検討は予定していないが、グローバルなルールやイニシアティブにおける議論の状況を注視しながら、時機を逸することなく、必要に応じて検討を深めていく。 d、aに記載の通り、令和3年11月以降本格運用。 e-1 令和8年3月の制度検討作業部会において、FIT証書を安価に調達できることで、PPAのインセンティブを阻害する要因となっているという指摘や、非FIT証書の環境価値を需要家に対して訴求しづらくなっているという指摘を踏まえて、今後、段階的な下限価格の見直しや、上限価格の是非などについて検討することとした。27年度オークションより再エネ価値取引市場における最低価格を0.6円/kWhに引き上げることを基本とし、また、2028年度以降も非FIT証書市場の下限価格の水準と合わせることを基本とした。FIT証書市場の上限価格は、高度化法の中間評価における「代替手段」のあり方について検討を行ったうえで、第3フェーズ中に撤廃することとした。 e-2 FIT証書についてはe-1に記載の通り。非FIT証書についても、同作業部会において、GX-ETSによる火力発電の燃料転換や効率改善へのインセンティブの水準とのバランスや足下の物価状況などを踏まえつつ、下限価格のあり方を検討することとされ、2028年度の非FIT証書市場の下限価格については、0.8円/kWhとすることとした。なお、上限価格については、実質的に小売電気事業者の高度化法義務対応の負担の上限となっていることから、高度化法の中間目標値の第3フェーズにおいては、現在の水準を維持することとした。	検討中	継続フォロー
(14)水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制・制度の在り方										
令和3年6月18日	グリーン	75	既存ダムを最大限活用するための施策の推進	a 治水と利水を両立しつつ、既存ダムの容量の有効利用を促進するため、利水関係者や流域の関係者と調整しながら、気象予測を活用したダム運用の改善について、個別河川ごとにロードマップを作成し、取組を加速する。 b 平時の治水の利水利用（特に発電）への協力を推奨する旨の通知を河川管理者宛に発出し、発電利用を促進する。 c 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムにおいては、個別河川ごとに検討を行った上で、治水に支障を及ぼさない範囲で、洪水調節容量の一部に貯水を行い、非洪水期において、貯留した水を水力発電しながら放流することを、より推進する。 d 発電増強の観点も十分踏まえ、ダムの嵩上げや発電施設の改築等を含むダム再生事業を引き続き進める。	a:速やかに個別で検討し順次措置 b：令和3年上期措置 c:令和3年非洪水期から順次措置 d:順次措置	国土交通省	a 国土交通省が所管する治水等多目的ダム全体のロードマップを作成し、69ダムで検討し、その内61ダムにおいて試行体制を構築した。 b 平時の治水の利水活用（特に発電）への協力について、令和3年6月29日に通知を発出済み。 c 国土交通省及び水資源機構が管理する20の治水等多目的ダムで検討し、その内10ダムにおいて試行体制を構築し、水力発電に資する運用を推進した。 d 治水の観点だけでなく、発電増強の観点も十分踏まえて、ダムの嵩上げ等の事業を推進しているところ。	a 順次試行ダム数を拡大する予定。 b 措置済み c 順次試行ダム数を拡大する予定。 d 更なる事業化に向けて、実現可能性、投資効率性が確認されたものから、利水者等と調整し、順次実施。	措置済	継続フォロー
令和3年6月18日	グリーン	76	長時間アンサンブル降雨予測技術を用いた更なるダムの運用改善	a 事前放流の更なる拡大や、発電に利用できるようできるだけ緩やかに事前放流することによる増電が期待される長時間アンサンブル降雨予測技術について、国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムにおいて順次実装する。 b 新たな降雨予測技術を活用したダムの運用改善についての基本的事項を定めたマニュアル等を整備する。	a:令和5年度から順次措置 b:令和4年度措置	国土交通省	a SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）で技術の開発を行っている研究者と順次実装にむけて意見交換し、国土交通省及び水資源機構が管理するダムのうち実施可能なダムにおいて実装した。また、BRIDGE（研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム）の取組において、長時間アンサンブル降雨予測を活用したダム高度運用の社会実装に向けた技術研究を実施。 b 新たな降雨予測技術を活用したダムの運用改善について、基本的事項を記載した文書を作成し、令和5年3月に地方機関に対して通知。	a 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムにおいて、引き続き実装を拡大。 b 通知に基づき、各ダムにおいて運用に関するルールを作成。	措置済	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和3年6月18日	グリーン	77	発電利用されていない既存ダムへの発電機の設置の促進	a 自治体が管理するダムを含めた国土交通省が所管するダムで、発電利用されていないダムの状況を把握する（利水用の放流を活用した発電の状況を含む。）。 b 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダム(128ダム)のうち、発電に未利用の河川維持放流を活用した自家用小水力発電を導入していない8ダムにおいて、必要に応じて民間資金の活用等も検討しつつ、可能な限り自家用水力発電を導入する。	a.令和3年7月措置 b.速やかに個別で検討し順次措置	国土交通省	a 国土交通省、水資源機構及び自治体が管理する治水等多目的ダムで、発電利用されていないダムの状況（利水用の放流を活用した発電の状況を含む。）を7月までに把握した。 b 既設ダムへの発電施設の新増設を行う事業について、令和6年6月に「事業者公募の手引き及び公募要領」を取りまとめ、国土交通省管理の3つのダム（湯西川ダム、尾原ダム、野村ダム）で民間事業者等からの意見徴収や公募手続きを実施し、事業候補者を特定。	a、b 措置済み 3つのダム（湯西川ダム、尾原ダム、野村ダム）について、基本協定の締結に向けた調整を実施。	措置済	継続フォロー
雇用・教育等										
(3)労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃										
令和3年6月18日	雇用・教育等	2	労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃	a 厚生労働省は、長時間労働等が認められる労働者に対し行う医師による面接指導について、コロナ禍で対面指導に制約があるや、非対面の面接指導を促進する観点から、「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8第1項及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による面接指導の実施について」（平成27年9月15日厚生労働省労働基準局長通達）における対面を原則とする記述を削除し、中立的な記述となるよう見直す。あわせて、情報通信機器を用いて面接指導を行う場合には面接指導を行う医師について産業医である必要があるなど一定の要件が課されているが、一定の要件のうちいずれかに該当することが望ましい旨の記載とし、事実上要件を撤廃する。 b 厚生労働省は、健康保険法（大正11年法律第17号）に基づき事業主が健康保険組合に提出する被保険者資格取得届等の書類について、押印を撤廃するべく省令改正を行う。また、「健康保険被扶養者異動届」など民間法人である健康保険組合において様式を定める書類についても押印を求めないよう要請する。 c 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）により、労働者等への通知及び労働者からの異議申出については書面で行う必要がある。この点について、厚生労働省は、労使間で連絡等に電子メール等を利用している場合があること考慮して労使双方にとって負担のない方法で実施できるよう配慮しながら、相手方に確実に到達する方法で提供するとともに事後に紛争が生じて労働者の地位が不安定になることを防止するという法の趣旨を踏まえ、電子化を可能とすることに向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。 d 労働基準関係法令は、「事業場単位」で個々の労働者の就労状況を踏まえ適用するとされているところ、例えば、事業場間での配置転換に際し事業場単位での労働時間を通算しなくてもよいとされていることなど従来の「事業場単位」の考え方では必ずしも適切といえない点があると考えられる。また、就業規則や36協定についても、多くの企業が、事業場からの意見を聞きつつ本社主導で管理を行っている実態にあるとの意見もある。 厚生労働省は、以上のような観点にも留意しつつ、労働基準関係法令において「事業場単位」で適用される制度や行政手続の在り方について、職場環境の変化や就労の実態を踏まえてより適切なものとなるよう、「事業場単位」の妥当性も含めて、現在の労働基準関係法令の施行の状況の実態の把握を行いつつ、中長期的な課題として検討する。 e 労働安全衛生法の規定に基づく特別教育の実施に当たり、「インターネット等を介したeラーニングにより行われる特別教育の当面の考え方等について」では、例えば、動画再生やPCの操作記録等に基づき事業者等が受講状況を確認する場合やWEB会議ツールを用い、リアルタイムで講師が受講状況を確認しながら教育を行う等の措置をとる場合等には監視者の配置や受講時間の特定を求めるものではないことが必ずしも明らかとなっていない。 厚生労働省は、受講状況の確認と各特別教育規程で定める教育時間以上の教育が行われたことが担保できれば、以上の例のようなeラーニングを行うことができることを明らかにし、具体的な措置のモデルケースを提示しつつ、通知などの措置により周知する。	a,b,e.措置済み c.令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 d.継続して検討	厚生労働省	a オンラインにより面接指導を実施する場合には、対面で実施する場合と比べて、労働者の様子を観察することで得られる情報が限られるため、面接を実施した医師が、オンラインによっても必要な指導や就業上の措置に関する判断を適切に実施することができるよう、オンラインの面接指導の実施要件について、労使や専門家の方々の意見を聴き、検討を行い、令和2年11月19日付けで当該通達を以下のとおり改正した。 ①通達中の「原則として直接対面によって行うことが望ましい」という記載及び「一方、情報通信機器を用いて面接指導を行った場合も、労働者の心身の状況を把握し、必要な指導を行うことができる状況で実施するのであれば、直ちに法違反となるものではない。」という対面を原則とする記載を削除した。 ②情報通信機器を用いて面接指導を行う場合には面接指導を行う医師については、一定の要件のうちいずれかに該当することを求めていたが、該当することが望ましい旨の記載に変更した。 b 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）及び押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第397号）が令和2年12月25日に公布等され、厚生労働省が所管する省令及び告示により定められた手続きであって、国民や事業者等に対して押印を求めているものについて、押印を原則不要とすることとした。 また、同日付けで「保険者が定める届出様式における押印の廃止について（要請）（令和2年12月25日付け厚生労働省保険局保険課長通知）」を発出し、健康保険被扶養者異動届等の保険者が定める届出様式についても、押印を不要とする取扱いとするよう保険者等に対して見直しを要請した。 c 令和4年度において、労使からのヒアリングを実施し、そのヒアリング実施状況については、令和5年8月の労働政策審議会に報告を行っており、引き続き、労使双方にとって負担がなく、また相手方に確実に到達するとともに労働紛争の防止に資するといった法の趣旨を踏まえた方法による電子化が可能となるよう、労使の意見も踏まえながら課題の整理を行い、具体的な対応案を検討している。 d 「事業場単位」となっている労働基準関係法令に基づく手続のうち、一年単位の変形労働時間制に関する協定届について、新たに令和5年2月27日から本社一括届出を可能としたほか、令和6年2月23日から一箇月単位の変形労働時間制に関する協定届等6手続について本社一括届出を可能とした。 また、学識者を参集して開催した「労働基準関係法制研究会」において、労働基準法の適用単位も含めて検討し、令和7年1月に報告書をとりまとめた。 e 令和3年1月25日付けで発出した通達「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」により、eラーニングで実施する特別教育の教育時間が各特別教育規程で定める教育時間以上であること等を担保するための具体的な確認方法として、動画教材の再生記録、パソコンの操作記録等に基づき、教育を実施する者が受講状況を確認すること等を示す等、特別教育をeラーニングで実施するための条件等を明らかにした。	a 引き続き、改正内容の周知に努めてまいりたい。 b 措置済み c 電子化を可能とすることに向けて、労働政策審議会において必要な審議を行い、労使の合意が得られ次第、速やかに措置できるよう引き続き検討を進める。 d 措置済み e 引き続き、改正内容の周知に努めてまいりたい。	検討中	継続フォロー
(5)デジタル時代の日本を支えるイノベーション人材育成の環境整備										
令和3年6月18日	雇用・教育等	7	デジタル時代を踏まえた高校設置基準等の見直し	a デジタル技術の進歩と活用により、各高校がより多様な教育を提供することが可能となったことを踏まえ、全日制・定時制と通信制のそれぞれの長所を生かしながら、教育現場の独自性が活かされるようにすべきである。このような観点から、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）に定める施設・設備要件については、より柔軟な対応が可能となるようにすべきである。全日制・定時制・通信制それぞれの設置基準についても、教育現場における創意工夫が最大限生かされ、質の高い教育が実現できるよう、柔軟なものに見直していく必要がある。したがって、「校舎の面積」（「高等学校設置基準」第13条、「高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）」第8条）、「運動場の面積」（「同基準」第14条）、「校舎に備えるべき施設」（「同基準」第15条、「同規程」第9条）、「その他の施設（体育館）」（「同基準」第16条）について、各要件の根拠を明確にするとともに、今の時代に即した抜本的な見直しを行う。 b ICTの活用等により、生徒それぞれが苦手分野の克服や、より高次な学習内容を修得することが可能となる中で、各学校において、生徒の習熟度等を考慮し、特に必要がある場合には、学習指導要領で設定されている標準単位数に縛られず、単位数を増減できること、及び学習指導要領において示している内容に関する事項は取り扱わなければならないとした上で、学校において特に必要がある場合は、後に履修する科目の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することが可能である旨は、「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料（令和3年3月）」において公表されているが、現場への確実な浸透が図られるよう周知する。 c オンライン授業は、プログラミングなど日々のアップデートが必要な教科について、外部の専門家の最先端の授業を受講することを可能とするだけでなく、担任教師はその時間を個々の生徒のフォローや教務に充てることができるなど、多くのメリットがある。オンライン授業の活用について学校現場の裁量が広がったことを踏まえ、教育現場において教育の質を高める多様な取組が実施されるよう、さらには教師がオンライン授業を活用するためのICT等の知識習得やオンライン授業の具体的活用方法を示すなどソフト面も含めた支援を行うことにより、必要な環境整備を実施する。同時に、新型コロナウイルス感染症対策として臨時休業中に行われたものも含む遠隔・オンライン教育等、ICTを活用した学びの成果や課題について、今後適切に検証を進め、その結果も踏まえた目標設定を行う等ICTの効果的な活用に向けた取組を推進する。 d 指導要録は、在籍生徒一人一人について、①学籍に関する記録、②指導に関する記録をまとめたもので、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に基づき、各学校において保存義務が定められている（①は20年、②は5年）。現行制度においても、指導要録の作成、保存、送付を情報通信技術を活用して行うことは可能であり、校務支援システムにおける指導要録のデータ項目の標準化も既に行われているところであるが、校務の情報化・標準化を進める観点からも、このような校務支援システムの導入等により、指導要録の電子化をより一層促す。	a.令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b.c.d:令和3年度措置	文部科学省	a 高等学校教育について、教育現場の独自性を活かし、各学校等の創意工夫による特色化・魅力化や質の高い教育が実現されるよう、高等学校設置基準等を一部改正し、スクール・ポリシーの策定に関する規定の策定や普通教育を主とする学科の弾力化を行った。また、学校間連携や定通併修の対象を拡大し、高等学校等の全日制の課程及び定時制の課程に在籍する生徒が、自校又は他校の通信制の課程において開設される科目等を履修することが可能であることを明確化した。校舎や運動場の面積、校舎に備えるべき施設等に関する高校設置基準の見直しについては「特別の事情があり、かつ教育上支障がない」場合にはその要件が緩和されるなど柔軟な制度となっているが、今後とも必要に応じて制度の見直しを行っていく。 b 「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料（令和3年3月）」について、各都道府県・指定都市の指導主事等を対象とした会議等において周知を行った。 c 1人1台端末の活用促進に向けて、文部科学省特設ウェブサイト「StuDX Style」において、端末の活用方法に関する優良事例を収集・紹介している。 また、各学校における臨時休業中でのICTを活用した学習指導の推進に向けて、留意事項や取組事例の周知等を行い、オンライン等のICT環境の活用を促進。 「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査」（令和4年3月18日に公表）において、全国の約84%の学校でICTを活用した学習指導が行われており、うち、約70%の学校で同時双方向型のウェブ会議システムが活用されていたことが明らかになった。 さらに、令和4年度より、新しい高等学校学習指導要領が実施され、高等学校情報科において全ての生徒がプログラミング、データベースなどの基礎を学習することになることを踏まえ、指導体制の充実に向けてオンラインの活用を含む複数校指導や外部人材の活用の推進に関する手引きを公表。 d 「全国の学校における働き方改革事例集」に、校務支援システムの導入により指導要録の電子化に取り組んでいる自治体の事例を掲載するとともに、令和4年2月25日付け事務連絡において、各学校の設置者等に対して、指導要録の電子化に当たっての基本的な考え方とあわせて周知を行った。	a 令和4年度からの制度の施行を踏まえ、引き続き、関係制度の周知に努めるとともに、今後とも必要に応じて制度の見直しを行っていく。 b 引き続き、学習指導要領の着実な実施に向けて必要な周知を行う。 c 特設ウェブサイト「StuDX Style」の事例を引き続き充実していくとともに、1人1台端末等のICT環境の活用に関する方針（令和4年3月3日付 初等中等教育局長通知）等の周知を行い、オンラインを含めた1人1台端末等の学校ICT環境のさらなる活用促進を図っていく。 また、オンラインの活用等による高等学校情報科の指導体制の充実に向けて、複数校指導や外部人材の活用に関する手引きの周知を図るとともに、文部科学省特設ページにおいて、児童生徒も利用できる教材や教員研修資料等のコンテンツを充実する。 さらに、全国学力・学習状況調査において実施するICTの活用頻度等の調査結果を踏まえながら、より効果的な活用に向けた取組を検討する。 d 引き続き、指導要録の電子化に関して必要な周知を行う。	未措置	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和3年6月18日	雇用・教育等	8	教員資格制度に係る規制・制度の見直し	a 教師の「質」と「量」にはトレードオフの関係があるとの指摘もある中、教師の「質」について早急に議論を行い、分かりやすい形で示されるよう、結論を出す。また、これに伴い、現在の教員免許制度や免許更新制が教師の質を高めているのかについて検証を行い、教師としての人材育成・評価の観点も踏まえつつ、必要に応じて見直す。 b 多様な外部人材を教師として登用する際の「特別免許状」について、その数はいまだ年間200件程度にとどまっている。特別免許状制度の利用を促進するため、手続面での見直しを行うとともに、要件の見直しを行う。 具体的には、特別免許状の授与に係る指針を改訂し、 ・通年の申請を可能とし、取得までの時間を短縮できるよう都道府県教育委員会に対して要請 ・特別免許状取得者が教員数の2割を超えるときの3年以上の勤務経験要件の廃止 ・教育委員会ごとの審査基準が不明確であることを踏まえ、基準の明確化・透明化などの取組を行う。 c 更なる外部人材の登用を進めるためには、一定の能力・経験を有する社会人経験者が円滑に教員免許状を取得できるよう、大学における教職課程の履修を通じた教員免許状の取得に限定されない、特別免許状を活用した仕組みを検討する。具体的には、都道府県教育委員会が、能力・経験の基準を明確に定めるとともに、域内の学校長の推薦を待つだけでなく、教育現場の実情を踏まえた都道府県教育委員会のイニシアティブにより特別免許状が授与されるようにする。 d 企業におけるインターンシップのような仕組みによる質の確保、学校外でのマネジメント経験を考慮した管理職としての登用など、社会人を教育現場に柔軟に登用するための具体案を明確に示す。 e 社会人登用に必要な採用プラットフォームを整備するなど、運用面でも社会人登用が進むよう環境整備を行う。 f 学校現場に関わりたいと考えている社会人等が、どのような関わり方ができるのか、また、その実現のためには、どのような手続・要件を経ていく必要があるのか、実情を把握し、教師のサポート役や生徒・学生の支援など多様な形での関わり方があることを前提に、多様な人材を積極的に呼び込み・活用する。	a,c,d,e,f:令和4年度までに検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b:令和3年度措置	文部科学省	a 令和4年12月19日に中央教育審議会において答申「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」が取りまとめられ、教師に求められる資質能力が①教職に必要な素養②学習指導③生徒指導④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応⑤ICTや情報・教育データの利活用の5項目に再整理された。この5項目については、中央教育審議会における議論を踏まえ令和4年8月31日に策定した「教師の資質向上に関する指針（文部科学大臣告示）」にも盛り込んだところ。 教員免許更新制については令和3年11月に中央教育審議会から提言された「審議まとめ」を踏まえ、令和4年通常国会において法改正が行われ、これまでの更新講習を継承しつつ教師の個別最適で協働的な学びを充実する新たな研修制度へと発展的に解消された。これを受け、教師の新たな研修制度が実質的なものとなるよう、国において「研修受講履歴記録システム」及び教育委員会や大学等が提供する研修を一元的に収集・整理・提供する「教員研修プラットフォーム」の一体化した「全国教員研修プラットフォーム」を構築し令和6年4月から運用を開始した。 b ・令和3年5月に「特別免許状の授与及び活用等に関する指針」の改訂を行い、都道府県教育委員会に対し、特別免許状の授与が進むよう審査基準や手続の緩和を示した。具体的には、特別免許状取得者が教員数の2割を超えるときの3年以上の勤務経験要件を廃止し、また、できるだけ迅速な手続きが可能となるよう改善を図ることや審査基準を明確化・透明化すること等を示した。 ・上記指針に即した取組が確実に行われるよう促すことで積極的な授与が進むよう令和4年3月に通知を発出。 ・これらの取組の結果、令和5年度の特別免許状授与件数は611件（延べ3,385件）となるなど、令和4年度（500件）と比べ大幅に増加した。 ・令和6年5月に「特別免許状の授与及び活用等に関する指針」を改訂し、特別免許状の授与を希望する者の予見可能性を高める観点から、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の審査基準を明確化し、任命権者等に限らず、学校現場や一般向けに広く周知する等手続の透明化を図っていくことに加え、教科の内容の全てにおいて自身の専門分野と同水準の専門性を有することまでは要しないことや、指導方法や技術について、授与の前段階で普通免許状との同等性を過度に重視しすぎないこと等について明記し、各都道府県教育委員会に対し、本指針を踏まえた授与基準・運用等の見直しや、特別免許状の積極的な授与を促した。 c ・令和6年5月に「特別免許状の授与及び活用等に関する指針」を改訂し、特別免許状の授与を希望する者の予見可能性を高める観点から、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の審査基準を明確化し、任命権者等に限らず、学校現場や一般向けに広く周知する等手続の透明化を図っていくことや、各自治体において、特別免許状の授与を前提とした採用選考の積極的な実施を検討すること等について明記し、各都道府県教育委員会に対し、本指針を踏まえた授与基準・運用等の見直しや、特別免許状の積極的な授与を促した。 ・特別免許状を活用した採用選考に関する各都道府県・指定都市教育委員会の窓口一覧を新たに作成し、文部科学省ホームページ上で公開した。 d 令和4年12月に中央教育審議会において答申「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」が取りまとめられ、学校を取り巻くあらゆる課題に対応するためには、民間企業等の勤務経験者も教職員集団に取り込み、多様な専門性を有する教職員集団を形成し、組織のレジリエンスを高めることが重要であることが指摘されるとともに、その実現のために、民間企業における採用活動も参考にしつつ、多面的な教員採用選考の実施を促すことや、特別免許状の活用を一層促進すること、社会人等の教育現場への円滑な入職に資する研修を実施すべきであること等が提言された。 これを踏まえ、令和5年1月に文部科学省から各教育委員会に対し、教師の採用に関し、人物重視の採用選考を実施すること等について通知を発出した。 さらに、独立行政法人教職員支援機構等において、社会人等が円滑に入職することに資する研修動画の作成を行い公開するとともに、各教育委員会における活用を促した。 e 令和4年12月に中央教育審議会において答申「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」が取りまとめられ、学校を取り巻くあらゆる課題に対応するためには、民間企業等の勤務経験者も教職員集団に取り込み、多様な専門性を有する教職員集団を形成し、組織のレジリエンスを高めることが重要であることや、社会人等の教育現場への円滑な入職に資する研修を実施すべきであること等が提言された。これを踏まえ、教師を目指す学生・社会人への情報発信を支援するため、文部科学省において令和5年3月に、教育人材に係る全国各地の情報を一覧できる機能を備えた「教育人材総合支援ポータルサイト」を開設し、広く関係者へ活用を促した。 さらに、独立行政法人教職員支援機構等において、社会人等が円滑に入職することに資する研修動画の作成を行い公開するとともに、各教育委員会における活用を促した。 f 令和4年12月に中央教育審議会において答申「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」が取りまとめられ、学校を取り巻くあらゆる課題に対応するためには、民間企業等の勤務経験者も教職員集団に取り込み、多様な専門性を有する教職員集団を形成し、組織のレジリエンスを高めることが重要であることが指摘された。 これを踏まえ、学校現場に関わりたいと考えている学生・社会人への情報発信を支援するため、文部科学省において令和5年3月に、教育人材に係る全国各地の情報を一覧できる機能を備えた「教育人材総合支援ポータルサイト」を開設し、広く関係者に活用を促した。	a 全国教員研修プラットフォームに掲載するオンデマンド研修の充実を図る。 b 「特別免許状の授与及び活用等に関する指針」の改訂も踏まえ、都道府県教育委員会における積極的な特別免許状等の活用による外部専門人材の活用を促進する。 c 「特別免許状の授与及び活用等に関する指針」の改訂も踏まえ、都道府県教育委員会における積極的な特別免許状等の活用による外部専門人材の活用を促進する。 d 各教育委員会における多面的な教員採用選考や、社会人等の円滑な入職に資する研修の実施を一層促すとともに、特別免許状の活用促進方策の検討を進める。また、令和6年度実施の教員資格認定試験から、平成16年度から休止していた高校学校（情報）教員資格認定試験を再開するとともに、小学校教員資格認定試験について、他校種の普通免許状を有し、3年間の学校等での勤務経験を有する者に対し、一部試験科目免除を実施する。 e 「教育人材総合支援ポータルサイト」を定期的にアップデートし、各教育委員会の採用PR、教員採用選考や講師等募集に関する情報発信を行う。 また、国において作成した動画コンテンツの利用を含め、各教育委員会における社会人等の円滑な入職に資する研修の実施を一層促す。 f 「教育人材総合支援ポータルサイト」を定期的にアップデートし、各教育委員会の採用PR、教員採用選考や講師等募集に関する情報発信を行う。	措置済	解決

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
(6)オンライン教育等に係る規制・制度の見直し										
令和3年6月18日	雇用・教育等	9	オンラインを活用し、教師等がより児童生徒等に寄り添う質の高い教育の実現	a 新型コロナウイルス感染症対策として臨時休業期間中に行われたものも含む遠隔・オンライン教育等、ICTを活用した学びの成果や課題について、今後適切に検証を進め、その検証結果も踏まえた目標設定を行う等、ICTの効果的な活用に向けた取組を推進する。 b 教師が、オンラインを活用した授業を行うに当たって、同時双方向、オンデマンド動画、デジタル教材等をハイブリッドに活用し、学校現場での児童生徒等の状況に応じ、より質の高い教育を行うために最適な対応が取れるようにする。 具体的には、 ・教師が、学習の遅れの見られる児童生徒にはより重点的に指導を行ったり、学習進度の早い児童生徒には主体的に発展的な学習に取り組む機会を提供したりすること、 ・外国語に関する学習において、デジタル教材の活用や、外部人材や海外の児童生徒とオンラインを活用したコミュニケーションを図ることを通して指導したり、プログラミングに関する学習において、外部の専門家と連携して指導したりすること、 など、オンラインを活用した授業の好事例を示し、学校現場の創意工夫の下、児童生徒に寄り添った質の高い教育が行われるよう、学校現場を後押しする。その際、教育現場の創意工夫が阻害されないよう注意しながら、学校において、質の高い教育と児童生徒の安全・安心が保障されるよう確認しながら取組を進める。 c 各学校がその地域における強みを活かすとともに、オンラインを活用して国内外の社会的・文化的な教育資源を十分に活用した教育を展開できるよう、全国どの地域に住んでいても、充実した学習コンテンツを活用できる環境整備に取り組む。 d 学校で学びたくても学べない不登校児童生徒や病気療養児について、自宅や病室等で行うオンラインを活用した学習（同時双方向での授業配信やオンデマンド動画等を活用した学習）を一層円滑に行うことができるよう、一人一台端末の活用を進める。また、一定の要件の下、出席扱いとし、学習の成果を評価に反映できることについて、学校現場に対し、引き続き周知を図る。 e 高等学校において、同時双方向によるオンラインを活用した授業で取得できる単位数上限について、単位取得のために必要な授業数の半数を超えない範囲でオンラインを活用した授業をした場合等には、単位数上限に加算しないよう算定方法を弾力化し、教師による対面指導とオンラインを活用した指導を融合させた柔軟な授業方法を可能とする。 f 離島・中山間地域等に居住する生徒であっても、生徒自らの進路希望に応じて、他校の通信課程の科目を受講することで、多様な科目を学ぶことなどができるよう、高等学校段階における全日制・定時制と通信制とのハイブリッドの取扱いを推進する。 g 通学制の大学におけるオンラインを活用した授業により取得できる単位数上限について、単位取得のために必要な授業数の半数を超えない範囲でオンラインを活用した授業をした場合等には、単位数上限に加算しないことを明確化する。また、通信制の大学においては、オンラインを活用した授業のみで上限なく全ての単位を取得できることも併せて周知を図る。あわせて、例えば、オンライン教育の活用による留学を促進する観点から、日本人学生が海外に滞在しながら、また、外国人学生が自国にいながら日本の大学の授業を受ける場合、通学制の大学においても、海外からのオンラインを活用した授業と日本での対面授業の柔軟な組み合わせによる教育が可能であることなどの周知を図る。同時に、通学制の大学は、学生がキャンパスに来て学ぶことを前提とした学校であり、各大学は、学生に寄り添い、学生が安心し、十分納得した形で学修できるように対応することが重要である旨を併せて周知する。 h 教育の質保証の観点も含めて、デジタル化時代に即したものとなるよう、大学設置基準、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）の見直しについて、令和4年度からの実施を念頭に、結論を得る。	a～d:令和3年度措置 e,f,g:措置済み h:令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	文部科学省	a 遠隔・オンライン教育等、ICTを活用した学びの検証のため、内閣府と文部科学省が連携し、「GIGAスクール構想のエビデンス整備に関する研究会」を設置し、令和3年7月から令和6年3月にかけて定量的な効果検証に取り組んだ。また、非常時の学習指導等に関する具体的な取組状況を把握するため、令和4年8月に調査を実施し、全国の小学校の87.8%、中学校の87.0%で同時双方向型のウェブ会議システムが非常時の持ち帰り学習に向けて準備されているという結果を得た。この調査結果を踏まえて令和5年3月に事務連絡を発出し、持ち帰り学習の充実に向けた方策に取り組むよう各都道府県及び指定都市教育委員会に要請。 b、c ICT環境については、令和7年1月に「令和7年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を策定するとともに、整備方針を踏まえた「学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）」を策定したところであり、その趣旨の周知を図った。GIGAスクール構想により整備された1人1台端末については、都道府県に基金を造成し、令和6年度からの5年程度かけて、都道府県を中心とした共同調達により計画的・効率的な端末更新を進めることとしている。 1人1台端末の活用促進に向けて、文部科学省特設ウェブサイト「StuDX Style」において、端末の活用方法に関する優良事例を収集・紹介している。 また、各学校における臨時休業中でのICTを活用した学習指導の推進に向けて、留意事項や取組事例の周知等を行い、オンライン等のICT環境の活用促進を実施。 「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査」（令和4年3月18日に公表）において、全国の約84%の学校でICTを活用した学習指導が行われており、そのうち約70%の学校で同時双方向型のウェブ会議システムが活用されていたことが明らかになった。 さらに、令和4年度より、新しい高等学校学習指導要領が実施され、高等学校情報科において全ての生徒がプログラミング、データベースなどの基礎を学習することとなることを踏まえ、指導体制の充実に向けてオンラインの活用を含む複数校指導や外部人材の活用に関する手引きを公表。 d 不登校児童生徒がICTを活用した学習活動を行った場合、一定の要件の下、出席扱いとし、学習の成果を評価に反映できることについて、政策説明の場において引き続き周知を図った。また、病気療養児に対するオンラインを活用した学習について、リアルタイムで授業を配信する同時双方向型の授業配信を原則としつつ、事前に録画した動画を視聴するオンデマンド型の授業配信についても実施を可能とする制度改正を実施するとともに、令和5、6年度においてオンデマンド型の授業の効果的な実施方法や活用方法等の調査研究を実施し、調査研究事業連絡協議会において、教育委員会や学校等に対し、制度や取組事例の周知を行った。 e 高等学校において、同時双方向によるオンラインを活用した授業で取得できる上限単位数について、単位数算定の弾力化を行った。具体的には、遠隔授業を活用して修得する単位のうち、主として対面により授業を実施するものは、36単位までとされる単位数の算定に含める必要はないこととし、卒業までの全ての授業の中で、その一部に遠隔授業を取り入れることを可能とした。 f 学校間連携の対象を拡大し、高等学校等の全日制の課程及び定時制の課程に在籍する生徒が、自校又は他校の通信制の課程において開設される科目等を履修することが可能であることを明確化した。また、離島・中山間地域等に立地する小規模高等学校の教育環境改善のため、複数の高等学校の教育課程の共通化・相互互換やICTの最大限の活用により、生徒の進路希望に対応した多様な教科・科目の開設や習熟度別指導を実現する事業を実施している。 g 「大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）」（令和3年4月2日付け3文科高第9号文部科学省高等教育局長通知）及び「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について」（令和3年5月14日付け文部科学省高等教育局大学振興課事務連絡）において、大学等における遠隔授業の実施に当たり、60単位の上限への算入に関する考え方の明確化等について周知した。 h 大学設置基準等も含めた大学の質保証システムの見直しに向けて、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会において検討が行われ、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）が取りまとめられた。同審議まとめにおいて、大学設置基準、大学通信教育設置基準の見直しについて提言されたことを踏まえ、令和4年9月に大学設置基準、大学通信教育設置基準等の改正を行った（令和4年10月1日施行）。	a 「GIGAスクール構想のエビデンス整備に関する研究会」での議論・分析も踏まえ、ICTの更なる効果的な活用に向けた取組を推進していく。 b、c 引き続き、GIGAスクール構想の推進を図るよう、必要な取組を行っていくほか、特設ウェブサイト「StuDX Style」の事例を引き続き充実していくとともに、1人1台端末等のICT環境の活用に関する方針（令和4年3月3日付 初等中等教育局長通知）等の周知を行い、オンラインを含めた1人1台端末等の学校ICT環境のさらなる活用促進を図っていく。 また、オンラインの活用等による高等学校情報科の指導体制の充実に向けて、複数校指導や外部人材の活用に関する手引きの周知を図るとともに、文部科学省特設ページにおいて、生徒も利用できる教材や教員研修資料等のコンテンツを充実する。 d 引き続き、政策説明の場等を通じて制度の周知を図る。 e 令和2年度措置済み。 f 引き続き、関係制度の周知に努めるとともに、離島・中山間等に立地する小規模高等学校等を含め生徒の多様な学習ニーズ等に対応した教育環境の改善に向けた支援を実施する。 g 措置済み h 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会審議まとめ（令和4年3月18日）を踏まえた大学設置基準等の改正について、引き続きその趣旨・内容等に係る周知等を行う。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）										
成長戦略分野										
(4)データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化										
令和2年7月17日	成長戦略分野	5	交通分野におけるデータ活用の促進	a　MaaS関連データ検討会にて取りまとめた「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」の実効性を担保するため、利用者の利便性向上のためのデータの整備、連携について、各交通分野における制度整備を含め必要な措置を検討する。その際に各交通モードの垣根を越えたデータ連携やMaaSプラットフォーマー、MaaSを提供する者からのフィードバックを促すような仕組みの導入についても検討を行う。 b　令和2年通常国会で改正法が成立した地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の基本方針等において、データ整備、連携の重要性及び必要性について言及し、交通分野におけるデータ活用の意義を明示するとともに、改正法における新モビリティサービス事業の制度を効果的に活用する。 c　データ整備、連携の機運を高めるとともに「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」について、交通事業者のみならず、地方公共団体や関係者等に対して広く、周知徹底を図り、ガイドラインを適切に実行するためのスキルやノウハウ向上に努める。また、MaaSについては予約、決済等の個人情報や位置情報を含む情報も含まれるところ、今後の個人情報や位置情報の活用も見据え、1年程度を目安に定期的にガイドラインを更新する仕組みを導入し、データ駆動型社会に即し改訂を行う。 d　交通分野におけるデータは様々な情報を含むものであり、その項目や内容、形式等も多岐に渡るため、データフォーマットやAPIによってやりとりされるデータ形式、項目等データ整備を、MaaS全体の整合性を意識しつつ、各モビリティについて更なる標準整備を進めるための検討の場を設ける。 e　バス、フェリー・旅客船においては標準的なフォーマットによるデータ整備が進んでいるところ、更に普及が進むよう、標準的なフォーマット使用のための補助金制度の創設等、必要な措置を講ずる。また、バス以外の公共交通機関においてもバス情報フォーマットの標準化に向けた取組を参考にしつつ、データ整備、連携を進めるための具体的な方策を検討し、必要な措置を講ずる。 f　公共交通利用環境の革新等事業等において、バスロケーションシステムを導入する場合には、標準的なバス情報フォーマットの利用を要件化しているところ、日本版MaaS推進・支援事業等の他の補助事業においても、データ整備、連携を交付の要件化とするなど、データ整備が進むような環境づくりを更に進めるとともに、具体的なロードマップやKPIを定め普及させていく。 g　鉄道やバス等、各交通事業者から国等に提出する申請・届出のデジタル化や機械判読可能なデータの整備について検討を進める。	a,f：令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b,c,d,e：令和2年度措置 g：令和2年度検討開始、令和3年度結論	国土交通省	a「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」の実効性担保や、分野の垣根を越えたデータの整備、連携、フィードバックのため、MaaSのモデル構築の採択時に、「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」等によるデータ連携を要件化した上で、令和2年度は全国36事業、令和3年度は12事業、令和4年度は6事業、令和5年度は6事業、令和6年度は11事業、令和7年度は29事業に対して支援を行い、取組において実際にデータの整備や連携、フィードバック等が行われていることについてフォローアップしている。 b　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の基本方針において、データ整備、連携の重要性や必要性について言及し、交通分野におけるデータ活用の意義を明示するとともに、同法施行規則において、データ連携に係る事項を新モビリティサービス事業計画の計画記載事項とした。令和3年度からは、新モビリティサービス事業計画を策定する自治体・事業者に対する支援制度を新設し、令和3年度は4地域、令和4年度は3地域、令和5年度は2地域を支援している。 c　令和2年6月には全国の地方公共団体、事業者等を対象としたセミナーを開催し、日本版MaaSの推進に関する専用のHPを設置するなど、地方公共団体や事業者に対して、ガイドラインの内容について周知するとともに、適宜的確に変化を反映するため定期的にMaaS関連データ検討会を開催してガイドラインを改定することとしており、令和3年3月には、コロナ禍においてニーズが顕在化したリアルタイムな混雑情報の取扱いをはじめとした内容を新たに盛り込んだ。令和3年度から、引き続き、セミナー・講習会等を通じて、地方公共団体、事業者等に対しガイドラインの内容に関する周知を行うとともに、令和5年3月に、「交通分野におけるデータ連携の高度化に向けた検討会」の取りまとめを踏まえ、「MaaS関連データの連携に関するガイドラインver3.0」への改訂を行った。 d　令和7年度からは、地域交通DX推進プロジェクト「COMmmmONS（コモンズ）」を新たにスタートし、乱立するMaaSアプリ等の相互運用性の確保のために、チケッティングシステムや配車システム等のバックエンドシステムを連携するための各種インターフェースの標準化やバス、鉄道等の乗降実績データ等のモビリティ・データの標準化に取り組んだ。また、「モビリティ・データの活用推進に向けた検討会」を設置し、地方公共交通契約の改定等を行う地方公共団体や地方公共団体と連携する交通事業者等が安心してデータを活用できる環境の整備等の検討を行っているところ。 e　令和7年度からは、地域交通DX推進プロジェクト「COMmmmONS（コモンズ）」を新たにスタートし、「公共交通運行情報標準データ仕様書（GTFS—JP）（第4版）」を策定し、モビリティ・データの標準化に取り組んだ。新たな仕様書では、最新の国際標準への準拠や定時停路線ではないデマンド型交通の運行情報を経路検索サービスに表示するGTFS－Flex等の技術仕様の取り込み、これまでバラバラに作成されてきたGTFS－JPに関する仕様書・ガイドライン・手引き類の文書を一括して体系化、仕様の理解を助けるための技術解説資料の拡充を行った。また、最新の技術仕様であるGTFS－Flex及びGTFS－Ondemandを活用したデマンドバスの経路検索・リアルタイム予約を実現する技術実証を行う等の優良事例（ベストプラクティス）を創出した。 f　モデル構築支援や、データ化支援事業において、MaaS関連データの連携に関するガイドライン等によるデータ整備、連携を進めることを要件化したとともに、 令和3年度から5年間を計画期間とする第2次交通政策基本計画（令和3年5月閣議決定）において、「バス事業者等において標準的なバス情報フォーマットでダイヤの情報が整備されている事業者数：382件（令和3年）⇒900件（令和7年）」のKPIを定めたほか、令和7年度から5年間を計画期間とする第3次交通政策基本計画（令和8年1月閣議決定）において、GTFSが整備されている事業者数790件（令和6年）→1,900件（令和12年）のKPIを定めた。また、地方公共団体や交通事業者等を対象としたGTFS－JPについての講習会の開催等データの整備が進むような環境づくりをおこなった。 g　オンライン化されていない申請・届出について、優先度の高いものから順次オンライン化を進めた。令和6年度より、国土交通省が保有する行政情報のデータ化を行い、官民が利用可能な基礎的な情報として提供するとともに、行政内での活用環境の整備を進め、オープンデータを利用したビジネス創出や政策立案等を促進する取組として「Project LINKS」の展開を進めた。	a　措置済み b　措置済み c　措置済み d　交通分野におけるデータ活用のプロセスやデータの仕様、取扱い等を明確にするため、業界関係者や有識者を含めた検討会等を開催し、ガイドライン等に取りまとめることで、データの整備、活用を推進する。 e　補助事業における標準仕様準拠の要件化及びデータ整備の普及促進を行うとともに、「COMmmmONS（コモンズ）」の取組のもと、優良事例（ベストプラクティス）創出と標準化を一体的に推進することでデータ整備、連携に取り組んでいく。 f　標準的なバス情報フォーマットの導入事業者数について、継続してKPIを定めるとともに、講習会の開催等行うことで、データ整備が進む環境づくりを更に進めていく。 g　オンライン化されていない申請・届出について、引き続き費用対効果等を踏まえてオンライン化を進める。今後も、国土交通省が保有する行政情報のデータ化を行い、官民が利用可能な基礎的な情報として提供するとともに、行政内での活用環境の整備を進め、オープンデータを利用したビジネス創出やデータを活用した政策立案等を促進する取組として「Project LINKS」の展開を進めていく。	検討中	継続フォロー
令和2年7月17日	成長戦略分野	6	不動産関連市場の活性化に向けたデータの整備・連携	a　不動産流通標準情報システム（以下「レインズ」という。）において、物件登録数の増大、登録必須項目の見直し、適正な登録期間等について検討し、登録物件情報の内容の更なる充実を図る。 b　不動産市場の活性化や資産の有効活用を図るためのレインズ情報の蓄積・利用の拡大に当たっては、登録物件情報の拡充を図るに当たり取引情報を登録する宅建業者にインセンティブを与えるための方策のあり方を検討する。また、外部学術機関、個人情報保護に関する情報加工技術に知見を有する者等と連携し、加工措置等も含めて個人情報保護への留意のあり方の検討も行う。 c　消費者向けの不動産取引情報提供サービスであるRMI（REINS Market Information）について、更なるデータ利活用を促進、使い勝手の向上を図るためにも、公開する情報の充実化の検討及び運用開始から10年以上経過していることから抜本的な改修・改善に向けた検討を行い、その際には、加工措置等も含めて個人情報保護にも留意する。 d　データ駆動型社会に即し、不動産業者やITベンダー、テック事業者等と協働でデータ分析等を行う実証実験に継続的に取り組むことにより、不動産関連データの整備・連携による社会の利便性の向上が見込めることを実証し、データの整備・連携の実現に向けた方策についてR不動産学術機関とも連携し、検討を行う。 e　不動産IDとしての不動産登記簿のIDの活用、その他の不動産関連データベースとの連携や、不動産登記情報、過去の取引履歴、インフラの整備状況、法令制限等、既存の不動産関連データの整備を進めるため、民間事業者によるデータ連携が進むよう、国土交通省が主体的に各種取組を進め、関係府省との連携を図る。 f　不動産市場の活性化の観点から不動産データの利活用について米国や欧州等諸外国の事例などを調査した上で、データ利活用の意義やその効果などを広く発信する。	a,b,c,e：令和2年検討開始 d：令和2年度措置 f：令和3年度調査・措置	国土交通省	a　指定流通機構、業界団体等で構成されるワーキンググループ等において協議を行い、令和6年7月には入力情報の充実化のため登録必須項目を拡充、令和7年1月には成約情報の未登録を防止し、登録数を増大させるため、宅建業者が登録物件の削除しようとすると、アラートメッセージを表示させるようレインズの改修を実施済み。 c　RMIにおける公開情報の充実化等については、面積表示や駅アクセス時間表示の精緻化など情報項目の詳細化・情報の充実、対象都道府県の拡大、掲載期間の拡大といった所要の改修を令和4年度に実施済み。 d　令和2年度に、ITベンダー、テック事業者、有識者・外部学術機関を招聘し、「不動産市場動向等の面的データの地域における活用手法検討委員会」を開催した。当該委員会においては、自治体におけるEBPMの推進とアカウタビリティ面の能力向上（及び、それらによる自治体における重要課題の解決促進）を図ることを目的として、空き家・空き地対策、公的不動産配置という政策分野を定め、各政策に関連する国、地方自治体及び民間が保有するデータについて、データ間の相関関係を分析するとともに、視覚的に把握しやすい面的データとして表示する手法を検討した（検討の成果物として、地方自治体等におけるデータ分析・面的データの表示を支援するためのガイドラインを策定）。また、令和3年度には、自治体向けのセミナーを開催するなど、当該ガイドラインの周知を行った。 f　不動産データの利活用状況について米国等の事例を調査した。調査結果を踏まえ、情報発信を図る。 e　不動産IDのうち、建物を一意に特定するIDの生成について、日本郵便㈱保有データを基とした整備手法の構築を検討した。 b　レインズ情報の蓄積・利用の拡大のための、データユースケースの検証を行うことに加え、個人情報保護に関する情報加工技術の検証や、法令に基づく個人情報の取扱いの整理を行い、指定流通機構、業界団体に共有し、一層のレインズ情報の登録・利活用の拡大を図る。	a、c、d、f　措置済み e　不動産IDの令和9年度の試験運用開始（一部エリア）を目指し、引き続き整備に向けた検討を進める。 b　引き続き指定流通機構、業界団体等との意見交換を実施するとともに、その他の必要な調査・検討を実施する。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
雇用・人づくり分野										
(5)企業とのマッチングや留学生の就労支援等による外国人材の受入れ推進										
令和2年7月17日	雇用・人づくり分野	5	受入れ企業と外国人材のマッチング支援や特定技能等に関する試験や申請手続き等の整備	a 厚生労働省は、特に地方中小企業における外国人材雇用支援の観点から、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）等に基づき、「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」を実施し、その成果や得られた知見に関し、半年ごとなど定期的に実施状況を地方公共団体等へ公表することを検討し、必要な措置を講じる。 b 法務省は特定技能外国人の受入れ促進のため、技能試験について、分野所管省庁等と連携の上、海外においては試験実施国・試験実施回数の拡大、国内においては、地方都市での実施・試験実施回数の拡大を検討し、結果については分野ごとに随時周知する。また日本語試験については、技能試験の実施状況や人材受入ニーズ等を踏まえて実施を推進し、試験情報については随時周知する。さらに、試験情報を分かりやすく迅速に国内外に提供する方策等を検討し、必要な措置を講ずる。 c 法務省は、オンラインによる在留申請手続について、対象範囲等の拡大を継続的に検討し、必要に応じて地方出入国在留管理官署宛の通知改正等の措置を講ずる。	a.令和2年度検討開始、令和3年度措置 b.令和2年度措置 c.令和2年措置	a.厚生労働省 b.c:法務省	a 「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」については、各モデル地域（北海道、群馬県、福井県、岐阜県、鹿児島県の5道県）で令和2年度秋に事業を開始したが、新型コロナの影響により、本事業でマッチングした外国人材の入国ができなかった。水際対策の緩和により令和4年4月から9月にかけて受入れが進み、令和4年度末まで労働局、自治体、事業受託者が連携しながら定着の取組を実施した。事業は令和4年度末で終了したが、本事業での定着実績や好事例等を事業所向けマニュアルや地方自治体向け事例集を含めた報告書として取りまとめ、厚生労働省ホームページで公開している。 b （技能試験について、海外における試験実施国・試験実施回数の拡大、国内における地方都市での実施・試験回数の拡大の検討） 国内試験については、令和2年4月1日以降、受験資格者の拡大を行ったほか、令和5年においては、技能試験の実施主体（試験実施主体）に対し、令和4年度の受験料の2分の1を乗じた金額を助成する特定技能試験実施費補助金を海外試験でも支給対象としたほか、同補助金の活用を分野所管省庁に促すなど、試験回数の拡大等に向けた取組を推進しており、受験者数は着実に増加している。 また、海外試験については、送出国政府からの要請を踏まえ、分野所管省庁の協力の下、試験実施国を拡大し、令和8年3月末時点で、16か国（フィリピン、カンボジア、ネパール、モンゴル、インドネシア、タイ、スリランカ、ウズベキスタン、インド、バングラデシュ、ミャンマー、ベトナム、パキスタン、マレーシア、キルギス及びラオス）で試験を実施しておりMOC作成国であるその他の国においても試験実施に向けて調整を行っている。 （日本語試験の実施の推進） 令和2年12月に、外務省と連携の上、「国際交流基金日本語基礎テストに係る試験実施要領」を改正し、従来、国外試験のみであった国際交流基金日本語基礎テストについて、令和3年3月から国内試験を全国各地で実施できるようにした。また、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準として、分野別運用要領において、日本語能力試験（N4以上）及び国際交流基金日本語基礎テストを採用しているところ、特定技能制度の更なる活用促進のために、新たな民間試験の追加が望まれることから、令和4年5月、追加を認めるための要件や有識者への意見聴取等を含む必要な諸手続等を定めた「1号特定技能外国人の日本語能力を測る試験等追加のためのガイドライン」を公表し、令和7年6月11日、同ガイドラインを「特定技能制度及び育成就労制度に係る日本語試験の作成のためのガイドライン」に改訂した。 （試験情報をわかりやすく迅速に国内外に提供する方策の検討） 現在、特定技能制度の活用促進を目的として、特定技能総合支援サイトを運営しており、同サイトにおいて多言語化した試験実施一覧表を掲載している。 c オンラインによる在留申請手続について、令和8年1月5日から、オンラインで申請可能な在留資格「特定活動」の活動内容を拡大した。	a 本事業の定着実績や好事例等を各地で活用できるよう報告書や地方自治体向け事例集、事業主が活用できるマニュアルを厚生労働省ホームページで公開している。 b 令和8年度においても、試験受験者数の更なる増加を図るため、特定技能試験実施費補助金の交付を予定している。また、試験実施国等の拡大の推進などを行うことにより、特定技能制度が深刻な人手不足の解消策として活用される制度となるよう、分野所管省庁と連携し、対応していく。 c 引き続き、在留申請手続のオンライン化の対象範囲の更なる拡大を検討する。	措置済	解決
投資等分野										
(3)自動運転の実装に向けた環境整備										
令和2年7月17日	投資等分野	7	自動運転技術の進展に対応した新たな運転免許の検討	自動運転技術の開発動向を踏まえた自動車やサービスとそれに応じた免許の在り方について引き続き研究するとともに、令和4年に予定される安全運転サポート車等限定免許制度の導入後、自動車を運転する際に一時停止や信号遵守といった特定操作の省略等が可能となる安全支援機能が実用化された場合には、その状況を踏まえ、今般改正された道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に基づく限定免許の対象車両として追加することを検討する。	引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置	警察庁	従来の「運転者」の存在を前提としないレベル4の自動運転の実現に向け、令和2年度及び令和3年度に「自動運転の実現に向けた調査検討委員会」を開催し、運転免許の要否を含む交通ルールの在り方等について、外部有識者を交えた検討を行い、これを踏まえ、道路交通法の一部を改正する法律案を令和4年の通常国会に提出した。同法律案は令和4年4月に成立し、特定自動運行の許可制度は令和5年4月1日から施行された。 また、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）が令和4年5月13日に施行され、サポートカー限定免許制度が導入された。	今後、自動車を運転する際に一時停止や信号遵守といった特定操作の省略等が可能となる安全支援機能が実用化された場合には、その状況を踏まえ、道路交通法の規定に基づく限定免許の対象車両として追加することを検討する。	検討中	継続フォロー
(6)電波・通信制度改革										
令和2年7月17日	投資等分野	11	通信制度改革	テレワーク等の経済活動のリモート化の動きの定着やデジタル時代におけるあまねく質の高い教育を受ける機会確保等のため、我が国の基幹的な通信手段であることが定着し、全国あまねく合理的方法でのブロードバンドアクセスが確保されるよう、ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた検討を加速し結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	引き続き検討を進め、早期に結論。令和3年度措置	総務省	令和2年4月から、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」を開催し、ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置付ける場合の課題やその在り方などの様々な論点について専門的な議論を行い、令和4年2月に「最終取りまとめ」を公表。同「最終取りまとめ」を踏まえ、一定のブロードバンドサービスを電気通信事業法上の基礎的電気通信役務に位置付け、必要な規律を設けるとともに不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための交付金制度を創設すること等を内容とする「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第208回国会に提出し、審議の結果、令和4年6月17日に「電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）」が成立し、令和5年6月に施行された（措置済み）。令和6年8月には、全国約23万の町・字のうち約3万の町字を交付金の算定の対象となる「支援区域」に指定し、令和7年3月には第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）等を公布するとともに、交付金の交付対象となる第二種適格電気通信事業者の指定を行い、同年12月には令和8年度に交付する交付金の額等についての認可を行うなど、令和8年度までの交付金制度の運用開始に向け、所要の措置を講じた。	措置済み	措置済	フォロー終了
(8)スタートアップを促す環境整備										
令和2年7月17日	投資等分野	19	非上場株式等の流通市場の見直し	株主コミュニティ制度、私設取引システムを含めた非上場株式等の取引に関して、米国等の取引所外の市場を含めた各市場の状況も参考としつつ、課題を整理した上で、非上場株式の勧誘制限の見直しを含め、その在り方について、日本証券業協会等関係者とともに検討を行い、結論を得次第、必要に応じ、措置を講ずる。	令和2年度・3年度検討、結論を得次第速やかに措置	金融庁	日本証券業協会の特定投資家向け銘柄制度に係る自主規制規則改正を踏まえ、特定投資家向け有価証券を私設取引システム（PTS）で取扱い可能とするための政令等を改正した（令和5年7月施行）。 金融審議会市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書（令和5年12月公表）を踏まえ、非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化に向けて、金融商品取引法を改正し、流動性の低い非上場有価証券のみを扱い、かつ取引規模が限定的なPTSについて、認可を要さず第一種金融商品取引業の取得のみで運営が可能となった（令和6年11月21日施行）。 （なお、非上場株式の勧誘制限の見直しに関しては、日本証券業協会と共催した「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」の報告書（令和7年9月公表）において、非上場株式の原則勧誘禁止を見直し、日本証券業協会の規則に定める取引制度に基づく勧誘へ転換することが提言されたことを踏まえ、日本証券業協会において、令和8年3月に自主規制規則の改正に向けたパブリックコメントを実施した。）	措置済み。 （非上場株式の原則勧誘禁止の見直しに関しては、日本証券業協会において、必要な自主規制規則の改正に向けたパブリックコメントを実施しており、今後施行する予定。）	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
			(10)水素スタンド関連規制の見直しについて							
令和２年７月17日	投資等分野	21	水素スタンド関連規制の見直しについて	a 蓄圧器等の高圧化を念頭に、事業者において行う安全性に関する技術的検証を踏まえ、対応可能な設計圧力の範囲内で常用圧力の上限値（現行 82MPa）の見直しを検討し、結論を得る。 b 水素スタンドの敷地境界に対し所定の距離を確保できない場合の代替措置として敷地境界に設置する障壁について、歩行者及び建築物の安全確保を図りつつ、隣地の状況に応じた障壁の高さの設定方法や、高圧ガス設備と敷地境界との距離が一定以上である場合における障壁の構造の見直しを検討し、結論を得る。 c 水素スタンドの充塡容器等（カードル・トレーラー）について、技術基準で定める上限温度（現行 40℃）の見直しを含め、管理及び措置の在り方について、事業者と協力して検討し、結論を得る。 d 水素スタンド設備の故障・修理時に予備品を代用する場合において、特に、修理済み品の再設置や、安全管理措置を前提とした予備品の繰り返し使用に関して、一連の手続の合理化に向けて事業者と協力して検討し、結論を得る。	令和2年度検討開始	経済産業省	有識者による検討会の結果等を踏まえ、圧縮水素スタンドにおける常用圧力の上限値を82MPaから93MPaへと引き上げを行うため、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）等を令和7年4月18日付けで改正した。 ※「冷凍保安規則等の一部を改正する省令」（令和7年経済産業省令第42号、令和7年4月17日公布、4月18日施行） b 有識者による検討会において対応について検討を実施し、隣地の状況に応じた障壁の高さの設定方法については新たな法令措置は講じないこと、また、障壁の構造については新たな材料を例示基準において明示した（令和6年4月施行）。 c 事業者及び自治体に、技術基準で定める上限温度（40℃）に保つ措置として充塡容器等（カードル、トレーラー）に散水設備を設置をしている具体的なケースがあるかを確認をしたところ、そのようなケースは存在しなかったことから、検討を終了したが、圧縮水素スタンドの容器置場に必ず散水装置を設置しなければならないことにはなっていない旨を、改めて通達にて明記した（令和6年4月施行）。 d 既存の仕組み（KHK高圧ガス設備試験、KHK委託試験）を用いることによって、設備試験受験品、委託試験受験品や大臣認定品は変更申請対象ではなく軽微な変更として、変更届を提出することによって、交換等が可能である。今後、業界において、どのような機器の修理や整備が、変更申請案件なのか軽微変更届でよいのかが明確になるようなガイドラインを策定していくということで、検討を終了した。	a 措置済み b～d 措置済み	措置済	解決
	医療・介護分野									
			(2)医療・介護関係職のタスクシフト							
令和２年７月17日	医療・介護分野	2	救急救命士の活用	a 救急救命士が医療機関内でも救急救命処置を実施できるよう、救急救命士法（平成3年法律第36号）改正法案の国会提出に向けて対応するとともに具体的な活動場所を明らかにする。 b aに基づく拡大後の実施状況を踏まえつつ、必要なメディカル・コントロール体制の在り方を検討した上で救急救命士の活動場所を更に拡大すること及び特定行為の拡充についても継続的に検討を行う。	a：令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b：令和3年度検討開始	厚生労働省	a、b 医療機関内の「救急外来」において、救急救命士が救急救命処置を実施できるよう、救急医療に関する検討会等において議論を行った上で、第204回国会に救急救命士法改正を含む医療法等の改正法案を提出、令和3年5月に成立、令和3年10月に施行された。改正救急救命士法の施行に向け、医療機関に所属する救急救命士が「救急外来」において救急救命処置を実施するために必要な院内研修とその体制整備について、省令の改正及び関係学会のガイドラインの周知等を行い、円滑な施行に向けた対応を実施した。さらに、院内研修の講師となる人材を育成するため、救急救命士が実施する救急救命処置に関する知識及び改正救急救命士法の解説を含んだ研修事業を実施し、救急救命士が「救急外来」において救急救命処置を安全に実施する体制づくりを支援した。救急救命処置の追加等について検討する場として、令和5年度から救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会WGを開催しており、令和6年度は2回開催した。令和7年度は、救急救命士による救急救命処置の範囲に係る検討の迅速化を図る観点から、救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会及び同名WGを新たな検討会に一本化し、救急救命処置の在り方に関する検討会を令和8年3月10日に開催した。	a、b 法改正の施行状況を踏まえ、令和7年度の厚生労働科学研究において救急救命士が行う業務の質の向上に資する研究を行うとともに、救急救命処置の在り方に関する検討会において、救急救命処置の追加等について引き続き検討する。	検討中	フォロー終了
			(4)一般用医薬品（スイッチOTC）選択肢の拡大							
令和２年７月17日	医療・介護分野	9	スイッチOTC化の促進に向けた推進体制について	厚生労働省は、一般用医薬品の安全性・有効性の視点に加えて、国民の健康の維持・増進、医薬品産業の活性化なども含む広範な視点から、スイッチOTC化の取組をはじめとするセルフメディケーションの促進策を検討するため、同省における部局横断的な体制構築を検討する。 また、上記体制において、経済性の観点も含め、スイッチOTCの推進策を検討する。具体的には、業界団体の意見も聞きながらスイッチOTC化の進んでいない疾患領域を明確にする。上記に基づき、スイッチOTCを促進するための目標を官民連携して検討・設定し、その進捗状況をKPIとして管理する。促進されていない場合は原因（ボトルネック）と対策を調査し、PDCA管理する。	令和2年度措置	厚生労働省	○令和3年4月、厚労省内に、セルフメディケーションの促進策を部局横断的に検討する担当室（セルフケア・セルフメディケーション推進室）を設置した。 ○本担当室が事務局を行う「セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」において、セルフメディケーション税制について、重点化すべき効果的な対象医薬品の範囲を議論し、令和4年1月から税制の対象範囲拡充を図った。 ○セルフメディケーション税制のあり方を検討するとともに、セルフメディケーションの前提となるセルフケアの推進についても議論を進め、セルフケア・セルフメディケーションの推進に関する工程表を専門家等の意見を聴きながら取りまとめ、その進捗管理を行うことを目的として、「セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」を「セルフケア・セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」と改称し、同検討会での検討を令和7年1月に開始した。 ○令和7年1月から7月までの間、セルフケア・セルフメディケーション推進に関する有識者検討会を4回開催し、セルフメディケーション税制の在り方を検討した。8月に税制当局に税制改正要望を提出し、12月の令和8年度税制改正大綱において、以下の改正が行われることとされた。 ・適用期限は、スイッチOTC医薬品は撤廃・恒久化、その他の医薬品は5年間延長 ・消化器官用薬やOTC検査薬、薬局製造販売医薬品等を税制対象範囲に追加。	○「セルフケア・セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」において議論を深め、セルフケア・セルフメディケーション推進のための各施策に関する工程表を、有識者や業界団体等と連携しつつ策定予定。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
(5)医療等分野におけるデータ利活用の促進										
令和2年7月17日	医療・介護分野	12	医療等分野におけるデータ利活用の促進	a　民間企業などの第三者がデータを利用する場合に求められる省令で定められる公共性の要件については、民間主導による患者ニーズの高い分野の新薬開発や医薬品使用における更なる安全性対策の向上など様々なサービス開発可能性を汲み上げつつ、それが可能である旨の判定基準を省令において示すとともに、第三者提供の実績について公表すること等を通じて、多様な主体による利活用をPDCAサイクルの下で継続的に促進する。 b　小規模ベンチャー企業等にとっても過度な負担を要することなくデータの利活用が行えるよう、データの分析・解析を安全な環境で行えるクラウド環境の解析基盤を整備する。オンサイトリサーチセンターの拡充及びリサーチセンターのコンサルティング機能の強化について検討する。また、利活用の状況を踏まえたPDCAにより、技術の進歩に合わせて、省令に定める安全管理措置義務を含めた利用に当たっての基準等を継続的に見直す。 c　多様な主体・目的によるデータ利活用を促すべく、NDB・介護DBを連結したデータのサンプルデータの公表を検討し、医療機関の属性等の情報保護の観点から問題のないデータについてはニーズに応じて開示する。また、第三者から医療機関単位での名寄せ可能なデータ、個票データについて利用申出がある場合、情報保護の観点から問題なく正当な利用目的であるものについてデータを提供する。 d　医療・介護施設間の情報連携、医療・介護分野の研究開発、資源配分の最適化政策等におけるデータ利活用を促すべく、NDB・介護DBの連結に引き続き、MID－NET（電子カルテ、レセプト等の匿名データベース）、DPCDB（包括医療費支払い制度に基づく匿名データベース）、がん登録DB（がんの罹患、診療等の顕名データベース）、難病・小慢DB（指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童等の顕名データベース）との連結に向けた具体的検討を進めるとともに、被保険者番号等を用いて、当該連結における名寄せ・連結精度の向上が可能となる仕組みを構築する。 e　本来NDBは、医療費適正化計画のために収集されるデータベースであることから、今後もエビデンスに基づく指標の作成等、医療費適正化に向けたNDBの更なる活用を図る。 f　さらにゲノム医療を始めとする質の高い医療の実現に資するようなデータベースの整備・活用を戦略的に進める。	a～e:令和2年度措置 b,c,d:令和2年度検討開始、結論を得次第措置 e,f: 令和2年度以降逐次実施	a～e:厚生労働省 f:厚生労働省 内閣府（内閣官房より移管） 文部科学省	a　厚生労働大臣は、相当の公益性を有すると認められる業務を行う者に対してNDBデータを提供できることとされている。厚生労働省令において、医療分野の研究開発に資する分析や、疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究など、特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除き、保健医療分野の研究開発を幅広く認める形で規定している。加えて、第三者提供の実績については、毎年有識者会議に報告を行い、厚生労働省HPで公表している。 b　医療・介護データ解析基盤（HIC：Healthcare Intelligence Cloud）を令和5年11月から運用開始した。その際、HICを利用する場合の安全管理義務の内容を見直し、物理的な一部の事項を不要とする省令改正を行った。オンサイトリサーチセンターについては、京都大学、東京大学での本格利用を開始。コンサルティング機能の強化については、令和2年12月から、利用予定者のリサーチクエスチョンがNDBで実行可能か事前に相談を受け付けるNDB申請前支援を開始、実施中。 c　NDBと介護DBを連結したデータのサンプルデータについて、「臨床疫学に活用可能なNDB等データセットの作成」に関する研究（令和3年度～令和5年度厚生労働科学研究）において、データ利活用を促すとともに、個人が特定できない形で提供できるよう、サンプルデータの仕様等について研究を行い、令和6年3月にその成果を第16回匿名医療・介護情報等の提供に関する委員会で公表した。医療機関の属性等の情報については、令和4年（2022年）4月からNDBでの収載・提供を開始した。令和6年より厚生労働科学研究にて作成された医療・介護サンプルデータについて、研究者がデータハンドリングの練習のために利用できるよう厚生労働省のホームページで公表している。 d　公的DBの匿名化情報の利用・提供については、 ・NDB・介護DBとDPCDBとの連結を令和4年4月に開始した。 ・NDB・介護DBと他の公的データベース（障害福祉DB、予防接種DB、感染症DB、難病DB、小慢DB）との連結解析について、令和4年第210回臨時国会において、これらの連結解析を可能とする改正法案が成立し、感染症DBとの連結を令和6年4月に開始、難病DB、小慢DBとの連結を令和7年12月に開始、障害福祉DBとの連結を令和8年3月に開始した。 ・また、次世代医療基盤法に基づく匿名加工医療情報と、公的DB（NDB、介護DB、DPCDB）との連結解析について、令和5年第211回通常国会において、これらの連結解析を可能とする改正法案が成立し、次世代医療基盤法に基づく匿名加工医療情報との連結を令和7年6月に開始した。 医療・介護レセプトの名寄せ精度を向上するため、被保険者番号の履歴を利用した連結の仕組みを令和4年3月に創設、運用中。 e　医療費適正化計画の作成、実施等に資するよう、NDBデータを用いて医療費適正化の取組（特定健診・特定保健指導、後発医薬品の使用促進等）の効果検証を実施した。また、主要疾患に係る都道府県別・二次医療圏別等のデータの都道府県への提供（毎年度）を行っている。 f　ゲノム情報を含む医療分野のデータの利活用を推進するため、AMEDのデータ利活用・ライフコースプロジェクトにおいては、「AMEDデータ利活用に係るガイドライン」に則り、研究開発成果により生み出されるデータの利活用を促進している。 また、健康・医療データ利活用の促進に向け、第3期健康・医療戦略に基づき、令和7年5月よりデータ利活用・ライフコース協議会を開催し、AMEDのデータ利活用プラットフォームの整備を引き続き実施した。 また、厚生労働省においては、「全ゲノム解析等実行計画2022」を踏まえ、がん・難病領域の全ゲノム解析等を実施するとともに、厚生科学審議会科学技術部会全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会における議論等を踏まえ、解析結果等を産官学が幅広く利活用するための体制整備に取り組んでいる。令和6年12月に開催した「第21回全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会」においては、令和7年度に、これまで事業実施準備室に参加し、ゲノム医療に係る実績を有する組織に、がん及び難病に係る全ゲノム解析を行う体制を備えることを前提とし、厚生労働省の委託事業による「事業実施組織」を当面設置することが決定された。この方針を受け、令和8年3月30日、全ゲノム解析事業を担う専門組織である「日本ゲノム医療推進機構」を国立がん研究センター内に発足した。	a　第三者提供の実績については、引き続き、有識者会議に報告を行い、厚生労働省HPで公表していく。 b　措置済み c　措置済み d　公的DBの匿名化情報の利用・提供に関して、NDB・介護DBと予防接種DB、がん登録DB、MID-NETとの連結について引き続き検討を行っていく。 e　引き続き、都道府県へのデータ提供を行う。 f　質の高い医療を目指して医療研究開発を推進するため、健康・医療戦略推進事務局が開催する「データ利活用・ライフコース協議会」における議論を参考に、研究開発を支援する。 また、AMEDが支援した研究開発によって得られたデータを産学官の研究開発でさらに活用するための環境整備の検討を進める。 「日本ゲノム医療推進機構」において、全ゲノム解析データ等から成る質の高い情報基盤を構築するとともに、企業やアカデミアによる安全かつ公平な利活用を促すこと等に取り組み、既存の有効な治療法がない疾患を持つ患者への個別化医療の実現や効果的な新薬の開発等を進める。	検討中	継続フォロー
(6)社会保険診療報酬支払基金に関する見直し										
令和2年7月17日	医療・介護分野	13	社会保険診療報酬支払基金に関する見直し	a　令和3年9月予定の新システム導入に向けて、システム開発においては特に進捗管理・設計・開発・運用全体の品質確保には十分な注意を払ってプロジェクト管理を徹底するとともに、以下①～⑥についての具体的な進捗状況と対応・工程を示す。併せて、その着実な実施・成果を期するため、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）においては必要なICT人材の確保と関係機関からの参画を得る。 ①コンピュータチェック9割完結を可能とする振分機能の設計・実運用化 ②各支部で設定しているコンピュータチェックルールの本部チェックへの移行・廃止 ③コンピュータチェックに適したレセプト形式の見直し（摘要欄における選択方式の拡充） ④手数料の階層化 ⑤保険医療機関等のシステムに取り込みやすい形式でのコンピュータチェックルールの公開 ⑥保険医療機関等において事前にコンピュータチェックが行える仕組み b　新システムにおけるAIを活用したレセプトの振分機能については、フィードバック機能を組み込み、定期的に新たなレセプトの審査結果を学習させて機能の改善を図るとともに、具体的な機能の詳細と学習メカニズムを明らかにする。 c　自動的なレポーティング機能については、審査支払機関における事務点検、審査委員会というプロセスのそれぞれにおいて、審査結果の差異を網羅的に見える化し、どのような要因で差異が生じ得るのかを把握できるよう、具体的なレポーティング内容を明らかにする。 d　職員によるレセプト事務点検業務の実施場所を全国10か所程度の審査事務センターに集約する計画に関しては、10年間を目途に設置が予定される審査事務センター分室について、新システム稼働後の効果検証や機能強化、集約後の審査実績、ICT活用による審査委員会運営の見直しなどの業務効率化の状況を踏まえながら、その廃止を検討するとともに、その後においても当該計画を最終目標とすることなく、業務・体制等を継続的に見直す。 e　職員を介して行う審査委員会の補助、レセプト事務点検などの業務については、令和4年度からスタートする新組織の下での業務フローを具体化し、職員の審査事務と審査委員の審査が効率的で安全に行われることを踏まえつつ、在宅審査の仕組みについても検討する。 f　国民健康保険中央会等も含めた審査支払機能の在り方については、令和6年予定の国保総合システムの更改に向けて、厚生労働省・支払基金・国保中央会は定期的に情報連携等を行い、審査基準の統一化、審査支払システムの整合的かつ効率的な運用を実現するための具体的工程を明らかにする。	a,e,f:令和2年度措置 b,c:令和2年度中間報告、令和3年度上期措置 d:令和4年度以降継続的に措置	厚生労働省	a　審査支払新システムについては、令和3年9月に稼働。なお、 ①令和5年10月から、審査委員の確認を要しない事務点検チェック等レセプトを目視対象レセプトから除外し、レセプト全体の9割程度を人による審査を必要としないレセプトになるよう設定。 ②令和5年度から、簡素なコンピュータチェックで完結する「判断が明らかなレセプト」に関し、他のレセプトとは別の手数料を設定する手数料の二階層化を導入。 b　AIを活用したレセプトの振分機能について、組み合わせて活用する2つのAIの手法（Minhash・Xgboost）の機能の詳細、再学習について、審査支払機能の在り方に関する検討会で報告し、明らかにした。なお、運用開始後は振分け結果の検証及び定期的な学習データ等の更新により精度の向上を図っている。 c　審査の差異の可視化レポート（自動レポーティング）について、多くの付せんが付くコンピュータチェックや全国統一的な取扱いが策定された事例等を対象に審査結果の差異が審査委員又は職員に起因するものなのか要因を分析する等、レポーティング内容を審査支払機能の在り方に関する検討会で報告し、明らかにした。令和3年9月から順次、全国統一的な取扱いが策定された事例の検証前レポートを公表し、検証後のレポートにより不合理な差異があり、フォローアップ対象とした事例について、職員や審査委員に対して指導や注意喚起を行うなど、差異の解消に向けたPDCAの取組を実施。 併せて、多くの付箋がつくコンピュータチェックの事例についても同様の取組を実施。 e　業務フローについては、審査事務集約後の新たな組織体制に対応した業務処理標準マニュアルを作成した。在宅審査については、令和3年度の群馬支部における審査委員及び職員の在宅審査・審査事務の実施結果において、セキュリティ及び審査委員と職員の連携について事務所勤務時と同様の連携が可能であることを確認し、また、業務処理を確認した結果、最大9日間の在宅勤務の実施が可能と判断した。この結果を踏まえ、審査委員による在宅審査については令和4年6月から、職員による在宅審査事務については、審査事務集約にあわせ、令和4年11月から全国の審査事務センター・分室で開始し、令和5年度は、自然災害時等の緊急時における在宅勤務の実施や、月9日の範囲で希望する日数での実施など、在宅勤務利用者の利便性向上及び円滑な業務運営となるよう柔軟な対応を実施。 d　令和4年10月、全国14か所の審査事務センター・分室に、電子レセプトに係る審査事務を集約。 f　国民健康保険中央会等も含めた審査支払機能の在り方については、有識者による審査支払機能の在り方に関する検討会を開催し、「審査基準の統一化を含めた審査結果の不合理な差異解消の工程表」及び「審査支払システムの整合的かつ効率的な運用を実現するための具体的な工程表」を策定。また、令和7年9月に「審査支払システムの共同開発の基本方針」を取りまとめた。	a～c、e　措置済み d　職員の実情等に十分配慮するとともに、紙レセプトの減少による在宅勤務の状況や、審査事務センターと審査委員会事務局間での定期的な人事ローテーションの状況を踏まえながら、検討。 f　措置済み。共同開発については、左記の基本方針に沿って、厚生労働省・支払基金・国保中央会において、引き続き実施。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
	農林水産分野									
	(2)若者の農業参入等に関する課題について									
令和2年7月17日	農林水産分野	1	若者の農業参入等に関する課題について	a 市町村、農地中間管理機構や農業委員会等が連携し、地域の実情に応じ、49歳以下の新規就農者のうち農地の確保を支援すべき者を特定し、その者に優先的に農地を斡旋するなど、若者の新規就農者に対して積極的に農地の確保を支援する措置を講じ、成果を検証することにより、新規就農者をより増加させる。 b 農地の下限面積要件について、各市町村の実情に応じ、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の活用と併せて、若者の新規就農者増加のために下限の更なる引下げを行うことを促すとともに、各市町村の下限面積の設定状況を一元的に集約し、新規に就農を検討する者が容易に確認できる形で公開する仕組みを設ける。 c 青年等就農資金の融資審査において、民間の研修機関と農業大学校とで差別的に取り扱うことのないよう、農業経営改善関係資金基本要綱に明記し、研修機関、農業者、地方公共団体等の関係者に周知徹底する。 d 都道府県に対して、農業経営相談所の支援チームに農業経営者など、農業経営の実態に精通した人材を積極的に配置するよう促す。 e 農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業を活用した新規就農者の就農継続状況について、毎年、都道府県ごとに調査、公開し、新規就農支援制度の効果について検証を行うとともに、新規就農者全体の就農継続状況を把握するための手法を検討、確立する。	a,b,d,e：令和2年度措置 c：令和2年度上期措置	農林水産省	a「改正農地中間管理事業法を踏まえた農地の利用集積・集約化の加速に向けた取組の更なる強化について」（令和2年7月27日2経営第1177号）を地方農政局及び全国農業会議所等の関係団体宛に発出し、関係機関において相互に就農希望に関する情報共有を行い、新規就農者の農地確保を支援する取組について周知した。 このほか、地域の新規就農サポート体制支援事業により、新規就農者への農地の積極的な斡旋などの新規就農者へのサポート体制の確立に取り組むモデル地区を支援するとともに、令和3年3月に新規就農者のサポートに関するマニュアルを作成し、全国に横展開した。 b 農業者の減少・高齢化が加速化する一方で、新規就農者の約7割を占める野菜、果樹部門における参入時の経営面積の過半が50アール未満である中、地域内外の新規参入者を呼び込む観点から、令和4年5月の「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第56号）において、農地の下限面積要件を撤廃した。 c「農業経営改善資金基本要綱の一部改正について」（令和2年9月30日2経営第1635号）を地方農政局及び株式会社日本政策金融公庫等の関係団体宛に発出し、青年等就農資金の融資審査において、民間の研修機関と農業大学校とで差別的に取り扱うことのないよう周知した。 d「農業経営相談所における農業経営者の専門家登録及び支援チームへの配置の推進について（依頼）」（令和2年12月1日付け経営局経営政策課長通知）を地方農政局及び日本農業法人協会等の関係団体宛に発出し、農業経営相談所に農業法人経営者、指導農業士、先進的な認定農業者などの農業経営に精通した者の専門家登録推進と、支援チームの編成におけるこれら者の積極的な配置について指導した。 令和4年度農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（別記1 農業経営・就農サポート推進事業）の改正において、令和2年12月1日付け経営局経営政策課長通知と同様の趣旨の規定し、指導を徹底することとした（令和5年4月1日施行）。 e 農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業を活用した新規就農者の就農継続状況については、令和2年12月25日に、農林水産省HPにおいて、各事業の都道府県別の就農継続率（定着率）を公表するとともに、各事業の創設前後における新規就農者数を比較することにより、事業効果を検証した。 事業を活用した者だけでなく、より広く新規就農者の継続状況を把握する観点から、青年等就農計画について法律に基づく認定を受けた新規就農者の就農継続状況を把握することとした。	a～d 措置済み e 引き続き事業を活用した新規就農者の就農継続状況について毎年公表するとともに、青年等就農計画について法律に基づく認定を受けた新規就農者の就農継続状況を把握する。	措置済	フォロー終了
	(4)農業用施設の建設に係る規制の見直しについて									
令和2年7月17日	農林水産分野	3	農業用施設の建設に係る規制の見直しについて	a 新たな食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に沿って農林水産省が行う長期的な土地利用の在り方の検討と併せて、農業者が転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積（現行2a未満）の拡大や、農畜産物の加工・販売施設への拡大について検討を行い、必要な措置を講ずる。 なお、上記措置については、営農や6次産業化のための加工・販売という施設の目的を明確化し、目的外への施設の利用や周辺農地への支障が生ずることがないよう検討を行い、必要な担保措置があれば講ずるものとする。 b 農業経営の類型ごとの差異があるかも含め、農地の所有者と利用者の合意形成の実態を踏まえ課題を整理し、合意形成に向けた所有者と利用者の協議が円滑に進むような対応を検討する。 c 税制や都市計画制度等を含め、農地を転用して農業用施設や加工・販売施設を設置する際の留意点、6次産業化に取り組む際の必要な手順及び相談窓口などを手引きにまとめ、農業者に周知する。 d a、cに係る見直し内容や手引き等の周知に当たっては、地域によって農業者の認知度にばらつきが出ることのないよう、地方公共団体に加え、農業団体等も通じて、農業者に広く周知を行う。 e 農業者からの意見や苦情が多い運用のばらつきについては、現状を具体的に調査し、対応を検討する。 f 申請の際に提出を求められる農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第30条に定める添付書類について、eに併せて実態を調査した上で、不要な添付書類が求められることがないよう、提出を求めてはいけないものを明確化するなどの見直しを検討し、地方公共団体及び農業委員会に通知する。	a：令和2年度検討、令和3年上期結論、令和3年度措置 b～f：令和3年度措置	農林水産省	a 農業経営改善計画の認定手続と併せ、農業用施設の整備に係る農地転用の審査を受けることを可能とするワンストップ措置を盛り込んだ農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）が第208回国会で成立し、令和5年4月1日の施行に向け、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付24経営第564号）の改正を行い、当該措置において対象となる農業用施設の範囲を明確化した。 また、農地法施行規則を改正し、市町村が地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合に、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことを市町村又は農業委員会が認めたものについては、農地転用許可を不要とする措置を講じた。（令和6年6月27日改正、令和7年4月1日施行） b 農地所有者と利用者の合意形成の実態を踏まえ、その課題の整理を行った上で、円滑な合意形成が図られるよう、合意形成の手法等について農林水産省HPに掲載した。 c 6次産業化に取り組む際の留意事項や農地転用や市街化調整区域における開発行為の手続の特例、農業全般の税制支援、相談窓口等を記載したパンフレットを令和2年7月に作成。都道府県や都道府県サポート機関へ情報提供するとともに、農林水産省HPやメルマガ等を活用し、広く周知を行った。 d aおよびcの周知においては、農業経営基盤強化促進法施行規則及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱を改正するとともに、農林水産省HPやメルマガ等を活用し、広く農業者に周知を行った。 e、f 農業者からの意見や苦情が多い運用のばらつきとともに、農地転用許可申請の際に求めている添付書類の実態を調査し、農地転用許可事務の適正な運用を確保するため、農村振興局長通知を発出した。	a～f 措置済み	措置済	フォロー終了

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
			(6)農協改革の着実な推進							
令和２年７月17日	農林水産分野	8	農協改革の着実な推進	a　農林水産省は、農林中央金庫などを活用して国内の農業への資金提供を強化するための出融資の仕組みを、農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化に併せて検討する。 b　これまでの自己改革の進捗を踏まえ、引き続き取組を促すとともに、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第51条第２項に基づき、農業協同組合及び農業委員会について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる。 c　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第51条第３項に基づき、農協の自己改革の中で准組合員の意思を経営に反映させる方策について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる。	a：令和2年度検討・結論、令和3年度措置 b,c：改正農協法施行後5年（令和3年4月）を目途に検討・結論、必要に応じて速やかに措置	農林水産省	a「系統金融機関向けの総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号）」を改正し（令和4年1月施行）、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投融資等に向けて、JAバンクにおいて構築される自己改革実践サイクルを前提として、農林水産省（都道府県）が、金融庁と連携し、指導・監督等を行う仕組みを構築して、地方農政局、都道府県にも周知した。 b（農業協同組合）、c ・令和元年９月、農協改革集中推進期間における農協改革の進捗状況を公表。 ・改革の取組状況に関するアンケート調査を実施・公表して、農協自身及び農業者の評価の見える化を実施（平成29年７月、平成30年６月及び令和元年９月に結果を公表）。 ・平成30年２月から令和２年11月にかけて、全都道府県において「農協との対話」を実施（農水省の職員が、農協の監督行政庁である都道府県の職員とともに、農協の自己改革目標をベースとして、PDCAサイクルの実施状況等について意見交換する取組）。 ・成果を出している農協の優良事例を公表（これまで56事例を公表） ・農業関連事業等が黒字である総合農協に対する調査を実施し、その結果を公表（令和２年５月） ・准組合員の事業利用について、改正農協法の施行日（平成28年４月１日）から５年間利用実態調査を実施。初年度（平成28年度）は事業利用量を把握するためのマニュアルを作成。平成30年１月より、マニュアルに基づき調査を開始し、調査結果をこれまでに3回公表（1回目：令和元年９月、2回目：令和２年９月、3回目：令和３年９月）。 また、R3年６月の規制改革実施計画の策定を受け、以下の取組を行った。 「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成23年２月28日22経営第6374号）」に基づき、以下のとおり自己改革実践サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行った。 ・令和４年３月から10月にかけて、農協が策定した「自己改革を実践するための具体的な方針」等（a①ⅰ）～（ⅲ）の方針等）を都道府県を通じ収集・確認。 ・令和４年10月に、都道府県を通じて収集した「自己改革を実践するための具体的な方針」等について、取組項目別に優良事例等をまとめた事例集を作成し、都道府県等に共有。 ・令和４年９月から12月、令和５年９月から12月、令和６年10月から12月及び令和７年10月から12月にかけて、農協の監督行政庁である都道府県及び都道府県中央会等の連合会に対しヒアリングを行い、農協の自己改革実践サイクルによる自己改革の取組及び連合会の支援状況、都道府県の指導・監督の状況等について把握し、助言等を実施。 令和４年９月から令和５年２月にかけて、15農協（15県）と「農協との対話」を実施した（農水省の職員が農協に赴き、都道府県職員とともに、農協の自己改革実践サイクルによる自己改革の取組状況等について聞き取り及び意見交換し、農協の自己改革を後押しする取組）。 ・令和５年４月以降に都道府県を通じて収集・確認した当年度の「自己改革を実践するための具体的な方針」等と当該方針等の組合員説明資料を踏まえ、農協の自己改革実践サイクルのC・Aの取組に係る留意点や事例をまとめ、これを農協系統に説明したほか、自己改革実践サイクルの指導・監督に資するため都道府県に共有した。 ・令和５年度に12農協（12道府県）と、令和６年度に９農協（８道県）、令和７年度に７農協（７道県）と「農協との対話」を実施した。 ・　令和7年６月に、これまでに集めた事例を収集・分析し、「農業者の所得向上の取組」「合理的な価格形成につながる農協の取組事例集」の事例集を作成し、都道府県等に共有するとともに、ホームページで公表を行った。 ・　令和7年８月に、農協の経済事業に関する意識・意向について、認定農業者を対象にアンケートを行った。結果を分析・評価し、ホームページで公表を行った。 b（農業委員会） 「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和４年２月２日付け３経営第2584号）を都道府県知事及び全国農業会議所宛に発出し、農業委員会が行う最適化活動について活動の目標の設定等を行うに当たっての考え方、農業委員と推進委員の役割分担等について明確化した。	a「系統金融機関向けの総合的な監督指針（平成17年４月１日付け金監第806号・16経営第8903号）」に基づき、自己改革実践サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行う。 b（農業協同組合）、c 令和３年６月18日閣議決定規制改革実施計画の「農協改革の着実な推進」の回答と同様の取組みを実施 b（農業委員会） 「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和４年２月２日付け３経営第2584号）に基づき、農業委員会が行う最適化活動の目標及び点検・評価結果等を把握するとともに、引き続き当該通知の考え方等の周知を行う。	措置済	フォロー終了

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定分）										
農林分野										
(6)農協改革の着実な推進										
令和元年6月21日	農林分野	10	農協改革の着実な推進	農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取組を促す。	令和元年度以降、継続的に措置	農林水産省	令和元年9月、農協改革集中推進期間における農協改革の進捗状況を公表した。また、改革の取組状況に関するアンケート調査を実施（平成29年7月、平成30年6月及び令和元年9月に結果を公表）して、農協自身及び農業者の評価の見える化を実施した。 令和3年6月の規制改革実施計画の策定を受け、以下の取組を行った。 ・「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成23年2月28日22経営第6374号）」に基づき、以下のとおり自己改革実践サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行った。 ・ 令和4年3月から10月にかけて、農協が策定した「自己改革を実践するための具体的な方針」等（a①（ⅰ）～（ⅲ）の方針等）を都道府県を通じ収集・確認。 ・ 令和4年10月に、都道府県を通じて収集した「自己改革を実践するための具体的な方針」等について、取組項目別に優良事例等をまとめた事例集を作成し、都道府県等に共有。 ・ 令和4年9月から12月、令和5年9月から12月、令和6年10月から12月及び令和7年10月から12月にかけて、農協の監督行政庁である都道府県及び都道府県中央会等の連合会に対しヒアリングを行い、農協の自己改革実践サイクルによる自己改革の取組及び連合会の支援状況、都道府県の指導・監督の状況等について把握し、助言等を実施。 ・ 令和4年9月から令和5年2月にかけて、15農協（15県）と「農協との対話」を実施した（農水省の職員が農協に赴き、都道府県職員とともに、農協の自己改革実践サイクルによる自己改革の取組状況等について聞き取り及び意見交換し、農協の自己改革を後押しする取組）。 ・ 令和5年4月以降に都道府県を通じて収集・確認した当年度の「自己改革を実践するための具体的な方針」等と当該方針等の組合員説明資料を踏まえ、農協の自己改革実践サイクルのC・Aの取組に係る留意点や事例をまとめ、これを農協系統に説明したほか、自己改革実践サイクルの指導・監督に資するため都道府県に共有した。 ・ 令和5年度に12農協（12道府県）と、令和6年度に9農協（8道県）、令和7年度（7道県）と「農協との対話」を実施した。 ・ 令和7年6月に、これまでに集めた事例を収集・分析し、「農業者の所得向上の取組」「合理的な価格形成につながる農協の取組事例集」の事例集を作成し、都道府県等に共有するとともに、ホームページで公表を行った。 ・ 令和7年8月に、農協の経済事業に関する意識・意向について、認定農業者を対象にアンケートを行った。結果を分析・評価し、ホームページで公表を行った。	令和3年6月18日閣議決定規制改革実施計画の「農協改革の着実な推進」の回答と同様の取組みを実施	―	フォロー終了
水産分野										
(2)改正漁業法の運用について										
令和元年6月21日	水産分野	4	海面を最大限活用しうる仕組みの確立と、漁業権制度の運用の透明化	a 農林水産省は、漁場の有効活用を図るために現在の漁業権設定状況が一目で分かる漁場マップを策定し、公開する。 b 漁業者が自主的に漁場を有効活用できるよう、都道府県知事が漁場の適切かつ有効な活用を行っていると公平かつ公正に判断することができるよう基準を明確化し、技術的助言として発出する。特に、「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない」場合について、どのような場合が該当するのか具体的な事例に即して明らかにする。 c 漁業権制度の運用に関し、都道府県知事が利害関係人や海区漁業調整委員会の意見を精査した上で、新規参入者の参入を不当に制限することのないよう必要な対策を講ずる。 d aの漁場マップの策定についての調査に加え、5年ごとに漁業権の免許状況調査を実施する。また、新たに漁場として設定された事例、また廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者の免許状況について調査・公表の上、漁場の活用状況に関するKPIを設定し、適切な政策を講ずる。 e 新規に沖合の区画漁業権について免許を付与できるように、関係省庁及び都道府県が漁業者や関係機関と調整して、短期間で手続が終了するよう取り組む。	a～c,e:令和2年度措置 d:令和2年度以降継続的に措置	農林水産省	a～c 既に措置済 d 令和5年9月以降に順次行われた一斉切替え後の漁業権に係る免許状況調査を実施し、新たに漁場として設定された事例、廃止された事例やその理由等についてとりまとめ、都道府県に説明の上、令和7年3月に水産庁HPにて公表した。 また、上記調査結果を踏まえて、令和6年度以降の漁場の活用に関するKPIを設定し、都道府県に説明の上、令和7年3月に水産庁HPにて公表した。 e 左記で指摘された事項について、「新たな漁業権を免許する際の手順及びスケジュールについて」（令和3年9月7日付け3水管第1529号水産庁資源管理部管理調整課長・水産庁増殖推進部栽培養殖課長通知）により整理し、発出した。なお、一斉切替えにおいては、新規免許に当たっては、半年間から1年間の期間を手続きに要している。	a～e 措置済み	措置済	フォロー終了
医療・介護分野										
(2)医療等分野におけるデータ利活用の促進										
令和元年6月21日	医療・介護分野	2	データ利活用のための「標準規格」の確立	a 全国各地の医療機関や保険者が医療データを共有し、予防や医療のイノベーションに役立てることができるよう技術革新に意欲的な民間の創意工夫を尊重し、かつ国内外での相互運用性（様々なシステムが相互に連携可能なシステムの特性）を意識して、医療分野における標準規格の基本的な在り方を早急に検討し、公表する。併せて官民の役割分担を含む運営体制を構築する。 b 現在、データヘルス改革の工程表として、全国の医療機関や薬局間において患者の医療情報を結ぶ「保健医療記録共有サービス」や国民に対する健診・薬剤情報提供を目的とした「マイナポータルを活用したPHRサービス」が予定されている。これらのサービス開始に向け、現行の課題を踏まえて、民間サービス事業者を含む関係者の意見や海外の先進的な事例も参考に最低限必要となる標準規格を検討し、ガイドライン等の形で公表する。 c データヘルス改革を推進するに当たり、クラウド技術の進展等の技術動向を踏まえた上で、個別具体的な事例を収集し、それぞれについて、利用上の方針・留意点を整理し、現行の医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの改定素案を策定する。	令和元年度検討・結論・措置 ただし、bの「マイナポータルを活用したPHRサービス」に係る部分について、令和元年検討開始、令和2年度上期結論・措置	a,c:厚生労働省 b:厚生労働省 総務省 経済産業省	a 医療分野における標準規格の基本的な在り方については、標準的医療情報システムに関する検討会（内閣官房健康・医療戦略室）において、令和元年11月29日に「技術面からみた今後の標準的医療情報システムの在り方について」をとりまとめ公表した。 また、運営体制の構築については、前述のとりまとめ等も踏まえ、標準規格の普及に向けた施策や今後の官民の役割分担等について官民が共に検討を行う体制として、健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループを立ち上げたほか、「保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みに係わる調査事業」内において、医療機関等の関係者に幅広く参加いただき、保健医療情報を確認できる仕組みや情報連携に有用な医療情報項目、それらに必要となる標準規格やその普及施策について、意見収集を行った。また、令和元年度、HL7-FHIRにかかる海外調査を行い、学識者、医療機関等の関係者、ベンダー等の参加の下議論を行い、仮にHL7-FHIRを日本で活用する場合の検討事項等について整理した。 さらに、標準規格を実装した電子カルテの普及を支援する方策として、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）」において医療情報化支援基金を創設した。 令和4年3月、診療情報提供書等のHL7FHIR記述仕様を厚生労働省標準規格として採択することを決定した。 c クラウド技術の進展等を踏まえた上で、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の改定素案を策定し、令和2年3月26日の健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループにおいて公表した。 b マイナポータル等を通じた個人へのデータ提供に関しては、2017年6月以降の予防接種歴情報に加え、2020年6月から乳幼児健診・妊婦健診情報、2021年10月からは特定健診等情報及びレセプト（診療報酬明細書）の薬剤情報、2022年6月からは自治体検診情報、2022年9月からは診療情報、2023年1月からは電子処方箋の処方・調剤情報の提供を開始した。 時勢の変化や実際の運用を踏まえ、対象とする範囲や、主にクラウド上でPHRサービスを提供する者が健診等情報を取り扱う際に遵守すべき情報セキュリティ対策等について改定を行い、「PHRサービス提供者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を令和7年4月に公表した。 また、PHRサービス事業協会等の民間事業者団体が中心となり、上記指針に上乗せした内容を含む事業者向けのガイドラインの発出を行った。	a,c 措置済み b その他の保健医療福祉情報については、2023年6月に策定した「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、患者が登録された自身の情報をマイナポータル上で確認できる「電子カルテ情報共有サービス」の構築を進めており、2026年度に全国的な運用開始を目指している。 ・国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）において、サービス・システム間でデータが流通するような仕組みを検討する予定。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
	投資等分野									
			(4)フィンテックによる多様な金融サービスの提供							
令和元年6月21日	投資等分野	6	中小零細企業の資金調達の多様化	a　中小零細企業の資金調達の多様化に向け、短期の資金ニーズの調査、利息と手数料の関係を含む海外の法制度の調査を行う（令和元年度前半まで）。その結果を踏まえ、トランザクション・レンディングの活用などを含め、短期の資金ニーズにより円滑に応えられるよう、制度の見直しの可能性を含む方策のあり方を検討する。 b　研究開発型企業など新興企業の株式市場における資金調達の課題を整理し、その解決に向け、取引所と関係者との協議を促進する。	a.令和元年度検討・結論 b.令和元年度実施	a.金融庁 消費者庁 法務省 b.金融庁 経済産業省	a　中小零細企業に対しアンケートを行い、短期の資金ニーズを調査した。また、諸外国における、利息と手数料の関係を含む法制度について調査した。 金融庁は、フィンテックを活用した新たな取組を行いやすくするための環境整備を進めてきたところであり、こうした取組は、中小零細企業の資金調達の多様化に資するところ、今後も継続することとされた。 【金融庁】 b　東京証券取引所（東証）は、スタートアップの企業特性やニーズ等の多様化を踏まえ、新規上場手段の多様化を図る観点から、新規上場プロセスの円滑化、企業特性に合わせた円滑な上場審査（機関投資家の評価の活用等）、ダイレクトリスティングの見直し等の環境整備を行った（2022年12月、2023年3月）。 また、上場プロセスの円滑化としては、金融庁においても、スタートアップ企業をはじめとする未上場企業が上場する際、公開価格がより適切に決定されるようにするため、それまで1か月以上とされていた上場承認日から上場日までの期間について、株主保護を図りつつ、実務の改善による短縮を可能とする見直しを含む「社債、株式等の振替に関する法律」の改正法を成立させた（2023年11月）。 さらに、東証は、バイオベンチャー企業について、「新規上場ガイドブック（グロース市場編）」や「上場審査に関するFAQ 集」を改訂・公表し、臨床試験フェーズや創薬パイプラインに関する大手製薬企業とのアライアンスがIPO のための実質的な要件ではないことを明確化した。（2024年11月） あわせて、上記の「新規上場ガイドブック（グロース市場編）」や「上場審査に関するFAQ 集」について、主幹事証券会社に対して改訂時に改訂内容の案内を行ったほか、VC やIPO を目指すヘルスケアスタートアップなどに対してセミナーや個別相談時に改訂資料を活用した説明を実施し、市場関係者の理解促進を図っている。 このほか、バイオベンチャーの上場サポートを行う主幹事証券会社に対して周知を行うとともに、「ディープテック・バイオビジネス上場相談窓口」に寄せられたバイオベンチャーからの相談に対して改訂内容を踏まえ円滑な上場を支援してきた。 【経済産業省】 b　創薬型バイオベンチャーの資金調達を円滑化するためには、投資家が企業の実力や成長性を理解するために必要な非財務情報を分かりやすく発信していくことが重要である。日本の創薬型ベンチャーで特に情報開示が不足している開示内容、投資家目線での情報開示の必要性などを開示のイメージとともに整理した、「バイオベンチャーと投資家の対話促進のための情報開示ガイドブック」を策定し、周知活動等を行った。	a　措置済み 【金融庁】 b　措置済み 【経済産業省】 b　関係省庁とも連携し、バイオスタートアップへのヒアリング等を通じて、株式市場における資金調達の課題を整理し、必要な支援を検討する。	措置済	フォロー終了
			規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定分）							
			農林分野							
			(5)農業の発展に資するその他の改革							
平成30年6月15日	農林分野	5	農地集積・集約化等を通じた農業競争力強化のための規制改革	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）附則第2条に基づき、施行後5年を目途に更なる改革について検討を進めるため、以下の事項について検討する。 ・農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制に関する取組を引き続き徹底し、その評価を実施する。 ・農地の効率的な利活用を進める観点から、農地を所有できる法人の役員要件・構成員要件の見直しを含め、これまでの改革に関し、実績の把握、効果の検証を進めるとともに、その結果を評価する。その際、これまでリース方式や所有方式で参入した企業の状況等も踏まえる。	平成30年度結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省	・農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農地の利用の集積に支障を及ぼす場合の転用不許可要件への追加等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が令和元年5月に成立。令和2年4月1日に完全施行。 ・農地所有適格法人の要件については、平成28年の農地法改正による農地所有適格法人の要件緩和や養父市国家戦略特区の特例の活用実績、農地所有適格法人の要件に関する新たなニーズの有無を踏まえ、認定農業者である農地所有適格法人が役員をグループ会社で兼務する場合に役員の農業常時従事要件を特例的に緩和する仕組みの創設を上記法律案に盛り込んだ。	措置済み	措置済	フォロー終了
			水産分野							
			(2)漁業の成長産業化に向けた水産資源管理の実現							
平成30年6月15日	水産分野	1	新たな資源管理システムの構築	以下の方針に即した新たな資源管理システムを構築することとし、法改正を含めた措置を速やかに講ずる。 a　国際水準の資源評価・資源管理を行う前提として、資源評価対象魚種については、原則として有用資源全体をカバーすることを目指す。このため、生産量の多い魚種や資源悪化により早急な対応が必要な魚種を速やかに評価対象とした上で、その他の有用な魚種についても、順次対象に追加する。 b　調査船調査の拡充、情報収集体制の強化など、調査体制を抜本的に拡充するとともに、人工衛星情報や漁業者の操業時の魚群探知情報などの各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用する仕組みを整備する。 c　資源管理目標の設定方式を、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、国際的なスタンダードである最大持続生産量（以下「MSY」（Maximum Sustainable Yield）という。）の概念をベースとする方式に変更し、MSYは最新の科学的知見に基づいて設定する。 d　国全体としての資源管理指針を定めることを法制化する。この指針において、資源評価のできている主要魚種ごとに、現次、回復や維持を目指す資源水準としての「目標管理基準」（MSYが得られる資源水準）と、乱獲を防止するために資源管理を強化する水準としての「限界管理基準」の二つの基準を設ける。後者の基準を下回った場合には、原則として10年以内に目標管理基準を回復するための資源再建計画を立てて実行する。 e　目標管理基準を満たす資源水準の維持や段階的回復を図るため、毎年度の漁獲可能量（以下「TAC」（Total Allowable Catch）という。）を設定する。TAC対象魚種は、漁業種類別及び海区別に準備が整ったものから順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割をTACの対象とする。 f　漁業許可の対象漁業については、TAC対象とした魚種の全てについて、準備が整ったものから順次、個別割当（以下「IQ」（Individual Quota）という。）を導入する。IQの導入に当たっての割当は、国が、漁業許可を受けた者を対象に、これまでの実績等も考慮して、漁船別に、TACに占めるIQの割合（%）を割り当てる方式とし、IQの数量は、毎年度、その年度のTACに基づいて確定するものとする。資源管理に対応しつつ規模拡大や新規参入を促すため、漁船の譲渡等と併せたIQの割合の移転を可能とする。 g　IQの円滑な導入及び資源の合理的な活用を図るため、IQの割当を受けた漁業者相互間で、国の許可の下に、特定魚種についてのIQ数量を年度内に限って融通できることとする。 h　IQだけでは資源管理の実効性を十分に確保できない場合は、操業期間や体長制限等の資源管理措置を適切に組み合わせる。 i　上記の資源管理を着実に実施するため、 ・漁業者に対し、TAC対象魚種の全てについて、水揚げ後の速やかな漁獲量報告を義務付ける。その際、ICT等を最大限活用し、迅速に報告されるようにする。 ・逐次漁獲量を集計し、資源管理上必要な場合には、適切なタイミングで採捕停止など各種措置命令を発出する。 ・IQの超過に対しては、罰則やIQ割当の削減等の抑止効果の高いペナルティを講ずる。 j　海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者、漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。 k　新たな資源管理措置への円滑な移行を進めるために、減船や休漁措置などに対する支援を行う。 l　新たな資源管理システムの下で、適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化を図るとともに、法制化を図る。	早期の関連法案提出を含め、速やかに措置	農林水産省	a～k　規制改革の内容に沿って、資源管理並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す「漁業法等の一部を改正する等の法律」（平成30年法律第95号）が197回国会において成立し、平成30年12月14日に公布され、公布の日から起算して2年以内に施行されることとなった。その後、改正法に係る政省令や「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」等、施行に向けての法令等の整備を行い、令和2年12月1日に改正法が施行された。 e　令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「適切な水産資源管理の推進の項a」の回答と同様の取組を実施。 f, h　令和7（2025）管理年度までに、ミナミマグロ、大西洋クロマグロ（東大西洋及び西大西洋）及びクロマグロ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業、サバ類、マイワシ及びクロマグロ（大型魚）の大中型まき網漁業、クロマグロ（小型魚及び大型魚）のかじき等流し網漁業等、スルメイカの大臣許可いか釣り漁業、サンマの北太平洋さんま漁業並びにベニズワイガニ日本海系群（大臣許可海域）の日本海べにずわいがに漁業において、IQ 方式による管理を導入した。また、漁業法第8条は「資源管理は、漁獲可能量による管理を行うことを基本としつつ、稚魚の生育その他の水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、漁業時期又は漁具の制限その他の漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものとする」としており、これに即して対応する。 l　漁業災害補償制度全体について見直しを行い、漁業経営の安定に資するため、漁業災害補償法の改正等により、複数の漁業種類をまとめて締結できる契約方式の創設や、積立ぶらすで手厚い支援を行う強度タイプの魚種追加など漁業収入安定対策の機能強化を図る措置を講じた。	a～l　措置済み	措置済	解決

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
保育・雇用分野										
(2)日本で学ぶ留学生の就職率向上										
平成30年6月15日	保育・雇用分野	5	就労のための日本語能力の強化	a 日本語教師の養成・研修の仕組みを改善させ、日本語教師のスキルを証明するための資格について整備する。 b 複数の大学で取組が開始されている「留学生就職促進プログラム」の成果（ビジネス日本語、キャリア教育、就職活動に必要なノウハウほか）を早期に公表し、当該プロジェクト参加外の大学へ横展開を図る。 c 留学生がスムーズに職場に定着できるよう、新規就職者等に対し、職場において必要な日本語のコミュニケーション能力を高めるための実践的な研修としてビジネス日本語研修等の機会を提供する。	a:平成30年度検討、令和元年度結論、結論を得次第速やかに措置 b,c:平成30年度検討・結論、令和元年度措置	a,b:文部科学省 c:厚生労働省	a 令和5年5月に第211回通常国会で成立した日本語教育機関認定法（令和5年法律第41号）により、認定を受けた日本語教育機関においで外国人に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格として、登録日本語教員制度を整備した。 b 令和3年度より、留学生就職促進プログラムでの成果を基に制度設計を行った「留学生就職促進教育プログラム認定制度」による認定を開始し、40大学の認定を行った。 c 令和元年度において、我が国で就職する外国人留学生を対象とした「外国人留学生定着支援コース」を新設・実施し、令和2年度においても引き続き実施した。 令和3年度以降は、外国人雇用サービスセンターにおいて、「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」に基づく研修を実施している。	a 日本語教育機関認定法が施行される令和6年度以降、同法に基づく日本語教員試験の実施、登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録、登録日本語教員の登録を実施中。 b 令和8年度においても引続き、「留学生就職促進プログラム」の成果を基に制度設計を行った「留学生就職促進教育プログラム認定制度」に基づく認定公募を実施していく予定。 c 措置済み（外国人雇用サービスセンターにおいて、「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」に基づく研修を適切に実施していく。）	措置済	解決
投資等分野										
(2)電波制度改革										
平成30年6月15日	投資等分野	15	電波の利用に関する負担の適正化	電波の利用に関する負担の適正化について、以下の方策を実施する。 a 電波の経済的価値も踏まえた電波利用料全体についての一層の適正化のため、電波の利用状況に即して特性係数や帯域区分等を見直す。 b 上記aの見直し（電波利用共益事務のコストの分担の範囲での見直し）を超え、国民共有の財産である電波を利用している免許人に対して経済的価値に基づく負担を求めることについて、検討する。	a:平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出 b:継続的に検討	総務省	a 携帯電話について、実態として国民に広く普及していること及び既存周波数の有効利用を促進するための新たな仕組みを設けること等を踏まえ、新たに1/2の特性係数を適用するとともに、利用料負担額の割り振りに係る帯域区分を近年の無線技術の進展による帯域の価値の変化を反映した形に見直すため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立、17日に公布された（令和元年法律第6号）。 b 令和5年1月から「5Gビジネスデザインワーキンググループ」を開催し、今後の5Gへの割当ての中心となるミリ波等の高い周波数帯を活用した5Gビジネスを拡大していくための方策等とともに、それに資する新たな割当方式としての「条件付オークション」の制度設計について検討を行い、令和5年7月に報告書を取りまとめた。こうした報告書等を踏まえ、ミリ波等の6GHzを超える高い周波数帯における価額競争による新たな周波数割当方式の導入を含む「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を令和7年2月に第217回通常国会に提出し、同年4月に「電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）」が成立した。 これを受けて、令和7年6月に情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会の下に「価額競争の実施方法に関する検討作業班」が設置され、価額競争の実施方法について具体的な検討が行われ、同年12月に情報通信審議会から一部答申を受けた。その後、令和8年3月に26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針を制定し、本価額競争の参加申請の受付を開始した。	a 措置済み b 措置済み 今後、速やかに既存無線システムと共用可能性が高い周波数を価額競争により5Gに割り当てることを目指す。	措置済	解決
平成30年6月15日	投資等分野	19	新規参入の促進	放送事業への新規参入を促進する。このため、No.18eのほか、総務省において以下の措置を講ずる。 a 地上放送について、放送大学学園による地上放送が本年9月末に終了することから、その跡地の新たな割当てに係る方針について、特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に利用した後の活用方策について、新規参入の可能性やサービス高度化の可能性を含めて所要の方針の策定を行う。 b 衛星放送のソフト事業について、新規参入等による放送コンテンツの多様化・競争力向上を促進する観点から、衛星基幹放送の業務の認定及び5年毎の認定の更新に際して帯域の有効利用を検証する仕組みを導入する等、平成31年度中に所要の制度整備を行う。 c V-high帯域について、現在、サービス提供を行う者が存在しておらず空き帯域となっていることから、総務省が本年2月に公表した意見募集結果も踏まえ、通信・放送融合時代における新たなサービス・ビジネスモデルの創出も視野に入れた活用方策を検討する。	a,b:令和元年度中に措置 c:平成30年度中に検討・一定の結論	総務省	a 平成30年11月から、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下の「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において議論を行い、放送大学の地上放送跡地を当面の間技術的な実験・実証フィールドとして活用すること等の方向性を示した「放送用周波数の活用方策等に関する基本方針」を令和2年1月にとりまとめた。 b 衛星基幹放送の業務の認定及び5年毎の認定の更新に際して帯域の有効活用を検証する仕組みを導入する「放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第23号）」が令和元年5月に成立し、衛星基幹放送関連規定が令和2年3月に施行。 c 総務省では、V-High帯域の利用に係る提案募集を2度行い、合計16件の提案があった。この結果を踏まえ、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下の「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において議論を行い、平成31年4月に「V-High帯域の活用方策に関する取りまとめ」を策定したところ、それを踏まえ、希望者を中心に実証実験を実施し、ユースケースの早期具体化を図るため、V-High帯域を特定実験試験局用周波数として位置付け、柔軟かつ容易に実証実験が行える環境を整備した。	a～c 措置済み	措置済	解決

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
(4)放送を巡る規制改革（グローバル展開、コンテンツの有効活用）										
平成30年6月15日	投資等分野	23	放送コンテンツの海外展開の支援	放送コンテンツの海外展開について、以下の措置を講ずる。 a 放送コンテンツの海外展開の支援事業を継続的かつより積極的に行う。 b 海賊版・違法コンテンツ対策のため、違法コンテンツ削除要請などの活動を人員面・資金面などを含め更に強化できるよう支援する。 c 海外の著作権等の担当部局との情報交換を推進する。海外の当局で取締りが迅速になされていないケースがあることも踏まえ、より迅速・十分な取締りがなされるよう、高次のレベルを含め、様々なレベル・枠組みで外国政府に働きかけを行う。 d インターネット上の海賊版サイトにつき、リーチサイト対策のための法整備を進める。 e 国境を越えたインターネット上の海賊版に対する対策の在り方について、有識者、関係府省、権利者、事業者等で連携して検討する場を設ける。 f 著作権侵害の発生国・地域及び著作権保護を強化している諸外国の関係機関との情報交換・連携を強化し、必要に応じ、これらの国の状況を参考に、対策強化を検討する。 g 諸外国における外国コンテンツ規制については、放送コンテンツの海外展開の観点から、各産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話の場を活用し、相手国における規制の緩和・撤廃を求める又は日本のコンテンツの自由な流通が確保されるよう、引き続き働きかけを実施する。	a,b,c,f,g:平成30年度上期以降継続的に実施、 d:令和元年通常国会までに法案提出、 e:平成30年度早期に措置	a:総務省 b:総務省 経済産業省 c:文部科学省 経済産業省 d:文部科学省 e:内閣府 f:文部科学省 経済産業省 g:総務省 外務省	【総務省】 a 放送・配信コンテンツの製作力強化・海外展開推進を図るため、令和7年度は、VFXなど先進的映像設備等を活用したドラマなど実写コンテンツの製作支援として19件を採択。また、コンテンツの国際見本市における放送事業者等と連携したジャパンパビリオン設置やセミナー開催等の取組、タイにおける日本の実写コンテンツを集約した配信実証等を実施。 b 令和元年度に違法放送コンテンツを特定する技術の向上のための実証を実施。また、違法放送コンテンツ流通対策に関する情報共有等を図るため、平成31年4月及び令和2年1月に日・ASEANのワークショップを開催。 令和2年度は、業界団体において、不正ストリーミングデバイス対策協議会・違法配信サービス対策連絡会が設立されたことから、違法配信サービスに関する実態の調査結果等を情報共有し、同協議会・連絡会の活動を支援。 令和3～6年度は、不正ストリーミングデバイス流通状況について詳細調査を行い、同協議会・連絡会において情報共有を実施。 【経済産業省】 b オンライン上の海賊版コンテンツに対する削除要請等が民間において自主的に行われるような仕組みを構築し、削除実務を行う人員体制を強化。 c 権利者団体を通じて、各国の権利者団体と連携して、侵害地国の捜査機関に対する取締強化の要請等を実施。 f 権利者団体を通じて、諸外国の政府・政府機関・権利者団体等と関係構築及び連携強化を図り、侵害地国における最新の情報を継続的に把握。 【文部科学省】 c 日・ベトナム首脳会議において、サイバー空間の著作権侵害への対応強化に向け、日越両国の協力を強化していくことを確認したほか、在ベトナム日本大使館と海賊版サイトの摘発に向けた課題を共有するなど継続的に協力している。また、中国及び韓国、ベトナムと政府間協議を実施し、取締り強化の申し入れや著作権保護強化に係る意見交換を行ったほか、ASEAN諸国の著作権当局との間でも、国境を越えたインターネット上の著作権侵害への対応について情報交換を実施。 d 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を進め、2019年2月に「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ。 その後、「海賊版対策としての実効性確保」と「国民の正当な情報収集等の萎縮防止」のバランスを取った「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」が令和2年6月に公布され、令和2年10月1日に「リーチサイト規制」に関する改正事項が施行された。 f インターネット上の海賊版対策に関する国際著作権会合（コンソーシアム）を開催し、中国、韓国、ASEAN諸国の著作権当局や公安当局等、インターポール等の国際機関、権利者団体等との間でも、著作権保護強化や国境を越えたインターネット上の著作権侵害への対応について情報交換を実施し、連携を強化していくことを確認した。 【内閣府】 e 有識者、関係府省、権利者、事業者等により構成される「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」を設置して、インターネット上の海賊版に対する総合対策について集中的に検討を行った（平成30年6月～10月）。検討状況については、「検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合（第1回）」で報告を行った（平成30年10月）。また、「検証・評価・企画委員会」（平成31年3月、4月、令和元年7月）において、インターネット上の海賊版への総合的な対策メニュー案を、「構想委員会・コンテンツ小委員会」（令和3年4月）においてその更新案を示し、議論を行った。これらを踏まえて関係府省庁で取りまとめた「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」（令和元年10月策定、令和7年5月更新）に基づき、政府一丸となって対策に取り組んでいる。令和6年9月には、最新情報の共有等を図りながら、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューに基づく取組を官民一体となって進めるため、海賊版対策に係る民間及び関係府省庁で構成される「海賊版等対策官民実務者級連絡会議」を立ち上げ、これまでに計4回開催した。（令和6年9月、令和7年1月・5月、令和8年3月） 【外務省】 g （1） 令和6年12月の第2回日中ハイレベル人的・文化交流対話において、中国における外国コンテンツ（アニメを含む放送コンテンツ、ゲーム等）に対する規制の透明化や、海賊版対策に関する相互協力の重要性を確認し、両国のクリエイターが安心して創作活動に従事できる環境整備を行っていくことを確認した。また、映画関係者の相互訪問を含む日中映画共同製作協定に基づく協力を促進することで一致した。 （2） 外務省の取組として、商業ベースで我が国に関するコンテンツの放送が進まない国・地域（南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等）へ我が国のテレビ番組を提供・放送し、日本理解の増進を図る。これまでに135か国・地域、4,515番組を放送（令和8年3月末時点）。	【総務省】 a 先進的映像設備等を活用した実写コンテンツの製作支援、タイにおける配信実証、国際見本市における取組を引き続き実施するとともに、新たに、企画開発段階の支援として、ショート動画ドラマなど新たな形態のコンテンツ製作の推進や制作費の資金調達多様化実証に取り組む。 b 引き続き不正ストリーミングデバイス対策協議会・違法配信サービス対策連絡会と情報交換等連携する予定。 【経済産業省】 b 引き続きオンライン上の海賊版コンテンツに対する削除要請等の仕組みが民間において自主的に行われるよう適切な制度設計・機能強化等を実施。 c 引き続きエンフォースメントを実施。 f 引き続き諸外国の政府・政府機関・権利者団体等と関係構築及び連携強化を図るとともに、知的財産権侵害対策に関する情報共有や共同エンフォースメントの実施。 【文部科学省】 c 引き続き、侵害発生国との政府間協議等を実施し、著作権保護強化に向けた情報交換、働きかけを行う。 d 措置済み f 引き続き、侵害発生国との政府間協議等を実施し、著作権保護強化に向けた情報交換、働きかけを行うとともに、必要に応じ、これらの国の状況を参考に、対策を検討する。 【内閣府】 e 引き続き、海賊版対策に係る民間及び関係府省の実務者級で構成される海賊版等対策官民実務者級連絡会議の場において、最新情報の共有等を図りながら、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューに基づく取組を官民一体となって進めるとともに、工程表は年度ごとに更新を行う。 【外務省】 g （1） 中国政府との対話を通じて，引き続き外国の映像作品に対する規制緩和を要請していく。「日中映画共同製作協定」の更なる活用を図るべく、中国政府及び関係機関との対話を継続。 （2） 令和4年度をもって新規提供を終了し、これまで行ってきた事業において番組提供済みの案件について、提供先国・地域での確実な放送実現に向けて、引き続き、放送状況確認、及び成果報告に関わるフォローアップ等を実施した。本事業は令和8年3月末で終了した。	措置済	フォロー終了
(6)放送を巡る規制改革（電波の有効活用その他）										
平成30年6月15日	投資等分野	27	電波の有効活用	放送用周波数の更なる有効活用を図るため、総務省において利用状況の調査、有効活用のための方策の調査検討などを行う。	平成30年度検討開始し、令和元年度上期に中間取りまとめ	総務省	総務省では、平成30年1月に「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に、「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」を開催して検討を行い、平成30年9月に、当該検討会の第二次取りまとめを公表した。 第二次取りまとめを踏まえ、放送用周波数の有効活用に関する技術検証等を通じて、令和6年5月23日に、無線設備規則等の一部を改正する省令（令和6年総務省令第47号）及び関係告示を制定した。	措置済み	措置済	解決

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
	⑧エネルギー分野の規制改革（ガス小売市場における競争促進）									
平成30年6月15日	投資等分野	34	ガス小売市場における競争促進（ガス託送料金の適正化）	小売自由化以降、新たに認可申請される都市ガスの託送料金について、全ての費目に個別査定を行うことに加え、既に認可された託送料金についても、超過利潤の累積や想定単価と実績単価のかい離の管理など十分な事後評価を行い、結果を公表する。その結果を踏まえて託送料金の引下げ申請の命令を含む必要な措置を講ずる。	平成30年度に事後評価の結果公表。以降、継続的に措置	経済産業省	電力・ガス取引監視等委員会において、ガス導管事業者の令和6年度託送収支の事後評価を行い、その結果を公表した。その結果、令和6年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していた事業者は2社であった。また、令和6年度において想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していた事業者は5社であった。これらについて、期日までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、変更命令を行うことが適当である旨、経済産業大臣及び各経済産業局長等に対し回答した。	令和8年度中に、令和7年度託送収支の事後評価、料金値下げ届出内容の確認及び令和6年度の事後評価のとりまとめを行う。	措置済	解決
	その他重要課題									
	⑵新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革									
平成30年6月15日	その他重要課題	2	救援タクシー事業の明確化	a 救援タクシー事業について、タクシー車両を使用して本来業務の遂行を妨げない範囲で行われ、社会通念上貨物運送行為に該当しない「救援事業」の範囲についてより明確化を図る。 b 利用者ニーズや生産性向上と人手不足解消の観点を踏まえ、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）におけるタクシー車両を利用した貨物運送の在り方について、検討を開始する。なお、当該検討については、関係者の意見も踏まえるとともに、輸送の安全及び利用者利益の保護が損なわれることがないように留意して行う。	a:平成30年度検討開始・平成30年度結論 b:平成30年度検討開始・令和元年度結論	国土交通省	a 通達発出済み（「タクシー事業者が行う救援事業等について」（平成31年3月28日付け国自旅第306号））。 b 通達発出済み（「タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について」（令和4年9月16日付け国自安第75号・国自旅第205号・国自貨第65号））。	a 措置済み b 制度の運用状況について引き続きモニタリング・検証を実施。	措置済	フォロー終了
	規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定分）									
	人材分野									
	②転職して不利にならない仕組みづくり									
平成29年6月9日	人材分野	3	法定休暇付与の早期化	「法定休暇付与の早期化に関する意見」（平成29年1月26日規制改革推進会議）の内容の実現に向け、労働時間等設定改善指針（平成20年厚生労働省告示第108号）及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成21年厚生労働省告示第509号）を改正し、a.入社初年に年次有給休暇が付与されるまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、b.年次有給休暇の付与日数が20日に達するまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、c.仮に労使協定が締結されたとしても、勤務開始日から一定日数の子の看護休暇及び介護休暇を取得できるようにすることについて、事業場の実情も踏まえ対応することが望ましい旨の記載を追加する。また、労働時間等設定改善指針等の改正後、その普及啓発に積極的に取り組み、休暇の早期付与の状況に関する実態調査を行う。さらに、その調査結果を踏まえ、関係法令の改正を含む更に必要となる方策について速やかに検討を行う。	指針改正について、平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置。 改正指針の施行後、2年を目途に休暇付与の早期化に関する実態調査を開始。 調査結果を得次第、関係法令の改正を含む必要な方策について速やかに検討・結論	厚生労働省	閣議決定の記載を踏まえ、平成29年9月27日に「労働時間等設定改善指針（平成20年厚生労働省告示第108号）」及び「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成21年厚生労働省告示第509号）」を改正し、いずれも平成29年10月1日より適用している。 また、改正指針については、厚生労働省において、リーフレットを作成し、日本経団連、連合等の労使団体を通じた周知、厚生労働省のホームページ、広報誌、メールマガジン等による周知、また、平成29年10月以降に開催したシンポジウム・セミナー等を通じた周知に努めている。さらに、全国の労働局及び労働基準監督署でリーフレットを配布するほか、労働局幹部がリーディングカンパニーや地域で社会的影響力が大きい中堅・中小企業の経営トップに働きかけを行う際や、労働局の職員及び働き方・休み方改善コンサルタントによる企業指導時等において、改正指針の周知を図っている。 また、年次有給休暇の付与の状況について、今年度も調査を実施し状況を把握した（委託事業による調査）。 なお、子の看護休暇及び介護休暇についての実態調査については、平成30年度、令和2年度時点の状況を把握しており（厚生労働省「雇用均等基本調査」）、その結果等を踏まえ、令和6年に育児・介護休業法を改正し、継続して雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定によって子の看護休暇又は介護休暇の対象から除外する仕組みを廃止した（令和7年4月1日施行済み）。これに伴い、「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」における、仮に労使協定が締結されたとしても、勤務開始日から一定日数の子の看護休暇及び介護休暇を取得できるようにすることについて、事業場の実情も踏まえ対応することが望ましい旨の記載が不要となるため、これを削除する改正を行った（令和7年4月1日施行済み）。	労働時間等設定改善指針については、改正内容も含め、今後も引き続き周知徹底に努めていく予定である。 また、子の看護休暇及び介護休暇については、令和7年4月1日に施行された改正育児・介護休業法の周知及び履行確保に努めていく予定である。	検討中	継続フォロー
	投資等分野									
	⑦次世代自動車（燃料電池自動車）関連規制の見直し									
平成29年6月9日	投資等分野	31	水素出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和	水素スタンドに併設する小規模な水素出荷設備に係る保安統括者等の選任を保安監督者により代替した場合における保安体制の在り方について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	有識者による検討会の結果等を踏まえ、水素スタンドに併設する小規模な水素出荷設備に係る保安統括者等の選任を保安監督者により代替する場合の保安体制の在り方について、一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）等の改正案を作成し、パブリックコメントに向けて準備中。	水素スタンドに併設する小規模な水素出荷設備に係る保安統括者等の選任を保安監督者により代替する場合の保安体制の在り方について、今後のパブリックコメントの結果を踏まえ、令和8年度上期を目途に例示基準等の改正を行う予定。	措置済	解決
平成29年6月9日	投資等分野	47	燃料電池自動車用高圧水素容器に係る特別充てん許可の手続の簡素化	高圧ガス保安法に基づく特別充てん許可制度について、一つの申請によって複数の許可を受けることを可能とするなど、特別充てん許可の手続の簡素化について検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	特別充填許可の手続の簡素化に向けて、事業者や自治体の意見も踏まえつつ検討を行い、高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）の改正案を策定し、パブリックコメントに向けて準備中。	特別充填許可の手続の簡素化に向けて、今後のパブリックコメントの結果を踏まえ、令和8年度上期を目途に通達の改正を行う予定。	措置済	解決
	⑧その他									
平成29年6月9日	投資等分野	62	LNGローリー車への充てん量上限の引上げ	業界団体等による安全性に関する技術的検証に基づいた案を基に、LNGローリー車への充てん量上限の引上げを検討する。	業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が出され次第検討開始	経済産業省	業界団体等が安全性に関する技術的な検証を行っているところ。	業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が提出された場合には、業界団体等の案を基に検討を進める。	検討中	継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
平成29年6月9日	投資等分野	63	遠隔監視による高圧ガス製造設備の保安業務の推進	業界団体等による安全性に関する技術的検証に基づいた案を基に、高圧ガス製造施設に常駐させる保安係員の代替として、ICTの活用による遠隔監視を認められるかを検討する。	業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が出され次第検討開始	経済産業省	有識者による検討会の結論を踏まえ、深冷分離式の空気液化分離装置による酸素等の製造施設である事業所について、遠隔監視による設備の点検・異常確認時の措置等を明確化するため、一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）等を令和7年4月17日に改正した。 ※「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について津の一部を改正する規定」（20250409保局第1号、令和7年4月17日施行）	措置済み	措置済	解決
平成29年6月9日	投資等分野	78	特定行政書士による戸籍謄本等の交付請求	特定行政書士についても、不服申立て手続の代理業務に必要な場合には戸籍謄本等の交付請求を可能とすることについて検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	法務省	戸籍法改正の機会に併せて，戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士に関する事項を追加することについての可否を含めて引き続き検討中。 なお、氏名の振り仮名の法制化のための戸籍法改正については、マイナンバーカードの普及及び利用の促進に資するものという観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による一括改正により行われたことから、他の事項についての改正は行うことができなかった。	戸籍法改正の機会に併せて，戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士に関する事項を追加することについての可否を含めて引き続き検討を行う。	検討中	フォロー終了
規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定分）										
農業分野										
②生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組										
平成28年6月2日	農業分野	6	公正かつ自由な競争を確保するための方策の実施	公正取引委員会は、以下の措置等を講ずる。 a 農業者、商系業者等からの情報提供を受け付ける窓口（平成28年4月設置）について、農林水産省とともに積極的な公表・周知活動を行い、それを通じて、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を収集する。 b 農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に効率的な調査を実施し、必要に応じ、効果的な是正措置を実施・公表するための「農業分野タスクフォース」（平成28年4月設置）を通じ、農業分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。	平成28年度以降措置	公正取引委員会 農林水産省	a 公正取引委員会及び農林水産省は、農業者、農協関係者、商系業者等に対して、平成28年11月から平成29年3月までの間、全国12か所で農業分野における独占禁止法等に係る説明会及び個別相談会を開催するとともに、同説明会において、情報受付窓口を案内・周知した。 また、農業分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報提供窓口に寄せられた情報の件数は、その設置から令和8年3月31日までにおいて、431件である。 b 公正取引委員会は、「農業分野タスクフォース」において、土佐あき農業協同組合及び大分県農業協同組合に対して審査を行ってきたところ、それぞれ平成29年3月29日及び平成30年2月23日に独占禁止法の規定に基づき排除措置命令を行った。また、同タスクフォースにおいて、あきた北農業協同組合及び株式会社本家比内地鶏に対して審査を行ってきたところ、令和元年7月3日に警告を行った。 また、平成28年度以降、農業分野において、47件の注意を行った。	今後とも、農業分野における独占禁止法違反行為に厳正に対処していく。	措置済	フォロー終了
投資促進等分野										
④その他民間事業者等の要望に応える規制の見直し										
平成28年6月2日	投資促進等分野	30	商品先物取引法における外務員登録に係る申請事項の見直し	商品先物取引法（昭和25年法律第239号）における外務員登録申請書の記載事項について、法執行の実効性の確保に必要な項目に絞る観点から検討する。	次期法改正までに検討・結論	農林水産省 経済産業省	現在、内容の検討を行っているところ。なお、登録実施機関である日本商品先物取引協会において、登録申請書の添付書類の柔軟化など登録手続の簡素化に取り組んでいる。	次期法改正までに検討・結論を得る。	検討中	フォロー終了
規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定分）										
農業分野										
④農業協同組合の見直し										
平成26年6月24日	農業分野	16	単協の活性化・健全化の推進	単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、不要なリスクや事務負担の軽減を図るため、JAバンク法に規定されている方式（農林中央金庫（農林中金）又は信用農業協同組合連合会（信連）に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信連の支店を置くか、又は単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式）の活用の推進を図る。 あわせて、農林中金・信連は、単協から農林中金・信連へ事業譲渡を行う単協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単協に支払う手数料等の水準を早急に示すことを促す。 全国共済農業協同組合連合会（全共連）は、単協の共済事業の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用の推進を図る。 また、単協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確化するための法律上の措置を講じる。 さらに、単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、下記を含む単協の活性化を図る取組を促す。 ・単協は、農産物の有利販売に資するための買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大する。 ・生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省 金融庁	・農協は、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとすること ・農協は、事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業収益を、事業の成長発展を図るための投資や事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないものとすること ・単位農協の信用事業譲渡をより円滑に行う観点から、農協が信用事業の全部を譲渡した場合だけでなく、一部を譲渡した場合についても、農林中金、信用農協連合会等の業務の代理を行うことができるものとすること 等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律63号）が第189回国会（平成27年通常国会）において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 ・令和元年9月、農協改革集中推進期間における自己改革の実施状況を公表 ・改革の取組状況に関するアンケート調査を実施・公表して、農協自身及び農業者の評価の見える化を実施（平成29年7月、平成30年6月及び令和元年9月に結果を公表） ・平成30年2月から令和2年11月にかけて、全都道府県において「農協との対話」を実施（農水省の職員が、農協の監督行政庁である都道府県の職員とともに、農協の自己改革目標をベースとして、PDCAサイクルの実施状況等について意見交換する取組） ・成果を出している農協の優良事例を公表（これまで56事例を公表） ・農業関連事業等が黒字である総合農協に対する調査を実施し、その結果を公表（令和2年5月） 等により自己改革を促している。	今後とも、農業者の所得向上に向けた自己改革の取組を促進する。	措置済	フォロー終了
平成26年6月24日	農業分野	18	組織形態の弾力化	単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにするための必要な法律上の措置を講じる。 なお、農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社（株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要）に転換することを可能とする方向で検討する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指すただし、農林中金・信連・全共連は平成26年度検討開始	農林水産省 金融庁	農協・連合会の分割や株式会社等への組織変更を可能にすること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律63号）が第189回国会（平成27年通常国会）において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 ・30専門農協と3専門連が株式会社へ組織変更済み。 ・16専門農協と1専門連が一般社団法人へ組織変更済み。 農林中金・信連・全共連の株式会社化については、「農協改革の法制度の骨格」（平成27年2月13日農林水産業・地域の活力創造本部決定）において、中長期的に検討する旨決定した。	措置済み	措置済	フォロー終了

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 （令和8年3月31日時点）	今後の予定 （令和8年3月31日時点）	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
平成26年6月24日	農業分野	20	他団体とのイコールフッティング	農林水産省は、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。	平成26年度検討・結論	農林水産省	「農協改革の基本方向」（農協のあり方研究会報告書。平成15年3月）に基づき、行政運営の上で、農協系統と農協以外の生産者団体とのイコール・フッティングの確保のため、平成27年5月1日付で「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針」を改正し、都道府県等に周知・徹底した。	措置済み	措置済	フォロー終了
規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定分)										
エネルギー・環境分野										
②次世代自動車の世界最速普及										
平成25年6月14日	エネルギー・環境分野	57	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるよう、性能要件化につき検討し、結論を得る。	HFCV-gtrのフェーズ2で当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置	経済産業省	HFCV-gtrのphase2において、GTR13の技術的根拠の説明箇所に鋼材を含む材料の適合性評価に関する記載が追加された。 また国内で圧縮水素自動車燃料装置用の容器及びその附属品を利用するにあたっては、例示基準に記載されている材料以外であっても同等材料であることが確認できる材料は利用可能となる等、容器保安規則第3条第1号や国際相互承認に係る容器保安規則第3条第1項第1号の性能規定による運用を進めた。	国内外で同一の材料を使用できるよう、HFCV-gtrのphase2で記載が追加された他、国内においても性能規定に基づく運用がなされており、本件は措置済みとなった。	措置済	解決